

早稲田大学審査学位論文（博士）

東北アジア・サブリージョンにおける内発的越境ガバナンス

: 「北東アジア地域自治体連合（NEAR）」の事例研究

A Study of Endogenous Governance and Transnational Actor
in Northeast Asia

: The Association of North East Asia Regional Governments
as a New International Social Unit

早稲田大学大学院社会科学研究所
地球社会論専攻国際関係論研究

中山 賢司

NAKAYAMA, Kenji

2014年2月

目次

序論 サブリージョナリズムと NEAR	1
第1節 問題意識	1
1-1. 研究目的	1
1-2. 研究背景	3
第2節 東北アジア・サブリージョンへのアプローチ	6
2-1. 東北アジア・サブリージョンの概念整理	6
2-2. 機能主義的アプローチ	9
2-3. 行為体—空間論的アプローチ	10
2-4. 機構論的アプローチ	12
2-5. 本論文の視点：越境ガバナンス	13
第3節 事例としての NEAR	16
3-1. 構成単位と地理的範囲	16
3-2. 体格・体力・体質の非対称性	19
3-3. 時期区分：形成・深化・展開	22
3-4. 考察課題	25
第4節 構成	26

第 I 部 方法論の考察とマクロ分析

第1章 内発的越境ガバナンス論	43
序	43
第1節 越境ガバナンスと内発性アプローチ	44
1-1. EU ガバナンス研究の方法論上の含意	44
1-2. 内発性アプローチ	46
1-3. 内発的越境ガバナンス論の構成要素	48
第2節 国際行為体としての地方政府	52
2-1. 国際行為体と地方政府	52
2-2. 相互依存型の自律性	55

第3節 自己利益の追求を超えた連合体	59
3-1. 創造性	59
3-2. 国際行為体のアイデンティティ	60
3-3. 国際行為体としての地方政府の相互関係パターン	62
小 括：自律性と創造性	65

第2章 東北アジア地方政府間関係の多元化・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

序	75
第1節 国家間関係の変動	76
1-1. 脱冷戦プロセス	76
1-2. 戦略的安定と対立・緊張	78
1-3. 緩やかな制度化と分裂	81
第2節 姉妹（友好）都市交流	84
2-1. 全般的傾向	84
2-2. 広域地方政府別傾向	88
第3節 地方政府間の越境連携枠組み	97
3-1. 多元化	97
3-2. マルチ・メンバーシップ	100
3-3. ネットワークと圏域設定	103
第4節 NEAR にみる地方政府間関係	106
4-1. NEAR 定例会議参加状況	106
4-2. NEAR における姉妹（友好）都市関係	113
小 括：トランスナショナルな東北アジア地方政府間連携	118

第Ⅱ部 形成と動態

第3章 成立過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125

序	125
第1節 NEAR 会議の発足	128
1-1. 日本における地域国際化政策の展開	128
1-2. 島根イニシアティブの自律性	129

1-3. ローカル・マルチラテラリズム	132
1-4. 対話フォーラムとしての NEAR 会議	134
第2節 NEAR の成立	135
2-1. 提 唱	135
2-2. 具体化	139
2-3. 成 立	141
小 括：ローカル・マルチラテラリズムの胎動	147
第4章 地理的拡大	155
序	155
第1節 総体分析	158
1-1. 地理的拡大のパターン	158
1-2. 階層的な地方制度と地理的拡大	160
1-3. 水平拡大と垂直拡大	162
第2節 国別分析	164
2-1. モンゴル	164
2-2. ロシア	171
2-3. 韓 国	177
2-4. 中 国	183
2-5. 北朝鮮	189
2-6. 日 本	195
小 括：水平拡大と垂直拡大の交錯	200
第5章 制度化	209
序	209
第1節 地方政府間国際制度	211
第2節 概観：深化・展開のプロセス	213
2-1. 初期の制度	213
2-2. 深化期：階層化・拡充	214
2-3. 展開期：多様化	218
第3節 事務局固定化問題：対立・決着・包摂	224
3-1. 起源と「連合センター」案をめぐる同床異夢	224

3-2.	二つの事務局案の登場と対立	226
3-3.	慶尚北道案への収斂	228
3-4.	事務局開設と竹島（独島）問題	231
第4節	財政制度問題：克服の試みと挫折	233
4-1.	会費制の棚上げ	233
4-2.	会議開催経費の一部分担制の導入	234
4-3.	会費制導入の挫折	237
第5節	ネットワーク構築：国際行為体化	241
5-1.	国連専門機関との連携	241
5-2.	インター・サブリージョナリズム	244
小 括：	自律的な地方政府間国際行政の胎動	246

第Ⅲ部 活動と創造

第6章	域内交流・協力	255
序		255
第1節	分析視角：活動領域と行為志向性	256
第2節	共同事業の模索	259
2-1.	交流の船事業	259
2-2.	多様な事業提案と分科委員会の発足	260
第3節	深化：量的拡大	263
3-1.	分科委員会の始動	263
3-2.	分科委員会への所属と参加	266
第4節	展開：経済外交への傾斜と経験の蓄積	271
4-1.	経済外交への傾斜	271
4-2.	経験の蓄積	273
第5節	課題と行為志向性	274
5-1.	質的停滞	274
5-2.	行為志向性	276
小 括：	自己利益の追求を超えた連合体としての NEAR	278

第7章 ローカル環境イニシアティブ	285
序	285
第1節 地方政府間国際環境協力	286
1-1. 国際環境協力における地方政府	286
1-2. 行為志向性	288
1-3. 相互関係	289
第2節 理 (issue-oriented identity) の環境協力	290
2-1. 環境分科委員会の概観	290
2-2. 富山イニシアティブ	292
2-3. 理 (issue-oriented identity) の環境協力	294
第3節 「協生」の環境協力	297
3-1. 「とやま宣言」の三分類	297
3-2. 環境教育	300
3-3. 技術情報共有	301
3-4. モニタリング	303
第4節 創造性	307
4-1. 東北アジア多国間環境協力	307
4-2. NOWPAP と NEAR	311
4-3. DSS-RETA と NEAR	314
第5節 課題	317
小 括：創造性の NEAR 環境協力	321
結 論 自律と創造のメカニズム	333
序	333
分析結果の整理：ファインディングス	333
総 括：自律と創造のメカニズム	343

図表一覧

▼図・グラフ

図序-1	領域性の再編とサブリージョン	3
図序-2	東北アジア・サブリージョンの多中心的構図	8
図序-3	NEAR 加盟地方政府地図	17
図序-4	NEAR 加盟地方政府の面積と人口	20
図序-5	NEAR 加盟地方政府の経済規模と人口	21
附図序-1	東北アジアの多層的争点連携リージョナリズム	31
附図序-2	東北アジア六ヶ国の Polity IV 「政体」指標の推移	40
附図序-3	東北アジア六ヶ国の Freedom House 「自由」指標の推移	41
図 1-1	東北アジア・サブリージョンにおける越境ガバナンス	50
図 1-2	国際行為体としての地方政府の国際行動モデル	58
図 1-3	多賀の「行為体の深層」モデル	61
図 1-4	国際行為体としての地方政府の相互関係パターン	64
図 1-5	サブリージョナル越境ガバナンスの理念モデル	66
図 2-1	姉妹都市提携総数の推移（相手先国別、上段累計・下段新規）	86
図 2-2	姉妹都市提携総数の推移（相手先国別、上段日本・中段中国・下段韓国）	87
図 2-3	日本の姉妹都市交流（地方ブロック別）	89
図 2-4	日本の地方政府別提携相手先の東アジア・米国比率（都道府県別）	90
図 2-5	中国の姉妹都市交流（地方ブロック別）	92
図 2-6	中国の地方政府別提携相手先の東アジア・米国比率（省・自治区・直轄市別）	93
図 2-7	韓国の姉妹都市交流（地方ブロック別）	95
図 2-8	韓国の地方政府別提携相手先の東アジア・米国比率（道・広域市別）	96
図 2-9	NEAR 定例会議への加盟地方政府の参加数および割合の推移（国別）	107
図 2-10	地方政府の NEAR 定例会議への参加回数分布	110
図 2-11	NEAR 参加地方政府のクラスター分析	111
図 2-12	NEAR 加盟地方政府と姉妹（友好）都市提携関係（2012 年時点）	115
図 2-13	NEAR における姉妹都市関係	116
図 3-1	第 1 回 NEAR 会議参加地方政府と姉妹都市関係（1993 年 10 月）	132
図 3-2	第 2 回 NEAR 会議参加地方政府と姉妹都市関係（1994 年 9 月）	138

図 3-3	第 3 回 NEAR 会議参加地方政府と姉妹都市関係 (1995 年 9 月)	140
図 3-4	第 4 回 NEAR 会議参加地方政府と姉妹都市関係 (1996 年 9 月)	143
図 4-1	NEAR の加盟地方政府数の推移 (国別)	156
図 4-2	東北アジア地方政府の NEAR 加盟・非加盟時系列分布	157
図 4-3	NEAR への国別加盟数の推移	159
図 4-4	NEAR 加盟のクラスター分析	159
図 4-5	民主化指標と国別 NEAR 連合加盟率の相関	161
図 4-6	NEAR 加盟の波及パターン	163
図 4-7	モンゴルの NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移	165
図 4-8	モンゴルの NEAR 定例会議への参加状況の推移	170
図 4-9	モンゴルの NEAR 総会への代表参加者の職責	170
図 4-10	ロシアの NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移	172
図 4-11	ロシアの NEAR 定例会議への参加状況の推移	176
図 4-12	ロシアの NEAR 総会への代表参加者の職責	176
図 4-13	韓国の NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移	178
図 4-14	韓国の NEAR 定例会議への参加状況の推移	182
図 4-15	韓国の NEAR 総会への代表参加者の職責	182
図 4-16	中国の NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移	184
図 4-17	中国の NEAR 定例会議への参加状況の推移	188
図 4-18	中国の NEAR 総会への代表参加者の職責	188
図 4-19	北朝鮮の NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移	190
図 4-20	北朝鮮の NEAR 定例会議への参加状況の推移	194
図 4-21	日本の NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移	196
図 4-22	日本の NEAR 定例会議への参加状況の推移	199
図 4-23	日本の NEAR 総会への代表参加者の職責	199
附図 4-1	波及曲線の形状 (S 字曲線、凸型曲線)	202
図 5-1	NEAR の組織図 (1996 年時点、概略)	214
図 5-2	NEAR の組織図 (2004 年時点、概略)	216
図 5-3	NEAR の組織図 (2012 年現在、概略)	220
図 5-4	NEAR 記章	221
図 5-5	二つの常設事務局設置案 (指揮命令系統)	227
図 5-6	兵庫案	229

図 5-7	会議開催経費の一部分担制	237
附図 5-1	バルト海都市連合 (UBC) の組織図	250
図 6-1	活動領域と行為志向性	258
図 6-2	第 1 回実務委員会の提案内容の分類 (国別)	261
図 6-3	分科委員会の所属の分類 (国別)	268
図 6-4	分科委員会への参加状況の推移	269
図 6-5	分科委員会への参加状況の推移	270
附図 6-1	「NEAR 交流の船」事業の参加地方政府別参加者数	281
附図 6-2	이동형 (Lee, Dong-Hyung) によるアンケート調査結果 : NEAR 参加の目的 (複数回答)	282
附図 6-3	分科委員会の会議への参加状況の推移 (国別、深化期)	283
図 7-1	環境分科委員会構成地方政府と姉妹 (友好) 都市提携関係	296
図 7-2	「海辺の漂着物調査」実施海岸	304
図 7-3	黄砂広域モニタリング参加地方政府	306
図 7-4	東北アジアの多国間環境協力メカニズムと参加国	309
附図 7-1	参加地方政府数・海岸数、参加人数	326
附図 7-2	国別の参加地方政府数の推移	326
附図 7-3	環境分科委員会への参加状況の非一様性	331

▼表

表序-1	東北アジア・サブリージョンの大別	7
表序-2	NEAR 定例会議等の経緯	24
表 2-1	アジア・太平洋地域の地方政府間越境連携枠組み	99
表 2-2	東北アジア地方政府間越境連携枠組みの所属国別地理的範囲	100
表 2-3	地方政府間枠組みのマルチ・メンバーシップ	102
表 2-4	東北アジア地方政府間越境連携枠組みの分類	105
表 2-5	NEAR 定例会議への参加地方政府一覧	109
表 2-6	各クラスターの特徴と地方政府分類	112
附表 2-1	日中韓三都市交流	122
附表 2-2	梁と朴による海洋ネットワークタイプの分析	123
表 3-1	TRADP と NEAR における機構設立に至る経緯	127
表 3-2	第 4 回 NEAR 会議＝第 1 回 NEAR 総会における演説・提案の概要	144

表 5-1	NEAR の議長・副議長の変遷	218
表 5-2	NEAR 事務局への派遣地方政府一覧	222
表 6-1	第 1 回実務委員会における各地方政府の提案・発言一覧	262
表 6-2	分科委員会と主な交流・共同事業一覧	265
表 6-3	分科委員会の所属一覧（深化期）	267
表 7-1	環境分科委員会の開催経緯	291
表 7-2	環境分科委員会の主な個別プロジェクト	299
表 7-3	環境分科委員会における提案個別プロジェクト一覧と実施状況	319
表 7-4	環境分科委員会への参加状況	320
附表 7-1	漂着物調査への参加状況一覧	327

略語一覧

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AEBR	Association of European Border Regions	欧州国境地域協会
AER	Assembly of European Regions	欧州地域会議
AMF	Asian Monetary Fund	アジア通貨基金
ANMC21	Asian Network of Major Cities 21	アジア大都市ネットワーク 21
APEC	Asia Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力会議
ARF	ASEAN Regional Forum	東南アジア諸国連合地域フォーラム
ASEAN	Association of South - East Asian Nations	東南アジア諸国連合
ASEM	Asia-Europe Meeting	アジア欧州会合
CBC	Cross Border Cooperation	越境協力
CDI	Community-based Development Initiative	地域主体型開発協力
CFP	Common Fisheries Policy	(欧州) 共通漁業政策
CITYNET	CITYNET	アジア太平洋都市間協力ネットワーク
CLAIR	Council of Local Authorities for International Relations	自治体国際化協会
CoR	Committee of the Regions	(欧州) の地域委員会
CPMR	Conference of Peripheral Maritime Regions	(欧州) 沿岸辺境地域会議
DSS-RETA	Regional Technical Assistance on Dust and Sandstorm	黄砂対策地域技術協力プロジェクト
EANET	Acid Deposition Monitoring Network in East Asia	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク
EAS	East Asia Summit	東アジア首脳会議
EASG	East Asia Study Group	東アジア・スタディ・グループ
EAVG	East Asia Vision Group	東アジア・ビジョン・グループ
EGTC	European Grouping of Territorial Cooperation	領域的協力団体
ESCAP	United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific	国連アジア太平洋経済社会委員会
ESCAP SRO-ENEA	UN-ESCAP Subregional Office for East and North-East Asia	国連アジア太平洋経済社会委員会北東アジア事務所
EU	European Union	欧州連合
FASID	Foundation for Advanced Studies on International Development	国際開発高等研究機構
GAOK	Governors Association of Korea	全国市道知事協議会
GCNEA	Governor' s conference of the North East Asia	北東アジア国際交流・協力地方政府サミット
GEF	Global Environment Facility	地球環境ファシリティ

GMS	Greater Mekong Subregion	大メコン川サブリージョン
GTI	Greater Tumen Initiative	大図們江イニシアティブ
ICC	International Coastal Cleanup	国際海岸クリーンアップキャンペーン
ICLEI	International Council for Local Environmental Initiatives	国際環境自治体協議会
IGES	Institute for Global Environmental Strategies	地球環境戦略研究機関
INTERREG	INTERREG	EU 越境地域間協力プログラム
IULA	International Union of Local Authorities	国際地方自治体連合
JIAM	Japan Intercultural Academy of Municipalities	全国市町村国際文化研修所
JKSGM	Japan-Korea Strait Governor meeting	日韓海峡沿岸市道知事交流会議
KEDO	Korean peninsula Energy Development Organization	朝鮮半島エネルギー開発機構
KEI	Korea Environment Institute	韓国環境研究所
KLAFIR	Korea Local Authorities Foundation for International Relations	韓国地方自治団体国際化財団
LOGODEF	Local Government Development Foundation	地方自治体開発財団
LTP	Joint Research on Long-Range Transboundary Air Pollutants in Northeast Asia	北東アジア長距離越境大気汚染共同研究
MALITA	Marine Litter Activities	海洋ゴミに関する実施計画
MIC	Municipal International Cooperation	自治体国際協力
MLG	Multi-Level Governance	マルチレベル・ガバナンス
NEAC	Northeast Asian Conference on Environmental Cooperation	環日本海環境協力会議
NEADB	Northeast Asian Development Bank	北東アジア開発銀行
NEASPEC	Northeast Asian Subregional Programme of Environmental Cooperation	北東アジア地域環境協力プログラム
NEAPSM	Northeast Asia Peace and Security Mechanism	北東アジア平和安全保障メカニズム
NEAR	Association of North East Asia Regional Governments	北東アジア地域自治体連合
NET	Natural Economic Territory	自然経済圏
NOWPAP	North-west Pacific Action Plan	北西太平洋地域海行動計画
NPEC	Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center	環日本海環境協力センター
NPT	Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons	核兵器の不拡散に関する条約
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OEAED	Organization for the East Asia Economic Development	東アジア経済交流推進機構
OECC	Overseas Environmental Cooperation Center	海外環境協力センター
PATA	Pacific Asia Travel Association	アジア太平洋観光協会

PECC	Pacific Economic Cooperation Council	太平洋経済協力会議
PEMSEA	Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia	東アジア海域環境管理パートナーシップ
PRCEE	Policy Research Center for Environment and Economy of the Ministry of Environmental Protection of China	中国国家環境保護総局環境経済政策研究センター
RAP MALI	NOWPAP Regional Action Plan on Marine Litter	NOWPAP 海洋ごみ地域行動計画
R-20	R-20: Regions of Climate Change	気候変動のための世界地方政府行動連合
SCO	Shanghai Cooperation Organization	上海協力機構
SEA	Single European Act	単一欧州議定書
SPT	Six-Party Talks	六者協議
TAC	Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia	東南アジア友好協力条約
TCS	Trilateral Cooperation Secretariat	日中韓三国協力事務局
TEMM	Tripartite Environmental Ministers Meeting	日中韓三カ国環境大臣会合
TPO	Tourism Promotion Organization for Asian-Pacific Cities	アジア太平洋都市観光振興機構
TRADP	Tumen River Area Development Programme	図們江地域開発計画
UBC	Union of Baltic Cities	バルト海都市連合
UCLG	United Cities and Local Governments	都市・自治体連合
UCLG-ASPAC	United Cities and Local Governments Asia-Pacific	都市・自治体連合アジア太平洋支部
UNCCD	United Nations Convention to Combat Desertification	国連砂漠化対処条約事務局
UNCED	United Nations Conference on Environment and Development	国連環境開発会議（地球サミット）
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画
UNESCAP	United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific	国連アジア太平洋経済社会委員会
UTO	United Towns Organization	世界都市連合
UNWTO	United Nations World Tourism Organization	国連世界観光機構
YSLME	Yellow Sea Large Marine Ecosystem Project	黄海広域海洋生態系プロジェクト

序 論

サブリージョナリズムと NEAR

第 1 節 問題意識

1-1. 研究目的

冷戦終焉後、グローバル化と国際秩序の変容が進む中、世界各地で領域・境界の再編現象が進行した¹。主権国家を超えるリージョン (region) の形成、ローカル (local) 同士が国境を越えて直接結びつくサブリージョン (subregion) の出現など、重畳する地域変容のダイナミズムである (図序-1 参照)。国際社会のこうした領域・境界の変容をいかに捉えるべきか²。リージョン、ナショナル (主権国家)、ローカル、そしてサブリージョンは相互にどのような関係に置かれ、新たな国際秩序をつくろうとしているのか。

とりわけ「複数の主権国家の部分を切り取った集合」としてのサブリージョンは、これまでにない「越境的な国際社会単位」として注目を集め始め、「地域統合研究の第二波」として国際関係の主要な研究課題のひとつに浮上している³。欧州では INTERREG と称される EU の越境地域間協力プログラムが整備され、ユーロリージョン (Euroregion) を含む様々な形態のサブリージョン協力が飛躍的に深化・拡大した⁴。東アジアでも、大図們江圏、渤海／黄海圏、大華南圏、大メコン圏、成長の三角地帯、東 ASEAN 成長圏などのサブリージョン協力が進展してきた⁵。

こうしたサブリージョンの出現と拡大は、従来の国際秩序の基本にあった領域性と単位の

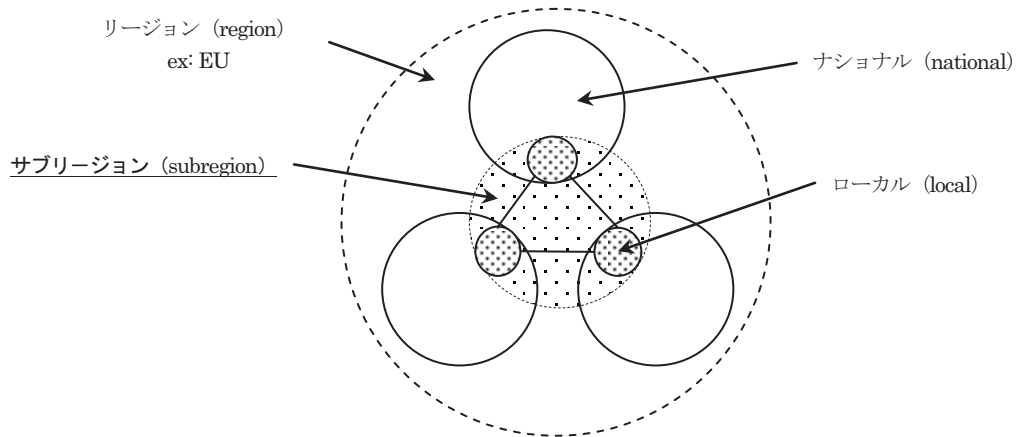
概念に修正を迫り、主権国家中心の国際社会体系を相対化するダイナミズムとして注目されている⁶。換言すれば、権力と合理性の追求を前提とした伝統的な国際政治の秩序論理を転換し、生活社会を支える協調と非軍事の平和圏創出ともいうべき、ローカル次元の非国家行為体主導の脱領域的な秩序論理構築への期待である⁷。

しかし、サブリージョンに対する見方は、こうした一種のラディカルな発想でのみ捉えられてきたわけではない。むしろサブリージョンは、グローバル化がローカル次元に浸透する中でデ・ファクトに形成される局地経済圏の一断面として捉えられることが圧倒的に多い⁸。また、ナショナルな領域性に基礎付けられた国家中心の空間にローカルが参加する入れ子状(nested)の配置のまま、国家間の権力政治のツールないしは経済的な利益追求の枠組みのひとつとして捉えられてきた⁹。

はたしてサブリージョン形成にみられるダイナミズムは、伝統的な国際政治の秩序論理を相対化する新しい国際社会単位の創造、すなわちサブリージョナリズムの具体像として国際関係の中に位置付けることができるのか。それとも、ナショナルな領域性の保全ないしは強化という矮小化された政治的レトリックとして、国家間の権力政治のツールないしは経済的な利益追求の枠組みのひとつに過ぎないのか。

本論文では、以上の問いに対し、東北アジア¹⁰を事例として、サブリージョン形成プロセスの実態把握とメカニズムの解明を試みる。具体的には、サブリージョン研究で主流の経済領域に限定したアプローチではなく、東北アジア・サブリージョンを可視化した制度的実体でもある「北東アジア地域自治体連合 (Association of North East Asia Regional Governments = NEAR)」¹¹を素材に、制度の形成・拡大プロセスおよび交流・協力活動などの実態を分析する。広域地方政府 (日本の都道府県に相当)¹²からなる地域機構としてのNEARを取り上げ、ローカル次元における政治力学の特徴と機能の析出に焦点を絞り込む。これにより、東北アジアにおける領域・境界の緩やかな変容ダイナミズムと、ローカル次元の非国家行為体による秩序形成を分析するための新しい視角を探求することが本論文の目的である。

図序-1 領域性の再編とサブリージョン



注：実線で示した領域がナショナル（主権国家）、ローカルはその中に収まるものとして制度的存在論の次元から図示した。一方で、リージョンとサブリージョンの領域は形成途上でもあり、現時点で明確に確定し得るものではないため破線で示した。
出所：筆者作成。

1-2. 研究背景

サブリージョンの世界各地での興隆にもかかわらず、現代国際関係論においてサブリージョンに関心を寄せる研究は必ずしも多くはない。サブリージョンという名を冠していたとしても、実際には複数の主権国家全体の集合体としてのリージョンを扱う研究が多い¹³。国家・国境を基準に、合理的行動観と方法論的ナショナリズム¹⁴に規定されてきた国際関係の分析手法では、ローカル同士のトランスナショナルな関係を射程の外に置いてきたためである。サブリージョンに関する実態把握や形成メカニズムの解明は、いまだ考察途上の段階にあり、方法論をはじめとして研究上の課題も少なくない。

この点、EU という新たな政体 (polity) を創造してきた欧州では、既存の政治的境界を越えた領域を分析対象にすえた研究の蓄積が豊富である。詳細は第1章で論述するが、国家主権の放棄と維持に焦点を絞った統合研究を脱皮し、「統合の終焉」¹⁵や「ガバナンス転回 (Governance Turn)」¹⁶とも称されるように、統合の意味そのものが問い直されている。これに対し、東アジアでは、主権国家の歴史が浅く、ナショナルな領域性の保全ないしは強化が最優先課題とされる¹⁷。統合ではなくむしろ国家間の階層的な秩序を踏襲した構造が併置されたまま、金融をはじめとしたグローバルな危機が伝播するリスクに対応するための地域

協力枠組みが深化してきた。こうした「管理された分裂」ともいうべき「分裂と階層の地域形成」を歩んできたのが東アジアである¹⁸。非国家行為体によるサブリージョン形成に対しても、国家の対外戦略と無関係ではなく、むしろナショナルな領域性を踏まえた政治的現象として捉えられることが多い。スカラピーノ (R. A. Scalapino) が指摘した経済的相互補完性に基づく NET (自然経済圏) 論もこうした見方に立った発想である¹⁹。国家を行為体の基本単位とした方法をとる限り、サブリージョンはあくまでも権力と合理性の追求を前提とした国家中心の空間にローカルが参加する入れ子状の配置としてしか映らない²⁰。

本論文が扱う東北アジアは、いうまでもなく国家の領域性が強固に残存したままのリージョンとしての性格を帯びている²¹。朝鮮半島の分断や領土の領有権をめぐる対立、歴史認識摩擦といった冷戦の残滓を引きずり、経済的相互依存の拡大と裏腹に地域アイデンティティの形成が遅れ、ロズマン (G. Rozman) によって「発育不良の地域主義 (Stunted Regionalism)」と称されたようにリージョン形成は停滞している²²。「東北アジア共同の家」や「東北アジア共同体」などの構想ですら、2000 年代に入ってから登場したに過ぎない²³。東北アジアの国際関係ないしはリージョナリズムを把握するための方法論の多くは、合理性と機能の両面において国家主体に偏重した方法論が多くを占めてきた²⁴。トラック II レベルで研究が進むフィジカル・プランニング (physical planning) の「北東アジアグランドデザイン」構想もそのひとつである²⁵。こうした東北アジアのリージョナリズム研究では、欧州のガバナンス研究とは対照的に、ローカル次元の非国家行為体による政治行為や言説についての考察は等閑に付されてきた。地方自治が総じて未発達な東北アジア諸国では、そもそもローカルの自律性そのものに懐疑的な評価が下されてきたのである。東北アジアにおけるサブリージョンをローカル同士の交流・協力関係の展開という視点から考察することは、実態面での遅れから困難であったといえよう。

だが、こうした国家中心で地域の国際秩序が論じられてきた東北アジアにおいてさえ、その深層部分の子細に観察すれば、非国家行為体の国境を越えるダイナミズムが確認できる。国家の戦略や市場中心の NET などとは異なる特性が、ローカル同士の交流・協力関係の中に見出すことができる。国家間の相克が続く東北アジアで地域協力の推進力となってきたのは、地方政府などのローカル次元の行為体による自律的な政治行為の蓄積であった。国家間の関係を超えて地方政府同士がトランスナショナルに地域間協定を締結し、国境を越えた活

動の場の形成を通じてサブリージョンを構築してきた²⁶。国際社会で注目を集めることは少なかったかもしれないが、広域地方政府が参加するローカル同士の協力関係を目指す地域機構が誕生するまでになった。2013年現在で6カ国71地方政府にまで拡大したNEARがその代表格である。NEARの形成・展開プロセスを観察すれば、国家（中央政府）の政治資源が投入され、東北アジアの国家間関係と深い関わりもみられる。しかし、各国地方政府の自律的な政治行為なくして、NEARは現在まで存続し得なかったはずである。国家中心的なリージョナリズム研究では、こうした社会現象が看過され、議論の俎上に載せられることすら少なかった。

21世紀に入ってから「東アジア共同体」についての言説が人口に膾炙するようになったが²⁷、これらの内容がナショナリズムを克服する言説のようではあっても、次第に、それぞれの国家中心の思想に傾いていくリージョナリズムの陥穽ともいえる構図が確認できる²⁸。RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓FTAなどの地域構想なども、その推進力はナショナリズムそのものであるといえよう。国家と市場の関係が前面に出て、ローカルへの眼差しは薄れていく。平和・和解と繁栄のためにナショナリズムを克服する手段のひとつとして登場したリージョナリズムも、市民社会による「ローカル・イニシアティブ」²⁹の支持がない限り、平和的な空間の形成という本来の目的を達成できない。ローカルの行為体同士が国境を越えて結びつくサブリージョンを強化していくことこそが、ナショナリズムを克服し、地域の平和・発展につながる着実な道程といえるのではないだろうか。百瀬宏がサブリージョン研究を「地上での人々の営みに密着した観察から大状況を見定めていく研究」と位置づけたように³⁰、身近な生活空間の視座から東北アジアの国際関係に接近する作業が本論文における考察の基本的な方針である。

第2節 東北アジア・サブリージョンへのアプローチ

東北アジアにおけるサブリージョンに関する研究は、冷戦終焉後に登場した研究分野であり、蓄積は必ずしも多くない。本節では、先行研究の主なアプローチを概観することにより、東北アジア・サブリージョン研究の特性を把握し、本論文の課題と視点を明らかにする。なお、国家を主要な行為体とした方法論の先行研究は原則的に捨象した。

2-1. 東北アジア・サブリージョンの概念整理

まず、サブリージョンの地理空間の概念を整理しておこう。東北アジア・サブリージョンはこれまで、日本、中国、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシア極東部という既存の政治的境界の大部分を受け入れた広い定義から、その一部を切り取った日本の日本海側、中国東北部、朝鮮半島の日本海（東海）側、ロシア極東部などの脱国家領域的な概念まで幅広く提出されてきた³¹。観察者や提唱者の分析視座や戦略などによって、サブリージョンの地理的範囲は伸縮自在に変化する³²。ペンペル (T. J. Pempel) が東アジアのリージョナリズムを「再地図化 (Remapping)」と概念化したように、東北アジアのサブリージョンも一義的に定義できる地図は存在せず、その時々直面する課題に応じて描写の仕方も変わってくる³³。こうした地理的範囲の曖昧さと複雑な変化は、「近代国民国家の登場以前に存在した重層的で複雑な地域の構造が、国民国家の相対化にともなって再現したという一面をもっている」からの指摘もある³⁴。

ここでは最近の研究で提出された代表的な範囲を例示しておこう（図序・2 参照）。ロズマン (G. Rozman) は、東北アジア・サブリージョンを、I. 中ロ大陸国境、II. 中ロ朝回廊、III. 日ロ沿岸地域、IV. 日韓朝沿岸地域、V. 中朝国境地帯、VI. 中韓黄海沿岸地域、VII. 日韓沿岸圏、VIII. 日中沿岸地域——の八つに分類する³⁵。また、金 (Kim) と崔 (Choe) は、北方内陸、環日本海（東海）、環黄海、日韓海峡圏——の四つに整理する³⁶。これらの分類は、サブリージョンがその下位に複数のミクロリージョン (microregion) を内包する多中心的構

図にあることを示唆している。欧州の INTERREG と関連付ければ、これらのマイクロリージョンはストランド A の越境協力 (cross border cooperation = CBC) に相当する³⁷。これに対して、本論文が事例として取り上げる NEAR は、より広域な範囲から構成される。サブリージョンの中でも、いわゆるマクロリージョン (macroregion) を対象とした議論である (表序-1 参照)。INTERREG のストランド B の脱国家間協力 (transnational cooperation) ないしはストランド C の地域間協力 (interregional cooperation) の範疇に相当する³⁸。なお、本論文において、ミクロ・マクロを厳密に区別することはしない。

表序-1 東北アジア・サブリージョンの大別

		非国家行為体型	国家主導型
	マクロリージョン (macroregion)	NEAR、GCNEA*	GTI**
サブリージョン (subregion)	マイクロリージョン (microregion)	環日本海圏 (環日本海拠点都市会議)、環 黄海圏 (BESETO、OEAED)、日韓海峡 圏 (KJSGS)、中ロ大陸国境、中朝国境地 域、日ロ沿岸地域 (日ロ沿岸市長会)、日 中沿岸地域 等	TRADP**

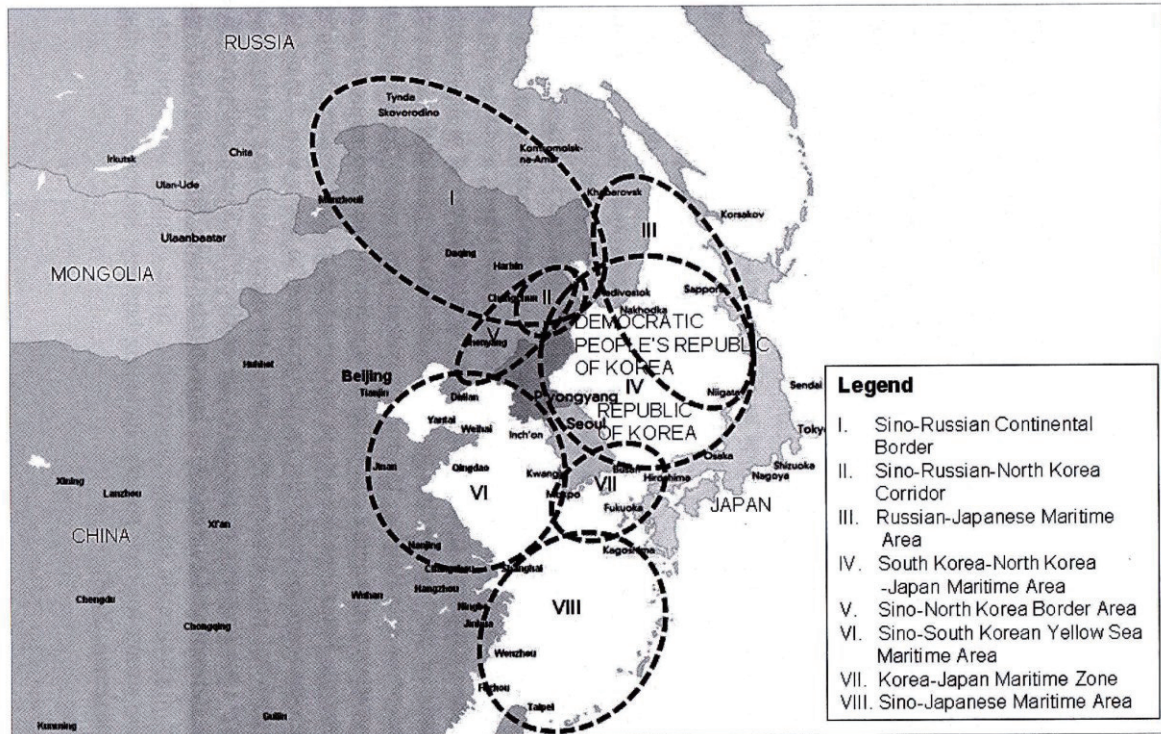
* : GCNEA (北東アジア国際交流・協力地方政府サミット) は、鳥取県、中国吉林省、韓国江原道、ロシア沿海地方、モンゴル中央県からなる広域地方政府間ネットワークで、ここではマクロリージョンに位置づけた。

** : 国家主導型の TRADP (図們江地域開発計画) と GTI (大図們江イニシアティブ) はいずれも中朝ロモ韓の 5 か国が参加する枠組みである。開発対象地域に応じて、TRADP (中国吉林省延辺朝鮮自治州、北朝鮮羅津市、ロシア沿海地方の一部、モンゴル東部地域) はマイクロリージョン、GTI (中国東北三省 (遼寧省・吉林省・黒龍江省)、内モンゴル自治区、北朝鮮羅先経済貿易地帯、韓国東部沿海都市へと拡大) はマクロリージョンとした。

出所：筆者作成。

図序-2 東北アジア・サブリージョンの多中心的構図

1) Rozman による分類



2) Kim と Choe による分類



出所: Won Bae Kim, Yue-Man Yeung, Sang-Chuel Choe, eds, *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese Univ Pr, 2011, p. 181, p. 7.

2-2. 機能主義的アプローチ

東北アジア・サブリージョンに関する先行研究を分析目的から大別すれば、①機能主義的アプローチ、②行為体—空間論的アプローチ、③機構論的アプローチの三つに分類可能であろう。

まず、東北アジア・サブリージョン研究の主流である①機能主義的アプローチは、1) 経済（政治経済）学的アプローチと 2) 経済地理学的アプローチの二つに区分できる。まず、前者の 1) 経済（政治経済）学的アプローチは、サブリージョンをグローバル市場の下でデ・ファクトに形成される経済単位とみるアプローチである。先述した局地経済圏や NET 論のほか、大前（K. Ohmae）の地域国家（region states）論³⁹、嘉数（K. Terakura）の「成長の三角地帯（GT）」⁴⁰、彭（D. Peng）のサブリージョナル経済圏（SREZs）⁴¹、貴家（K. Sasuga）のマイクロリージョナリズム（microregionalism）⁴²など、この類いの議論は多数に上る。生産要素の相互補完性と地理的近接性などを根拠に、国境を越えた経済圏の形成に主眼を置くのが特徴である⁴³。国家ベースの開発計画・構想の類いでは、UNDP（国連開発計画）による TRDAP（図們江地域開発計画）・GTI（大図們江イニシアティブ）⁴⁴のほか、北東アジア貿易回廊⁴⁵、北東アジア輸送回廊⁴⁶、NEADB（北東アジア開発銀行）⁴⁷、北東アジアグランドデザインなどの構想群もここに含めて差し支えないだろう。グローバル経済との相互依存を強め拡大・深化する環黄海圏に比べ⁴⁸、依然として離陸の動きが見られない環日本海圏では、こうした開発構想の類いが比較的が多い⁴⁹。これらの主流派のアプローチは、合理性を根拠とする経済的利益の最大化を主眼とし、貿易・投資といった経済活動の広域的な展開を重視する。

以上のアプローチと密接に関連するのが、2) 経済地理学的アプローチである。グローバル経済のフローの結節点である都市に着目し、サブリージョンにおける都市間のネットワークに分析の重点を置く。世界都市論を開拓したフリードマン（J. Friedmann）による環黄海共同区構想⁵⁰や、北東アジアグランドデザイン構想の延長線上にある BESETO 回廊⁵¹、それを拡張した BESETOSHA⁵²などがこれに当たる⁵³。また、上位階層にある世界都市間だけではなく地方都市間に焦点を絞った研究では、例えば、福岡・釜山超広域経済圏研究⁵⁴や、その貿易取引などの広域流動性や企業活動の相互依存関係に関する実証的な研究⁵⁵もある。これらの研究は、国境を越えた都市間の関係性に着目する点では、国家中心的アプローチと明

確に異なる。ただし、その多くは都市の経済的中枢管理機能に注目しながら、都市の主体としての性格を競争的な行為者として規定する⁵⁶。都市間競争論や都市間ネットワーク論もこうした発想の延長線上にある。

以上の①機能主義的アプローチは、基本的に、グローバル市場下での経済単位としての企業・都市のサブリージョナルな越境広域的な行動に着目し、企業・都市益の最大化を論理的な根拠にした最適経済圏の形成に主眼を置く。現代東アジアで主流のこうした機能主義的なアプローチは、一見するとローカル次元の自律的な交流・協力に着目しているように思われるが、結局のところ、「グローバリズムに対するローカリズムの生産体制再編の適応過程」⁵⁷に焦点を当てた経済領域に限定した研究である。国家の戦略・制度と積極的に連携する傾向がある。「皮肉にも国境を越えた発想をしているようで、実は、一国経済と中央集権とに発想がしばられているという限界」を露呈している⁵⁸。

2-3. 行為体—空間論的アプローチ

これに対して、行為体のアイデンティティの多元化をベースに、非地理的な空間の形成ダイナミズムに主眼を置く、②行為体—空間論的アプローチがある。本論文の問題意識に通底するアプローチでもあり、1) 政治社会学的アプローチ、2) 政治地理学的アプローチ、3) 環日本海研究アプローチの三つに区分できる。

まず、1) 政治社会学的アプローチは、ローカル次元の国際行動の実態・言説などに着目し、社会集団のアイデンティティの共有・差異化といったプロセスを重視する。例えば、ポステルビネイ (K. Postel-Vinay) は NET 論を批判し、地方政府などのローカル・アクターの発展ニーズと政治的行為の観点からサブリージョンを「ローカル協力圏 (zone of local cooperation)」として捉えた⁵⁹。またフック (G. Hook) は、ローカル・アクターの役割と主観的表象 (subjective representation) に着目し社会的に構築されるサブリージョンの生成過程を考察した⁶⁰。サム (N-L. Sum) は、サブリージョンとしての大中華圏 (Greater China) を事例に、社会集団のアイデンティティの多元化が時系列に変容する現象を抽出し分析する枠組みとして「時空封 (Time-Space Envelope)」アプローチを提起した⁶¹。アラセ (D. Arase)

もまた、地方政府などローカル次元の国際行為体の役割を強調した⁶²。

こうした社会集団のアイデンティティが多元化するダイナミズムのなかにリージョンを把握しようとする試みは、政治地理学におけるスケール概念を援用した 2) 政治地理学的アプローチへと展開している。既存の空間スケール概念の変容をリージョン形成の視点に据えた「空間の処理」⁶³という観点からサブリージョンの分析が試みられている。柑本英雄が EU サブリージョンの経験則を基に、戦略や権力の分布と政策ネットワークの形成を単一の地理的空間のスケールではなく、多次元の「マルチスケール」を基に非地理的空間として論じた研究は⁶⁴、東北アジア・サブリージョンを分析する有意性を示唆したものとして画期をなす。

以上のおもに西欧出自のアプローチとも対話を深めながら日本のサブリージョン研究のさきがけとして誕生したのが、3) 環日本海研究アプローチである。同アプローチは、権力・利益で彩られてきた近代西欧出自の論理・理論パラダイムの転換を企図しており、主として東洋的な思想・認識論をベースに、行為体の内面的要素を重視する新たな方法論を探求したことに大きな特徴がある⁶⁵。詳細は第 1 章で論じるが、渋谷武は、古代インド思想と仏教思想に着目し、「他者肯定・自者肯定」という「協生」思想に新たなモデルの基本となる思想を見出した⁶⁶。また関寛治は、仏教思想から示唆を得て、要素から全体像を描く方法論的認識を提起した⁶⁷。これらの思想・認識論をベースに、サブリージョンの具体的な分析アプローチを探求したのが、多賀秀敏である。多賀は分析の基本単位を「行為体の深層」にまで掘り下げることにより、方法論としてのシステム論を組み換えることを試みた⁶⁸。つまり、これ以上分割不可能な単位 (unit) を行為体のアイデンティティにまで掘り下げ、その相互関係 (relation) としてアイデンティティをめぐる制度 (institution) に着目し、分析の範囲 (boundary) を地理的空間や行政区界には収まりきらないネットワーク (network) に焦点を当てた⁶⁹。行為体のアイデンティティが多元化するダイナミズムを捉え、その中から内発的な特性に着目して、リージョン・国家・ローカルの関係について考察する枠組みである。これら環日本海研究の分析アプローチを再検証し独自の解釈を加えた森川裕二は⁷⁰、行為体の「アイデンティティの時間的な変化が、地理的な範囲とかかわりなくサブリージョンを決定する」とし、時間的秩序関係 (時空) を析出してみせた⁷¹。

本論文の問題意識もこうした行為体の内面的要素を重視するアプローチ、換言すれば、

「単位の内側から国際関係論の再構築」⁷²を目指すという発想から多くの示唆を受けている。だが、こうした 3) 環日本海研究アプローチの理論的探求が具体的な実証分析に結びつくことは無かった。分析単位を行為体のアイデンティティにまで掘り下げ社会単位の組み換え現象を深層から読み取ろうとする方法論上の困難性だけではなく⁷³、サブリージョンとしての東北アジアの実態が経済領域における機能的な変化に偏重したため、実証の関心・契機が失われてきたからである。

2-4. 機構論的アプローチ

こうしたアジア独自ともいえる思想と理論の探求に対して、経済領域に偏重したサブリージョン研究が続く中、2000 年代半ば以降、東北アジア・サブリージョンを可視化した制度的な実体が具体化してきた。例えば、環黄海圏では 2004 年に OEAED（東アジア経済交流推進機構）が発足し、NEAR でも 2005 年に常設事務局が設置された⁷⁴。

これらの機構・制度をサブリージョンの認識可能な実体として分析対象に据え、参加・調整・決定のルールや規範などの形成・展開メカニズムを考察するのが、③機構論的アプローチである。空間形成のダイナミズムというよりも、具体的な制度・機構の特徴や機能の析出に考察の主眼を置くのが特徴である。大津浩が NEAR を事例に意思決定手続と事務局体制などから地方政府間連合組織を考察した先駆的研究がある⁷⁵。だが、サブリージョナルな組織・枠組みの活動実態が質量両面において不十分でデータ・情報の蓄積も少なかったことから、当該分野の研究蓄積は十分とはいえない⁷⁶。東北アジア・サブリージョン研究において地方政府間地域機構は考察対象の主たる関心から外されてきた。

とはいえ、2000 年代半ば以降のサブリージョナルな制度・機構の深化・拡大を受け、制度・機構論的アプローチはサブリージョンの基礎研究として主要なテーマに浮上してきた。地方政府の国際政策の視点から「地域間国際ネットワーク」の形成と特徴を考察した山下永子の比較的まとまった研究のほか⁷⁷、NEAR 常設事務局を誘致した韓国において、欧州の地域委員会 (CoR) や欧州地域会議 (AER) と NEAR との比較考察⁷⁸、東北アジア共同体構築視点から考察した NEAR の事例研究⁷⁹、アンケート調査を基に NEAR の交流プログラムを

検討した報告書⁸⁰など、NEAR との関連でいくつかの研究が提出されている。近年でも、NEAR と GCNEA（北東アジア国際交流・協力地方政府サミット）を比較考察した研究⁸¹、東北アジア・サブリージョンの組織・枠組みの分類整理と比較考察を行った拙稿⁸²、海洋ネットワーク（Maritime Networks）の制度と実態を比較分析した研究⁸³など地方政府間機構の研究は活発化してきた。欧州でも 2006 年に EGTC と呼ばれる「領域的協力団体」⁸⁴の法的整備が進み、サブリージョンの制度研究への関心は増大している。具体的な制度・機構を分析対象に据えることは、思想・理論の域にとどまっていた環日本海研究を実証研究へと展開させる可能性を有するといえよう。

以上、本論文の問題意識に即して、既存の東北アジア・サブリージョンに関する先行研究を三つのアプローチに大別し、簡潔に整理してきた。このほかにもサブリージョンを地域研究として捉えた研究の蓄積は豊富である。例えば、文化・地域史からのアプローチとしては、近現代環日本海地域史などの歴史学的アプローチ⁸⁵や地方間交流の過程追跡的な記述アプローチなどは数多い⁸⁶。また特筆すべきは、生態学的アプローチが探求されてきたことにある⁸⁷。集水域（catchment area）という概念に着目し、日本海に流れ込む水系全体をサブリージョンとして捉える視角も提唱されてきた⁸⁸。富山県が推進する「日本海学」も環日本海地域および日本海をひとつの循環・共生体系として捉え、人間と自然のかかわりに焦点を当てた視角を提供している⁸⁹。このように東北アジア・サブリージョン研究は学際性に富む研究分野である。島根県立大学における「北東アジア学」創成プロジェクトも「俯瞰的総合」⁹⁰を掲げ、多様なアプローチを採用している⁹¹。東北アジア国際関係を「発達不良の地域主義」⁹²や「ノンレジーム」⁹³といった主権国家の相互関係から読み解いた否定的側面を強調することのみではもはや不十分であることが分かっていく。

2-5. 本論文の視点：越境ガバナンス

では、本論文において、どのような方法論で東北アジア・サブリージョンに接近するのか。具体的には第 1 章で詳述するとして、ここでは分析の視点を提示しておく。

本論文は、上述の通り、サブリージョンの具体的な制度・機構の考察を通じて、理論的考察に域にとどまっていた環日本海研究の実証研究への展開を企図している。具体的には、②行為体—空間論的アプローチを念頭に置きつつ、基本的には、③機構論的アプローチをベースに据える。ただし、③機構論的アプローチは、国際社会単位の全体像を把握するのではなく、地方政府間地域機構の制度的特徴や調整メカニズムなどの考察にサブリージョンの研究を矮小化してしまうことになりかねない。国家の権力政治や地域における国際秩序との関連性が考察対象から脱漏してしまう可能性がある。そこで本論文では、機構論的アプローチに内在するこうした「静学的な発想」⁹⁴を払拭するため、ガバナンスという概念を用いることとする⁹⁵。

周知の通り、ガバナンス概念は極めて多義的で、対象やディシプリンによっても捉え方が大きく異なる⁹⁶。企業経営との関係ではコーポレート・ガバナンス論、開発援助・国際協力の分野ではグッドガバナンス (good governance) 論などが広く知られている。これらは、おもにガバナンス概念を、説明責任や応答性、透明性といった規範の参照枠組として設定する。これに対し、国家 (ガバメント) の統治能力の低下を背景に、政策立案・実施様式の具体的な特徴を捉えようとしたガバナンス論がある。「政府なきガバナンス (governance without governments)」⁹⁷の言葉があるように、多様な行為体 (地方政府、NGO・NPO、民間企業など) が参画する非階層の秩序について、機能や規範などから論じられている。前者のガバナンスがおもに垂直的な関係を扱うのに対して、後者は水平的な関係を重視する傾向にある⁹⁸。本論文が扱うガバナンス概念は後者の使用法であり、国境を越えるガバナンスを射程に置く。

こうした越境ガバナンスの視点から東北アジアを考察することは、従来、十分になされてこなかった。環境分野で重層化する協力関係を念頭にガバナンスに関する研究がいくつか提出されているが、これらは主に国家間協力をおもな考察課題とするものでレジーム論ないしはレジーム間相互作用などの議論に近い。「政府なきガバナンス」の可能性を探求する試みは、世界政府が存在しない国際社会では、国家間合意の役割を重視する国際レジーム論や国際制度論などの延長線上に置かれてきた⁹⁹。しかし、こうした国家中心的なガバナンス概念を用いて、東北アジアにおけるサブリージョンに接近することは容易ではない。国家次元の統合と同時にサブリージョンが制度的な展開を見せた欧州に対し、超国家的機構が不在で地

方自治も未成熟のまま、経済中心のサブリージョンが議論されてきた東北アジアでは、国家中心型の越境ガバナンスの文脈でサブリージョンを捉えることは困難である。日中韓 FTA などのように国家が主体となってリージョンの協力関係が緩やかに展開するものの、領土紛争や歴史認識摩擦などの限界にも直面せざるを得ない。

国家を基礎に規制的規範を念頭に置くこうした国家中心的なガバナンス概念に対し、非国家行為体を中心に据えたガバナンス概念がある。前者が操舵 (steering) を中心課題とするのに対し、後者は自律的な構成単位間のネットワークと規範志向を持つ。本論文では、国家という中心的な権威体の存在を絶対視しない非国家行為体中心的なガバナンス概念を念頭に、異種行為体間のセルフ・コーディネート・メカニズムをガバナンス概念として定義しておく。

東北アジアでも、ローカル同士の政治行為によってサブリージョンの領域的組織や制度が誕生し、国際組織との関係も生まれつつある。サブリージョン協力の組織化・制度化は、国家戦略とも関連しながら、地方政府の相互行為によって実践される結果である。本論文では、こうした非国家行為体の地方政府が中心となって構築した機構・制度を分析対象に位置付け、異種行為体間のセルフ・コーディネート・メカニズムとしての越境ガバナンスの実像に迫ってみたい。とりわけ東北アジア最大の NEAR を事例に、サブリージョンを具体化した制度・機構の構築プロセスと活動実態を考察する。具体的な分析方法と枠組みは第 1 章で詳述するが、内発性を鍵概念とし、ローカル次元の行為体とその内発的と思われる要素を引き出し、ガバナンスの全体像について検討を加えてみたい。

第3節 事例としての NEAR

では、本研究で分析対象とする NEAR はどのような地域機構なのか。具体的な考察に入る前に、これまで実態把握が必ずしも十分ではなかった NEAR の基本特性と沿革を概観し、いくつかの考察課題を抽出しておきたい¹⁰⁰。

3-1. 構成単位と地理的範囲

NEAR は、東北アジアに位置する日本、中国、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアの六ヶ国から構成される広域地方政府間の連合体である¹⁰¹。2013 年時点で 71 地方政府にまでメンバーが拡大し、地方政府先導の「東北アジア・マルチラテラリズム」¹⁰²とさえ称される。注目すべきは、当該地域の安全保障上の重要なアクターである北朝鮮が参加する一方で、米国が参加しないことであろう。六者協議などの安全保障枠組とはその性質を大きく異にする。また、東北アジア六ヶ国のすべての広域地方政府数は合計 145 であるため、NEAR 加盟地方政府はおよそ半分を占める。加盟地方政府のすべてが積極的に関与しているわけではないが、単純に構成メンバーの数からいえば、広域地方政府レベルで東北アジア最大の連合体が NEAR である。

NEAR 加盟地方政府を国別の地図で描いたものが、図序-3 である。モンゴルと韓国はほぼすべての広域地方政府が加盟し、ロシアは極東連邦管区・シベリア連邦管区に位置する地方政府の多くが参加している。これに対し、中国、日本、北朝鮮では加盟地方政府の分布は偏在している。とくにばらつきが大きいのが中国で、東北地方や沿岸地域の一部のほか、内陸部の地方政府（寧夏回族自治区）も参加している。日本は日本海側に位置する地方政府のみであり、北朝鮮は図們江（豆満江）下流域の地方政府（咸鏡北道、羅津直轄市）のみが参加している。このように NEAR 加盟地方政府の地理的範囲は、国家を基本に据えた地図の上で定義される東北アジアの範囲とは一致しない。むしろ、国家の一部を切り取った範囲として新たな領域を生成していると見ることができる。

図序-3 NEAR 加盟地方政府地図

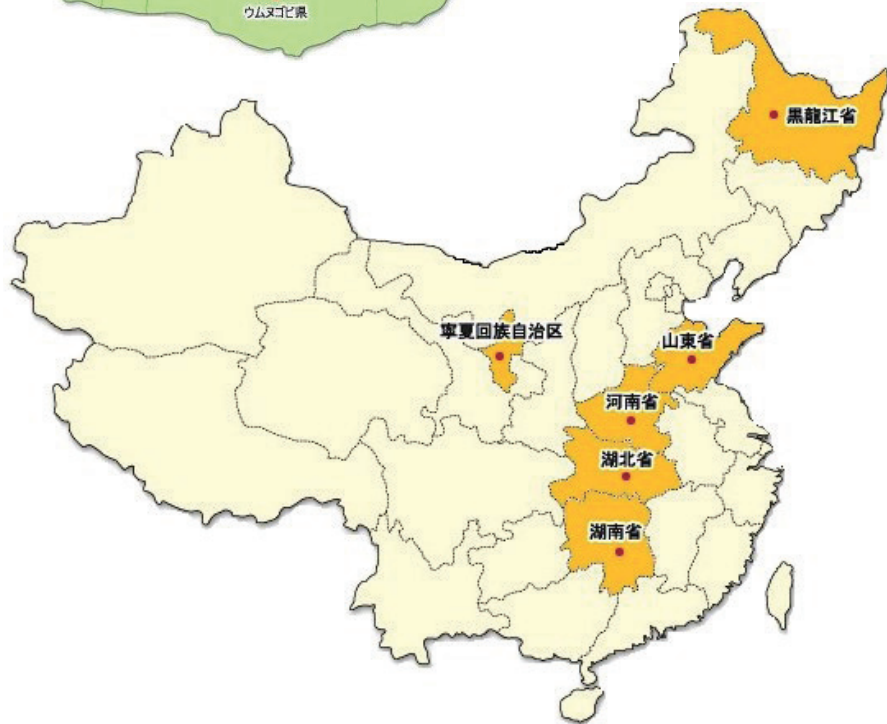
ロシア (RUS)

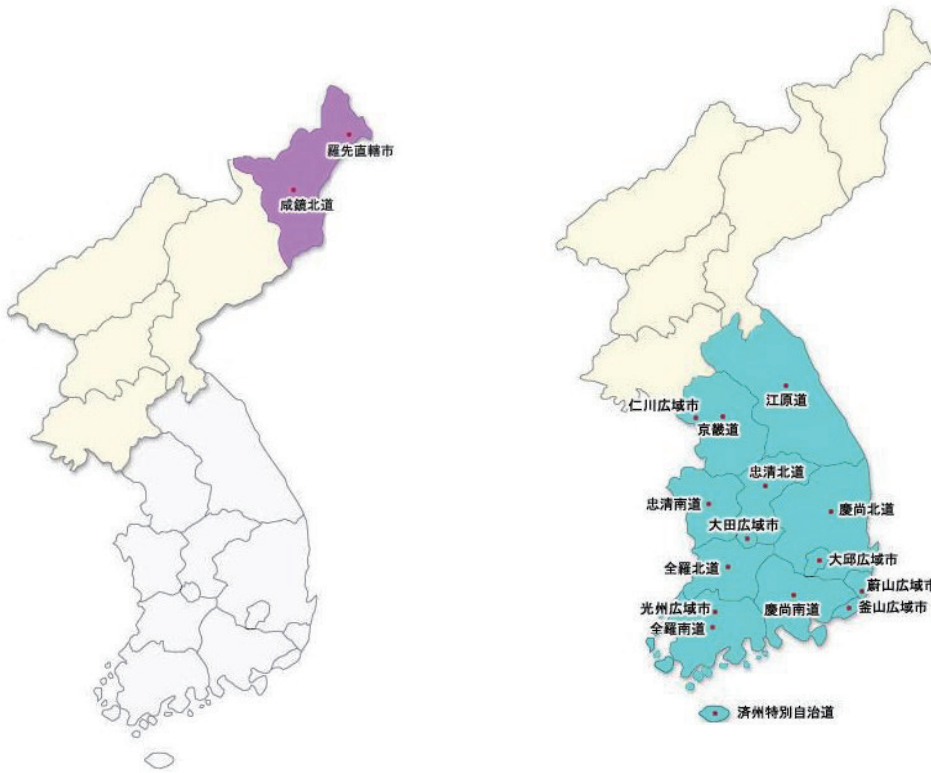


モンゴル (MING)



中国 (CHN)





北朝鮮 (PRC)

韓国 (KOR)



日本 (JPN)

出所：NEAR ホームページ<<http://www.neargov.org/app/intro.jsp>> (2013年6月18日取得) より作成。

3-2. 体格・体力・体質¹⁰³の非対称性

このように NEAR 加盟地方政府の地理的分布がばらつきを示すのは、属性の多様性に規定されることは容易に推察されよう。

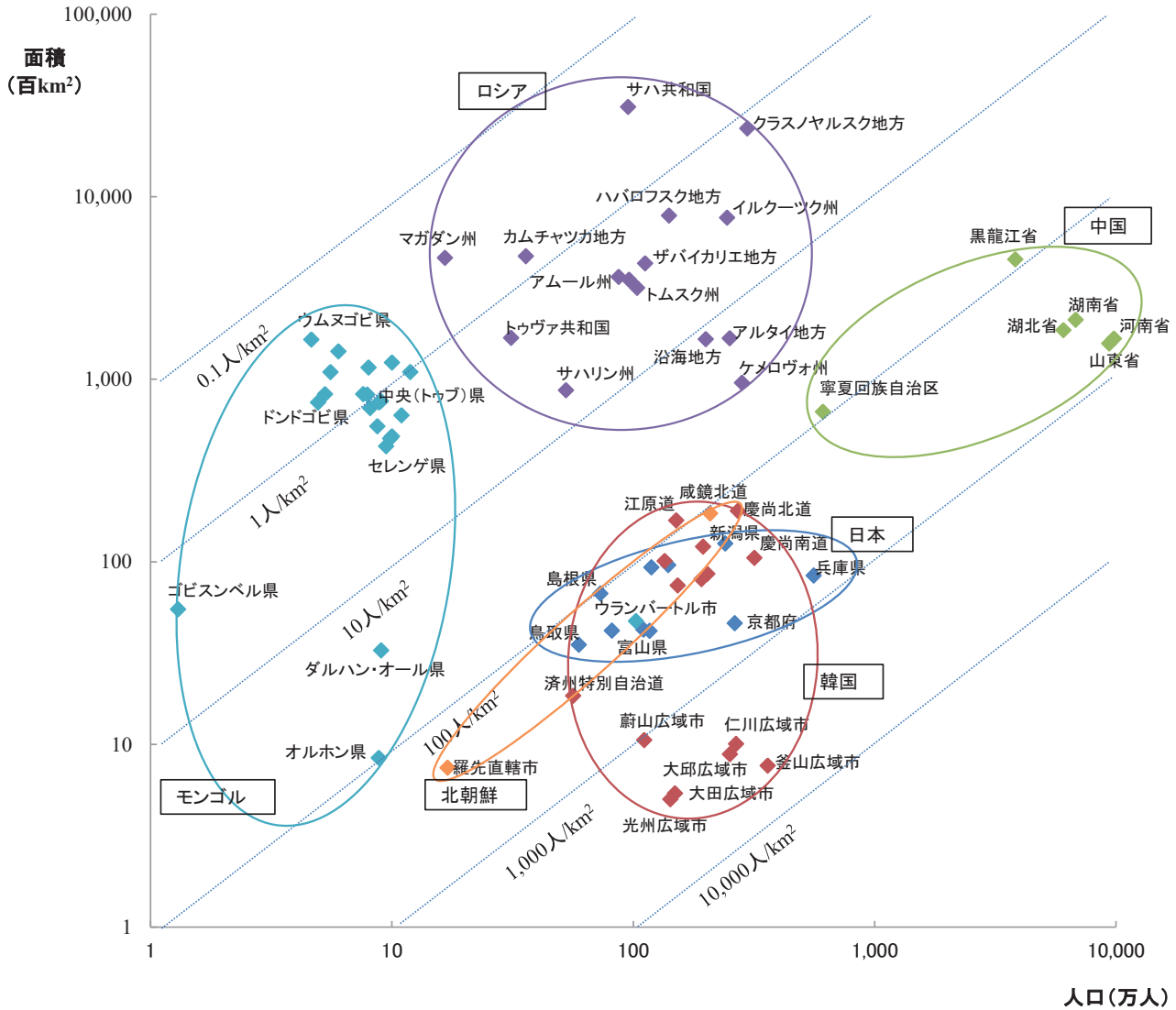
まず、NEAR 加盟地方政府の属性を示す基本統計を見ておこう。図序-4 は、面積と人口から各地方政府のばらつきを表したものである。面積については、ロシア・サハ共和国と韓国・光州広域市との間で 6 千倍を超える格差。人口における中国・河南省とモンゴル・ゴビスンベル県との格差は 7 千倍を超える。そして人口密度に至っては、韓国・釜山広域市とモンゴル・ウヌルゴビ県の間で 1 万 7 千倍の開きがある（体格の非対称性）。

また、経済規模と人口で格差を示したのが、図序-5 である。経済規模の絶対額については、中国・山東省とモンゴル・ゴビスンベル県との間で 3 万倍を超える格差。人口を反映した経済水準では、韓国・蔚山広域市とモンゴル・フブスグル県とで 130 倍を超える格差がある（体力の非対称性）。

こうした基本属性の非対称性に加えて、周知のとおり、東北アジア各国の政治経済体制の相違がある（体質の非対称性）。資本主義経済が発達した日本と韓国は、複数政党制による民主主義体制であるのに対し、その対極として北朝鮮は一党独裁、計画経済を堅持している。市場経済への移行期経済と位置付けられるロシア・モンゴル・中国の間でも、民主選挙による政権交代可能な仕組みとなったロシア・モンゴルと、共産党指導体制を続ける中国とでは大きく異なる¹⁰⁴。民主化の代表的な指標として用いられる Polity IV Project（P IV）の「政体」指標では、日本・モンゴル・韓国・ロシアが「民主制（democ）」であるのに対し、中国・北朝鮮は「専制（autoc）」に分類される¹⁰⁵。また、Freedom House（FH）の「自由」指標では、日本・モンゴル・韓国が「自由（Free）」であるのに対し、中国・北朝鮮・ロシアが「非自由（Not Free）」（ロシアは 2004 年以降「部分的自由（Partly Free）」から「非自由（Not Free）」へと移行）に分類される¹⁰⁶。

各国の地方制度も、地方分権が一定程度進み広域地方政府の首長の直接公選制を導入した日本・韓国に対し、体制移行国の中国・ロシア・モンゴルでは国家による任命制を採用するなど大きく異なる（ロシアは 2004 年に公選制を廃止）。

図序-4 NEAR 加盟地方政府の面積と人口

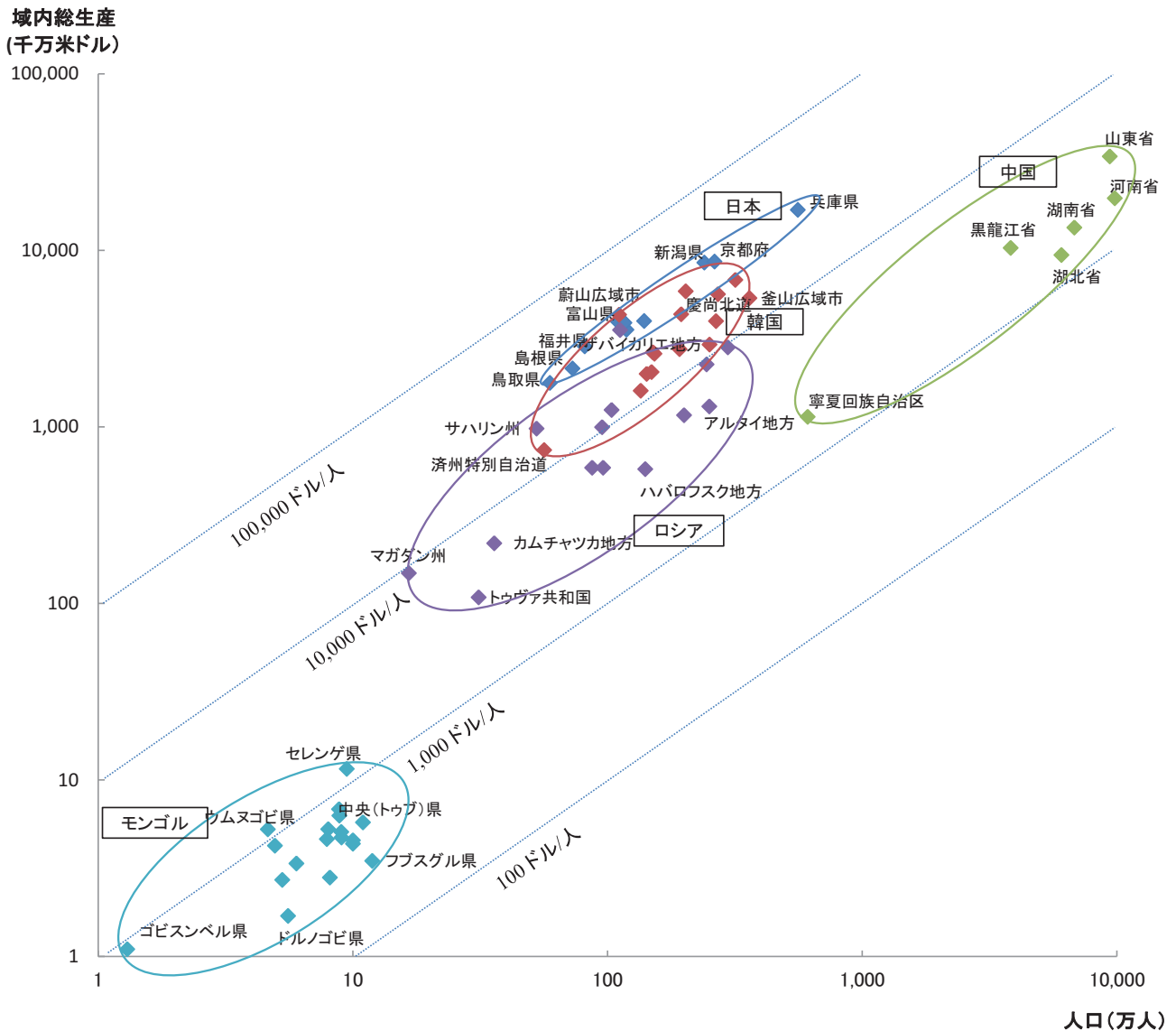


注1：面積、人口ともに対数表示。

注2：青は日本 (◆)、緑は中国 (◆)、赤は韓国 (◆)、オレンジは北朝鮮 (◆)、水色はモンゴル (◆)、紫はロシア (◆) をそれぞれ示す。

出所：NEAR事務局編『NEAR白書2010』(2010年)を基に作成。

図序-5 NEAR 加盟地方政府の経済規模と人口



注1：域内総生産、人口ともに対数表示。

注2：青は日本（◆）、緑は中国（◆）、赤は韓国（◆）、水色はモンゴル（◆）、紫はロシア（◆）をそれぞれ示す。北朝鮮はデータが得られなかった。

出所：NEAR事務局編『NEAR白書2010』（2010年）を基に、域内総生産の単位は米ドルにすべて換算して作成。

3-3. 時期区分：形成・深化・展開

このように東北アジア地方政府の属性は多様性と非対称性を抱えているにもかかわらず、NEAR 交流・協力は 20 年の時を超えて今日まで継続してきた。国際関係に及ぼす影響は必ずしも大きくないかもしれないが、停滞する東北アジア国家間関係とは対照的に制度・機構は深化と拡大を遂げてきた。その発展の歴史を簡潔に概観しておこう（表序-2 参照）。

（1）形成期

NEAR の成立に至る政治過程は、冷戦後まもなくしてスタートする。1993 年 10 月に島根県で開催された広域地方政府対話フォーラム「北東アジア地域自治体会議」（以下、NEAR 会議）が NEAR の前身であった。第 1 回会議には日中韓ロ四ヶ国から 10 の広域地方政府が参加した¹⁰⁷。翌 1994 年 9 月の第 2 回会議（兵庫県）、1995 年 9 月の第 3 回会議（ロシア・ハバロフスク地方）を経て、1996 年 9 月の第 4 回会議（韓国・慶尚北道）で憲章が採択され、NEAR が誕生した。設立目的は、「相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域の全体的な発展を目指すとともに、世界平和に寄与すること」と謳われた（憲章第二条）。しかし、同憲章に具体的な協力内容が盛り込まれたわけでもなく、加盟地方政府に何らかの責務を課すわけでもない。理念を先に定め詳細の規定は後の交渉に委ねるという、いわば枠組み条約型の地域間協定であった。事務局体制も議長地方政府による持ち回り制とされるなど緩やかな形態が採られた。NEAR はこうして、対話フォーラムの NEAR 会議から、緩やかな地域協力機構へと発展した。本論文では、冷戦終焉期から地域機構としての NEAR が誕生する 1996 年 9 月までを、NEAR の形成期と位置づける。

（2）深化期

設立一周年に当たる 1997 年 9 月に最初の共同事業「NEAR 交流の船」が実施され、共同行動もスタートを切る。翌 1998 年 10 月の第 2 回総会（富山県）では分野別の活動を分担運営する分科委員会が設置され、活動領域は深化と拡大を遂げていく。一般交流、文化交流、環境、防災、経済通商の五分野からスタートし、2004 年には国境地区協力が加わった。しかし、こうした活動への加盟地方政府の参加率は低く、事業形態もシンボリックな情報交換

型の事業が中心で、目立った成果をあげることはなかった。「文化交流や経験交流で、点と点における相互理解の促進に力があつたという評価が相当」との指摘がある¹⁰⁸。にもかかわらず、NEAR は解消されず、地理的拡大と制度化のモメンタムを持ち続けた。地理的拡大については、1998年の第2回総会（富山県）でモンゴル、2002年の第3回総会（ハバロフスク地方）で北朝鮮へとそれぞれ拡大した。北朝鮮はこれまでに2回の参加しか見られないが¹⁰⁹、北朝鮮が加盟した地域機構としての意義は小さくはない。制度化については、事業運営の協働性や協調面の確保にとって重要な会費制に関連して、2002年の第4回総会（兵庫県）で「会議開催経費一部分担制度」の導入に踏み切った。常設事務局についても、設置場所や機能などをめぐり対立も生じたが、2004年の第5回総会（黒龍江省）で、慶尚北道への設置で合意をみた。本論文では、この1996年9月のNEAR誕生から常設事務局設置に合意する2004年9月までを、NEARの深化期と位置づける。

（3）展開期

常設事務局が2005年5月に慶尚北道浦項市に設置されると、NEARの発展は加速していく。分科委員会は、2006年に科学技術、2008年に海洋・漁業、観光、2010年に鉱物資源開発・調整、エネルギー・気候変動、女性・児童、2012年に生命・医療産業、農業が加わり、2012年現在で13分野に拡充した（一般交流と文化交流は教育・文化に整理統合）。常設事務局は「親睦団体の会員をつなぐ連絡機関の役割しか果たしていないような状況」¹¹⁰との指摘がある一方で、構成メンバーの交流促進やNEARの国際的地位向上に乗り出すようになったことは、常設事務局のイニシアティブに他ならない。「実務者ワークショップ」や広く域内外の有識者などから意見を聞く「国際（経済）フォーラム」などが新設されたほか、会費制を集中的に議論する「会費制特別委員会」、分科委員会の活動を協議する「分科委員長懇談会」なども設置された。国別の派遣職員の受入、『NEAR白書2010』や『News Letter』の発行などの事業も開始された。特筆すべきは、TRDAP-GTI（大図們江イニシアティブ）、AER（欧州地域協議会）、R-20（気候変動のための世界地方政府行動連合）、ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）など他の国際機構との対話に踏み出したことであろう。一定段階の制度化を遂げたNEARが対外的な行動に乗り出した。本論文では、この制度化が一定段階に達した2004年9月以降を、NEARの展開期と位置づける。

表序-2 NEAR 定例会議等の経緯

	開催年月日	会議名	開催地
形成期	1993年10月	第1回会議	島根県
	1994年9月	第2回会議	兵庫県
	1995年9月	第3回会議	ハバロフスク地方
	1996年7月	ワーキング会議	慶尚北道
	1996年9月	第4回会議/第1回総会	慶尚北道
深化期	1997年8月27-30日	第1回実務委員会	慶尚北道
	1997年11月26-29日	実務小委員会	慶尚北道
	1998年7月7-10日	実務小委員会	富山県
	1998年10月20-23日	第2回総会	富山県
	1999年7月15日	第2回実務委員会	富山県
	2000年9月5日	第3回総会	兵庫県
	2001年2月27日	実務小委員会	兵庫県
	2001年8月28日	第3回実務委員会	兵庫県
	2002年9月10-11日	第4回総会	ハバロフスク地方
	2004年1月12日	実務小委員会	黒龍江省
	2004年1月13-15日	第4回実務委員会	黒龍江省
	2004年9月6-8日	第5回総会*	黒龍江省
	展開期	2005年11月29-30日	第5回実務委員会
2006年5月17-19日		第3回実務者小委員会/第1回実務者ワークショップ	慶尚北道
2006年9月12-14日		第6回総会*	釜山広域市
2007年5月15-18日		第2回実務者ワークショップ	慶尚北道
2007年9月3-5日		第6回実務委員会*	山東省
2007年10月16-17日		第1回国際経済フォーラム	慶尚北道
2008年5月27-30日		第3回実務者ワークショップ	慶尚北道
2008年9月1-3日		第7回総会	山東省
2008年11月5-7日		第2回国際経済フォーラム	慶尚北道
2009年5月19-20日		第4回実務者ワークショップ/第3回国際経済フォーラム	慶尚北道
2009年9月22-25日		第7回実務委員会	京畿道
2010年5月26日		第5回実務者ワークショップ	慶尚北道
2010年10月26日		第4回国際経済フォーラム	慶尚北道
2010年10月27-29日		第8回総会	京畿道
2011年5月18-20日		第6回実務者ワークショップ	慶尚北道
2011年7月18-21日		第8回実務委員会	寧夏回族自治区
2011年10月31-11月2日		第5回国際経済フォーラム	慶尚北道
2012年5月29-31日		第7回実務者ワークショップ*	慶尚北道
2012年7月24-26日		第9回総会*	寧夏回族自治区

注1：網かけは総会を示す。

注2：*は筆者がオブザーバー参加した会議を示す。

出所：NEAR事務局編『NEAR白書2010』（2010年）、NEARホームページなどを基に作成。

3-4. 考察課題

このように順調に発展してきたかに見える NEAR も、決してなだらかな道を歩んできたわけではない。発足した翌年の 1997 年 7 月、タイのバーツ暴落をきっかけとしてアジア通貨危機が勃発し、各国経済に打撃を与えた。1998 年の第 2 回総会（富山県）では、次回の総会を引き受ける地方政府が現れず、NEAR 存続の危機に陥った。兵庫県が名乗りを上げたことで NEAR はかろうじて継続した。また、北朝鮮の瀬戸際外交は常に東北アジアに国際的緊張を高める要素であった。とりわけ 1998 年 8 月のテポドン 1 号発射後は、北朝鮮の NEAR 加入をめぐる加盟地方政府間で対立も生じた。2002 年 9 月の第 4 回総会（ハバロフスク地方）で北朝鮮の加入は承認されるが、その後も北朝鮮は複数回に渡ってミサイル発射実験や核実験を強行する。こうした北朝鮮をめぐる緊張関係を横目に、NEAR は交流・協力関係を継続させてきた¹¹¹。

一方で、NEAR を構成する地方政府同士が政治的に対立したこともある。日韓の竹島（独島）問題に関連した島根県と慶尚北道の事例がそのひとつである。2005 年 3 月に島根県議会が可決した「竹島の日条例」をきっかけに、日韓関係は急速に悪化した。慶尚北道は島根県との姉妹提携を撤回し断交を宣言した。NEAR 常設事務局の開所式は、こうした渦中に慶尚北道で予定されていた。ところが、慶尚北道はバイラテラルな対立とマルチラテラルな枠組みへの対応を区別し、開所式の招待状を島根県にも送付したのであった。開所式は延期されたものの、事実上の開所式となった半年後の同年 11 月、第 5 回実務委員会（釜山広域市）の場が、断交後初めて両地方政府の交流する機会となった。さらに、NEAR 事務局（慶尚北道浦項市）への派遣職員の日本側第一号は島根県職員であった。地方政府同士の対立にもかかわらず、マルチラテラルな枠組みによって交流のチャンネルが確保されていたのである¹¹²。

かくして、国家レベルでの根深い対立関係と激動の国際情勢下で、NEAR は生き抜いてきた。近年では国際場裡で一定の地位を獲得しようと積極的な動きも見せるまでになった。NEAR のこうした沿革をたどると、東北アジア・サブリージョンの実態にもかかわるいくつかの疑問に気がつくだろう。

1) そもそもなぜ広域地方政府が国境を越えて連携したのであろうか。地方政府、とりわけ広域地方政府は国家の下部行政機関として、ナショナルな領域に埋め込まれた

(embedded) 行為体である。だとすれば、広域地方政府の国境を越えた連携は、国家の対外戦略の一環としてナショナルな領域性の保全ないしは強化としても捉えられる。はたして NEAR の形成・深化・展開プロセスにおいて、広域地方政府側に国家の対外戦略とは異なる自律的な政治行為の要素が見られたのであろうか。

2) 多様な属性の行為体が参加する広域地方政府協力機構としての NEAR が、深化・拡大することに一定の成果を収めた背景には何があったのであろうか。NEAR に参加する加盟地方政府は、体格・体力・体質などが大きく異なる異種行為体である。いかにも崩れやすそうな地域機構が、なぜ、現在までに崩壊せずに存続しているのであろうか。異種行為体の加盟地方政府を NEAR としてまとめあげてきた持続性の要因は何なのであろうか。

3) NEAR はこれまでにいったい何を行ってきたのであろうか。東北アジアの国際関係にどのような貢献を果たしてきたのであろうか。あるいは、さしたる影響もなく、特筆すべき成果に乏しかったのだろうか¹¹³。これまで詳細な実態把握が行われることも少なく、存在そのものが無視されるか、あるいは根拠もなく東北アジアの信頼醸成の要素のひとつとして位置づけられてきた¹¹⁴。

NEAR は加盟地方政府同士の相互関係と、東北アジア六ヶ国の国家間関係の相互作用とが複雑に絡み合ってきた過程の現時点での断面である。NEAR という地域機構の存在が東北アジア国際関係の平和・発展にどれほど貢献できるのかという問題は東北アジアの将来を左右する。1993 年の NEAR 会議開催から 20 年を迎えた今、NEAR の軌跡を振り返りながら、東北アジア・サブリージョンにおける越境ガバナンスの実態に迫ってみたい。

第4節 構成

本論文では、NEAR に関連する以上の考察課題に対する検討を通じて、冒頭に掲げた問いへの接近を図る。NEAR に具体化される東北アジア・サブリージョン形成のダイナミズムは、伝統的な国際政治の秩序論理を相対化する新しい国際社会単位の創造、すなわちサブリージョンナリズムの具体像として国際関係の中に位置付けることができるのか。それとも、ナショ

ナルな領域性に基礎付けられた国家間の権力政治のツールないしは経済的な利益追求の枠組みのひとつに過ぎないのか。

以上の問いへの接近を目的に、本論文は以下の3部・7章構成をとる。第Ⅰ部は、方法論の考察（第1章）とマクロ分析（第2章）から構成され、第Ⅱ部以降でNEARを具体的に分析するための視角を検討する。第Ⅱ部は第3章から第5章の三つの章から構成され、NEARの成立（第3章）、地理的拡大（第4章）、制度化（第5章）の各プロセスの分析を通じて、国際社会単位の動態を検討する。続く第Ⅲ部では、こうした国際社会単位における具体的な活動を考察する。まずNEARの域内交流・協力の全体像を考察した上で（第6章）、とくに環境協力プロジェクトを取り上げて分析する（第7章）。以下、各章の視角を簡潔に概観しておきたい。

まず第1章では、本論文が提起する東北アジア固有の分析枠組みとしての内発的越境ガバナンス論を検討する。具体的には、欧州の越境ガバナンス研究を概観し考察を加えた上で、東北アジアの地域性を踏まえつつ、内発性を鍵概念とした越境ガバナンスの分析枠組みを検討する。超国家的機構が不在のまま、地方政府が国家戦略と相互作用しながら越境ガバナンスを構築していくプロセスを念頭に、1) 構成単位の自律性、2) 創造性（ダイナミズム）の二つを構成要素とするモデルを定義し、分析視角に応用する。

第2章では、冷戦終焉後の東北アジア地方政府間関係の全体像を概観し、地方政府同士の国境を越えた相互関係を記述分析する。個別の地方政府の政策過程や行為志向性などには踏み込まず、地方政府間関係の基本的構図を抽出し、NEARの特徴と位置付けを確認することが目的である。具体的には、冷戦後の東北アジア国家間関係の変動を概観した上で、地方政府間連携枠組みの経緯や特徴などの分類整理と比較分析を行う。加えて、NEARを事例として、加盟地方政府同士の相互関係・基本的構図などを析出し、トランスナショナルなNEARの特性を確認する。

以上を踏まえ、第Ⅱ部では、NEARを題材に国際社会単位の形成と動態を検討する。

まず第3章では、NEARの成立過程を取り上げる。具体的には、第1回から第4回までのNEAR会議を主催した地方政府（島根県、兵庫県、ハバロフスク地方、慶尚北道）の動機と戦略に焦点を当て、記述・推論を行う。これにより、国際関係のダイナミックな展開に感応し国際行為体としてのアイデンティティを獲得した各地方政府が、一部で国家戦略に同

調しつつも、地方独自のイニシアティブを発揮していたことを明らかにする。同時に、参加地方政府間の関係も、日本の姉妹都市の集積から次第に参加地方政府同士のネットワークが構築され、中心の分散化が進んでいった実態を抽出する。

第4章では、NEARの地理的拡大プロセスを分析する。具体的には、東北アジア諸国の中央・地方関係における制度的階層性に焦点を当て、政策波及研究を参照した垂直拡大・水平拡大という二つのパターンを鍵概念に、拡大プロセスの特徴を国別に析出する。これにより、対外経済依存の成長路線の下で中央・地方一体となった垂直的な戦略形成と捉える通説的な見解に対し、地方政府同士の相互関係に基づく水平的な政策選択が見られたことを明らかにする。国家戦略と地方行動は、制度的階層性の強弱にかかわらず、垂直拡大と水平拡大の要素が交錯している実態を析出する。

第5章では、NEARの制度的深化プロセスを検討する。具体的には、主要な争点となった事務局固定化問題と財政制度問題、またネットワーク構築活動について取り上げ、おもに主体的関与者の動機と行動様式の視点から自律的な制度形成メカニズムを検討する。これにより、ナショナルな利害関係よりもトランスナショナルな姉妹都市関係を優先させる地方政府の行動様式や国家間の対立を克服する政治機会を提供した実態などを明らかにする。また事務局主導でGTI、AER、R-20などとの対話に乗り出した実態を基に、NEARが国際行為体としてのアイデンティティを獲得するプロセスと特徴を抽出する。

以上の第II部の考察により、NEARを事例とした国際社会単位の形成と動態から自律性メカニズムが析出される。これを受けて第III部では、国際社会単位の活動実態に接近する。

第6章では、NEARにおける域内交流・協力の全体像を考察する。具体的には、地方の国際行動における活動領域と行為志向性の関係から分析枠組みを検討した上で、NEARの域内交流・協力の特性や動機を分析する。これにより、NEARの交流・協力が必ずしも経済領域だけからスタートしたのではなく、非経済領域をも含む複合的なものであったことを明らかにする。同時に、依然として質的に停滞する交流・協力の課題を抽出し、それを克服する可能性が争点志向型（issue-oriented：理）の協力関係にあることを析出する。

第7章では、争点志向型の協力関係のひとつとして、NEARにおける環境協力を検討する。具体的には、環境分科委員会のコーディネート地方政府である富山県の行為志向性および協力形態の特徴などを考察する。これにより、NEAR環境協力を、国家の行動原理を相対化さ

せる創造ダイナミズム（創造性）の具体像を見出す。

以上、第Ⅰ部の方法論の考察とマクロ分析、第Ⅱ部の国際社会単位の形成と動態の分析、そして第Ⅲ部の国際社会単位の活動実態の分析を段階的に重ねることで、東北アジア・サブリージョナリズムの実態把握とメカニズムの解明を試みる。NEARに見られるローカル次元の政治力学が、伝統的な国際政治の秩序論理を相対化する脱領域的な新しい国際社会単位の創造に結びついているのか。本論文の分析と考察から解明された知見と事実から、東北アジアにおける国際社会単位の国家から非国家行為体への組み換えともいべき現象を分析の射程にとらえ、欧州とは異なる軌道を描く越境ガバナンスの概念モデルを検討し、結論を導くことにしたい。

-
- 1 例えば、ヘルド (D. Held) とマグルー (A. McGrew) らは、現代のグローバルな変容過程を、リージョナリズムなどの「新しい領域化 (new form of territorialization)」と、政治・支配・ガバナンスなどの「脱領域化 (deterritorialization)」とによって特徴付けている。David Held, Anthony McGrew, David Goldblatt and Jonathan Perraton, *Global Transformations: Politics, Economics and Culture*, Oxford: Polity, 2000, p. 32. (古城利明・臼井久和・滝田賢治・星野智他訳『グローバル・トランスフォーメーションズ——政治・経済・文化』中央大学出版部、2006年、55頁)。
 - 2 現代の政治現象を境界線の画定や変容などから捉える「境界線の政治学」アプローチとして、杉田敦『境界線の政治学』(岩波書店、2005年)、土佐弘之『安全保障という逆説』(青土社、2003年)を参照されたい。
 - 3 多賀秀敏「地域グランドデザインと Regionalism : ウェストファリアの古層と新層——欧亜比較の視点から」(中村信吾・多賀秀敏・柑本英雄編『サブリージョンから読み解く EU・東アジア共同体——欧州北海地域と北東アジアの越境広域グランドデザイン』弘前大学出版会、2006年) 83頁。サブリージョンに関して比較的早い時期に提出された文献として以下を挙げておく。François Gilpouloux, ed., *Regional Economic Strategies in East Asia: A Comparative Perspective*, Tokyo: Maison Franco-Japonaise, 1994, Markus Perkmann and Ngai-Ling Sum, eds., *Globalization, Regionalization and Cross-Border Regions*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2002, Shaun Breslin and Glenn D. Hook, eds., *Micoregionalism and World Order*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2002.
 - 4 欧州のサブリージョン協力については数多くの研究があるが、ここでは邦語文献として以下を挙げておく。高橋和「チェコドイツ和解はいかに行われたか?——追放ドイツ人をめぐって」(中山賢司編『早稲田平和学研究』第6号、2013年) 19-36頁、同「欧州における下位地域協力の展開——近代国家体系への挑戦」(百瀬宏編著『変貌する権力政治と抵抗——国際関係学

における地域』彩流社、2012年) 151-172頁、柑本英雄「EU 地域空間再編成とサブリージョン」(早稲田大学社会科学部研究科博士(学術)学位申請論文、2010年)、若森章孝・八木紀一郎・清水耕一・長尾伸一編『EU 経済統合の地域的次元——クロスボーダー・コーペレーションの最前線』(ミネルヴァ書房、2007年)。

1960年代に開始されたユーロリージョンと呼ばれるミクロレベルの越境地域協力は、現代型サブリージョンの原型である。ユーロリージョンの数は2012年1月現在で200を超えようとしている。詳しくはAEBR(欧州国境地域協会)のホームページを参照されたい。

<<http://www.aebr.eu/en/index.php>> (2013年6月17日取得)。

- 5 Xiangming Chen, *As Borders Bend: Transnational Spaces on the Pacific Rim*, Lanham: Rowman and Littlefield Publisher, 2005, pp. 10-13. チェン(X. Chen)の分類では、東アジアの「トランスボーダー・サブリージョン(transborder subregion)」は六つに整理され、環日本海圏が脱落している。なお、成長の三角地帯(Growth Traiangle = GT)は、インドネシア・マレーシア・タイ(Indonesia-Malaysia-Thailand = IMT) GTと、インドネシア・マレーシア・シンガポール(Indonesia-Malaysia-Singapore = IMS) GTの二つを指す。また、東ASEAN成長圏は、ブルネイ・インドネシア・マレーシア・フィリピンからなる成長圏を指す(the Brunei-Indonesia-Malaysia-Philippines East ASEAN Growth Area = BIMP-EAEG)。このほか、大図們江圏(the Greater Tumen Subregion = GTS)、渤海/黄海圏(the Bohai/Yellow Sea Subregion = BYSS)、大華南圏(the Greater Southeast China Subregion = GSCS)、大メコン圏(the Greater Mekong Subregion = GMS)の四つを合わせ、計六つに分類する。
- 6 例えば、チェン(X. Chen)は、東アジアにおけるサブリージョンの実態分析から、「脱境界化(de-bordering)」と「再境界化(re-bordering)」という概念を導き出している。Ibid., pp. 4-5. 国際社会体系との関係では、日本国際政治学会編『国際政治』(第111号「グローバル・システムの変容」1996年)などを参照。
- 7 とくに環日本海圏構想において、関寛治が軍事力中心の「国際秩序強制」とは本質的に異なる「国際秩序構築」の原型を環日本海サブリージョンに見出したように、西欧国際政治理論の限界を克服する新たな批判的かつ規範的なパラダイムが探求されていった。関の論考としては、以下を参照されたい。関寛治「湾岸・日本海・世界秩序」(関寛治・大久保史郎・ルイス・W・グッドマン・玉本偉編『地球化時代の日米関係』日本評論社、1992年)3-41頁、同「日本海時代の到来と国際政治理論」(多賀秀敏編『国境を越える実験——環日本海の構想』有信堂、1992年)155-184頁、同「米ソ冷戦終結後における環日本海(東海)の意味」(『環日本海研究』第3号、1997年)15-27頁など。

なお、関は、環日本海圏構想の中でも、とりわけ行為体としての地方自治体に焦点を当て、「今までの国家的軍事戦略という考え方を、地方自治体レベルの新しいネットワークを通して構造変動させる大きな力が出てくるだろう」と期待を寄せた。関寛治・高柳先男『同時代への視座——軍拡・デタント・第三世界』(三嶺書房、1985年)251-252頁。
- 8 東アジアの局地経済圏については多数の先行研究が提出されているが、ここでは代表的なものとして以下を挙げておく。Edward K.Y. Chen and C.H. Kwan, eds., *Asia's borderless economy: the emergence of subregional economic zones*, St Leonards: Allen & Unwin, 1997、渡辺利夫編著『局地経済圏の時代——ぬりかわるアジア経済地図』(サイマル出版会、1992年)。
- 9 例えば、Christopher M. Dent and David W. F. Huang, eds., *Northeast Asian Regionalism: Learning from the European experience*, London: Routledge Curzon Press, 2002、池田佳隆「グローバル・システムの三層構造論の批判的検討——二層構造の可能性」(日本国際政治学会編、前掲書)115-128頁など。とくにファン(D. W. F. Huang)が結論として提示した「東北アジアの多層的争点連携リージョナリズム(a Multilayered Issue-Linkage Regionalism in Northeast Asia)」は、経済領域と安全保障領域の階層構造および相互関係を整理しているが、サブリージョンを国家中心の空間の入れ子状の配置として描いている(附図序-1参照)。

附図序-1 東北アジアの多層的争点連携リージョナリズム

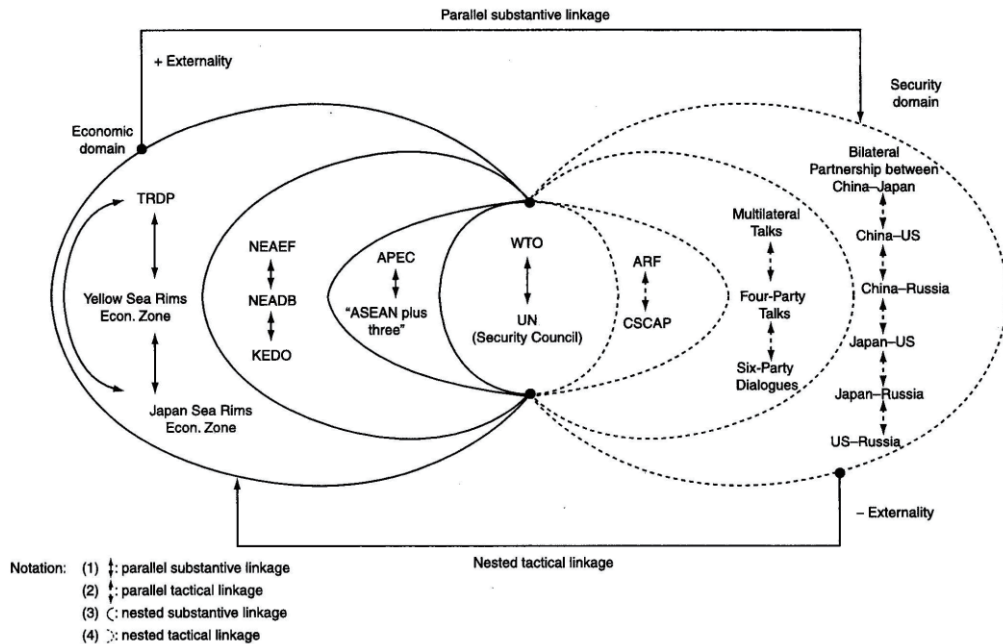


Figure 11.1 A Proposal for a Multilayered Issue-Linkage Regionalism in Northeast Asia
出所：Christopher M. Dent and David W. F. Huang, eds., op. cit., p. 259.

- 10 本論文では、各国・各地方政府、あるいは事務局などが呼称する正式名称・訳語などを除き、North East Asia をすべて、中国・韓国で一般的な「東北アジア」という用語に統一して使用する。
- 11 略称の NEAR は、機構の英語表記からではなく、North-East Asia Region の頭文字から構成される。これは、NEAR の成立過程の中で、「日本海（東海）」の呼称問題を克服する方法として、英単語で「近い、親しい」の意味を持つ NEAR という名称が考案されたことが背景にある。詳しくは、NEAR（北東アジア）知的インフラ委員会（金森久雄監修）『「国」を超えた「地域」のつながり ボーダーレス時代の地域間交流 日本・中国・韓国・ロシア「環日本海」知的インフラ構築の道を模索する』（アルク、1999年）16-17頁、185-189頁を参照されたい。なお、NEAR のホームページは、<<http://www.neargov.org/jp/>>（2013年8月9日取得）。
- 12 本論文では、local government を、単なる行政機関としての「地方自治体」ではなく、政治ないしは統治にかかわる要素を含む「地方政府」という用語で統一して表現する。「地方政府」論については、井出嘉憲『地方自治の政治学』（東京大学出版会、1972年）を参照。
- 13 例えば、Abul Kalam, *Subregionalism in Asia: ASEAN and SAARC Experiences*, New Delhi, London: UBS Publishers' Distributors, 2001, Glenn D. Hook and Ian Kearns, eds., *Subregionalism and World Order*, London: Macmillan, 1999 など。
- 14 方法論的ナショナリズムについては、遠藤乾「日本におけるヨーロッパ統合研究のあり方——方法論的ナショナリズムを超えて」（中村民雄編『EU 研究の新地平——前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房、2005年）1-27頁を参照。
- 15 遠藤乾『統合の終焉——EU の実像と論理』（岩波書店、2013年）。
- 16 Beat Kohler-Koch and Berthold Rittberger, "Review Article: The 'Governance Tum' in EU Studies," *Journal of Common Market Studies*, Vol.44 (Annual Review), 2006, pp. 27-49.
- 17 多賀秀敏の表現を借りれば、「EU に収斂する欧州で試みられてきた地域統合が、ナショナリズムの放棄（主権の移譲）の過程であれば、東アジア（東南・東北両アジア）で、実践、ないしは、提唱されてきた地域協力は、ナショナリズムの延長、あるいは、その強化であった」。多賀秀敏「東アジアの地域主義に関する一考察」（山本武彦編『地域主義の国際比較——アジア

- ア太平洋・ヨーロッパ・西半球を中心にして』早稲田大学出版部、2005年）83頁。
- 18 森川裕二『東アジア地域形成の新たな政治力学——リージョナリズムの空間論的分析』（国際書院、2012年）。
- 19 NET 概念については、スカラピーノ（R. A. Scalapino）の提唱が嚆矢である。Robert A. Scalapino, “The United States and Asia: future prospects,” *Foreign Affairs*, Vol. 70 No. 5, Winter 1991-92, pp. 19-40.
- 20 ただし、夥しい数に上る東アジア・リージョナリズム研究の中には、非国家行為体によるサブリージョン形成を積極的に位置づけた研究もある。例えば、カッツェンスタイン（P. Katzenstein）は、ナショナルな「領域に基礎をおきつつ境界を超える交流についてのプロセス」を「国際化（internationalization）」、「空間を超越し時間を圧縮するプロセス」を「グローバル化（globalization）」と定義し、両者が相互に浸透しながら複雑な展開を遂げる現象を「多孔質的地域主義（porous regionalism）」として概念化して見せた。Peter Katzenstein, *A world of Regions: Asia and Europe in the American Imperium*, Ithaca: Cornell University Press, 2005.（光辻克馬・山影進訳『世界政治と地域主義——世界の上のアメリカ、ヨーロッパの中のドイツ、アジアの横の日本』書籍工房早山、2012年）。
- また、ローカル次元の交流・協力関係の視点で重要な視角を提出したのが、フロースト（E. Frost）である。フローストは、沿岸地域、デルタ地帯、海洋にアクセスし易い村、町、都市の集合体を「海のアジア（Maritime Asia）」と呼び、国家から構成された政治的構築物の「アジア・メジャー（Asia Major）」と対比させて、「海のアジア」のネットワーク関係を重要視した。Ellen Frost, *Asia's New Regionalism*, Singapore: NUS Press, 2008, p. 21.
- 21 東北アジアがナショナリズムとリージョナリズムの競合関係にあることについては、Tsuneo Akaha, ed., *Politics and Economics in Northeast Asia: Nationalism and Regionalism in Contention*, New York: St. Martin's Press, 1999 を参照。
- 22 Gilbert Rozman, *Northeast Asia's Stunted Regionalism: Bilateral Distrust in the Shadow of Globalization*, Cambridge University Press, 2004.
- 23 例えば、姜尚中『東北アジア共同の家をめざして』（平凡社、2001年）、和田春樹『東北アジア共同の家——新地域主義宣言』（平凡社、2003年）、伊藤成彦『東北アジア平和共同体に向けて——今こそ、日米安保体制の転換を』（御茶の水書房、2005年）、松野周治・徐勝・夏剛編『東北アジア共同体への道——現状と課題』（文真堂、2006年）など。
- 24 例えば、次を参照。Kent Calder and Min Ye, *The Making of Northeast Asia*, Stanford CA: Stanford University Press, 2010, Gi-Wook Shin and Daniel C. Sneider, eds., *Cross Currents: Regionalism and Nationalism in Northeast Asia*, Stanford, CA: Walter H. Shorenstein Asia-Pacific Research Center, Stanford University, 2007. 各国の内政の視点から国内問題と地域安全保障との複雑な連鎖を探究したものとしては、Edward Friedman and Sung Chull Kim, eds., *Regional Cooperation and its Enemies in Northeast Asia: The impact of domestic forces*, London: Routledge, 2006.
- 25 同構想は、日本・総合研究開発機構（NIRA）、中国・国家発展改革委員会・国土開発地域経済研究所（ISPRI）、韓国・国土研究院（KRHS）の共同研究によって進められている。北東アジアグランドデザイン研究会編『北東アジアのグランドデザイン——発展と共生へのシナリオ』（日本経済評論社、2003年）、総合研究機構編『北東アジアのグランドデザイン——共同発展に向けた機能的アプローチ』（NIRA 研究報告書 0507、2005年）、総合研究開発機構編『北東アジアグランドデザイン 2005——国土計画と分野別開発戦略』（NIRA 研究報告書 0601、2006年）、澤井安勇「北東アジアグランドデザイン研究の概要——北東アジアの地域化・地域統合に向けて」（中村・多賀・柑本編、前掲書）1-17頁。
- 26 柑本英雄は地方政府が国境を越えて活動する場のことを「プレイングフィールド」（playing field）と定義する。柑本英雄「EU 地域政策分析枠組みとしての「越境広域経営」モデル構築の試み：バルト海グランドデザイン VASAB2010 と INTERREG II C を例証とした欧州地域空間再編成の研究」（弘前大学人文学部『人文社会論叢』第 14 号、2005年）9-11頁。

- 27 「東アジア共同体」については夥しい数の論考が提出されている。ここでは以下を挙げておく。東アジア共同体評議会編『東アジア共同体白書 2010』（たちばな出版、2010年）、中村民雄・須網隆夫・臼井陽一郎・佐藤義明『東アジア共同体憲章案——実現可能な未来をひらく議論のために』（昭和堂、2008年）、大庭三枝『東アジア共同体論』の展開：その背景・現状・展望（高原明生・田村慶子・佐藤幸人編『現代アジア研究 1：越境』慶應義塾大学出版会、2008年）441-461頁、滝田賢治編『東アジア共同体への道』（中央大学出版部、2006年）、中捷啓編『東アジア共同体という幻想』（ナカニシヤ出版、2006年）、西口清勝・夏剛編『東アジア共同体の構築』（ミネルヴァ書房、2006年）、進藤榮一・平川均編『東アジア共同体を設計する』（日本経済評論社、2006年）、吉野文雄『東アジア共同体は本当に必要なのか——日本の進むべき道を経済の視点から明らかにする』（北星堂書店、2006年）、伊藤憲一・田中明彦監修、青木保・浦田秀次郎・臼井早由里・福島安紀子・神保謙『東アジア共同体と日本の針路』（NHK出版、2005年）、小原雅博『東アジア共同体——強大化する中国と日本の戦略』（日本経済新聞社、2005年）、谷口誠『東アジア共同体——経済統合のゆくえと日本——』（岩波書店（新書）、2004年）、East Asia Study Group (EASG), *Final Report of the East Asia Study Report*, November 2002, East Asia Vision Group (EAVG), *TOWARDS AN EAST ASIAN COMMUNITY Region of Peace, Prosperity and Progress*, November 2001, 森嶋通夫『日本にできることはなにか——東アジア共同体を提案する』（岩波書店、2001年）。
- 28 ロズマン (G. Rozman) は、1990年代から2000年代初めの東北アジア地域主義の展開を、日米ロ中韓五ヶ国それぞれの二国間外交との関係から分析し、各国の地域主義への視座が地域主義の進展を阻害している状況を明らかにした。Gilbert Rozman, op. cit.. また、「ナショナリズムの超克」を呼号して出発しながら、次第にナショナリズムに接近せざるを得なかった「大東亜共栄圏」論の教訓については、松井芳郎「東アジア共同体と“大東亜共栄圏”——歴史的視点から」（西口・夏編、前掲書）280-299頁を参照されたい。
- 29 藪野祐三『ローカル・イニシアティブ——国境を超える試み』（中公新書、中央公論社、1995年）、同『先進社会の国際環境〔I〕——ローカル・イニシアティブの創造』（法律文化社、1995年）、同「ローカル・イニシアティブと平和主義の架橋」（日本平和学会編『世界政府の展望』早稲田大学出版会、2003年）109-126頁。
- 30 百瀬宏編『下位地域協力と転換期国際関係』（有信堂、1996年）ii頁。
- 31 政治・安全保障領域では東北アジアの重要な大国のひとつに米国を位置付ける。例えば、Christopher M. Dent and David W. F. Huang, eds., op. cit., p. 1. 冷戦期に米国が構築した東北アジアとの関係性が依然として強固であることを示した議論として、例えば、G. John Ikenberry, “The Political Foundations of American Relations with East Asia,” in G. John Ikenberry and Chung-in Moon eds., *The United States and Northeast Asia: Debates, Issues, and New Order*, Lanham, MD: Rowman and Littlefield Publishers, inc, 2008, pp. 19-37.
- 32 地域の設定が提唱者に有利な戦略が伴う点への懸念と住民の意識による地域設定への期待については、多賀秀敏「環日本海研究への助走——渋谷武教授の退官によせて」（『法政理論』第23号、1991年）335-338頁を参照されたい。
- 33 T. J. Pempel, ed., *Remapping East Asia: The Construction of a Region*, Ithaca: Cornell U. P., 2005.
- 34 百瀬編、前掲書、9頁。アジアの地域間関係を歴史的な視座から考察したものとして、濱下武志編『東アジア世界の地域ネットワーク』（山川出版社、1999年）が参考になる。
- 35 Gilbert Rozman, “Sub-regional Development and Community Building,” in Won Bae Kim, Yue-Man Yeung, Sang-Chuel Choe, eds, *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese Univ Pr, 2011, pp.179-216.
- 36 Won Bae Kim and Sang-Chuel Choe, “Conclusions: Towards a Sustainable Regional and Sub-regional Future,” in Won Bae Kim, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., op. cit., pp. 345-363.

- 37 北海道大学を中心に2009年からスタートした「境界研究 (Border Studies)」は、CBCも分析の射程に含む。ただし、サブリージョン形成という観点よりは境界にかかわる総合的な研究を志向している。境界研究については、以下を参照されたい。岩下明裕編『別冊環19 日本の「国境問題」——現場から考える』(藤原書店、2012年)、日本国際政治学会編『国際政治 (ポスタースタディーズの胎動)』(第162号、2010年)、岩下明裕編『日本の国境——いかにこの「呪縛」を解くか』(北海道大学出版会、2009年)。
- 38 INTERREG についての研究は膨大な数に上るが、ここでは INTERREG IIIA・B・C の各プログラムの経緯と概要を簡潔に整理したものとして、中村・多賀・柑本編、前掲書、139-143頁を参照。
- 39 Kenichi Ohmae, “The rise of the region state,” *Foreign Affairs*, Vol.72, No.2, 1993, pp. 78-87.
- 40 嘉数啓『国境を越えるアジア成長の三角地帯——グロース・トライアングル (GT) 構想の全貌』(東洋経済新報社、1995年)。
- 41 Dajin Peng, “Subregional Economic Zones and Integration in East Asia,” *Political Science Quarterly*, Vol.117, No.4, Winter 2002-03, pp. 613-641.
- 42 Katsuhiko Sasuga, *Microregionalism and Governance in East Asia*, Routledge, 2004, Katsuhiko Sasuga, “Microregionalization across Southern China, Hong Kong and Taowan,” in Shaun Breslin and Glenn D. Hook, eds., op. cit., pp. 66-94.
- 43 例えば、嘉数によれば、「成長の三角地帯 (GT)」の生成・発展メカニズムは次のように説明される。「冷戦終結後、経済が政治・軍事に代わって国際関係を支配し、経済のグローバルな相互依存性が国是として強化された (NET)。世界生産拠点のアジアへのシフトを含む外的な環境の変化は、柔軟な文明の受容性と多様性 (生産要素の補完性) を有する東アジアの発展ポテンシャルを刺激し、成長の重層的連鎖を引き起こした (局地経済圏)。連鎖の成長センターになったのが香港、シンガポール、台湾などの『メトロ=アジア NIEs』であり、GT はメトロエネルギーの周辺地域への拡散・集積の結果である (EMR)」。嘉数、前掲書、136頁。
- 44 TRDAP について比較的まとまった文献として以下を挙げておく。徐ケイ (王へんに京)『図們江地域における開発と社会変容』(一粒書房、2012年)、Christophe W. Hughes, “Tumen River Area Development Programme (TRADP): Frustrated Microregionalism as a Microcosm of Political Rivalries,” in Shaun Breslin and Glenn D. Hook, eds., op. cit., pp. 115-143、鶴嶋雪嶺『豆満江地域開発』(関西大学出版部、2000年)、丁士晟 (霍儒学、盧麗、閻明偉、蔡旭陽訳、金森久雄監修)『図們江開発構想——北東アジアの新しい経済拠点』(創知社、1996年)など。
- 45 北東アジア貿易回廊研究会『新絹之路——北東アジア貿易回廊の現場から』(山海堂、2002年)。
- 46 ERINA 編『北東アジア輸送回廊ビジョン (ERINA booklet, vol.1)』(2002年6月)、辻久子「北東アジア国際物流における経済競争力」(『立命館国際地域研究』第21号、2003年3月)99-118頁、三橋郁雄・川村和美『北東アジア新発見伝——環日本海旅日誌』(博進堂、2006年)。
- 47 千葉康弘『北東アジア経済協力の研究——開発銀行構想・開発ビジョン・地域連携』(春秋社、2005年)、東京財団「北東アジア開発銀行」の創設と日本の協力政策に関する調査研究プロジェクト編『提言「北東アジア開発銀行 (NEADB)」創設のための5つの提言——日中韓首脳会合 (2002.11) に向けて』(研究報告書/モノグラフ・シリーズ No.7、2002年7月)。
- 48 環黄海圏に関して比較的まとまった近年の文献として、OECD, *OECD Territorial Reviews: Trans-Border Urban Cooperation in Pan-Yellow Sea Region*, Paris: OECD, 2009 を挙げておく。日本、中国、韓国それぞれの視点を考察したものとしては、Glenn D. Hook, “The Japanese Role in Emerging Microregionalism: The Pan-Yellow Sea Economic Zone,” in Shaun Breslin and Glenn D. Hook, eds, op. cit., pp. 95-114, Xiangming Chen and Chang Liu, “The Pan-Yellow Sea Sub-region: Chinese Perspectives,” in Won Bae Kim, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., op. cit., pp. 217-243, Eun Kyung Kim, “The Pan-Yellow Sea Sub-region: Korean Perspective,” in Won Bae Kim, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe,

- eds., op. cit., pp. 245-265 がある。また、小川雄平『東アジア地中海の時代』(明石書店、2004年)は、環黄海圏、日本海圏、東シナ海を統合した海域に「東アジア地中海経済圏」を構想する。このほか、1990年代に出版されたものとして、西村明『環黄海经济圈交流への視座——九州からの発信』(九州大学出版会、1997年)、西川潤編『開放中国・国際化のゆくえ——黄渤海经济圈と日本』(有信堂、1995年)、西村明・林一信編『環黄海经济圈創生の課題と展望——東アジア六都市会議』(九州大学出版会、1992年)、西村明・渡辺利夫『環黄海经济圈——東アジアの未来を探る』(九州大学出版会、1991年)なども挙げておく。
- 49 環日本海经济圈に関して比較的まとまった文献として、涂照彦『環日本海研究(涂照彦論稿集第1巻)』(福村出版、2009年)を挙げておく。このほか、福井県立大学北東アジア研究会による成果として、坂田幹男・本多健吉・凌星光編『北東アジア経済入門』(平原社、2000年)、福井県立大学北東アジア研究会編『北東アジア未来像——21世紀の日本海』(新評論、1998年)、本多健吉・凌星光・韓義泳・坂田幹男『北東アジア经济圈の形成——環日本海経済交流』(新評論、1995年)、北東アジア研究会編『環日本海交流事典 95'96'』(創知社、1995年)などがある。また、比較的早い時期に出版されたものとして、小川和男・小牧輝夫編『環日本海经济圈——北東アジア・シベリア時代の幕開け』(日本経済新聞社、1991年)も挙げておく。
- 50 John Friedmann, “Inter-city Networks in a Globalizing Era,” in Allen J. Scott, ed., *Global City-Regions: Trends, Theory, Policy*, Oxford: Oxford University Press, 2001, pp. 119-138. (坂本秀和訳「グローバル化時代における都市間ネットワーク」アレン・J・スコット編『グローバル・シティ・リージョンズ——グローバル都市地域への理論と政策』ダイヤモンド社、2004年、137-156頁)。
- 51 日本総合研究開発機構(NIRA)・中国国家発展改革委員会・国土開発地域経済研究所(ISPRES)・韓国国土研究院(KRHIS)「BESETO(ベセト)回廊構想の実体化促進に関する提言——北東アジア地域の持続的発展に向けて」(2007年3月)。なお、BESETOとは、日中韓各国の首都の英語表記(Tokyo, Beijing, Seoul)の最初の2文字をつなげたもので、3首都間連携を象徴したもの。
- 52 Hiroo Ichikawa and Yasuyuki Miwa, “Business and Travel Linkages among the World Cities,” in Won Bae Kim, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., op. cit., pp. 151-175.
- 53 サッセン(S. Sassen)の「グローバル・シティ(Global City)」論は、都市という場への金融や高度サービスなどの集中現象に着目するが、サブリージョンとの関わりを明示的な分析の射程に置いていない。Saskia Sassen, *The Global City: New York, London, Tokyo*, Princeton: Princeton University Press, 1991, 2nd ed., 2001 (伊豫谷登士翁監訳『グローバル・シティー——ニューヨーク・ロンドン・東京から世界を読む』筑摩書房、2008年)、Saskia Sassen, *Globalization and its Discontents: Essays on the New Mobility of people and Money*, New York: The New Press, 1998. (田淵太一・尹春志・原田太津男訳『グローバル空間の政治経済学——都市・移民・情報化』岩波書店、2004年)。
- 54 Sung-Keun Keum, “The Busan-Fukuoka Trans-Strait Zone,” in Won Bae Kim, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., op. cit., pp. 287-305.
- 55 朴侗玄『東アジアの企業・都市ネットワーク——韓日間の国際的都市システムの視点』(古今書院、2001年)。
- 56 例えば、田坂は都市を「立地の優位性と企業・産業誘致を競う『競争的行為者』」として規定し、都市間競争を「場所をめぐる勝ち抜き戦」と表現する。田坂敏雄編『東アジア都市論の構想——東アジアの都市間競争とシビル・ソサエティ構想』御茶の水書房、2005年)8頁、34頁。
- 57 多賀、前掲書(2006年)、84頁。
- 58 多賀、前掲論文(1991年)、336頁。涂照彦によれば、国際分業論(比較生産費説)の基礎条件である自主関税制度と自主通貨制度を具備していない地方自治体の場合、国際分業への参画には国家(中央政府)という一定の中間媒介項が必要になるという。したがって、地方自治体

を主たるアクターとした北東アジア協力に関して、NET 論が理論的前提に置く国際分業論を導入するのは方法論的に困難であるという。涂、前掲書、294 頁。なお、環日本海経済圏を唱道してきた一人でもある坂田幹男は、東北アジアの「ボーダフルな現実」の中で「局地経済圏」構想の破たんを認め、「問題解決型の下位地域協力」に新たなパラダイムを求めている。坂田幹男「北東アジアのパラダイム転換——『局地経済圏』から『サブ・リージョン』へ」（環日本海国際学術交流協会編『環日本海地域の協力・共存・持続的発展』橋本確文堂、2012 年）15-42 頁。

- ⁵⁹ Karoline Postel-Vinay, “Local actors and international regionalism: the case of the Sea of Japan Zone,” *The Pacific Review*, Vol.9, No.4, 1996, pp. 489-503.
- ⁶⁰ Glenn D. Hook, “Japan and Micro-regionalism: Constructing the Japan Sea Rim Zone,” in Yoshinobu Yamamoto, eds, *Globalism, Regionalism and Nationalism: Asia in Search of its Role in the 21st Century*, Blackwell Publishers, 1999, pp. 126-141, Glenn D. Hook, “Japan and Micro-regionalism: Constructing the Japan Sea Rim Zone,” (日本国際政治学会編『国際政治』第 114 号、1997 年) 49-62 頁。
- ⁶¹ Ngai-ling Sum, “Time-Spase Envelopes, Governance and the Subregion of ‘Greater China,” in Glenn Drover, Graham Johnson and Julia Tao Lai Po-wah, eds, *Regionalism and Subregionalism in East Asia: The Dynamics of China*, NOVA Science Publishers, 2001, pp. 83-109, Ngai-ling Sum, “Rearticulation of Spatial Scales and Temporal Horizons of a Cross-Border Mode of Growth: the (Re-) Making of ‘Greater China,’” in Markus Perkmann and Ngai-Ling Sum, eds., op. cit., pp. 151-175. 同理論の日本への導入研究として、柑本英雄「時空封理論の検証と今後の展開：時空封理論におけるアイデンティティの概念をエスニックアイデンティティ・ナショナルアイデンティティと比較・再考察する試み」（早稲田大学社会科学研究所『社会科学研究所紀要 別冊』第 3 号、1999 年）149-166 頁を参照。
- ⁶² David Arase, “Japan Sea Regionalism: the Role of Sub-national Authorities,” in Markus Perkmann and Ngai-Ling Sum, eds., op. cit., pp. 187-188.
- ⁶³ 柑本英雄「リージョンへの政治地理学的再接近：スケール概念による空間の混沌整理の試み」（『北東アジア地域研究』第 14 号、2008 年）1-20 頁。
- ⁶⁴ 柑本、前掲論文（2008 年）。
- ⁶⁵ 新しい理論・方法論を探求する志向は、とくに環日本海研究の初期の論考に多い。なお、多賀は環日本海研究を「国際社会における最適の社会単位は何かを探る試み」として捉えている。多賀秀敏「環日本海研究への一視角」（『環日本海研究』創刊号、1995 年）22-26 頁。
- ⁶⁶ 渋谷武「協生の哲学——他者肯定・自者肯定の政治」（多賀編、前掲書（1992 年））185-214 頁、同『環日本海学会』創設の初心」（『環日本海研究』第 11 号、2005 年）1-2 頁などを参照。ここで渋谷が定義する「協生」と、一般的に使用されるの多い「共生」とは異なる概念である。渋谷は「他者肯定・自者肯定」の「協生」に対して、「共生」の基本には「自者肯定・他者否定」の論理が伏在すると喝破する。「共生も自者・他者の『双方肯定』を示すものではあるが、肯定された自他のほかに否定・排除される他者のあることを示している。…（中略）…ある意味では、共生する存在空間が一つの存在集合『自者』を形成し、この『AB 存在集合』が『自者』となることによって、その補集合『他者』の存在・移動空間は縮小されることを意味するから、AB 自者集合によって他者とされた者の存在・移動には、否定空間が拡大されることを意味してゆくことになる。共生によって拡大された存在・移動空間の AB 集合による独占的占有が、AB 集合以外の存在にとっては極めて重大な存在・移動の脅威となる」。渋谷武『“きょうせい” 変化考覚書』（2002 年）149 頁、同『葉葉協生論』（文芸社、2008 年）177-178 頁。
- また、『共生』は『共に生きる』ために他者の中でも自分にふさわしい人と手を組んで、誰かを否定するようなことが留保されているようにみえるが自然科学の領域では、棲み分け使われる場合がある。『協生』では、そこに存在する全ては同一の存在となる為、特に対立することはない。桃源郷の世界、すべてのものが分け隔てなく、等しく生活、行動する空間が現出される」という。同上（2008 年）、8 頁。なお、東アジア「共生」学創成を掲げた研究プロジェ

クトの総括として「共生」をめぐる近年の議論をレビューした、佐藤幸男「日本の外交を民主化する：『平和・共生学』からのアプローチ」(中山編、前掲書(2013年))1-18頁も参照されたい。

- 67 関、前掲書(1992年)、前掲論文(1997年)。
- 68 「まったく新しいユニット論から仕切り直しをして、単位の内側からとらえて『アイデンティティ』の国際関係論を構築する」と同時に、「外側からとらえて、オールドファッションのシステム論に新しい酒を注いで蘇らせる」方法論である。多賀秀敏「国際社会における社会単位の深層」(多賀秀敏編『国際社会の変容と行為体』成文堂、1999年)418頁。
- 69 これまでの国際システム論では、これ以上分割不可能な単位(unit)、単位間の関係(relation)、分析対象となる範囲(boundary)のいずれもが国家・国境を基準に構築されてきた。多賀はこれを現代の国際関係を論じる枠組みとして妥当性を欠くものとして、アイデンティティ、アイデンティティをめぐる制度(institution)、そしてネットワーク(network)の三点に着目した。多賀、前掲論文(1995年)。
- 70 森川、前掲書、105-135頁。
- 71 具体的には、「渋谷の『他者肯定・自者肯定』の思想が示すように、まずは他者肯定によって『他者の生活拡大』を認め、それが結果的に自分の存在を認める。こうした関係をもつもの同士の支援・協力のなかで問題意識を共有する間でアイデンティティが培われていく。協力の対象領域も将来の問題解決をめぐる『平和』という概念に包摂される争点領域であり、他者と協働するための時間的關係が『「協生」の平和』に結びつく」と説明する。同上書、114-115頁。
なお、森川によれば、東洋的な思想・認識論ベースの環日本海研究と、西欧出自のアプローチとの違いは、後者は時間的要素を取り除いた空間秩序を考察するのに対し、前者は時間的順序関係に「協生」の関係を見ることにあるという。「時空・封」理論の発想は、アイデンティティを基本単位とし時空を誘導単位とする点で、多賀の「行為体の深層」アプローチと通底するが、一定の地理的範囲をあらかじめ特定し、特定の時点で切り取って定点観測を繰り返す分析アプローチであり、実質的には分析単位から時間的な成分が取り除かれているという。同上書、115-123頁。
- 72 同上書、115頁。
- 73 「アイデンティティ」という分析視角から地域の形成メカニズムを扱った研究として、大庭三枝『アジア太平洋地域形成への道程——境界国家日豪のアイデンティティ模索と地域主義』(ミネルヴァ書房、2004年)がある。だが、これは国家の政策担当者のアイデンティティを考察したもので、国家中心主義的アプローチを脱却し切れていない。一方で、柑本は、欧州の沿岸境界地域会議(CPMR)と共通漁業政策(CFP)を事例に、「国際的行為体の深層に潜むマルチプルアイデンティティの形成過程とその意味」を分析してみせた。柑本英雄『国際的行為体とアイデンティティの変容——欧州沿岸境界地域会議と共通漁業政策をめぐる』(成文堂、2000年)。
- 74 中山賢司「環日本海圏・環黄海圏に関する制度」(天兒慧、松岡俊二、平川幸子、堀内賢志編『アジア地域統合学——総説と資料』勁草書房、2013年)291-292頁、이동형「환동해권 지방네트워크 실태와 발전방안 모색——다자간 협력네트워크를 중심으로」(『아태연구』제17권제3호、2010년12월)pp.41-59。(Lee, Dong-Hyung「環東海圏地方ネットワークの実態と発展方法の模索——多国間協力ネットワークを中心に」『アジア太平洋研究』第17巻第3号、2010年12月、41-59頁)。なお、フリードマン(J. Friedmann)は前掲書で制度的基盤の必要性を提唱していた。John Friedmann, op. cit., pp. 134-136。(訳書、154-156頁)。
- 75 大津浩「『北東アジア地域自治体連合』に見る自治体の国際組織作りの現状と可能性」(『法学セミナー』No.520、1998年)22-26頁。
- 76 例えば、山下永子は、アジア太平洋都市間ネットワーク(CITYNET)や国連ハビタットがアジア太平洋地域の国際都市ネットワークに関するデータ収集を試みたが、蓄積の乏しさから全てを網羅することは難しかったという。山下永子「国際都市ネットワーク政策の研究——自治

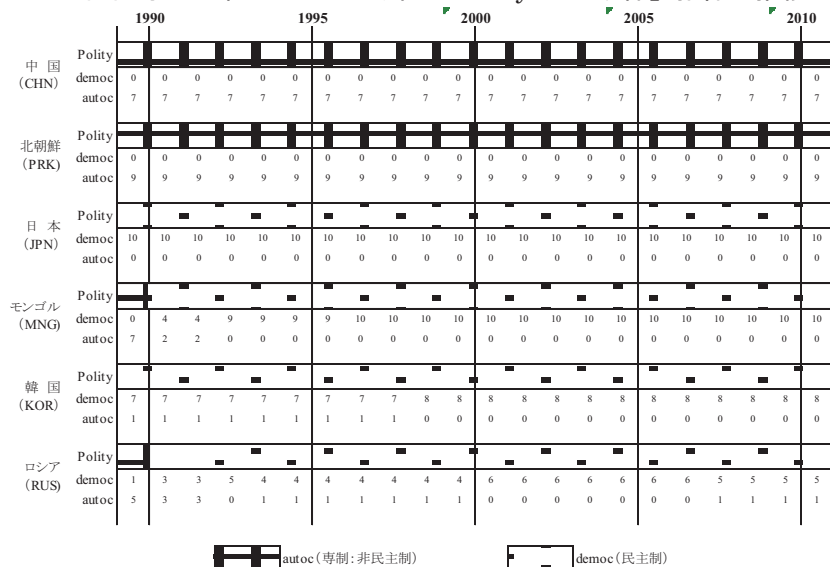
- 体国際都市ネットワーク運営に関する一考察」(『都市政策研究』第5号、2008年) 53-54頁、63頁。
- 77 山下永子『地方の国際政策——連携・ネットワーク戦略の展開』(成文堂、2008年)。
- 78 임중헌「유럽 지방정부의 초국가적 연계와 비교한 동북아시아 자치단체연합 (NEAR) 의 과제」(한독사회과학회『한·독사회과학논총』제13권 제2호、2003년 12월) pp. 57-76. (Lim, Jong Hun 「欧州地方政府の超国家的連携と比較した北東アジア地域自治体連合 (NEAR) の課題」韓独社会科学会『韓・独社会科学論叢』第13卷第2号、2003年12月、57-76頁)。
- 79 이정남「동아시아 협력 네트워크와 지방의 역할: “동북아자치단체연합” 을 중심으로」(한국외국어대학교 국제지역연구센터『국제지역연구』제9권 4호、2005) pp. 279-305. (Lee, Jung Nam 「北東アジアにおける地方政府と協力ネットワークの役割: 北東アジア地域自治体連合 (NEAR) の事例研究」韓國外国語大學國際地域研究센터『國際地域研究』第9卷4号、2005年、279-305頁)。
- 80 이동형『동북아시아지역자치단체연합 (NEAR) 협력프로젝트 활성화 방안』(대구경연구원、2006년)。(Lee, Dong-Hyung『東北アジア地域自治体連合 (NEAR) 協力プロジェクト活性化方法』大邱慶北研究所、2006年)。
- 81 이동형 (Lee, Dong-Hyung)、前掲論文。
- 82 中山賢司「北東アジアにおける地方自治体間越境連携 (TCLG) ——ネットワークと圏域設定」(早稲田大学社会科学部研究科『ソシオサイエンス』Vol.16、2010年) 1-15頁。
- 83 Kee-Ho Yang and Se Hoon Park, “Institutional Frameworks,” in Won Bae Kim, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., op. cit., pp. 329-348.
- 84 柑本英雄「非国家行為体の越境協力新モデル: 欧州連合 EGTC 規則試訳」(弘前大学『人文社会論叢 (社会科学編)』第18号、2007年) 195-208頁。「領域的協力団体 (European Grouping of Territorial Cooperation)」という訳語については、公法人を示唆する「越境広域行政組合」ではなく、非統治的行為体が入り込む余地を残したという。同上論文、208頁。
- 85 例えば、芳井研一『環日本海地域社会の変容——「満蒙」・「間島」と「裏日本」』(青木書店、2000年)、古厩忠夫『裏日本——近代日本を問いなおす』(岩波書店、1997年)、古厩忠夫編『東北アジア史の再発見——歴史像の共有を求めて』(有信堂、1994年)、若月章「環日本海をめぐる構想の歴史」(多賀秀敏編『国境を越える実験——環日本海の構想』有信堂、1992年) 31-60頁などを挙げておく。
- 86 各地域の実践については数多くの事例報告・研究がなされている。例えば、新潟市の実践を紹介した、市岡政夫『自治体外交——新潟の実践・友好から協力へ』(日本経済評論社、2000年)は比較的まとまっております参考になる。このほか、島袋邦・比嘉良充編『地域からの国際交流——アジア太平洋時代と沖縄』(研文出版、1986年)、坂口光一・丸屋豊二郎編『国際交流圏の時代——九州アジア化戦略』(大明堂、1996年)、富山学研究グループ編『環日本海、その新たな潮流』(北日本新聞社、1999年)、石井捷治・平井一臣編『地域から問う国家・社会・世界——九州・沖縄から何が見えるか』(ナカニシヤ出版、2000年)、片山善博・釘持佳苗『地域間交流が外交を変える——鳥取・朝鮮半島の「ある試み」』(光文社新書、2003年)などを挙げておく。
- 87 例えば、百瀬宏は、環バルト海協力和環日本海協力和に共通する特性として、「多かれ少なかれ『生態系』という発想にもとづいた共同体的組織原理にたっている」ことを指摘する。百瀬宏「環バルト海と環日本海——地域協力の比較的考察」(多賀秀敏編『国境を越える実験——環日本海の構想』(有信堂、1992年) 129頁。「一つの生命維持装置を形成」する「生態地理学的地域」という発想は、サブリージョンを考察する分析視角としては示唆に富む。Arthur H. Westing, ed., *Comprehensive Security for the Baltic: An Environmental Approach*, London: Sage Publications, 1989, p. 2.
- 88 多賀、前掲書 (2006年)、85頁、137頁。

- 89 「日本海学」については、以下を参照されたい。日本海学推進会議編『日本海学の世紀』(角川書店、2001年)、青柳正規、ロナルド・トビ編『日本海学の世紀2 還流する文化と美』(角川書店、2002年)、小泉格編『日本海学の世紀3 循環する海と森』(角川書店、2003年)、小泉格・清家彰敏編『日本海学の世紀4 危機と共生』(角川書店、2004年)、大塚和義・小泉格・丹羽昇編『日本海学の世紀5 交流の海』(角川書店、2005年)、日本海学推進機構ホームページ<<http://www.nihonkaigaku.org/index.html>> (2013年8月24日取得)。
- 90 宇野重昭・増田裕司編『北東アジア地域研究序説』(国際書院、2000年) 20頁。
- 91 島根県立大学による「北東アジア学」については、宇野重昭『[北東アジア学創成シリーズ 第1巻] 北東アジア学への道』(国際書院、2012年)がまとまっている。宇野によれば、「北東アジア学は、地域研究・地域学の伝統を踏まえ、北東アジアと呼ばれている地域に対する実証主義的研究に立脚しながら、なお、現代のグローバル化激化の予測困難な現実と直面し、北東アジアを通して具現化される世界史的・普遍的課題を開拓し、その観点から再び北東アジア各地域の“難題”に科学的に取り組むための“学”である」という。同上書、141頁。これまでの出版物を時系列で整理すれば、次の通りである。宇野・増田編、前掲書(2000年)、増田祐司編『21世紀の北東アジアと世界』(国際書院、2001年)、宇野重昭・増田裕司編『北東アジア世界の形成と展開』(日本評論社、2002年)、宇野重昭編『北東アジア研究と開発研究』(国際書院、2002年)、生活経済政策研究所・増田祐司編『21世紀北東アジア世界の展望——グローバル時代の社会経済システムの構築』(日本経済評論社、2004年)、島根県立大学北東アジア地域研究センター・増田祐司編『北東アジアの新時代——グローバル時代の地域システムの構築』(日本経済評論社、2008年)、宇野重昭・小林博編『北東アジア地域協力の可能性』(国際書院、2009年)。
- 92 Gilbert Rozman, op. cit..
- 93 山本吉宣『国際レジームとガバナンス』(有斐閣、2008年) 295-296頁。
- 94 河野勝『制度』(東京大学出版会、2002年) 28頁。
- 95 河野勝は、ガバナンス論の意義として、制度研究のもつ「内的志向性を克服」し、「不特定」多数の外部者にとっての効果をもつことの重要性を強調する。河野勝「ガヴァナンス概念再考」(河野勝編『制度からガヴァナンスへ——社会科学における知の交差』東京大学出版会、2006年) 16-18頁。
- 96 ガバナンス概念をめぐるのは夥しい数の研究が提出されている。一国におけるガバナンスを対象を絞り込んだ議論として、比較的まとまった邦語の近年の成果として、秋山和宏・岩崎正洋編『国家をめぐるガバナンス論の現在』(勁草書房、2012年)、岩崎正洋編『ガバナンス論の現在——国家をめぐる公共性と民主主義』(勁草書房、2011年)、新川達郎編『公的ガバナンスの動態研究——政府の作動様式の変容』(ミネルヴァ書房、2011年)などを挙げておく。また、より広くガバナンスを位置づけ独自の視点で考察を加えたものとして、猪口孝『ガバナンス(現代政治学叢書2)』(東京大学出版会、2012年)がある。猪口は、ガバナンスを、「政治体制の違いにかかわらず、市民の要求(代表性であれ、正当性であれ、政策成果であれ、公開性であれ)が一定限度満たされ、そのやり方が一定限度公開される仕組みと状態」と定義するが、同書からガバナンスの具体像を導出することは困難であり、逆説的にガバナンス概念の多義性が示唆される。同上書、8頁。
- 97 James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel, eds., *Governance Without Government: Order and Change in World Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992.
- 98 国内領域のガバナンス概念に限定されるが、ピエール(J. Pierre)は、前者を国家中心型、後者を社会中心型に区分する。Joned Pierre, ed., *Debating Governance*, Oxford: Oxford University Press, 2000, p. 3.
- 99 山本吉宣は、(グローバル)「ガバナンス化」を、1) 国家以外の行為者(主体)が参画する機会が多くなること、2) (管理あるいは問題解決の)多様な協力・方法が用いられるようになること、3) 問題領域の範囲が多くなること——の三つの要素から捉える。ただし、山本の議論

は、多様な行為体の参画よりも多様な手段のコーディネート方法にガバナンスの主要な要素を見出すことで、国際レジーム論の中にグローバル・ガバナンスを位置付けようとしている。山本、前掲書、168-184頁を参照。

- 100 NEAR の経緯と基本的情報については、NEAR ホームページのほか、NEAR 事務局が 2010 年に発行した『NEAR 白書 2010』(2010 年)を参照。また、이정남、前掲論文(2005 年)、이동형、前掲書(2006 年)、前掲論文(2010 年)、加えて、NEAR 事務局の元日本専門員が NEAR の実績と展望について考察した、朴晩奉「北東アジア地域自治体連合の実績と展望」(『ECONOMIC RESEARCH CENTER DISCUSSION PAPER』No.E13-1、2013 年)1-39 頁も参考になる。
- 101 和田春樹によれば、東北アジアという概念は、中国、韓国、北朝鮮に長く存在した概念で、北朝鮮では「4 国 5 方」を指すのに対し、中国では「5 国 6 方」を指すという。NEAR の概念は中国の「5 国 6 方」と一致するという。和田春樹「東北アジア地域協力構想と東アジア共同体」(NAER 事務局・慶尚北道『2007 北東アジア国際経済フォーラム——北東アジア地方政府間の経済協力増進方案』2007 年 10 月)192 頁。
- 102 Purnendra Jain, *Japan's Subnational Governments in International Affairs*, Routledge, 2005, pp.105-106. (今村都南雄監訳『日本の自治体外交』敬文堂、2009 年、186-187 頁)。
- 103 体格・体力・体質については、多賀秀敏研究代表「東北アジア各国の地方レベルにおける法政比較」(科学研究費補助金成果報告書概要、1992-1993 年度、研究課題番号：04451101)を参照。<<https://kaken.nii.ac.jp/d/p/04451101/1993/6/ja.html>> (2013 年 7 月 13 日取得)。
- 104 リンス(J. J. Linz)とステパン(A. Stepan)による体制類型を用いれば、日本と韓国は民主主義、中国は全体主義あるいはポスト全体主義、ロシアとモンゴルはポスト全体主義に分類され、北朝鮮についてはスルタン主義に位置付けられるか否かは留保される。Juan J. Linz and Alfred Stepan, *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1996. (荒井祐介・五十嵐誠一・上田太郎訳『民主化の理論——民主主義への移行と定着の課題』一藝社、2005 年)。
- 105 Polity IV の「政体」指標による分類を時系列で整理したものが下図である。

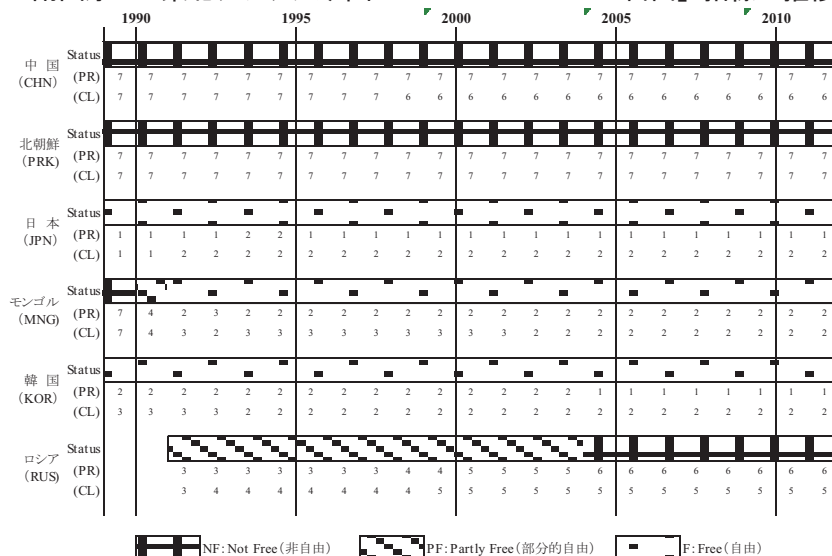
附図序-2 東北アジア六ヶ国の Polity IV 「政体」指標の推移



注：Polity IV では、カントリー・イヤー毎に DEMOC：民主制、AUTOOC：専制（非民主制）を 0-10 のポイントによって表し、前者と後者の差（-10～10）を Polity：政体のポイントとしている。
出所：PolityIV ホームページ (<http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm>) をもとに筆者作成。

106 Freedom House の「自由」指標による分類を時系列で整理したものが下図である。

附図序-3 東北アジア六ヶ国の Freedom House 「自由」指標の推移



注：各国の Status (F：自由、PF：部分的自由、NF：非自由) は、PR：Political Rights (政治的権利) と CL：Civil Liberties (市民的自由) の二つの観点から評価され、1 から 7 の 7 段階で行われる。数字が小さいほど水準が高い。

出所：Freedom House, Freedom in the World の各年版をもとに筆者作成。Freedom House ホームページ <<http://www.freedomhouse.org/>> (2013 年 8 月 26 日取得)。

107 具体的には、新潟県、富山県、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、中国・河北省、寧夏回族自治区、韓国・慶尚北道、ロシア・ハバロフスク地方の 10 地方政府。

108 多賀、前掲書 (2005 年)、94 頁。

109 2002 年の第 3 回総会 (ハバロフスク地方) と 2004 年の第 4 回総会 (黒龍江省) の 2 回。2012 年第 9 回総会 (寧夏回族自治区) では在中北朝鮮大使館員が参加した。

110 朴、前掲論文 (2013 年)、11 頁。

111 詳しくは、本論文第 4 章第 2 節の「北朝鮮——微拡大型」を参照されたい。

112 詳しくは、本論文第 5 章第 3 節の「事務局開設と竹島 (独島) 問題」を参照されたい。

113 例えば、金秉基は、分析対象を関西圏および大慶圏に絞り込んでいるが、NEAR における「地域活性化のための交流の成果はほとんどない」と断言する。NEAR 加盟国の政治体制や経済発展段階が大きく異なり、各国地方政府のニーズも異なるため、きめ細かい交流が行われているとはいえないとし、地域活性化のための国際交流は多国間よりは二国間の方がより効率的であろうと結論付ける。金秉基「日韓広域経済圏形成による地域の産業振興と環境保全——関西圏と大慶圏の国際交流と地域活性化」(滋賀大学経済学部附属リスク研究センター『Discussion Paper』No. J-33、2012 年 10 月) 5-6 頁。

114 例えば、進藤榮一は、東アジア共同体の構築プロセスを検討する中で、「共通の歴史を紡ぎ出す」ための取り組みのひとつとして、民間の歴史研究者たちによる歴史教科書の出版事業を挙げ、その延長上に NEAR を位置づけている。確かに NEAR は「国家を超える地域外交の試み」ではあるが、依然として「研究者や学生、市民たちの相互交流の輪を加えながら、共通の歴史を紡いで」いく試みは NEAR の中に確認できない。進藤榮一『東アジア共同体をどうつくるか』(筑摩書房、2007 年) 259-260 頁。

第 I 部

方法論の考察とマクロ分析

第 1 章

内発的越境ガバナンス論

序

本章では、分析アプローチと枠組みを検討する。序論でも指摘したように、地域的な国際秩序が未成熟な東北アジアにおいて、越境ガバナンスという文脈からサブリージョンを捉えることは容易ではない。分析のための方法論としても多くの課題を抱えている。だが、サブリージョンを可視化した地方政府間の制度・機構が実体化し、交流・協力の実践が蓄積する中で、次第に越境ガバナンスの視点が重要性を帯びてきている。機構論的アプローチの延長線上に越境ガバナンスの視点を配置し、制度・機構と行為体の分析を通じて国際社会単位の全体像を把握するアプローチを検討してみたい。

以下では、第 1 節で、欧州の EU ガバナンス研究に考察を加えた上で、東北アジアの地域性を踏まえつつ、内発性を鍵概念とした固有の越境ガバナンスの枠組みを検討し、本論文の分析視角として応用する。第 2 節と第 3 節では、第 1 節で導き出した分析視角の構成要素に関連する議論を整理し、分析の枠組みを検討する。

第1節 越境ガバナンスと内発性アプローチ

1-1. EU ガバナンス研究の方法論上の含意

まず、サブリージョンの制度が重層的に展開している欧州のガバナンス研究を概観し、東北アジア・サブリージョン研究に対する分析アプローチ上の示唆について考えてみたい。

欧州のリージョナリズム研究は、1950年代の国際統合論や機能主義の統合論にはじまり、冷戦後にEUの特異 (*sui generis*) な政体 (polity) ガバナンス研究へと推移してきた¹。最終的な政体の形態として連邦制を視野に加盟国の主権放棄の条件などを探る新機能主義 (neo-functionalism) と、主権維持を前提に加盟国間の合意による協力関係を探る政府間主義 (intergovernmentalism) との対抗関係の中で議論を展開する統合研究が、欧州統合前までの主流であった。1960年代に欧州統合が停滞局面に入ると、新機能主義の統合論も低迷を余儀なくされる。ところが、1987年に域内市場の完成を目指す単一欧州議定書 (SEA) の発効を契機に、統合研究に代わってリージョナリズム研究が活発化していき、1992年の欧州連合条約 (マーストリヒト条約) 締結を経て、ガバナンス研究へと「転回」していった²。統合の実態把握とその動態を解明する研究から脱皮し、政策立案過程や施行プロセスを主題として、多様な行為体が参画する多次元で非階層の秩序について規範や機能などから論じられている。2001年に欧州委員会が発出した「ガバナンス白書」も、EU ガバナンスの研究に拍車をかけた。

EU ガバナンス研究には、おもに二つのアプローチがある。第一のアプローチが、ホーヘ (L. Hooghe) とマークス (G. Marks.) らが提示したマルチレベル・ガバナンス (MLG) 論である³。中央政府がこれまで独占してきた政策決定権限が、EU とサブナショナルな地方政府を交えた多次元多層で分有されるに至った実態に着目する。政策決定の舞台が多層化したことによって、常に支配的な中心主体が存在するわけではなく、各行為体の相互依存的な関係が出来上がってくる。このMLGアプローチは、国家中心のガバナンスの対抗概念として広く注目を集めた。

第二のアプローチが、コーラ・コッホ (B. Kohler-Koch) らが牽引するネットワーク・ガ

バナンス論である⁴。政策形成の観点から、EUの委員会が「政策起業家」として社会の多様な主体の中から「アドボカシー連合」を形成することで、政策セクターごとに政治的単位が生まれていることに着目する⁵。EUを統制の操縦（steer）主体ではなく、社会的主体間の自律的な規制・調整の仲介ないしは活性化主体として見る点に特徴がある。

こうしたEUガバナンス研究は、サブリージョンが重層的に展開する欧州の実態と特徴を把握する方法論として有益である。しかし、EUガバナンス研究にも多くの批判が寄せられている。地域政策をはじめとしたいくつかの領域だけで見られる特徴を一般化し得ないこと、国家（中央政府）の政治力とその機会を過少評価していること、さらに拒否権発動の無数の場を含意するため意思決定が行き詰まる可能性を増大させるといった指摘がある⁶。サブリージョンの次元から観察する立場からも、サブリージョン側の動機や主体が明確にされないためサブリージョン間の相違が分析の射程から外される可能性があること⁷、ガバナンス概念の中にヒエラルキーを読み取り、地方政府を「国家のクライアント」として位置付ける点を脱却しきれていないことなどが指摘されている⁸。

MLG論とネットワーク・ガバナンス論のいずれも、国家間の合意によって生まれた超国家的機構の存在があつて初めて成り立つ議論であることに差異はない。国家次元の統合と同時にサブリージョンが制度的な展開を見せたEUガバナンス研究の知見と事実を、そのまま東北アジア・サブリージョン研究の引照基準とすることには限界があろう。繰り返し述べるように、超国家的機構が不在かつ地方自治が未成熟のまま、経済中心のサブリージョンが議論されてきたのが東北アジアの特徴である。

しかし、EUガバナンス研究が既存の政治的境界を越えた領域を分析対象にすえ、国家主権の放棄と維持に焦点を絞らせた統合研究を脱皮し、統合の意味そのものの再審してきたことの意義は大きい⁹。とりわけ、補完性原理（Principle of Subsidiarity）の下、地方政府を国際行為体のひとつに位置付け、その集合体の調整メカニズムの特性や意味を見出してきた点は、東北アジア・サブリージョン研究への示唆を提供する¹⁰。東北アジアでも地方政府主導の制度的実体が顕在化し始め、国家間関係のみを独立変数として読み解くことの限界が露呈されてきたからである¹¹。ただし、東北アジアの地方政府を、欧州の事例のように資金調達や政策コーディネーターの動員などを自立的に行う国際行為体として描くことは難しい。依然として中央集権的な特性が根強い東北アジアでは、ナショナル次元とも関連しなが

ら、ローカル次元の資源や機会を活用しつつ、ある種控えめな行動様式をとるのが地方政府である。超国家機構不在の下、欧州とは異なる軌道を描く東北アジアのサブリージョンを、越境ガバナンス・アプローチから捉えるには、別途、固有の視座が不可欠となろう。そこで本論文では、欧州型のガバナンス概念を念頭に置きつつも、東北アジア固有の分析のため視角を探究する。すなわち、内発性を鍵概念とした固有の越境ガバナンスの枠組みを検討し、分析視角として応用してみたい。

1-2. 内発性アプローチ

序論でも述べたように、東北アジア固有の内発性アプローチは、サブリージョン研究のさきがけとしての環日本海研究の中で探求されてきた方法論である。東洋的な思想・認識論をベースに行為体の内面的要素を重視し、権力と利益で彩られてきた近代西欧出自の論理・理論パラダイムの転換を企図するものであった。

具体的には、渋谷武は、古代インド思想と仏教思想、中でも「自他不二」という思想に着目した。「古代インドにあったとされる『他者の生活領域を侵してはならない』とする生活原理、戒律は、他者の徹底的な肯定の原理である。仏教の戒律のなかにある不殺生戒は、六生類を殺してはならないという、厳しい戒律ではあるが、それはまた、六生類によって生かしていただいている人間についての自覚を促すものでもある」（傍点筆者）¹²。この「他者の行動、生活領域を認めることから出発し、『他者の生活領域をけっして侵さない』という行動原理」¹³、つまり「他者の生存を徹底的に肯定することに始まり、自者の生存可能性をつくりだしていく『協生』」¹⁴の思想に、新たなモデルの基本となる思想を見出した。「近代西欧諸国の論理の基礎にある、自者肯定・他者否定の論理」から、「他者肯定・自者肯定の論理の確立」¹⁵が強調された¹⁶。

また、関寛治は、仏教思想の「一即多・多即一」という思想に着目した。「東洋思想は西欧思想の分析的特徴に対して全体を考えるという総合指向の特徴をもっている。したがって同じシステム論にしてもトップダウン方式で全体から出発して個々の構成要素にいたり、しかも個々の要素を固定化しないという特徴がある。構成要素自体のなかに複合システムとし

ととらえたほうがよいような全体性をもみてとる。この点で西欧哲学では異端であったライプニッツのモナドに似てくる。モナドは全体を鏡のように映す要素であり、その意味では要素がそのまま全体につながるという特徴をもつ」と指摘する¹⁷。東洋哲学の世界から示唆を得て全体像を描く方法論的認識の提起である。換言すれば、西欧国際政治理論の根底にあるデカルト・ニュートンのパラダイムのシステム論を、「主観のもっている重要な役割を理論の中核部分に組み込」むライプニッツ的パラダイムへと転換させることを企図したものであった¹⁸。

こうした「他者肯定・自者肯定」という「協生」思想と、要素から全体像を照射する方法論的認識をベースに国際関係の新たなパラダイムを探求しようとするアプローチは、1970年代半ば頃に登場した内発的発展論と通底する方法論としても解釈可能であろう。内発的発展論では、「それぞれの社会のそれぞれの地域の共同体の人々の協同によって発展をはかること」¹⁹を指す言葉として「内発的」という術語を使用し²⁰、日本では鶴見和子の「内発・自発の発展論」が脱西欧的近代化の理論として注目を集めた²¹。鶴見は、日本固有の文化伝統・思考様式を再評価した明治の思想家・柳田国男や南方熊楠などの研究をベースに独自の内発的発展論を構築した²²。鶴見によれば、「内発的発展論は、地域を分析の単位とする点に独自性がある」とし、「地域とは、国家よりも小さい区域を指す。そして、かならずしも一つの国家の下位体系には限定されない点で、従属論における地域とは区別される。いくつかの国家の境界線にまたがる小地域を指す場合もある」という²³。いわゆるサブリージョン（マイクロリージョン）を分析単位のひとつに位置付けている。また、権力の奪取を目指さない人々の連合体という「第三システム」、そして「伝統の再創造」の過程に内発的発展論の特徴を見出す²⁴。

ただし、鶴見の内発的発展論は、権力論あるいは政治論との関係を等閑に付す傾向が強く、国家や地方行政単位などの政治権力や政策論などを分析の射程の外に置く。これに対し、地方自治や政策にも接近し、「従来の権威あるいは政治的しきたりに挑戦し、これを不断に是正していく」可能性を内発的発展論の中に追求したのが、宇野重昭である²⁵。宇野はのちに、内発的発展論を「相互触発論」へと深化させつつ、北東アジア地域研究の中で具体像を探求していった²⁶。

このように「近代的な高度成長経済や国家中心の政治にたいする異議申し立ての性格」を

持つ日本独自の内発的発展論と²⁷、環日本海研究における東洋の思想・認識的方法論の探究とは、サブリージョンを分析単位のひとつに据え、「内発性」に着目する点で結びつく。こうした内発概念へ着目は、超国家的機構が不在の中で、サブリージョンにおける行為体の内面的要素や相互行為から地域秩序の全体像を描く東北アジア固有の方法論として有益である²⁸。EU ガバナンス研究の特筆すべき点でもあった国際行為体としての地方政府を分析単位の中心に据え、環日本海研究と内発的発展論による内発性アプローチを用いた方法論を、本論文の分析枠組みに応用してみたい。つまり、ローカル次元の行為体とその内発的と思われる要素を引き出し、ガバナンスの全体像を探求する内発的越境ガバナンスという分析視角である。

ただし、この内発的越境ガバナンスという概念は、必ずしも実体を示す概念ではない。内発的発展論に向けられた内発・外発二分論への批判に対し、西川潤が「内発的発展論は、発展に関する物の見方であって、発展そのものではない。経済社会の発展にさまざまな要素があることは言うまでもない」とし、「内発的発展」と「内発的発展論」とを区別する。そして、「内発的発展論とは、発展が常に内側から起こってくると主張しているのではなく、発展が特定方向に向かうという近代化論の仮説を」批判した概念であると主張する²⁹。本論文で定義する内発的越境ガバナンスも、越境ガバナンスに関する「ものの見方」であり、越境ガバナンスが常にローカル次元から構築されることを主張するものではない。ローカルの視点による、あるべき姿の越境ガバナンスが「内発的越境ガバナンス論」である。住民に近い政策決定や住民参加の契機を重視するローカルへの眼差しによって³⁰、ナショナリズムを克服し、より公正な地域の平和・発展につながる道をさぐるのが本論文のねらいでもある。

1-3. 内発的越境ガバナンス論の構成要素

では、内発的越境ガバナンス論を実際の事例研究にどのように応用すべきであろうか。NEAR という具体的な機構・制度の分析を念頭に、内発的越境ガバナンス論の具体的な分析枠組みを検討してみたい。

(1) 構成要素

ここでは内発性アプローチを具体的な分析枠組みに展開した多賀秀敏の「行為体の深層」アプローチをベースに³¹、基本単位を地方政府に絞り込むことにより、地方からなる国際社会単位としてのサブリージョンを探求する方法論を考察する。具体的には、システム論に一般的な三要素、1) 単位 (unit)、2) 関係 (relation)、3) 境界 (boundary) の視点から NEAR に見る越境ガバナンスの要素を定義し³²、分析枠組みを検討してみたい。

サブリージョンの境界 (boundary) は、NEAR の構成メンバーである広域地方政府の範囲と仮定する。つまり、分析の単位 (unit) は NEAR を構成する広域地方政府とし、地方政府のアイデンティティ・戦略を基にした NEAR の制度・機構を関係 (relation) と位置づける。加えて、国家の対外戦略 (地域戦略) と国家間関係の影響も視野に入れて、地方政府同士の越境ガバナンスを考察する³³。以上の NEAR に見る越境ガバナンスの分析枠組みを図示したのが、図 1-1 である。ローカル同士の水平的な関係とナショナルーローカルの垂直的な関係双方の相互関係を射程に入れた分類と枠組みである。

1) 単位 (unit)

- ・ NEAR 加盟広域地方政府 (L)
- ・ 東北アジア六ヶ国 (中央政府) (N)
- ・ NEAR
- ・ 政府間国際組織 (IGO)

2) 関係 (relation)

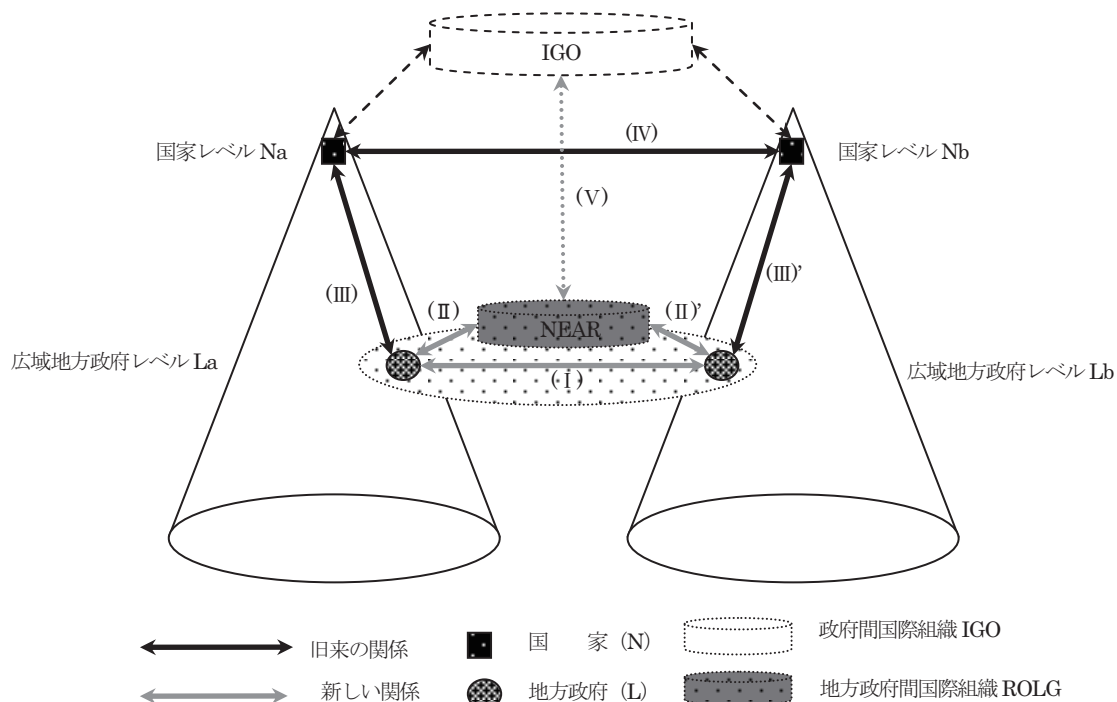
- I : 地方政府間関係 (L-L)
- II : 地方政府・NEAR 関係 (L-NEAR)
- III : 中央・地方関係 (N-L)
- IV : 国家間関係 (N-N)
- V : NEAR・政府間国際組織関係 (NEAR-IGO)

3) 境界 (boundary) : NEAR 構成メンバーの範囲

ただし、政府間国際組織 (IGO) については東北アジアでは明確に確認できないため破線で示し、(V) の NEAR・IGO 関係も点線で示している。なお、NEAR の構成単位ではない基礎レベルの地方政府、また NGO、労働組合、住民などその他の非国家行為は分析の対象

から捨象した。ガバナンス本来の意味からすれば、これらのマルチステイクホルダー（多元的利害関係者）の参加を枠組みに入れるべきではあるが、本論文では、まずは国家と地方政府という「領域的行為体」³⁴の相互関係に分析対象を絞り込み、モデルを単純化する。NEARの実態に引き付けながら定義した越境ガバナンスの構成要素である。

図 1-1 東北アジア・サブリージョンにおける越境ガバナンス



注：東北アジアでは IGO は未成熟であるため、点線で表示。

出所：多賀秀敏「環日本海研究への一視角」（『環日本海研究』創刊号、1995年）23頁を参考に、修正して筆者作成。

（2）自律性と創造性

では、以上で定義した越境ガバナンスの構成要素が、相互にどのような関係に置かれ、新たな地域秩序をつくろうとしているのか。ここではまず、(III) 中央・地方関係 (N-L) の捉え方によって、二つのパターンが理念型として導出されることに着目する。ひとつは、中央・地方関係 (N-L) の階層性が強いパターン（中央政府の関与が強く、地方の自律性が不十分）である。この場合、(I) 地方政府間関係 (L-L) や (II) 地方政府・NEAR 関係 (L-NEAR) には、中央の戦略・政策が浸透しやすい環境となる。したがって、(I) 地方政府間関係 (L-L)

や NEAR は (IV) 国家間関係 (N-N) と近似した特性を持つ入れ子的構造となる。これに対し、中央・地方関係 (N-L) の階層性が弱いパターン (地方の自律性が十分に認められる) が二つ目である。この場合、(I) 地方政府間関係 (L-L) や (II) 地方政府・NEAR 関係 (L-NEAR) には、中央の戦略・政策と相互作用しながらも地方政府の戦略・政策が前面に出やすい環境となる。したがって、(I) 地方政府間関係 (L-L) や NEAR は、(IV) 国家間関係 (N-N) とは別個のトランスナショナルな独自のメカニズムが働く傾向をもつ。

これら二つのパターンは理念型であり、現実には、各国ごとに様式が異なり、時の経過によっても相互関係の特性は変動する。一般的に地方への分権が一定程度保障される日本・韓国は後者のタイプ、中央集権的な体制移行国は前者のタイプに近似するとみられる。ただし、実態はより複雑かつ流動的である。体制移行国の場合でも、中央・地方関係が相互に依存し、地方が独自のメカニズムを持つ場合もある。本論文ではこうした多様性・流動性に留意しつつ、とくに後者のパターン、すなわち国家の戦略と相互作用しながら地方政府が自律的に越境ガバナンスを構築していくプロセスを内発要素のひとつとして着目する。

次に、こうした地方政府が構築する越境ガバナンスの「ダイナミズム」をいかに捉えるべきか。地方政府が自律的に越境ガバナンスの構築過程に乗り出していたとしても、国家の行動原理にみられるような自己利益追求型の「希少価値の獲得過程」や「現存価値の維持過程」³⁵の場合がある。合理的行為体として地方政府を捉える都市間競争などのメカニズムがこうした見方の典型である。これに対し、地方政府による越境ガバナンス構築過程の中に、鶴見の言う「伝統の再創造」ともいうべき、自己利益の追求を超えた「潜在価値の創造過程」を見出すことができる。東北アジア国際関係で支配的な国家行動の原理を、ローカル次元の状況から相対化させるダイナミズムである。本論文では、後者のダイナミズム、つまりローカル次元に根ざした潜在価値の創造過程 (創造性) を、もうひとつの内発要素として着目する。

越境ガバナンスにおける内発的な要素を、1) 構成単位の自律性と 2) 創造性 (ダイナミズム) の二点から捉える視角を整理したが、次節では、各要素に関連する議論をそれぞれ整理し、分析視角の精緻化を試みたい。

第2節 国際行為体としての地方政府

まず、構成単位の自律性について検討を加えておく。そもそも地方政府は国家追隨的な特性をもつ国家下位行政体として捉えられてきた。とりわけ広域地方政府は国家領域に埋め込まれた国内の行政単位であり、国家主権の拘束性が強い。以下では、国際行為体と地方政府に関する先行研究を概観した上で、構成単位としての地方政府を自律的な国際行為体として措定する視角について論じていく。

2-1. 国際行為体と地方政府

スコット (A. M. Scott) によれば、国際行為体とは、ある実在またはその行動に関して次の四つの特徴を有するものとされる³⁶。

- 1) 明確に確認できる。
- 2) 国際場裡における決定と行動の自由をある程度確保できる能力がある。
- 3) 他の国際行為体と相互作用して、これら国際行為体の思惑に対して、実証しうるインパクトを与えることができる。
- 4) ある一定期間存続する。

国家中心思考の強い伝統的な国際政治の現実の中で、こうした国際行為体の定義に地方政府が当てはまることは稀であった。スコットも、「(米国の) 州は国際政治にインパクトを与えるにもかかわらず、アクターとは考えられないであろう。その理由は、州が別の条件、つまり国際場裡におけるある程度の行動の自由を欠いているからである」(括弧内筆者)として、地方政府を国際行為体のリストから除外した³⁷。

1970年代に入り、非国家行為体と国境を越える交流の増加を受けて、国際政治学でも非国家行為体への着目は増大していった³⁸。コヘイン (R. O. Keohane) とナイ (J. S. Nye, Jr) のトランスナショナル・リレーションズ研究³⁹、複合的相互依存論⁴⁰などが代表的である。だが、これらの理論においても、地方政府が国際行為体として位置付けられることはなかった。

ジェイン (P. Jain) によれば、「国際関係の理解において多元主義的アプローチを支持する多くの観察者は、地方レベルの政府を中央政府のなかに概念的に包摂してしまっているか、もしくは、国際的な関与を独自に行うことのできる主体として地方政府を認識できないでいるようでもある。その結果、地方政府それ自体を国際行為体とはみなしていない」と指摘する⁴¹。

これに対し、地方政府を国際行為体として位置付ける嚆矢となったのが、1970年代後半にマンズバッハ (R. H. Mansbach)、フォーガソン (Y. H. Ferguson)、ランパート (D. E. Lampert) らが提出した「複雑複合システム (complex conglomerate system)」であろう⁴²。地方の国際関係を体系的に描いたアルジャー (C. F. Alger) の論考もまた、国際関係を国家中心性から解放し地平を広げる転機となった⁴³。アルジャーは、米国オハイオ州コロンバス の事例を基に、地域ないしは地域に住む人々の国際問題への「参加」を強調した⁴⁴。

1980年代以降になると、世界各地で地方政府の国際活動が活発化し、多くの事例研究も蓄積されていく。ソルダトス (P. Soldatos) が最初に提唱した「平行外交 (para-diplomacy)」という概念は⁴⁵、ドゥハチェク (I. D. Duchacek) らが編纂した著書によって広く知られるようになった⁴⁶。ドゥハチェクは、地方政府の国際活動を、その展開する地理的範囲から、1) 跨境地域平行外交 (transborder regional paradiplomacy)、2) 越境地域 (マクロ地域) 平行外交的接触 (transregional (or macroregional) and paradiplomatic contacts、3) グローバル平行外交 (global paradiplomacy) という三タイプに分類整理した⁴⁷。これに対し、ホッキング (B. Hocking) は、「平行外交」の概念が国家と地方の政策レベルでの対立要素を示唆し、両者の「矛盾した利益」を仮定している点を批判する。地方政府の国際活動を国家内の分裂過程として扱うべきではなく、異なる行為体が多様な利益を包括するために国家の内側と外側で両者が絡み合う「多層外交 (a multi-layered diplomacy)」という概念で捉えた⁴⁸。また、アルデコア (F. Aldecoa) とキーティング (M. Keating) は、経済外交などの機能的な平行外交 (functional paradiplomacy) と、地方の構築・活性化あるいは独立に向けた準備という政治的な平行外交 (identity-based paradiplomacy) とを区分して論じた⁴⁹。

「平行外交」に関する研究関心は、国際政治経済分野からの研究⁵⁰や歴史制度主義による考察⁵¹など広がりを見せ、最近では、「亜国家外交 (sub-state diplomacy)」と呼称されることも多い⁵²。

日本での議論に視点を移せば、同様に 1970 年代後半から、馬場伸也の研究や長洲一二神奈川県知事（当時）の実践などによって国際行為体としての地方政府に関心が寄せられてきた。馬場は、国家の中央集権的権力から脱却し、自治の拡大ないしは分離・独立を志向する場合を指して地方政府を「脱国家行為体」と定義し、カナダ・ケベック州や北海道、広島などを事例にアイデンティティ（歴史における自己の存在証明）の文脈から読み解いた⁵³。また、長洲は 1975 年に「民際外交（people to people diplomacy）」を提唱し⁵⁴、1978 年以降、「地方の時代シンポジウム」を主催した。1982 年の第 5 回シンポジウムは、「自治体の国際交流」がテーマに掲げられ、地方政府の国際活動を活発化させる転機となった⁵⁵。

こうした国際行為体としての地方政府への期待と関心は 1980 年代以降、国際交流から国際政策や国際協力へと推移した。地方政府の政策主体としての自己認識を欠いた国際交流の限界を指摘し、いち早く「国際政策」を提唱したのが、松下圭一であった⁵⁶。また、1985 年の G5（先進 5 ヶ国蔵相中央銀行総裁会議）プラザ合意以降の貿易投資面での国際化の流れの中で、中央政府も「地域国際化」政策を推進するようになる⁵⁷。1990 年の第 13 回地方の時代シンポジウムでは「自治体の国際政策」がテーマに掲げられ、「交流から協力へ」というスローガンが提出された⁵⁸。1995 年には、IULA（国際地方自治体連合）総会が MIC（自治体国際協力）をテーマに掲げ、自治体国際協力は国際的に広く知られるに至った⁵⁹。

こうした都市部における地方政府の国際活動の増大とも相まって、都市部以外の地方政府の国際活動に着目する研究・実践も活発化していく⁶⁰。1980 年代後半に着手された環日本海研究はその代表格である⁶¹。北海道⁶²や沖縄⁶³、九州⁶⁴などでも同様の動きが見られた。「ローカル・イニシアティブ」という言説も脚光を浴びた⁶⁵。

1990 年代末には、『国際政治』で非国家行為体を再検討する特集号が編纂され、地方政府も非国家行為体のひとつに位置付けられた⁶⁶。近年では、地方政府の国際政策としてのネットワーク構築戦略⁶⁷などへと研究関心も広がりを見せるほか、岩下明裕が、根室・与那国・対馬などマイクロリージョンの動向を『地方の国際化』の第二派」と位置づけている⁶⁸。

このように国際行為体としての地方政府の実態に関心を寄せる研究は 1980 年代以降、世界各地で蓄積されてきたが、依然として、地方政府を国際行為体と位置付けることが市民権を得たとはいえないだろう。国家・国境を基準にした分析手法が支配的な国際関係において、地方政府の国際活動は自律性を欠くものとみなされることが多いのも事実である。例えば、

日本の議論では、岩田勝雄が、各都道府県の国際化政策を検証し、「地方自治体の国際化政策の多くは、自治省の要綱にもとづいて作成されており、いわば中央政府に追随した政策追求ということができよう」と結論づけた⁶⁹。また、池田佳隆は、地域による国境横断的な活動について、「リージョンを形成する地域の人々の側にもそのような（中央政府の権威や主権に対する挑戦という）大胆な展望があるかどうかは疑わしい。それどころか、このような枠組みの形成も地域の自律性から生まれたものではなく、各国の中央政府によって企図されたものにすぎない」（括弧内筆者）とした⁷⁰。中達啓示は、広島圏における戦後処理・安全保障・経済摩擦・外国人労働者問題などの影響と地域社会の対応を考察し、「国際化が地域社会にもたらす影響の大きさに較べて、自治体の施策が国際社会に与える影響力ははるかに限られている」とし、中央依存的な地方政治構造を明らかにした⁷¹。ロズマン（G. Rozman）もまた、札幌・新潟・金沢の国際政策に言及し、北東アジアの国際環境という要因のほか、地方分権化の停滞状況から東北アジア自治体越境協力を懐疑的評価を下している⁷²。

2-2. 相互依存型の自律性

地方自治が未成熟な東北アジアでは、確かに地方政府の自律性や国際政策の影響力、動員力も高いとは言い難いであろう。だが、地方政府の国際行動の実態はもはや無視し得るような状況にはない。中央・地方の階層構造という公的な拘束力（制度や規則など）に注目するあまり、地方の国際活動の実態を覆い隠してしまっているのかもしれない。地方政府の国際活動の動態と国際行為体としての地方政府の自律性をどのように把握すべきか。ここでは日本の行政学・地方自治研究の成果を参考にして、国際行為体としての地方政府の自律性を捉える視角について触れておきたい。

既存の地方自治研究では、中央・地方関係を規定する公的制度に関する議論が主流で、地方の自律性については懐疑的であった⁷³。1980年代半ば以降になると、地方政府の政策過程へと視点を移した地方自治研究が登場し始め、中央・地方関係の制度的拘束性だけに焦点を当てたこれまでの議論からの脱却が模索されてきた。例えば、天川晃は、地方政府の意思決定の自律性を示す〈集権・分権〉の軸に加え、行政機能の関係性を示す〈分離・融合〉の軸

を設定した「天川モデル」と呼ばれる枠組みを提出し、自律性の評価を相対化させることに成功した⁷⁴。また、村松岐夫は、旧来の議論を「垂直的行政統制モデル」と呼んで批判し、地方の政策過程の視点から、地方が中央に対する影響力を強めている実態を強調した。村松は、地方が権限・財源を中央に依存する一方で、情報・人員という資源を活用しつつ地元選出国會議員などの政治ルートを通じて、中央のリソースを奪い合い地方独自の政策意図を実現する構図を描き出した。こうした地方間の横並びの政治的競争を「水平的政治競争モデル」と呼び、中央と地方が相互に資源を利用し合う状況を「相互依存モデル」と定義した⁷⁵。リード (S. R. Reed) もまた、国・県間の相互依存関係を地方の政策過程の視点から検証し、権限・財源をもつ国側の強い影響力という通説を相対化した⁷⁶。

中央・地方関係の公的制度の拘束力を過度に強調する旧来の議論の克服を試みたこうした一連のアプローチは、地方政府の国際活動の自律性についても示唆を与えている。だが、松村やリードの議論は、選挙メカニズムが確立した国内政治システムを扱ったものであり、地方政府の国境を越えた政治行為を分析する方法論とはなり得ない。これに対し、地方の自律性を国への圧力活動としてではなく、地方独自の政策形成過程に焦点を当ててモデル化したのが、伊藤修一郎の「動的相互依存モデル」である。伊藤は、地方が自前の政策資源を用いて新たな政策領域を開拓する機能を、1) 内生条件への対応（社会・経済的環境要因、政治的要因）、2) 相互参照（先行自治体による政策採用の動きを全国に波及させるメカニズム）、3) 横並び競争（国の方針や法律的な裏付けを得ている場合あるいは多くの自治体で既に実施されている場合など不確実性が低い場合にみられるメカニズム）——という三つのメカニズムから説明する。1) ～3) いずれのメカニズムが最も強く作用するかは国の介入の時期に依るとし、介入が遅いと1) と2) が作用し、介入が早いと3) が作用するという体系的なモデルを提出した⁷⁷。

もとより同モデルは、日本のいくつかの政策をサンプルとして検証しているが、地方の国際政策についての記述は無く、地方政府の政策過程全般に当てはまるものかどうかは検討を要する。加えて、地方システムが大きく異なる東北アジア諸国に同モデルをそのまま応用するには慎重にならざるを得ない。ただし、地方の自律的な政治行為を、地方同士の相互関係からそのメカニズムを導き出した視点は重要であろう。国際行為体としての地方政府の自律性を検証するにも、同モデルが提示した視点は有益である。本論文は伊藤モデルの実証を目

的とするものではないが、同モデルの適用可能な部分を参照しつつ、国際行為体としての地方政府の自律的な政治過程の分析枠組みに応用してみたい。

地方政府同士の相互関係において、伊藤の 1) 内生条件への対応、2) 相互参照、3) 横並び競争——が国境を越えてどのように展開するのかについて考えてみたい。実際には、地方政府の国境を越えた相互関係メカニズムを検証することは困難な作業であるが、地方政府同士のトランスナショナルな相互関係を国家間関係とは違った性格として描くことは可能であろう。国の関与と関連付けて、地方政府同士のトランスナショナルな相互関係がどのように作用するのかを描いて見せたのが、図 1-2 である。

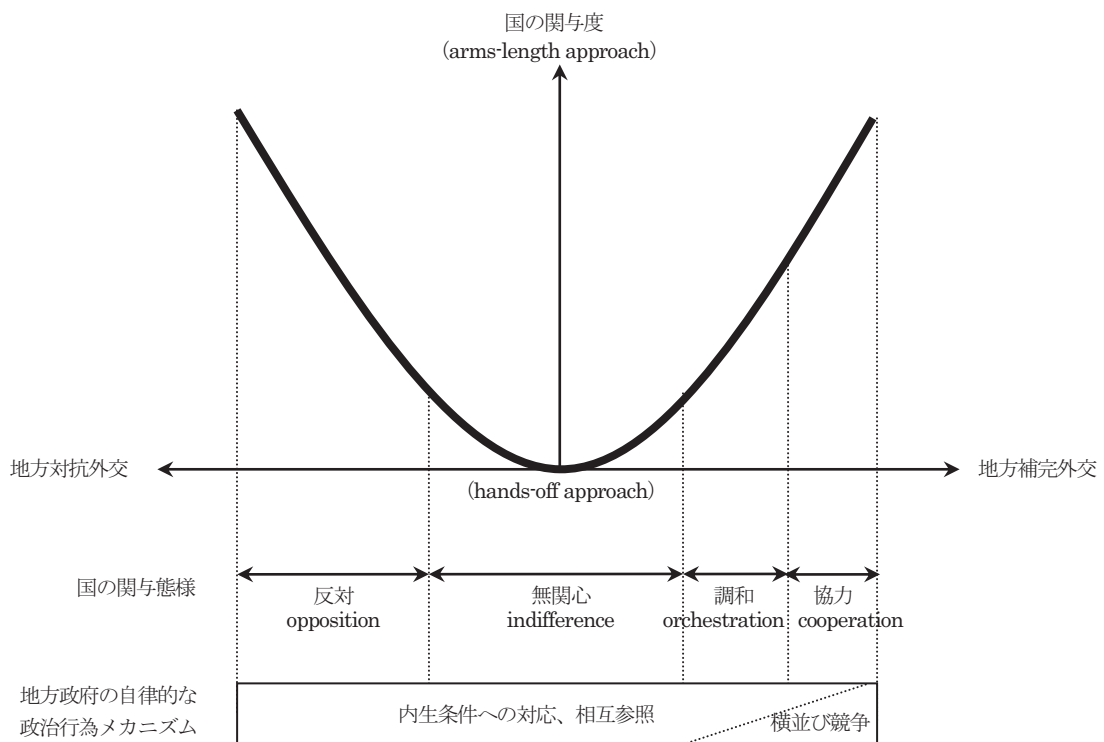
図 1-2 の上図は、横軸に地方政府の対外行動の特性、縦軸に国の関与の程度をとり、両者の関係を見た。横軸は、補完外交をプラス、対抗外交をマイナスとして描き、両者を対称的なものとして捉えた。補完外交とは国（中央政府）が推進する国際政策を促進する効果を持つケース、対抗外交とは国の国際政策に実質的に抵触する場合あるいは批判的な意味合いを持つケースを指す。縦軸の国の関与の程度については、関与が弱い場合を「無干渉アプローチ (hand-off approach)」、強い場合を「対等協力アプローチ (arms-length approach)」とした⁷⁸。地方政府の国際行動の特性と国の関与度との関係を見ると、図中の放物線のように描かれることとなる。地方行動の補完外交・対抗外交いずれもその要素が強くなれば、国の関与が強くなるという関係である。

これらの関係性の下に、国の関与の態様を関連付けて示した。シューマン (M. Shuman) が整理した自治体国際協力 (CDI) への中央政府の関与態度四パターン (無関心 (indifference)、調和 (orchestration)、協力 (cooperation)、反対 (opposition)) は⁷⁹、補完外交の場合は関与の程度が深まるにつれて無関心から調和、協力へと変化し、対抗外交の場合は関与が深まるにつれて無関心から反対へと変化するものと整理できる。

さらにその下に、地方政府の自律的な政治行為メカニズムとの関係性を示した。地方国際行動が補完外交の場合、国の関与が無関心段階であれば、地方政府は「内生条件」「相互参照」というメカニズムが作用し、調和段階に至ると次第に「横並び競争」が作用し始め、協力段階に至ると「横並び競争」が中心的に作用する。一方で、対抗外交の場合、国の関与が無関心段階であれ、反対段階であれ、地方政府は「内生条件」「相互参照」のメカニズムが作用することになる。

国際行為体としての地方政府の国際行動を描いた以上のモデルは、地方政府の国際行動の特性、国の関与度・態様、そして地方政府の自律的な政治行為メカニズムを関連付けて描いたものである。中央・地方関係を規定する公的制度や国の関与によって覆い隠されてきた地方政府の自律性を可視化し、地方政府を国際行為体として措定することを可能にさせる。構成要素の自律性については、以上のモデルの視点を NEAR の具体的な分析枠組みに応用してみたい。

図 1-2 国際行為体としての地方政府の国際行動モデル



注：東北アジアでは IGO は未成熟であるため、点線で表示。
 出所：筆者作成。内生条件への対応、相互参照、横並び競争については、伊藤修一郎『自治体政策過程の動態——政策イノベーションと波及』（慶應義塾大学出版会、2002年）を参照。

第3節 自己利益の追求を超えた連合体

次に、ダイナミズム（創造性）について検討を加えておく。地方政府が国際行為体として越境ガバナンスの構築過程に乗り出していたとしても、国家の行動原理と近似した自己利益追求型の過程として捉えられることが多い。合理的行動観と方法論的ナショナリズムに規定された視角である。以下では、創造性についての議論を整理した上で、ローカル次元の交流・協力過程から国家の行動原理を相対化させるダイナミズム（創造性）を捉える視角について論じていく。

3-1. 創造性

鶴見によれば、伝統とは「ある地域または集団において、世代から世代へわたって継承されてきた型（構造）」であり、1) 意識構造の型（考え、信仰、価値観など）、2) 社会関係の型（家族、村落、都市、村と町との関係の構造など）、3) 技術の型（衣・食・住に必要なすべてのものをつくる技術）——という三つの側面に分類できるという⁸⁰。そして、古くから伝わる型を、新しい状況から生じる必要によって作りかえる過程を「伝統の再創造」とし、内発的発展の過程に不可避なプロセスと見た。創造性については、アリエティ（S. Arieti）の分析をベースに、「異質なもののあいだの統合の過程」と位置付ける。ここで、「異質なもの」とは、1) 西欧近代を特徴づけるデカルト流の明晰にして判明なる「概念」と、非西欧的と特徴づけられる曖昧で不定形の「内念（endocept）」、2) 西欧近代化の思想に決定的な影響をあたえた合理性の底を貫く（同一律・矛盾律・排中律にもとづくアリストテレスの）「形式論理」と、これらのすべての原則を無視し、ものごとの異化よりも同化に重点をおく「古代論理」（paleologic）のことを指す⁸¹。

本論文の議論と関連付ければ、東北アジア国際関係で支配的な伝統とは、誤解を恐れずに定義するならば、力と利益の価値観（意識構造の型）、勢力均衡（社会関係の型）、国家・国境（技術の型）などの要素から構成されよう。言うまでもなく、国家の対外目標は、「国益」

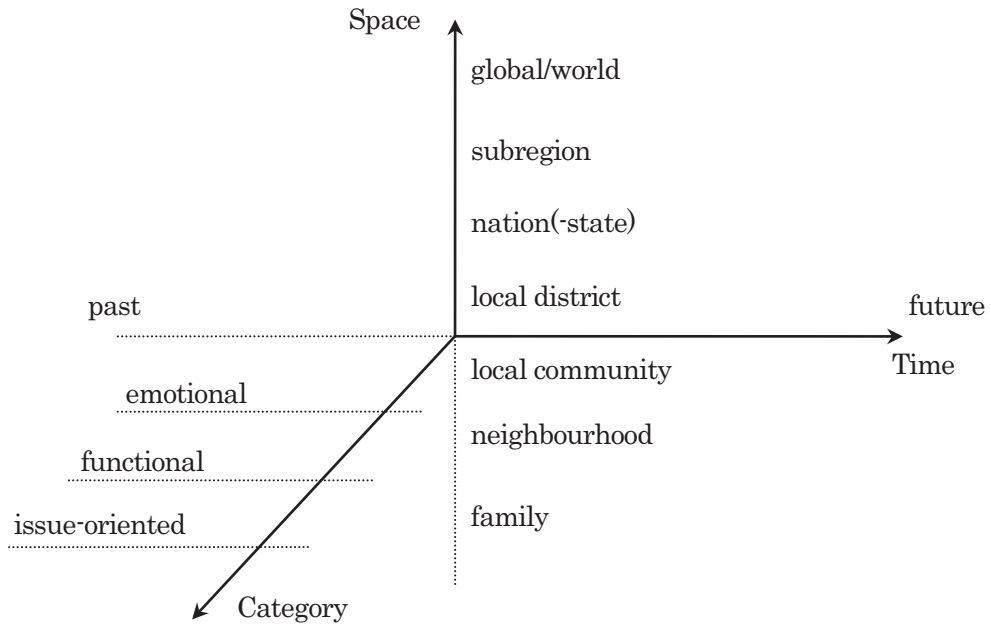
の追求である⁸²。国際行為体としての地方政府も、基本的には、こうした権力と合理性を前提とした国家行動原理の伝統の下で活動する。

では、これらの国家行動原理の伝統を相対化する、「伝統の再創造」ともいうべき、潜在価値の創造ダイナミズムを、ローカル次元の交流・協力の中にかかして見出すのか。鶴見が指摘するように、創造性の探求には、西欧流の「概念」「形式論理」と、非西欧的な「内念」「古代論理」の統合、つまり異質なもの同士の結びつきに着目する必要がある。東洋の思想・認識的方法論をベースに、内面的要素を分析枠組みに組み込む方法論を探求した環日本海研究と通底する。以下では、内面的要素を軸にした分析枠組みを整理してみたい。

3-2. 国際行為体のアイデンティティ

内面的要素を軸にした方法論の確立という課題に国際政治学の視点からいち早く取り組み、アイデンティティの政治による考察を促したのが、前節でも触れた馬場伸也である。馬場は、「国際社会はとどのつまり、個人、集団、地域、国家、超国家組織がそれぞれにアイデンティティを模索する闘技場」であるとみなし、国際政治を多様な主体のアイデンティティから捉える視角を提示した⁸³。馬場の議論は1990年代以降、非国家行為体が定着していくとともに再び注目を集めていく⁸⁴。「時間・空間・認識（範疇）によって浮遊することが許容されたアイデンティティ」として再定義した多賀秀敏の「行為体の深層」モデルも、非国家行為体の多様性に着目した国際関係の視点である⁸⁵。空間に加え、時間と認識（範疇）の三つの軸から行為体のアイデンティティの布置を示し、時に応じて浮遊するアイデンティティの概念を精緻化することに成功した（図1-3参照）。認識（範疇：Category）については、「存在への脅威あるいは存在の安定化に対するアイデンティティ」（emotional identity：情）、「所有の増大あるいは減少に対するアイデンティティ」（functional identity：利）、「正しいことをやるのが生きがい、不正をただすのが自己存在証明」（issue-oriented identity：理）の三つに区分される。これらの決定要因は好悪・損得・正邪の占める比率であるという⁸⁶。

図 1-3 多賀の「行為体の深層」モデル



アイデンティティの範疇	より強い決定要因		関連する term				
情 : emotional identity	好悪	民族 (家族/血)	感情	社会	連帯	存在	場
利 : functional identity	損得	機能 (生存/快樂)	組織	経済	生産	所有	機能
理 : issue-oriented identity	正邪	争点 (正義/公正)	志向	政治	分配	行為	目的

出所: 多賀秀敏「国際社会における社会単位の深層」多賀秀敏編『国際社会の変容と行為体』(成文堂、1999年)、413頁に一部加筆。

こうした馬場や多賀の議論は、社会学や国際政治にも応用されているコンストラクティビズム(社会構成主義)のアイデンティティの議論と異なる。国際関係論におけるアイデンティティ論は、1) 個人の上位集団への帰属ないし帰属意識をアイデンティティとして扱う研究、2) 国際システムとその下位に存在するユニットとしての「国家」との間を結ぶものとしてアイデンティティを取り扱う研究、3) アイデンティティにまつわるロジックの内容そのものを問題にする研究——の三つのタイプに分けられるが⁸⁷、コンストラクティビストのアイデンティティ論が2)のタイプに属するのに対し、馬場や多賀の議論は1)のタイプに属する。国家のアイデンティティから国際政治を読み取るコンストラクティビストの議論に対し、馬場・多賀の議論は、「アイデンティティの領土からの解放」⁸⁸に主眼を置いていた。

なお、アイデンティティは多元的で局面、局面で異なるものとして現れる⁸⁹。議論の混乱

を避けるために、集団形成におけるアイデンティティを「動員力としてのアイデンティティ」⁹⁰、集団の対外行動におけるアイデンティティを「行為の志向性」と呼ぶ⁹¹。具体的には、国家・非国家の各国際行為体の行動原理を、行為志向性（情・利・理）とその相互関係から捉えることとする。

3-3. 国際行為体としての地方政府の相互関係パターン

では、国際行為体としての地方政府には、どのような行為志向性が確認できるのか。国家の行為志向性との比較から整理しておこう。

前述の通り、国家の行為志向性は国益の追求に他ならない。一般的には国家生存＝安全保障、経済繁栄、国力の増進、国家威信、国際的地位の保持・向上、政治文化ひろくイデオロギーの保持・拡張などが挙げられる⁹²。国益を所与と見なすか否かに関わらず、合理性がその評価基準となる。その意味では、存在の脅威・安定化に対応した情（emotional identity）と所有の増減に対応した利（functional identity）という自己利益追求型の行為志向性に重点が置かれる。国家は、「空間を仕切るという意味では静態的な行為体」であり、「仕切った空間を排他的に支配する主権によって保証されている」⁹³。こうした領土・領域性が国家のアイデンティティの基底部をなしている。

これに対し、国際行為体としての地方政府は、国家の「静態性を重層的空間で変化させる行為体」のひとつである⁹⁴。行為志向性は一部で国家と同様の側面を持ちつつも、場により時に応じて浮遊する複雑なものとして描くことができる⁹⁵。つまり、自己利益追求型の情・利の行為志向性と同時に、自己利益の追求を超えた理の行為志向性も重畳して確認できるものといえよう。例えば、非核自治体宣言や非核神戸方式、無防備都市宣言の取り組みのような地方政府の安全保障にかかわる活動は、地方の存在の安定化に対応した情（emotional identity）に立脚すると同時に、核抑止論に立脚した国家安全保障体制の是正を目指した理（issue-oriented identity）に立脚するものである⁹⁶。

ここで注目すべきは、多賀が指摘するように、好悪・損得を決定要因とする情・利と、正邪を決定要因とする理（issue-oriented identity）とは決定的に異なることである。好悪・損

得が一人称であっても客観性を保てるのに対し、正邪は「自者と他者とを区別し得ない全体から発するケースが最も多く想定しうる」という⁹⁷。つまり、理 (issue-oriented identity) に立脚した行為志向性とは、「自他不二」の発想とも通底し、犠牲と強制によらない他人を利する行動に他ならないといえよう。

以上の整理を基に、国際行為体としての地方政府の相互関係パターンを二次元で図示したのが、図 1-4 である。

第一のパターンが、極端な形態ではあるが、地方 a の行為志向性の重点を、情 (emotional identity) に置く関係として描いた「存在安定型」である。国家行動と同様に、存在の安定化や場の占有などに焦点を置く。基本的に国家行動の伝統が支配的であり、地方政府間の相互関係にも国家の行動原理が投影する。地方政府はナショナル次元の伝統・価値を積極的に受容し、国家のエージェントとして行動する。希少価値の獲得過程ないしは現存価値の維持過程のダイナミズムである。ただし、しばしば物理的暴力を伴う国家の行動に対し、地方の行動は多くの場合、暴力性に依拠しない点に特徴がある。

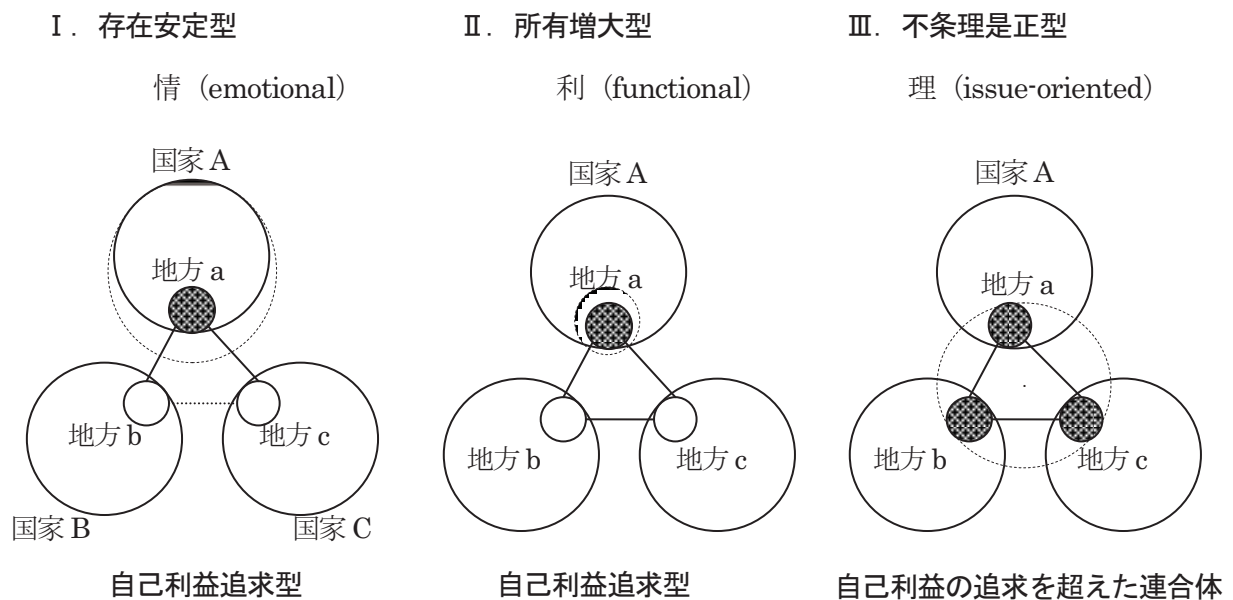
第二のパターンが、地方 a の行為志向性の重点を、利 (functional identity) に置く関係として描いた「所有増大型」である。所有の増減に焦点に置く。基本的には自己利益の追求を基調とした機能的な関係構築が目的であり、ナショナル次元の伝統と結びつくことも多い。存在安定型と同様に、希少価値の獲得ないしは現存価値の維持の行動原理である。都市間ネットワークの発想がこうしたパターンの典型である。ただし、ローカル同士の交流・協力関係に緩やかな制度・ルールが構築され、一定の影響力を持つ場合がある。不均一な利益分配構造の是正など国家間の経済的な利益構造の伝統に変容を迫る場合などである。その場合、潜在価値の創造過程のダイナミズムとして描くことも可能となる。

第三のパターンが、地方 a の行為志向性の重点を、理 (issue-oriented identity) に置く関係として描いた「不条理是正型」である。領土性にかかわらず正義や平和の達成などの目的に焦点が置かれる。地方 a と b、c との基本的な関係は、渋谷が言う「他者肯定」から出発し「自者肯定」に結びつく「協生」的要素を内包する。脱領域的な「自己利益の追求を超えた連合体」となる⁹⁸。東北アジアで支配的な国家行動の伝統を相対化する、「伝統の再創造」ともいふべき、潜在価値の創造過程 (ダイナミズム) が埋め込まれる。

このように、行為体の行為志向性から地方政府間の相互関係パターンを整理することによ

り、三つのパターンを導き出した。制度や権限関係だけではなく、行為体のアイデンティティという内面的要素から考察する方法論である。いずれも理想型であり、現実の関係は複雑であるが、以上の三つのパターンを分析視角として、NEARの具体的な分析枠組みに応用してみたい。

図 1-4 国際行為体としての地方政府の相互関係パターン



出所：筆者作成。多賀秀敏「国際社会における社会単位の深層」（多賀秀敏編『国際社会の変容と行為体』成文堂、1999年）395-427頁を参照。

小 括：自律性と創造性

本章では、東北アジアのサブリージョナリズムに接近するための方法論について検討してきた。欧州の経験則から生まれた EU ガバナンス論の示唆をベースに、環日本海研究や内発的発展論の中で探求された内発性アプローチに着目しつつ、内発的越境ガバナンス論という分析枠組みを考察した。世界像を微視的空間に求め、行為体の内面的要素の本質に迫る東洋的な思想・認識論の流れを踏まえて、ローカル次元が主導する社会秩序構築プロセスを越境ガバナンス論の視点から捉えた。具体的には、NEAR をシステム論に一般的な構成要素（単位、関係、境界）から把握することとし、1) 構成単位の自律性、2) 創造性（ダイナミズム）の二点を内発性の要素として捉える視角を整理した。

図 1-5 は、横軸に 1) 構成単位の自律性のパターン、縦軸に 2) 行動原理のタイプを配置し、サブリージョナル越境ガバナンスを捉える視角を整理した理念モデルである。構成単位が国家追従的（国家下位行政体）で、行動原理が獲得／維持の場合、サブリージョナル越境ガバナンスは、 γ ：入れ子型越境ガバナンスとなる。すなわち、サブリージョンをナショナルな領域性に基礎付けられた国家間の権力政治のツールないしは経済的な利益追求の枠組みのひとつと捉える視角がこれに当たる。一方で、構成単位が自律的（国際行為体）、行動原理が獲得／維持の場合は、 δ ：競争型越境ガバナンスとなる。地方政府をグローバル市場下の経済単位として捉え、都市益の最大化を論理的な根拠に据える最適経済圏や都市間ネットワークなどの視角がこれに当たる。

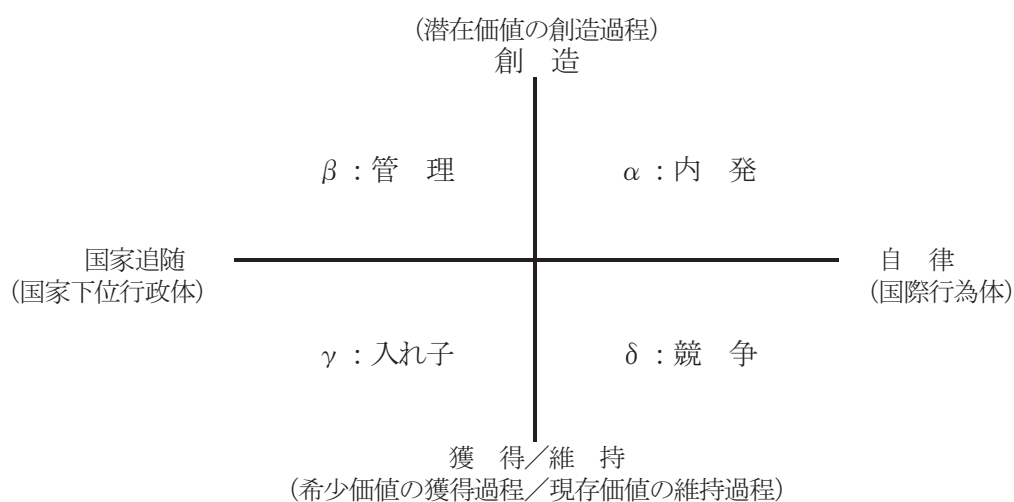
これらに対し、構成単位が自律的（国際行為体）で、かつ行動原理が潜在価値の創造の場合、サブリージョナル越境ガバナンスは、 α ：内発的越境ガバナンスとなる。サブリージョンを伝統的な国際政治の秩序論理を相対化する脱領域的な新しい国際社会単位の創造と捉える視角がこれに当たる。

なお、構成単位が国家追従的（国家下位行政体）であれば、一般的に行動原理は獲得／維持になりやすいと考えられる。仮に行動原理に創造性が見られたとしても、国家管理型の、 β ：管理型越境ガバナンスといえよう。

以上の概念モデルはもとより理念型であり、サブリージョナル越境ガバナンスの実態は複

雑である。とはいえ、こうした理念的な概念モデルが、東北アジア・サブリージョンにおける越境ガバナンスの分析視角を提供する。はたして、1) 構成単位の自律性と2) 創造性（ダイナミズム）を内発性の要素として捉えた、 α ：内発的越境ガバナンスの具体像が東北アジア・サブリージョンに確認できるのか。NEAR にみられる越境ガバナンスの実態に迫ってみたい。

図 1-5 サブリージョナル越境ガバナンスの理念モデル



出所：筆者作成。

- 1 欧州統合の理論的アプローチを整理した網羅的かつ均衡のとれた文献として、以下が参考になる。Antje Wiener and Thomas Diez, eds., *European Integration Theory*, Oxford: Oxford University Press, 2009, 2nd edn. (東野篤子訳『ヨーロッパ統合の理論』勁草書房、2010年)。ヴィナー (A. Wiener) とディーズ (T. Diez) は、欧州統合理論を、機能 (説明・理解・分析・叙述・構築) と対象 (政体、政策、政治) の組み合わせから整理し、「モザイク的状况」と呼ぶ。Thomas Diez and Antje Wiener, “Introducing the Mosaic of Integration Theory,” in *Ibid.*, pp. 6-11. (訳書、9-16頁)。このほか、邦語文献では、中村民雄編『EU研究の新地平——前例なき政体への接近』(ミネルヴァ書房、2005年)、平島建司「EU研究とガバナンス・アプローチ」(東京大学社会科学研究所ディスカッションペーパー日本語シリーズ J-203、2012年4月)を参照。
- 2 Beat Kohler-Koch and Berthold Rittberger, “Review Article: The 'Governance Tum' in EU Studies,” *Journal of Common Market Studies*, Vol.44 (Annual Review), 2006, pp.27-49.
- 3 Liepsbet Hooghe and Gary Marks, eds., *Multi-level Governance and European Integration*, Rowman & Littlefield Publishers, 2001, Ian Bache and Matthew Flinders (eds), *Multi-level Governance*, New York: Oxford University Press, 2004, Simona Piattoni, *The Theory of Multi-level Governance: Conceptual, Empirical, and Normative Challenges*, New York: Oxford University Press Inc, 2010.
- 4 Beate Kohler-Koch, “The Evolution and Transformation of European Governance,” in Beate Kohler-Koch and Rainer Eising, eds., *The Transformation of Governance in the European Union*, London: Routledge, 1999, pp.14-35. 中村健吾『欧州統合と近代国家の変容——EUの多次元ネットワーク・ガバナンス』(昭和堂、2005年)。
- 5 B. Kohler-Koch, op. cit., pp.19-20.
- 6 臼井陽一郎「EUガバナンスの研究と言説構成論の試み」(『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』10号、2007年) 65頁。
- 7 高橋和「EUにおける地域協力の制度化の進展と地域的空間の形成に関する一考察：INTERREG IIIをめぐって」(『山形大学紀要』第36巻第2号、2006年) 47-67頁。
- 8 柑本英雄「EU地域政策分析枠組みとしての「越境広域経営」モデル構築の試み：バルト海グランドデザイン VASAB2010 と INTERREG II C を例証とした欧州地域空間再編成の研究」(弘前大学人文学部『人文社会論叢』第14号、2005年) 1-37頁。
- 9 例えば、遠藤乾は、不可分な主権を持つヨーロッパ合衆国構築への試み、つまり大文字の「統合 (Integration)」は終焉したとし、今後は「多元にして可分な政治体」としての EU がしぶとく生き残るだろうとする。遠藤乾『統合の終焉——EUの実像と論理』(岩波書店、2013年)。
- 10 補完性原理をヨーロッパ思想史や主権概念との関係において考察し、概念の射程を明確にしたものとして、同上書、293-323頁が参考になる。このほか、岡部明子「EU・国・地域の三角形による欧州ガバナンス——多元的に〈補完性の原理〉を適用することのダイナミズム」(千葉大学公共研究センター『公共研究』第4巻第1号、2009年6月) 110-134頁を参照。
- 11 欧州との比較の視座から NEAR の課題を考察した研究として、임종헌「유럽 지방정부의 초국가적 연계와 비교한 동북아시아 자치단체연합 (NEAR) 의 과제」(한독사회과학회『한·독사회과학논총』제 13 권 제 2 호、2003년 12 월) pp. 57-76. (Lim, Jong Hun 「欧州地方政府の超国家的連携と比較した北東アジア地域自治体連合 (NEAR) の課題」韓独社会科学会『韓・独社会科学論叢』第13巻第2号、2003年12月、57-76頁)がある。임종헌 (Lim, Jong Hun) は、ドイツの事例を中心に欧州の地域委員会 (CoR) や欧州地域会議 (AER) と比較から、NEAR の課題として、1) 共同プロジェクトの具体化、2) 常設事務局の設置、3) 財政基盤の強化、4) 意識のグローバル化——の四点を抽出している。
- 12 渋谷武「協生の哲学——他者肯定・自者肯定の政治」(多賀秀敏編『国境を越える実験——環日本海の構想』有信堂、1992年) 213頁。
- 13 同上書、198頁。
- 14 同上書、193頁。

-
- 15 同上書、195-196 頁。
- 16 「協生」思想については、渋谷武『“きょうせい”変化考覚書』（2002 年）、同『葉葉協生論』（文芸社、2008 年）を参照されたい。
- 17 関寛治「日本海時代の到来と国際政治理論」（多賀秀敏編『国境を越える実験——環日本海の構想』有信堂、1992 年）183 頁。
- 18 関寛治「米ソ冷戦終結後における環日本海（東海）の意味」（『環日本海研究』第 3 号、1997 年）16 頁。
- 19 鶴見和子『内発的発展論の展開』（筑摩書房、1996 年）9 頁。
- 20 スウェーデンのダグ・ハマーショルド財団が 1975 年国連特別総会へ提出した報告書の中で、「もう一つの発展」という概念の属性の一つとして、自力更生と並んで、「内発的」という言葉を使用したのが最初であったという。西川潤「内発的発展論の起源と今日的意義」（鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会、1989 年）3-4 頁。
- 21 鶴見和子「国際関係と近代化・発展論」（武者小路公秀・蠟山道雄編『国際学——理論と展望』東京大学出版会、1976 年）58-62 頁。
- 22 鶴見は、内発的発展を次のように定義する。「内発的発展論とは、目標において人類共通であり、目標達成への経路と創出すべき社会のモデルについては、多様性に富む社会変化の過程である。共通目標とは、地球上のすべての人々および集団が、衣食住の基本的要求を充足し人間としての可能性を十全に発現できる条件をつくり出すことである。それは、現在の国内および国際間の格差を生み出す構造を変革することを意味する。そこへ至る道すじと、そのような目標を実現するであろう社会のすがたと、人々の生活のスタイルとは、それぞれの社会および地域の人々および集団によって、固有の自然環境に適合し、文化遺産にもとづき、歴史的条件にしたがって、外来の知識・技術・制度などを照合しつつ、自律的に創出される。したがって、地球的規模で内発的発展が進行すれば、それは多系的発展であり、先発後発を問わず、相互に、対等に、活発に、手本交換がおこなわれることになるであろう」。鶴見、前掲書（1996 年）、9-10 頁。
- 23 同上書、23 頁。なお、鶴見は、玉野井芳郎の地域主義の議論やジェシー・バーナードのコミュニティ概念の整理を基に、地域を、「定住者と漂泊者と一時漂泊者とが、相互作用することによって、新しい共通の紐帯を創り出す可能性をもった場所」と再定義する。同上書、25-26 頁。
- 24 同上書、26-30 頁。
- 25 宇野重昭・鶴見和子編『内発的発展と外向型発展——現代中国における交錯』（東京大学出版会、1994 年）295 頁。保母武彦も、政治権力のひとつである地方自治を拒絶する鶴見の議論に疑義を呈している。保母武彦『内発的発展論と日本の農山村』（岩波書店、1996 年）123-124 頁。なお、内発的発展論を簡潔にレビューし、地方自治との関係を日中比較の観点から考察したものとして、張忠任「日中内発的発展・地方自治研究序説」（島根県立大学北東アジア地域研究センター編『北東アジア研究』第 16 号、2008 年 12 月）1-17 頁が参考になる。
- 26 宇野は、「北東アジアのそれぞれの地域が、その固有性を保持したまま、相互の相違を確認し、それにもかかわらずあい通じ合う共通のチャンネルを開拓し、この共通のチャンネルを通じて相互に影響しあい、相互に発展していく」という理論的な仮説を、「北東アジア地域研究開拓の前提」に置いた。宇野重昭・増田裕司編『北東アジア地域研究序説』（国際書院、2000 年）18-20 頁。
- 27 宇野・鶴見編、前掲書（1994 年）1 頁。
- 28 東北アジアの非国家行為体による地域国際秩序の構築プロセスを「内発的地域国際秩序」と呼ぶものとして、佐渡友哲「北東アジアにおける新国際秩序への模索——内発的下位地域国際協力構想の視点から」（『政経研究』第 39 巻第 4 号、2003 年）369-402 頁がある。ただし、同論文は、内発性アプローチを基に分析枠組みを構築することを企図したものではない。このほか、本論文の文脈や事例とは異なるが、ラディカルデモクラシー論を内発的発展論の枠組みを

- ベースに分析視角として位置付けた研究として、堀芳枝『内発的民主主義への一考察——フィリピンの農地改革における政府、NGO、住民組織』（国際書院、2005年）を挙げておく。
- 29 西川潤「はじめに——私の研究遍歴」（西川潤・八木尚志・清水和巳編『社会科学を再構築する——地域平和と内発的発展』明石書店、2007年）9-13頁。
- 30 多賀秀敏「日韓民間協力の現状と可能性——東北アジア地域における非国家行為体による協調プロセスの始動」（大島英樹・文正仁編『日韓国際政治学の新天地』慶応義塾大学出版会、2005年）290頁。
- 31 多賀の「行為体の深層」アプローチについては、多賀秀敏「国際社会における社会単位の深層」（多賀秀敏編『国際社会の変容と行為体』成文堂、1999年）を参照されたい。序論でも述べたように、多賀は分析の基本単位を「行為体の深層」にまで掘り下げることにより、方法論としてのシステム論を組み換えることを試みた。これまでの国際システム論では、これ以上分割不可能な単位（unit）、単位間の関係（relation）、分析対象となる範囲（boundary）のいずれもが国家・国境を基準に構築されてきた。多賀はこれを現代の国際関係を論じる枠組みとして妥当性を欠くものとして、単位（unit）を行為体のアイデンティティにまで掘り下げ、その相互関係（relation）としてアイデンティティをめぐる制度（institution）に着目し、分析の範囲（boundary）を地理的空間や行政区界には収まりきらないネットワーク（network）に焦点を当てた。「まったく新しいユニット論から仕切り直しをして、単位の内側からとらえて『アイデンティティ』の国際関係論を構築する」と同時に、「外側からとらえて、オールドファッションのシステム論に新しい酒を注いで蘇らせる」方法論である。同上書、418頁。
- 32 国際システム論の三要素に沿った概念設定である。多賀秀敏「社会現象へのアプローチのためのヒントと基本的ドリル：比較と分類」（『早稲田社会科学総合研究』第5巻第1号、2004年7月）34-36頁、毛里和子・森川裕二編『東アジア共同体の構築4 図説 ネットワーク解析』（岩波書店、2006年）viii頁。
- 33 日本の自治体外交を考察したジェイン（P. Jain）も、地方政府のほかに国家（中央政府）の要素を加え、中央・地方関係と外交関係の要素から分析する。Purnendra Jain, *Japan's Subnational Governments in International Affairs*, New York: Routledge, 2005.（今村都南雄監訳『日本の自治体外交——日本外交と中央地方関係へのインパクト』敬文堂、2009年）。
- 34 柑本英雄「EU 地域空間再編成とサブリージョン」（早稲田大学社会科学研究所博士（学術）学位申請論文、2010年）。柑本は、EU サブリージョンの経験研究を基に、サブリージョンのような政治空間の再構築に参加する非国家行為体を三つに分類する。一つが、超国家組織・国家・地方政府など「場所」に根ざした「領域的行為体」、二つ目が、商工会議所・漁協・労働組合など特定の機能を有する「機能的行為体」、三つ目が、環境NGOなどのような「課題特化型行為体」である。さらに各種行為体のハイブリッド種の存在も示唆する。柑本は中でも地方政府などの「領域的行為体」が自らのアイデンティティを変容させ、国際行為体として超国家レベルと協力してガバナンスの場に参加してきた実態に着目する。こうした柑本の研究に多くの示唆を受けて、東北アジアでの実態把握を試みたのが本論文の起点にある。
- 35 「希少価値の獲得過程」と「現存価値の維持過程」、また直後に引用する「潜在価値の創造過程」については、進藤榮一『東アジア共同体をどうつくるか』（ちくま新書、筑摩書房、2007年）261-262頁を参照。
- 36 Andrew M. Scott, *The Functioning of The International Political System*, New York, The Macmillan Co, 1967, pp. 37-38.（原彬久訳『国際政治の機能と分析』福村出版、1973年、54-55頁）。
- 37 Ibid., p. 37.（訳書、54頁）。
- 38 国際関係論において非国家行為体に注目した研究の理論潮流は、1970年代のトランスナショナル・リレーションズ研究によって登場し隆盛を極め、80年代に衰退した後、90年代に入り再生した。笠本美花「トランスナショナル・リレーションズ研究の興隆、衰退、再生と展望」（早稲田大学社会科学研究所『ソシオサイエンス』Vol.7、2001年3月）283-297頁を参照。

-
- 39 Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, Jr., eds, *Transnational Relations and World Politics*, Cambridge: Harvard UP, 1971.
- 40 Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, Jr., *Power and Interdependence: world politics in transition*, Boston: Little, Brown, 1977. (滝田賢治監訳『パワーと相互依存』ミネルヴァ書房、2012年)。
- 41 P. Jain, *op. cit.*, p.17. (訳書、30頁(訳は筆者一部修正))。
- 42 Richard W. Mansbach, Yale H. Ferguson and Donald E. Lampert, *The Web of World Politics: Nonstate Actors in the Global System*, New Jersey: Prentice-Hall, 1976, pp.32-45.
- 43 Chadwick F. Alger, “Foreign Policies of U.S. publics,” *International Studies Quarterly*, Vol. 21, No.2, 1977, pp. 277-318. (佐渡友哲訳「市民と都市の国際関係」横浜市海外交流協会編『都市と国際化——その理論と実践』弘文堂、1982年、17-67頁)。
- 44 アルジャーが上記論文以降に発表した論文の一部を訳出・再構成して1987年に出版された、チャドウィック・F・アルジャー(吉田新一郎編訳)『地域からの国際化——国家関係論を超えて』(日本評論社、1987年)を参照されたい。
- 45 ソルダトス(P. Soldatos)は、pararell diplomacyの略称として para-diplomacy を使用している。Panayotis Soldatos, “An Explanatory Framework for the Study of Federated States as Foreign-policy Actors,” in Hans J. Michelmann and Panayotis Soldatos (eds.), *Federalism and International Relations: The Role of Subnational Units*, Oxford: Clarendon Press, 1990, pp. 34-53, Panayotis Soldatos, “Cascading Subnational Paradiplomacy in an Interdependent and Transnational World,” in Brown, D., Fry, E., *States and Provinces in the International Political Economy*. Berkeley, California: Institute of Governmental Studies (IGS), 2: 1993, pp. 45-64. なお、「平行外交」という訳語については、次を参照した。辛翠玲「從民族主義到認同平行外交：魁北克經驗」(『政治科學論叢』第24期、2005年)111-136頁。
- 46 Ivo D. Duchacek, Daniel Latouche and Garth Stevenson, eds., *Perforated Sovereignties and International Relations: Trans-Sovereign Contacts of Subnational Governments*, New York: Greenwood Press, 1988. なお、ドウハチェックは、当初、「マイクロ・ディプロマシー(micro-diplomacy)」、「プロト・ディプロマシー(ptoto-diplomacy)」という用語を好んで使用した。Ivo D. Duchacek, “The International Dimenstion of Subnational Self-government,” *Publius*, Fall, 1984, pp. 5-31.
- 47 Ivo D. Duchacek, “Perforated Sovereignties: Towards a Typology of New Actors in International Relations,” in H. J. Michelmann and P. Soldatos, eds., *op.cit.*, p. 16.
- 48 Brian Hocking, *Localizing Foreign Policy: Non-Central Governments and Multilayered Diplomacy*, New York: St-Martin’s Press, 1993, pp. 3-4..
- 49 Francisco Aldecoa and Michael Keating, eds., *Paradiplomacy in Action: The Foreign Relations of Sub-National Governments*, London: Frank Cass, 1999, intro.
- 50 Guy Lachapelle and Stéphane Paquin, eds., *Mastering Globalization: New Sub-States’ Governance and Strategies*, London: Routledge, 2005.
- 51 Peter Bursens and Jana Deforche, “Going Beyond Paradiplomacy? Adding Historical Institutionalism to Account for Regional Foreign Policy Competences,” *The Hague Journal of Diplomacy* 5, 2010, pp. 151-171.
- 52 例えば、Noé Cornago, “On the Normalization of Sub-State Diplomacy,” *The Hague Journal of Diplomacy* 5, 2010, pp. 11-36, Richard Wyn Jones and Elin Royles, “Wales in the World: Intergovernmental Relations and Sub-state Diplomacy,” *British Journal of Politics and International Relations*, Vol.14, 2012, pp. 250-269.
- 53 馬場伸也『アイデンティティの国際政治学』(東京大学出版会、1980年)、同『地球文化のゆくえ』(東京大学出版会、1983年)、同「非国家行為体と国際関係——序論」(日本国際政治学会編『国際政治(非国家行為体と国際関係)』第59号、有斐閣、1978年) i-x 頁、同「地方主義と国際政治——アイデンティティの模索と葛藤」(日本政治学会編『年報政治学(現代国家

- の位相と理論』第32号、岩波書店、1981年) 19-42頁などを参照。
- 54 「民際外交」については、民際外交10年史企画編集委員会編『民際外交の挑戦』(日本評論社、1990年)が詳しい。
- 55 同シンポジウムの内容をまとめたものが、長洲一ニ・坂本義和編『自治体の国際交流』(学陽書房、1983年)である。なお、同シンポジウムに先立ち、1981年に横浜市で開催された「日本の国際化と横浜の役割」と題したシンポジウムをまとめたものが、横浜市海外交流協会編、前掲書、1982年である。
- 56 松下圭一編著『自治体の国際政策』(学陽書房、1988年)。平和政策については、吉田善明『地域からの平和と自治』(日本評論社、1985年)を挙げておく。
- 57 伊藤善市・水谷三公・渡戸一郎編著(地方自治協会監修)『自治体の国際化政策と地域活性化』(学陽書房、1988年)、岩田勝雄『新地域国際化論——自治体における国際化政策への指針』(法律文化社、1994年)、日本都市センター編『都市外交——自治体の国際交流戦略』(ぎょうせい、1995年)。
- 58 神奈川県編(石田雄・小山八郎・星野昌子・長洲一二監修)『自治体の新しい国際政策』(ぎょうせい、1991年)。
- 59 自治体国際協力については、臼井久和・高瀬幹雄編『民際外交の研究』(三嶺書房、1997年)、国際協力事業団・国際協力総合研究所編『地方自治体の国際協力事業への参加・第2フェーズ報告書』(2000年)、CDI-JAPAN・マイケルシューマン(児玉克哉訳、江橋崇・富野暉一郎監修)『自治体国際協力の時代』(大学教育出版、2001年)、吉田均『地方自治体の国際協力——地域住民参加型のODAを目指して』(日本評論社、2001年)、多賀秀敏「自治体の国際協力」(松下圭一・西尾勝・新藤宗幸編『岩波講座 自治体の構想3 政策』岩波書店、2002年) 216-224頁などがまとまっている。
- 60 地方の国際化を、「中心」の国際化と「辺境」の国際化の二つのパターンに分けて論じたものとして、鈴木佑司編『アジア・太平洋における地方の国際化』(法政大学出版局、2000年)。
- 61 多賀編、前掲書、1992年、羽貝正美・大津浩編『自治体外交の挑戦——地域の自立から国際交流圏の形成へ』(有信堂、1994年)、Glenn D. Hook, “Japan and Micro-regionalism: Constructing the Japan Sea Rim Zone” in Yoshinobu Yamamoto (ed.), *Globalism, Regionalism and Nationalism: Asia in Search of its Role in the 21st Century*, Blackwell Publishers, 1999, pp. 126-141、鈴木編、同上書、2000年、環日本海国際学術交流協会編『環日本海地域の協力・共存・持続的発展』(橋本確文堂、2012年)など。このほか、各地域の実践については数多くの事例報告・研究がなされている。新潟市の実践を紹介した、市岡政夫『自治体外交——新潟の実践・友好から協力へ』(日本経済評論社、2000年)は比較的まとまっており参考になる。また、片山善博・釧持佳苗『地域間交流が外交を変える——鳥取・朝鮮半島の「ある試み」』(光文社新書、2003年)も挙げておく。
- 62 清水昭典・十亀昭雄・蓮池穰・山本佐門『地域からの政治学』(窓社、1991年)、札幌市教育委員会編『姉妹都市』(北海道新聞社、1998年)。
- 63 島袋邦・比嘉良充編『地域からの国際交流——アジア太平洋時代と沖縄』(研文出版、1986年)。
- 64 坂口光一・丸屋豊二郎編『国際交流圏の時代——九州アジア化戦略』(大明堂、1996年)、石井捷治・平井一臣編『地域から問う国家・社会・世界——「九州・沖縄」から何が見えるか』(ナカニシヤ出版、2000年)。
- 65 藪野祐三『ローカル・イニシアティブ——国境を超える試み』(中公新書、中央公論社、1995年)、同『先進社会の国際環境〔I〕——ローカル・イニシアティブの創造』(法律文化社、1995年)、同「ローカル・イニシアティブと平和主義の架橋」(日本平和学会編『世界政府の展望』早稲田大学出版会、2003年) 109-126頁。
- 66 同特集号では、編者の大芝亮が、国際行為体を「自立的に自己の目標・利益を決定し、その目標・利益の実現のために人・資源を動員する能力を持ち、さらに、その行動が国際関係あるいは他の行為主体の行動に影響を及ぼす存在」とし、自立性、動員力、国際性の三つの要素か

ら捉える定義を提出した。大芝亮「国際関係における行為主体の再検討」(日本国際政治学会編『国際政治』第119号、1998年)1-10頁。具体的な事例としては、ベルギーを事例に連邦制を国際行為体の多様化という視点から捉え直そうとした研究や、カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州を事例にAPEC政策をめぐる州・中央政府との競合・対立を分析した研究などが取り上げられた。正体朝香「連邦制と行為主体の多様化--EU統合とベルギーの連邦化改革を事例に」(日本国際政治学会編、同上)11-25頁、末内啓子「ブリティッシュ・コロンビア州とアジア・太平洋関係——アジア太平洋経済協力会議のバンクーバー会議とアジアの経済危機」(日本国際政治学会編、同上)26-39頁。

67 山下永子『地方の国際政策——連携・ネットワーク戦略の展開』(成文堂、2008年)。なお、予防外交の視点から自治体ネットワークを考察したものに、首藤信彦編著『冷戦後世界と自治体の役割——予防外交における市民・自治体間国際ネットワークの構築』(財団法人かながわ学術研究交流財団、1996年)がある。

68 岩下明裕「国際関係におけるローカリズム——国境地域による新『外交』の胎動」(高田和夫編『新時代の国際関係論』法律文化社、2007年)208-239頁。

69 岩田勝雄『新地域国際化論——自治体における国際化政策への指針』(法律文化社、1994年)42頁。

70 池田佳隆「グローバル・システムの三層構造論の批判的検討——二層構造の可能性」(日本国際政治学会編『国際政治(グローバル・システムの変容)』第111号、1996年)119-120頁。

71 中遠啓示『地域社会と国際化——そのイメージと現実』(中国新聞社、1998年)299頁。

72 Gilbert Rozman, "Backdoor Japan: The Search for a Way out via Regionalism and Decentralization" *The Journal of Japanese Studies*, Vol.25 No.1, 1999, pp. 3-31.

73 例えば、辻清明『日本の地方自治』(岩波新書、岩波書店、1976年)186-205頁を参照されたい。

74 天川晃「変革の構想——道州制論の文脈」(大森彌・佐藤誠三郎編『日本の地方政府』東京大学出版会、1986年)111-137頁。

75 村松岐夫『地方自治』(東京大学出版会、1988年)。

76 Steaven R. Reed, *Japanese Prefectures and policymaking*, Pittsburgh University Press.

(森田朗他訳『日本の政府間関係——都道府県の政策決定』木鐸社、1990年)。リードによる検証結果によれば、より説明力が高かったのが、選挙政治仮説である。住民の政策ニーズに対して中央官僚は対応する術を持たず、実際に対策を生み出したのは次期選挙を抱える知事や市長であり、その対策を対立政党の知事や市長も取り入れたという仮説である。

77 伊藤修一郎『自治体政策過程の動態——政策イノベーションと波及』(慶應義塾大学出版会、2002年)。

78 Jain, op. cit., p.65. (今村監訳、118頁)。

79 Michael Shuman, *Towards a Global Village: International Community Development Initiatives*, London: Pluto Press, 1994, pp.65-67. (児玉訳、江橋・富野監修、前掲書、205-207頁)。

80 鶴見、前掲書(1996年)、29頁。

81 同上書、13-14頁。

82 古典的リアリストで国際政治学を体系化したモーゲンソー(H. J. Morgenthau)は、国際政治を国家間の権力闘争として描き、「力(power)によって定義された利益(interest)」としての国益観を提起した。1980年代に米国で支配的となったウォルツ(K. Walt)に代表されるネオ・リアリストたちは、国際システムをアナーキーとして捉え、国家の合理的行動観から勢力均衡などの概念を導出することで国際政治学を精緻化していった。これに対し、コヘイン(R. O. Kohan)に代表されるネオ・リベラリストは、他国との相対的利得を重視したネオ・リアリストを批判し、絶対的利得を重視する立場をとった。ただし、両者の議論はいずれも、基本的には国際システムの支配的アクターを国家とし、その行動原理を合理性から捉えてい

ることに差異はなかった。1990年代に入ると、こうした国家の合理的行動観を所与として捉える見方に対し、ウェント (A. Wendt) に代表されるコンストラクティビストが異議を提出していく。彼らは国益を規定する合理性の中身そのものを変化し得るものとし、その変化をアイデンティティという分析概念から動的に捉えようと試みた。力・利益といった物質的な要素から、規範・アイディア・アイデンティティという主観的・観念的な要素へと分析の視点を移すことにより、国際政治学の再構築を企図していた。だが、コンストラクティビストの多くもまた、基本的にはアナーキーの存在や国家中心的な仮定を共有した理論展開をしていた。地方政府の国際行動を、こうした欧米出自の国家中心仮説に立脚した国際政治学に即して分析することに無理があることは明白であろう。

83 馬場、前掲書 (1980年)、15頁。

84 例えば、梶田考道は、EUを事例に「地域・国家・EU」へとアイデンティティが複合化していく動態を、「三空間共存モデル」として析出した。二つ以上の空間へ帰属するアイデンティティを、「フレキシブル・アイデンティティ」と呼ぶ。梶田隆道『統合と分裂のヨーロッパ—EC・国家・民族』(岩波書店、1993年)。

85 多賀編、前掲書 (1999年)、395-427頁。

86 同上、412頁。

87 大庭三枝「国際関係論におけるアイデンティティ」(日本国際政治学会編『国際政治：国際政治理論の再構築』第124号、2000年)141-146頁、同『アジア太平洋地域形成の道程—境界国家日豪のアイデンティティ模索と地域主義』(ミネルヴァ書房、2004年8月)27-32頁。大庭は、これらのアイデンティティ研究が、自己規定や帰属意識が「他者」からどう認識されているのかという自己と他者との間の認識の「ずれ」を見落としていることを問題視した。そして、ダブル・コンティンジェンシー(二重の不確実性)の問題を克服したメンバー間で成立している間主観的な存在を「自己包摂的地域」と定義している。

88 多賀、前掲書 (1999年)、409頁。

89 例えば、国家に向けられるアイデンティティには情 (emotional identity) が中心に認められるが、国家の対外行動においては情のほか、利 (functional identity) も同時に表出する。また、利に重点が置かれて集団形成される多国籍企業なども、行動原理としては、情・利・理の各アイデンティティがそれぞれ認められる。国際NGOもまた、動員力は理 (issue-oriented identity) である一方で、行為において表出するアイデンティティは、理のほか、利のアイデンティティも認められよう。このようにアイデンティティは多元的 (マルチプル) であり、局面、局面で異なったものに見える。

90 多賀、前掲書 (1999年)、410頁。

91 行為の志向性については、社会学の分野で研究の蓄積は豊富である。社会的行為論の一つの典型をなすウェーバー (M. Weber) は、目的合理的行為、価値合理的行為、感情的行為、伝統的行為という四つの類型の理念型を提示した。マックス・ヴェーバー (清水幾太郎訳)『社会学の基本概念』(岩波書店、1972年)39頁。

92 「国益」概念の多義性とアメリカ国際理論における論争の経緯については、大島英樹「ナショナル・インタレスト (国益)」(川田侃・大島英樹編『国際政治経済辞典』改訂版、東京書籍、2003年)563-564頁を参照。

93 多賀、前掲書 (1999年)、409頁。

94 同上。

95 柑本英雄が、英国アバディーン州政府を事例に、国際行為体としての地方政府のアイデンティティを、万華鏡のように刻々と移り変わりゆくものとして描いて見せたのは貴重な事例研究の一つである。柑本は、アバディーン州がEU共通漁業政策や地域政策資金を活用しながら、地方政府のネットワーク組織である北海地域委員会をプラットフォームとして、越境協力を進展させるプロセスを分析した。柑本英雄『国際的行為体とアイデンティティの変容—欧州沿岸辺境地域会議と共通漁業政策をめぐって』(成文堂、2000年)。

-
- ⁹⁶ 地方政府の安全保障に関しては、以下を参照。池尾靖志『自治体の平和力』（岩波書店、2012年）、五十嵐暁郎・佐々木寛・福山清蔵編『地方自治体の安全保障』（明石書店、2010年）、池尾靖志・井原勝介・伊波洋一編『地域から平和をきづく——オキナワ・イワクニからみた日本』（晃洋書房、2010年）、「いのくら」基地問題研究会編『私たちの非協力宣言——周辺事態法と自治体の平和力』（明石書店、2001年）、林茂夫『戦争不参加宣言』（日本評論社、1989年）、Gordon C. Bennet, *The New Abolitionists: The Story of Nuclear Free Zones*, Elgin, Ill.: Brethren Press, 1987, (西田勝訳『アメリカ非核自治体物語』筑摩書房、1993年）、森田俊男編『非核自治体——抗議・学習・連帯』（平和文化、1987年）、吉田、前掲書（1985年）、西田勝編『非核護憲都市宣言運動のすすめ』（オリジン、1984年増補改訂版）など。
- ⁹⁷ 多賀、前掲書（1999年）、413頁。
- ⁹⁸ 序論で示したように、森川裕二の解釈を援用すれば、地方 a がまずは b と c を肯定し生活領域の拡大を認め、それが結果的に a の存在を認める、という時間的順序を媒介とした秩序関係である。こうした関係をもつもの同士の支援・協力の中で問題意識を共有するアイデンティティが培われていき、自己利益の追求を超えた連合体が地理的範囲とかかわりなく決定されていく。森川裕二『東アジア地域形成の新たな政治力学——リージョナリズムの空間論的分析』（国際書院、2012年）114-115頁を参照。

第2章

東北アジア地方政府間関係の多元化

序

本章では、冷戦終焉後の東北アジア地方政府間関係の全体像を概観し、地方政府同士の国境を越えた地域的關係の記述分析を行う。個別の地方政府の行為志向性や政策過程などには踏み込まず、地方政府間關係の基本的構図を抽出することにより、NEAR の位置付けと特徴を確認することが目的である。第1章で示した東北アジア・サブリージョンの越境ガバナンス・モデルとの關係では（図 1-1 参照）、(I) 地方政府間關係 (L-L) に焦点を絞った考察である。

具体的には、まず第1節で、冷戦後東北アジアの(IV) 国家間關係 (N-N) の変動を概観した上で、第2節において日中韓三ヶ国の姉妹(友好)都市交流の傾向と特徴を分析する。第3節では、姉妹交流の発展型でもあるトライラテラルないしはマルチラテラルな地方政府間連携枠組みを考察する。さらに第4節では、NEAR を素材に、加盟地方政府同士の相互關係・基本的構図などを析出する。以上より、東北アジア地方政府間關係のトランスナショナルな基本特性を抽出してみたい。

第 1 節 国家間関係の変動

東北アジアの地方政府間関係（L-L、L-NEAR）の分析に入る前に、まず、(IV) 国家間関係（N-N）を概観しておく。冷戦後の東北アジア国家間関係は、政治・安全保障分野での多国間協力の「制度化」が遅れ、依然として対立と分裂の関係が深く埋め込まれたまま変動してきた。以下では、1980 年代末から 90 年代前半を「脱冷戦期」、90 年代後半から 2000 年代前半を「戦略的安定と対立・緊張期」、2000 年代後半以降を「緩やかな制度化と分裂期」――の三つに時期区分し、地域の国家間関係の大まかな特徴を抽出する。

1-1. 脱冷戦プロセス

米ソを頂点とする世界規模の二極対立であった冷戦の終焉プロセスは、一般的に、1989 年 11 月のドイツ・ベルリンの壁の崩壊から 1991 年 12 月のソ連邦解体までの期間に展開したとされる²。だが、「アジア冷戦」の終焉プロセスは、こうした欧米中心・米ソ対立中心の「グローバル冷戦」の終焉プロセスとは異なる軌道を描いてきた³。以下では三つの視点から、東北アジアの脱冷戦プロセスの特徴を概観しておく。

(1) プレイヤーとしての中国の存在

東北アジア冷戦の特徴のひとつは、東側・ソ連陣営において多元化・多極化傾向が見られたことである。とりわけ 1956 年のフルシチョフによるスターリン批判を起源とする「中ソ対立」は決定的であった。1969 年には国境のダマンスキー島（珍宝島）での軍事衝突にまで至った。東北アジアの冷戦構造は早い段階から、米中ソの三極構造を胚胎していた。1972 年、ニクソン・ショックによって米中和解が達成すると、東北アジアは新たな展開を迎え、同年 9 月に日中国交正常化が達成、1979 年には米中間で正式に国交を樹立した。中ソの間ではその後も厳しい対立が続いていたが、1982 年、ブレジネフが中国に關係改善を呼びかけたことにより、ようやく中ソの国境問題交渉が実質的な進展を見せた。そして、新思考外

交を掲げるゴルバチョフの登場を受け、ついに1989年5月、中ソ和解が達成した。1992年12月にはロシア（旧ソ連）のエリツィン大統領が訪中し、互いを友好国と認める共同声明に調印したのであった。

（2）体制を超えた経済的相互関係の展開

このような米中ソ三極構造の形成・変動と並行して、中ソ両国は、周辺諸国への経済的な接近を図っていた。経済関係を中心に早い時期から「脱冷戦」プロセスが開始していたことも、東北アジア冷戦の特徴のひとつである⁴。米中和解後の中国は1978年12月、歴史の転換とも称される改革開放路線を宣言し、1980年には経済特区の指定、対外開放を加速化させる。一方、ソ連でもゴルバチョフが登場した1985年以降、対外経済政策の転換を図る。1986年7月のウラジオストク宣言および1988年9月のクラスノヤルスク宣言において、自らを「アジア太平洋国家」と規定し、アジア太平洋地域諸国との関係改善の意向を示す。米ソ二極対立としてのグローバル冷戦が崩壊する以前の段階からすでにこうした中ソ両国の対外経済政策の変化が見られ、そのことが地域諸国間での体制を超えた経済交流を生み出していた。実際、80年代末以降の韓国との関係を見れば、ソ連の1988年ソウルオリンピックへの参加、1990年6月の韓ソ間での初の首脳会談を経て、同年9月に韓ソの国交樹立が達成する。また、その2年後の1992年8月には、南巡講和により改革開放を進める中国との間で中韓国交が樹立したのであった。

（3）継続する分断状況

一方で、依然として「朝鮮半島冷戦」が継続していたことも、東北アジア国際関係の主要な特徴のひとつである⁵。東北アジアの脱冷戦プロセスの進行と並行して、朝鮮半島でも南北間の共存枠組みが成立していた。1988年に盧泰愚韓国大統領（当時）が「民族自尊と統一繁栄のための特別宣言」（いわゆる「7.7宣言」）を発表し南北交流再開を呼びかけた。これを機に北朝鮮が1991年9月、韓国との国連同時加盟に応じ、同年12月には南北基本文書「南北間の和解と不可侵ならびに交流協力に関する合意書」を締結した。ところが1993年3月、北朝鮮が核拡散防止条約（NPT）からの脱退を宣言し、南北共存枠組みは揺らいでいく。かくして、朝鮮半島冷戦は東北アジアの不安定要因として継続していくのであった。

以上のように、東北アジアの脱冷戦プロセスは、ソ連邦解体とそれ以降の展開のみを指すのではない。プレイヤーとしての中国の存在と米中和解をきっかけに早い時期から展開していた国際秩序の変動、体制を超えた経済的相互依存をも含むプロセスであり、同時に、分断状況を抱えたままのプロセスでもあった。このことは、脱冷戦プロセスと NEAR の形成プロセスとを単純に結びつけることの困難性を示唆している。

1-2. 戦略的安定と対立・緊張

1990年代後半から2000年代前半にかけての東北アジア国家間関係は、中ロ間で戦略的安定が図られたのに対し、朝鮮半島では依然として深刻な対立・分裂が継続していた⁶。こうした「戦略的安定と対立の同時進行」という複雑な東北アジアの国際変動について、以下では三つの視点からその特徴を概観しておく。

(1) 中ロ関係の戦略的安定

東北アジアの大国、中国とロシアは1989年の和解達成後、パートナーシップ関係を発展・強化させていく。この中ロ関係の戦略的安定化が第一の特徴である。

1992年12月に互いを友好国と認める共同声明に調印した中ロ両国は、1994年9月の建設的パートナーシップの確認を経て、1996年4月には戦略的協力パートナーシップを盛り込んだ共同宣言を採択するに至った。両国の友好関係は2000年にプーチン政権が誕生した後も維持され、同年7月には戦略的協力パートナーシップの意義を再確認する北京宣言を採択した。翌2001年7月には中ロ善隣友好協力条約を調印するに至った⁷。

中ロ間の最大の懸念事項であった国境画定問題も1991年5月に東部国境協定を締結して以降、紆余曲折を経たものの、1997年11月には画定作業が終了した。この間、西部国境についても1994年9月に協定が締結され、1998年には国境画定作業が終了した⁸。そして2004年10月、1991年の東部国境協定で棚上げになっていたタラバーロフ島と大ウスリー島、そしてアバガイト島の画定作業も完了し、ついに2005年6月の補充協定によって中ロ国境間

題は最終決着をみたのであった。

急速に進む中ロ関係の戦略的安定化は、両者と緊密な関係にある中央アジア（カザフスタン、キルギス、タジキスタン）との関係においても対話枠組みの形成を促していく。1996年4月、同五ヶ国で、国境地域における信頼醸成・兵力削減等を目的とした協定が結ばれ、上海ファイブが発足した。2001年6月にはウズベキスタンが加わり、地域機構に格上げされたSCO（上海協力機構）へと発展した。2002年にはモンゴルがSCO加盟の意思を表明し、2004年6月からオブザーバー参加をしている⁹。

（2）TRADPの停滞

中ロ関係の戦略的安定を背景にSCOが深化・拡大を遂げたのとは対照的に、中国、北朝鮮、ロシア、モンゴル及び韓国の五ヶ国が参加するTRADP（図們江地域開発計画）は停滞を余儀なくされていた。同計画は、中・朝・ロの国境が接する図們江下流域を多国間協力によって共同開発しようとする試みで、1991年にUNDP（国連開発計画）のイニシアティブでスタートした。1995年12月には、東北アジアで初の政府間組織「図們江地域開発調整委員会（中朝ロ三ヶ国）」および「図們江経済開発地域及び北東アジアの開発のための諮問委員会（参加五ヶ国）」の創設に合意し、翌1996年には図們江事務局が北京に設置された。その後、延吉、羅津・先鋒、ウラジオストク、琿春などへの投資誘致活動や、交通インフラ・環境・観光分野での国際ワークショップの開催などに取り組んできた¹⁰。しかし、「政治的な対立の縮図（a microcosm of political rivalries）」とも評されるように¹¹、各国の思惑の相違や開発資金の調達問題などから同計画が軌道に乗ることはなかった¹²。

（3）朝鮮半島をめぐる対立・緊張

朝鮮半島問題をめぐっては厳しい対立・緊張関係が顕在化した。北朝鮮による1993年のNPT脱退宣言（第一次核危機）、1998年のテポドンミサイル発射、そして2002年の核開発疑惑発覚（第二次核危機）など一連の核・ミサイル危機が勃発した時期である。

第一次核危機は、1994年6月のカーター元米国大統領訪朝による「仲介」を経て¹³、同年10月の米朝合意枠組みの妥結をもって一応回避された。翌1995年3月には日米韓三ヶ国が主導する形でKEDO（朝鮮半島エネルギー開発機構）を発足させ、南北朝鮮と米国、そして

中国も含めた四者会談が 1997 年 12 月から始動した。

しかし、KEDO による重油提供や軽水炉事業が米国内での議会の反発などを受け、遅延を重ねた。これに反発した北朝鮮は 1998 年 8 月、テポドンミサイル発射実験を強行し、再び東北アジアで緊張が高まった。KEDO への資金拠出一時凍結など毅然たる抗議を示した日本に対し、KEDO 体制の崩壊を懸念した米国と韓国は日本の説得に当たり、日米韓三ヶ国は共同歩調をとる。そして 1999 年 9 月、米朝協議において北朝鮮のミサイル実験凍結、米国の経済制裁緩和で合意し、米朝合意枠組み・KEDO 体制はかろうじて維持された¹⁴。このとき対話枠組みとして機能したのは先述の四者会談ではなく、あくまでも米朝協議であった。四者会談は、南北平和体制樹立を主張する韓国と、米朝平和体制樹立に固執する北朝鮮との間で接点を見出すことができず、1999 年の第 6 回会談以降、中断していた。韓国は南北直接対話の道を模索するようになり、ついに 2000 年 6 月、金大中大統領が北朝鮮への経済支援を約束することを背景に、歴史上初めての南北首脳会談が実現した。

こうして朝鮮半島融和への期待が高まったが、2001 年に米国でブッシュ大統領（当時）が登場すると米朝関係は悪化し、朝鮮半島は再び緊張していく。2001 年 9 月の米国同時多発テロ事件を受け、北朝鮮は米国から「悪の枢軸」と名指しされた。体制維持を背景に北朝鮮は対米関係の改善に乗り出すが、その一歩として 2002 年 9 月に日朝首脳会談に踏み切った。日朝関係改善によって経済を立て直すとともに、先制行動論の対象から自らを除外させることがねらいであった。

ところが、その翌月の 2002 年 10 月、ケリー米国国防次官補（当時）が訪朝した際、北朝鮮が高濃縮ウラン計画の存在を認め、第二次核危機が勃発したのであった。KEDO 理事会は同年 11 月、重油提供の中止を決定。北朝鮮は翌 2003 年 1 月、再び NPT 脱退を宣言した。同危機は国連安保理に付託される可能性もあったが、米国をはじめ中国やロシアも、地域レベルで解決を図ることで利害が一致していたことから¹⁵、同年 8 月、中国を議長国とする協議枠組み SPT（六者協議）が誕生したのであった。

このように 1990 年代後半から 2000 年代前半の東北アジア国家間関係は、中口間で戦略的安定が図られたのに対し、TRADP は停滞を余儀なくされ、朝鮮半島をめぐる緊張は厳しさを増していた。東北アジアのリージョナリズムは依然として停滞していた¹⁶。

1-3. 緩やかな制度化と分裂

東北アジアでは 2000 年代後半以降、朝鮮半島をめぐる分裂状況は継続する一方で、中国の台頭を背景としたパワー・トランジション（力の移行）が進行する中¹⁷、緩やかな制度化が進んだ。以下では、2000 年代後半以降の東北アジアの特徴を、四つの視点から概観しておく。

(1) SPT の限界と制度化

朝鮮半島の第二次核危機を受けて誕生した SPT（六者協議）は、米朝二者協議を求める北朝鮮との関係において難航する。ブッシュ米国大統領（当時）の再選が決定した後の 2005 年 2 月、北朝鮮は SPT の中止、NPT からの脱退、さらに核兵器保有宣言を公式に発表した。中国の積極的な働きかけもあって 2005 年 7 月に協議は再開し、かろうじて枠組みは維持された。北朝鮮が核兵器・核計画の放棄等を約束する一方で、米国が攻撃・侵略意図がないことを確認すること等を盛り込んだ共同声明が採択された。

ところが、同年 9 月、米国がバンコ・デルタ・アジアの北朝鮮関連口座を凍結したことを受け、再び SPT は膠着状態に陥る。米国に強く反発した北朝鮮は 2006 年 7 月、ミサイル実験を強行。国連安保理が非難決議を採択し、SPT への復帰を促したが、北朝鮮は金融制裁の解除を繰り返し主張した。そして、ついに同年 10 月、北朝鮮は核実験を強行するのであった¹⁸。かくして SPT は、北朝鮮の核問題を管理する枠組みとしては失敗に終わった。

だが、その後も SPT の枠組みは解消することなく維持されていく。米朝の金融制裁に関する専門家会合で制裁の一部解除が合意されると、SPT は 2007 年 2 月に再開した。北朝鮮の核放棄に向けた「初期段階の措置」と見返りのエネルギー支援などを盛り込んだ共同宣言も採択された。また、朝鮮半島の非核化、エネルギー・経済協力、米朝・日朝国交正常化、「北東アジア平和安全保障メカニズム（NEAPSM）」の五つの作業部会が設置され、SPT は緩やかな制度化をみせたのであった。

ただし、北朝鮮の核問題を管理することに SPT が成功したわけではない。北朝鮮は 2009 年 4 月、人工衛星と称するミサイルを発射。国連安全保障理事会は再発射の自制を求めたが、反発した北朝鮮は核開発の再開と SPT からの離脱を表明した。そして同年 5 月、二度目となる核実験

を強行したのであった。国連安保理は貨物検査の強化などを盛り込んだ制裁を決めた。この時以来、SPTは中断している。とはいえ、SPTの枠組み自体は存続しており、北朝鮮問題をめぐる政策調整・管理の場として制度の強靱性（resilience）を見せている¹⁹。

（２）日中韓三国協力の制度化

朝鮮半島情勢が膠着する一方で、日中韓三国のトライラテラル協力が前進をみせた。日中韓三国の協力関係は、ASEAN+3（APT）首脳会議の際に日本が提案し、1999年から非公式に催されるようになった日中韓首脳会合が母体である。当初、日中韓首脳会合に消極的であった中国が次第に積極姿勢に転じたことにより、2008年からAPT首脳会議とは独立して、日中韓の輪番で年次開催されるようになった（第1回は2008年12月、日本・太宰府）²⁰。第2回会議（2009年10月、中国・北京）では「日中韓協力十周年を記念する共同声明」が採択されたほか²¹、事務局の設立も合意された。第3回会議（2010年5月、韓国・済州島）では「日中韓三国間協力ビジョン2020」を採択し²²、2011年9月、ソウルにおいて事務局（TCS）が正式稼動した。そして、第5回会議（2012年5月、中国・北京）において、「三国間の包括的な協力パートナーシップの強化に関する共同宣言」を採択するに至った²³。

日中韓三国協力は「機能的協力・対話型の枠組み」²⁴として、18の閣僚級会議を含む50以上の対話メカニズム、そして100を超える協力プロジェクトを整備するまでに発展した²⁵。日中韓三国協力は制度としては萌芽的なものに過ぎないが、日米韓の枠組みとは異なる東北アジア秩序のもうひとつの軸に成長しつつある。

（３）中ロ戦略的パートナーシップと中ロモ協力・SCO

中ロ関係に目を転じると、2001年7月に善隣友好協力条約を締結して以来、両国の戦略的パートナーシップ関係は比較的安定している。先述したように、長年の懸案事項であった中ロ国境画定問題は2004年10月に画定作業が完了し、2005年6月の補充協定によって最終決着をみた。さらに2005年8月には「中ロ蒙国境地域協力フォーラム」がモンゴルで開催され、中国、ロシア、モンゴル（CRM）間の協力の枠組みの構築も始まった。同フォーラムでは、内モンゴルの満州里とハイラルを三国間地域協力の重要な「大プラットフォーム」

と位置付けている²⁶。また、2001年6月に誕生した中央アジア諸国との国境安定のための対話枠組みSCO（上海協力機構）でも、中ロの「協調的リーダーシップ」は機能している²⁷。

とはいえ、中ロ関係は決して一枚岩ではない。中ロ国境地域では、中国経済のロシア極東地域への拡大や中国人移民問題などを含むソフトなレベルでの安全保障上の相互不信が根強く残っている²⁸。またSCOをめぐっては、主導権争いや双方の利益の違いから、中ロの潜在的な不協和音も根強い²⁹。

（4）TRADP から GTI へ

また、これまで停滞を余儀なくされていたTRADPは新たな段階へと踏み出した。2005年9月に中国長春市で開催された第8回諮問委員会において、開発地域の拡大と2015年までの開発期間の延長などが決定され、名称もTRADPから「広域図們江開発計画（GTI）」へと変更された³⁰。対象地域は、従来の中国吉林省延辺朝鮮族自治州、北朝鮮羅津市、ロシア沿海地方の一部、モンゴル東部地域から拡大し、中国東北三省（遼寧省・吉林省・黒龍江省）と内モンゴル自治区、北朝鮮羅先経済貿易地帯、韓国東部沿海都市へと広がった。2007年11月には諮問委員会の下部組織として「ビジネス諮問委員会」が設置された。このほか、分野ごとの部会や賢人会議も設置され、10のプログラムが実施されている。2009年8月に中国で「中国図們江地域協力開発計画要綱—長吉図開放開発先導区」が国家級プロジェクトとして承認されたことも相まって、同計画は注目を集めるようになった³¹。

以上のように、冷戦後の東北アジア国家間関係は、SPTや日中韓三国協力などの「制度化」が緩やかに進行している。これらの背景には「膨張する中国の対外関係」³²が深く関わっている。中国はSPTの議長として積極性をみせ、日中韓三国協力の進展も中国が積極姿勢に転じたことが背景にあった。CRM協力やSCO、そしてGTIにも中国の発展戦略と対外政策が反映している。とはいえ、東北アジアの国家間関係は依然として、「瀬戸際外交」を繰り返す北朝鮮³³、各国の領土ナショナリズム³⁴や歴史認識問題の顕在化など、政治・安全保障領域における不安定要因を抱え、対立と分裂の関係が深く埋め込まれている。

第2節 姉妹（友好）都市交流

次に、東北アジアの地方政府同士の関係（L-L）について概観しておこう。本節では、東北アジアの姉妹（友好）都市交流の傾向と特徴を分析する³⁵。なお、データ取得の都合上、分析対象は日中韓三ヶ国の姉妹提携関係に絞り込む。また、提携相手先国としては、本論文が扱う東北アジア（日中韓三ヶ国、北朝鮮、ロシア、モンゴル）に、米国、ASEAN（東南アジア諸国連合）諸国、豪州、ニュージーランド、インドを分析の対象に加えている。

2-1. 全般的傾向

東北アジアの姉妹都市では、1955年の日本長崎市・米国セントポール市が提携第一号である。姉妹提携初期は米国主要都市との交流が中心だったが、1978年の中国の改革・開放を境に、日中韓三ヶ国を中心に姉妹都市交流時代を迎えた（図2-1参照）。とくに、1992年の中韓国交正常化後は新規締結数が急増している。しかし、90年代半ば以降になると、新規提携数の伸びが鈍化し、姉妹都市交流が定着化する一方で、形式だけの交流を見直す動きもある。日本のバブル崩壊後、地方財政の悪化を背景に交流規模の縮小に加えて、歴史認識問題も影を落としている³⁶。以下、日中韓各国の特徴を整理しておく。

（1）日本

1972年の日中国交正常化と同時期に神戸市と天津市で始まった日中間の都市交流は、1978年の改革・開放を機に急増し、80年代前半には新規提携数が米国比率を上回った。90年代半ばに第二のピークを迎えた。2005年時点において、姉妹都市提携総数1,522件のうち、米国28%、中国20%、この二ヶ国で半数を占める。一方、1968年に山口県萩市と蔚山市（現・蔚山広域市）で始まった韓国との姉妹交流は、米国、中国と比べ少ないが、2002年のワールドカップサッカー日韓共催の影響で増加した。ASEAN諸国との交流は、1965年の横浜市とフィリピン・マニラ市の第一号以来、停滞している。中央政府間レベルでは首

脳外交や多分野での条約・協定網が東アジア全域に拡大しているのに対し、姉妹都市交流は米国、中国志向が強い。特徴的な姉妹都市提携として、国交の無い北朝鮮との提携（1992年の鳥取県境港市と北朝鮮元山市）³⁷、地方政府と国家とのクロス提携（1994年の島根県三隅町・現浜田市とブータン）³⁸などもみられる。

（2）中国

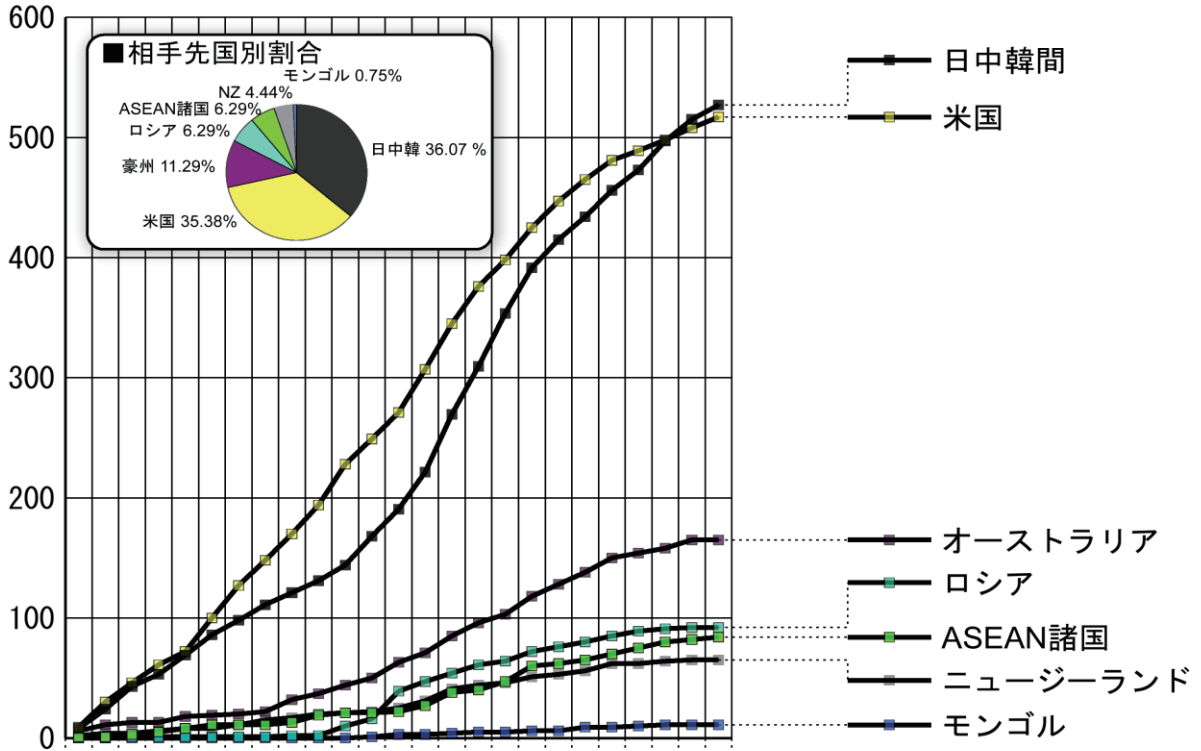
中国の姉妹都市提携は1978年の改革・開放以降、日本、米国諸都市との交流を中心に増加した。90年代に、韓国、ロシア、豪州、ASEAN諸国へと提携先が拡大した。とくに韓国との提携は、1992年国交正常化を機に急増し、90年代後半に新規締結数では日本を上回った。1989年の中ソ和解後にはロシアとも都市交流が増加している。他方、ASEAN諸国とは90年代に締結の動きがでてきた。2001、02年代に新規締結総数の20%を超えたが、東アジア全般の累計では以前、低水準にとどまっている。中央政府レベルでは東南アジア地域との交流関係が大きな比重を占めているが、日本と同様に、東北アジア・米国志向が顕著である。

（3）韓国

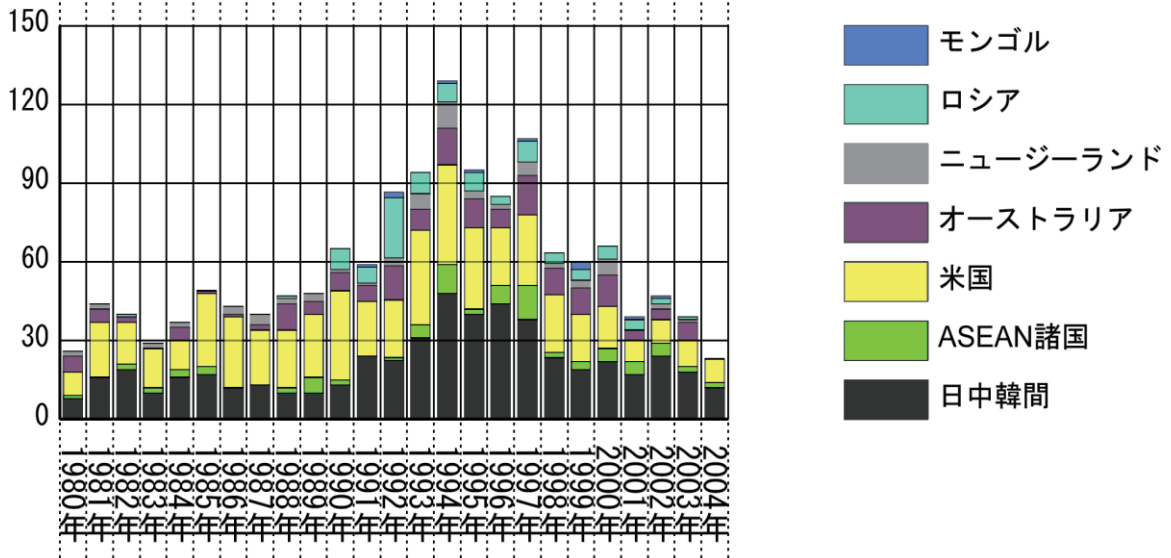
韓国の姉妹都市交流は90年代に入ると、中国、ロシア、ASEAN諸国、豪州へと交流の地理的範囲が拡大した。1992年の中韓国交正常化を機に急増した中国との交流は、比率・累計数でも米国・日本を上回った。ロシアとの交流も1990年の国交樹立以来、増加している。ASEAN諸国との交流は、90年代半ばに増加したものの、通貨危機以降は新規提携数に伸び悩みの傾向がでてきている。ただし、韓国のASEAN諸国との提携数（累計）は、全体の7%を占めており、日本・中国よりも高い。

図 2-1 姉妹都市提携総数の推移（相手先国別、上段累計・下段新規）

■ 姉妹都市提携総数（累計）



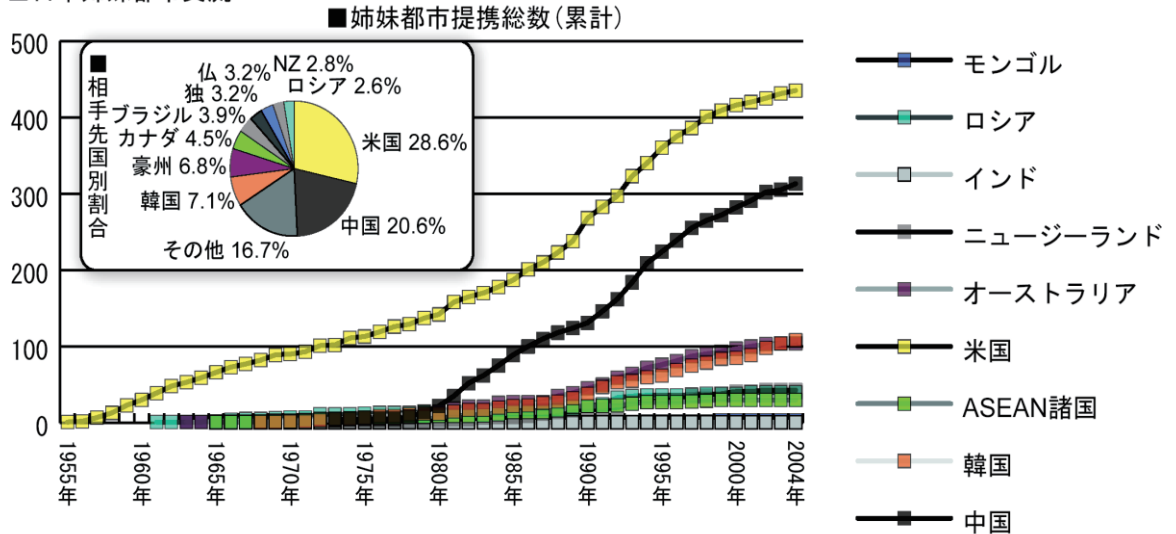
■ 主要相手先国別姉妹都市提携数の推移（新規）



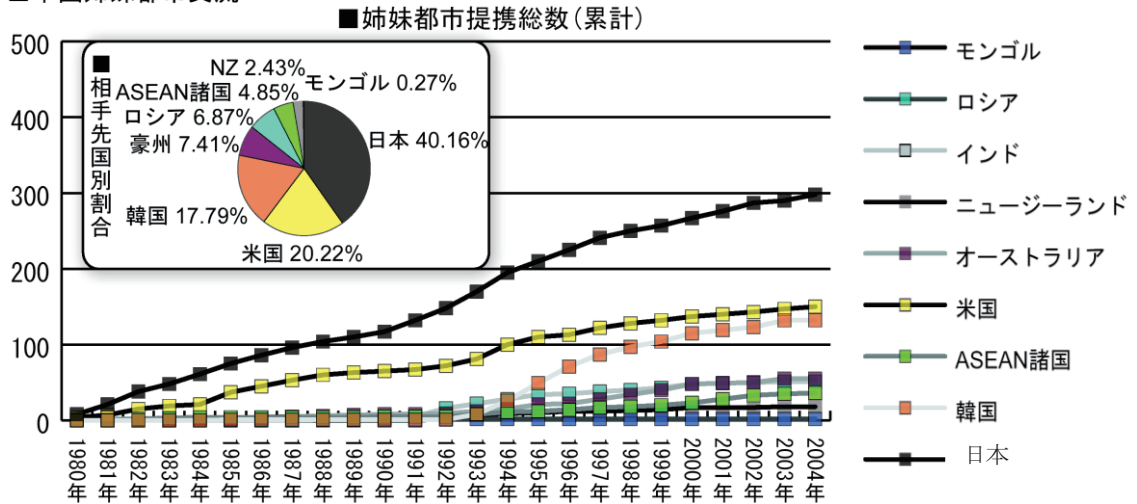
出所：毛里和子・森川裕二編『東アジア共同体の構築 4 図説 ネットワーク解析』（岩波書店、2006年）175頁。原データは、日本自治体国際化協会（CLAIR）ホームページ<<http://www.clair.or.jp/exchange/jirei/page-1.html>>、中国国際友好城市連合会（CIFCA）ホームページ<<http://www.cifca.org.cn/Web/Index.aspx>>、韓国全国市道知事協議会（GAOK）ホームページ<<http://www.gaok.or.kr/index.jsp>>より取得。

図 2-2 姉妹都市提携総数の推移（相手先国別、上段日本・中段中国・下段韓国）

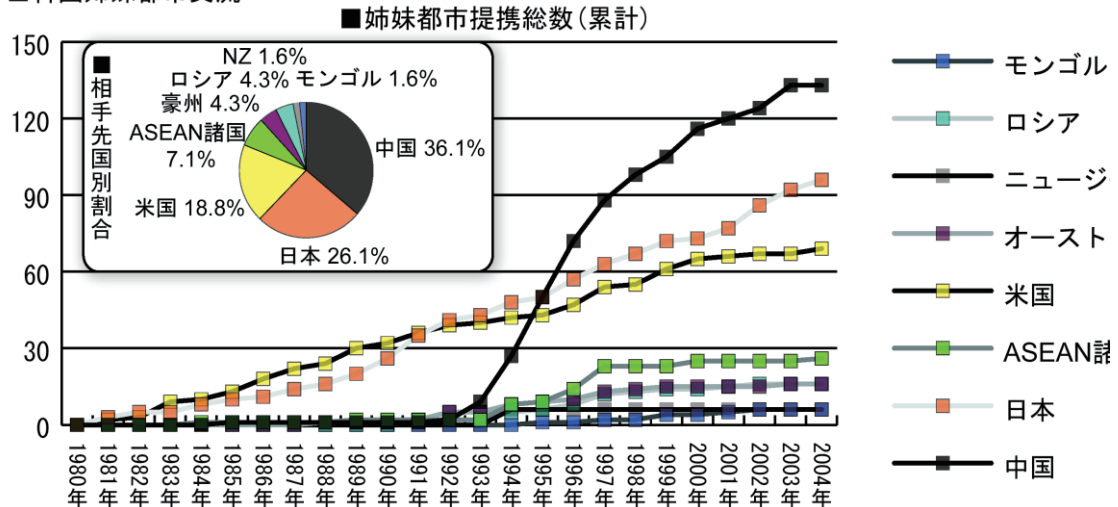
■日本姉妹都市交流



■中国姉妹都市交流



■韓国姉妹都市交流



出所：図 2-2 に同じ。毛里・森川編、前掲書、177 頁。

2-2. 広域地方政府別傾向

(1) 日本（都道府県別傾向）

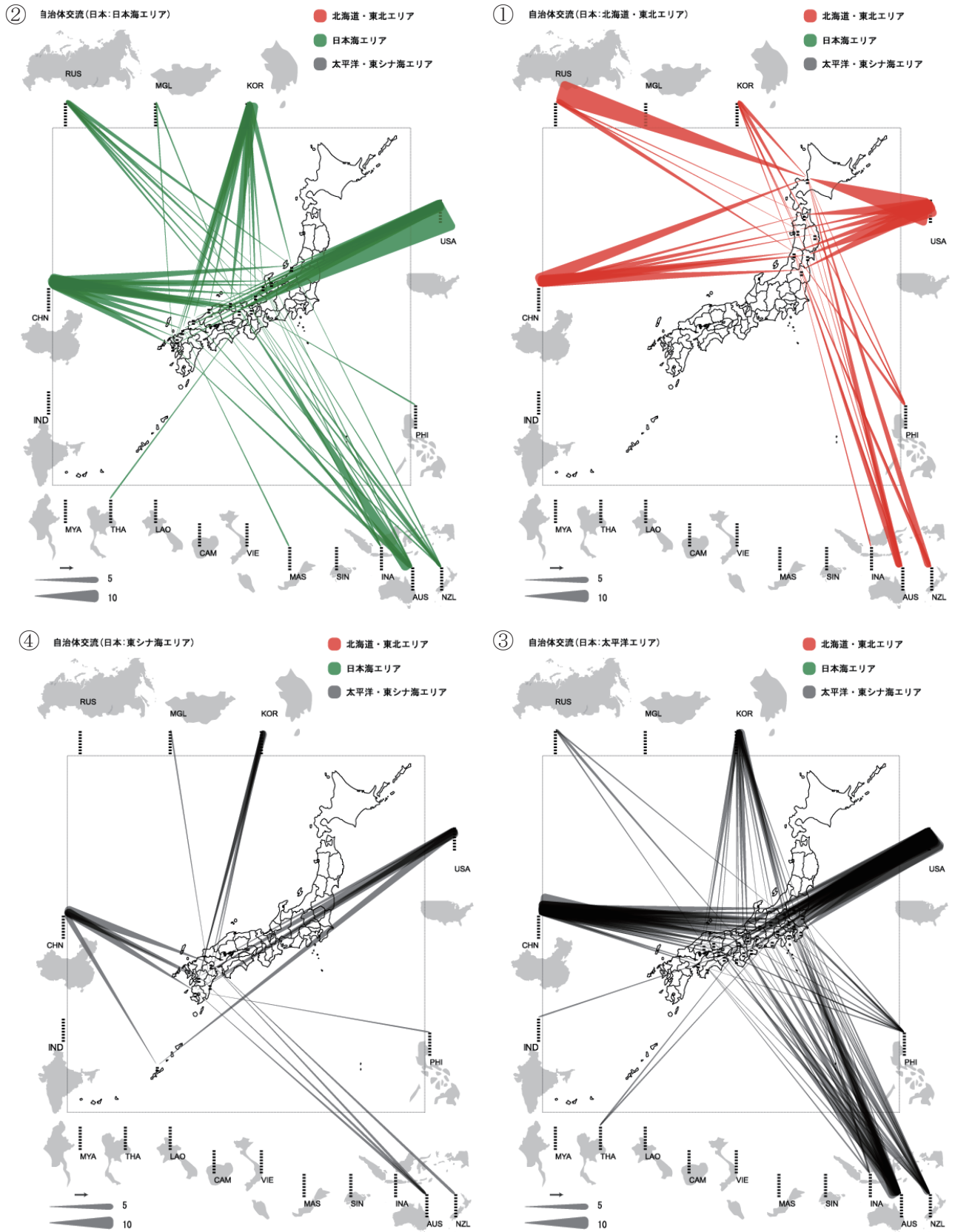
日本の都道府県別傾向を、①北海道・東北（オレンジ）、②日本海側（緑）、③太平洋側（黒、右図）、④東シナ海側（黒、左図）という地方ブロックに分けて図式化したものが、図 2-3 である。線の太さが提携数、線の細い方から太いほうに提携関係が結ばれていることを示している。全般的に ASEAN 諸国との提携は少ない。

①「北方圏」構想を掲げる北海道は、米国に次いでロシアとの提携が多い。東北地方は、秋田、山形県などの日本海側で、中国との提携が多く、岩手、宮城、福島県などの太平洋側では米国との提携が多い。また、北海道・東北地方は韓国との提携は少ない。②日本海側地域は、米国との提携が日本で一番多い兵庫県を除けば、中国・韓国との提携の方が多い。③太平洋側地域は、米国との提携が多い。また、韓国よりも中国の方が多い。④東シナ海側地域も米国との提携が多いが、比較しても中国・韓国との提携は少なくない。

都道府県別の交流相手先を東アジア・米国比率の相関でみると（図 2-4）、地方政府ごとに比率構成にバラツキがある。日本海側地域や中国・九州地方では東アジア比率が高く、太平洋側地域や関東地方では米国比率が高い傾向にある。とくに東アジア比率が高い自治体は鳥取、島根、佐賀の三県で、日本海側・東シナ海を隔て中国・韓国の対面に位置する自治体である。他方、米国比率が高い自治体は徳島、和歌山、静岡、茨城県で、太平洋側の自治体である。中国・九州地方は宮崎県と米軍基地を抱える沖縄県を除き東アジア比率が高い。

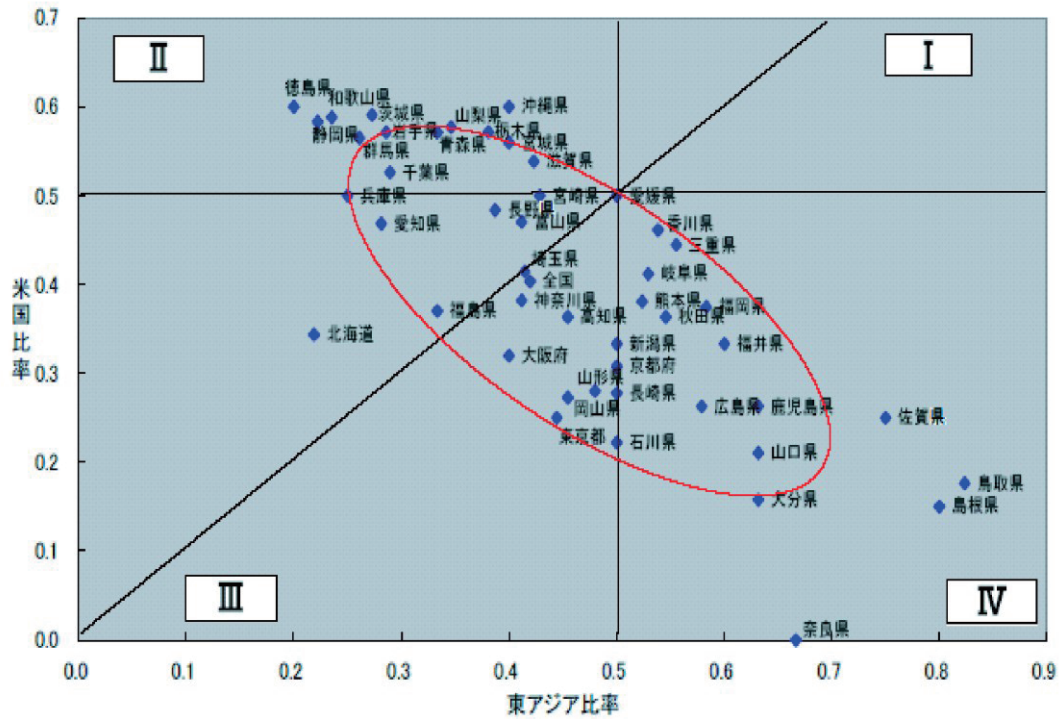
このような日本海側と太平洋側で対照的な傾向の背景には、かつて「表日本」に対し、後進を含意する「裏日本」と呼称された日本海側地方政府が、地域活性化を目的に対岸の地方と重ねてきた交流の歴史がある。歴史や海域の連続性、地理的近接性が関連し合い、日本海側地方政府の北東アジア志向に影響している。他方、太平洋側地方政府は、先進地域との交流を目的に米国・豪州との都市交流を深めてきた。ただし、東京都、大阪府などの都市部の地方政府は、途上地域からの交流要請に応じる傾向もあり、東アジア比率が高い。地理的・経済・歴史的要因による特徴の多様性は、日本の姉妹都市提携が、政府とは独立の自治体外交を志向していることを示唆しているといえるだろう。

図 2-3 日本の姉妹都市交流（地方ブロック別）



出所：図 2-2 に同じ。毛里・森川編、前掲書、179-180 頁。

図 2-4 日本の地方政府別提携相手先の東アジア・米国比率（都道府県別）



注：図のIIは、東アジア<米国、米国比率が過半を占める。IVは、東アジア>米国、東アジアが過半を占める。IIIは、東アジア・米国ともに2分の1以下。
 出所：図2-2に同じ。毛里・森川編、前掲書、175頁。

(2) 中国（省・自治区・直轄市別傾向）

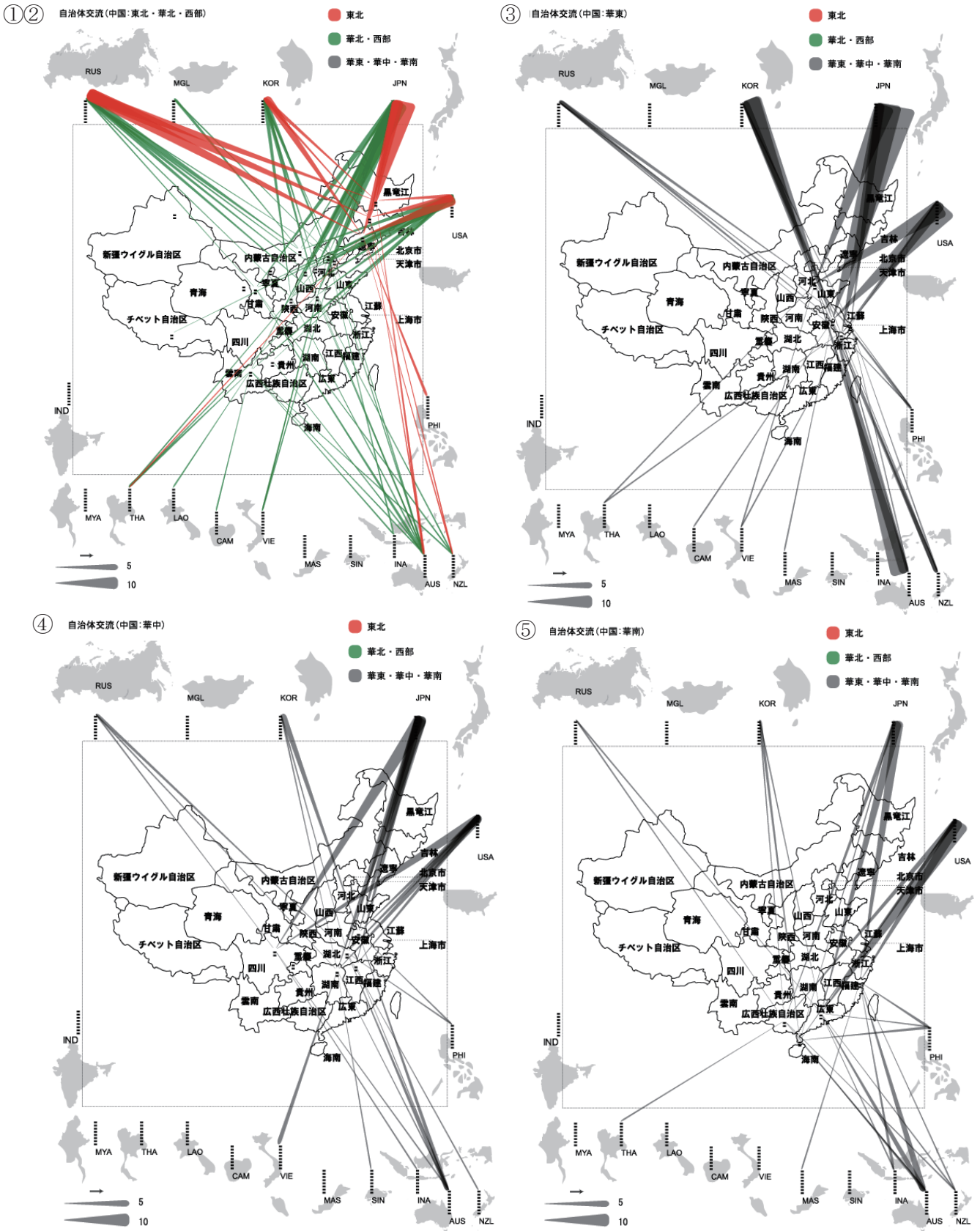
中国の省・自治区・直轄市別傾向を、①東北（オレンジ）、②華北・西部（緑）、③華東（黒、右上図）、④華中（黒、左下図）、⑤華南（黒、右下図）のブロックに分類したのが、図 2-5 である。ASEAN 諸国との提携は少ないが、相手先比率が米国、東北アジアに傾斜した日本の姉妹都市提携に比べると、相対的に日本、韓国との姉妹都市提携の比率が大きいことが特徴である。

個別に見ていくと、次のような特徴が確認できる。①東北地方では、三省（黒龍江省、吉林省、遼寧省）とも、ロシアとの提携が多い。遼寧省は東北地方の中でも、とくに日本との提携が多い。②東北地方に比べ、華北・西部地方では、ASEAN 諸国との提携が見られるが、距離的な近接性ではなく、華北地方主要都市と ASEAN 諸国の提携が主流になっている。③華東地方（なかでも山東省、江蘇省）は、日本、韓国、米国、豪州との提携を多く行っている。④華中、⑤華南地方は提携数が多くない。経済発展が進む沿岸部において姉妹交流が活発であることが分かる。

省・自治区・直轄市別交流相手先の東アジア・米国比率をみると（図 2-6）、地方政府間の分散も小さく、概ね東アジア比率が高い。東アジア比率が過半を超える自治体も多く、とくに上海市の東アジア比率は高い。米国比率が高いのは、チベット自治区、貴州省、内蒙古自治区、広東省の四地方政府のみであるが、これらの地方政府は、広東省を除き、姉妹都市提携数自体が沿岸部の地方政府に比べて少ない。このように内陸部諸都市の交流が停滞している要因として、中国の姉妹都市提携が多角的な展開ではなく、経済交流への発展に主眼を置いていること、日本・韓国と異なり、地方自治が憲法上、保証されていないこと、などが考えられる。

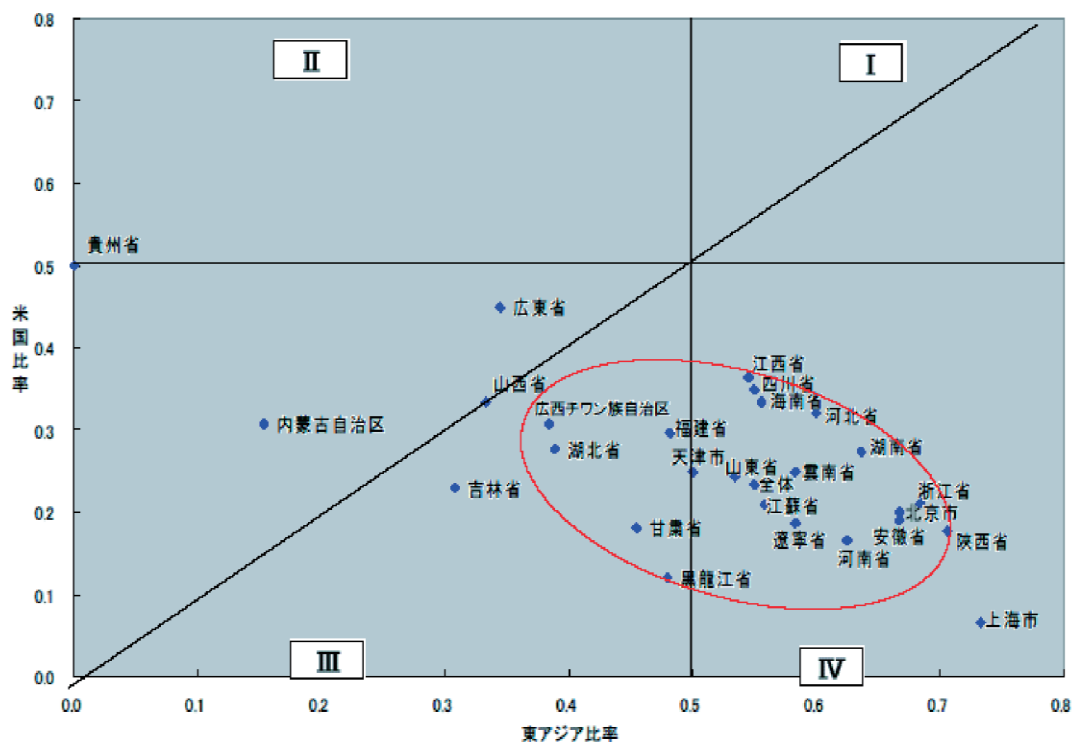
都道府県別で地理、歴史的特性を反映したバラツキが見られた日本に対し、中国の省・自治区・直轄市別の独自性は小さい。これは中央政府から独立した自治体外交の未熟さを表しているといえよう。

図 2-5 中国の姉妹都市交流（地方ブロック別）



出所：図 2-2 に同じ。毛里・森川編、前掲書、182-183 頁。

図 2-6 中国の地方政府別提携相手先の東アジア・米国比率（省・自治区・直轄市別）



注1：図のIIは、東アジア<米国、米国比率が過半を占める。IVは、東アジア>米国、東アジアが過半を占める。IIIは、東アジア・米国ともに2分の1以下。

注2：チベット自治区については、米国との姉妹提携1件のみで米国比率が100%のため、グラフから捨象した。

出所：図2-2に同じ。毛里・森川編、前掲書、182頁。

(3) 韓国（道・特別市・広域市別傾向）

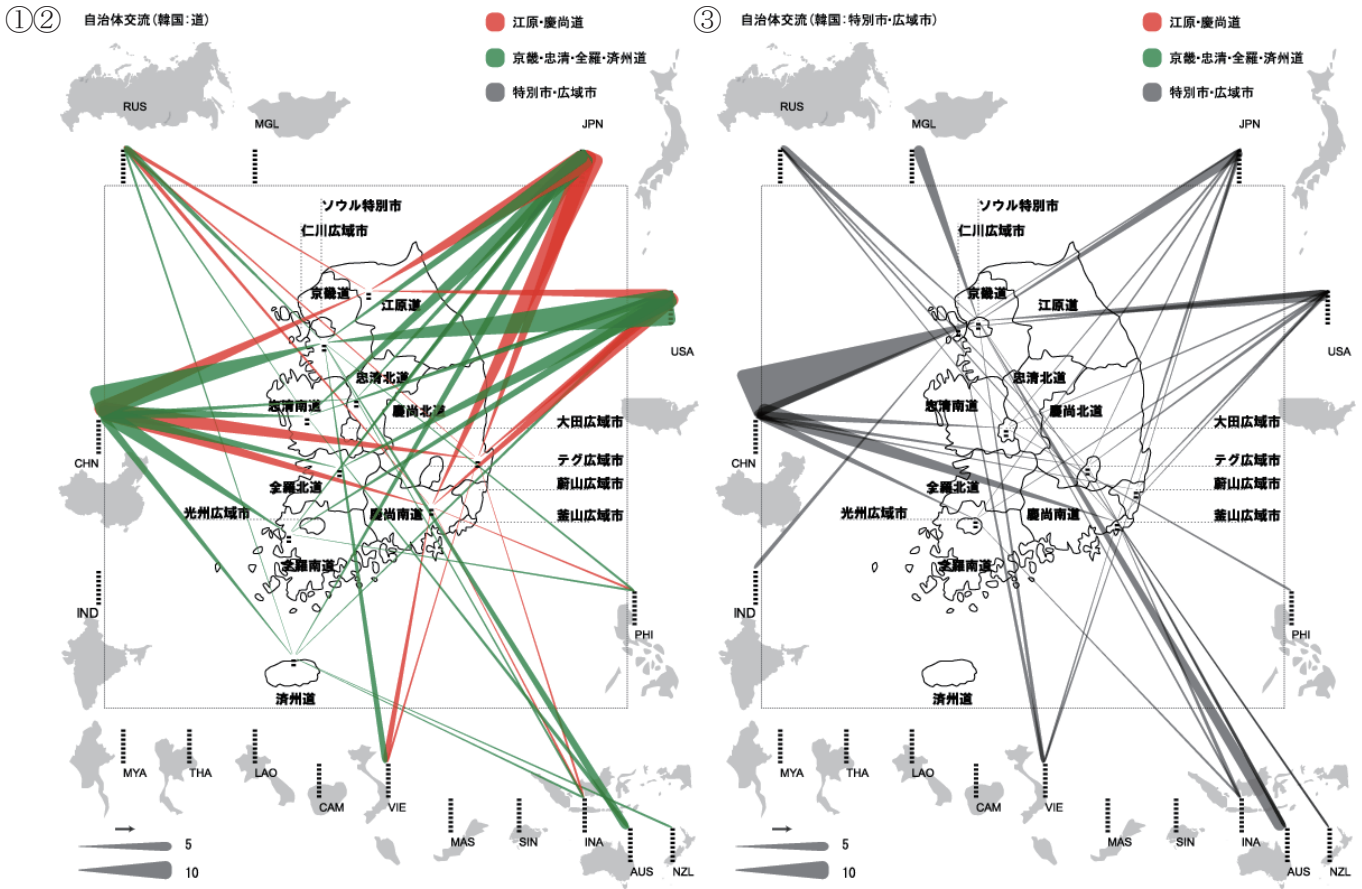
韓国の道・特別市・広域市別傾向を、①日本海（東海）側（江原道・慶尚道、オレンジ）、②渤海・黄海側（京畿道・忠清道・全羅道、緑）、③特別市・広域市（黒）という地方ブロック別に分けて図式化したのが、図 2-7 である。日本、中国と同様に ASEAN 諸国との提携は少ないが、中国、日本の姉妹提携の比率が大きいことが特徴である。また、中国の地域別傾向と同様に、経済発展の進んだ首都圏の地方政府が姉妹都市交流に活発であることが分かる。

個別に見ると、次のような特徴が確認できる。①地理的近接性を反映し、日本海（東海）側に日本との提携が多く、②渤海・黄海沿岸の地方ブロックに、中国との提携が多い。京畿道は、道レベルで最も姉妹提携総数が多い。とくに米国、中国との提携が多い。③特別市・広域市では、ソウル特別市が、中国との提携総数の 20%を超えるほどの提携を中国と行っている。また、日本、中国では少なかったモンゴルとも提携している。姉妹都市交流が活発な首都圏で中国との提携数が日本よりも多いのは、日本の地方政府が 1 地方政府としか姉妹提携しないのに対し、中国と韓国間の姉妹都市交流では、複数の都市と提携していることに要因のひとつがある。

道・特別市・広域市別の東アジア・米国比率分布図を見ると（図 2-8）、東アジアに偏重している。大邱広域市を除けば、東アジア比率が過半を占めている。とくに光州広域市、大田広域市、釜山広域市などの広域市では東アジア比率が高い。韓国の道・特別市・広域市別傾向は、中国の地域別傾向よりも東アジアに偏っており、中国よりも自治体・地方ブロック別の分散は小さい。

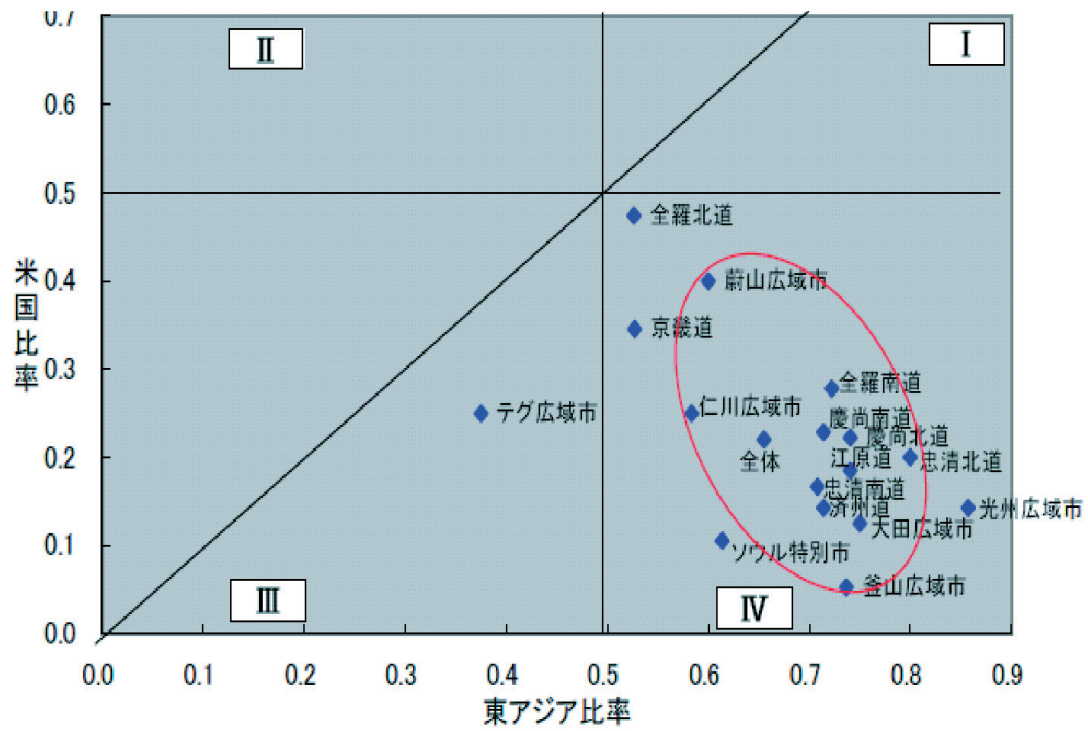
環渤海・黄海経済圏を掲げる経済発展の進んだ首都圏の地方政府が中国と多く提携し、日本海（東海）側自治体が日本と同様に発展のメンタリティの下で対岸地域と提携している。この結果、東アジア比率が高くなっていると思われる。

図 2-7 韓国の姉妹都市交流（地方ブロック別）



出所：図 2-2 に同じ。毛里・森川編、前掲書、185 頁。

図 2-8 韓国の地方政府別提携相手先の東アジア・米国比率（道・広域市別）



注：図のⅡは、東アジア<米国、米国比率が過半を占める。Ⅳは、東アジア>米国、東アジアが過半を占める。Ⅲは、東アジア・米国ともに2分の1以下。
 出所：図2-2に同じ。毛里・森川編、前掲書、185頁。

第3節 地方政府間の越境連携枠組み

次に、姉妹交流の発展型でもあるトライラテラルないしはマルチラテラルな地方政府間連携枠組みを考察する。以下では、連携枠組みの形成・展開の経緯を整理するとともに、各枠組みの分類整理と比較分析により特徴を抽出する。

3-1. 多元化

アジア太平洋地域に広がる地方政府間越境連携の枠組みを、発足年別に時系列で整理したものが、表 2-1 である。網掛けした枠組みが本論文の分析対象でもある東北アジアの枠組みである³⁹。1970年に発足した (a) 日ソ（現・日ロ）沿岸市長会議と、1972年に発足した (b) 日朝友好貿易促進日本海沿岸都市会議——の二つが草分けである。いずれも新潟市のイニシアティブでスタートした⁴⁰。(a) 日ロ沿岸市長会議は、日ロ各 18 都市が参加し（2013年現在）、青少年交流や実務者派遣、政府・関係機関への要望書提出など、都市間の友好親善・経済交流の促進を目的に 40 年以上にわたって活動してきた⁴¹。一方、(b) 日朝友好貿易促進日本海沿岸都市会議は、北朝鮮との数少ない交流窓口として活動してきたが、2002年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人拉致問題を認めたことなどを受け、2003年に活動休止に追い込まれた。

以上の草分け的な枠組みを除けば、1970年代後半から 1980年代にかけて、東北アジアにおいて地方政府間連携枠組みは発足していない。平和市長会議（1982年）や世界歴史都市連盟（1987年）など東北アジアを超えた地理的範囲の枠組みが 1980年代、おもに日本の地方政府主導で多数発足したのとは対称的である⁴²。

東北アジアで堰を切ったように次々と地方政府間連携枠組みが誕生したのが、冷戦終焉後の 1990年代前半である。1991年、環黄海経済圏構想を唱道する北九州市のイニシアティブで、(c) 東アジア六都市会議（北九州市・下関市、中国大連市・青島市、韓国仁川広域市・釜山広域市）がスタートしたのを皮切りに、翌 1992年には北海道とロシア極東地域との間

で、(d) 北海道とロシア連邦極東地域との経済協力に関する常設合同委員会（以下、北海道ロシア極東合同委員会）⁴³、また九州北部と韓国南岸との間で、(e) 日韓海峡沿岸市道知事交流会議（JKSGM；福岡県・佐賀県・長崎県・山口県、韓国釜山広域市・全羅南道・慶尚南道・済州道）⁴⁴がそれぞれ発足した。中韓外交正常化を受けて1993年には、(c) 東アジア六都市会議が市長会議をスタートさせ、(c*) 東アジア（環黄海）都市会議（以下、東アジア都市会議）へと改組・発展したほか、本論文の分析対象でもある (f) NEAR 会議が島根県から始まった。このほか、日中韓三ヶ国の三都市交流も広がっていく⁴⁵。

その後も次々と地方政府間枠組みが誕生し深化を遂げていく。1994年には、鳥取県のイニシアティブで、日中韓口にモンゴルも加わった東北アジア五ヶ国地方政府の対話枠組 (i) 環日本海圏（現・北東アジア）国際交流・協力地方政府サミット（GCNEA；鳥取県、中国吉林省、韓国江原道、ロシア沿海地方、モンゴル中央県）⁴⁶が発足したほか、日中韓口四ヶ国の都市が参加する (h) 環日本海拠点都市会議（日本米子市・境港市・鳥取市・浜田市・敦賀市・上越市、韓国東草市・東海市・浦項市、中国琿春市・延吉市・図們市、ロシアウラジオストク市・ナホトカ市・ハサン区など）⁴⁷も始まった。1996年には、(f) NEAR 会議が (f*) NEAR に発展したほか、(j) 友好県省道交流会議（神奈川県・遼寧省・京畿道）⁴⁸も発足。翌1997年には (k) 三県省道トライアングル交流（山口県・山東省・慶尚南道）⁴⁹もスタートした。

ところが、1990年代末以降になると新たな枠組みの発足は低調になり、停滞ないしは定着期を迎える。1999年にスタートした (l) 日中韓三ヶ国地方政府交流シンポジウム（以下、日中韓地方政府交流シンポ）は、日中韓三ヶ国の国際交流機関（自治体国際化協会（CLAIR）、中国人民対外友好協会、韓国全国市道知事協議会）が主催した、上からの支援と再活性化に向けた試みでもあった⁵⁰。2000年にスタートした (m) 日韓知事会議は、全国知事会議による事業である。

一方で、序論でも述べた通り、制度化に向けた動きが見られる。2004年には、(c*) 東アジア都市会議が、市長会議と経済人会議との連携強化を図るため、(c**) 東アジア経済交流推進機構（OEAED）を創設し、四つの部会（ものづくり、環境、ロジスティクス、観光）を設置した⁵¹。2005年には、NEAR でも、常設事務局が慶尚北道浦項市に設置された。

近年では、全国知事会議の事業として、1968年から1997年まで継続してきた (n) 日露

知事会議が2010年に再開することとなったほか、2012年には(o)日中知事省長フォーラムも開始している。

以上のように、東北アジアの地方政府間越境連携枠組みは、国家戦略とも関連する枠組みもあれば、地方独自の取り組みなど幅広い性格をもつ。構成メンバーの単位（広域地方政府と基礎地方政府など）や地理的範囲、メンバーシップ、接続の形態などの点でも多元化している。

表 2-1 アジア・太平洋地域の地方政府間越境連携枠組み

発足年	枠組み	創設会議開催地
1970	(a) 日ソ沿岸市長会議 (注1)	ハバロフスク (ロ)
1972	(b) 日朝友好貿易促進日本海沿岸都市会議	新潟市 (日)
1982	・北方都市会議 (注2)	札幌市 (日)
	・アジア太平洋都市間協力ネットワーク (CITYNET)	名古屋市 (日)
1987	・北方圏フォーラム	アラスカ (米)
1991	(c) 東アジア六都市会議	北九州市 (日)
1992	(d) 北海道とロシア連邦極東地域との経済協力に関する常設合同委員会	北海道 (日)
	(e) 日韓海峡沿岸県市道知事交流会議 (JKSGM) (注3)	済州道 (韓)
1993	(e*) 東アジア (環黄海) 都市会議	北九州市 (日)
	(f) 北東アジア地域自治体会議	島根県 (日)
	(g) 日中韓3都市交流 (唐津市・揚州市・麗水市)	N.A
1994	・アジア太平洋都市サミット	福岡県 (日)
	(h) 環日本海圏国際交流・協力地方政府サミット (GCNEA) (注4)	江原道 (韓)
	(i) 環日本海拠点都市会議	米子・境港市 (日)
1996	(f*) 北東アジア地域自治体連合 (NEAR)	慶尚北道 (韓)
	(j) 友好県省道交流会議 (神奈川県・遼寧省・京畿道)	遼寧省 (中)
1997	・アジア環境協力都市ネットワーク	北九州市 (日)
	(k) 三県省道トライアングル交流 (山口県・山東省・慶尚南道)	山口県 (日)
	・世界科学技術都市連合 (WTA)	大田広域市 (韓)
1998	・友好提携国際ネットワーク (INAP)	コロンボ (スリランカ)
1999	(l) 日中韓3カ国地方政府交流シンポジウム	ソウル (韓)
2000	(m) 日韓知事会議	東京 (日)
	・東アジア地方政府観光フォーラム (EATOF)	江原道 (韓)
2001	・アジア大都市ネットワーク 21	東京都 (日)
2002	・アジア太平洋都市観光機構 (TPO)	福岡県 (日)
2004	・都市・自治体連合-アジア太平洋支部 (UCLG-ASPAC)	台北市 (台)
	(e**) 東アジア経済交流推進機構 (OEAED)	北九州市 (日)
2010	・東アジア地方政府会合	奈良県 (日)
	(n) 日露知事会議 (再開)	モスクワ市 (ロ) (再開)
2012	(o) 日中知事省長フォーラム	東京 (日)

注1：1993年に「日ソ沿岸市長会議」へ改称。日本側組織が日ソ沿岸市長会、ロシア側がロ日極東シベリア友好協会。

注2：1994年に「北方都市市長会」を設立、2004年に「世界冬の都市市長会」へ改編。

注3：2008年に「日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」へ改称。

注4：2002年に「北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」へ改称。

出所：各種資料、ホームページなどを基に作成。

3-2. マルチ・メンバーシップ

こうした地方政府間越境連携枠組みの特徴をより明確に把握するため、以下では、いくつかのパターンに分類整理し、比較分析を加えておく。

まず、構成地方政府の所属国別地理的範囲で分類整理したものが、表 2-2 である。二国跨境型、日中韓跨境型、広域跨境型——の三つに分類できる。バイラテラルな姉妹都市交流はここでは捨象しているが、二国跨境型に相当する。モンゴルと北朝鮮を含む NEAR は、東北アジア最広域の枠組みであることが分かる。

表 2-2 東北アジア地方政府間越境連携枠組みの所属国別地理的範囲

分類	枠組み	日本	中国	韓国	ロシア	北朝鮮	モン ゴル	備考
二国 跨境型	(a) 日ロ沿岸市長会議	◎			◎			日 18, ロ 18 都市
	(b) 日朝友好貿易促進日本海沿岸都市会議	◎				△		日 11 都市 (休会中)
	(d) 北海道ロシア極東合同委員会	◎			◎			計 5 団体
	(e) KJSGS	◎		◎				日 4, 韓 4 都市
	(m) 日韓知事会議	◎		◎				
	(n) 日露知事会議	◎			◎			
	(o) 日中知事省長フォーラム	◎	◎					
日中韓 跨境型	(c**) 東アジア都市会議・OEAED	◎	◎	◎				計 10 都市・商工会議所
	(g) 日中韓 3 都市交流	◎	◎	◎				計 3 都市
	(j) 友好県省道交流会議	◎	◎	◎				計 3 都市
	(k) 三県省道トライアングル交流	◎	◎	◎				計 3 都市
	(l) 日中韓地方政府交流シンポジウム	◎	◎	◎				
広域 跨境型	(h) 環日本海拠点都市会議	◎	◎	◎	◎	▲		計 13 都市 (実績)
	(i) GCNEA	◎	◎	◎	◎	▲	◎	計 5 都市
	(f*) NEAR	◎	◎	◎	◎	○	○	計 69 都市

注：◎は発足当初からの構成自治体の所属国、○は発足後に参加した自治体の所属国、△は相手（北朝鮮）側に組織を確認できていない、▲は参加働きかけ中であることをそれぞれ示す。

出所：各種資料、ホームページなどを基に作成。

次に、メンバーシップの特徴を整理しておく。表 2-3 は、東北アジア最大の NEAR を基準に、縦軸に NEAR 加盟地方政府、横軸にその他の地方政府間越境連携枠組みをとり、ダブルないしはマルチ・メンバーシップの状況を整理したものである。縦軸の NEAR 加盟地方政府は、他の枠組みにも加盟する地方政府のみを抽出した。綱掛けの部分がマルチ・メンバーシップを示す。

ここで目を引くのが、韓国の地方政府の積極性であろう。とくに釜山広域市は NEAR のほかに、六つの枠組みに加盟している。また仁川広域市は四つ、蔚山広域市は三つ、江原道は三つである。このほか、日本では鳥取県、ロシアでは沿海地方が三つと多い。

これらのマルチ・メンバーシップの地方政府は、各枠組みの結節点にも当たる。多元化する東北アジア地方政府間連携枠組みは、これらマルチ・メンバーシップの地方政府を通じてオーバーラップしている⁵²。

表 2-3 地方政府間枠組みのマルチ・メンバーシップ

タイプ	2国跨境型		日中韓跨境型		広域跨境型		アジア太平洋広域型														
	日口沿岸市長会議	日朝友好貿易促進日本海沿岸都市会議	北海道ロシア極東合同委員会	K J S G S	日中知事・省長フォーラム	東アジア都市会議・O E A E D	友好県省道交流会議	環日本海拠点都市会議	G C N E A	北方圏フォーラム	C I T Y N E T	アジア太平洋都市サミット	アジア環境協力都市ネットワーク	世界科学技術都市連合(W T A)	友好提携国際ネットワーク(IN A P)	東アジア地方政府観光フォーラム(E A T O F)	アジア大都市ネットワーク21	アジア太平洋都市観光機構(T P O)	U C L G - A S P A C	東アジア地方政府会合	
ネットワーク名																					
発足年	1970	1972	1992	1992	2012	1991	1996	1994	1994	1982	1982	1994	1997	1997	1998	2000	2001	2002	2004	2010	
CHN	黒竜江省									✓											
	山東省																				✓
	河南省																				✓
	寧夏回族自治区					✓															
JPN	青森県																				✓
	山形県																				✓
	新潟県	■			■	✓	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	✓
	富山県																				✓
	福井県																				✓
	京都府					✓															
	鳥取県	■			■	✓	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	✓
	島根県	■			■	✓	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	✓
KOR	釜山広域市	■		■	✓	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	✓
	大邱広域市	■																			✓
	仁川広域市	■																			✓
	光州広域市	■																			✓
	大田広域市	■																			✓
	蔚山広域市	■																			✓
	京畿道	■																			✓
	江原道	■																			✓
	忠清南道	■																			✓
	全羅南道	■																			✓
	慶尚北道	■																			✓
慶尚南道	■																			✓	
濟州特別自治道	■																			■	
MNG	ウランバートル市																				✓
	中央(トゥブ)県																				■
RUS	サハ共和国									✓											
	ハバロフスク地方	■		✓																	■
	沿海地方	■		✓	■											✓	■				■
	サハリン州			✓																	■

注：✓は枠組みへの加盟を示す。✓が二つ以上の場合がマルチ・メンバーシップであり、網掛けをした。
 出所：筆者作成。各種資料、各枠組みのホームページ等を参照。

3-3. ネットワークと圏域設定

では、越境連携枠組みの接続・連結の形態はどのように分類整理できるか。一般的な地方政府間連携枠組みのパターン化を試みた先行研究はいくつか提出されている。例えば、CDI-JAPAN は、1) 課題別ネットワーク（国際非核自治体連合等）、2) 地域的ネットワーク（環黄海交流圏等）、3) 国際事業者（ユーロリージョン等）、4) 国際会議（世界平和都市連帯会議等）、5) 複合型ネットワーク（環日本海圏等）、6) 国際条約先導型ネットワーク（バルト海都市連合等）、7) 地域間協定先行型ネットワーク（NEAR 等）——という七つの分類案を提出した⁵³。しかしこの分類は、基準が曖昧で重複する形態もあるため、体系的な分類とは言い難く、「例示の段階」に留まると言ってもよい⁵⁴。

これに対し、参加・加入条件の有無を示すオープン性（閉鎖・開放）と、地理的かつ歴史・文化的つながりの有無を示す地理的近接性（面的ネットワーク・点的ネットワーク）という二つの要素から分類を試みたのが、山下永子の分類案である。山下は、1) 閉鎖・面的ネットワークを「域内連携協力型」、2) 開放・面的ネットワークを「世界連携協調型」、3) 開放・点的ネットワークを「親善交流型」、4) 閉鎖・点的ネットワークを「機能特化型」、そして3)と4)が重なるものを5)「複合型」——と呼び、五つに整理した⁵⁵。山下の分類は示唆に富むが、地理性に基づく面的なつながりを「ネットワーク」という術語で整理することは、語義上の混乱を招くおそれもある。ネットワークは点（ノード：nodes）と点とを線で結ぶつながり（ties）というのが一般的な定義である。

この点、面的つながりを「圏域設定」として捉え、点と点の「ネットワーク」と分けて論じたのが、多賀秀敏である。多賀はネットワークに関して、規模と接続の形態という要素から、A) 姉妹都市交流に代表される「二自治体間交流」、B) 3ないし4の「複数の線型交流」、C・D) 単独ないしは少数の自治体を中心となってイニシアティブをとりネットワークを張り巡らす C)「クモの巣型」ないしは D)「ハブ・スポーク型」——の四つに分類する。これと対比されるのが、E) 多くの自治体のひとつの新しい社会単位を国境を越えて構想する面的な「圏域設定」である。A)、B) 型と C)、D)、E) 型との相違はその規模で、C)、D) と E) との相違は、多くの場合、C)、D) 型が機能中心に設計されるのに対し、E) 型は地理的凝集性が根底にあるという⁵⁶。

この多賀の基本分類に沿って、上述した東北アジア地方政府間連携枠組みを整理したものが、表 2-4 である。点と点のネットワークについては小規模と中規模とに区別し明確化した。小規模ネットワークのうち、A 型の二自治体間交流については多数存在する。B 型（線型交流）に当たるのが、姉妹都市交流から日中韓のマルチラテラルな交流に延伸した (g) 日中韓三都市交流、(j) 友好県省道交流会議、(k) 三県省道トライアングル交流——などである。中規模ネットワークの C 型（クモの巣型）には、姉妹都市交流から延伸した日口間の (a) 日口沿岸市長会議、(d) 北海道ロシア極東合同委員会、日中韓口の (h) 環日本海拠点都市会議、さらにモンゴルにも延伸した (i) GCNEA——の四つが該当しよう⁵⁷。B 型と C 型との相違は規模である。いまひとつの中規模ネットワークである D 型（ハブ・スポーク型）は、東北アジアという地理的範囲に限定すると事例が見当たらない。厳密には異なるが、(l) 日中韓地方政府シンポは、中央の統括組織がハブであるため亜種として D 型に加えておく。




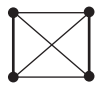
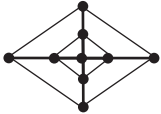
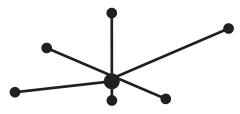

これらネットワークにパターン化される枠組に対し、面的まとまりを構想する圏域設定型の E 型に当てはまるのが、日韓海峡（経済）圏の (e) JKSGM、環黄海圏の (c**) 東アジア都市会議・OEAED、そして東北アジア広域圏の (f*) NEAR——の三つである。いずれも圏域設定の志向性が見てとれる。

以上のように、東北アジアの地方政府間連携枠組みの接続態様は、ネットワーク型（B 型、C 型）と、圏域設定型（E 型）とに大別される。ただし、両パターン相互の関係性については曖昧な部分も多く、機能性と地理性という視角のみから両パターンの相違点を明確化することの困難性は多賀自身も認めている⁵⁸。そこで両パターンの相違を、事務局体制や交流・調整・決定などの制度要素、また参加主体などの行為体要素などから析出しようとした試みもある⁵⁹。だが、同手法は分類指標の開発の試みとしては一定の価値を見出せるが、複雑に過ぎるきらいがある。制度的深化や行為体の多様性などは、結局のところ、枠組みの規模に依存している⁶⁰。

いずれにせよ、東北アジアの地方政府間越境連携がこうした多様なパターンを見せていることは、国際関係の表層で展開する国家間関係と別次元の行動原理が存在することを示唆していよう。ただし、ここでは枠組みの経緯や所属別地理的範囲、メンバーシップ、接続形態などを基に分類整理と比較分析を行ったに過ぎない。地方政府間の関係が国家・地方の入り子状に配置される性質のものではなく、トランスナショナルな相互関係であることを実証す

るには、各地方政府の行為志向性や政治過程などの個別具体的な考察が不可欠である。

表 2-4 東北アジア地方政府間越境連携枠組みの分類

構造		分類とそのイメージ	
小規模 ネットワーク	点と点	A 型：二自治体間交流 姉妹都市交流  技術協力  many	B 型：3 ないし 4 の線型交流   (g) 日中韓 3 都市交流 (j) 友好県省道交流会議 (k) 三県省道トライアングル交流
		C 型：クモの巣型 (対等型都市連携) 	D 型：ハブ・スポーク型 (拠点型都市連携)  [(l) 日中韓地政府シンポ]
面	圏域設定	E 型：圏域設定  (e) JKSGM (c**) 東アジア都市会議・OEAED (f*) NEAR	

出所：分類基準については、多賀秀敏「日韓民間協力の現状と可能性——東北アジア地域における非国家行為体による協調プロセスの始動」（大島英樹・文正仁編『日韓国際政治学の新天地』慶応義塾大学出版会、2005 年）291-304 頁、331 頁を基に加筆・修正して作成。ただし、「機能面」については捨象した。

第4節 NEAR にみる地方政府間関係

次に、NEAR を素材として、加盟地方政府の定例会議への参加状況や姉妹（友好）都市関係などの分析を通じて、加盟地方政府同士の関係性（L-L）を考察してみよう。

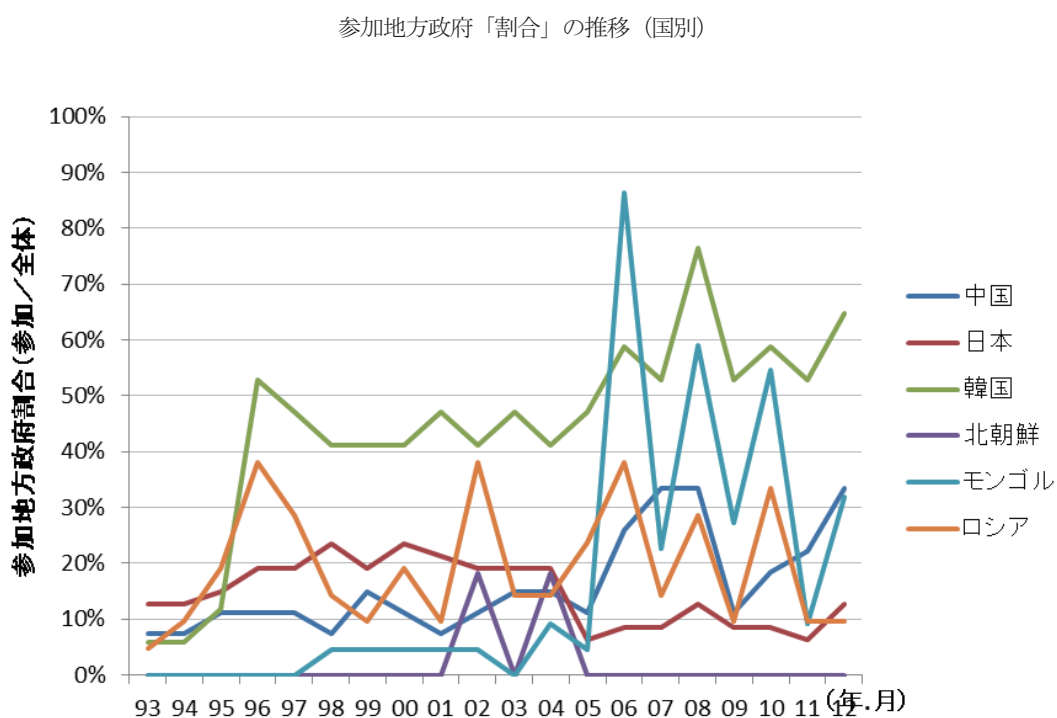
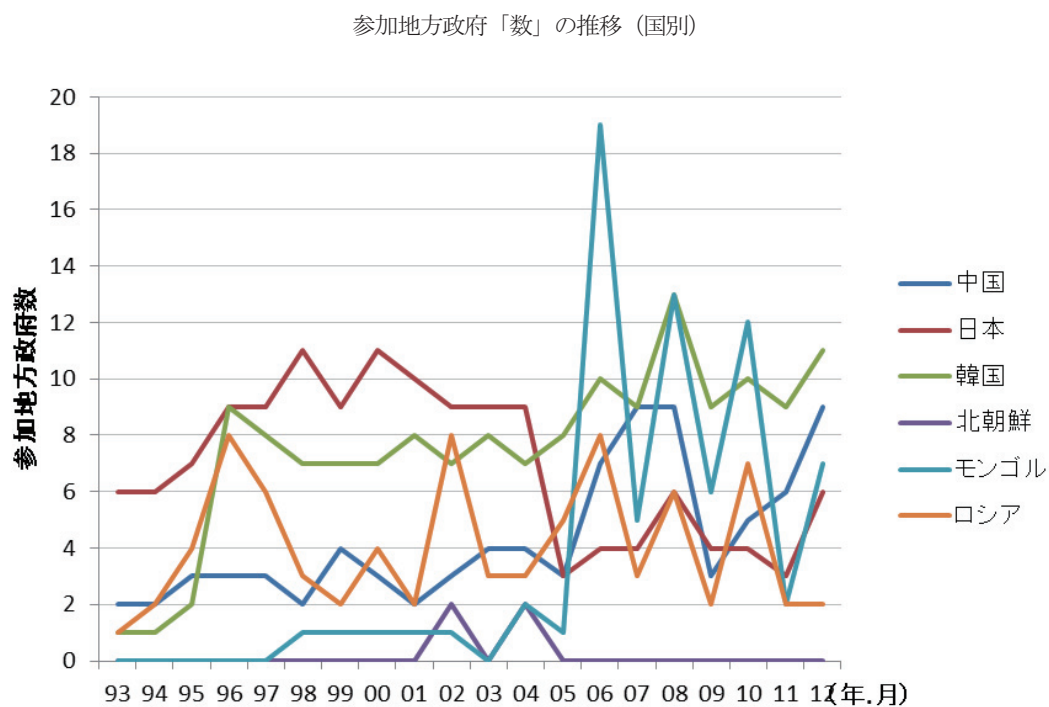
4-1. NEAR 定例会議参加状況

まず、NEAR の定例会議への加盟地方政府の参加状況を分析する。NEAR 定例会議への参加は、地方政府の政策判断の帰結であり、選好の可視化である。参加状況の分析を通じて、地方政府の政策判断の傾向を把握するとともに、地方政府同士の関係を概観する。

図 2-9 は、NEAR 定例会議への参加状況を国別に時系列で整理したものである。上図が参加数の推移、下図が国別割合の推移である。目を引くのが、2006 年のモンゴル急増である。同じく、日本と韓国、そして中国も展開期に入り変化を見せている。深化期に参加数が多かった日本と韓国は、展開期に入ると、日本が急減する一方、韓国は一段と増加傾向を示すなど対称的な動きを見せた。また、深化期に参加が少なかった中国は、展開期に入り増加傾向を見せた。ロシアは多い年（1996 年、2002 年、2006 年など）も見られるが、全体的には少なく、2012 年の第 9 回総会での参加数は 2 に落ち込んだ。北朝鮮は 2002 年と 2004 年のみ参加している。

これら国別に集計したデータの推移の背景には、第 1 節で概観した国家間関係の変動と関係があることは否定し得ない。例えば、SPT の発足・展開、中ロ国境画定問題の最終決着、TRADP の GTI への拡大・発展など、展開期前後に生じた東北アジア国際環境の変動が、地方政府の NEAR 定例会議への参加に一定の影響を与えていることは確かであろう。とりわけ北朝鮮の場合は、国家間関係の変動と連動した行動パターンであることは明確である。詳細は第 4 章で考察するが、北朝鮮の NEAR 定例会議への参加は、9・11 後の「悪の枢軸」問題、第二次核危機などで悪化した対米関係の改善策のひとつとして捉えられる。

図 2-9 NEAR 定例会議への加盟地方政府の参加数および割合の推移（国別）



出所：NEAR 事務局『NEAR 白書 2010』（2010 年）、NEAR ホームページ、その他各種資料等を基に筆者作成。

だが一方で、こうした国別の集計データだけから、国家間関係との相関を特定することは困難である。個別具体的な検証が必要であることはもとより、一義的には、国別の集計データでは地方政府別の多様な行動特性を不可視化してしまう。仮に地方政府間の関係を完全な国家・地方の入れ子的関係として捉えるのであれば、地方政府は均一の行動をとるはずである。しかし、地方政府別の参加状況の一覧を整理した表 2-5 から分かるように、地方政府ごとに NEAR への参加状況にはばらつきが見られる。各地方政府の政策判断は多様であることが示唆される。

図 2-10 は、表 2-5 の参加状況一覧を基に、参加回数の分布を見たものである。縦軸に参加回数をとり、横軸には、参加回数が多い地方政府から少ない地方政府を順に並べた。これによれば、一部の地方政府の参加回数が多く、それ以外は参加回数にばらつきがみられることが分かる。参加回数が多い地方政府は、黒龍江省、山東省、富山県、兵庫県、島根県、忠清北道、慶尚北道、慶尚南道、ハバロフスク地方などである。

こうした参加状況の特徴をより鮮明にするために、階層的クラスタ分析の手法を用いて、各地方政府の参加パターンの類型化を行った。類似係数としては、平方ユークリッド距離を用い、クラスタ化の方法としては、グループ間平均連結法を用いた。計算は、SPSS Student Version 13.0J を用いて行った。クラスタの数は指定しなかったが、図 2-11 の 1) デンドログラムと各クラスタのプロフィール等から総合的に判断して、クラスタ数を 5 とした。各クラスタの形成期・深化期・展開期それぞれの平均値をプロットしたものが、2) センター・パターンである。各パターンから各クラスタの特徴を整理すれば、クラスタ I は「先導」、クラスタ II は「後発」、クラスタ III は「追随」、クラスタ IV は「一時的関心」、クラスタ V は「関心消失」と整理できる。表 2-6 に、各クラスタの特徴と該当する地方政府を整理した。

このように、NEAR 定例会議への参加状況を地方政府別に整理すると、地方政府ごとにはばらつきが見られ非一様な参加状況であること、また先導グループや追随グループなど、ナショナルな関係とは無関係なクラスタが形成されていることなどが分かる。このことは、NEAR 加盟地方政府間の関係は、必ずしも国家間関係の変動と連動したものではなく、地方別の多様な選好・関係があることを示唆している。

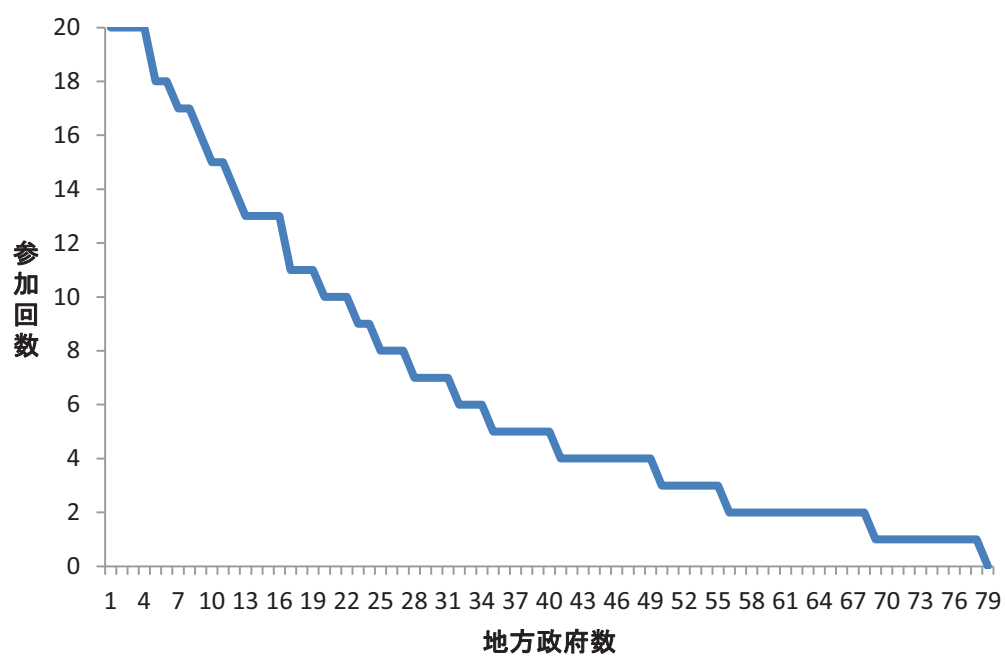
表 2-5 NEAR 定例会議への参加地方政府一覧

		第1回 会議 1993	第2回 会議 1994	第3回 会議 1995	第1回 総会 1996	第1回 実務 総会 1997	第2回 実務 総会 1998	第2回 実務 総会 1999	第3回 実務 総会 2000	第3回 実務 総会 2001	第4回 実務 総会 2002	第4回 実務 総会 2004	第5回 実務 総会 2005	第5回 実務 総会 2006	第6回 実務 総会 2007	第6回 実務 総会 2008	第7回 実務 総会 2009	第8回 実務 総会 2010	第8回 実務 総会 2011	第9回 実務 総会 2012	
CHN	黒龍江省		✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	■	■	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	吉林省			✓				✓													
	遼寧省			✓			✓								✓						
	河北省	✓	✓	✓																	
	山西省															✓				✓	
	陝西省															✓					✓
	山東省				✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	■	■	✓	✓	✓	✓
	河南省				✓	✓						✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	湖北省														✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	湖南省														✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	寧夏回族自治区	✓								✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	■	■
	天津直轄市										✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	JPN	青森県				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓							
		山形県				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓							
群馬県																					
新潟県		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓								
富山県		✓	△	✓	✓	✓	■	■	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
石川県				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓								
福井県				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓								
京都府			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓								
兵庫県		✓	■	✓	✓	✓	✓	✓	■	■	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
和歌山県																					
鳥取県		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓								
島根県		■	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
広島県		✓																			
山口県																					
KOR	釜山広域市								✓	✓	✓	✓	■	■	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	大邱広域市														✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	仁川広域市																				
	光州広域市																				
	大田広域市																				
	蔚山広域市																				
	京畿道				✓				✓	✓				✓	✓	✓	■	■	✓	✓	
	江原道				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	忠清北道				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	忠清南道				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	全羅北道				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	全羅南道				✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	慶尚北道	✓	✓	✓	■	■	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	慶尚南道			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
済州特別自治道				✓	✓									✓	✓	✓	✓	✓	✓		
PRK	羅先直轄市										✓	✓									
	咸鏡北道										✓	✓									
MNG	ウランバートル市														✓	✓	✓				
	オルホン県																				
	ダルハン・オール県																				
	ヘンティイ県																				
	フブスグル県																				
	ホブド県																				
	オブス県																				
	中央(トゥブ)県						✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓	✓					
	セレンゲ県										✓		✓								
	スフバータル県																				
	ウムヌゴビ県																				
	ウブハンガイ県															✓	✓	✓	✓	✓	
	ザブハン県																				
	ドルノド県																				
ドルノゴビ県																					
ゴビスンベル県																					
ゴビ・アルタイ県																					
ボルガン県																					
バヤンホンゴル県																					
バヤン・ウルギー県																					
アルハンガイ県																					
RUS	アルタイ共和国																				
	ブリヤート共和国				✓	✓		✓			✓			✓	✓	✓			✓	✓	
	トゥヴァ共和国																				
	イルクーツク州				✓						✓				✓	✓	✓				
	ケメロヴォ州																				
	トムスク州																				
	ザバイカリエ地方				✓						✓	✓									
	サハ共和国				✓	✓	✓				✓		✓	✓	✓	✓	✓			✓	
	カムチャツカ地方				✓	✓					✓	✓		✓	✓	✓	✓				
	沿海地方	✓	✓	✓	✓	✓	✓														
	ハバロフスク地方	✓	✓	■	✓	✓	✓	✓	✓	✓	■	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
アムール州				✓	✓					✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		
マガダン州				✓	✓																
サハリン州				✓	✓				✓	✓											
ユダヤ自治州				✓																	
		10	11	17	29	26	24	23	26	23	30	24	27	20	48	30	47	24	38	22	35

注：✓は参加、■は開催（議長）、△はオブザーバー参加を示す。

出所：NEAR 事務局『NEAR 白書 2010』（2010年）、NEAR ホームページ、その他各種資料等を基に筆者作成。

図 2-10 地方政府の NEAR 定例会議への参加回数分布

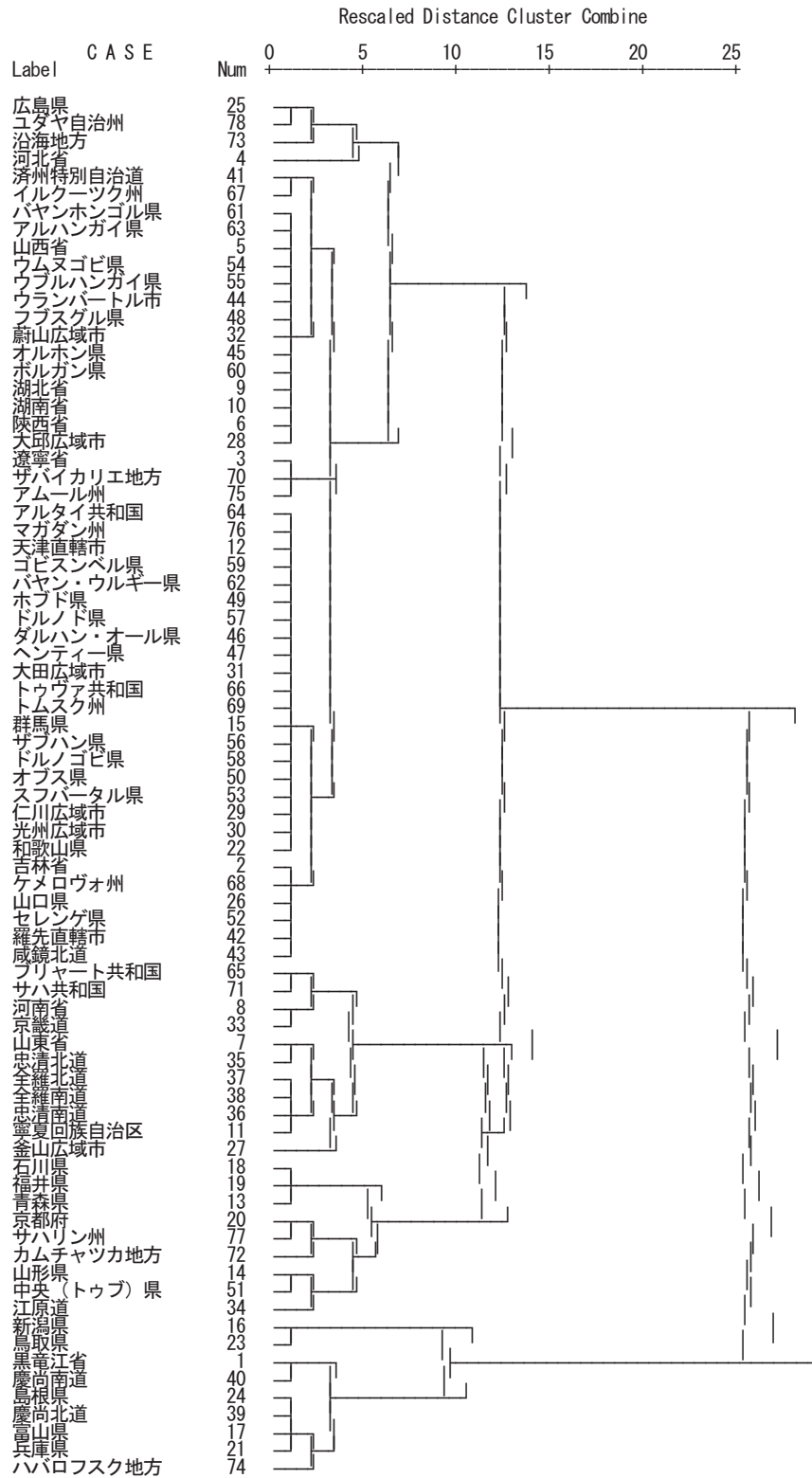


注：横軸の地方政府数は、参加回数が多い地方政府から順に並べた。
出所：筆者作成。

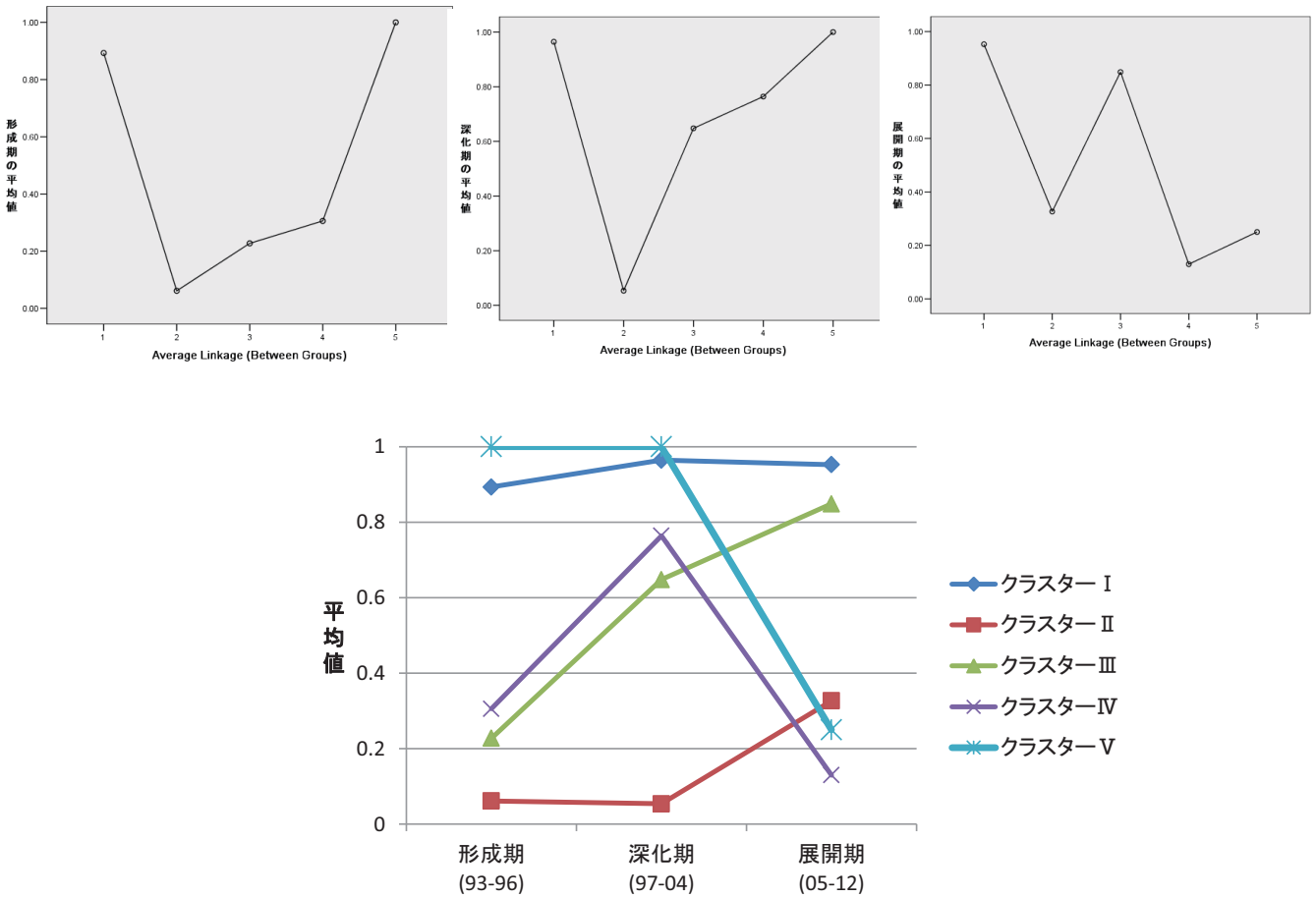
図 2-11 NEAR 参加地方政府のクラスター分析

1) デンドログラム

Dendrogram using Average Linkage (Between Groups)



2) センター・パターン（各クラスターの平均値）



出所：筆者作成。

表 2-6 各クラスターの特徴と地方政府分類

クラスター	特徴	地方政府
I	先導	黒龍江、富山、兵庫、島根、慶北、慶南、ハバ
II	後発	その他多く
III	追随	河南、山東、寧夏、京畿、忠北、全北、全南、忠南、釜山、ブリヤート、サハ
IV	一時的関心	青森、山形、石川、福井、京都、江原道、中央、カムチャツカ、サハリ
V	関心消失	新潟、鳥取

出所：筆者作成。

4-2. NEARにおける姉妹（友好）都市関係

では、各地方政府に多様な選好・関係が見られるとして、その背景には何があるのか。地方政府間の越境関係として最もベーシックかつ一定のフォーマル性をもった姉妹（友好）都市関係からその傾向を把握してみたい。

NEAR加盟地方政府間のすべての姉妹（友好）都市関係をネットワークとして捉え、地方政府をノード（node）、地方政府間の姉妹都市関係をエッジ（edge）として図示したのが、図 2-12 である（2012 年時点）。注目すべき点はいくつかあるが、ここでは姉妹都市ネットワークの基本的な構図について、以下の三つの特徴を指摘しておく。

第一の特徴は、二者間関係のダイアド（dyad）としての姉妹都市が、複数かつ多様に形成されていることである。図 2-13 の 1) に、姉妹都市ダイアドの一覧を時系列で整理した。1969 年の兵庫県・ハバロフスク地方を皮切りに、2012 年現在までに 27 の姉妹都市ダイアドが形成されている。その多くは、1990 年代前半に形成され、1993 年の NEAR 会議発足や 1996 年の NEAR 誕生を下支えしていた。また NEAR 誕生後もいくつかの姉妹都市が形成され、NEAR での交流が姉妹都市ダイアドの創造効果を持っていたことを示唆している。また、姉妹都市ダイアドの多くは、NEAR の先導クラスター（Ⅰ）ないしは追随クラスター（Ⅲ）に属する地方政府を中心に形成されている。

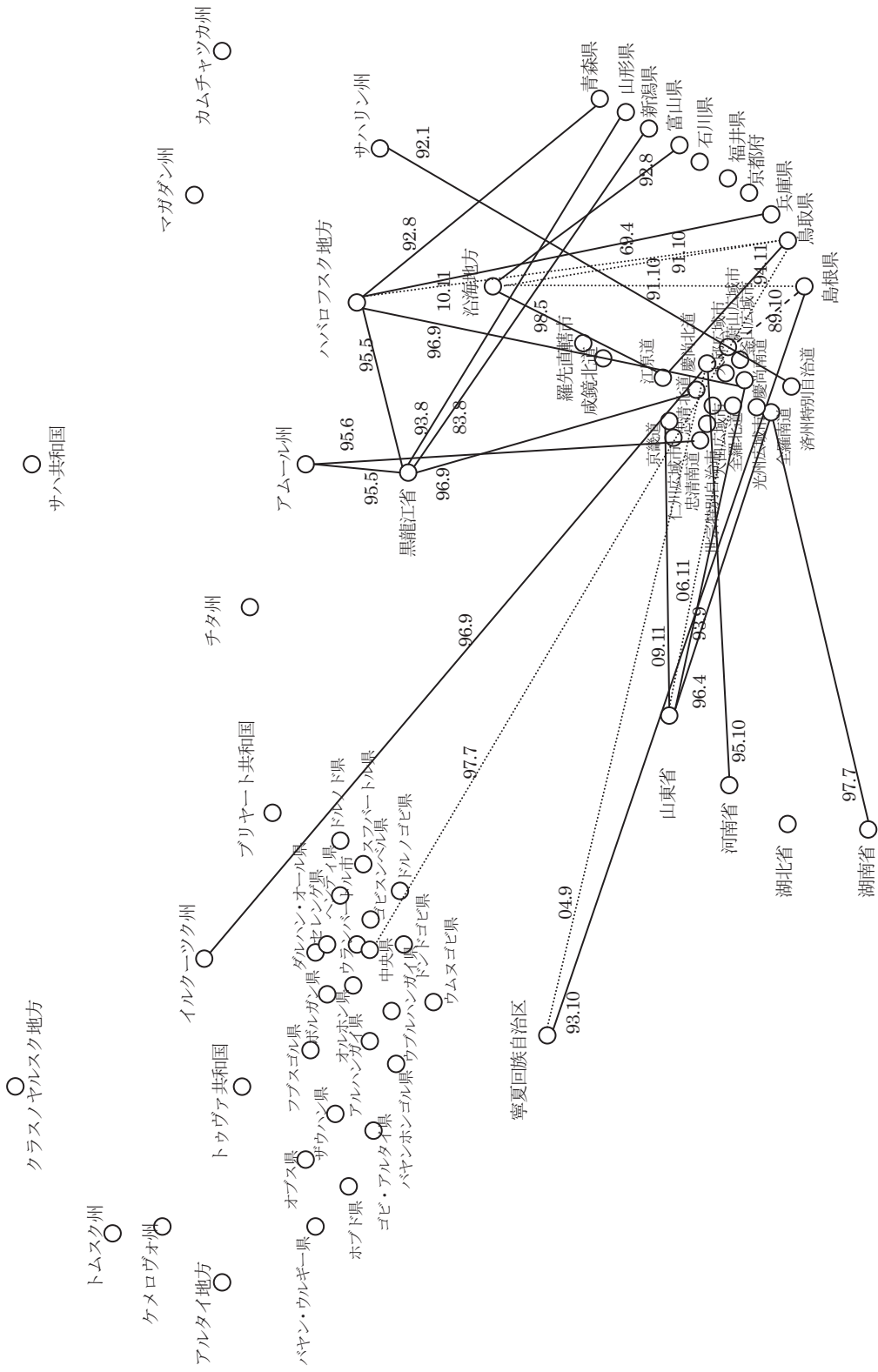
第二の特徴は、三者間関係のトライアド（triad）としての姉妹都市が出現していることである。図 2-12 の 2) に、姉妹都市トライアドを抽出した。ひとつが、①島根県・寧夏回族自治区・慶尚北道の日中韓から構成される姉妹都市トライアド、もうひとつが、②鳥取県・江原道・沿海地方の日韓ロから構成される姉妹都市トライアドである。前者は、2005 年に慶尚北道が島根県との姉妹提携を破棄したが、インフォーマルな関係性は維持されている。時系列では、島根県と慶尚北道（1989 年 10 月）、島根県と寧夏回族自治区（1993 年 10 月）、寧夏回族自治区と慶尚北道（2004 年 9 月）という順で締結された。先導クラスター（島根県、慶尚北道）および追随クラスター（寧夏回族自治区）に属する地方政府から構成されている。他方、後者は、時系列では、鳥取県と沿海地方（1991 年 10 月、友好）、鳥取県と江原道（1994 年 11 月）、江原道と沿海地方（1998 年 5 月）という順で姉妹（友好）提携が締結された。これらは、関心消失クラスター（鳥取県）、一時関心クラスター（江原道）、後発

クラスター型(沿海地方)にそれぞれ属する地方政府から構成されている。これらは GCNEA の中心メンバーでもある。こうしたトライアドの姉妹(友好)都市関係は面的な関係を形成する。

そして第三の特徴は、ひとつの地方政府が二ヶ国以上の複数の地方政府と姉妹(友好)都市を提携する、いわゆるハブ・アンド・スポーク(hub & spork)型の構図が見られることである。図 2-12 の 3) に、スポークが 3 以上のハブ・アンド・スポーク構図を抽出し図示した。スポークが五つなのは、①黒龍江省と②ハバロフスク地方をハブとした構図である。黒龍江省とハバロフスク地方はいずれも先導クラスターに属する。スポークが四つなのは、③山東省、④慶尚北道、⑤沿海地方、⑥鳥取県をハブとした構図である。④慶尚北道は先導クラスター、③山東省は追随クラスターにそれぞれ属する。

以上のように、東北アジア地方政府間には、姉妹(友好)都市の関係が多様な形態として形成されている。とりわけ上述の先導クラスターないしは追随クラスターに属する地方政府を中心に構築されている。こうした多様な姉妹(友好)都市の関係が、NEAR の形成・発展にどのように寄与していたかについては、別途、検討が必要である。だが、地方政府間の越境関係が、国家間関係とは別次元で、トランスナショナルに構築されてきたことは示唆されよう。

図 2-12 NEAR 加盟地方政府と姉妹（友好）都市提携関係（2012 年時点）



注：数字は姉妹提携の年月。
 出所：CLAIR（日本自治体国際化協会）、CIFCA（中国国際友好城市連合会）、GAOK（韓国全国市道知事協議会）の各ホームページ、および各地方政府のホームページを基に筆者作成。

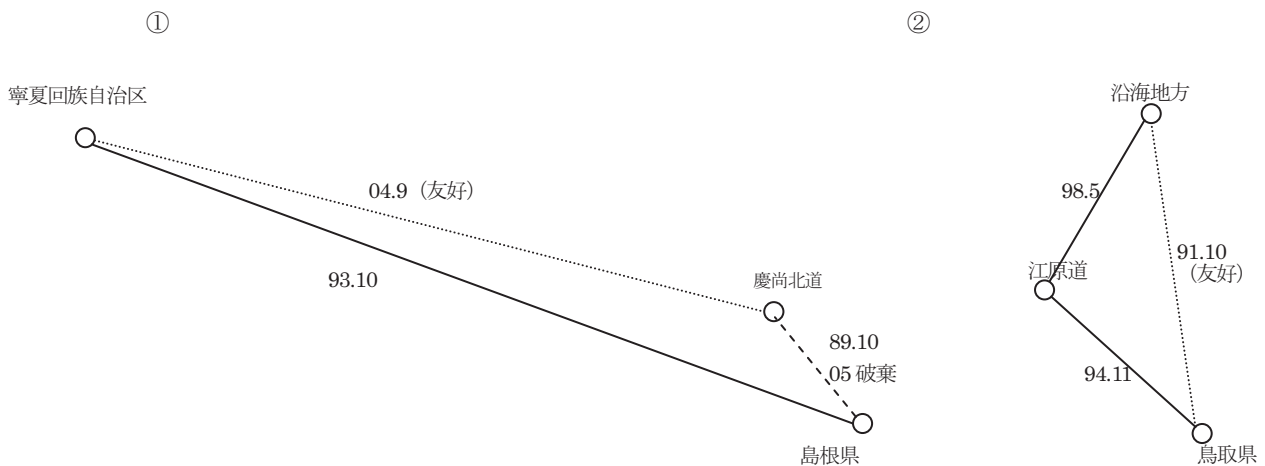
図 2-13 NEAR における姉妹都市関係

1) ダイアド (dyad)

NEAR	1969年 4月	兵庫県=ハバロフスク地方
形成期以前	1983年 8月	新潟県=黒龍江省
	1989年 10月	島根県=慶尚北道 ※破棄 2005年
	1991年 10月	鳥取県=沿海地方 (友好)、島根県=沿海地方 (友好)
	1992年 1月	濟州特別自治道=サハリン州
	1992年 8月	青森県=ハバロフスク地方、富山県=沿海地方
	1993年 8月	山形県=黒龍江省
	1993年 9月	慶尚南道=山東省
形成期	1993年 10月	島根県=寧夏回族自治区
	1994年 11月	鳥取県=江原道
	1995年 5月	黒龍江省=ハバロフスク地方、黒龍江省=アムール州
	1995年 10月	慶尚北道=河南省
	1996年 4月	全羅南道=山東省
	1996年 6月	忠清南道=アムール州、慶尚南道=ハバロフスク地方
	1996年 9月	忠清北道=黒龍江省、慶尚北道=イルクーツク州
深化期	1997年 7月	全羅南道=湖南省
	1997年 9月	鳥取県=中央県 (友好)
	1998年 5月	江原道=沿海地方
	2004年 9月	慶尚北道=寧夏回族自治区 (友好)
展開期	2006年 11月	全羅北道=山東省
	2009年 11月	京畿道=山東省
	2010年 11月	鳥取県=ハバロフスク地方 (友好)

注：囲みは先導クラスターに属する地方政府、下線は追随クラスターに属する地方政府を示す。

2) トライアド (triad)

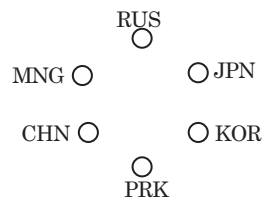


注 1：慶尚北道は島根県との姉妹都市を 2005 年に破棄。

注 2：実線は姉妹都市、点線は友好都市（慶尚北道・寧夏回族自治区、鳥取県・沿海地方）を示す。

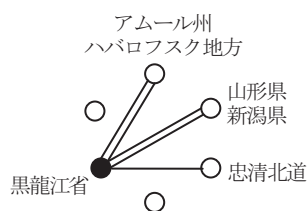
3) ハブ・アンド・スポーク (hub & spork)

(参考) ポイントの国の位置

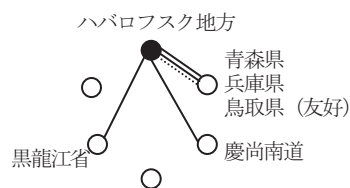


<スポーク 5つ>

①

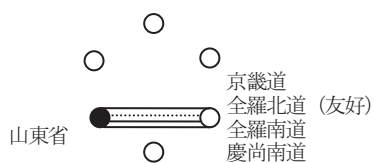


②

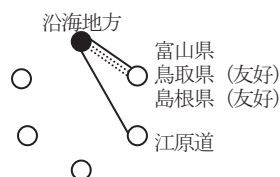


<スポーク 4つ>

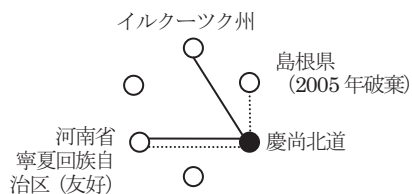
③



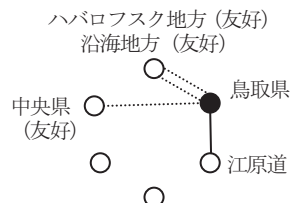
④



⑤



⑥



注：●がハブ、実線は姉妹都市、点線は友好都市を示す。
 出所：CLAIR (日本自治体国際化協会)、CIFCA (中国国際友好城市連合会)、GAOK (韓国全国市道知事協議会)の各ホームページ、および各地方政府のホームページを基に筆者作成。

小 括：トランスナショナルな東北アジア地方政府間連携

本章では、NEAR の特徴と位置付けを確認するため、冷戦後の東北アジアにおける地方政府間の国境を越えた関係の全体像を記述分析した。各地方政府の行為志向性や政策過程などには踏み込まず、地方政府間関係の基本的構図のみを切り取り、分類整理と比較分析を行った。

これにより、東北アジアにおける地方政府間の越境連携枠組みは多様な形態として出現し、多元化していることが確認できた。いくつかの地方政府はマルチ・メンバーシップの状況にあり、それらの地方政府を通じて各枠組みはオーバーラップした構図になっていることも確認できた。また、連携枠組みの態様は、ネットワーク型や圏域設定型などのパターンに類型化でき、中でも NEAR は最も広域的な圏域設定型に位置付けられた。加えて、NEAR における加盟地方政府同士の関係性には、ナショナル次元とは無関係にいくつかのクラスターが形成され、姉妹（友好）都市関係も様々な形態（トライアドやハブ・アンド・スポークなど）に発展するなど、多中心的な構図が確認できた。

こうした地方政府同士の関係・構図は、国家間関係と無関係ではない。だが、多元化する地方政府間関係は、東北アジア国家間関係とは別次元のトランスナショナルな関係と推論可能であることが分かる。国家中心の空間に地方が参加する入れ子状の配置ではないことが推察されよう。

ただし、以上の分析結果は、地方政府間関係を姉妹都市などの客観的な接続状況から観察したに過ぎない。地方政府同士の相互関係がトランスナショナルな関係なのか、ナショナル次元と連動した関係なのかについては、各行為体の動機・戦略や政策過程などの動態を具体的に検証しない限り判然としない。以下の各章では、NEAR を素材として、形成・拡大プロセスおよび交流・協力活動の実態を取り上げ、その動態をローカル次元の政治行為の視座から考察することとしたい。

-
- 1 Martina Zimmerman, “Institutionalizing Northeast Asia: Challenges and Opportunities,” and Jitsuo Tsuchiyama, “Challenges and Potentials for institutionalization in Northeast Asia,” in Martina Timmermann and Jitsuo Tsuchiyama, eds., *Institutionalizing Northeast Asia: Regional Steps towards Global Governance*, Tokyo: United Nations University Press, 2008, pp. 1-18, pp. 377-386.
 - 2 具体的には 1989 年 12 月のマルタ会談による冷戦終結宣言、翌 1990 年 7 月のワルシャワ条約機構解体、同年 10 月のドイツ統一などで東西対立の冷戦構造は事実上の終焉を迎え、翌 1991 年 8 月、ソ連邦での保守派のクーデター失敗を受け、同年 12 月、ソ連邦解体へと至る。中西寛「冷戦」（田中明彦・中西寛編『新・国政政治経済の基礎知識』有非閣、2004 年）55-56 頁。
 - 3 近年、「グローバル冷戦」を相対化しアジア独自の視座から「冷戦史」を捉え直そうとする研究が盛んである。例えば、アジア政経学会は、2005 年共通論題の主要テーマの一つとして、「アジア冷戦史」を取り上げた。宇野重昭「『アジア冷戦史の再検討』 討論総括」（『アジア研究』第 52 巻第 2 号、2006 年 4 月）1-6 頁。また、ソ連崩壊前後に公開されたソ連側の機密文書や証言などを駆使して「アジア冷戦史」に接近した、下斗米伸夫『アジア冷戦史』（中央公論新社（新書）、2004 年）を参照されたい。
 - 4 体制を超えた経済的相互関係の視点については次を参照。大西康雄「北東アジアにおける冷戦と脱冷戦」（大西康雄編『冷戦後の北東アジア：新たな相互関係の模索』アジア経済研究所、1993 年）3-22 頁。
 - 5 木宮正史「朝鮮半島冷戦の展開——グローバル冷戦との『乖離』、国内同盟政治との連携」『アジア研究』（第 52 巻第 2 号、2006 年 4 月）16-25 頁。涂照彦氏は、南北分断をもって、「『脱冷戦』の『未到来』と表現する。涂照彦「脱冷戦と環日本海地域の国際協力」北東アジア研究会編『環日本海交流事典'95-'96』（創知社、1995 年）23 頁。
なお、継続する分断状況としては中台関係もあるが、ここでは割愛した。本節の国家間関係の記述は、本論文の考察対象とする NEAR に直接的に関係する要因を取り出し整理したものに過ぎない。
 - 6 アガワール (V. K. Aggarwal) とクー (M. G. Koo) が東アジア・リージョナリズムの契機として指摘した「トリプル・ショック」のうち、アジア通貨危機と米国同時多発テロ事件の 2 つの「ショック」が勃発したのが、同時期でもあった。Vinod K. Aggarwal and Min Gyo Koo, “Economic and Security Institution Building in Northeast Asia: An Analytical Overview,” in Vinod K. Aggarwal, Min Gyo Koo, Seungjoo Lee, and Chung-in Moon eds., *Northeast Asia: Ripe for Intergration?* New York: Spring, 2008, p.1. なお、もうひとつのショックは、東西冷戦の終焉である。
 - 7 「戦略的パートナーシップ」の成立については、1) 米国支配への対抗策という評価や、2) 双方のアキレス腱（台湾や人権問題、チェチェンと NATO 東方拡大）への気遣いという評価のほか、3) 「相互安全保障の必要」という評価がある。3) の立場に立ち、国境地域の動向に着目しつつ、現地資料を駆使して、「戦略的パートナーシップ」の内実を分析した労作として、岩下明裕「中露『戦略的パートナーシップ』と国境交渉」（伊藤孝之・林忠行編『ポスト冷戦時代のロシア外交』有信堂、1999 年）141-190 頁がある。
 - 8 旧ソ連崩壊後の中ロ国境画定交渉をめぐる先駆的研究として、岩下明裕『中・ロ国境 4000 キロ』（角川書店、2003 年）、秋野豊『ユーラシアの世紀—民族の争乱と新たな国際システムの出現』（日本経済新聞社、2000 年）66-96 頁、232-270 頁などを挙げておく。
 - 9 ハムスレン・ハグワスレン「現代モンゴル外交の展開と模索——上海協力機構（SCO）との関連を中心に——」（『環日本海研究』第 12 号、2006 年、17-31 頁）21 頁。
 - 10 朱永浩「図們江地域開発計画」（日本都市計画学会編『都市計画』Vol.60, No.2、2011 年 4 月）84-85 頁。
 - 11 Christophe W. Hughes, “Tumen River Area Development Programme (TRADP): Frustrated Microregionalism as a Microcosm of Plottical Rivalries,” in Shaun Breslin and Glenn D. Hook, eds., *Microregionalism and World Order*; New York: Pgrave Macmillan,

2002, pp.115-143.

- 12 朱によれば、TRADP の課題として李燦雨が挙げた、「①意見合意の困難、②参加国の国際協力経験の不足、③制度的基盤の欠如、④リーダーシップを取る国の不在、⑤開発資金調達の限界、⑥参加国間の情報交流の不足」が依然として存在しているという。同上論文、84 頁。なお、李燦雨の引用は、李燦雨『図們江地域開発 10 年—その評価と課題』（ERINA booklet (Vol.2)、2003 年）65 頁。
- 13 北朝鮮「核・ミサイル危機」における米朝間交渉について、コンストラクティビズムおよび仲介モデルという理論的視座に立脚しながら、米国の対北朝鮮政策および「仲介者」の役割などを分析した、平田准也「冷戦後アメリカの対北朝鮮政策に関する一考察—核・ミサイル危機における『仲介者』に注目して—」（『北東アジア地域研究』第 14 号、2008 年）69-82 頁が参考になる。
- 14 「テポドン」ミサイルへの日米韓 3 国の対応について、精密な分析を加えた労作として、大島英樹『「テポドン問題」と三国間協調—日韓比較』（大島英樹・文正仁編『日韓国際政治学の親地平—安全保障と国際協力』慶應義塾大学出版会、2005 年）157-243 頁。
- 15 六者協議は外部枠組みから発生した“outside-in”の枠組みではなく、参加国のニーズから生まれた自生的な“inside-out”の枠組みであった。阪田恭代「北東アジアの地域安全保障協力：アーキテクチャ論からの分析（試論）」（東京財団研究報告書『アジア太平洋の地域安全保障アーキテクチャ—地域安全保障の重層的構造—』2010 年 8 月、67-94 頁）81 頁。Yoshinobu Yamamoto, “Institutionalization in Northeast Asia: Is outside-in regionalization enough?” in Martina Timmermann and Jitsuo Tsuchiyama, eds., op. cit., pp. 21-42.
- 16 1990 年代から 2000 年代前半の停滞状況については、Gilbert Rozman, *Northeast Asia's Stunted Regionalism: Bilateral Distrust in the Shadow of Globalization*, Cambridge University Press, 2004 を参照。ロズマン (G. Rozman) は、日米ロ中韓五ヶ国それぞれの二国間外交と地域主義との関係を分析し、各国の地域主義への視座が地域主義の進展を阻害している状況を明らかにした。
- 17 パワー・トランジションについては、山本吉宣「日米中関係の中長期的展望——パワー・トランジション（力の移行）の中の日米中関係」（日本国際問題研究所編『日米中関係の中長期的展望』2012 年 3 月）1-9 頁を参照。
- 18 「第二次核危機」については、膨大な数の政策担当者等へのインタビュー記録を基に描かれた力作として、船橋洋一『ザ・ペニンシュラ・クエスチョン—朝鮮半島第二次核危機』（朝日新聞社、2006 年）。
- 19 阪田、前掲論文、81 頁。SPT を多国間主義として評価する研究として、Paul Evans, “Constructing Multilateralism in an Anti-Region: From Six Party Talks to a Regional Security Framework in Northeast Asia?,” in Gi-Wook Shin and Daniel C. Sneider, eds., *Cross Currents: Regionalism and Nationalism in Northeast Asia*, Stanford, CA: Walter H. Shorenstein Asia-Pacific Research Center, Stanford University, 2007, pp. 99-116. また、菊池努は「制度間連携」という観点から六者協議を「北東アジア安保複合体」を支える有力な制度的基盤足りうるとの評価を下している。菊池努「北東アジア安全保障複合体と地域制度——六者協議の課題と展望」（日本国際問題研究所編、前掲書）185-205 頁。
- 20 TCS は、outside-in の枠組みとしてスタートし、やがて inside-in の枠組みへと進化しことになる。阪田、同上、81 頁。
- 21 第 2 回日中韓サミット「日中韓協力十周年を記念する共同声明」2009 年 10 月 10 日、中国・北京。外務省ホームページを参照。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/jck_10_ka.html> (2013 年 9 月 5 日取得)。
- 22 第 3 回日中韓サミット「日中韓三国間協力ビジョン 2020」2010 年 5 月 30 日、韓国・済州。外務省ホームページを参照。<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2010/vision2020.html>> (2013 年 9 月 5 日取得)。

- 23 第5回日中韓サミット「三国間の包括的な協力パートナーシップの強化に関する共同宣言」2012年5月13日、中国・北京。外務省ホームページを参照。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2012/joint_declaration_jp.html> (2013年9月5日取得)。
- 24 阪田、前掲論文、81頁。
- 25 TCS ホームページを参照。 <<http://en.tcs-asia.org/dnb/main/index.php>> (2012年11月15日取得)。
- 26 CRM 協力については、蘇浩「調和のとれた世界—中国外交の枠組みに見る国際秩序—」(飯田将史編『転換する中国—台頭する大国の国際戦略』防衛省防衛研究所、2009年) 44-45頁を参照。
- 27 毛里和子「中国のアジア地域外交—上海協力機構を中心に」(渡邊昭夫編『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』千倉書房、2010年) 274-278頁。なお、SCOにおける中ロ関係の背後は、ロシアの軍事的プレゼンスが圧倒的な中央アジアへ、中国が「新参者」として徐々に影響力とパワーを増大する一方、ロシアが警戒心を強める、という構図にあるという。
- 28 堀江典生「隣国との関係—中国」(堀内賢志・齋藤大輔・濱野剛編著『ロシア極東ハンドブック』東洋書店、2012年) 30-37頁、ビクトル・ラーリン「ロシア極東の中国人：地域における見方」、エリザベス・ウイッシュニック「移住と経済安全保障：ロシア極東の中国人労働移民」(赤羽恒雄・アンナ・ワシリエバ編『国境を越える人々—北東アジアにおける人口移動』国際書院、2006年) 61-86頁、87-118頁などを参照。
- 29 毛里、前掲論文、284-285頁。
- 30 詳しくはGTIのホームページを参照されたい。
<<http://www.tumenprogramme.org/index.php?id=1>> (2013年5月8日取得)。
- 31 UNDP 図們江事務局プログラムオフィサーのV・クレチュトワ (V. Krechetova) によれば、北朝鮮がGTIを脱退したのは、2009年11月5日という。Varvara Krechetova, “GTI Integrated Transport Infrastructure and Cross-Border Facilitation Study for the Trans-GTR Transport Corridors,” *ERINA REPORT*, No.111, 2013 MAY, p.3, (ERINA 訳「GTI 大図們江地域 (GTR) 横断輸送回廊に関する統合輸送インフラ及び国境通過円滑化調査」同、8頁)。
- 32 天兒慧・三船恵美編『膨張する中国の対外関係—パクス・シニカと周辺国』(勁草書房、2010年)。
- 33 北朝鮮の瀬戸際外交の歴史的パターンやトレンドを分析した、道下徳成『北朝鮮 瀬戸際外交の歴史—1966~2012年』(ミネルヴァ書房、2013年)を参照。
- 34 本節では領土ナショナリズムによる対立局面について、中ロ間の国境画定問題を除き具体的に取り上げることはしなかったが、日韓間の竹島/独島問題、日中間の尖閣諸島/釣魚島問題、日ロ間の北方四島、中韓間の間島問題や長白山/白頭山呼称問題、蘇岩礁/離於島、日向礁/可居礁、丁岩礁/波浪礁など、東北アジアの領有権問題をめぐる対立・緊張はしばしば顕在化してきた。玄大松『領土ナショナリズムの誕生—「独島/竹島問題」の政治学』(ミネルヴァ書房、2006年)は、竹島/独島問題に関して韓国人の領土ナショナリズムの意識構造に迫った労作である。
- 35 本節の記述は、早稲田大学21世紀COE「現代アジア学の創生」東アジア共同体研究グループEACRGの共同研究の成果として、毛里和子・森川裕二編『東アジア共同体の構築4 図説 ネットワーク解析』岩波書店、2006年) 174-185頁で公表済みである。筆者は同研究プロジェクトにおいて「自治体交流」を担当し、編者監修の下、一次資料・データの収集・解析、文案作成等を行った。ただし、加筆・修正を施している。
- 36 日本の姉妹都市交流の多くは、停滞ないしは休止を余儀なくされる一方で、交流が活発に行われているケースもある。姉妹都市交流が継続する要因について、岩手県の姉妹都市交流を事例に詳細な考察を行ったものとして、佐藤智子『自治体の姉妹都市交流』(明石書店、2011年)を参照されたい。
- 37 境港市は、北朝鮮が核実験を強行したことを受け、2006年10月、元山市との友好都市盟約

を破棄した。「朝鮮民主主義人民共和国江原道元山市との友好都市盟約について」平成 18 年 10 月 13 日市長記者会見。境港市ホームページを参照。

<<http://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=4523>> (2013 年 9 月 8 日取得)。

なお、境港市における元山市との地方間交流について日朝関係との関係から考察した、永井義人「日朝関係と鳥取県における北朝鮮との地方間交流」(日本平和学会 2012 年度秋季研究集会報告ペーパー、2012 年 11 月 23 日、三重県総合文化センター) が参考になる。

38 2005 年の市町村合併により交流が途絶えていたが、浜田市宇津市長が 2013 年 3 月にブータン王国を訪問し、新たに協定書に署名したことで交流が再開した。浜田市ホームページを参照。
<<http://www.city.hamada.shimane.jp/machi/kokusai/kaigaiyuukou/butan/newbhatan.html>> (2013 年 9 月 8 日取得)。

39 山下永子は、アジア太平洋地域の国際都市ネットワークを 26 に整理しているが、山下が取り上げたネットワークのうち、アラブ地域や世界大に広がるものは考察の対象外であるため捨象する一方、山下が取り上げていない枠組も収集・整理した。山下永子「国際都市ネットワーク政策の研究——自治体国際都市ネットワーク運営に関する一考察」(『都市政策研究』第 5 号、2008 年) 53-64 頁を参照。

40 詳しくは、市岡政夫『自治体外交——新潟の実践・友好から協力へ』(日本経済評論社、2000 年) を参照されたい。

41 詳しくは、日口沿岸市長会のホームページを参照されたい。<<http://www.nichienkai.jp/>> (2013 年 9 月 8 日取得)。

42 詳しくは、平和市長会議のホームページ<<http://www.mayorsforpeace.org/jp/index.html>> (2013 年 9 月 8 日取得)、世界歴史都市連盟のホームページ<<http://www.city.kyoto.jp/somu/kokusai/lhcs/#>> (2013 年 9 月 8 日取得) を参照されたい。

43 詳しくは、北海道のホームページを参照されたい。
<<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/russia/russia/r-keizai/jousetugoudouinkai/index-ke.htm>> (2013 年 9 月 8 日取得)。

44 詳しくは、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議のホームページを参照されたい。
<<http://www.japan-korea-strait8.org/>> (2013 年 9 月 8 日取得)。

45 例えば、唐津市・揚州市・麗水市の三都市交流は 1993 年にスタートした。詳しくは、唐津市地域振興課「市民と行政の枠を越えた国際交流」(『自治体国際化フォーラム』第 176 号、2004 年) 42-43 頁を参照されたい。また、梁 (Yang) と朴 (Park) は、日中韓三都市交流について次の一覧を提示した。

附表 2-1 日中韓三都市交流

中国	日本	韓国
北京市	東京都	ソウル特別市
上海市	山口県	釜山広域市
青島市	広島市	大邱広域市
天津市	北九州市	仁川広域市
広州市	仙台市	光州広域市
南京市	島根県大田市	太田広域市
長春市	山口県萩市	蔚山広域市
遼寧省	神奈川県	京畿道
吉林省	鳥取県	江原道
黒龍江省	山梨県	忠清北道
河北省	熊本県	忠清南道
河南省	島根県*	慶尚北道
山東省	山口県	慶尚南道

*交流停止中

出所：Kee-Ho Yang and Se Hoon Park, “Institutional Frameworks,” in Won Bae Kim, Yue-Man Yeung, Sang-Chuel Choe, eds, *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese Univ Pr, 2011, p. 337.

- 46 詳しくは、鳥取県のホームページを参照されたい。
<<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37627>> (2013年9月8日取得)。
- 47 詳しくは、境港市のホームページを参照されたい。
<<http://www.city.sakaiminato.tottori.jp/index.php?view=2630>> (2013年9月8日取得)。
- 48 詳細は、神奈川県ホームページを参照されたい。
<<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/2eandc/net/index.html>>
- 49 詳細は、山口県のホームページを参照されたい。<<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/>>
- 50 詳しくは、CLAIRのホームページを参照されたい。
<<http://www.clair.or.jp/j/exchange/chiiki/index.html>> (2013年9月8日取得)。
- 51 詳しくは、OEAEDのホームページを参照されたい。<<http://www.oeaed.com/jp/>> (2013年9月8日取得)。
- 52 2007年第1回国際経済フォーラム(慶尚北道)で基調講演を行った金泳鎬(元韓国産業資源部長官、柳韓技術大総長)は、東北アジアの地方間連合体の統合を提唱している。東アジア(環黄海)都市会議、環日本海拠点都市会議、GCNEA、JKSGMなどのNEARへの吸収統合を提唱した。金泳鎬「北東アジア地域間協力の制度設計」NEAR事務局・慶尚北道『2007北東アジア国際経済フォーラム——北東アジア地方政府間の経済協力増進方案』、2007年10月、17-24頁。地方政府間統合を遠望するには、マルチ・メンバーシップの地方政府が鍵になる。
- 53 CDI-JAPAN・マイケルシューマン(児玉克哉訳、江橋崇・富野暉一郎監修)『自治体国際協力の時代』(大学教育出版、2001年)28頁。
- 54 山下永子『地方の国際政策——連携・ネットワーク戦略の展開』(成文堂、2008年)66-67頁。
- 55 同上書、77-85頁。山下はNEARを1)域内連携協力型に位置付ける。同上書、61-97頁。
- 56 多賀秀敏「日韓民間協力の現状と可能性——東北アジア地域における非国家行為体による協調プロセスの始動」(大島英樹・文正仁編『日韓国際政治学の新天地』慶応義塾大学出版会、2005年)291-304頁、331頁。
- 57 なお、日朝間の(b)日朝友好貿易促進日本海沿岸都市会議については、2003年から休会している上、日本側独自の組織で厳密には越境連携枠組みとは異なるため、ここでは捨象した。
- 58 同上書、331頁。多賀は、面的つながりとして、「機能面」というカテゴリーの存在を示唆しているが、実際は重複する場合が多く、ここでは捨象した。
- 59 拙稿「北東アジアにおける地方自治体間越境連携(TCLG)——ネットワークと圏域設定」(『ソシオサイエンス』Vol.16、2010年3月)1-15頁。
- 60 地方政府間越境連携枠組みを分類整理するにも、接続形態や制度・参加主体などだけではなく、枠組みの目的や事業内容、問題領域、首長のコミットメントの度合い、行政職員の貢献度・動員の度合い、住民・市民参加の頻度・開放性・貢献度などの要素を加味する必要がある。分類手法の精緻化は、今後の研究課題でもある。この点、連携枠組みの活動量から分類整理を試みた、梁と朴の研究がある。Yang and Park, op. cit., pp.336-339。彼らは、海洋ネットワーク(Maritime Network)を環黄海圏、環東海圏、日韓海峡圏に区分した上で、ネットワーク活動、都市間交流・協力、地方政府のリーダーシップ、貿易協力という四つの要素から分類した(附表2-2参照)。OEAEDやNEARよりも、規模の面では相対的に小さなJKSGMのほうが活動的であるとしていることは興味深い。

附表 2-2 梁と朴による海洋ネットワークタイプの分析

	ネットワーク	ネットワーク活動	都市間交流・協力	地方政府のリーダーシップ	貿易協力
環黄海圏	BESETO 回廊/OEAED	○	○	○	◎
環東海圏	NEAR/GCNEA/環日本海拠点都市会議	○	◎	◎	○
日韓海峡圏	KJSGS/アジア太平洋都市観光促進機構 TPO	◎	◎	◎	○

出所：Kee-Ho Yang and Se Hoon Park, op. cit., pp. 339 の Table 15.3 と 15.4 を結合して作成。

第Ⅱ部

形成と動態

第3章

成立過程

序

本章では、NEAR の成立過程について考察する。具体的には、冷戦終焉後から NEAR が成立する 1996 年 9 月までのおよそ六年間を分析対象とする。

冷戦後まもなくして、東北アジアで NEAR 会議という広域地方政府間の国境を越えた対話枠組みが誕生したのはなぜか。また NEAR 会議の発足からわずか三年後に、東北アジア初の広域地方政府間の地域機構 NEAR が誕生することになったのはなぜか。NEAR の成立に至る政治過程の記述分析を通じて、動機と特性を抽出することが目的である。

前章でも述べた通り、「脱冷戦」プロセスが進行していた 1990 年代初頭の東北アジアでは、これまで交流が閉ざされてきた環日本海地域の地方間交流・協力への気運と期待、いわゆる「環日本海ブーム」¹が巻き起こっていた。UNDP（国連開発計画）が TRADP（図們江地域開発計画）を推進したのもこの時期である（表 3-1 参照）。1995 年 12 月には戦後この地域で初めての国家間地域機構（TRADP 調整委員会・諮問委員会）も誕生した。あたかも中国吉林省延辺自治州プロジェクトのような観を呈していたとの指摘もあるが²、多国間協力プロジェクトとして、各国の思惑がこの地域の開発に関して共同しうる程度には一致していたと見られている³。中国の労働力、ロシアと北朝鮮の資源、そして日本と韓国の技術と資金、という経済的な相互補完関係による発展への期待が背後にあった。

NEAR の成立過程は、こうした多国間協力プロジェクトの進行と軌を一にしている。国家戦略と連動しつつ、機能主義的な色彩を帯びながら NEAR が誕生したとの推論も成り立ち

得るだろう。それではなぜ、NEAR という地方政府間の地域機構が国家間地域機構とは別個に誕生したのであろうか。NEAR の成立過程にコミットしていた地方政府は、TRADP などの国家間プロジェクトと比較的関係の薄い地方政府であった。また、参加地方政府の中にもコミットの程度や質にばらつきがみられた。東北アジア国家間関係の一枚皮をめくったところで展開する、こうした地方政府間のトランスナショナルな相互行為メカニズムの解明が課題である。

序論でも述べた通り、国家・国境を基準とした方法論が主流の国際関係の分析では、東北アジア地方政府間の国境を越えた連携を考察するにも、多くの場合、地方の論理が国家の論理の背後に隠されてしまう傾向にある。本章では、できる限り地方政府の動機や戦略に接近することにより、国家戦略と地方の動機・戦略が複雑に絡み合う政治過程の中から地方の論理の可視化を試みたい。

以上の問題意識の下、具体的には、NEAR 会議を主催した地方政府（島根県、兵庫県、ハバロフスク地方、慶尚北道）の動機と戦略に焦点を当て、第 1 回から第 4 回までの会議の構図や内容などを分析していく。分析の手法としては、おもに一次文献・新聞記事、インタビュー調査のほか、二次文献等で補足し、記述・推論する形式をとった。

以下、まず第 1 節において、冷戦終焉後の日本政府の地域国際化政策を概観した上で、第 1 回 NEAR 会議を主催した島根県の動機・戦略を中心に、同会議発足の経緯を記述分析する。第 2 節では、第 2 回から第 4 回にわたる NEAR 会議について、各議長地方政府（兵庫県、ハバロフスク地方、慶尚北道）の動機・戦略、参加地方政府の構図などを中心に分析していく。

表 3-1 TRADP と NEAR における機構設立に至る経緯

	TRADP	NEAR
1991年7月	UNDP 第1回北東アジア準地域調整者会議 (ウランバートル)	
10月	UNDP 第2回北東アジア準地域調整者会議 (平壤)	
1992年2月	図們江計画管理委員会 (PMC) 第1回会議 (ソウル)	
10月	PMC 第2回会議 (北京)	
1993年5月	PMC 第3回会議 (平壤)	
10月		第1回 NEAR 会議 (島根)
1994年2月	UNDP 地域開発事業実務者会議 (ニューヨーク国連本部)	
7月	PMC 第4回会議 (モスクワ)	
9月		第2回 NEAR 会議 (兵庫)
1995年5-6月	PMC 第5回会議 (北京) ※諮問、調整両委員会設立合意	
9月		第3回 NEAR 会議 (ハバロフスク)
12月	PMC 第6回会議 (ニューヨーク)	
1996年4月	第1回 TRADP 諮問委員会、調整委員会 (北京)	
7月		NEAR ワーキング会議 (慶尚北道)
9月	UNDP、UNIDO 北朝鮮共催国際投資フォーラム (羅津)	第4回 NEAR 会議 (慶尚北道) ※連合設立合意
10月	第2回 TRADP 諮問委員会、調整委員会 (北京)	

注：網かけ部分は、NEAR 会議を示す。

出所：NEAR 事務局『NEAR 白書 2010』（2010年）、朱永浩「図們江地域開発計画」（『都市計画』Vol.60 / No.2、2011年）84-85 頁等を基に作成。

第1節 NEAR 会議の発足

1-1. 日本における地域国際化政策の展開

1980年代、高度成長期を経て経済大国となっていた日本では、中曽根政権（当時）が標榜したスローガン「国際国家・日本」にも象徴されるように、「国際化」が時代のひとつのキーワードとなっていた。とくに1985年9月のG5プラザ合意によるドル安・円高誘導を受け、地方の産業空洞化への懸念が増大していくと、おもに経済活性化との関連から中央政府が先導して「地域国際化」政策を推進していった⁴。

外務省は国内広報課に「国際化相談センター」を設置したほか、課長クラスからなる「国際化相談キャラバン」を組織して、自治体や民間団体との意見・情報交換を推進していく⁵。旧自治省（現総務省）もまた、「地域の国際化」支援に乗り出していく⁶。自治省は1986年1月、地方行財政重点施策のひとつとして「国際交流プロジェクト構想」を発表し、国際交流基盤の整備を目的とした「リーディング・プロジェクト」を開始した。翌1987年3月には、「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」（以下、「在り方指針」）を策定し、自治体国際交流施策の大枠を示した⁷。同年6月に閣議決定した「第四次全国総合開発計画」でも、地域の重要政策課題のひとつに「国際化」が掲げられ、「国際交流機能」の充実、「国際交流拠点」づくりの推進などが謳われた⁸。かくして、「地域の国際化」政策は、政府一体の取り組みとなる⁹。

1987年8月、旧自治省・外務省・旧文部省（現文部科学省）の三省共同で、「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」が開始され、事務局として「国際化推進自治体協議会」が設立された¹⁰。同年11月に発足した竹下内閣では、「ふるさと創生1億円」事業が始まり、国際交流による地域活性化を含む多様な事業が全国で展開されていった¹¹。1988年4月には、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」（昭和62年法律第78号）も施行され、地方公務員もJICAなどの国際協力の場に積極的に参加できる法的枠組みができた。また、同年7月には、自治省が「国際交流のまちづくりのための指針」を策定し、「国際交流のまち推進プロジェクト」が始まった¹²。地域

の国際化を全国レベルで支援・展開する CLAIR（自治体国際化協会）も設立された¹³。そして、翌 1989 年 2 月、旧自治省は、都道府県・政令指定都市に対して、「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」（以下、「大綱指針」）を通知し、「地域国際交流推進大綱」の策定と、「地域国際化協会」の設立を要請したのである¹⁴。

こうして 1980 年後半から中央主導の「地域の国際化」政策が急速に展開したことを受け、各地方でも国際化への対応が迫られていく。この点、各県の国際交流推進大綱等を分析した岩田勝雄によれば、「多くの自治体でおこなおうとしている（国際化）政策は、自治省、国土庁に追随したもので、そのかぎりにおいては『自立』という目標からは遠い状況にあり、むしろ中央政府の管理・統制が強められているという側面もある」（括弧内筆者）との評価を下している¹⁵。しかし、地方が策定した「大綱」の言説を分析した結果をもって、中央・地方関係を垂直的であると断定することは早計であろう。第 1 章でも整理したように、地方の自律性を検証するにあたっては、相互依存型の自律性を念頭に、地方の認識や行動を個別具体的に考察していく必要がある。

そこで、第 1 回 NEAR 会議を主催した島根県の認識と行動を考察してみたい。第 1 回 NEAR 会議を開催するプロセスにおいて、島根県独自の論理がみられたのであろうか。あるいは、あくまでも中央主導型の政策に過ぎなかったのであろうか。島根県が同会議を主催した 1993 年は、地方財政計画上に国際化推進対策経費が認められたほか、自治省に国際室が設置、市町村職員の国際化対応能力の向上を目的とした「全国市町村国際文化研修所（JIAM）」¹⁶も開設されるなど、中央主導の政策が広く展開していた時期でもあった¹⁷。

1-2. 島根イニシアティブの自律性

島根県で初めて「国際化」が政策課題として取り上げられたのは、1986 年策定の「伸びゆく島根 21 世紀計画」である¹⁸。旧自治省が「リーディング・プロジェクト」を開始し、島根県で「環日本海（環東海）松江国際シンポジウム」をスタートさせた時期でもある¹⁹。しかしこの段階では、「もっぱら国際化は『必要』を力説するレベルであり、国際化の目的も、島根の地域づくりに役立てるといったものであった」²⁰。

翌 1987 年 3 月に旧自治省が「在り方指針」を策定したのを受け、島根県では同年 9 月、「国際交流推進方針——世界に開かれた島根を目指して」（以下、「方針」）を作成した。また 1989 年 2 月の「大綱指針」を受けて、島根県は「方針」の改定、民間交流を推進するための組織として島根県国際交流センター（現・しまね国際センター）を設立した²¹。しかし、島根県の「方針」を分析した岩田は、「島根県の分析および政策提起は…（中略）…いわば日本の今日抱えている（日本市場の開放という）課題に対して、自治体として表面から受けとめてのものとなっているのである。その点において島根県の提起はいわゆる地域エゴがあまり現れていない、中央政権追随型の政策提起であるといえよう」（括弧内筆者）との評価を下している²²。

実際、島根県の国際化の取り組みは、当時、後進・後発の部類に入り、中央政府の掛け声を受けて、横並びで参画していった感は否めない。内藤正中も、1987 年の「第四次全国総合開発計画」において他の地域が発展の方向性として「拠点」を目指すとしているのに対し、山陰は「水産業を中心とした経済交流」としてしか記載されていないこと、また、経済企画庁が 1992 年 8 月に編纂した『環日本海時代と地域の活性化』の中でアンケート対象地域から島根県だけが欠落していることなどを挙げ、島根県の後発性を指摘する²³。

しかし、第 1 章でも述べたように、政策形成が横並び競争タイプであったとしても、島根県の政策過程に自律性を見出すことが不可能な訳ではない。岩田の分析はあくまで島根県策定の「方針」の言説のみを扱っているのもあって、政策過程や実際の行動までをフォローしていない。仲田盛義（元島根県総務部国際課長）によれば、「遅ればせながら国際化施策に本格的に取り組んだ島根県であったが、今日までの実績には、日本の広域自治体のなかでも特色があり、しかも県を挙げて取り組んでいると自負できる」という²⁴。

実際、島根県は早い段階から韓国慶尚北道との姉妹都市提携に乗り出していた²⁵。同提携は 1989 年 10 月 6 日に締結されたが、当時、「日本海沿岸地域で韓国の道と姉妹提携しているのは、島根県と山口県だけ」であり、「その限りでは他県に対して一定の優位性」をもっていた²⁶。また、「内なる国際化」政策の推進についても、1992 年 3 月発行の「もう一つの国際化——在日韓国・朝鮮人問題をご存知ですか」（島根県文化国際室）や、同年 4 月の「みちみちる島根——人口定住のための戦略的プロジェクト」（島根県人口定住促進プロジェクトチーム）などで示された島根県の積極的な姿勢は各方面からも注目を集めたという²⁷。岩

田も 1995 年の「島根県国際化推進基本構想」を、1990 年代における国際化政策の典型例として、「具体的な政策提起があり、地域特性を活かす方向も明らかになってきた」と評価した²⁸。

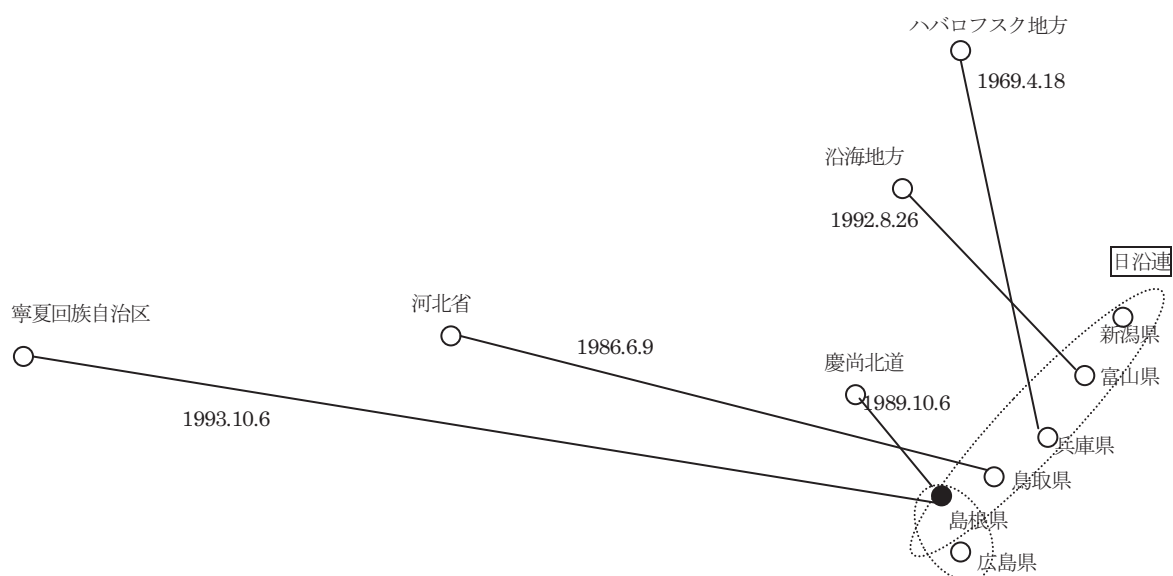
このように地方独自の視点を鮮明にしつつ地域国際化に取り組む中で、島根県の澄田信義知事（当時）は 1992 年 11 月、島根県松江市で開催された「環日本海交流国際セミナー」（島根県・島根国際交流センター・笹川平和財団主催）において、広域地方政府間の対話フォーラム NEAR 会議の開催を提唱したのであった²⁹。半年後の 1993 年 4 月には、島根県は「21 世紀の島根への提言」を策定し、環日本海諸国との「交流の拠点としての役割を積極的に担う」という強い意志を表明した³⁰。同年 4 月には、後に北東アジア学を牽引する島根県立大学の母体である島根県立国際短期大学も開学した³¹。

そして、ついに 1993 年 10 月 8-10 日、澄田島根県知事の呼びかけにより、NEAR 会議が島根県松江市（くにびき会館国際会議場）で開催された（島根県と日本海沿岸地帯振興連盟（以下、「日沿連」）³²の共催）。大津浩は、「この会議は、完全に地方の独自イニシアティブに基づくもの」であり、「県・州レベルの自治体の自主的な集まりとして画期的なもの」との評価を下している³³。実際、島根県企画振興部企画調整課長（当時）の山根泉によれば、島根県がイニシアティブをとり青森から山口まで日本海沿岸の各府県に参加を呼びかると同時に、各県からそれぞれが友好関係を持つ地方政府への働きかけも併せて依頼する形で、第 1 回 NEAR 会議が開催されたという³⁴。このとき呼びかけに応じたのは、日中韓ロ四ヶ国 11 地方政府であった。図 3-1 は、会議に参加した地方政府とその姉妹提携関係を示したものである³⁵。姉妹提携の古い順に、兵庫県とロシア・ハバロフスク地方（1969 年 4 月 18 日提携）、鳥取県と中国・河北省（1985 年 6 月 9 日）、島根県と韓国慶尚北道（1989 年 10 月 6 日）、富山県と沿海地方（1992 年 8 月 25 日）、島根県と中国寧夏回族自治区（1993 年 10 月 6 日）となる³⁶。第 1 回 NEAR 会議は島根県および「日沿連」をハブとした姉妹都市交流の集積であった。参加地方政府間の関係性は日本中心型であり、ネットワークとはいえない。難い。

このように、第 1 回 NEAR 会議は中央の管理・統制下にあったというよりも、地方の国際化政策の後進・後発組であった島根県がその脱却を図るために、地方独自の視点で行った島根主導のローカル・イニシアティブであったといえよう³⁷。仲田によれば、島根イニシアティブの背景には、環日本海松江国際シンポジウムを通じて、「古代出雲の存在を確信し、

古代出雲と対岸諸国との交流が具体的に明らかになることで、地域への誇りとその誇りを発展の源泉にしようとする県の意志と共に、県民の理解があった」という³⁸。

図 3-1 第 1 回 NEAR 会議参加地方政府と姉妹都市関係（1993 年 10 月）



注 1 : ●は開催地方政府、○は参加地方政府、——は姉妹都市関係を示す。

注 2 : 日付は姉妹提携の年月日。

出所 : CLAIR (日本自治体国際化協会)、CIFCA (中国国際友好城市連合会)、GAOK (韓国全国市道知事協議会) の各ホームページ、および各地方政府のホームページを基に筆者作成。

1-3. ローカル・マルチラテラリズム

山根泉によれば、NEAR 会議開催の趣旨は「環日本海交流におけるバイラテラルな関係の進展を土台としてその蓄積を交換しつつ、マルチラテラルな交流の関係を形づくる契機」としたいことであったという³⁹。第 1 回 NEAR 会議の参加メンバーからも分かるように、島根県には、東北アジアとの『一対一』(バイラテラル) の交流に加え『多対多』(マルチラテラル) の交流」を構築するという戦略性が明確であった⁴⁰。「面的な地域間交流の枠組みが形成されることになれば、冷戦期の後遺症が残るこの地域の平和と安定のための装置となり得る可能性を持つ」という認識を背景にしている⁴¹。

島根県のこのような戦略性は、必ずしも他県には無い独自性に富む政策というわけではな

い。1992 年の中韓外交正常化を受けて、マルチラテラルな関係作りは具体的な政策課題に浮上し、各地域でさまざまな取り組みが実施されていた⁴²。実際、富山県は 1992 年 8 月、中国遼寧省と韓国江原道、さらにロシア沿海地方にも声を掛けて、「環日本海知事サミット（富山国際地域交流シンポジウム）」を開催した。島根県が NEAR 会議を提唱した 2 ヶ月前である。中沖豊富山県知事（当時）は同サミットにおいて自治体国際組織の設立も提唱している。島根県は、「こうした先行的に実施された関係づくりを踏まえながらも、さらに面的に拡大しつつ、それぞれの地方自治体が形成してきた自らのノウハウを公開し、新たな関係づくりを目指すという趣旨」で NEAR 会議を企画したという⁴³。その意味で、島根県のマルチラテラルな関係作り戦略は、準拠集団としての富山県からの学習でもあった。

だが、島根県が同会議を提唱するに至った背景はそれだけではない。山根によれば、第一に、島根県が 1991 年に鳥取県と共同で沿海地方への県民訪問団を派遣した経験から、単独では実施が困難な事業でも、共同事業であれば比較的容易に取り組むことが出来る可能性を体験的に知り得たこと。第二に、資源への着目を背景として日本海沿岸各県による沿海地方への集中的な訪問があったことを受け、相手方の地域情報や経済状況などを共有する情報交換の場を作り、国際交流のリスク分散を図る必要があったこと。第三に、環日本海交流における島根県の「後発の自覚」が、先進県では未だ行われていないことへの積極的な取り組みの意欲と意思を生んだこと、の三点を指摘している⁴⁴。島根のローカル・マルチラテラリズム戦略の背景には、こうした 1) 能力への認識、2) 調整の必要、3) 意志の三点があった。

このほか、NEAR 会議開催の背景として、民間主導のプログラムが会議開催を下支えしていた。前述したように、1992 年 11 月に澄田島根県知事が NEAR 会議開催を提唱したのは、笹川平和財団の「地域の国際化」事業の一環で開催された国際会議であった⁴⁵。同会議では、日本・中国・韓国・ロシアの各国専門家委員会の代表 31 名によって、地方で情報の受発信をする研究・情報・教育機関（知的インフラ）構築を通じて多国間交流を実現することを目的に掲げた「NEAR 協調行動計画（島根合意）」が採択された。同合意によるプロジェクトのひとつであった「NEAR 協力の船」事業はその後、島根県によって推進されていくこととなる。なお、NEAR という名称が考案されたのも同会議であった。

1-4. 対話フォーラムとしての NEAR 会議

かくして島根イニシアティブによるローカル・マルチラテラリズムは、準拠集団からの学習、能力への認識、調整の必要、そして意志といった地方政府間の水平的メカニズムと、民間主導プログラムによる下支えを背景として推進されてきた。では、こうして開催された NEAR 会議ではいったい何が議論されたのか。第 1 回 NEAR 会議の内容を概観しておこう。

NEAR 会議で掲げられたテーマは、「北東アジア地域自治体の課題とビジョン」、「北東アジア地域に関する連携と協力」であり、具体的には以下の点が議論された⁴⁶。

- ・ 北東アジア地域の共同財産である日本海（東海）の環境、資源保全のための共同調査や共同研究に協力
- ・ 農林水産業の技術と情報交換などを通じた北東アジア地域全体の発展
- ・ 地方自治体の駐在事務所の相互開設による交流拡大
- ・ 北東アジア学の創設、研究ネットワーク及び情報ネットワークの構築
- ・ 北東アジア地域をリードしていく人材育成のための共同努力
- ・ 交流ネットワークのための各自治体の対外連絡部門の明瞭化
- ・ 共同のビジョン確立とその実現のための組織設立 など

実務的な内容の情報交換も多く、NEAR 会議をいわゆる乾杯外交、物見遊山型の交流として片付けることは適当ではない。同会議で合意された「島根宣言」では、まず、「情報通信システムの発達と交通ネットワークの整備」と「国際的な緊張緩和の流れ」により、「地域と地域との交流の動き」が増大しているという時代認識を示し、「歴史的にも地理的にも密接な関係」にある北東アジアも、「豊かな実りある平和と交流の地域」へと変化しつつあることを指摘する。そして、NEAR 会議の意義として、「各々の自治体が持つ地域間交流のネットワーク化を促進」することにより、「北東アジア地域の発展の大きな一助となる」という認識を謳う（資料 1「島根宣言」参照）。ローカル・マルチラテラリズムに対する認識の共有を促すものであった。

その上で、合意事項として、1) NEAR 会議の継続的な開催、2) 地域間交流事業の共同実施——という二点を整理している。しかし、1) の会議の継続的な開催について具体的な展望が明確であったわけでも⁴⁷、2) の共同事業についてこの時点で何らかの具体策が盛り込ま

れたわけでもなかった。いずれも理念の段階に過ぎなかった。その意味で、NEAR 会議は、地方政府間の相互認識の確認と情報交換を行う交流機能に重点をおいた「対話フォーラム」として定義できよう。

以上、NEAR 会議の発足に至るまでのプロセスを島根県に着目して整理してきた。国際環境の変化に感応して国際行為体としてのアイデンティティを構築した島根県が、環日本海交流の後進性からの脱却という動機とローカル・マルチラテラリズムという戦略から、独自のイニシアティブを発揮していたのであった。

第 2 節 NEAR の成立

次に、NEAR という東北アジア初の広域地方政府間地域機構が成立するまでのプロセスを考察する。以下では、第 2 回から第 4 回にわたる NEAR 会議について、機構の提唱（第 2 回）、具体化（第 3 回）、成立（第 4 回）の時期に区分して考察していく。

2-1. 提 唱

（1）兵庫イニシアティブ：第 2 回 NEAR 会議

第 2 回 NEAR 会議は 1994 年 9 月 7～8 日、兵庫県出石町で開催された。兵庫県と「日沿連」、そして環日本海交流西日本協議会⁴⁸の共催であった。後援として、旧国土庁、外務省、旧自治省、全国知事会、駐日中華人民共和国大使館、駐日大韓民国大使館、駐日ロシア連邦大使館などが名を連ねた⁴⁹。

兵庫県は 1868 年の神戸港開港以来、「国際都市神戸」⁵⁰を抱えながら、早くから「国際先進県」として発展してきた⁵¹。たとえば、1969 年 4 月にハバロフスク地方と締結した姉妹提携は、広域地方政府レベルでは最も早く結ばれた旧ソ連との姉妹提携である。日ソ沿岸市長

会議の発足が 1970 年であることからみても画期的である⁵²。また兵庫県は、1980 年代の「地域の国際化」政策でも積極的な取り組みをみせてきた⁵³。中曽根内閣発足直前の 1982 年 11 月、兵庫県は、神奈川県とともに国際交流をテーマにした「地方の時代シンポジウム」を共催した⁵⁴。同シンポジウムで兵庫県の国際化施策を報告したのが、後に知事となる貝原俊民副知事（当時）であった⁵⁵。

兵庫県が 1990 年 4 月に設立した「兵庫県国際交流協会」は、NGO 協力や国際協力担当者育成などを「市民参加」のひとつとして掲げるなど、「他府県とは異なった新しい試み」との評価も受けている⁵⁶。また、1991 年 10 月、兵庫県は「日沿連」と共催で、第 2 回環日本海交流シンポジウムを兵庫県城崎町で開催した。ここで合意された「城崎アピール」には、

1. 「日本海国土軸」の実現に向けた交通・通信等の基盤づくりを共同で進めるための「日本海国土軸推進機構（仮称）」の創設
2. 環日本海地域全体の共同ビジョンの提示や国際的合意の形成、諸地域間の情報交換・研究の場となる「環日本海国際交流委員会」の設立

などの提言が盛り込まれた⁵⁷。同アピールは、環日本海交流の地域的取り組みを「連携」の方向に動き始めさせる契機となったとの指摘もある⁵⁸。後にも触れるが、兵庫県が第 2 回 NEAR 会議を主催し、国際組織の設立を提案することになった背景には、この「城崎アピール」のモメンタムがあったといえよう。

このように、兵庫県は一貫して環日本海交流の先進県のひとつとして歩んできた。第 2 回 NEAR 会議にみられる兵庫イニシアティブの背景には、環日本海交流における先進地域アイデンティティの確立という動機を読み取ることが可能であろう。

（2）日本の姉妹交流の集積としての「対話フォーラム」

第 2 回会議での参加地方政府は、日中韓ロ四ヶ国 10 地方政府であった（図 3-2 参照。なお、富山県はオブザーバー参加）。初参加は、日本では京都府、中国では黒龍江省、ロシアでは沿海地方であった。黒龍江省とは新潟県（1983 年 8 月 5 日提携）、沿海地方とは富山県（1992 年 8 月 26 日提携）がそれぞれ姉妹都市であった。参加地方政府間の構図は、第 1 回会議と同様に、日本側（日沿連）をハブとしたバイラテラルな姉妹都市交流の集積に過ぎず、ネットワークに発展を遂げたとはいえない。参加地方政府間の関係性は引き続き日本中心型

である。

ただし、参加した地方政府間がまったく無関係であったわけでは無い。とりわけ、中ロ東部国境に位置する黒龍江省と沿海地方およびハバロフスク地方との当時の関係は特筆すべきである。詳細は後述するが、両地域では1991年5月の「中ソ東部国境協定」調印以降、とくに1992年から93年にかけて、「国境ブーム」によって貿易や出入国者数などが急増していた⁵⁹。1992年1月にはハバロフスク地方と黒龍江省との間で経済貿易協力協定が結ばれ、同年6月には沿海地方と黒龍江省との間で協力協定が締結されている⁶⁰。しかしその一方で、ロシアへの中国人の流入増大に伴って、ロシアでは中国人への拒絶反応が巻き起こっていた⁶¹。また1993年半ば頃には、1991年の国境協定がメディアで盛んに取り上げられ、市街地から至近距離の土地が中国へ渡ることへの脅威から、ロシアで激しい反発が起こるようになっていたのである。

こうした中、江沢民主席が1994年9月にロシアを訪問し、エリツィン大統領との間で戦略的見地から中ロ関係の成熟を目的に、「建設的パートナーシップ」宣言を採択した。第2回NEAR会議は、この中ロ首脳会談の直後に開催されたのであった。NEAR会議において中ロ国境で直接対峙する黒龍江省とハバロフスク地方および沿海地方とが対話を行ったか否かの確認はできていない。しかし、NEAR会議という「対話フォーラム」において、少なくとも両者の代表が顔を合わせる機会となったのは事実である。中ロ国境画定問題がNEARに注入されていく契機となったとも考えられよう。

(3) NEAR と共同事業の提唱

同会議では、東北アジア地域間交流に関する各自治体の現況と将来の展望および協調事項、また、青少年交流の活性化・水産資源保護・環境問題など共同問題の相互努力などについて数多くの提案・議論がなされた⁶²。その上で、1) 会議の継続的な開催、2) 永続的な国際組織の具体化検討、3) 地方政府間の連携・協調による交流事業の具体化検討などが合意された(資料2「兵庫宣言」参照⁶³)。とくに2)と3)については、NEARの発展にとって重要な意味を持つ合意でもあった。

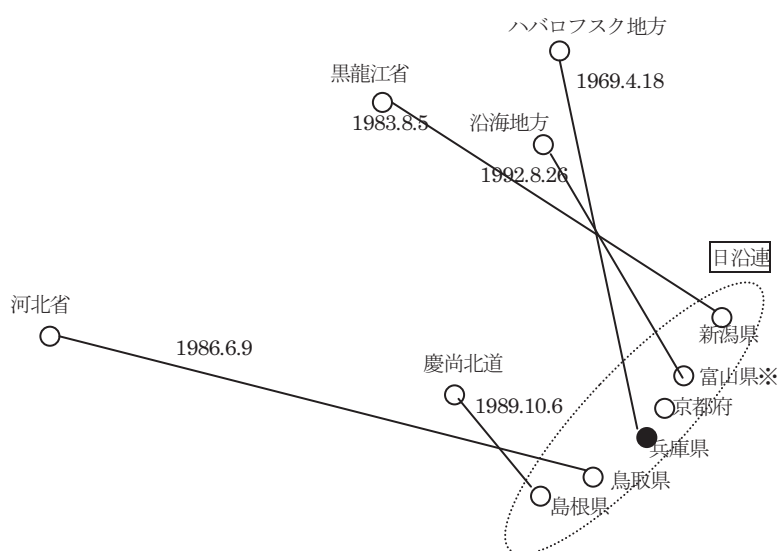
まず、2)の「永続的な国際組織設置」提案をしたのは、兵庫県であった。東北アジアで初めて常設事務局をもつ国際組織設置の提案である。大津浩は、この提案を「『北東アジア

版 IULA』を目指す」とさえ称せられた恒常的組織への脱皮の試み」と表現する⁶⁴。前述したように、1991年10月の「城崎アピール」が同提案の原型であったと考えられる。

一方で、3)の「NEAR 交流の船」事業の提案をしたのは、島根県であった。「NEAR 交流の船」事業は、1992年11月の「NEAR 協調行動計画（島根合意）」におけるプロジェクトのひとつであった。島根県は、NEAR 会議の組織化との関連で、同事業を NEAR の最初の共同事業にしようと模索していた。

かくして、2) 国際組織の企画案作りについては兵庫県、また、3) NEAR 交流の船事業については島根県が中心となり進めていくこととなった。ただし、前者については、「日沿連」の事務局である富山県も企画案作りへの参画の意向を示したため、具体的には、兵庫県、富山県、「日沿連」構成府県や北九州 3 県での議論が綿密に重ねられていくこととなった⁶⁵。後者については、実際の詳細設計に当たったのは、「地域振興 PLANET」（代表：川口耕一氏）という島根県出雲市にある民間の地域シンクタンクであったという⁶⁶。

図 3-2 第 2 回 NEAR 会議参加地方政府と姉妹都市関係（1994 年 9 月）



注1：●は開催地方政府、○は参加地方政府、—は姉妹都市関係を示す。

注2：富山県はオブザーバー参加。

注3：日付は姉妹提携の年月日。

出所：CLAIR（日本自治体国際化協会）、CIFCA（中国国際友好城市連合会）、GAOK（韓国全国市道知事協議会）の各ホームページ、および各地方政府のホームページを基に筆者作成。

2-2. 具体化

(1) ハバロフスク・イニシアティブ：第3回 NEAR 会議

第3回 NEAR 会議は1995年9月6～7日、ロシア・ハバロフスク地方で開催された。環日本海交流関連の会議が日本以外で開催された初めての会議であった。ハバロフスク地方は第2回会議の開催県であった兵庫県の姉妹都市でもあり、会議開催に向けた働きかけが兵庫県からあったことは想像に難くない。ただし、ハバロフスク地方が NEAR 会議開催を引き受けたのは、前項でも触れたように、中ロ国境問題をめぐるキャンペーンとしての活用も意図していたと考えられる。

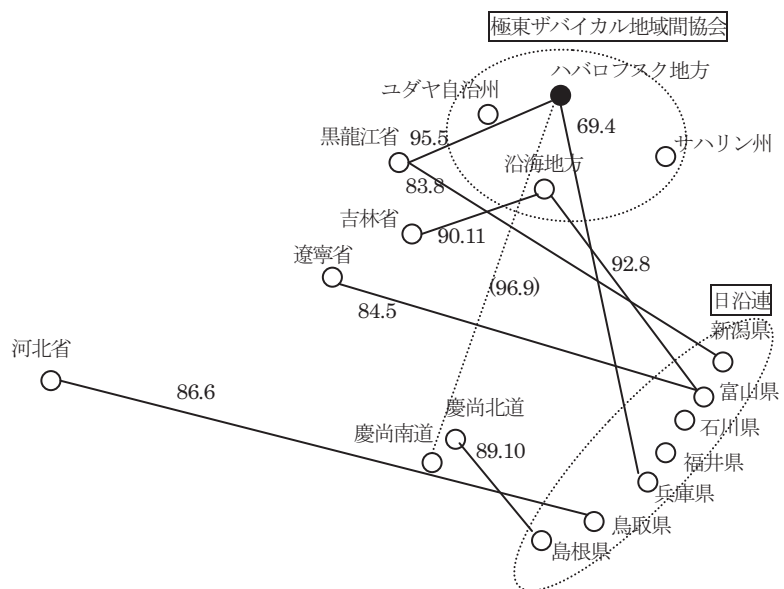
前述したように、ハバロフスク地方では1993年半ば以降、1991年の中ロ東部国境協定により、市街地から至近距離2キロの三角州（大ウスリー島、タラバロフ島）が中国へ渡ることへの脅威が急速に高まっていた。堀内賢志によれば、ハバロフスク地方は、「極東地域の行政的な中心地としての地位にあり、イシャーエフ知事は、極東地域の地方政府リーダーたちによって形成されたロビー団体である『極東ザバイカル地域間協会』の議長」として、「極東地域としての一体性を持って中央に圧力をかけ」、地方の声を代弁したという⁶⁷。

極東地域の代表として声を集約しようというハバロフスク地方の意図は、第3回 NEAR 会議の参加地方政府の構図にも見て取れる。図3-3に示したように、第3回会議の参加地方政府は、日中韓四ヶ国17地方政府である。このうちロシアの参加地方政府は、ハバロフスク地方のほか、沿海地方、ユダヤ自治州、そしてサハリン州で、いずれも「極東ザバイカル地域間協会」に属する地方政府であった。ユダヤ自治州とサハリン州は、広域地方政府レベルで日本との姉妹提携が無かった⁶⁸。ユダヤ自治州は、中ロ国境流域であるアムール河を挟んで黒龍江省と対峙する地方政府でもあった。かくして、第3回 NEAR 会議は、これまでの日本側（日沿連）をハブとした姉妹都市の集積という特性に加え、ハバロフスク地方主導の中ロ国境問題に関する政治的キャンペーンとしての性格も併せもっていたのである。参加地方政府の構図は、ハブとしてのハバロフスク地方が加わる形で、日本中心型から分節型に移行したといえよう。

また、このほかに特筆すべきことは、NEAR 会議が新たな交流を創出する役割も果たしていたことである。日本とロシアを除く初参加の地方政府のうち（中国では遼寧省、吉林省、

韓国では慶尚南道)、遼寧省は富山県（1984年5月9日提携）と姉妹都市であったが、吉林省と慶尚南道はいずれの日本側地方政府とも姉妹提携が無かった。つまり、両地方政府は日本を介することなく、吉林省は沿海地方との関係から、また慶尚南道はハバロフスク地方との交流を進めるために NEAR 会議に参加したのであった。慶尚南道とハバロフスク地方は翌 1996 年 9 月に姉妹提携を行っている。また、ハバロフスク地方と黒龍江省も 1995 年 5 月に姉妹交流を締結していた。かくして、NEAR 会議は次第に地方政府間ネットワークへと発展しつつあった。

図 3-3 第 3 回 NEAR 会議参加地方政府と姉妹都市関係（1995 年 9 月）



注 1 : ●は開催地方政府、○は参加地方政府、——は姉妹都市関係を示す。

注 2 : 日付は姉妹提携の年月。

出所 : CLAIR (日本自治体国際化協会)、CIFCA (中国国際友好城市連合会)、GAOK (韓国全国市道知事協議会) の各ホームページ、および各地方政府のホームページを基に筆者作成。

(2) ワーキング機関設置と共同施策プランの作成

NEAR 会議の特性が若干変容したとはいえ、NEAR の発展に果たす重要な役割は、依然として日本側地方政府が握っていた。同会議では、東北アジア地域間の文化、経済など多様な分野にわたる交流協力体系の構築などが議論され、合意事項として、1) 会議の継続的開

催、2) 永続的な国際組織設立に向けた「ワーキング機関」の設置、3) 地域間交流と相互作用を促進する「共同施策プラン」の作成などが決められた(資料3「ハバロフスク宣言」参照)⁶⁹。

1) については、翌1996年に韓国・慶尚北道で第4回会議を開催することが決定された。2) の「ワーキング機関」については、構成メンバーとして、日本から富山県と兵庫県、中国から黒龍江省、韓国から慶尚北道、そしてロシアからハバロフスク地方の四ヶ国五地方政府が選出された。国際組織の具体案づくりはこれまで日本側地方政府が中心となって進められてきたが、今後は次回会議開催地である慶尚北道が中心となって実務を総括し準備に当たることとなった。ここで興味深いことは、この国際組織の具体案づくりをめぐる参加地方政府の間で共通の認識が醸成されていたわけではなかったことにある。島根県の山根泉は、ロシア側から、「地域ブロック形成の視点から、EUやNAFTAなどの地域ブロック形成に姿を重ねた期待が寄せられた」が、それに対して同氏は、「こうした期待は、自治体組織の枠組みを大きく超えるものである」と疑義を呈している⁷⁰。同会議で議論を深めるには至らなかったが、地方政府間の国際組織への認識ギャップは大きなものであったといえよう。

このほか、3) の「共同施策プラン」については、島根県から提出された「NEAR 交流の船」事業案を含め、地域間交流と相互作用を促進するための「共同施策プラン」の作成という形で合意された⁷¹。

2-3. 成 立

(1) 慶北イニシアティブ：第4回 NEAR 会議=第1回 NEAR 総会

「ワーキング機関」の会合は1996年7月、韓国・慶尚北道で開催された。慶尚北道の李義根知事(当時)による議長の下、国際組織の素案が固められた。

約2ヶ月後の同年9月11~14日、同じく慶尚北道慶州市で、第4回 NEAR 会議が開催された。参加地方政府は第3回会議よりさらに拡大し、日中韓ロ四ヶ国29地方政府となった(図3-4参照)。初参加は、日本では青森県、中国では山東省と河南省、韓国では京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、ロシアではアムール州、ブリヤート共

和国、イルクーツク州、カムチャツカ州、サハ共和国、チタ州（現ザバイカリエ地方）などである。初参加した地方政府のうち日本側と姉妹提携をしていたのは、ハバロフスク地方と青森県（1992年8月27日提携）、鳥取県と韓国・江原道（1994年11月7日）のみであった。もはや参加地方政府の構図は、日本との姉妹都市の集積ではなく、多様な関係性が抽入した分散型に移行していたと見てよいだろう。

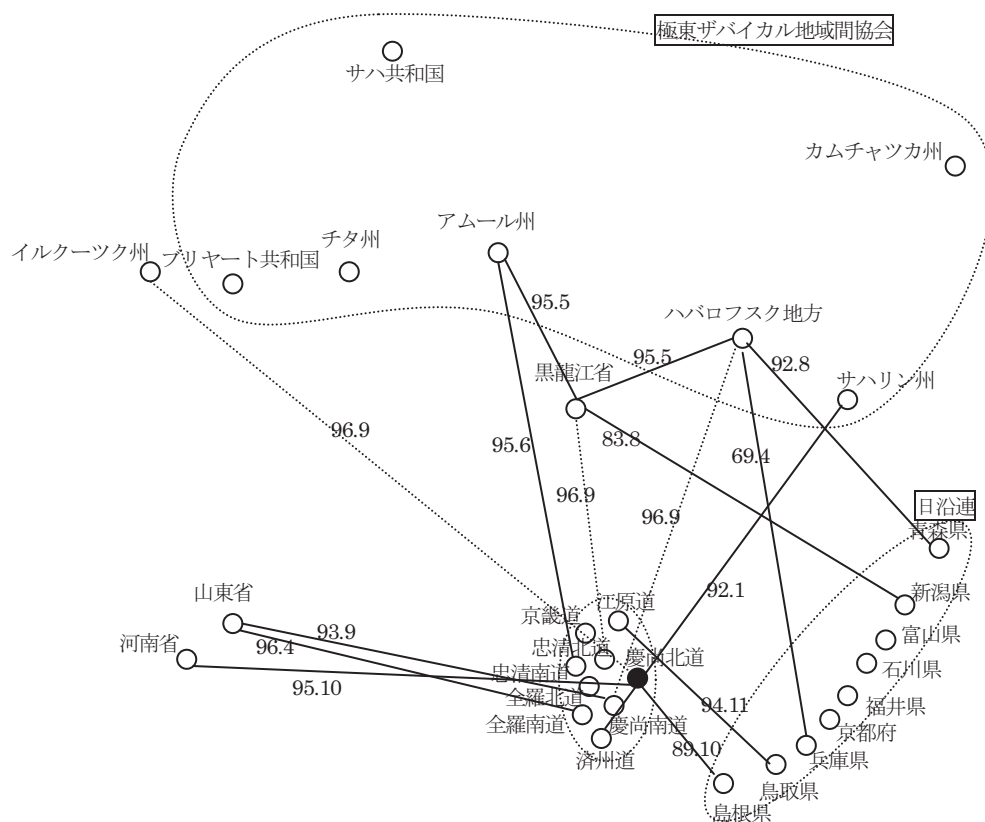
とりわけ、韓国は初めて NEAR 会議を開催したにもかかわらず、八つの道レベル地方政府すべてが参加するなど積極的な対応を見せていた。中国から初参加した地方政府のうち、山東省は慶尚南道（1993年9月）と全羅南道（1996年4月）、河南省は慶尚北道（1995年10月）と姉妹提携をしていた。また、ロシア・アムール州とは忠清南道（1995年6月）、サハリン州とは済州道（1992年1月）がそれぞれ姉妹都市であった。このほか、この NEAR 会議を契機に、慶尚南道とハバロフスク地方、慶尚北道とイルクーツク州、そして忠清北道と黒龍江省がそれぞれ姉妹都市となっている。その意味で、第4回 NEAR 会議＝第1回 NEAR 総会の参加地方政府の構図は、韓国がハブとなった姉妹交流の集積ともいえよう。

こうした積極的な対応を見せた韓国の中でもとりわけ慶尚北道は、NEAR 会議開催に積極的なイニシアティブを発揮していた。背景には韓国の国内政治の動向があった。韓国では金泳三大統領（当時）が1995年1月25日、「世界化」構想を打ち出し、中央政府による様々な地方支援政策が展開していた⁷²。一方で、地方自治改革も急速に進展し（1994年の地方自治法改正や翌1995年1月及び5月の大規模な市郡統合など）、1995年6月には広域・基礎両レベルで首長・議員を直接公選する四大地方選挙が実施された⁷³。NEAR 会議開催を推進した李義根が慶尚北道知事に選出されるのもこの地方選挙である。同選挙では、金泳三率いる民自党（当時）が、仁川広域市、釜山広域市、京畿道、慶尚南道、そして慶尚北道で勝利を収めた。李義根は民自党に属していたが、金泳三政権内では大統領秘書室行政首席秘書官の職に就いていたのであった⁷⁴。したがって、慶尚北道は、「世界化」構想に関する様々な政策的資源を中央から受け入れやすい環境にあったといえよう。

かくして、中央・地方一体となった「世界化」構想の推進と地方自治改革の進展を背景に、中央の政策資源を活用した慶尚北道が第4回 NEAR 会議を開催したのであった。共催者には韓国内務部と外務部（いずれも当時）が名を連ねており⁷⁵、中央からの働きかけがあった可能性は否定し得ない。ただし、第4回 NEAR 会議＝第1回 NEAR 総会が中央政府の完全

な管理・統制下にあったと断定することはできないだろう。「世界化」構想の推進をめぐる地方間の横並び競争というメカニズムとして見れば、中央の支持を獲得し得たのが金泳三の地元慶尚南道ではなく慶尚北道であったのは、慶尚北道のイニシアティブに他ならない。具正謨は、慶尚北道の当時の国際戦略の課題を、1) 環東海圏国際経済交流・協力の拠点の確立、2) 創造的産業・技術の開発拠点の創出、3) 産業・技術情報の拠点の創出、4) 国際的観光・リゾート拠点の創出、5) 国際的総合物流拠点の創出——の五つから整理し、製鉄都市の浦項を環東海（日本海）圏交流の拠点とし、大邱を後背地とした大邱・慶尚北道の国際経済戦略として捉えている⁷⁶。

図 3-4 第 4 回 NEAR 会議参加地方政府と姉妹都市関係（1996 年 9 月）



注 1 : ●は開催地方政府、○は参加地方政府、——は姉妹都市関係を示す。

注 2 : 日付は姉妹提携の年月。

注 3 : チタ州は 2008 年 3 月 1 日、アガ・ブリアート自治管区と合併しザバイカリエ地方となった。

出所 : CLAIR (日本自治体国際化協会)、CIFCA (中国国際友好城市連合会)、GAOK (韓国全国市道知事協議会) の各ホームページ、および各地方政府のホームページを基に筆者作成。

(2) 多様化する参加地方政府の志向性

NEAR 会議への参加地方政府数が増加するに伴い、各地方政府の志向性はますます多様化した。「21 世紀を目指した北東アジア地域自治体の実践的交流・協力方案」をテーマに掲げた同会議では、地域間の交流協力プロジェクトおよび発展戦略が討議された（資料 4「慶尚北道宣言」参照）。各参加地方政府の演説・提案内容を整理したものが、表 3-2 である。経済交流、学術文化交流、環境協力、災害対策などの分野でさまざまな提案がなされていることが分かる。特徴的なことは、日本と韓国の地方政府が学術文化交流、環境協力、災害対策などに関心を寄せていたのに対し、中国とロシアの地方政府は経済交流（東北アジアに存する資源の有効活用、投資の促進）に関心が集中していたことであろう。

表 3-2 第 4 回 NEAR 会議＝第 1 回 NEAR 総会における演説・提案の概要

分野	演説・提案内容	演説・提案自治体
経済交流	<ul style="list-style-type: none"> ・東北アジア地域に存する資源の有効活用 ・投資の促進 	黒龍江省、河南省、山東省 ハバロフスク地方ほかロシアの全参加自治体 黒龍江省、河南省、山東省 ハバロフスク地方ほかロシアの全参加自治体
学術文化交流	<ul style="list-style-type: none"> ・東北アジア研究所の整備 ・交流の船事業の実施 ・環日本海アカデミックフォーラムの開設 ・国際民族フェスティバル等芸術文化に関するイベントの開催 	島根県、慶尚北道 島根県 京都府 慶尚南道、慶尚北道
環境協力	<ul style="list-style-type: none"> ・環境協力システム構築の必要性 ・日本海の海洋環境保全対策 ・環境協力に関するフォーラムの開催 	富山県、石川県、兵庫県、全羅北道、忠清南道、慶尚北道、イルクーツク州 富山県、兵庫県 忠清南道、忠清北道、慶尚北道
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・データの交流等予防のための共通の協力 	兵庫県

出所：畑中啓良「『北東アジア地域自治体連合』の設立について」（『自治体国際化フォーラム』第 88 号、1997 年）28 頁。

ここで経済交流に関心を寄せるロシア地方政府の行動様式について触れておこう。参加したロシア側の地方政府は、イルクーツク州を除いて、すべて「極東ザバイカル地域間協会」に属する地方政府である（図 3-4 参照）。「極東ザバイカル地域間協会」は、極東連邦管区の地方政府およびシベリア連邦管区のチタ州（現ザバイカリエ地方）とブリヤート共和国によって構成される。前述したように、議長であるハバロフスク地方が中央へのロビーイングの

手段として活用してきた組織でもある。中でも、今回初参加したアムール州、チタ州（現ザバイカリエ地方）、ブリヤート共和国の三地方政府は、中ロ東部国境に位置し、いずれも中ロ国境画定問題をめぐる軋轢が加熱していた地方でもある。第3回 NEAR 会議（ハバロフスク地方）のおよそ半年後の1996年4月、エリツィン大統領が訪中し「戦略的パートナーシップ」の宣言をすることとなるが、その訪中直前、エリツィン大統領はハバロフスク地方に立ち寄り、極東ザバイカル地域間協会が中心となって作成した「極東ザバイカル長期発展プログラム」を承認したのであった⁷⁷。中央と極東地域との関係を安定化し、同時に、国境問題を押さえ込もうとしたのである。この3ヶ月後に開催された第4回 NEAR 会議＝第1回総会で、「極東ザバイカル地域間協会」に属する地方政府が多く参加したのは、中ロの地方政府間で経済交流に関して議論を深めることが企図されていた。

一方で、イルクーツク州の背景については、中ロ国境問題というよりも、コビクタ・ガス田の共同開発プロジェクトがあった。同ガス田は、1987年に鉦床が発見され、1990年に始まった開発プロジェクトは1994年ごろから国際プロジェクトの色彩を帯び始め、1995年から中国・韓国との交渉が本格化した。中韓ロ三ヶ国の共同開発により、長距離パイプラインで中韓への天然ガスの長期安定供給を図ることを目的としていた⁷⁸。イルクーツク州が NEAR 会議に参加したのはガス田プロジェクトの一環でもあったと推論できよう⁷⁹。

このように経済交流に関心を寄せるロシア・中国と、日本と韓国側の志向性は必ずしも一致していたわけではない。同会議では、各地方政府からの演説・提案を踏まえ、NEARの課題が次の七つに整理された。

- ①ロシア・中国の資源に対する投資開発
- ②人的・物的交流の拡大
- ③環境問題に対する共同対応
- ④地震、洪水、日照りなど自然災害に対する共同対応
- ⑤東北アジア研究センター設立の推進
- ⑥北朝鮮・モンゴルの連合への参加
- ⑦各種博覧会、文化芸術祭、展示会などの共同開催

この整理については、慶尚北道が推進している施策、例えば、東北アジア研究センターの設立やビジネス促進会議、あるいは慶州世界文化エキスポなどの行事が色濃く反映されたも

のという指摘もある⁸⁰。だが、③の環境問題に対する共同対応や④の自然災害に対する共同対応など、いわゆる不条理の是正を目的とした理 (issue-oriented identity) に立脚した志向性も見取れる。また、⑥の北朝鮮・モンゴルの参加については、ハバロフスク地方が北朝鮮、鳥取県がモンゴルをそれぞれ提案した。

また、各種提案があった共同事業は、NEAR が実施主体となるのではなく、提案自治体を中心として、参加地方政府に呼びかけて実施するというスタイルをとることとなった⁸¹。島根県提唱の「NEAR 交流の船」事業もそのひとつである。

(3) NEAR 憲章の制定と緩やかな「ネットワーク組織」の誕生

参加地方政府に多様な志向性があったとしても、NEAR 最大のテーマは「永続的な国際組織の設立」であったことに疑いはない。第4回会議では、機構設立のための「憲章案」が討議され、参加地方政府全てを構成メンバーとする「憲章」の合意に至った。憲章第二条では、NEAR の目的を、「互恵・平等の精神に基づき、全ての自治体間の交流協力ネットワークを形成することによって、相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域全体の発展を目指すとともに世界平和に寄与すること」と謳った。

ただし、署名を行った参加地方政府代表者のうち、中国の参加者がそれを留保したのであった。中国では国際的な取り決めを行う場合、中央政府の承認が必要なため、持ち帰って検討することとされた。とはいえ、会議での発言内容から、憲章には「おおむね合意をしている」と判断されていたという⁸²。かくして、東北アジアにおいて史上最大の広域地方政府間機構 NEAR が誕生したのであった。

NEAR がこのように憲章の採択をもって誕生したことから、NEAR の特徴を、「地域間協定先行型ネットワーク」と位置付ける見方がある⁸³。確かに、本章で見てきたように、NEAR の参加地方政府の間で、何らかの共同事業が「先行」して実施されてきたわけでもなければ、国家間の条約が締結されていたわけでもない。しかし、兵庫県の提唱から始まり、「ワーキング機関」設置などを経て、イニシアティブを慶尚北道が握っていくなど、憲章案作りにも紆余曲折があった。法形式の整った憲章の採択という形で公式にスタートしたことは画期的であるが、それまでの「対話フォーラム」での交流蓄積の中から憲章は育まれてきたのである。

「協定先行型」となったのは、逆説的には、共同事業の企画・実施が容易で無かったことの帰結でもあった。共同事業の困難性は、政治体制と経済状況が異なる東北アジア地方政府間において、ネットワークを構築する上での最大の課題でもある。実際、憲章が策定されたとはいえ、NEARの組織形態は緩やかなものであった。NEARの制度については第5章で詳述するが、常設の事務局を当面置かないこと（第十二条第二項）や会費制も当面導入しないこと（第十五条第二項）などの暫定規定が置かれた。これによって、NEARの組織構造は極めて緩やかで、個別の事業も提案地方政府主導型のプロジェクト方式とならざるを得なかったのである。

他方で、NEARの意思決定メカニズムが整備されたことには括目すべきである。NEARの最高議決機関として「総会」が置かれ（第六条）、その議決方式として「多数決制」が明示されたのであった。会員地方政府は各一票の議決権を持ち（第九条第一項）、在籍会員の過半数の出席と出席会員の三分の二以上（同条第二項）ないしは過半数（同条第三項）の賛成により議決することとなった。多数決制が導入されたことにより、「強力で安定した自治体国際連合組織」への発展する可能性を持ち得たとも評価されている⁸⁴。

かくして、NEAR会議という「対話フォーラム」として出発したNEARは、一定の意思決定メカニズムを備えた「ネットワーク組織」へと発展を遂げた。とはいえ、自律的な国際機構として成熟するには、その後、多くの時間と労力が費やされるのであった。

小 括：ローカル・マルチラテラリズムの胎動

本章では、NEARの成立プロセスについて、第1回から第4回までの会議を主催した地方政府（島根県、兵庫県、ハバロフスク地方、慶尚北道）の動機・戦略や参加地方政府間の構図などに焦点を当てつつ、記述分析を行った。分析結果の要点は次の三点に整理できる。

①ローカル・イニシアティブ：国際行為体としての地方政府

NEAR会議を主催した各地方政府の行動様式は、冷戦後の国際環境の変化と地域の国際化

政策が展開する中で、国家戦略に同調しつつもそれぞれ独自のイニシアティブを発揮していた。国家（中央政府）の政策的支援がある中で、島根県（第1回、1993年）は、環日本海交流の後進性からの脱却という動機とローカル・マルチラテラリズムという戦略の下で NEAR 会議を最初に開催した。兵庫県（第2回、1994年）は、環日本海交流の先進地域アイデンティティの確立と地方政府間地域機構の構築、ハバロフスク地方（第3回、1995年）は、中ロ国境画定問題に対する地方からの政治キャンペーンと極東ザバイカル地域発展戦略の推進、慶尚北道（第4回、1996年）は、「世界化」構想の実践と環東海（日本海）国際経済交流の拠点確立などがそれぞれ独自の動機・戦略として存在していた。国際行為体としてのアイデンティティを獲得した地方政府による自律的政治行為として捉えることが可能である。

実際、国家間プロジェクトの TRADP とは無関係に展開していた。吉林省や沿海地方など TRADP に関わる地方政府は NEAR 成立過程に深くコミットせず、また NEAR に参加していた地方政府間でもコミットの程度や質にはばらつきが見られた。NEAR の成立過程が国家戦略の一環であったとすれば、地方政府の行動にある程度の均一性が見られても不思議ではない。地方政府による国境を越えた相互参照や横並び競争など、水平的な相互作用メカニズムが作動していたといえよう。

②ローカル・マルチラテラリズム：ローカルのネットワーク化と中心の分散化

NEAR 会議への参加地方政府の関係性は、日本中心型の構図からスタートし、ネットワーク化と中心の分散化が進んだ。第1回会議（島根県）と第2回会議（兵庫県）では、日本の姉妹都市が集積して出来上がった構図に過ぎなかった。それが第3回会議（ハバロフスク地方）でハバロフスク地方をハブとした「極東ザバイカル地域間協会」のメンバー（沿海地方、サハリン州、ユダヤ自治州）が参加し、ネットワーク化した。さらに第4回会議（慶尚北道）では韓国地方政府がハブとして加わり、韓国の地方政府が提携する各姉妹都市が参加し、ネットワーク化と中心の分散化が進展した。

このようにローカル・マルチラテラリズムとしての NEAR は成立段階からすでに多中心的な構図となっていた。また、NEAR を介して新たな姉妹都市が締結されるなど、NEAR が参加地方政府同士をネットワーク化する結節点にもなっていた。

③緩やかな制度化：対話フォーラムからネットワーク組織へ

第1回から第4回までの NEAR 会議は、いずれも親善友好・情報交換型の対話フォーラムであった。それが1996年の第4回会議＝第1回総会（慶尚北道）において、一定の意思決定メカニズムを備えた地域間協定「憲章」の締結に成功し、ネットワーク組織へと自己発展を遂げた。中国が留保したとはいえ、超国家的機構不在の東北アジアにおいて、地方政府間の枠組みが先行して緩やかな制度化の一步を遂げたことは画期的であるといえよう。

1 芳井研一「『環日本海』の回顧と展望」（佐々木寛編『東アジア<共生>の条件』世織書房、2006年）305-309頁を参照。

2 多賀秀敏「豆満江（図們江）地域開発計画」（吉田康彦・進藤榮一編『動き出した朝鮮半島—南北統一と日本の選択』日本評論社、2000年）172頁。

3 同上、174頁。

4 進藤兵「自治体『国際化』の構造——自治体の『国際化』と地域活性化」（『月刊自治研』33巻7号、1991年）、地方自治協会監修、伊藤善一・水谷三公・渡戸一郎編『自治体の国際化政策と地域活性化』（学陽書房、1988年）、地方自治協会編『自治体の国際化政策が地域活性化に果たす役割』（学陽書房、1988年）などを参照。伊藤・水谷・渡戸編では、自治体の国際化政策を、①産業振興、②観光振興、③文化振興、④学術・教育振興、⑤国際的まちづくり——の五つに類型化している。これに対し、地域住民の精神の活性化を強調したものとして、初瀬龍平「自治体の国際化政策—住民との関連—」（『国際協力論集』第1巻第2号、1993年12月）。初瀬は、自治体の国際化政策によって、「地域の物質的環境を改善することは、少なくとも当面の目標とはならない。むしろ、その目標は、地域住民の精神の活性化をはかることにある」

- と指摘する。同、12頁。このほか、「より良い生活空間づくり」という視点から地域再生と国際化政策を論じたものに、金田昌司『地域再生と国際化への政策形成——より良い生活空間づくりへの途』（中央大学出版会、2003年）がある。
- 5 榎田勝利「地域の国際化と地域国際化協会の沿革」（自治体国際化協会編『地域国際化協会のあり方に関する調査研究報告書』2000年11月）18頁。
 - 6 旧自治省が「地域の国際化」施策に取り組むようになった契機のひとつは、1985年の全国知事会議で武村正義滋賀県知事（当時）から総理に対して要請があったことにあるという。榎田、同上。また、中央政府の対応の裏に「外務省と旧自治省との間で『シマ』争いの要素がなげにしも非ず」であったという多賀の評価は卓見である。多賀秀敏「自治体の国際協力」（松下圭一・西尾勝・新藤宗幸編『岩波講座 自治体の構想3 政策』岩波書店、2002年）222-223頁。
 - 7 自治省「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針（昭和62年3月17日付け自治画第37号）」、1987年3月。
 - 8 国土庁『第四次全国総合開発計画』（1987年6月）4-5頁、10-12頁。
 - 9 政府の自治体国際活動への関与の経緯と組織別対応については、毛受敏浩「グローバル化に直面する自治体の国際活動」（古川俊一・毛受敏浩編『自治体変革の現実と政策』中央法規、2002年）212-217頁。また、国際協力事業団・国際協力総合研究所『地方自治体の国際協力事業への参加・第2フェーズ報告書』2000年11月の巻末「資料編6 JICAにおける現在の自治体関連事業及び担当部課一覧」「資料編7 自治体等が利用可能な各機関の主要自治体支援策一覧」249-253頁も参照されたい。
 - 10 JETプログラムについては、ホームページ<<http://www.jetprogramme.org/j/>>（2013年9月9日取得）のほか、築道と明「日本の英語教育改革に関する一考察——JETプログラムを中心に」（『広島外国語教育研究』（No.10、2007年3月）1-16頁、McConnel, D.L. *Importing Diversity: Inside Japan's JET Program*, Berkley: Univ. of California Press, 2000）などを参照。
 - 11 1988年に開始され、1992年までに2万3,000件余りの事業が展開された。そのうち姉妹都市交流やユニークな国際化の推進活動など国際的な事業は約1,000件に上ったという。榎田、前掲書、19頁。
 - 12 自治省「国際交流のまちづくりのための指針（昭和63年7月1日付け自治画第97号）」、1988年7月1日。
 - 13 詳しくは、CLAIRのホームページを参照されたい。<<http://www.clair.or.jp/>>（2013年9月9日取得）。
 - 14 自治省「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針（平成元年2月14日付け自治画第17号）」、1989年2月14日。1990年1月には、地域国際化協会として34団体が認定され、財政措置が講じられることとなった。自治大臣官房企画室「地域国際化協会の認定について（平成2年1月8日）」（地方自治協会編『国際交流のまちづくりをめざして——地域住民を中心とした地域の国際交流のあり方に関する調査報告書』1990年3月）179-181頁を参照。
 - 15 岩田勝雄『新地域国際化論——自治体における国際化政策への指針』（法律文化社、1994年）3頁。
 - 16 詳しくは、JIAMのホームページを参照されたい。<<http://www.jiam.jp/index.html>>（2013年9月9日取得）。
 - 17 山脇啓造「地方自治体の外国人施策に関する批判的考察」（『明治大学社会科学研究所ディスカッションペーパー』（2003年11月）4頁。
 - 18 島根県の環日本海交流については、内藤正中による次の文献が詳しい。内藤正中編『島根県の環日本海交流——地域からの国際化——』（今井書店、1993年）、同「深まる山陰地方の北東アジア交流」（羽貝正美・大津浩編『自治体外交の挑戦——地域の自立から国際交流圏の形成へ』有信堂、1994年）204-228頁。
 - 19 環日本海（東海）松江国際シンポジウム実行委員会編『環日本海（東海）松江国際シンポジウム報告書：日本海沿岸地域の文化交流と地域振興』（山陰放送、1987年）、山村勝郎「環日本

-
- 海松江国際シンポジウムに参加して」『CURES NEWSLETTER (地域経済ニューズレター)』(No.1、金沢大学経済学部、1986年10月30日) 6-8頁などを参照。
- 20 内藤、前掲書(1993年)、5頁。
- 21 仲田、前掲論文、57頁。しまね国際センターについて詳しくは、同センターのホームページを参照されたい。<<http://www.sic-info.org/>> (2013年9月9日取得)。
- 22 岩田、前掲書、176-179頁。1989年の改訂版についての分析・評価である。
- 23 内藤、前掲書、3-4頁。なお、島根県の記載が欠落していたのは、企業向けアンケートの対象地域としてであって、自治体向けのアンケートの中では対象となっていることに留意されたい。経済企画庁総合計画局編『環日本海時代と地域の活性化—日本海沿岸地域の特色ある発展に向けて』(大蔵省印刷局、1992年)を参照。
- 24 仲田盛義「島根県の国際化施策の特色と課題—『信頼』の地域連携—」(島根県立大学『北東アジア研究』第5号、2003年3月) 57頁。仲田は、地方の「地域国際化」の取り組みを、「国が持っていた問題意識とは少し異なる形」を取った独自の取り組みとし、「地方における動機、契機と制度の整備が合致した時期であった」と指摘する。同上、同頁。
- 25 島根県と慶尚北道の姉妹提携の詳細は、島根県国際交流センター『島根県 慶尚北道 姉妹交流のあゆみ』(1994年)を参照されたい。島根県が慶尚北道を相手先としたのは、島根県在住コリアンに慶尚北道出身者が多いこと、また竹島/独島領有権をめぐる利害を共有していることなどを理由としている。島根県のコリアンについては、ミカ・メルヴィオ「日本におけるコリアンと島根県の事例」(赤羽恒雄・アンナ・ワシリエバ編『国境を越える人々—北東アジアにおける人口移動』国際書院、2006年) 177-202頁を参照されたい。
- 26 内藤、前掲書(1993年)、14頁。
- 27 「みちみちる島根」については、国に対しても積極的な働きかけをしていく必要があるとした点が全国的にも注目されたという。内藤、前掲書、6-11頁。
- 28 岩田勝雄「地域・自治体の国際協力・国際交流政策の意義」(『立命館経済』第49巻第5号、2000年12月) 26-27頁。しかし、国際化推進の財源確保の方法を明示していないことから、「依然として中央政府の指示待ちあるいは補助金をあてにした内容」と喝破する。同上、28頁。
- 29 澄田島根県知事(当時)は、日本国有鉄道常務理事などを経て、1987年4月に就任した。2007年4月まで最長の5期20年間務めた。「道路知事」とも揶揄されるほど社会資本整備に注力した。日本海側の他の知事と比較しても、環日本海交流に対する特別なイニシアティブを確認することは難しい。澄田知事については以下を参照。角間隆『地方よ、アクティブに甦れ!—「地方の時代」の未来戦略 No.7』(ぎょうせい、1990年) 1-93頁、澄田信義『汽笛に想う—鉄道マン知事の交通への挑戦』(ぎょうせい、2001年)、読売新聞社編『地方が変わる、日本を変える(全国知事リレー講座 No.2)』(ぎょうせい、2002年) 203-241頁。
- 30 内藤、前掲書(1993年)、12-13頁。
- 31 島根県立大学の設立と北東アジア学構築の軌跡等については、宇野重昭『[北東アジア学創成シリーズ 第1巻] 北東アジア学への道』(国際書院、2012年) 91-140頁が詳しい。
- 32 「日沿連」は、日本海沿岸地域の振興・発展を目的に、1964年10月9日に発足した組織。日本海沿岸の12府県によって構成され、事務局は富山県にある。同地域の国会議員で構成される日本海沿岸地帯振興促進議員連盟(略称「日沿議連」)も同時に発足している。「日沿連」は1990年から「環日本海交流シンポジウム」を開催していたが、NEAR会議を第4回シンポジウムとした(テーマ:北東アジア地域の一体的な発展をめざして)。なお、「環日本海交流シンポジウム」は、第1回が1990年11月2日富山県(環日本海交流の推進)、第2回が1991年10月30日兵庫県(環日本海交流圏の形成をめざして)、第3回が1992年2月18日新潟県(環日本海交流圏発展のシナリオと地域の役割)であった。日本海沿岸地域振興連盟ホームページを参照。<<http://www.pref.toyama.jp/sections/1002/nichienren/index.html>> (2012年8月14日取得)。
- 33 大津浩『「北東アジア地域自治体連合」に見る自治体国際組織作りの現状と可能性』『法学セミ

-
- ナー』(No.520、1989年4月) 23頁。
- 34 山根泉「北東アジア地域自治体会議と『NEAR 交流の船』(金森久雄監修/NEAR(北東アジア)知的インフラ委員会著『「国」を超えた「地域」のつながり ボーダーレス時代の地域間交流 日本・中国・韓国・ロシア「環日本海」知的インフラ構築の道を模索する』アルク、1999年) 118頁。
- 35 広島県については、中国地方知事会の会長県であったこと、島根県のバックヤードとしての広島圏への考慮などから、島根県が参加依頼をしたという。山根、前掲書、119頁。ただし、その後、広島県がNEAR関連の会議に参加したことは一度もない。
- 36 ただし、当時、姉妹提携をしていた以下の6件については、提携先の地方政府は参加していない。新潟県と中国・黒龍江省(1983年8月5日)、富山県と中国・遼寧省(1984年5月9日)、富山県とロシア沿海地方(1992年8月26日提携)、兵庫県と中国・広東省(1983年3月23日)、兵庫県と海南省(1990年9月28日)、広島県と中国・四川省(1984年9月17日)。
- 37 島根県知事のパーソナリティにも着目する必要がある。
- 38 仲田、前掲論文、60頁。
- 39 山根、前掲書、116頁。
- 40 仲田、前掲論文、57頁。
- 41 同上、60頁。
- 42 例えば、NEAR会議開催と同年同月に、北東アジア経済圏の形成と発展に寄与することを設立目的に掲げる「環日本海経済研究所(ERINA)」が新潟県で設立されたのも、マルチラテラルな取り組みを推進するための基盤整備ともいえる。
- 43 山根、前掲書、117頁。
- 44 同上、117-118頁。
- 45 同財団では1991年4月から「地域の国際化と知的インフラ」というテーマを掲げ、地方で情報の受発信をする研究・情報・教育機関(知的インフラ)についての調査プログラムを開始していた。約2年間の調査研究を経て1992年11月、「環日本海交流国際セミナー」を島根県松江市で開催した。1)情報交換、共同研究、教育、経済・技術協力の四分野における8プロジェクトの実施、2)日中韓ロ四ヶ国に専門委員会を設置することなどが決定された。同合意は、最終日の公開会議において、①会議の成果が単なる宣言ではなく、具体的な協力事業の実施を含めた合意文である点、②北東アジア協力をこれまでの二国間から多国間に展開した点、③国家ではなく地方間の国際協力を重視した点、④「NEAR(North East Asia Regionの頭文字)」という名称の使用により、地理名称の問題を克服したのみならず、開放的な印象を与えた、という四点で評価を受けたという。吉田均『島根合意』への道(金森監修/NEAR(北東アジア)知的インフラ委員会、前掲書)98-113頁を参照されたい。
- 46 NEAR事務局編『NEAR白書2010』(2010年)36頁。
- 47 山根、前掲書、119頁。会議の継続開催については、兵庫県が積極的な対応を示したが、企画の段階では明確な展望をもていなかったという。同上。
- 48 兵庫県が提唱して1993年に発足した組織。西日本の日本海沿岸地域間の連携推進を目的とする。福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県の9府県で構成される。おもな取り組みとしては、「日本海国土軸西日本ビジョン」と「環日本海交流ビジョン」の策定、中国・大連市、ロシア・ハバロフスク地方への交流団の派遣、新しい全国総合開発計画に日本海国土軸を位置付ける要望活動、環日本海時代の気運を盛り上げる情報誌の発行など。富山学研究グループ編『環日本海、その新たな潮流』(北日本新聞社、1999年)235頁。
- 49 NEAR事務局編『NEAR白書2010』(2010年)38頁。
- 50 国際都市神戸の系譜については、楠本利夫(元神戸市国際部長)の次の文献を参照されたい。楠本利夫『国際都市神戸の系譜——開港・外国人居留地・領事館・弁天浜御用邸』(公人の友

- 社、2007年)。
- 51 兵庫県の国際性については、芹田健太郎『21世紀の国際化論——兵庫からの挑戦』(兵庫ジャーナル社、2001年) 44-63頁、復興10年委員会編(兵庫県企画)『復興10年総括検証・提言報告 第3編分野別検証』2005年3月(とくに、芹田健太郎「検証テーマ『国際交流・協力を通じた国際性豊かな社会づくり』」314-349頁)を参照されたい。
 - 52 兵庫県とハバロフスク地方との交流は、1966年にハバロフスク市で開催されたハバロフスク日本沿岸貿易見本市に兵庫県の企業が参加、その際に兵庫県副知事が同地を訪問したことを契機とし、兵庫県の招きで1969年4月にハバロフスク地方ソヴィエト執行委員会代表団(団長・イワノフ副議長)が来県したことに始まる。富山学研究グループ編、前掲書、229-230頁。
 - 53 岩田勝雄は、兵庫県の国際化政策を「地域独立・権限拡大型」に分類し、行政主体であることに特徴があるとしている。岩田、前掲書、37-40頁。
 - 54 国際交流をテーマにした「地方の時代シンポジウム」は、1983年沖縄県、1984年北海道、そして1985年に兵庫県で開催された。
 - 55 貝原俊民「真の国際理解のために」(長洲一二・坂本義和編著『自治体の国際交流—ひらかれた地方をめざして』学陽書房、1983年)190-200頁。貝原は、旧自治省を経て1980年から兵庫県の副知事を務め、1986年に知事となった。
 - 56 岩田、前掲書、39頁。なお、貝原氏は、地方自治政策研究会(自治大臣官房企画室内)に設置された「国際交流懇談会」のメンバーでもあった。地方自治政策研究会(自治大臣官房企画室内)編『国際交流ガイドブック—地域の国際化に向けて』(ぎょうせい、2000年)。
 - 57 「城崎アピール」は、同月に金沢で開催された「環日本海知事会議」(朝日新聞社主催、青森、秋田、新潟、富山、石川、京都、兵庫、山口の各府県知事が参加)での「金沢アピール」を踏まえて策定された。富山学研究グループ編、前掲書、234頁。
 - 58 富山学研究グループ編、前掲書、234頁。
 - 59 岩下明裕『中・ロ国境4000キロ』(角川選書、2003年)20-24頁。
 - 60 堀内賢志『ロシア極東地域の国際協力と地方政府—中央・地方関係からの分析』(国際書院、2008年)144-148頁。
 - 61 岩下、前掲書、21-24頁。
 - 62 NEAR事務局編『NEAR白書2010』(2010年)38頁。
 - 63 まず前文で、「情報通信基盤、交通基盤の整備」と「緊張緩和の流れ」とともに、ボーダーレス化による「相互依存性」が強まることによって、北東アジアでも「共生」をしていくことが重要であるとの認識を示し、「今後北東アジア地域の関係自治体が、互恵・平等の精神のもと連携・協調して、より一層、交流事業を活性化し、地域の連帯感を高め、一体性を強めていくことが、北東アジア地域の恒久の平和と繁栄に寄与するとの共通認識に至った」ことを謳う。
 - 64 大津、前掲論文、23頁。
 - 65 山根、前掲書、119-120頁。
 - 66 長尾眞文「多国間の民間協力に向けて」金森監修・NEAR知的インフラ委員会編著、前掲書、19頁。地域振興 PLANET について詳しくはホームページを参照されたい。
<<http://www.planet-ra.co.jp/index.php>> (2013年9月11日取得)。
 - 67 堀内、前掲書、193-195頁。堀内はイシャーフ知事の行動様式を、沿海地方のナズドラチェンコ知事との比較によって特徴を浮き彫りにした。当時、沿海地方でも三ヶ所の土地(ハンカ地区、ウスリースク地区、ハサン地区の一部)が中国に譲渡されることに対する反発が起こっていた。ハバロフスク地方のイシャーフ知事が中央政府に対し穏健でフォーマルなルートを通じたロビーイングを行っていたのに対し、沿海地方のナズドラチェンコ大統領が強硬姿勢を見せた。ナズドラチェンコ知事は、「中央との間で個別のかつインフォーマルなかたちで取り引きをする傾向が強く、また、メディアを使って問題を大きくアピールするとともに、モスクワでの人脈を使って影響力を行使する手法を多用した」という。同、195頁。堀内は、両者

の姿勢が異なる背景を、対中依存度の相違、地元における愛国主義的風潮の強さなどに加え、中央との関係や地方権力構造の相違から説明した。

68 ただし、基礎地方政府レベルにまで掘り下げてみれば、いくつかの姉妹提携が確認できる。サハリン州では13の基礎地方政府が、北海道12、山形県1の各基礎地方政府と姉妹提携を締結している。ユダヤ自治州でも、ビロビジャン市と新潟県豊栄市とが1992年8月6日に姉妹提携を締結している（豊栄市は2005年に新潟市に編入、姉妹提携も継承）。CLAIR「姉妹都市提携一覧表」（2013年6月30日版）を参照

（<<http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/page.html>>（2013年8月9日取得））。

しかし、北海道と山形県は第3回NEAR会議には参加していないため、サハリン州の参加の背景にこれら基礎地方政府レベルの姉妹提携があったとはいえないだろう。一方で、ユダヤ自治州のNEAR会議への参加の背景に、ビロビジャン市と豊栄市（当時）との姉妹関係をベースとした働きかけが、新潟県を通じて行われた可能性は否定できない。だが、新潟県はこれまでもNEARの運営に積極性を見せることはなかった。ユダヤ自治州の参加は、あくまでもハバロフスク地方による働きかけが大きかったと捉えることが適当と思われる。

69 NEAR事務局編『NEAR白書2010』（2010年）39-41頁。

70 同上。

71 山根、前掲書、120頁。

72 韓国の地方における国際政策の展開については以下を参照。具正謨「韓国の国際経済戦略の展開」（小山洋司編『APEC時代への戦略——環日本海経済圏の新局面』有信堂、1996年）167-192頁、山下永子『地方の国際政策—連携・ネットワーク戦略の展開—』（成文堂、2008年）126-129頁。

73 韓国の地方自治については、小原隆治・趙文富編『日韓の地方自治と地域開発』（第一書林、2005年）を参照。四大地方選挙については、自治体国際化協会「大韓民国の1995年統一地方選挙」『CLAIR REPORT』（第111号、1995年12月）を参照。

74 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所「アジア動向データベース」を参照。

（<<http://d-arch.ide.go.jp/browse/html/1994/101/1994101REF.html>>（2013年9月11日取得））。

75 NEAR事務局『NEAR白書2010』（2010年）41頁。

76 具、前掲書、182-186頁。

77 ロシア経済省（ERINA訳・編）『ロシア極東ザバイカル地域長期発展プログラム（1996～2005）』（大蔵省印刷局）1997年）。

78 林裕明「シベリア地域開発の現状と課題—イルクーツク州を中心に—」（『北東アジア研究』第5号、2003年3月、93-108頁）100-101頁。

79 なお、沿海地方が会議の参加を見送ったのは、「たまたま欠席した」という指摘がある。大津浩、前掲論文、24頁。ただし、中央とのインフォーマルでバイラテラルな関係に依存して圧力をかけようとするナズドラチェンコ沿海地方知事の行動様式がハバロフスク地方主導のNEAR会議を忌避したとみることもできよう。

80 山根、前掲書、121頁。

81 山根、前掲書、121-122頁。

82 山根、前掲書、121頁。

83 江橋崇・富野暉一郎監修／CDI-JAPAN・マイケル・シューマン／児玉克哉訳『自治体国際協力の時代』（大学教育出版、2001年）28頁。

84 大津浩「『北東アジア地域自治体連合』に見る自治体の国際組織作りの現状と可能性」（『法学セミナー』No.520、1998年）22-26頁。だが、実際に多数決制が機能した例は少なく、コンセンサス形成を重視した緩やかな議決方式を採っているのが実態である。NEAR事務局が2007年に実施したアンケート調査によると（回収率83%）、韓国・江原道が提案した諮問委員会の設置に関して19自治体が「多数決に従う」と回答しており、多数決ルールの順守意識も見られないわけではない。

第4章

地理的拡大

序

本章では、NEAR の地理的拡大プロセスについて考察する。NEAR の構成メンバーは、1996 年発足当初の日中韓ロ四ヶ国 29 地方政府という原加盟メンバーに、モンゴルと北朝鮮が加わり、2013 年現在で東北アジア六ヶ国 71 地方政府にまで拡大した（図 4-1、図 4-2 参照）。NEAR がこのように東北アジアの広範な領域へと拡大を遂げたのはなぜか。

第 2 章で既述したように、東北アジア各国は冷戦終焉後、対立と分裂の関係を抱えながらも、対外経済依存の発展戦略の下、多国間外交を進めてきた。こうした国家戦略が地方にも浸透し、中央・地方一体となった発展戦略として、地方の行動様式が規定されてきたのは確かであろう。だが、ローカル次元に視点を移せば、地方政府側にも自律した動機・戦略が存在した。東北アジアの各地方政府は、地域協力機構として緩やかな発展を遂げる NEAR へと次第にアイデンティファイしていくのであった。

とはいえ、集権的な政治行政制度を有する東北アジア諸国では、そもそも地方分権は「権力の委譲（decentralization）」ではなく、中央政府の地方行政機関における裁量の拡大を意味する「権限の委任（deconcentration）」に過ぎないことが多い。「ひとつの単位が、地方自治体であると同時に、中央政府の行政機関でもあり、それが地方自治の担い手であるとともに、地方行政の実施機関でもある場合がある」という²。地方の自律的政治行為がみられたとしても、階層的な制度的拘束性から完全に自由ではない。

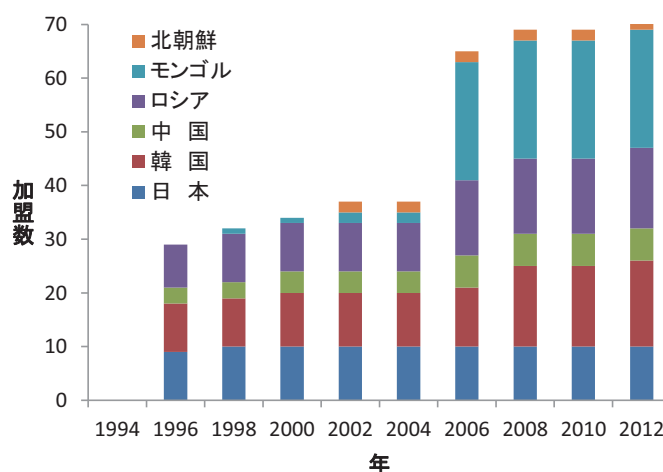
そこで本章では、東北アジアにおける中央・地方関係（N-L）の制度的階層性に着目し、

国家戦略と地方の行動様式の相互関係の視点から、NEARの地理的拡大プロセスを考察する。具体的には、制度の階層性が地方の行動様式を規定する、という命題を検証してみたい。つまり、制度の階層性が強ければ、地方の行動は自律性を失い国家戦略追従的になる。一方、制度的階層性が弱ければ、地方の行動は自律性を強め独自性を発揮する、という点を検討する。結論を先取りすれば、制度的階層性の強弱にかかわらず、地方行動は国家戦略に追従する場合もあれば、独自性を発揮する場合もある。国家と地方は相互依存的な関係にあり、両者の戦略・行動は、制度的階層性にのみ規定されるものではない。本章では、これまで制度的階層性が強調されることで不可視化されてきた地方の論理に焦点を当て、できる限り地方政府の動機や戦略に重点を置きつつ、NEARの地理的拡大プロセスを記述推論していきたい。

以下、第1節では、NEARの地理的拡大について国別の総体分析を行う。各国の拡大パターンの特徴を整理するとともに、階層的な地方制度との相関関係や中央政府の関与などについて傾向を把握する。とくに政策波及研究を参照した「垂直拡大」と「水平拡大」という二つのパターンを導き出す。第2節では、この二つのパターンを基に、各国の地理的拡大の背景について具体的な分析を行う。中央・地方関係の制度的特徴、中央の対外政策・地域政策との相互関係などから、地方政府の行動様式の動機と戦略を析出していく。

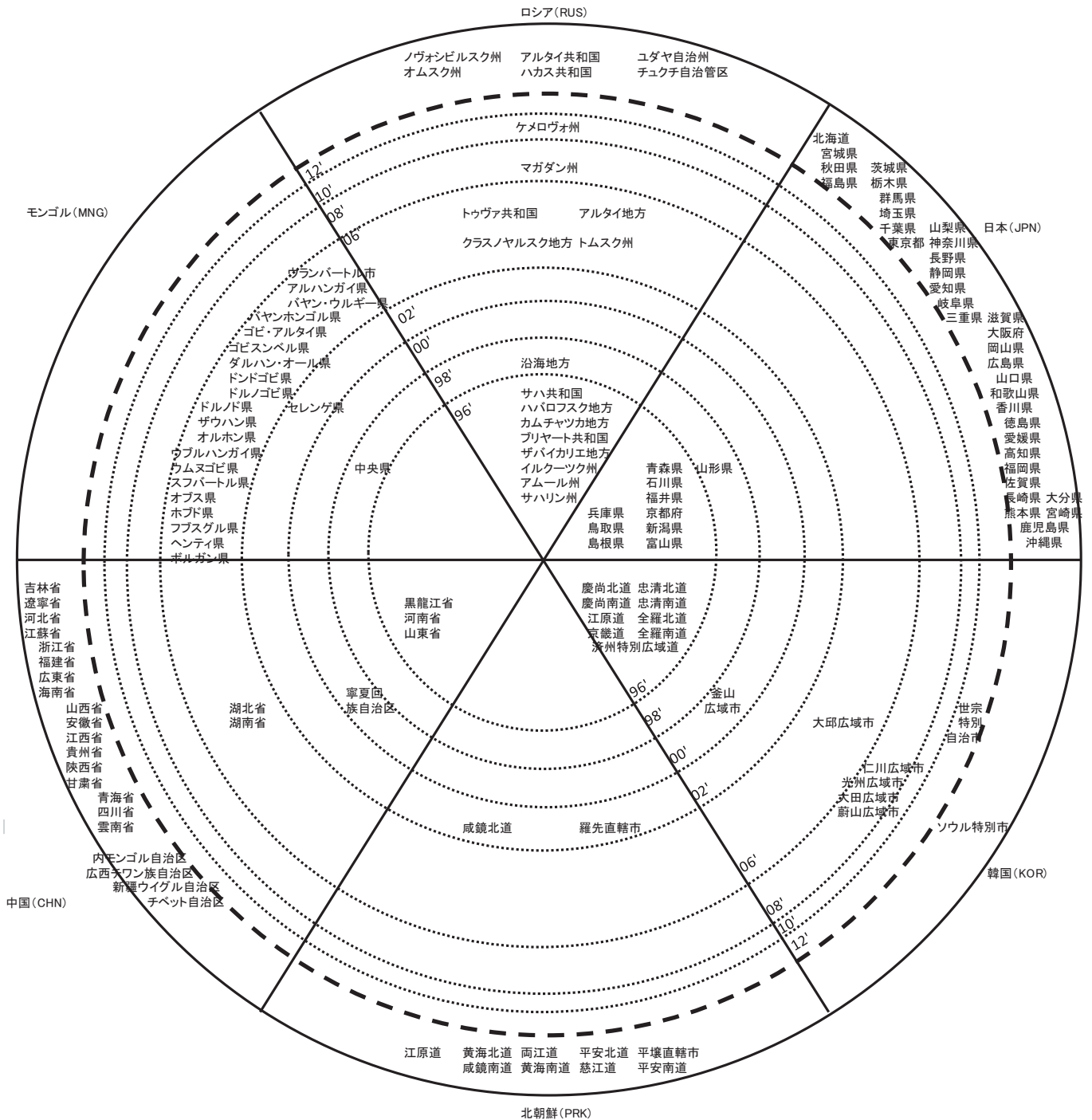
なお、本章で扱う地理的拡大プロセスには、1996年のNEAR発足も拡大過程として扱う。原加盟地方政府もその時点で拡大したものとするにより、拡大プロセスのより動的な考察が可能となる。ただし、前章の成立過程で詳述した記述との重複は避ける。

図 4-1 NEARの加盟地方政府数の推移（国別）



出所：NEAR事務局編『NEAR白書2010』（2010年）、NEARホームページ等を基に筆者作成。

図 4-2 東北アジア地方政府の NEAR 加盟・非加盟時系列分布



注 1 : 実線が国家の境界 (boundary)、破線が NEAR の加盟・非加盟の区分を示す。円の真ん中が 1996 年の時点の NEAR 原加盟地方政府を示し、時系列で加盟地方政府が拡大していく過程を示した。破線の外側は非加盟地方政府である。

注 2 : 中国は 22 省 (台湾除く) ・ 5 自治区の計 27、北朝鮮は 2 直轄市 ・ 9 道の計 11、韓国は 1 特別自治道の計 16、日本は 47 都道府県、モンゴルは 1 市 ・ 21 県の計 22、ロシアは極東連邦管区とシベリア連邦管区に限定し、5 共和国 ・ 6 地方 ・ 8 州 ・ 1 自治州 ・ 1 自治管区の計 21。

出所 : NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』(2010 年)、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

第 1 節 総体分析

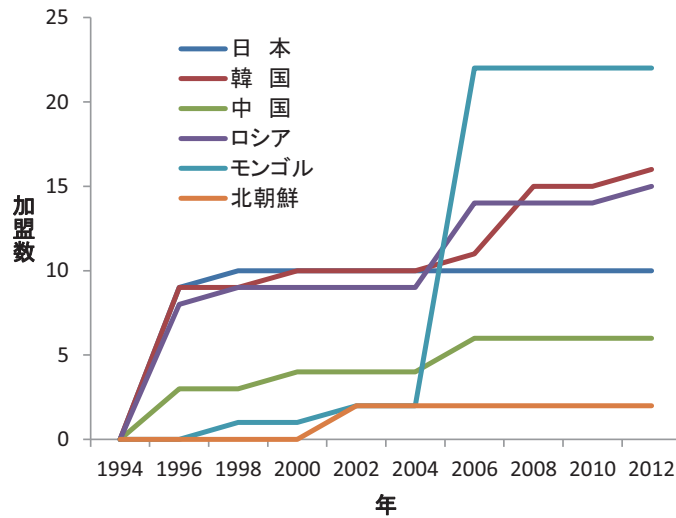
1-1. 地理的拡大のパターン

まず、NEAR の地理的拡大プロセスの特徴を国別に概観しておこう。NEAR への新規加盟状況の推移を整理したものが、図 4-3 である。まず目を引くのが、制度化が一定段階に達した直後の 2006 年の新規加盟ブームであろう。とくにモンゴルはここで 20 の地方政府が加盟し、モンゴルの全地方政府が NEAR のメンバーとなった。またロシア・韓国・中国は、それぞれ「第二次拡大」を見せた。一方、日本は形成期には多くの地方政府が原加盟メンバーとなったものの、「第二次拡大」は見られず、北朝鮮も 2002 年に新規加盟して以降、拡大を見せていない。

次に、各国の拡大パターンの特徴をより明確にするため、階層的クラスタ分析の手法を用いて、各国の拡大パターンの類型化を行った。類似係数としては、平方ユークリッド距離を用い、クラスタ化の方法としては、グループ間平均連結法を用いた。計算は、SPSS Student Version 13.0J を用いて行った。クラスタの数は指定しなかったが、デンドログラム（図 4-4）と各クラスタのプロフィール等から総合的に判断して、クラスタ数を 4 とした。クラスタ I はモンゴル、クラスタ II はロシア・韓国、クラスタ III は中国・北朝鮮、クラスタ IV は日本となった。各クラスタの特徴をとくに深化・展開期に着目して整理すれば、クラスタ I（モンゴル）は「急拡大型」、クラスタ II（ロシア・韓国）は「拡大型」、クラスタ III（中国・北朝鮮）は「微拡大型」、クラスタ IV（日本）は「非拡大型」と整理できる。

以上より、NEAR の地理的拡大プロセスの基本的な特徴は、第一に、制度化が一定段階に達した展開期においてモンゴルの急拡大やロシア・韓国・中国の「第二次拡大」などが見られたこと、第二に、拡大パターンは「急拡大型」から「非拡大型」まで多様であること——の二点に整理できる。

図 4-3 NEAR への国別加盟数の推移

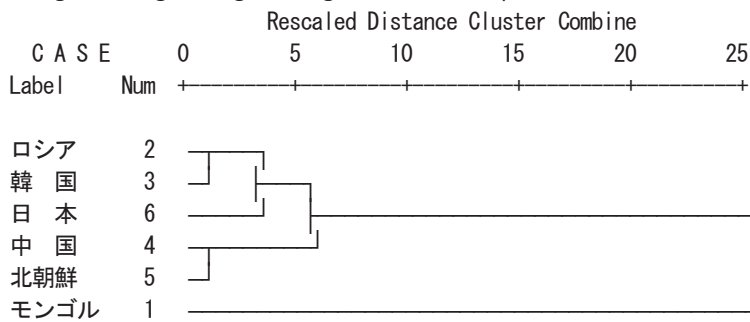


出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

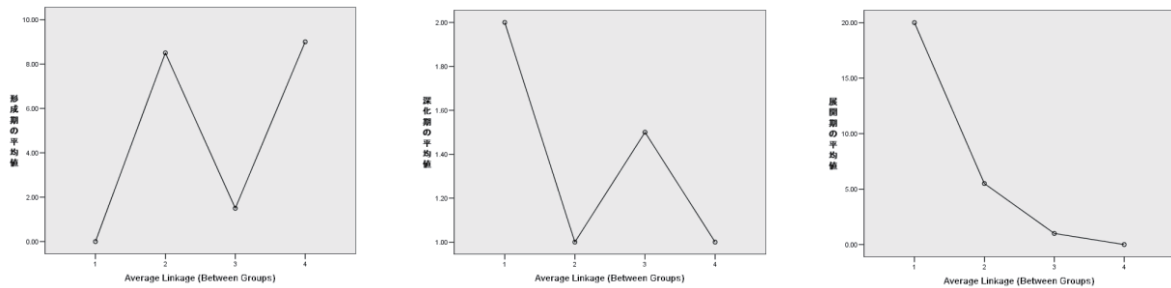
図 4-4 NEAR 加盟のクラスター分析

デンドログラム

Dendrogram using Average Linkage (Between Groups)



平均値のプロット



出所：筆者作成。

1-2. 階層的な地方制度と地理的拡大

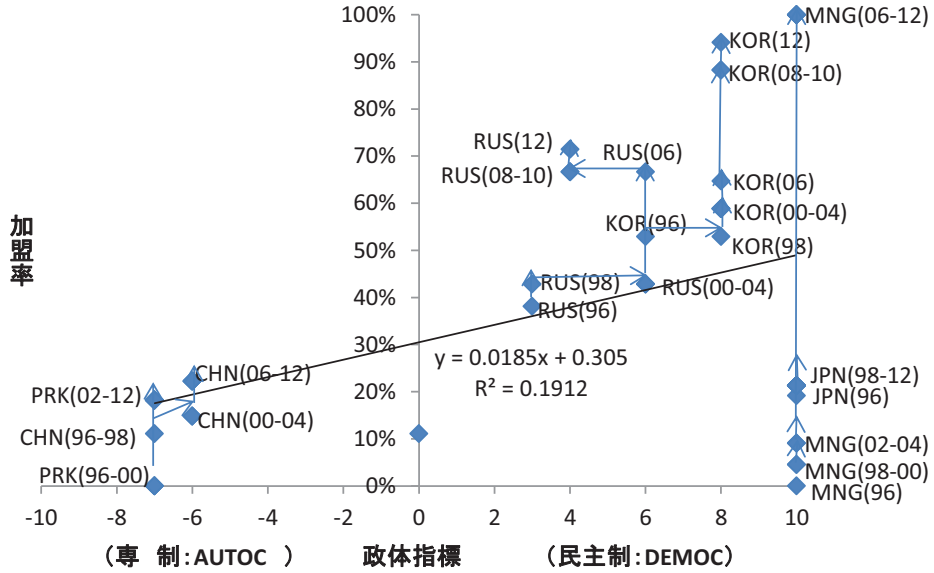
では、こうした拡大パターンの多様性は、制度的階層性の強弱が規定要因となっているのであろうか。NEARの地理的拡大と各国の階層的な地方制度との相関関係を検討してみよう。ここでは簡単化のため、東北アジア各国のリージョナリズムを一定と仮定し、階層的な制度拘束と地方政府のNEAR加盟との関係のみを抽出し検証する。

階層的な制度の拘束度、すなわち地方分権化の程度を評価する指標は、アジアにおいて未成熟である。そこで次善の方法として、序論でも用いた民主化指標（Polity IV Project: PIVとFreedom House: FH）を用いて分権度を測定する。図4-5に、PIVとFHの両指標とNEARの地理的拡大の相関図を示した。1) PIVの「政体」指標とNEAR加盟率との間では、きわめて弱い相関しか確認できない。2) FHの「自由度」指標とNEAR加盟率との間では、ほとんど相関が確認できない。

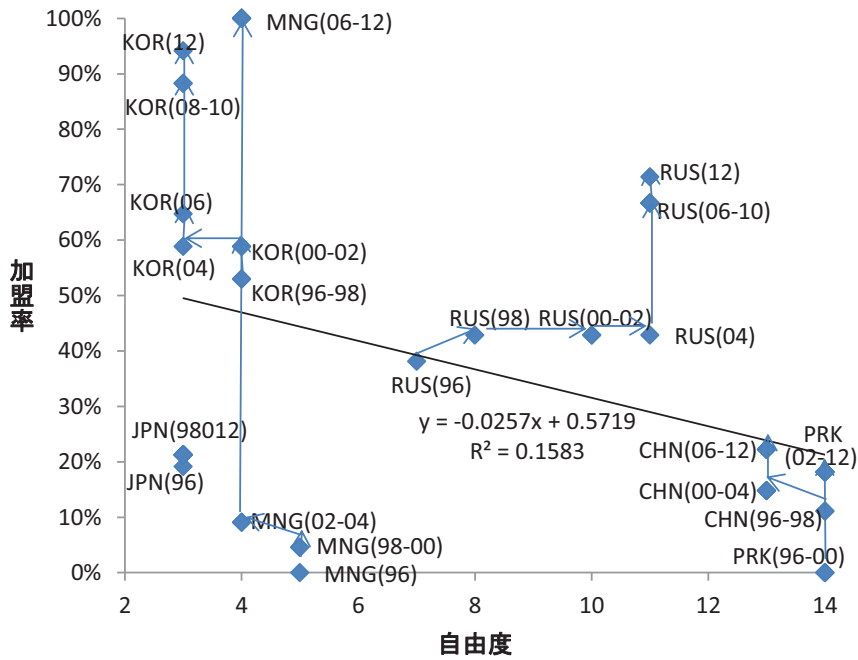
以上より、階層的な地方制度と地方政府の行動様式との相関関係は低いことが示唆される。だが、本結果は、民主化指標を用いて地方分権度を測定するという方法論上の課題と、制度を静態的なものとして扱っている点に課題がある。階層的な制度はアクター間のルールに過ぎない。注目すべきは、アクターがそのルールをどの程度利用したかにある。つまり、階層的な制度拘束度が強くても、国家（中央政府）が地方政府を個別具体的に拘束していないのであれば、地方の行動様式の自律性は担保される。国家（中央政府）がどの程度、地方への介入や政策誘導を行っているかを観察していく必要がある。

図 4-5 民主化指標と国別 NEAR 連合加盟率の相関

1) 政体指標 (polity IV) と NEAR 加盟率



2) 自由度指標 (Freedom House) と NEAR 加盟率



注1: Polity IV では、カントリー・イヤー毎に DEMOC: 民主制、AUTOC: 専制 (非民主制) を 0-10 のポイントによって表し、前者と後者の差 (-10~10) を Polity: 政体のポイントとしている。

注2: FH では、各国の Status (F: 自由、Pf: 部分的自由、NF: 非自由) は、PR: Political Rights (政治的権利) と CL: Civil Liberties (市民的自由) の 2つの観点から評価され、1 から 7 の 7段階で行われる。数字が小さいほど水準が高い。

注3: CHN: 中国、JPN: 日本、MON: モンゴル、ROK: 韓国、PRK: 北朝鮮、USR: 旧ソ連、RUS: ロシアを意味する。

出所: PolityIVホームページ (<http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm>)、Freedom House, Freedom in the World の各年版、NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』(2010年)、関係資料などをもとに作成。

1-3. 水平拡大と垂直拡大

そこでまず、国家（中央政府）による関与の強弱やタイミングを推定するために、政策波及研究の成果を参考にして、拡大パターンの「形状」から特徴の把握を試みる。政策波及研究によれば、中央政府の介入が無い、あるいは弱いインセンティブしかもたらさない場合に起こる政策の波及を「水平波及（horizontal diffusion）」、中央政府の強い影響を受けて政策が波及する場合は「垂直波及（vertical diffusion）」として二類型に区別する。そして、「水平波及」の場合には、地方による政策採用の累積割合の分布は、「S字型普及曲線」（ロジスティック曲線またはゴンパーツ曲線に近似）を描き、「垂直波及」の場合は、「凸型曲線」（指数分布に近似）を描くという³。

NEAR 加盟は各地方政府の国際政策のひとつであり、加盟時期を政策の採用時期と捉えるならば、NEAR 加盟の拡大パターンを政策波及から類推して扱うことも可能であろう。すなわち、政策波及研究を参照すれば、地方政府による NEAR 加盟政策採用の累積割合の分布（拡大曲線）の形状から、NEAR の拡大パターンを「水平拡大（horizontal enlargement）」と「垂直拡大（vertical enlargement）」の二つのパターンに推定することが可能となる。つまり、拡大曲線が「S字型曲線」に近似すれば「水平拡大」のパターンであり、国家（中央政府）の介入・関与の程度は比較的弱く、拡大曲線が「凸型曲線」に近似すれば「垂直拡大」のパターンであり、国家（中央政府）の介入・関与の程度は比較的強い——と推論できる。

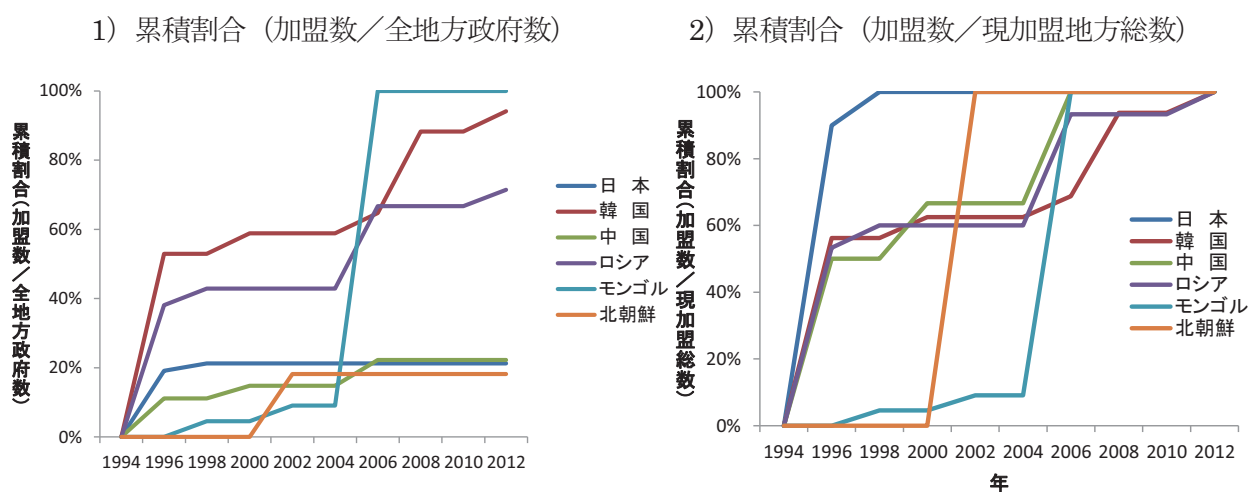
図 4-6 に、横軸を年次、縦軸を累計割合とし、国別に NEAR 加盟の累計割合の分布（拡大曲線）を描いた。左図は縦軸の累積割合について、各国の全地方政府数を分母とし、右図は現加盟地方政府総数を分母とした。各国の「拡大曲線」の形状から、拡大プロセスの特徴を国別に抽出してみよう。

- 1) モンゴル（急拡大型）の累積割合の分布、すなわち拡大曲線は、極端な形状ではあるが、「S字型曲線」を描いている。したがって、「水平拡大」の要素を持っていると判断でき、中央政府の関与は弱いとも推定できる。だが、2006年の急激な上昇は「凸型曲線」としても解釈可能であり、その意味では「垂直拡大」の要素も見て取れ、中央政府の介

入が示唆される。モンゴルの拡大パターンは、「水平拡大」から「垂直拡大」への移行として捉えられる。

- 2) ロシアと韓国（拡大型）、さらに中国（微拡大型）の三ヶ国の拡大曲線は近似した軌道を描く。緩やかな「S字型曲線」である。とりわけ深化・展開期には「水平拡大」の要素を持っていると判断でき、国家（中央政府）の関与は弱いと推定できる。なお、形成期の上昇は「凸型曲線」としても解釈可能であり、「垂直拡大」の要素を否定できない。
- 3) 北朝鮮（微拡大型）は事例数が少なく判断が難しい。だが、2002年に急上昇する拡大曲線は、「凸型曲線」を描いていると解釈でき、「垂直拡大」の要素を見て取れ、国家（中央政府）の関与が強いことが示唆される。
- 4) 日本（非拡大型）の拡大曲線は、典型的な「凸型曲線」を描く。形成期における「垂直拡大」の要素が見てとれ、国家（中央政府）の介入が強いことが推定される。

図 4-6 NEAR 加盟の波及パターン



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

こうした拡大曲線の形状から、中央政府の関与を推定する手法は、拡大要因の傾向を概観する上では一定の意義がある。中央・地方一体となった対外経済依存の発展戦略が各国で浸透していたとはいえ、中央政府の関与の程度やタイミングは一律ではなかったこと、また、地方政府による自律的な政策採用プロセスがあったことも推論できる。とくに中国が「水平拡大」のパターンを示していることは興味深い。

しかし、当該分析手法には課題が多い。例えば、日本の拡大パターンは「垂直拡大」として描かれているが、第3章で論じてきたように、NEARの成立過程は島根県や兵庫県のローカル・イニシアティブであり、国家（中央政府）の関与は小さかった。単純に拡大パターンから中央政府の関与を推定することの限界と、個別に拡大の実態と背景を考察していく必要性を示唆している。

そこで以下では、国別にNEAR拡大プロセスを考察していく。具体的には、中央・地方関係の制度的特徴、中央の対外政策・地域政策などとの相互関係などから、地方政府の行動様式の動機と戦略を析出していく。これにより、地理的拡大プロセスにおける「垂直拡大」と「水平拡大」との複雑な関係を整理・考察してみたい。

第2節 国別分析

2-1. モンゴル

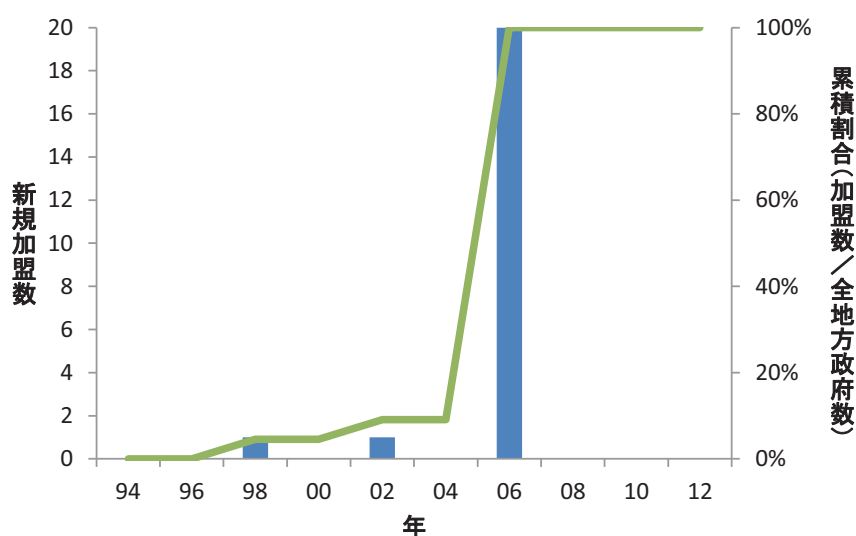
(1) 拡大パターンと地方制度

モンゴル（急拡大型）におけるNEAR加盟の波及パターンを示したものが、図4-7である。横軸を年、主縦軸を新規加盟数、第2縦軸を累計割合とし、棒グラフが総会ごとの新規加盟地方政府数、折れ線グラフが累計加盟割合（加盟数／全地方政府数）の推移（拡大曲線）をそれぞれ描いたものである。拡大の経過を追うと、モンゴルで初めてNEARに加盟したのが、1998年の中央県である。2002年にはセレンゲ県が加わった。この両県の拡大プロセスが、水平拡大の要素と規定されるパターンである。そして、展開期に入った2006年には、ウランバートル市ほか残りの20地方政府が加盟し、急拡大を遂げた。これが垂直拡大のパターンである。これにより、モンゴルの22地方政府すべてが加盟し、累積割合は100%に達した。

では具体的にどのようなメカニズムで各地方政府はNEARに加盟していったのであろうか。まずはモンゴルの中央・地方関係（N-L）の制度を概観しておこう。

モンゴルでは、地方制度の基本的単位である「行政・領域の単位」（県、首都、郡、区）の管理は、「地方自治の原則と国家的管理の結合」に基づいて行われる⁴。「行政・領域の単位」の長である行政長は、各議会の推薦に基づき、上級単位の行政長（県と首都は総理大臣）が任命する。行政長は各議会の決定を執行するとともに、「国家的行政の代表者」として、政府と上級行政長に対し責任を負う。こうした「地方自治と国家の管理の結合」の実体は、地方の租税および税外収入の賦課徴収制度に見られる。租税および税外収入に関わる行政事務は、地方の歳入となるものであっても地方が直接執行せず、中央の租税庁の出先である税務署を経由して交付されるという⁵。このように、モンゴルは、民主化指標では高い評価がなされていたものの、地方制度は国家的管理が貫徹される階層性の強い制度的構図を持つ。地方政府の行動様式に国家（中央政府）の戦略が浸透しやすい構図にあるといえよう。

図 4-7 モンゴルの NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

（2）中央県の加盟メカニズム

モンゴル（中央政府）の対外政策（N・N）を概観しておこう。モンゴルでは 1990 年の体制移行開始以降、次第に多国間主義に傾斜していく傾向が読み取れる⁶。1994 年には全方位外交を基本方針に掲げ、中ロとの等距離外交の構築、近隣アジア諸国・西側先進諸国との関係強化に乗り出した⁷。1996 年には初の非共産党系政権が誕生し、中ロ関係最優先から対米

関係重視路線へとシフト。1998年7月にはARF（ASEAN地域フォーラム）に加盟するなど東アジア・リージョナリズムへの積極関与も模索し始めた。

中央県がNEARに加盟したのは、モンゴルのARF加盟直後の1998年10月に開催された第2回NEAR総会であった。国家（中央政府）の対外戦略に地方政府も感応し、国家追隨的な行動様式があったことが示唆される。

だが、中央県のNEAR加盟に際して、中央政府から具体的な指示・命令が発出されていたか否かについては確認できていない。筆者が2007年10月に行った中央県ツェデブドルジ・エンフバト知事（当時）へのインタビュー調査によれば、地方政府の国際交流に対して中央政府からの指示・命令は無いとした⁸。中央県のNEAR加盟は、モンゴル中央政府によるプッシュ要因よりも、むしろNEAR原加盟地方政府によるプル要因のほうが大きかったと思われる。以下、モンゴル加盟をめぐる原加盟メンバー側の政治過程を追跡してみよう。

モンゴルの加盟案については、NEARの設立総会（1996年9月、慶尚北道）の時点で早くも提出されていた⁹。提出者は鳥取県であった。鳥取県は当時、「環日本海ブーム」の下、「環日本海交流における西日本の窓口」¹⁰を目標に様々な活動を展開していた¹¹。モンゴルのNEAR加盟促進案の提出もその一環であったと考えられる。

鳥取県が初めてモンゴルとの公式な接触をするのは1994年6月、県議会訪問団による公式訪問である。同年10月には県の調査団も派遣された¹²。翌11月にスタートした「環日本海圏四ヶ国地方政府サミット（現・北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット）」では、モンゴルとの交流事業に関する案が提出された。このように鳥取県がモンゴルとの交流を模索した背景には、二十世紀梨を中心とする乾燥地農業という地域の特色を活かした国際交流・協力の推進があった。実際、鳥取県は1986年9月に中国一の梨の産地である河北省と「友好県省の協定」を締結し、1991年には石家荘に友好農業試験場を建設するなど、農業技術交流を中心に活発な交流を行っていた¹³。乾燥地で農業技術交流が可能な交流先として、モンゴルとの交流も企画されていたと推察できよう¹⁴。

鳥取県とモンゴル中央県との交流が本格化する契機となったのが、鳥取県で1997年に開催予定であった地方博覧会「山陰・夢みなと博覧会」（7月12日～9月28日、境港市）への出展要請である。鳥取県は1995年10月、モンゴル中央県の実務者が訪県した際に正式な出展要請を行い、同年末には協定書の調印に至った。1996年4月、県議会の訪問団がモンゴ

ル中央県を訪問した。鳥取県が同年9月のNEAR総会でモンゴルのNEAR参加を呼びかけたのは、中央県との交流を深めることをねらいとしていた。翌10月には県もモンゴル中央県に調査団を派遣した。かくして、翌1997年7月の「山陰・夢みなと博覧会」において、鳥取県とモンゴル中央県は友好交流の覚書を締結した¹⁵。

モンゴルのNEAR加盟については、現加盟メンバーの合意形成も粛々と進んでいく。まず、1997年11月に慶尚北道で開催された第1回実務小委員会において、「メンバーシップの範囲」が議論の俎上に載せられた。ロシア極東ザバイカル経済協議会から、ハバロフスク地方が複数回にわたってモンゴル中央県と意見交換を行い、肯定的な回答が期待できるという内容の報告がなされた¹⁶。鳥取県のほかに、モンゴルに大きな影響力を持つロシア側地方政府が具体的な窓口となっていた。

これを受け、憲章第四条の「会員の範囲」にモンゴルを追加する改正案が合意された。翌1998年7月の第2回実務小委員会（富山県）を経て、10月に富山県で開催された第2回総会において、モンゴル加盟を定めた憲章第四条の改正案が全会一致で正式に承認された。

同総会で、モンゴル中央県のダシレンツェン副知事（当時）は、鳥取県とのこれまでの交流や、同年8月に吉林省で開催された「北東アジア国際交流・協力地方政府サミット」へのオブザーバー参加などを報告したほか、翌年9月に江原道で開催される「国際観光エキスポ」への参加を表明するなど、地域レベル交流の推進方針について発言した¹⁷。

このように、モンゴル加盟をめぐるのは、鳥取県とハバロフスク地方のイニシアティブの下、原加盟地方政府の全会一致で合意が形成された。階層性の強い地方制度を持つモンゴルにおいて、国家戦略追隨的な行動様式がみられたとはいえ、中央県のNEAR加盟については中央政府からのプッシュ要因よりも、NEAR原加盟メンバーからのプル要因のほうが強かった。その意味において、「垂直拡大」の要素というよりも、「水平拡大」の要素のほうが強かったといえよう。

（3）セレンゲ県の加盟と2006年急拡大のメカニズム

モンゴル中央政府の対外政策はその後も東アジア・リージョナリズムへの積極的な関与を強めていく。1998年のARF加盟後、2000年にはPECC（太平洋経済協力会議）に準加盟し、2005年にはTAC（東南アジア友好協力条約）にも加盟した。このほか、SCO（上海協

力機構)、APEC (アジア太平洋経済協力会議)、ASEM (アジア欧州会合)、EAS (東アジア首脳会議) など多国間主義への関与も強めていく。こうしたモンゴル中央政府の対外戦略に地方も感応していった。

2002年にはセレンゲ県が第4回総会でNEAR加盟を果たした。モンゴルでは1995年以降、自由貿易地帯の形成が推進され、2002年6月には国会で「自由貿易経済地帯を規定する法律」および「アルタンブラク自由貿易地帯に関する法律」が成立した。ロシア・ブリヤート共和国の都市キャプタと国境を接するセレンゲ県・アルタンブラクに自由貿易地帯が設置されたのである¹⁸。セレンゲ県がNEARへ加盟したのは、同法成立直後の9月であった。セレンゲ県のケースは国策に追随したケースである可能性は高い。実際、セレンゲ県のジャ・バヤグマガネ知事(当時)は2004年の第5回総会で、アルタンブラク自由貿易地帯への投資・合弁企業設立などをNEAR加盟地方政府に要請し、モンゴルとロシア・シベリア地域の市場開放を訴えている¹⁹。

とはいえ、ここで注目すべきは、もし中央県のNEAR加盟が無ければ、セレンゲ県がNEAR加盟という政策選択をする可能性は低かったという点である。セレンゲ県省人民代表会議が採択した「セレンゲ県対外開放要綱」において、対外開放方針としてNEARの活動への積極参加と各地方政府との協力関係強化が盛り込まれたのは²⁰、先行事例の中央県の国際政策をアイデアとして参照していた。セレンゲ県では、モンゴル南部を中心とした地下資源開発という巨大なナショナル・プロジェクトとは異なり、農林畜産品に軸を置く地場資源を活用したローカル・プロジェクトが地域開発の中心であるという²¹。例えば、2004年から県の単独事業として「一帯一産品マイクロビジネス創生」の事業が進められるなど、地方政府の自律性が発揮されてきた²²。セレンゲ県のNEAR加盟は、「垂直拡大」の要素も見られたとはいえ、拡大曲線の形状通り、準拠集団からの学習という「水平拡大」の要素もあったと判断できよう。

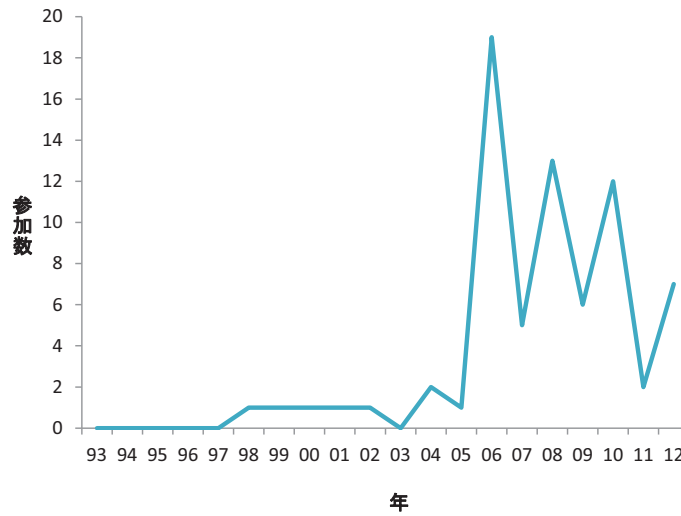
一方、2006年の第6回総会でのモンゴル地方政府の急拡大は、拡大曲線の形状通り(凸型曲線)、垂直拡大の要素が強いと推測される。東北アジアの国家間プロジェクトであるTRADPが、開発エリアの範囲にモンゴル東部地域等を加え、新たにGTI(大図們江イニシアティブ)へと発展したのが2005年9月であった。これまでTRADPは、「Land-locked country(内陸国)としてのモンゴルに海への出口を与える目的」²³を持っていたことから、

モンゴル中央政府も同計画に積極姿勢を示していた。TRADP の GTI への発展はモンゴル中央政府にとって弾みにもなり、それが全地方政府を NEAR へ加盟させる地ならしとなった²⁴。また、モンゴル中央政府はチンギス・ハーン即位 800 周年にあたる 2006 年を「大モンゴル建国 800 周年」と定め、民主化以降約 15 年を経過した自国を広く世界に宣伝すべく、様々な記念行事を通年で実施していた²⁵。2006 年の第 6 回総会で中央県とセレンゲ県以外の残りの全地方政府が NEAR に加盟するのは、中央政府の関与があったと推測される。ただし、2006 年の第 6 回総会では、NEAR 事務局も加盟地方政府の拡大にさまざまなイニシアティブを発揮していた。モンゴル中央県ツェレンドンドヴ（財政経済政策調整部）も第 2 回実務者ワークショップ（2007 年 5 月、慶尚北道）で、李海斗 NEAR 事務総長がモンゴル 22 地方政府加盟に重要な役割を果たしたことへの感謝を述べた²⁶。

図 4-8 に示した NEAR 定例会議への参加状況の推移をみれば、2006 年をピークに参加数は減少傾向にある。2012 年の第 9 回総会への参加数は 7 となり、加盟数の半分以下であった。図 4-9 に示した代表参加者をもみても、知事・副知事クラスの参加は 2006 年以降、減少した。2006 年には中央政府の関与と NEAR 事務局の呼び掛けによって参加したものの、その後は地方政府の自律的な対外行動となっているため、NEAR へのコミットにはばらつきが生じている。

かくして、NEAR におけるモンゴルの拡大プロセスは、原加盟地方政府のイニシアティブや準拠集団からの学習という水平拡大から、2006 年の急拡大では、中央政府の対外・地域政策が浸透した垂直拡大へとシフトしたのであった。

図 4-8 モンゴルの NEAR 定例会議への参加状況の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

図 4-9 モンゴルの NEAR 総会への代表参加者の職責

	第2回 富山県 1998	第3回 兵庫県 2000	第5回 黒龍江省 2004	第6回 釜山広域市 2006	第7回 山東省 2008	第8回 京畿道 2010	第9回 寧夏回族自治区 2012
ウランバートル市	■	■	■	副市長	市開発政策課長		
アルハンガイ県	■	■	■	知事	副知事		
バヤン・ウルギー県	■	■	■	知事			アルタイ山特別保護区域長
バヤンホンゴル県	■	■	■	知事	知事	議会秘書長	知事
ボルガン県	■	■	■	行政室長	知事	副知事	行政局長
ゴビ・アルタイ県	■	■	■	知事		国際交流担当者	
ゴビスンベル県	■	■	■	副知事	行政局長		
ダルハン・オール県	■	■	■	副知事	行政局長		
ドルノド県	■	■	■	知事	副知事	女性協会長	
ドルノゴビ県	■	■	■	知事	行政局長		
ドンドゴビ県	■	■	■	法制室長		副知事	
ザウハン県	■	■	■	知事			
オルホン県	■	■	■	総務局長	行政局長	社会開発課長	行政管理課長
ウブスハンガイ県	■	■	■	知事	知事	法律課長	県議会議長
ウムヌゴビ県	■	■	■	知事	行政局長	知事	
スフバートル県	■	■	■	行政室長			
セレンゲ県	■	■	知事	知事	知事		
中央(トゥブ)県	副知事	企画・財政経済部長	税務局局長	副知事		気象局長	
オブス県	■	■	■	■	知事	副知事	
ホブド県	■	■	■	行政室長	行政局長	自然環境局長	
フブスグル県	■	■	■	知事	対外交流課職員	専門管理局副局長	開発政策課長
ヘンティ県	■	■	■	知事			ヘルレン郡副郡守

注1：第4回総会（ハバロフスク地方）についてはデータが無いため捨象した。

注2：塗りつぶしの箇所はNEAR未加盟の時期を示す。下線は、知事、副知事クラスの代表参加者を示す。

出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）、富山県・NEAR『北東アジア地域自治体会議'98 会議資料』（第2回総会、1998年10月）、兵庫県・NEAR『北東アジア地域自治体会議2000 報告書』（第3回総会、2000年9月）、黒龍江省『NEAR 第5回総会 会議資料』（第5回総会、2004年9月）、釜山広域市・NEAR事務局『NEAR 第6回総会 会議資料』（第6回総会、2006年9月）、NEAR事務局『NEAR 第7回総会 会議資料』（第7回総会、2008年9月）、GyeongGi-Do and NEAR Secretariat, *The Association of North East Asia Regional Governments: The 8th General Assembly*, October 2010、NEAR事務局『NEAR 第9回総会 会議資料』（第9回総会、2012年7月）を基に作成。

2-2. ロシア

(1) 拡大パターンと地方制度

ロシア（拡大型）における NEAR 加盟の波及パターンを示したものが、図 4-10 である。拡大の経過を追うと、1996 年の NEAR 発足当初からの原加盟地方政府は、ハバロフスク地方、サハリン州、アムール州、カムチャツカ地方、サハ共和国、チタ州（現ザバイカリエ地方）²⁷、イルクーツク州、ブリヤート共和国の計八地方政府であった。第 3 章でも述べたように、原加盟地方政府のうちイルクーツク州以外はすべて「極東ザバイカル地域間協会」に属する地方政府である。その後、1998 年に沿海地方、2002 年にウスチオルダ・ブリヤート自治管区（2008 年 1 月にイルクーツク州に併合）がそれぞれ加盟した。2000 年に導入された連邦管区制度で見れば、ハバロフスク地方、サハリン州、アムール州、カムチャツカ地方、サハ共和国、沿海地方の六地方政府が「極東連邦管区」、チタ州（現ザバイカリエ地方）、イルクーツク州、ブリヤート共和国、ウスチオルダ・ブリヤート自治管区の四地方政府が「シベリア連邦管区」に属する。展開期に入ると、2006 年にシベリア連邦管区に属する四つの連邦構成主体（トゥヴァ共和国、アルタイ地方、クラスノヤルスク地方、トムスク州）、2008 年にはマガダン州（極東連邦管区）、2012 年にはケメロヴォ州（シベリア連邦管区）がそれぞれ加盟した。拡大曲線は緩やかな「S 字型曲線」を描いており、累計割合は、極東連邦管区とシベリア連邦管区の計 21 地方政府のうち 76%に達した。

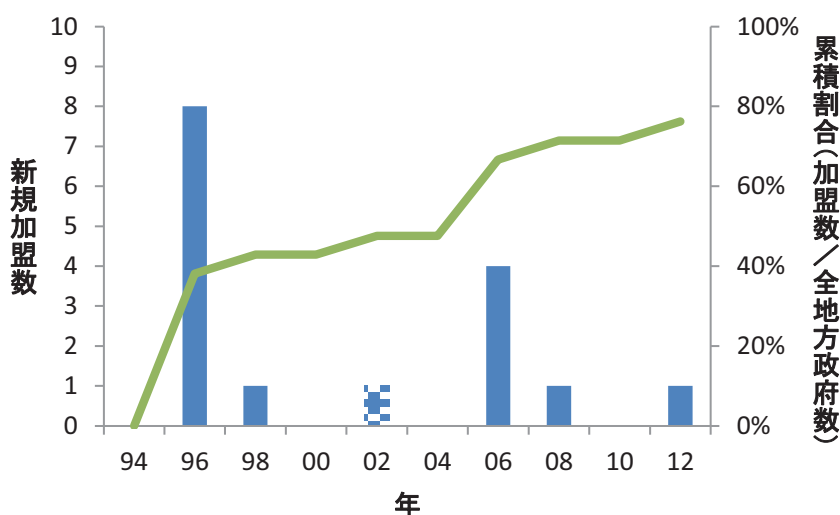
では具体的にどのようなメカニズムで各地方政府は NEAR に加盟していったのであろうか。まずはロシアの中央・地方関係（N-L）の制度を概観しておこう。

ロシアでは、連邦制の権限が、連邦中央・連邦構成主体・地方自治体の三層構造になっている。NEAR を構成する「連邦構成主体」は、共和国・地方・州・自治州・自治管区、連邦的意義を持つ市などを指す。連邦構成主体は「国家権力機関」のひとつに位置づけられている。

エリツィン政権の 1990 年代、こうした中央・地方関係に混乱がみられ、連邦構成主体の大統領・行政長官の政治的比重は拡大した。だが、連邦構成主体が「国家権力機関」としての位置付けを脱却したわけではない。むしろ、非効率な運営が地方ガバナンスを低下させ、密輸などの犯罪、地方官僚の腐敗などを招来した。2000 年に誕生したプーチン政権は、こ

れらを改善するため、一連の連邦制度改革により中央統制の強化を図る²⁸。2000年に連邦管区連邦大統領全権代表の制度を導入したほか、連邦法に違反した地方の指導者の解任および立法議会の解散手続きの導入に関する法律が発効した。2004年には、連邦構成主体首長の公選制を廃止し、連邦大統領が次期首長候補者を提案し、当該連邦構成主体の議会が承認するという任命制の手続きを定めた²⁹。このようにロシアでは、中央統制が冷戦後の一時期に緩んだとはいえ、制度的には継続したまま、プーチン登場以降は一段と強化をみる。こうした階層性の強い制度の下、地方政府の行動様式にも国家（連邦中央）の戦略が浸透しやすい構図にあるといえよう。

図 4-10 ロシアの NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移



注1：全地方政府数は、極東連邦管区とシベリア連邦管区に属する21連邦構成主体を指す。

注2：2002年に加盟したウスチオルダ・プリヤート自治管区は、2008年1月にイルクーツク州に併合したため薄地で示した。

出所：NEAR事務局編『NEAR白書2010』（2010年）、NEARホームページ等を基に筆者作成。

（2）形成期の拡大メカニズム

ロシア連邦政府の対外政策（N-N）を概観しておこう。ロシアでは1985年のゴルバチョフ登場以降、極東地域の復興を軸に、『アジア太平洋国家』としての内実を獲得するための取り組みを進めてきた³⁰。とりわけ長い国境を接する中国との関係改善は目を引く。1989年に国交を正常化させ、1992年に互いを友好国と認める共同声明に調印、1996年4月には

「戦略的協力パートナーシップ」を盛り込んだ共同宣言を採択するに至った。最大の懸念事項であった国境画定問題も 1997 年 11 月、東部国境の画定作業が終了し、1998 年には西部国境も作業が終了した³¹。領土紛争を抱える日本とは、橋本首相（当時）が 1990 年代後半に提唱した「ユーラシア外交」によって関係改善が目指され、経済関係は好調となった。

こうしたロシア連邦政府によるリージョナリズムの進展に、地方政府も感応し、地方政府間の交流・協力が進められていく。NEAR 形成期の拡大曲線の形状は「垂直拡大」の要素を示唆するが、第 3 章で既述した通り、ロシア地方政府が NEAR に加盟した背景には、中ロ国境問題をめぐる政治キャンペーンの一環として地方の声を集約し中央へのロビーイング活動を行おうとしたハバロフスク地方のイニシアティブがあった。また、原加盟地方政府のうち唯一「極東ザバイカル地域間協会」に属していなかったイルクーツク州には、コビクタ・ガス田共同開発プロジェクトという内生条件への対応の一環であった³²。1998 年の沿海地方への拡大も、インフォーマルでバイラテラルな関係に依存して中央に圧力をかけようとするナズドラチェンコ沿海地方知事の行動様式には水平的な要素が示唆される。ロシアにおける形成期の NEAR 拡大メカニズムには、水平拡大の要素が強かったと解釈できよう。

（3）深化期の拡大メカニズム

その後、2000 年に誕生したプーチン政権では、極東開発が「国家の一体性保持」の上で死活的な問題と考えられていく³³。連邦管区創設と大統領全権代表の任命のほか、連邦議会上院の改革、さらには知事任命制の導入など、中央権力の強化策を打ち出すとともに、2002 年 3 月には「極東ザバイカル経済社会発展連邦プログラム」の改訂版が採択され中央主導の開発プログラムがスタートする。

外交的には中国との安定した緊密な政治経済関係の維持、北朝鮮の国際社会への組み入れ、日本からの投資増などが至上命題となっていた。とくに対中関係では、2000 年 7 月には「戦略的協力パートナーシップ」の意義を再確認する北京宣言を採択、翌 2001 年 7 月には「中ロ善隣友好協力条約」が調印された³⁴。さらに、2004 年 10 月には、1991 年の東部国境協定で棚上げとなっていたタラバーロフ島と大ウスリー島、そしてアバガイト島の画定作業が完了し、2005 年 6 月の補充協定により、中ロ国境問題は最終決着を見たのであった。

こうしたプーチンの極東開発と対中関係の安定化政策が、東北アジア地方政府間の協力関

係の構築を促していった。2002年10月にはハバロフスク地方と黒龍江省が、友好交流分科会や経済貿易及び科学技術合作分科会を含む中ロ高級定期会談委員会の設立に合意した。ハバロフスク地方が2004年1月、第4回NEAR実務委員会で「国境地区協力分科委員会」の創設を提案したのも軌を一にした動きであった。同年9月の第5回NEAR総会で同分科委員会の設立は全会一致で合意に至った³⁵。

ただし、この深化期においてロシアのNEAR拡大はほとんど見られない。新たに加盟した地方政府は、2002年9月の第4回総会で加盟したウスチオルダ・ブリヤート自治管区のみである。同地方政府はイルクーツク州の内側にある自治管区であり、同州の強い影響下にある。実際、2004年4月に行われたイルクーツク州とウスチオルダ・ブリヤート自治管区の合併を問う住民投票によれば、ウスチオルダ・ブリヤート自治管区側では97.7%が合併に賛成であり³⁶、イルクーツク州への経済的な依存関係が示されている³⁷。ウスチオルダ・ブリヤート自治管区のNEAR加盟は、2002年3月の「極東ザバイカル発展プログラム」改訂版の採択を受けてイルクーツク州に同調した行動様式であったと考えられる。つまり、地域発展戦略の足掛かりをNEARに見出そうとしたイルクーツク州からの学習として捉えるならば、水平拡大の要素とみることもできよう。

（4）展開期の拡大メカニズム

2000年代後半に入ると、プーチン政権は一段と極東地域開発を本格化させる。同時に、緊密な対中関係を維持しながら、豊富なエネルギー資源等を利用しつつ、対外的影響力の拡大を目指していく。2005年7月に連邦法「ロシア連邦における特別経済地区について」が採択され³⁸、「工業生産特区」と「技術導入特区」という二タイプの経済特区が創設された。

2006年の第6回総会でNEARに加盟した四つの連邦構成主体（トゥヴァ共和国、アルタイ地方、クラスノヤルスク地方、トムスク州）のうち、トムスク州（トムスク市）は「技術導入特区」のひとつであった。トムスク州は技術導入先の開拓の一環としてNEAR加盟に踏み切った。その他の三地方も、特区地域の追加指定が検討されていたこともあり、実績作りの一環としてNEAR加盟を果たす。実際、2007年に経済特区法が改訂され、「観光・リクリエーション特区」、「港湾特区」の二つが新設、アルタイ地方（ビリュゾヴァヤ・カトゥニ）が「観光・リクリエーション特区」の一つに指定された。

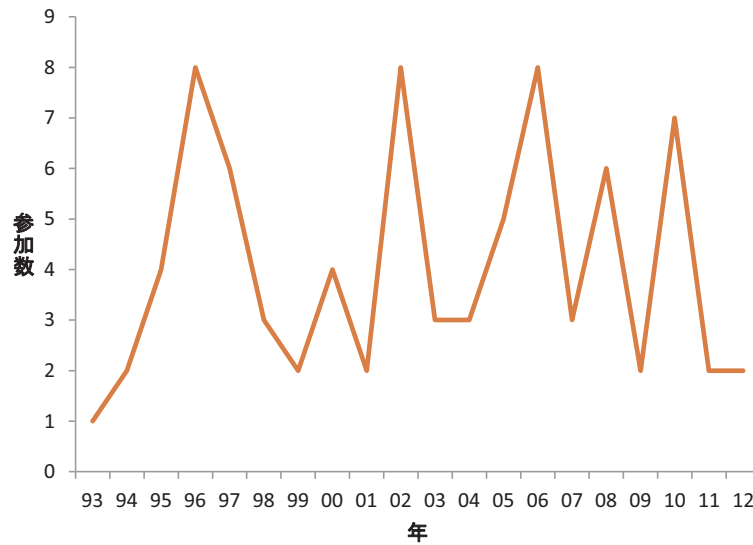
このように連邦政府主導の経済特区政策に各地方政府も感応し、独自の政策判断をしていた。ロシアの経済特区政策は、アジアの輸出加工区や経済特区などのような外資導入や貿易促進という「対外経済関係」と異なり、むしろ「国内産業政策」という側面が強かったという³⁹。とすれば、NEAR加盟という政策判断は、連邦政府の指示・命令というよりも、各地方政府同士の相互参照や横並びの政策判断の要素が強かったと思われる。2006年の拡大プロセスには、水平拡大の要素を見出せるといえよう。

その後も、連邦政府の極東地域開発は本格化し、2006年11月にはAPEC首脳会議を2012年にウラジオストクで開催するという意向を明らかにした。翌2007年1月には、極東地域の社会・経済活動を調整するための国家委員会が創設され、11月には従来の地域発展プログラムを見直した「2013年までの極東・ザバイカル地域経済社会発展連邦特別プログラム」が承認された⁴⁰。

これに歩調を合わせたように、マガダン州(極東連邦管区)が2008年、第7回総会でNEARに加盟した。マガダン州は、2005年連邦特区法でも例外的に廃止されなかった1999年設立の「工業生産特区」を有していた。2008年2月に二期目をスタートしたドウドフ(Nikolai Dudov)知事は、2005年特区法や2007年ザバイカル発展プログラム改訂などに刺激を受け、特区活性化の手段のひとつとしてNEAR加盟を果たした。これに対し、2012年の第9回総会でNEARに加盟したケメロヴォ州は、シベリア連邦管区に属する連邦構成主体であり、極東ザバイカル地域発展プログラムの対象地域ではない。連邦政府の極東地域開発に刺激を受けたというよりも、シベリア連邦管区の他の地方政府からの政策アイデアの学習であったといえよう。

かくして、ロシアにおけるNEAR加盟の波及プロセスは、「領土の一体性保持」を目的とした連邦政府の東北アジア・リージョナリズムに感応しつつ、NEARをゲートウェイとした地方政府の行動様式であり、水平拡大の要素を見て取ることができる⁴¹。実際、図4-11に示したように、ロシアのNEAR定例会議への参加はばらつきが見られる。図4-12に示した総会参加代表者の職責にもばらつきがみられる。各地方政府の多様な背景の下、様々なメカニズムで拡大が行われたものと推論されよう。

図 4-11 ロシアの NEAR 定例会議への参加状況の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

図 4-12 ロシアの NEAR 総会への代表参加者の職責

	第1回 慶尚北道 1996	第2回 富山県 1998	第3回 兵庫県 2000	第5回 黒龍江省 2004	第6回 釜山広域市 2006	第7回 山東省 2008	第8回 京畿道 2010	第9回 寧夏回族自治区 2012
ブリヤート共和国	副総理				産業部長官	駐豪共和国代表		
サハ共和国	副総理	大統領		副総理		副総理	外務長官	
トゥヴァ共和国	-	-	-	-	大統領		大統領	
アルタイ地方	-	-	-	-	副知事	副知事	副知事	
ザバイカリエ地方	副知事							副知事
クラスノヤルスク地方	-	-	-	-	副知事			
沿海地方	-	副知事兼官房長	知事					
ハバロフスク地方	知事	副知事		副知事	国際関係担当	知事室長	知事顧問	農業食料局食物開発課長
アムール州	副知事			知事	副知事			
イルクーツク州	州議会議長					在中州代表		
カムチャツカ地方	副知事		副知事					
マガダン州	-	-	-	-	-	対外関係部職員		
サハリン州	副知事		儀典部長		副知事			
トムスク州	-	-	-	-	副知事			
ケメロヴォ州	-	-	-	-	-			

注1：第4回総会（ハバロフスク地方）についてはデータが無いため捨象した。

注2：塗りつぶしの箇所は NEAR 未加盟の時期を示す。下線は、知事、副知事クラスの代表参加者を示す。

出所：図 4-9 に同じ。

2-3. 韓国

(1) 拡大パターンと地方制度

韓国（拡大型）における NEAR 加盟の波及パターンを示したものが、図 4-13 である。拡大の経過を追うと、1996 年の NEAR 発足当初から道レベルの九地方政府すべて（京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、済州道⁴²）が加盟し、2000 年に釜山広域市に拡がった。展開期に入ると、2006 年に大邱広域市、2008 年にはその他の四広域市（仁川広域市、光州広域市、太田広域市、蔚山広域市）、さらに 2012 年には同年 7 月に誕生した行政中心複合都市の世宗特別市がそれぞれ加盟した。ソウル特別市を除く 16 の地方政府が加盟し、韓国地方政府の NEAR 加盟率は 94%に達している。拡大パターンは、形成期に垂直拡大、深化期・展開期には水平拡大の傾向にある。

では具体的にどのようなメカニズムで各地方政府は NEAR に加盟していったのであろうか。まずは韓国の中央・地方関係（N-L）の制度を概観しておこう。

韓国の地方自治の構造は、「広域自治団体」（特別市・広域市・道・特別自治道）とその下部に置かれる「基礎自治団体」（市・郡・自治区）の二層構造からなる⁴³。これら地方自治団体と国家機関の相互関係は、基本的には「独立して支援・協力・調整を行う非権力的な監督関係」にある。例外的に「国政の統合性の確保等のために権力的な監督手段が認められるにすぎない」という。ただし、「国家委任事務（団体委任事務及び機関委任事務）においては、国の強い監督下」にあるとされる⁴⁴。

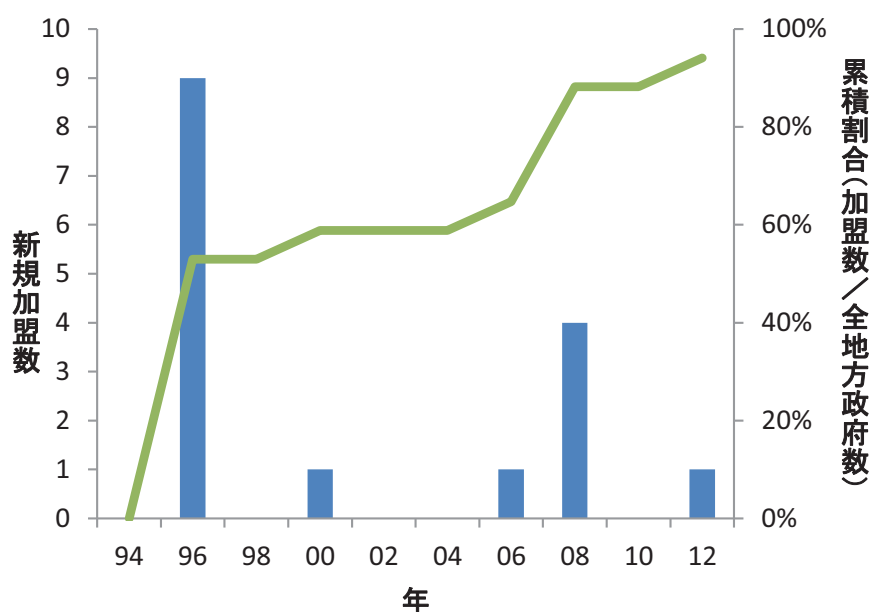
このように韓国では地方自治が制度的に整備されている。だが、必ずしも地方自治が古くから定着していたわけではない。第二次大戦後、1948 年公布の憲法の中で地方自治が規定され、翌 1949 年に地方自治法が制定、制度的に地方自治が整備された。朝鮮戦争の最中の 1952 年に初の統一地方選挙が実施され、地方自治への歩みを始めた。ところが、1961 年の軍事クーデターにより地方自治制度は停止を余儀なくされ、以来 30 年近くに渡り韓国は、中央集権体制の下で経済成長を遂げてきた。1987 年に民主化を求める反政府デモが活発化していくと、1988 年のソウル・オリンピックとも相まって、地方自治制度の復活へ向けた機運が高まっていく⁴⁵。盧泰愚大統領候補（当時）が 1987 年 6 月 29 日、地方自治の早期実施を盛り込んだ「民主化宣言」を提案すると、全斗煥政権はこれを受け入れ、同年 10 月に

憲法改正、翌 1988 年に地方自治法の全面改正へと至った。そして、1991 年、広域自治体及び基礎自治体の議会議員選挙が実施、1995 年には首長の住民による直接選挙が実施され、ここに地方自治制度は復活をみたのであった。

地方自治復活から約 20 年が経過した近年、地方行政体制の大幅な見直しに向けた動きも活発である。「地方行政体制改編特別委員会」が 2009 年に提出した議案に基づき翌 2010 年 9 月、「地方行政体制改編に関する特別法」が成立した⁴⁶。大統領の下に設置された「地方行政体制改編推進委員会」が 2012 年 4 月、再編案を議決した⁴⁷。ソウル市を除く六広域市において、区議会の廃止、区長・郡守の任命制導入などが盛り込まれた。

韓国では地方自治が成熟・定着しつつある。だが一方で、地方議員の名誉職制や、地方幹部職員の国家公務員による占有、二割自治とも揶揄やされる税財政基盤の脆弱性など、長らく集権制を維持してきた統治システムが依然として残存している。とはいえ、中央統制が強い他の東北アジア諸国に比べれば、制度的な分権は進んでいる。地方政府の対外行動も、中央政府の非権力的な監督関係の中で、相対的に独自の戦略を構築しやすい構図にある。

図 4-13 韓国の NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

（２）形成期の拡大メカニズム

韓国中央政府の対外政策（N・N）を概観しておこう。韓国では1980年代末以降、米国の支持を得ながら、いわゆる「北方外交（Nordpolitik）」を展開していた。民主化への動きと軌を一にして、盧泰愚政権が社会主義諸国との関係改善を図っていった。1989年2月のハンガリーとの国交樹立を皮切りに、1990年9月には韓ソ国交樹立、その2年後の1992年8月には中韓国交樹立が達成された。北朝鮮との関係でも、1988年の「民族自尊と統一繁栄のための特別宣言」による南北交流再開の呼びかけを機に、北朝鮮が1991年9月、韓国との国連同時加盟に応じ、同年12月には南北基本文書締結に至った。

北方外交には、「北東アジア」という地域枠組み形成への戦略的な関心も含まれていた⁴⁸。盧泰愚は1988年10月の国連総会で、南北朝鮮に米中日ソを加えた「東北アジア平和協議会議」を提唱した。米国や中国などの消極姿勢により具体化しなかったが、1993年に誕生した金泳三大統領の地域構想へと継承されていく。金泳三大統領は「世界化」とともに「新外交」を掲げ、「東北アジア版ミニCSCE」構想（1993年5月）や「東北アジア多国間安保対話」（NEASED、1994年5月）などの地域外交構想を打ち出した。

だが、こうした一連の地域外交構想は、1993年3月の北朝鮮によるNPT脱退宣言を発端とする「第一次核危機」の対応に埋没し、具体的な成果を上げることは無かった。同危機は、1994年6月のカーター元米国大統領訪朝、7月の金日成の死去を経て、10月の米朝「合意枠組み」の妥結をもって一応回避された。翌1995年3月には日米韓三ヶ国が主導する形でKEDOが発足した。

こうした韓国中央政府の地域外交政策に感応し、地方政府も独自の取り組みを進めていった。第3章で既述した通り、韓国の各地方政府が1996年にNEARに加盟した背景には、金泳三政権で大統領秘書室行政首席秘書官（当時）を務めた李義根慶尚北道知事（当時）のイニシアティブがあった。NEAR形成期の拡大曲線の形状は垂直拡大の要素を示唆するが、実際には、慶尚北道のイニシアティブに基づく地方の横並び競争という水平拡大の要素のほうが強かったと解釈できよう。

(3) 深化期の拡大メカニズム

韓国の地域外交は1990年代後半以降、より鮮明になっていく。1998年2月に誕生した金大中政権は、アジア通貨危機を契機に誕生したAPT (ASEAN+3) の枠組みを土台として、北朝鮮への戦略的対応という観点から、「東アジア共同体」構想を国家戦略の柱に据えている。同年12月、第2回APT首脳会合で「東アジア・ビジョン・グループ (EAVG)」の設置を提案、翌1999年10月にソウルで第1回会合を開催した。また、2000年11月の第4回APT首脳会議では、EAVGの提案を検討するための政府間会合として「東アジア・スタディ・グループ (EASG)」の設置、日中韓首脳会談の定例化も提案している。

こうした東アジア地域外交の展開は、通貨危機に直撃された韓国にとって、日中との域内経済協力の構築という経済的要因に加え、南北関係の改善に弾みをつけたいという思惑があった⁴⁹。1998年8月に北朝鮮が強行したテポドン・ミサイル発射実験を受けKEDO体制の崩壊を懸念した米国と韓国が日本の説得に当たる中、同年10月、韓国は日本との間で「日韓パートナーシップ宣言」に合意。日米韓三ヶ国がKEDO体制の維持で共同歩調をとる。1999年9月の米朝協議において、「合意枠組み」・KEDO体制はかろうじて維持されたものの⁵⁰、対話枠組みとして機能したのはあくまでも米朝協議であった。そこで、韓国は南北直接対話への模索を開始し、2000年6月、金大中大統領が北朝鮮への経済支援を約束することで、歴史上初めての南北首脳会談が実現した。

こうした韓国の東アジア地域戦略の中、2000年9月に第3回NEAR総会(兵庫県)で釜山広域市がNEARに加盟した。南北首脳会談の三ヶ月後であった。韓国第二の都市である釜山広域市は、安相英市長(当時)の下、2002年6月のワールドカップ大会、9月のアジア大会に向けて、地方独自のイニシアティブで積極的な国際化政策を推進していた。例えば、同年5月には第4回アジア太平洋都市サミットを開催し、「アジア太平洋都市観光振興機構(TPO)」の創設を提唱した⁵¹。2000年1月に公布された「第四次国土総合計画」(2000～2020年)では、韓国の東北アジアにおける役割を念頭に置いた開放的なネットワーク型国土構造の形成などが掲げられた⁵²。釜山広域市は2002年11月に成立した経済自由区域の指定及び運営に関する法律に基づき、翌2003年に経済自由区域に指定された。釜山広域市のNEAR加盟は水平拡大の要素が強いといえよう。

(3) 展開期の拡大メカニズム

2002年10月に勃発した「第二次核危機」の真っ只中の同年12月、盧武鉉政権が発足し、地域戦略の軸足が「東アジア共同体」から「東北アジア」にシフトした⁵³。発足後間もない翌2003年4月には「東北アジア経済中心推進委員会」を設置し、「エコノミー・ファースト」の方法論に基づき地域経済協力構想を模索し始める。8月にはSPT（六者協議）が中国を議長国として誕生した。翌2004年6月、「東北アジア経済中心推進委員会」を「東北アジア時代委員会」へと改組し、ハイ・ポリティクス分野も重視する姿勢を示すようになっていく⁵⁴。翌2005年初めには、盧武鉉大統領自ら、「東北アジア・バランサー論」に言及するようになった。

だが、韓国の東北アジア戦略は具体的な外交政策に結実することは無く、スローガンの域にとどまった⁵⁵。SPTも北朝鮮の核問題を管理する枠組みとしては失敗に終わる。米朝二者協議を優先する北朝鮮は、体制の保証や核の平和利用、また金融制裁の解除などを求める瀬戸際外交を繰り返し、2006年7月、ついにミサイル実験を強行、10月には核実験を強行するに至った⁵⁶。

こうした韓国の東北アジア地域戦略の中で、中央の戦略に感応した地方政府による独自の取り組みが進められていく⁵⁷。慶尚北道が「東北アジア」の名を冠するNEARの常設事務局誘致に向けて積極姿勢を強めていくのもこの時期であった。2004年9月に慶尚北道への常設事務局設置が合意され、翌2005年5月に浦項市に設置された。2006年9月には大邱広域市、李明博政権誕生後の2008年9月には残りの四広域市、そして2012年9月には世宗特別市もそれぞれ加盟した。図4-14に示したように、NEAR定例会議への参加状況を見ても、増加傾向がうかがえる。加盟数の半分以上の地方政府がNEARに参加している。図4-15に示した総会参加代表者の職責を見ても、知事・副知事クラスの参加も多くみられる。

国家戦略と地方の対外行動は複雑であるものの、国家戦略の進展に感応しつつ、地方独自の政策選択によってNEARは水平拡大をしたのが、韓国のケースであった。

図 4-14 韓国の NEAR 定例会議への参加状況の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

図 4-15 韓国の NEAR 総会への代表参加者の職責

	第1回 慶尚北道 1996	第2回 富山県 1998	第3回 兵庫県 2000	第5回 黒龍江省 2004	第6回 釜山広域市 2006	第7回 山東省 2008	第8回 京畿道 2010	第9回 寧夏回族自治区 2012
釜山広域市	—	—	文化観光局長	政務副市長	市長	国際環境課長	国際協力課長	行政自治局長
大邱広域市	—	—	—	—	国際協力課長	—	グリーン成長政策官	副市長(経済)
仁川広域市	—	—	—	—	—	市長	—	—
光州広域市	—	—	—	—	—	副市長(経済)	国際諮問大使	—
大田広域市	—	—	—	—	—	副市長(政務)	—	農業流通課長
蔚山広域市	—	—	—	—	—	副知事(行政)	国際協力課長	副市長(経済)
京畿道	副知事(行政)	—	—	—	副知事(行政)	副知事(行政)	知事	副知事(経済)
江原道	副知事(政務)	副知事(政務)	副知事(政務)	副知事(政務)	国際協力室長	—	—	—
忠清北道	副知事(政務)	副知事(政務)	副知事(政務)	副知事(政務)	国際通商室長	—	国際関係諮問大使	行政局長
忠清南道	知事	副知事(政務)	副知事(政務)	副知事(政務)	国際通商課長	福祉環境局長	国際関係諮問大使	副知事(行政)
全羅北道	知事	副知事(行政)	副知事(政務)	副知事(行政)	対外協力課長	代表処代表	—	—
全羅南道	知事	企画管理室長	—	副知事(行政)	経済通商課長	副知事(行政)	国際関係諮問大使	副知事(行政)
慶尚北道	知事	知事	知事	知事	知事	知事	国際関係諮問大使	知事
慶尚南道	知事	副知事(行政)	副知事(政務)	経済通商局長	国際通商課長	副知事(行政)	国際関係諮問大使	国際通商課事務官
済州特別自治道	副知事(行政)	—	—	—	—	平和協力課長	—	平和交流課長

注1：第4回総会（ハバロフスク地方）についてはデータが無いため捨象した。

注2：塗りつぶしの箇所はNEAR未加盟の時期を示す。下線は、知事、副知事クラスの代表参加者を示す。

出所：図4-9と同じ。

2-4. 中国

(1) 拡大パターンと地方制度

中国（微拡大型）における NEAR 加盟の波及パターンを示したものが、図 4-16 である。拡大の経過を追うと、1996 年発足当初からの原加盟地方政府は、黒龍江省（東北）、山東省（華東）、河南省（中南）の三地方政府であった。その後、2000 年に寧夏回族自治区（西北）に拡大し、2006 年に湖北省と湖南省（いずれも中南）へと広がった。省レベルの 31 地方政府（台湾を除く 22 省、4 直轄市、5 自治区）のうち NEAR に加盟しているのは 6 地方政府、加盟率は 19% である。モンゴル・ロシア・韓国と比較すると、低い水準にとどまっている。東北地方の吉林省と遼寧省が正式メンバーではない一方、内陸部地方政府が参加するなどバラエティに富むことも特徴である。拡大パターンは、非常に緩やかであるものの「S 字型曲線」を描いており、水平拡大の傾向が読み取れる。

では具体的にどのようなメカニズムで各地方政府が加盟をしていったのであろうか。まずは中国の中央・地方関係（N-L）の制度を概観しておきたい⁵⁸。

中国の地方行政区域は、一般的に、「省—市—県—郷鎮」という四層構造からなる⁵⁹。省レベルの一級行政区画は、22 省（台湾を除く）、4 直轄市（北京、上海、天津、重慶）および 5 自治区（内モンゴル自治区、広西チワン族自治区、チベット自治区、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区）の計 31 に上る。これらの地方機関は、地方の立法機関である地方人民代表大会及び常務委員会、地方の行政機関である地方人民政府及びその他の関連部門などから構成される。中国ではそもそも「地方制度」という概念が法律上無く、憲法⁶⁰では「国家機関」の章で地方制度の内容が規定されている。憲法学でも地方の機関を国家制度の重要な構成部分として「地方機関」や「地方国家機関」と表現することがほとんどであるという⁶¹。

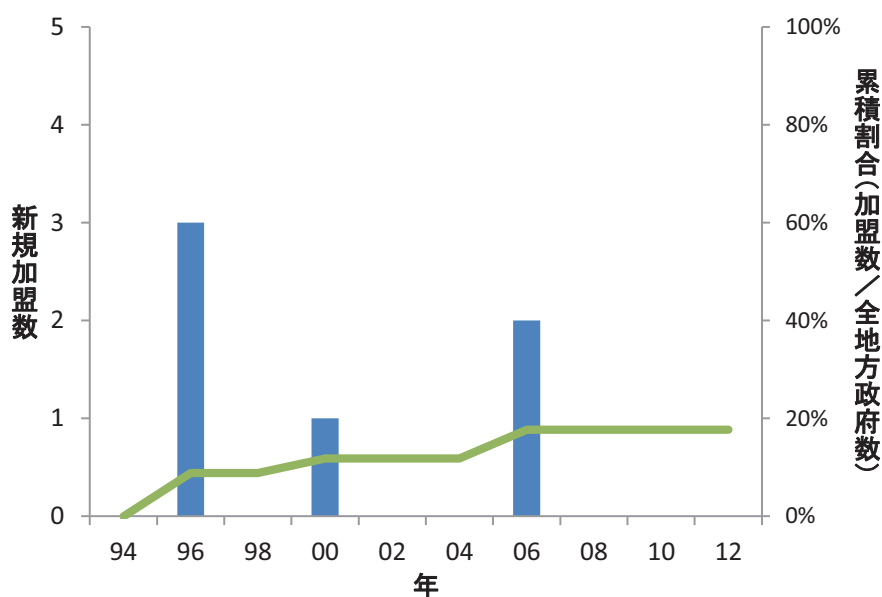
「国家行政機関」である地方各級人民政府は、「国家権力機関」の地方各級人民代表大会に責任を負う一方、中央政府たる国務院を頂点とする各級政府の序列に従って命令・服従関係に置かれる。「二重の従属（多重従属）」⁶²や「二元指導体制」⁶³と呼ばれる中央統制の構図である。中国では、共産党の組織原理である「民主集中制」が国家機構にも適用され、地方のあらゆる活動は原則的に中央の統一的な指揮の下で実施される⁶⁴。

地方行政組織法⁶⁵では、省・自治区・直轄市の人民代表大会および常務委員会、さらに省・

自治区の政府所在地と、国务院の承認を得た一部の大都市の人民代表大会および常務委員会に、「地方的法規」の制定権を付与している。立法制度面では緩やかな地方分権が進展しているとはいえ、地方各級の人民代表大会および常務委員会はあくまでも地方の「国家権力機関」であり、「地方権力機関」ではなく党中央の立法統制下にある⁶⁶。

このように中国では、中央統制が貫徹されるという極めて階層性の強い制度的構図にある。友好都市提携についても、「友好城市工作管理规定」（2005年5月）が1) 国家総体外交、2) 経済発展志向、3) 統一性維持の三つを目的に掲げるなど、国家外交の有力な手段として位置づけられているという⁶⁷。国の地方政府の対外戦略には、中央政府の対外政策が浸透しやすい構図があったといえよう。ただし、中央地方関係が完全な支配・服従の関係にあるとみるのは適当ではないだろう。「中央は地方に政策執行や政治的支持を依存する存在」⁶⁸でもあり、両者の相互依存的な関係に注視する必要がある。

図 4-16 中国の NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

（２）形成期の拡大メカニズム

中国中央政府の対外政策（N・N）を概観しておこう。中国では 1978 年の改革開放以来、『非極』の『平和的発展国家』論⁶⁹を掲げ、「独立自主」の外交戦略を展開してきた。とくに政治・安全保障面での多国間枠組みへの関与は消極的であった。1980 年代中盤以降は、躍進する NIES や ASEAN 諸国との相互依存関係が鮮明になる中、経済主体の地域主義的要素が浮上し始めていく。PECC や APEC に加盟したのはそれぞれ 1989 年、1991 年である。だが、1992 年の「南巡講和」以降、急激な経済発展の副産物として「中国脅威論」が台頭すると、中国では、孤立回避、大国への成長、脅威論の払拭といった新たな政策課題への対応に直面した。従来の全方位外交を踏襲しつつ、多国間主義へと東アジア政策を旋回させていったのが、1990 年代を通じた中国対外政策の特徴である⁷⁰。

とくに 1997 年に提起された「新しい安全保障観」は、アジア重視を裏付ける画期的なものであった。米国主導の二国間軍事同盟・協定を黙認した上で、「協調的安全保障」や「総合安全保障」という非伝統的安全保障分野を重視することにより、アジア政策への活動空間を広げるものでもあった⁷¹。東南アジアとの関係では、消極的参加者に過ぎなかった ARF（1994 年加盟）において次第に積極姿勢に転じていく。中央アジアとの協力関係構築にも乗り出し、1996 年 4 月には中央アジア（カザフスタン、キルギス、タジキスタン）との間で国境地域の安定を制度化する協定を結び「上海ファイブ」を発足させた。同枠組みは 2001 年 6 月にウズベキスタンを加え、SCO（上海協力機構）へと発展した。

こうしたアジア重視姿勢の礎となったのが、近隣諸国との関係改善と 1990 年代後半以降の「パートナーシップ」外交の推進である。1990 年にモンゴル、インドネシア、シンガポール、また翌 1991 年にはブルネイ、ベトナムとそれぞれ国交を正常化させた。さらに、翌 1992 年には韓国と国交を樹立、ロシアとの間でも同年 12 月に互いを「友好国」と認める共同声明に調印した。「パートナーシップ」外交については、まずロシアとの関係において 1996 年 4 月に「戦略的協力パートナーシップ」⁷²。翌 1997 年には米国と「建設的戦略パートナーシップ」、1998 年には韓国と「協力パートナーシップ」、日本とも「友好協力パートナーシップ」をそれぞれ締結した⁷³。こうして中国は、二国間外交と多国間外交を駆使して、「ウェブ型の重層的アジア協力関係」⁷⁴を構築していった。

アジア重視戦略を鮮明にする中央の外交政策の変化に感応し、地方政府でも地域協力を模

索し始める。1996年時点でNEARの原加盟地方政府となったのは、黒龍江省、山東省、河南省の三地方政府である。中央政府の対外政策が東南アジアや中央アジアへ傾斜していたのに対し、東北アジアでは地方政府を中心とした展開が見られた。とりわけ黒龍江省と河南省は、「先富論」に基づき地域開発戦略として重視されてきた東部沿海地域ではなく、中央政府の対外開放戦略とは異なる独自の論理も見られた。黒龍江省の場合は、第3章で既述の通り、中ロ国境問題をめぐるハバロフスク地方および沿海地方との関係が背景にあった。黒龍江省は1992年1月にハバロフスク地方と経済貿易協力協定、6月には沿海地方と協力協定をそれぞれ締結した⁷⁵。ロシアで中国人拒絶運動が巻き起こっていた中、NEARの場を対話チャンネルのひとつとしようとした。1995年5月には黒龍江省とハバロフスク地方とは姉妹交流の締結に至っている。河南省の場合は、韓国地方政府との姉妹都市関係が背景となってNEAR加盟を果たす。河南省は1995年10月に慶尚北道と姉妹提携をしている。また山東省も、1993年9月に慶尚南道、1996年4月に全羅南道とそれぞれ姉妹都市提携を行うなど、NEAR加盟の背景には中韓の地方間交流が下地になっていた。

こうして各地方政府は中央政府の対外経済依存の成長路線とアジア重視政策に呼応しつつ、地方同士の相互関係に基づいて、NEARへの加盟という政策選択を遂げていく。制度的には極めて強い階層性の下、中央の政策が地方に浸透するものの、実態は中ロ国境の地方的対応や中韓姉妹都市関係という水平拡大の要素を確認できる。

(3) 深化期・展開期の拡大メカニズム

中国の対外政策は2000年代に入り、新たな段階を迎えていく。2001年末のWTO加盟をきっかけに、「責任ある大国」論が浮上してきた⁷⁶。2003年春に流行したSARS感染への無責任な対応への批判も後押しとなった⁷⁷。同年11月、胡錦濤のブレーンの一人であった鄭必堅が「和平崛起（平和的台頭）論」を提起し、次第に温家宝や胡錦濤も強調し始めたことで、政府文書にも盛り込まれていった。だが、「中国脅威論」を刺激したため「和平崛起論」は2004年春を境に急激に後退し、代わって登場したのが「和諧世界論」であった。2007年10月の第17回党大会において、国内的には和谐社会、国際的には和諧世界をめざすと世界に向けて発信した⁷⁸。

こうした中国の「大国」認識が、東アジア戦略を一段と強力に推し進めていく。中央アジ

アでは SCO の制度化を推進し、憲章や各種協定等を整備したほか、2004 年には事務局を北京に設置した⁷⁹。ASEAN との関係では、2002 年に「非伝統的安全保障協力宣言」、「包括的経済協力枠組み協定」などを結び、翌 2003 年には域外国として初めて TAC への加盟を果たした⁸⁰。東北アジアとの関係では、2002 年に勃発した朝鮮半島「第二次核危機」を受けて、2003 年 8 月、中国を議長国として SPT を誕生させた。

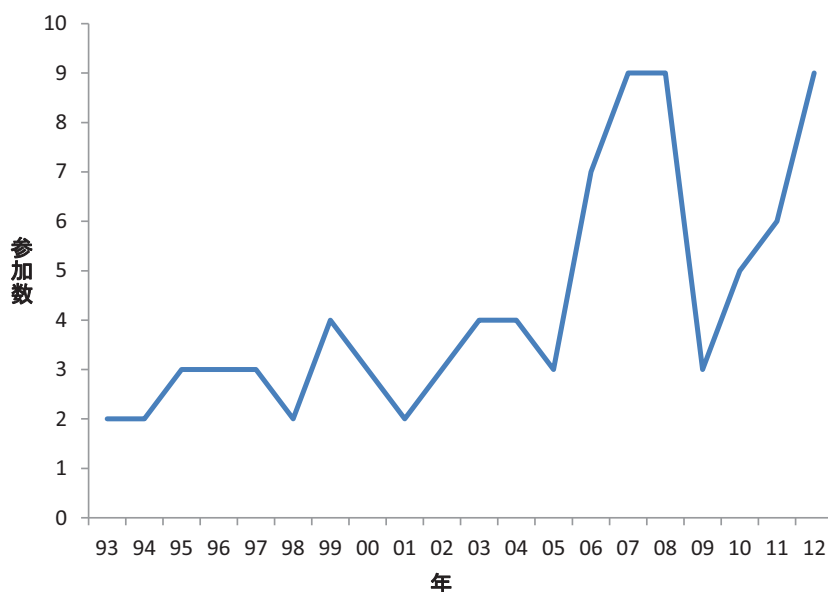
同時に、2000 年以降は、中央主導の地域発展戦略も、東部沿海地域から西部・東北・中部地域へと重心がシフトしていった。2000 年に「西部大開発」、2003 年に「東北振興」、2006 年に「中部崛起（中部振興策）」がそれぞれ提起された。2000 年に NEAR に加盟した寧夏回族自治区（西部）、2006 年に加盟した湖北省・湖南省（中部）は、これらの地域発展戦略と歩調を合わせていた。

このように中央の政策が地方の行動様式に影響を与えていた。2004 年の第 5 回総会（黒龍江省）で李輝中国外交部長助理（当時）は、地方政府を東北アジア協力の重要な参画者であり、推進力を持っているとした上で、東北アジア地方政府間の交流・協力関係の強化を支持していると発言した⁸¹。とはいえ、NEAR 加盟については地方政府同士の関係も抽出できる。寧夏回族自治区が NEAR に加盟したのは、島根県との姉妹関係が背景にあった。1993 年 10 月の第 1 回会議（島根県）と同時に、両地方政府は姉妹提携を行っている。また湖北省と湖南省にも独自の論理を見出すことが可能である。2006 年総会は NEAR 事務局が積極的に参加を呼び掛けていたこともあり、両地方政府は国際場裡で地域政策のアピールを試みようとした。湖北省では 2006 年 5 月に「三峡ダム」の本体工事が完成していた。国家的事業のひとつではあるものの、湖北省は地域発展策として国際場裡でのアピールを企図していた。中国では 2000 年代後半以降、地域発展戦略は「地域格差の是正」から「地域発展モデルの形成」へとシフトし、実施主体も中央政府から地方政府にシフトするなど新たな展開を見せている⁸²。地方レベルの地域発展戦略のうち国務院が全国で二番目に承認したのが、湖南省の「長株潭都市群地域規画」であった（2008 年 12 月）⁸³。長沙、株洲、湘潭の三市を、「全国資源節約型、環境保護型社会」（両型社会）建設に向けた総合改革実験地域とすることを企図していた⁸⁴。

中国では NEAR 加盟に中央政府の承認が必要であったとしても、地方政府の政策選択については自律的な判断と行動メカニズムがあった。実際、図 4-17 に示したように、NEAR

への参加状況は積極化傾向が見て取れ、加盟数を超える参加さえ見られる。寧夏回族自治区で開催された2012年総会では、韓国に次いで多い、八つの地方政府が参加していた。NEARへの加盟ではなく、参加という地方政府の行動に着目する必要性を示唆している。図4-18に示した総会参加代表者の職責を見ても、多様性が見て取れる。

図4-17 中国のNEAR定例会議への参加状況の推移



出所：NEAR事務局編『NEAR白書2010』（2010年）、NEARホームページ等を基に筆者作成。

図4-18 中国のNEAR総会への代表参加者の職責

	第1回 慶尚北道 1996	第2回 富山県 1998	第3回 兵庫県 2000	第5回 黒龍江省 2004	第6回 釜山広域市 2006	第7回 山東省 2008	第8回 京畿道 2010	第9回 寧夏回族自治区 2012
黒龍江省	主席		対外友好協会副会長	省長	政治協商会議副主席	政治協商会議副主席	政治協商会議副主席	政治協商会議副主席
河南省	外事弁公室主任			省長助理		副省長	外事弁公室副主任	秘書長
湖北省	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	副省長	副省長	対外友好協会副会長	外事弁公室副主任
湖南省	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	外事弁公室主任	副省長		副省長
寧夏回族自治区	■ ■ ■	■ ■ ■	政治協商会議副主席	主席	副主席	副主席補	対外友好協会副会長	主席
山東省	外事弁公室副主任	外事弁公室主任	外事弁公室副主任	副省長	副省長	省長	外事弁公室副主任	特別顧問

注1：第4回総会（ハバロフスク地方）についてはデータが無いため捨象した。

注2：塗りつぶしの箇所はNEAR未加盟の時期を示す。下線は、知事、副知事クラスの代表参加者を示す。

出所：図4-9に同じ。

2-5. 北朝鮮

(1) 拡大パターンと地方制度

北朝鮮(微拡大型)における NEAR 加盟の波及パターンを示したものが、図 4-19 である。2002 年 9 月の第 4 回総会で咸鏡北道と羅先市が加盟したが、これ以降の拡大は見られない。北朝鮮の 11 地方政府のうち、加盟数は 2、加盟率は 18% である。データ数が少なく、拡大パターンの特定は困難である。

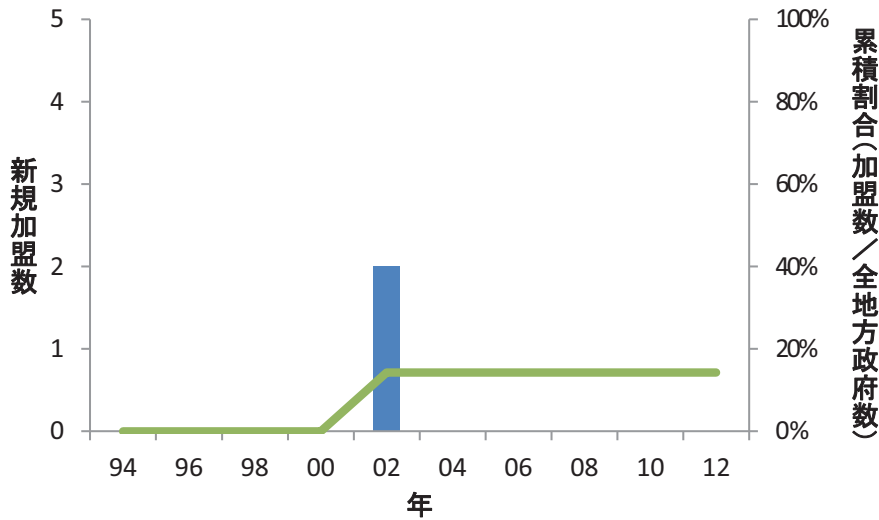
では具体的にどのようなメカニズムで咸鏡北道と羅先市が NEAR に加盟したのであろうか。まずは、北朝鮮の中央・地方関係制度(N・L)を概観しておきたい。

北朝鮮の地方行政区画は、一般的に、「道(直轄市) - 市(区域)・郡一里(邑、洞、労働者区)」という三層構造からなる。道レベルの行政区画としては、九道(平安南道、平安北道、慈江道、両江道、黄海南道、黄海北道、咸鏡南道、咸鏡北道、江原道)および二直轄市(平壤、羅先)である。これらの行政区域には、「地方主権機関」(憲法第一三七条)としての地方人民会議と、「行政的執行機関」(第一四五条)としての地方人民委員会が置かれる。

中国と同様に、「民主集中制」が国家機関にも適用され(第五条)、地方各級人民会議は国家の地方機関に相当する。だが、北朝鮮における「民主集中制」は、国家機構および党機関の独裁的組織原則に変質しているという⁸⁵。1) 下級機関による上級機関の選任と監視が形骸化し、2) 上級機関の決定が下級機関に対して無条件の拘束力を持ち、3) 下級機関は上級機関に忠誠を尽くす強制権として作用するなどの問題を抱えているほか、公民の権利・義務に関する民主的条文もほとんど形骸化しているとされる⁸⁶。

このように北朝鮮では、中央統制が貫徹される制度的構図にある。情報・資料等の制約から実態分析は限られているが、中国のように、中央地方関係を相互依存的として捉えることも困難であろう。換言すれば、地方の対外行動は中央の政策そのものであると見てよい。

図 4-19 北朝鮮の NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

（2）北朝鮮の対外政策と NEAR 加盟

北朝鮮の NEAR 加盟は、2002 年 9 月の第 4 回総会（ハバロフスク地方）である。背景には、経済対策ファクターがある。1994 年の金日成の死去後、苦難の行軍で体制危機を乗り越ろうとした北朝鮮は、1998 年 8 月に強盛大国建設を掲げ、経済強国化路線を鮮明にしていく。2000 年 6 月に初の南北首脳会談で南北経済協力を取り付け、翌 2001 年 4 月には対外経済関連法（加工貿易法、関税法、著作権法）を制定し、本格的な外資導入に踏み出した。そして翌 2002 年 7 月には、実利社会主義を標榜し、経済管理改善措置と呼ばれる大胆な経済改革に乗り出す⁸⁷。加えて、対外開放政策の一環として、同年 9 月には「新義州特別行政区」を設置、11 月には金剛山観光地区に対する「金剛山観光地区法」と「開城工業地区法」を採択した。

北朝鮮の NEAR 加盟はこうした一連の経済改革と軌を一にしていた。外資導入政策としては、新義州や開城へと対象を拡大したとはいえ⁸⁸、1991 年末に指定されていた「羅津・先鋒自由経済貿易地区」（FETZ）構想の推進もそのひとつであった。同地域の羅先市と、その広域行政区域である咸鏡北道とが NEAR へ加盟したことは、NEAR の場の活用を企図した外資導入政策の一環であったといえよう。

だが、経済的誘因だけで北朝鮮の NEAR 加盟を説明することは難しい。2001 年 9 月 11

日の米国同時多発テロ事件後、「悪の枢軸」として米国に名指しされた北朝鮮は、対米関係の改善に乗り出していた。ちょうど第4回総会から1週間後の2002年9月17日に行われた日朝首脳会談が、その一歩ともされる。日朝関係の改善によって経済を立て直すとともに、「先制行動論」の対象から除外させることをねらいとしていた。北朝鮮のNEAR参加も同じ文脈にあったとしても不思議ではない。第4回総会の議事録が残っていないため、北朝鮮地方政府の発言内容を確認することはできないが、NEARという地域枠組みに加盟することにより、対米関係の改善という論理が働いていたと推察できる。2004年9月の第5回総会（黒龍江省）での崔基徳咸境北道人民委員会副委員長（当時）の次の発言からも同論理を読み取ることができる⁸⁹。第5回総会は「第二次核危機」が継続していた時期に開催されている。

「私達は北東アジア地域の各国間の経済交流と協力を促進するために最善の努力を尽くしてきましたが、米国と米国を支持する勢力は私達への敵視政策を取り続けてきたため、私達の成果を正しく見てもらうことは出来ませんでした。

私達は北東アジア地域自治体連合の崇高な理念を実現する必要がある、最初に解決すべき問題は朝鮮半島の恒久平和を保障することであると認識しております。

我が国の人民は朝鮮半島無核化の最終目標を一貫して堅持しております。また対話を通じて、平和的に朝米核問題を解決する立場と、忍耐性と伸縮性のある努力は北東アジア地域を含めた全世界の多くの国家と人民の支持と同情を得ております。

米国は私達が自主権と生存権のための努力と意志を無視し続け、且つ私達へ経済封鎖も行っております。これは国際法の準則に違反するだけでなく、朝鮮半島を中心とした北東アジア地域の安定と平和に必ずや重大な結果を引き起すことになるでしょう。

私は連合の全ての自治体が、北東アジア地域の経済貿易と環境保護などの各領域の交流と協力にとって、何が障害物となり制約しているのかを必ず明確にし、その障害物を取り除くため積極的に努力をしていくことであると確信しております。」

参加単位は地方政府であったが、対米関係の改善という中央政府の対外政策の趣旨が明確であった。

(3) 北朝鮮加盟をめぐる NEAR 内の政治力学

一方で、北朝鮮の NEAR 加盟をめぐるのは、原加盟地方政府による働きかけもみられた。原加盟地方政府側のイニシアティブについて見ておきたい。

北朝鮮の加盟案は、モンゴルの場合と同じく、NEAR の設立総会（1996 年 9 月、慶尚北道）の時点で早くも最初の提案がなされた。提出者はハバロフスク地方であった⁹⁰。ロシアでは当時、1990 年の韓ソ国境樹立により北朝鮮との関係が悪化していたが、それを修正する必要性が認識されていた⁹¹。ロシアが朝鮮半島政策を韓国傾斜外交から南北バランス外交へとシフトさせていく契機になったのが、1994 年 9 月のパノフ・ロシア外務次官（当時）の訪朝である⁹²。国家の対外政策のこうした変化に呼応したハバロフスク地方が、北朝鮮の NEAR 加盟促進案を提出したのであった。

北朝鮮加盟をめぐるのは、モンゴルの場合と異なり、必ずしも原加盟地方政府の間で共通の認識が醸成されていたわけではない。1997 年 11 月の第 1 回実務小委員会で、「メンバーシップの範囲」が議題となった際、ロシアの極東ザバイカル経済協議会から、ハバロフスク地方が北朝鮮と接触中で、30 人余りの使節団の訪朝について北朝鮮政府と合意に至り、近いうちに実施予定であるとの報告があった⁹³。多くの地方政府が北朝鮮の NEAR 加盟促進案に賛同を示していたが、日本側の一部から否定的な立場が表明された⁹⁴。ただし、日本側は否定的な立場を単に表明するに留まり、憲章改正に明確な反対を示さなかったため、北朝鮮の NEAR 加入に備えた憲章第四条改正案は合意に至った。

ところが、翌 1998 年 7 月 7～10 日の第 2 回実務小委員会（富山県）で、日本側は当初の立場に回帰する。第 2 回総会への北朝鮮の参加意志が不透明であることを理由に、憲章第四条改正案から北朝鮮を削除することを提案したのであった。これに対し、慶尚北道が NEAR の門戸自体は開放しておくべきという理由で北朝鮮を改正案に明記する必要性を唱えた。結果として、従前の合意どおり、北朝鮮を憲章改正案から削除しないこととなった。日本側の意向は必ずしも積極的な反対というわけではなかったといえよう⁹⁵。

しかし、同会議からおおよそ 2 ヶ月後の 8 月 31 日、北朝鮮がテポドン・ミサイル発射実験を強行したことで、東北アジアに再び緊張が走った。日本では厳しい対応を見せた中央政府と同様に、地方政府も北朝鮮への反発を強め、NEAR への北朝鮮加盟に対する反対が広がっていく⁹⁶。2 ヶ月後の 10 月 20～23 日に開催された第 2 回総会（富山県）では、日本側の主

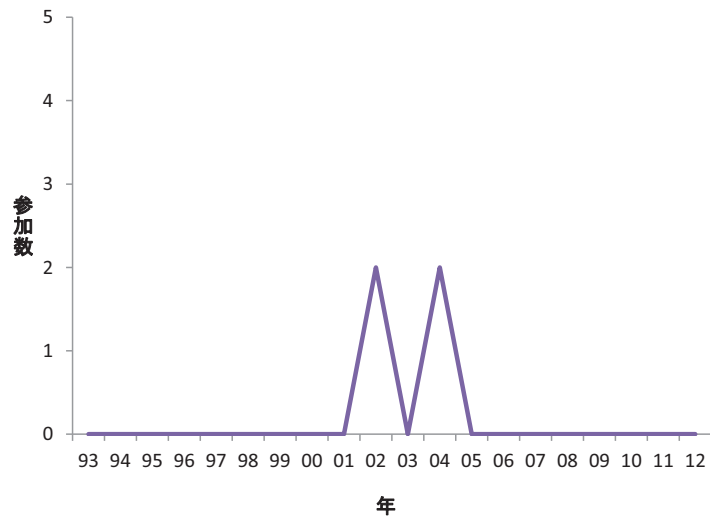
張が反映される形で、憲章第四条改正案から北朝鮮が削除され、「等」を挿入する修正案が提出された。北朝鮮から NEAR 参加の意志が確認されていなかったことが理由に挙げられた。しかし同修正案に対して、ハバロフスク地方からは、NEAR の会議がロシアか中国、あるいはモンゴルで開催されたときのみ参加可能であるという北朝鮮の意志を確認できるとの報告があった。そこで、「合意文」の中に、ロシアおよび韓国の地方政府から今後も北朝鮮の参加に向け引き続き努力していく旨の発言があったことを記載するという一方で、ハバロフスク地方側が妥協する形で決着をみたのであった（資料 6「富山宣言」参照）。

翌 1999 年 9 月、北朝鮮のミサイル危機が米朝協議において一応の収束をみると、韓国による南北直接対話の模索が開始されていく。そして 2000 年 6 月、史上初めての南北首脳会談が実現すると、東北アジアが雪解けムードを迎えた。2000 年 9 月の第 3 回総会（兵庫県）では、「メンバーシップの範囲」について、これまで否定的な立場に立っていた日本側（事務局の兵庫県）から北朝鮮の NEAR 加盟に関する議題が提出された⁹⁷。慶尚北道は、北朝鮮の NEAR 参加を希望する友好的な立場の共同宣言を採択する旨を提案し、ハバロフスク地方、そして富山県からも北朝鮮加盟に賛同する旨の発言がなされた。かくして、北朝鮮の加盟は、第 2 回総会での憲章改正において合意されたものであると確認され、宣言文の中に歓迎する旨の文言が挿入されたのであった（資料 8「兵庫・淡路宣言」参照）⁹⁸。なお、2001 年 8 月の第 3 回実務委員会（兵庫県）では、鳥取県が同年 5 月に北朝鮮を訪問し、朝鮮対外文化連絡協会の委員長に、NEAR 参加を呼び掛け、「できるだけ前向きに考えたい」という返事を取り付けたという報告があった⁹⁹。

このように北朝鮮の NEAR 加盟をめぐることは、モンゴルの場合とは対照的に、原加盟地方政府内で軋轢が生じた。サブリージョナルな地方政府間関係に、東北アジア国際環境が投影された事例である。

北朝鮮は図 4-20 に示したように、2002 年総会と 2004 年総会以来、総会には参加をしていない。なお、2004 年総会の参加代表者の職責は、咸鏡北道人民委員会副委員長、羅先直轄市人民委員会委員長である。

図 4-20 北朝鮮の NEAR 定例会議への参加状況の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

2-6. 日 本

(1) 拡大パターンと地方制度

日本（非拡大型）における NEAR 加盟の波及パターンを示したものが、図 4-21 である。拡大の経緯を追うと、1996 年の発足当初、9 地方政府（青森県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県）が加盟し、1998 年に山形県に広がった。ところが、日本ではその後、拡大が見られない。47 の地方政府（都道府県）のうち、NEAR 加盟数は 10、加盟率は 21%に留まっている。中国や北朝鮮と同水準の低さである。加盟地方政府の地理的分布は、歴史的に環日本海交流に積極的な日本海側の地方政府に限られていることが特徴で、環黄海交流に積極的な九州、北方圏交流に積極的な北海道への拡大も見られない¹⁰⁰。拡大パターンは、垂直拡大の様相を呈している。

では具体的にどのようなメカニズムで各地方政府が加盟をやっていったのであろうか。まずは日本の中央・地方関係（N-L）の制度を概観しておきたい。

日本の地方自治の構造は、「都道府県」と「市町村」の二層構造からなる。戦後の大規模な制度改革により、地方自治が憲法で保障され、首長の直接公選制も導入されるなど分権的なシステムが構築された。だが、機関委任事務制度や国庫補助負担金制度などの中央統制・関与の仕組みは維持されたままであった。1990 年代に入り、地方分権の推進が政策課題として取り上げられるようになると、1993 年 6 月に国会で「地方分権の推進に関する決議」が採択され、翌 1994 年 12 月には「地方分権に関する大綱方針」が閣議決定された。これを受け、1995 年 7 月には「地方分権推進法」が施行、地方分権推進委員会が発足した。同委員会による勧告に基づき、政府は 1998 年 5 月に「地方分権推進計画」を閣議決定し、翌 1999 年 7 月には「地方分権一括法」が成立、翌 2000 年 4 月から施行された。同法は、中央・地方の関係を「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」に変革する大規模な制度改革を企図するものであった。機関委任事務制度が廃止されたほか、中央政府の統制・関与の見直し、中央と地方の役割分担の明確化、地方政府への権限移譲、必置規制の見直しなどが盛り込まれた。

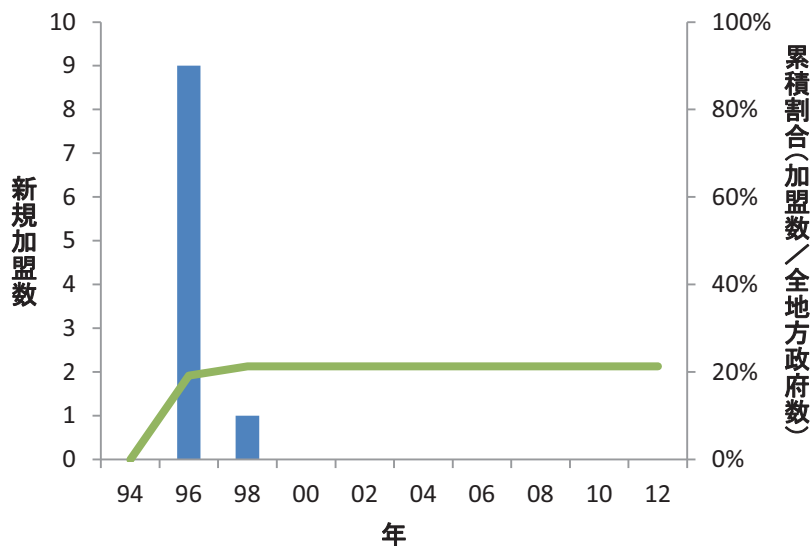
これらの第一次地方分権改革は画期的な制度変革であったが、国庫補助負担金制度の改革が不十分であるなど財政面の地方分権には限界も抱えていた。そこで 2002 年 6 月、国庫補

助負担金、交付税、税源移譲を一体的に改革する「三位一体の改革」方針が示され、2003年度から2006年度予算までに実施された。3兆円の地方政府への税源移譲を達成したことや、国と地方との協議の場が設けられたことなどが評価される一方で、地方の自主性・自立性の拡大に必ずしも結びついていないことから財政再建を優先した施策に過ぎないという批判も根強い。

その後、2006年12月に地方分権推進法が成立し、地方分権改革推進に関する基本方針が掲げられるとともに、地方分権改革推進委員会が発足。同委員会の勧告を踏まえた施策を実施するために、2009年11月には地域主権戦略会議が設置された。

このように日本では、地方自治が定着・成熟の方向に向かいつつある。財政面や住民自治などの観点から課題があるとはいえ、他の東北アジア諸国と比較してみても、極めて分権の程度は高いといえる。地方政府の対外戦略には、地方の独自戦略の要素が働く構図にあったといえよう。

図 4-21 日本の NEAR 加盟波及パターン：新規加盟数と累積割合の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

（２）形成期の拡大メカニズム

日本（中央政府）の対外政策（N・N）を概観しておこう。日本では1985年9月のプラザ合意以降、増大する経済的影響力を背景に、経済分野に主眼を置くアジア太平洋地域主義を主導していた。1989年11月に日本と豪州の共同イニシアティブで発足したAPECは、地域主義不在の東アジアと太平洋を「フュージョン」させる最初の地域的枠組みであった¹⁰¹。日米経済摩擦が深刻化する中で、欧州を中心に急速に地域経済統合の動きが強まっていたことが背景にある¹⁰²。APECは1993年にシアトルで初めて開催された非公式首脳会議を機に、米国主導の貿易・投資自由化促進の枠組みとして制度化を遂げていく¹⁰³。一方、安全保障面でもARFの創設が1993年に合意され、アジア太平洋地域主義は軌道に乗り出すこととなった。だが、日本は1993年夏、戦後初めての政権交代など内政の激変に見舞われたほか、バブル崩壊などで日米経済摩擦も消滅していくことにより、貿易自由化に消極姿勢を示すようになる。1997年に提起された「早期自発的分野別自由化」（EVSL）をめぐる、日米間で交渉が決裂すると、次第にAPECへの関心が失われていった。

こうした1980年代後半から1990年代前半の日本外交を横目に、環日本海側の地方では、対岸地域との交流を模索していた。冷戦終焉による国際環境の急速な改善や各国の対外経済政策の変化などを背景に、いわゆる「環日本海ブーム」¹⁰⁴が到来した。第3章でも詳述したように、地方の産業空洞化への懸念が増大したことから、主に経済活性化との関連から「地域国際化」政策が中央政府先導の下で推進されていった。各地方でも、地域の個性を活かした地域活性化という観点から、「国が持っていた問題視域とは少し異なる形を取って」¹⁰⁵独自の取り組みを模索していった。

こうした環日本海側の各地方政府は1993年からNEAR会議を主導して開催し、1996年にNEAR加盟を果たす。先述したように、日本のNEAR拡大曲線の形状は垂直拡大の要素を示唆するが、実際は、地方のイニシアティブによる水平拡大の要素が強かった。

（３）深化期・展開期の「非拡大」メカニズム

日本外交は1990年代後半になると、次第にアジア太平洋地域から東アジア地域へと焦点をシフトさせていく。とりわけ、1997年7月にタイで始まったアジア通貨危機を契機に、東アジア地域協力の気運が急速に高まった。日本は同年秋に、地域的な金融支援の枠組み「ア

ジア通貨基金（AMF）」構想を提起した。米国の強い反対と中国の不支持により挫折したものの、橋本首相（当時）が提起していた日本・ASEAN 首脳会議の定例化は、ASEAN 側の逆提案によって、APT 首脳会議として同年 12 月に結実した。以降、東アジア地域協力は APT を軸に展開していく。

1998 年秋に日本が新宮沢構想とよばれるアジア支援プログラムを提案すると、米国はこれを歓迎するようになり、1999 年 1 月のユーロ導入にも刺激を受け、中国も立場を逆転させた。2000 年 5 月、ASEAN+3 蔵相会議で、複数二ヶ国間の外貨融通協定のネットワークを構築する「チェンマイ・イニシアティブ」が合意された。通貨・金融以外の分野でも、1999 年 12 月に採択された「東アジアにおける協力に関する共同声明」の下、APT の枠組みにおいて様々な機能的協力が推進されていく。

2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件以降、ASEAN を軸とした地域主義が更なる展開を遂げる中、日本では 2002 年 1 月、小泉首相が「共に歩み共に進むコミュニティ」を目指す意向を表明した。2003 年 12 月には、ASEAN 日本特別首脳会議で、改めて「東アジア共同体」を共通目標に掲げた「東京宣言」を採択した。さらに 2004 年 7 月には、APT 外相会議に、EAS に関する「論点ペーパー」を提出。米豪にも「開かれた地域主義」を前提に、機能的協力関係の延長線上に東アジア共同体構想を置く姿勢を明らかにした。2005 年 12 月、第 1 回 EAS が開催され、東アジア地域主義が一定の段階に達した。

このように日本の東アジア地域外交は、米国に配慮した政策形成が強い。近年では、環太平洋経済連携協定（TPP）などへと軸足をシフトしつつある。

いずれにせよ、深化期・展開期において、日本では、NEAR への拡大は見られなかった。図 4-22 に示したように、2006 年以降の展開期に入り、参加数も急減している。図 4-23 に示した総会参加代表者の職責を見ても、知事・副知事クラスの参加は減少している。

図 4-22 日本の NEAR 定例会議への参加状況の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

図 4-23 日本の NEAR 総会への代表参加者の職責

	第1回 慶尚北道 1996	第2回 富山県 1998	第3回 兵庫県 2000	第5回 黒龍江省 2004	第6回 釜山広域市 2006	第7回 山東省 2008	第8回 京畿道 2010	第9回 寧夏回族自治区 2012
青森県	副知事	環境生活部次長	環境生活部国際交流課長	出納長				
山形県	副知事	文化環境部次長	文化環境部文化振興課国際室長	文化部長				ハルビン事務所長
新潟県	N.A.	副知事	副知事	総合政策部副部長	ソウル事務所長		ソウル事務所長	大連経済事務所責任者
富山県	副知事	知事	知事	副知事	知事政策室次長	知事政策室理事	観光・地域振興局長	観光・地域振興局長
石川県	副知事	副知事	副知事	副知事				
福井県	副知事	副知事	出納長	出納長			副知事	
京都府	副知事	副知事	副知事	副知事			副知事	副知事
兵庫県	副知事	知事	知事	副知事	副知事	副知事		副知事
鳥取県	出納長	出納長	副知事	出納長				
島根県	知事	副知事	出納長	環境生活部国際課主任	副知事	副知事		環境生活部長

注1：第4回総会（ハバロフスク地方）についてはデータが無いため捨象した。

注2：塗りつぶしの箇所は NEAR 未加盟の時期を示す。下線は、知事、副知事クラスの代表参加者を示す。

注3：第1回総会の新潟県参加代表者については不明。

出所：図 4-9 に同じ。

小 括：水平拡大と垂直拡大の交錯

本章では、NEAR の地理的拡大プロセスについて、東北アジア諸国の中央・地方関係 (N-L) における制度的階層性に焦点を当てつつ、政策波及研究を参照した垂直拡大・水平拡大という二つのパターンを鍵概念に、拡大プロセスの特徴を国別に記述分析した。分析結果の要点は次の二点にまとめられる。

①水平拡大のメカニズム

東北アジア諸国における地方政府の対外行動は、従来、中央・地方一体となった対外経済依存の成長戦略のひとつと見なされることが多かった。国家戦略と地方の対外行動との相互依存的な関係を等閑視して、地方の行動様式に国策連動的な垂直的要素を見出してきた。地方自治が未成熟な東北アジア諸国の制度的階層性に重点を置く視点である。

ところが、本章の分析結果は、NEAR の拡大プロセスに水平拡大の要素も多くみられる傾向を確認した。各国地方政府は国家戦略に敏感に反応しつつも、地方政府同士の相互関係に基づく水平的な政策選択を行ってきた実態が浮き彫りとなった。例えば、1998 年のモンゴル中央県の加盟は、中央政府からの具体的な指示・命令は確認できず、むしろ鳥取県とハバロフスク地方のイニシアティブの下で具体化していった。中国の拡大プロセスも、中央の対外政策や地域発展戦略と軌を一にしていたとはいえ、寧夏回族自治区の NEAR 加盟は島根県との姉妹提携関係がベースであった。湖北省・湖南省の NEAR 加盟も地方主導の地域発展政策のアピールという要素が強かった。

これらのことは、制度的階層性の強弱にかかわらず、地方政府の自律的な政策選択の可能性を示唆している。地方政府同士の越境協力には、国家間関係とは異なる独自のトランスナショナルな関係が内在しているといえよう。

②水平拡大と垂直拡大との交錯

同時に、展開期における北朝鮮とモンゴルの拡大メカニズムに見られたように、垂直拡大の要素を強く持つパターンも併存することも確認した。2002 年の北朝鮮（咸鏡北道、羅先

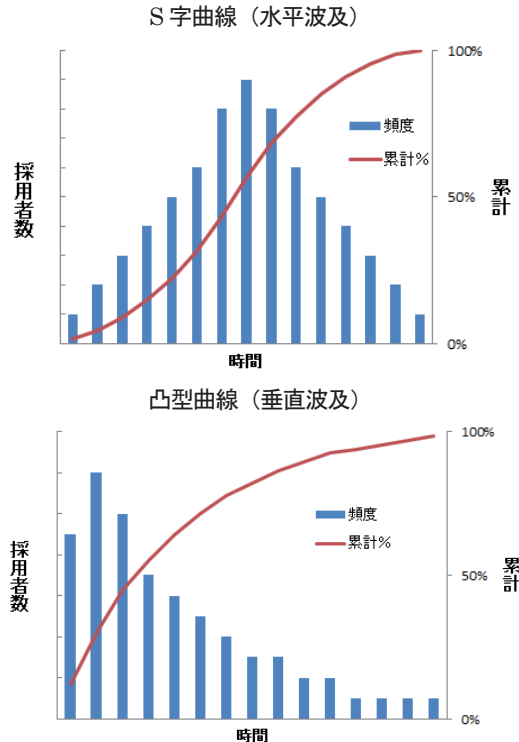
市) 加盟の背景には、国家(中央政府)の外資導入政策と対米関係改善戦略という垂直的要素が見られた。2006年のモンゴル急拡大の背景にも、モンゴル東部に開発エリアが広がったGTIプロジェクトや「大モンゴル建国800周年」を記念した国家の対外広報プロジェクトなどの要素が強かった。

このようにNEARの地理的拡大プロセスには、水平拡大と垂直拡大の要素が交錯している。中央集権的な政治体制の東北アジアでは、一党独裁・計画経済体制の北朝鮮はもとより、中国・ロシア・モンゴルなどの体制移行国でも、中央・地方一体となった垂直的な行動様式が前面に出てくる場合が多い。こうした国策連動的な地方政府がNEARに集合すれば、NEAR越境交流・協力も国家間関係と構造同値となる可能性が懸念される。NEARの特性が国益に基づく国家・地方の入れ子状の政策空間へと拡幅するという推論である。このことは、国家間の対立要素がNEARに移植される可能性を示唆するとともに、中央政府では不可能な協力分野への取組みや、住民参加・市民交流の契機を重視する自治体外交の特性を後景に押しやることになりかねない。

本章の分析は、NEAR定例会議の資料や議事録などに依拠しつつ、おもに邦語中心の二次文献からの推論によって、各国における拡大プロセスを垂直拡大と水平拡大の傾向から把握したに過ぎない。各国でのNEAR加盟をめぐる中央と地方の交渉過程、地方政府内での政治プロセスなどのより詳細な実態分析が不可避であろう。今後の研究課題としたい。

- 1 森田朗編『アジアの地方制度』（東京大学出版会、1998年）7頁。
- 2 同上、8頁。
- 3 ロジャース（E. M. Rogers）がイノベーション波及研究で提示した波及曲線は以下のようになる。

附図 4-1 波及曲線の形状（S 字曲線、凸型曲線）



出所：伊藤修一郎『自治体政策過程の動態——政策イノベーションと波及』（慶應義塾大学出版会、2002年）42-43頁を基に筆者作成。

- 4 由川稔「モンゴル」（森田編、前掲書）88-107頁。
- 5 同上、106-107頁。
- 6 1990年代のモンゴルの東北アジア経済協力への視点については、Tsedendambyn Batbayar, “Mongolian Perspective on Northeast Asian Regional Development,” in Tsuneo Akaha, ed., *Politics and Economics in Northeast Asia: Nationalism and Regionalism in Contention*, New York: St. Martin’s Press, 1999 を参照。
- 7 中ロ大国間に挟まれ「独立維持」が建国以来の基本課題であったモンゴルの東アジア政策は、1986年のゴルバチョフによる「モンゴル駐留ソ連軍の一部撤退」表明以降、対ソ依存が解消に向かう反面、対中関係が修復されていく。毛里和子・森川裕二編『東アジア共同体の構築 4 図説 ネットワーク解析』（岩波書店、2006年）150-153頁、環日本海学会編『北東アジア事典』（国際書院、2006年）30-32頁。
- 8 2007年10月31日に鳥取県境港市で開催された「第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」にオブザーバー参加した際に実施。
- 9 山根泉（島根県企画振興部企画調整課長：当時）「北東アジア地域自治体会議と『NEAR 交流の船』（金森久雄監修／NEAR（北東アジア）知的インフラ委員会著『「国」を超えた「地域」のつながり ボーダーレス時代の地域間交流 日本・中国・韓国・ロシア「環日本海」知的インフラ構築の道を模索する』アルク、1999年、116-135頁）122頁。
- 10 西尾呂次鳥取県知事（当時）の発言。鳥取県議会「平成9年9月定例会議事録」（第2号）、1997年10月3日。
- 11 鳥取県の環日本海交流については、鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所編『鳥取県の

- 環日本海交流』(富士書店、1996年)、片山善博・釘持佳苗『地域間交流が外交を変える—鳥取-朝鮮半島の「ある試み」』(光文社、2003年)を参照。
- 12 鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所編、前掲書、3頁。
 - 13 同上書、2頁。河北省の梨はヤーリー梨(鴨梨)・赤梨であるが、病害虫に弱く皮が硬いため、それを改良するには、鳥取県の「袋掛け技術」を欲していたという。鳥取県と河北省との交流については、豊島吉則「中華人民共和国河北省」(同上書、159-194頁)176-179頁が詳しい。
 - 14 もともと中国での交流先として河北省を選択するまでには、内蒙古自治区などが検討されていたという。同上書、176頁。
 - 15 鳥取県の環日本海交流については、鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所編『鳥取県の環日本海交流』(富士書店、1996年)、片山善博・釘持佳苗『地域間交流が外交を変える—鳥取-朝鮮半島の「ある試み」』(光文社、2003年)を参照。
 - 16 NEAR事務局編『NEAR白書2010』(2010年)263-264頁。
 - 17 富山県『北東アジア地域自治体会議‘98報告書』(第2回総会、1998年10月)42-43頁。
 - 18 モンゴル議会(ERINA訳)「自由経済地帯を規定する法律」、『アルタンブラク』自由貿易地帯に関する法律2002年6月(環日本海経済研究所編『ERINA情報』No. EJ-0401、2004年1月)8-12頁、13頁。モンゴル産業・通商省(ERINA外部委託訳)「『アルタンブラク』の自由貿易地帯とは」、「アルタンブラク自由貿易地帯における予算、投資の可能性及び減税について」2003年(環日本海経済研究所編『ERINA情報』No. EJ-0401、2004年1月)1-4頁、5-7頁。
 - 19 黒龍江省『NEAR第5回総会報告書』(2004年9月)43-44頁。
 - 20 同上、44頁。
 - 21 西澤正樹「モンゴル国北部『辺境』地域の産業開発」(亜細亜大学アジア研究所編『新段階を迎えた東アジア』アジア研究所・アジア研究シリーズNo.75、2011年3月)223-251頁。
 - 22 同上。
 - 23 多賀秀敏「豆満江(図們江)地域開発計画」(吉田康彦・進藤榮一編『動き出した朝鮮半島—南北統一と日本の選択』日本評論社、2000年)171頁。
 - 24 中ロ国境問題の最終決着を背景に発足した「中ロ蒙国境地域協力フォーラム」の枠組みも、2005年8月にモンゴル・ウランバートルで開始した。
 - 25 2006年第6回総会でのセレンゲ県演説でも、モンゴル大帝国建国800周年に触れ、他の県の新規加盟に敬意を表するとの発言をした。『第6回NEAR連合総会・会議資料』(2006年)69-71頁。このほか、例えば、日本との関係では、2006年を「日本におけるモンゴル年」としている。また翌2007年は日蒙国交樹立35周年に当たり、同年を「モンゴルにおける日本年」と定め各種事業を実施した。
 - 26 NEAR事務局『2007NEAR実務者ワークショップ 会議資料』(2007年5月)24-25頁。
 - 27 2008年3月にアガ・ブリヤート自治管区と合併し、ザバイカリエ地方となる。
 - 28 堀内賢志「プーチン政権における中央・地方関係の新たな展開」(『ロシア東欧調査月報』898号、2006年4月)25-44頁。
 - 29 島村智子「ロシア極東地域をめぐる最近の政策動向」(『レファレンス』2007年)120-123頁。
 - 30 堀内賢志「ソ連・ロシアの東アジア外交—『アジア太平洋国家』としての内実を求めて」(松村忠紀・森川裕二・徐顕芬編著『二つの「戦後」秩序と中国』NIHU現代中国早稲田大学拠点研究シリーズ2、2010年)93-116頁。1986年7月の「ウラジオストク宣言」および1988年9月の「クラスノヤルスク宣言」において、自らを「アジア太平洋国家」と規定した。
 - 31 旧ソ連崩壊後の中ロ国境画定交渉をめぐる先駆的研究として、岩下明裕『中・ロ国境4000キロ』(角川書店、2003年)、秋野豊『ユーラシアの世紀—民族の争乱と新たな国際システムの出現』(日本経済新聞社、2000年)66-96頁、232-270頁などを挙げておく。
 - 32 コビクタ・ガス田の開発プロジェクトが国際プロジェクトの色彩を帯び始めたのは1994年頃からであり、1995年から中国・韓国との交渉が本格化し始めたという。林裕明「シベリア地域

開発の現状と課題—イルクーツク州を中心に—」（『北東アジア研究』第5号、2003年、93-108頁）101頁。

- 33 小泉直美「ロシアと北東アジア地域主義」（山本武彦編『地域主義の国際比較—アジア太平洋・ヨーロッパ・西半球を中心にして』早稲田大学出版部、2005年、126-150頁）144頁。
- 34 「戦略的パートナーシップ」の成立については、米国支配への対抗策という評価や、双方のアキレス腱(台湾や人権問題、チェチェンと NATO 東方拡大)への気遣いという評価のほか、「相互安全保障の必要」という評価がある。第3の立場に立ち、国境地域の動向に着目しつつ、現地資料を駆使して、「戦略的パートナーシップ」の内実を分析した労作として、岩下明裕「中露『戦略的パートナーシップ』と国境交渉」（伊藤孝之・林忠行編『ポスト冷戦時代のロシア外交』有信堂、1999年）141-190頁がある。
- 35 ハバロフスク地方は同会議で、辺境協力について次の認識を示した。辺境協力に積極的に乗り出した連邦政府が2001年2月、辺境協力に関する連邦政府の政策を連邦構成主体が着実に実行すべき任務と方向性を定めた「国境協力構想」を批准し、辺境協力に関する中央と地方の管理・権限の範囲などを規定した「国境協力法案」も起草したことに触れ、辺境地域の経済を発展させるため辺境協力を調整する法律と辺境貿易法の制定が重要との認識を示した。「北東アジア自治体連合‘2004 会議録」、60-65頁。
- 36 ERINA『BUSINESS NEWS』(Vol.5、2006年5月)4-5頁。
- 37 ブリヤートの民族・地域アイデンティティが次第に地政学・経済地理学的な視点にシフトした点については、Hyosup KIM「転換期のロシアにおける地域の出現と地域主義の変化—ブリヤート共和国を事例として—」（『Hitotsubashi University Invited Fellows Program Discussion Paper』No. 1、2007年）1-21頁を参照。ウスチオルダ・ブリヤート自治管区の民族・地域アイデンティティは、ブリヤート地域に比べて極めて小さかったという。
- 38 2005年経済特区法については、服部倫卓「ロシアの経済特区の特質」（『比較経済研究』第48巻第2号、2011年、29-40頁）を参照。同法の背景には、資源・素材部門に偏重したロシアが産業構造の多角化・高度化という課題を抱えていたことのほか、プーチン政権下の再集権化の進展という文脈があったという。
- 39 服部、同上論文、34-35頁。服部によれば、国内の産業・科学技術政策という側面が強いからこそ、輸送や国際交流に便利な沿海部・国境地帯が必ずしも優先されていないかったとする。
- 40 島村、前掲論文（注36）、123-124頁。
- 41 이동형 (Lee, Dong-Hyung) が2006年に実施したアンケート調査によれば（北朝鮮を除く五ヶ国38地方政府を対象とし、五ヶ国27地方政府から回収；回収率71%）、NEAR加盟の契機について「自発的」と回答したロシアの割合は、他の国と比較しても高い。ロシアの回答地方政府数7（原加盟6地方政府および沿海地方）のうち、「自発的」と回答したのが6、「創立メンバー」が1である。ただし、同アンケートの調査項目は、「NEARの広報活動」、「近隣自治体の勧め」、「自発的」、「その他」の四つしか挙げておらず、国家（中央政府）との関係は不問にしている。이동형『동북아시아지역자치단체연합 (NEAR) 협력프로젝트활성화방안』(대구경 연구원、2006년) p. 51. (Lee, Dong-Hyung『東北アジア地域自治体連合 (NEAR) 協力プロジェクト活性化方法』大邱慶北研究所、2006年、51頁)。
- 42 済州道は2006年7月、自治権が拡大されて済州特別自治道となった。詳しくは、李憲模「地方自治構造の再編—韓国済州(チェジュ)道特別自治道について」（『中央学院大学法学論叢』第21巻第1号、2007年11月）1-24頁、自治体国際化協会ソウル事務所編「新しい地方自治体「済州特別自治道」の出帆」（『CLAIR REPORT』No. 337、2009年5月）を参照。
- 43 地方行政組織として見ると、下部行政単位としての邑・面・洞を含めて三層構造をなしている。ただし済州特別自治道の場合、地方自治団体としては広域自治団体の特別自治道があるのみで、下部行政単位として、行政市と邑・面・洞が二層構造をなしている。自治体国際化協会 (CLAIR)『韓国の地方自治』(2008年3月)16頁。
- 44 自治体国際化協会、前掲書、34頁。

-
- 45 佐藤満・清水直樹・麻植淳・水田敦士「韓国の地方自治～『分権推進下の自治体行政』リサーチプロジェクト韓国調査報告～」(『政策科学』第11号第2号、2004年)195頁。
- 46 藤原夏人「【韓国】地方行政体制改編に関する特別法の成立—地方自治制度再編」(国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』2010年11月)。
- 47 朝鮮日報2012年4月16日。
- 48 韓国の地域外交については、李鍾元「韓国の地域外交とアジア太平洋」(渡邊昭夫編著『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』千倉書房、2010年)217-239頁、李鍾元「東アジア共同体と朝鮮半島」(山本吉宣・羽場久美子・押村高編著『国際政治から考える東アジア共同体』ミネルヴァ書房、2012年)131-146頁を参照。
- 49 李、前掲書(2012年)、140頁。
- 50 「テポドン」ミサイルへの日米韓3国の対応について、精密な分析を加えた労作として、大島英樹『「テポドン問題」と三国間協調—日韓比較」(大島英樹・文正仁編『日韓国際政治学の親地平—安全保障と国際協力』慶應義塾大学出版会、2005年)157~243頁。
- 51 釜山広域市「第4回アジア太平洋都市サミット市長会議報告書」(2000年)を参照。下記ホームページURLより取得。<<http://www.urc.or.jp/summit/index.html>>(2013年1月3日取得)。
- 52 尹明憲「韓国における国土・地域政策の新潮流—均衡発展とイノベーション志向」(北九州市立大学『都市政策研究所紀要』第1号、2007年3月)59-73頁を参照。
- 53 盧武鉉政権の対外政策については、李鍾元「盧武鉉政権の対外政策」(『国際問題』第561号、2007年)4-16頁を参照。
- 54 中戸祐夫・浅羽祐樹「盧武鉉政権下のナショナル・アイデンティティをめぐる国内論争—韓国における『東北アジア』地域構想」(『宇都宮大学国際学部研究論集』第20号、2005年)30-31頁を参照。
- 55 李、前掲書(2012年)、142頁。
- 56 「第二次核危機」については、膨大な数の政策担当者等へのインタビュー記録を基に描かれた力作として、船橋洋一『ザ・ペニンシュラ・クエスチョン—朝鮮半島第二次核危機』(朝日新聞社、2006年)。
- 57 2006年の第6回総会で韓国大統領の祝電の中で、東北アジアにおけるNEARの役割を積極的に評価する旨の発言があった。
- 58 中国の中央・地方関係について論じた近年の邦語文献として、以下の二冊が参考になる。三宅康之『中国・改革開放の政治経済学』(ミネルヴァ書房、2006年)、磯部靖『現代中国の中央・地方関係—広東省における地方分権と省指導者』(慶應義塾大学出版会、2008年)。四川省を事例として経済的利益を追求する地方政府の主体性を強調する前者に対し、後者は広東省を事例として中央の地方に対する一貫した統制を強調する。
- 59 中国の地方行政体制の変容については、張忠任「中国における地方行政改革と地方自治の進展と意義」(『北東アジア研究』第13号、2007年3月)1-5頁が詳しい。張によれば、実態としては4層制、3層制、2層制が複雑に混在しているという。また、「省管県」(省が県を直接管理する)改革や「郷財県管」(県財政が郷財政を管理する)改革の展開により、「省—県—郷鎮」や「省—市—県」の3層制、あるいは「省—県」の2層制へ減層する可能性も示唆している。
- 60 正式には「中華人民共和国憲法」(1982年制定、1988年、1993年、1999年、2004年修正)。
- 61 格日樂「中国の地方制度における自治の必要性について—地方の現状と課題の視点から—」(『一橋法学』第9巻第1号、2010年3月)231-233頁。
- 62 國谷知史「中国の地方分権化」(羽貝正美・大津浩編『自治体外交の挑戦』有信堂、1994年)90頁。
- 63 磯部、前掲書、47-51頁。
- 64 高原明生「中国」(森田朗編『アジアの地方制度』東京大学出版会、1998年)25-26頁。
- 65 正式には、「中華人民共和国地方各級人民代表大会と地方各級人民政府組織法」(1979年制定、1982年、1986年、1995年、2004年修正)。

-
- 66 同上、86-87頁、高原、前掲書（注29）、37頁。
- 67 森川裕二「東北アジア自治体交流の定量分析」（『環日本海研究』第13号、2007年）3-4頁。
- 68 三宅、前掲書、206頁。
- 69 加々美光行「中国外交の展開—『平和的大国台頭』論をめぐって」（進藤榮一・平川均編『東アジア共同体を設計する』日本経済評論社、2006年）210-214頁。
- 70 毛里和子・森川裕二編『東アジア共同体の構築4 図説 ネットワーク解析』（岩波書店、2006年）80-85頁。
- 71 青山瑠妙「中国の地域外交と東アジア共同体—多元的・重層的な地域協力関係の構築—」（山本武彦・天児慧編『東アジア共同体の構築1 新たな地域形成』岩波書店、2007年）94-98頁、113-114頁。
- 72 「戦略的パートナーシップ」の成立については、米国支配への対抗策という評価や、双方のアキレス腱（台湾や人権問題、チェチェンとNATO東方拡大）への気遣いという評価のほか、「相互安全保障の必要」という評価がある。第3の立場に立ち、国境地域の動向に着目しつつ、現地資料を駆使して、「戦略的パートナーシップ」の内実を分析した労作として、岩下明裕「中露『戦略的パートナーシップ』と国境交渉」（伊藤孝之・林忠行編『ポスト冷戦時代のロシア外交』有信堂、1999年）141-190頁がある。
- 73 1990年代に締結したパートナーシップ関係は計14である。川島真・毛里和子『グローバル中国への道程 外交150年』（岩波書店、2009年）156-157頁。
- 74 青山、前掲書、113頁。
- 75 堀内賢志『ロシア極東地域の国際協力と地方政府—中央・地方関係からの分析』（国際書院、2008年）144-148頁。
- 76 川島・毛里、前掲書、159-161頁。
- 77 加々美、前掲書、219頁。
- 78 和平崛起論と和諧世界論については、川島・毛里、前掲書、161-164頁を参照。
- 79 毛里和子「中国のアジア地域外交—上海協力機構を中心に」（渡邊昭夫編『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』千倉書房、2010年）271頁を参照。
- 80 青山、前掲書、104-105頁。
- 81 第5回NEAR総会（黒龍江省ハルビン市、2004年9月7日）に筆者がオブザーバー参加した際に聴取。
- 82 穆堯芋「中国における地域発展戦略の実態と課題—『中国図們江地域協力開発規画要綱』の事例—」（ERINA編『ERINA REPORT』No.103、2012年1月）38-50頁。
- 83 1番目に承認されたが、広西チワン族自治区による「広西北部湾経済区発展規画」である。同上、41頁を参照。
- 84 『第7回NEAR 連合総会・会議資料』52頁。
- 85 香川正俊「北朝鮮の政治体制と先軍政治」（『海外事情研究』第39巻第2号、2012年3月）3-8頁。
- 86 同上、5頁。
- 87 同措置については、姜英之「北朝鮮の経済政策と金正日体制」（『北陸大学紀要』第28号、2004年）145-159頁、文浩一「朝鮮民主主義人民共和国の経済改革—実利主義への転換と経済管理方法の改善—」（『アジア経済』第45巻第7号、2004年7月）45-62頁などを参照。
- 88 北朝鮮政府は2002年、新義州特別行政区、開城工業地区、金剛山観光地区の設置など外貨導入政策を含む一連の経済改革措置を実施した。今村弘子『北朝鮮「虚構の経済」』（集英社新書、集英社、2005年）192-200頁。
- 89 黒龍江省『NEAR 第5回総会 報告書』（2004年9月）32頁。
- 90 山根、前掲論文、122頁。
- 91 ナタリア・バジャノワ「ロシアと朝鮮」（北海道大学スラブ研究センター編『ロシア外交の現在I』21世紀COEプログラム「スラブ・ユーラシア学の構築」研究報告集No.2、2004年3

-
- 月、19-28頁) 21頁。
- 92 中野潤三「ロシアの国益と北朝鮮の核問題・体制変革」(北海道大学スラブ研究センター編、同上報告書、54-61頁) 56頁。
- 93 NEAR事務局編『NEAR白書2010』(2010年) 263-264頁。
- 94 同上、264頁。否定的な立場を表明した日本側の「一部」の地方政府がどこかは不明である。ただし、同会議に参加していたのは富山県と兵庫県で、どちらかの地方政府であることは確かである。
- 95 島根県は仲田盛義「島根県の国際化施策の特色と課題—『信頼』の地域連携—」(島根県立大学『北東アジア研究』第5号、2003年3月、53-65頁) 57頁。
- 96 日本がKEDOへの資金拠出一時凍結など毅然たる抗議を示す一方で、KEDO体制の崩壊を懸念した米国と韓国は日本の説得に当たるなど、反応の違いが見られた。「テポドン」ミサイルへの日米韓三ヶ国の対応について、精密な分析を加えた労作として、大島英樹『『テポドン問題』と三国間協調—日韓比較』(大島英樹・文正仁編『日韓国際政治学の親地平—安全保障と国際協力』慶應義塾大学出版会、2005年) 157-243頁。
- 97 兵庫県・NEAR『北東アジア地域自治体会議2000 報告書』(第3回総会、2000年9月) 15-17頁。
- 98 「兵庫・淡路宣言」では、「本年6月に行われた大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の首脳会談を契機として、朝鮮半島における緊張緩和が進展することを期待するとともに、北東アジア地域の各国のなかで、唯一連合参加自治体のない朝鮮民主主義人民共和国の地方自治体が、北東アジアの共同発展と世界平和への寄与という連合の目的に賛同し、連合への参加が実現することを心から歓迎する」とされた。同上、58頁。
- 99 兵庫県・NEAR『NEAR連合第3回実務委員会 報告書』(2001年8月) 55頁。
- 100 なお、日本海側で唯一、未加盟なのが秋田県である。
- 101 船橋洋一『アジア太平洋フュージョン—APECと日本』(中央公論社、1995年)。
- 102 田中明彦「日本外交におけるアジア太平洋」(渡邊昭夫編『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』千倉書房、2010年) 360頁。
- 103 毛里・森川編、前掲書、78頁。
- 104 芳井研一『『環日本海』の回顧と展望』(佐々木寛編『東アジア<共生>の条件』世織書房、2006年) 305-309頁を参照。
- 105 仲田盛義「島根県の国際化施策の特色と課題—『信頼』の地域連携—」(島根県立大学『北東アジア研究』第5号、2003年3月) 57頁。

第5章

制度化

序

本章では、NEARの制度化プロセスについて考察する。具体的には、深化・展開両期におけるNEARの制度インフラ構築に関する自律的なメカニズムを記述分析する。第1章で示した東北アジア・サブリージョンの越境ガバナンス・モデルとの関係では(図1-1参照)、(II) 地方政府・NEAR関係(L-NEAR)に焦点を絞った考察として位置付けられる。

第2章で概観したように、冷戦後の東北アジア国家間関係(N-N)では、SPTや日中韓三国協力などの制度化が緩やかに進行する一方で、瀬戸際外交を繰り返す北朝鮮、各国の領土ナショナリズムや歴史認識問題の顕在化など、政治・安全保障領域における不安定要因を抱えてきた。こうした中で、NEAR加盟地方政府は、トランスナショナルな関係を構築し、交流・協力の制度インフラを拡充させてきた。

深化期には、いくつかの公式・非公式の組織とルールを形成した。中でも、事務局固定化問題と財政制度問題が主要な争点であった。NEARは発足後、目立った事業成果を生むことは無かったにもかかわらず解消することなく継続し得たのは、制度化に向けた協議そのものがモメンタムとなっていたからである。展開期に入ると、NEARの制度化は一段と充実・多様化していく。分科委員会は13分野にまで拡充したほか、実務者ワークショップや国際経済フォーラムなどの新たな会議体も新設された。他の国際機構とのネットワーク構築にも乗り出した。

このようにNEARは、国際関係に及ぼす影響は大きくないかもしれないが、対立・分裂

を繰り返す東北アジア国家間関係を横目に、交流・協力の制度的インフラを徐々に構築・拡充してきた。緩やかな組織であった NEAR が、なぜ、このような制度化に一定の成果を収めたのであろうか。また、法的拘束力のある関係を結ぶ権限・能力を欠いた地方政府間の国際制度には、どのような特徴があるのであろうか。

NEAR の制度化プロセスを記述・考察した先行研究は、いくつかの概括的な事例紹介を除けば、管見の限り見当たらない。現在進行形の社会現象であり、情報量が乏しいことも背景にあろう。だが、1993 年に NEAR 会議がスタートしてすでに 20 年を迎えており、制度化プロセスの検討は考察課題として必要性を増している。

本章では、NEAR 定例会議の経緯に沿って、制度インフラ構築に関するメカニズムについて記述と推論を行う。とくに主要な争点であった事務局固定化問題と財政制度問題、またネットワーク構築活動について取り上げ、主体的関与者の動機と行動様式の視点から、自律的なメカニズムを明らかにする。使用する資料は、『NEAR 白書 2010』やホームページに加え、筆者がオブザーバー参加あるいは事務局訪問調査で得た会議資料・報告書、各地方政府発刊資料等である。

以下、まず第 1 節において、制度概念をめぐる議論を概観したうえで、本章が扱う地方政府間国際制度の位置付けを確認する。第 2 節では、NEAR の制度的深化・展開プロセスを概観し、いくつかの特徴を抽出しておく。そして第 3 節では、主要争点のひとつである事務局固定化問題を取り上げ、対立と決着の政治過程を分析する。第 4 節では、もうひとつの争点である財政制度問題を取り上げ、対立と克服の試みの政治過程を分析する。第 5 章では、他の国際機関とのネットワーク構築について分析し、特徴把握と課題の抽出を行う。

第1節 地方政府間国際制度

具体的な考察に入る前に、まず国境を越えた地方政府間の「制度」という概念を考えてみたい。

「制度」なる概念が多義的であることは論を待たない。ガイ・ピーターズ (B. Guy Peters) が「政治学のルーツは制度論研究である」と宣言したように²、制度の果たす役割については社会科学全般における主要な研究関心のひとつであった。政治学では、1950年代に個人主義的仮定を基調とした行動論や合理的選択論などが隆盛し、一時期、制度に対する研究関心は低下したが、1980年代初頭にマーチ (James G. March) とオルセン (Johan P. Olsen) が提起した「新制度論」によって再び中心的地位を占めるようになった³。「新制度論」は、旧来の制度論のような政府の公式な法的形式的制度への回帰を目指したのではなく、行動論や合理的選択論などが軽視していた政治構造や、効用最大化以外の価値や規範、歴史的過程などを政治過程におけるゲームのルールとして重視するものであった。

こうした傾向は国際政治学でも同様に見て取ることができる。1980年代に提出された国際レジーム論は、まさに新制度論を下地のひとつとして、動的かつ広義的な制度概念を導入して登場した議論であった。ところが、その概念が幅広く曖昧でもあったレジーム論は、次第に、「国際制度」というより明示的かつ検証可能な概念として語られるようになっていく。現時点においてレジームと制度それぞれを区分する明確な定義が確立しているわけではなく、クラズナー (S. D. Krasner) によるレジームの定義⁴が、コンセンサス定義として制度の定義でも同義に扱われることが多い⁵。

ここで注意すべきは、いずれの議論においても、地方政府が国境を超えて構築する一定の組織・ルールなどについては、分析の射程から脱漏している点にある。新制度論は、主として国内の制度にその射程を置く。また、国際制度論や国際レジーム論は、あくまでも国家間の関係を規律する規範やルールのセットなどに着目した議論である。

これに対し、近年注目を集めるようになった「プライベート・レジーム論」は興味深い視座を提供する。同理論は、国内の企業やNGOなどの非国家主体が国境を越えて、自己規律システムとして形成・維持するルールのセットを扱う議論である⁶。非国家主体のこうした新

たなレジームの登場を受けて、異種行為体が混ざり合っささまざまな問題領域へと接するところに、「レジーム論のガバナンス化」という地平が広がったのである。とはいえ、この「プライベート・レジーム論」が扱う行為体は、おもに企業やNGOが中心であり、ここでは地方政府は分析の射程から脱漏している。公的な行政体としての地方政府が国境を越えて結ぶルールや合意を、プライベート・レジームとして扱うことは難しい。非国家主体的な性格と、国家行政機関の一部という二重の性格をもつ地方政府の分析は複雑とならざるを得ない。地方政府間の国際制度を扱う場合には、新たな方法論を模索する必要がある。

国際行為体としての地方政府は、法的拘束力のある規律的ルールを取り結ぶ能力に欠く。したがって、地方政府間の国際制度は、法的拘束力を有しない了解、合意、宣言などから成る緩やかな制度になると考えられる⁷。NEARは設立根拠の憲章を有するフォーマルな制度ではあるが、それはあくまでも法的拘束力を有しない合意や宣言の類いに過ぎない。

そこで本章では、地方間国際制度を法的拘束力のない緩やかな制度であることを前提として、フォーマル・インフォーマルに関わらず、物理的実体のある組織体と主体間のルールのセットを指すものとして位置付けることとする⁸。NEARは緩やかな制度とはいえ、憲章という明示的な設立根拠と事務局という物理的実態のある組織体を持ち、いくつかの主体間の自律的なルールのセットを構築してきた。さらに憲章に規定されていないインフォーマルな組織体やルールなどもいくつか形成されている。

NEARの制度をより具体的に定義しておけば、憲章に規定された組織やルールを「公式」な制度とし、憲章には規定されていないが文書で明文化された組織やルールを「準公式」な制度、さらに慣行のように運用上で確立されたルールを「非公式」の制度としておく。

なお、こうした地方政府間国際制度がどのように形成・維持・変容していくのか、理論的な探求は未成熟である⁹。ここでは第1章でも既述した通り、行為体の内面的な要素である範疇別アイデンティティの要素に着目し、情 (emotional identity)・利 (interest identity)・理 (issue-oriented identity) の視角から地方政府間国際制度の形成・維持・変容のプロセスを動態的に捉えることとする。

第2節 概観：深化・展開のプロセス

2-1. 初期の制度

NEAR 誕生時における初期の制度は、第3章でも既述したように、緩やかなものであった。図 5-1 に NEAR の初期の組織図を示した。各会員地方政府代表で構成する最高議決機関の「総会」（憲章第六条～第九条）、事務総長および各会員地方政府首長が指名する局長級幹部で構成する「実務委員会」（第十条、第十一条）、そして執行機関の「事務局」（第十二条～第十五条）などから構成されていた。だが、事務局体制については、常設の事務局は当面置かないこととされ、議長が所属する地方政府の持ち回り制とされた（第十二条第二項）。また、会費制は当面導入しないという暫定規定が置かれ（第十五条第二項）、各国一名の監事も実際には置かないこととされた。かくして、NEAR の組織構造は、「会員自治体の定期協議の場を用意するだけ」の性格に過ぎなくなった¹⁰。

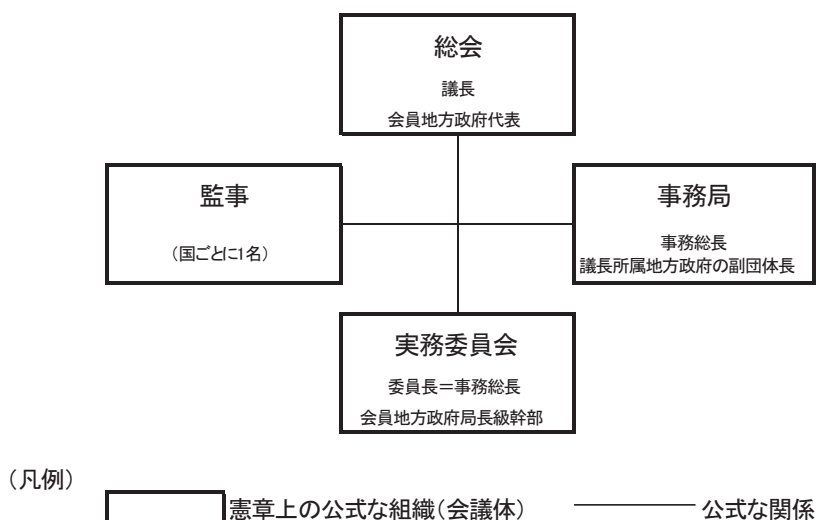
一方で、意思決定メカニズムについては、一定の整備がなされたことは括目される。最高議決機関の総会の議決方式に「多数決制」が導入されたのである。会員地方政府は各一票の議決権を持ち（第九条第一項）、下記の事項については、在籍会員の過半数の出席と出席会員の三分の二以上の賛成による議決（第八条第二項第一号～第七号）、その他の事項については、在籍会員の過半数の出席と出席会員の過半数の賛成により議決（同条第三項）されることとなった。

- 1) 監事の選出
- 2) 予算・決算及び事業計画の承認
- 3) 会員の入会及び除名の議決
- 4) 会費の決定
- 5) 憲章の改正
- 6) 機構の解散及び清算の決定
- 7) 次期総会開催に関する事項の決定

このように地方政府間の国際制度としては画期的な多数決制が導入されたことにより、「強力で安定した自治体国際連合組織」へ発展する可能性を持ち得たとも評価される¹¹。た

だし、実際の議決において多数決制が機能した例は少なく、多くの場合はコンセンサス形成を重視した緩やかな議決方式を採っている¹²。このように NEAR は、「対話フォーラム」から一定の意思決定メカニズムを備えた「ネットワーク組織」へと発展したとはいえ、初期の制度は脆弱なものに過ぎなかった。

図 5-1 NEAR の組織図 (1996 年時点、概略)



注: 「監事」は憲章上規定されているが、現在まで設置されていない。
出所: NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』(2010 年) を基に作成。

2-2. 深化期: 階層化・拡充

深化期に入ると、NEAR では、いくつかの公式・非公式の組織やルールが新たに誕生し、拡充してきた。中でも主要な争点となったのが、事務局固定化問題と財政制度問題である。この両者をめぐる政治過程については第 3 節と第 4 節でそれぞれ詳述するとし、ここでは、それ以外の制度 (組織・ルール) について概観しておこう。

(1) 組織

まず組織については、実務委員会の機能強化を目的とする組織 (会議体) がいくつか誕生

し、階層化した（図 5-2 参照）。事務局に関しては次節で扱うこととし、ここでは、①実務小委員会と、②分科委員会の発足経緯を概観しておく。

①実務小委員会は、NEAR 発足後最初の定例会議である第 1 回実務委員会（1997 年 8 月、慶尚北道）で早くも設置された。同実務委員会では NEAR の共同プロジェクトが議題となったが、各地方政府から 50 余りの提案が出されたものの、多数の参加地方政府が短期間に実質的な議論を行うのは困難であった¹³。そこで、議長、副議長、国別代表の各地方政府から構成される「実務小委員会」が設置されることとなった。こうして、憲章に規定されない準公式な協議機関としての実務小委員会が設置された¹⁴。

構成メンバーは、議長の慶尚北道、副議長の富山県のほか、中国から黒龍江省と河南省、日本からは兵庫県、韓国からは忠清北道、そしてロシアからは極東ザバイカル経済協議会の四ヶ国七団体の課長級幹部であった。これは、第 3 回 NEAR 会議で設置されたワーキング機関の構成メンバーに、慶尚北道の姉妹都市であった河南省と、黒龍江省の姉妹都市であった忠清北道がそれぞれ加わった構図である。河南省については、中国内でのナショナルな調整というよりも、慶尚北道のイニシアティブでメンバーに加わった。第 1 回実務小委員会の開催をめぐっては、現議長の慶尚北道と次期総会の議長である富山県とで対立も生じたが、結局、第 1 回実務小委員会は 1997 年 11 月に慶尚北道、第 2 回は翌 1998 年 7 月に富山県でそれぞれ開催された。

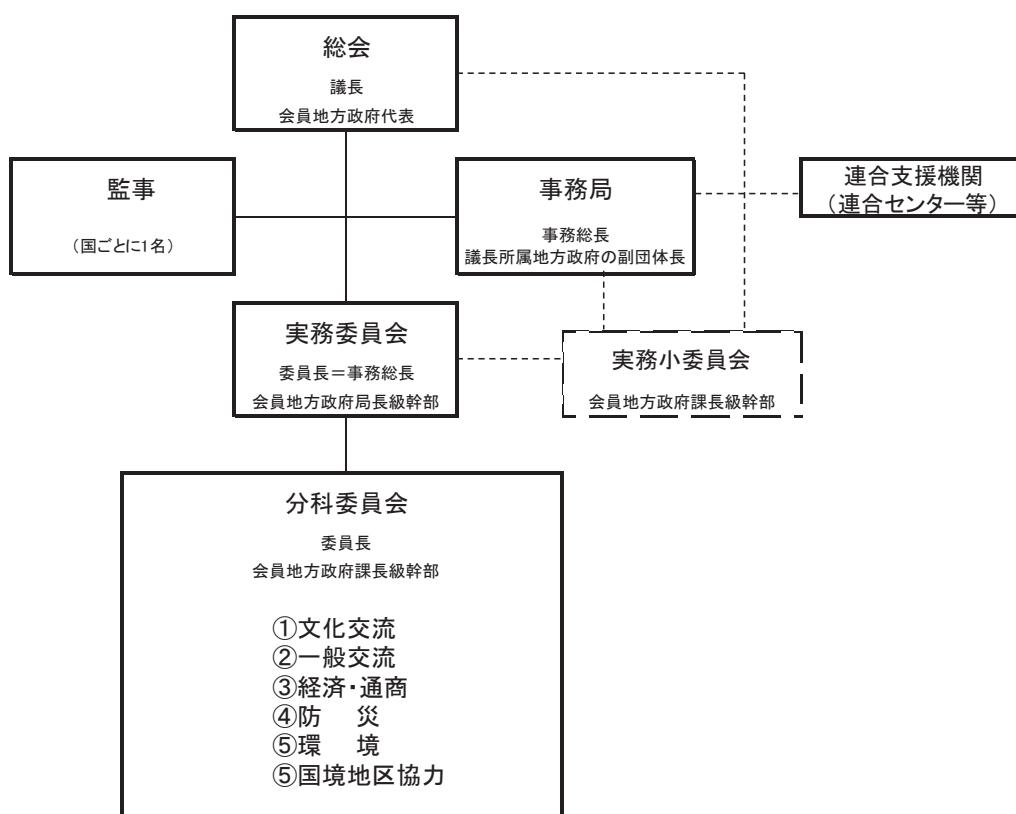
こうして、NEAR の制度的深化プロセスの議論は、実務小委員会という憲章に規定のない準公式な協議機関を活用する中で進められていった。その後も、実務小委員会は、2000 年 9 月の第 3 回総会（兵庫県）、2002 年 9 月の第 4 回総会（ハバロフスク地方）などで設置され、事務局固定化や財政制度などの具体的な協議の場として活用された。

②分科委員会は、憲章上に規定された公式な組織であり、上述の実務小委員会の中で具体化された。第 1 回実務小委員会において、各分野の交流・協力を円滑かつ効率的に進めるために、実務委員会の分野別補助機関として分科委員会が設置することが合意された。具体的には、文化交流、一般交流、経済・通商、防災、環境の五分野の分科委員会を設置することとし、設置根拠を作るための憲章改正案が策定された（第十条第三項、第十一条第四項）。第 2 回実務小委員会では、「分科委員会の設置及び運営に関する規定案」（以下、分科委員会規程）をめぐり議論が交わされた。これらの議論を経て、1998 年 10 月に開催された第 2 回

総会（富山県）で憲章改正案が合意され、五分野の分科委員会が承認された。また、分科委員会規程も策定された旨が報告された。同規程では、分科委員会の機能は、「提案自治体が主体となって実施する個別プロジェクトの円滑かつ効果的な推進を図るため、自治体間の意見調整、事業計画の具体化及び実現方策等について検討、協議を行う」（分科委員会規程第三条）こととされた。

分科委員会の活動については第6章で詳述するが、分科委員会の設置により、NAERにおける域内交流・協力への取り組みが本格化していく。また、2004年9月の第5回総会（黒龍江省）では、ハバロフスク地方の提案により国境地区分科委員会が新設された。

図5-2 NEARの組織図（2004年時点、概略）



(凡例)

■ 憲章上の公式な組織(会議体)

□ 憲章上規定されない準公式な組織(会議体)

—— 公式な関係

- - - 準公式な協議関係

注：「監事」は憲章上規定されているが、現在まで設置されていない。

出所：NEAR事務局編『NEAR白書2010』（2010年）を基に作成。

(2) ルール

次に、ルールについて概観しておこう。憲章上の公式なルールとしては、③メンバーシップの範囲（憲章第四条）が拡充した。準公式なルールとしては、④特定事業「認定」制度および個別事業「後援」制度の新設、⑤議長・副議長配置ルールの変更などが行われた。さらに、非公式なルールとして、⑥みなし加入ルールなどの慣行も確認されている。

③メンバーシップの範囲の拡充については、NEAR のモンゴルと北朝鮮への拡大をめぐる過程として、第4章で既述した通りである。

④特定事業「認定」制度および個別事業「後援」制度については、2001年8月の第3回実務委員会（兵庫県）において、事務局（兵庫県）が提起した。特定事業「認定」制度とは、国際博覧会や産業展示会など各地方の特定事業に対して NEAR が認定する制度、個別事業「後援」制度とは、会員地方政府が実施する個別事業に対して NEAR が後援する制度のことである。選定基準は下記の項目に合致することとされた。

- 1) 連合の目的に符合すると認められること
- 2) 事業の主催、または、共同開催者が会員地方政府であること
- 3) 開催地方政府の国家を含む連合会員3カ国以上の地方政府が参加する事業であること
- 4) 政治活動、宗教活動などに関連がないと認められること
- 5) 特定個人や団体の宣伝、または、営利に関与しないもの
- 6) その他、連合、会員および特定人の不利益を発生させる恐れがないこと
- 7) 国際博覧会、展示会、その他連合事業のどちらか一つの分野に該当する相当規模の事業であること

「後援」制度の選定基準は、2) について、基礎自治体や民間団体が主催または共催する事業であっても、所在地の会員地方政府が認める事業であれば対象となる。「認定」事業の選定は実務委員会に設置する「審査委員会」で実施し、「後援」の選定は事務局が実施することとされた。

第3回実務委員会において、「後援」制度は実務委員会の「その他必要と認められる事業」（第十一条第六号）に当たるとして早速、承認された。「認定」制度については、2002年9月に開催された第4回総会（ハバロフスク地方）で合意をみた。

⑤議長・副議長配置ルールについては、2002年9月の第4回総会（ハバロフスク地方）で変更をみた。これまで議長は総会開催地の首長、任期は次期総会開催前日まで、そして副

議長は次期総会開催地の首長、任期は次期総会開催日の前日までとされていた(表 5-1 参照)。しかし、ハバロフスク地方より、次期総会の開催準備をするのは次期総会開催地方政府であることから、準備に当たる地方政府と議長地方政府が異なることについて疑義が提出された。そこで、次期総会開催地の首長が議長を務め、その下に事務局を配置することとし、副議長は設置しないこととなった。朴晩奉(元 NEAR 日本専門委員)によれば、この副議長の廃止が、「前総会の決定を次期自治体に引き継がせ、その決定を具体的かつ確実に実行させる一つのダイナミックな求心力を弱体化」させたという¹⁵。

表 5-1 NEAR の議長・副議長の変遷

	第1回 総会	第1回 実務委	第2回 総会	第2回 実務委	第3回 総会	第3回 実務委	第4回 総会	第4回 実務委	第5回 総会
議長	慶尚北道		富山県		兵庫県		ハバロフ スク地方	黒龍江省	
副議長	富山県		兵庫県		ハバロフスク地方		廃止		

出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』(2010年)、NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

⑥みなし加入ルールとは、NEAR 定例会議への参加をもって NEAR に加入したとみなす、という非公式なルールである。第 2 回実務小委員会において、NEAR への新規加入ルールが議論され際に、同慣行が確認された。NEAR 加盟に際し中央政府の承認が必要になる中国の地方政府を考慮してのことであった。ただし、みなし加入ルールが厳格に運用されてきたわけではなく、山口県をはじめ NEAR 会議に参加するものの NEAR に加盟したものとみなされない地方政府もある。

2-3. 展開期：多様化

展開期に入ると、NEAR の制度は一段と多様化・充実化を遂げていく。とりわけ NEAR 事務局のイニシアティブが強い点に特徴がある¹⁶。以下では、深化期との比較という視点から概観してみよう。

(1) 組織

まず、組織については一段と拡充・多様化していく（図 5-3 参照）。①実務小委員会と②分科委員会が拡充するとともに、準公式の組織体として、③国際（経済）フォーラム、④会費制導入特別委員会、⑤分科委員長懇談会などが新設された¹⁷。

①実務小委員会は 2006 年 5 月、第 5 回総会（黒龍江省）を受けて決議事項の推進状況の確認および第 6 回釜山総会の議題発掘などを目的に、展開期に入って初めて開催された。この実務小委員会の開催と併せて、NEAR 事務局が主導して実務担当者同士のネットワークを構築することを目的に、「実務者ワークショップ」が開催された。この NEAR 事務局主導の実務者ワークショップはその後、毎年、開催されるようになり、2013 年 5 月で第 8 回を数えるに至った。かくして、実務小委員会は実務者ワークショップへと改組・発展した。

②分科委員会については、新たに八分野が加わり、2013 年現在で十三分野に拡充した。詳細は第 6 章で考察するが、科学技術（2006 年）、海洋・漁業、観光（2008 年）、鉱物資源開発・調整、エネルギー・気候変動、女性・児童（2010 年）、生命・医療産業、農業（2012 年）——の八分野へと広がった（図 5-3 参照）。

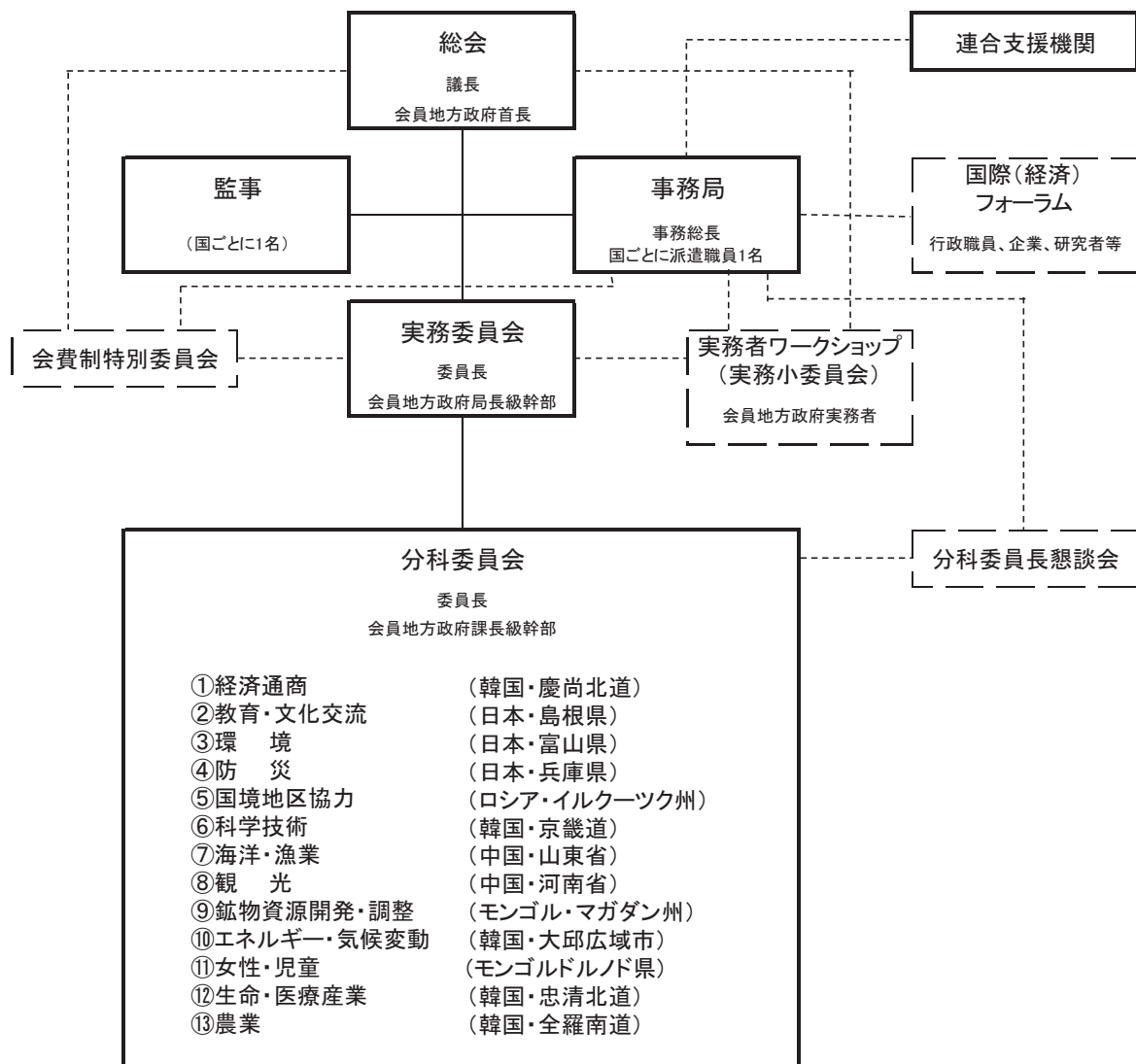
③国際（経済）フォーラムは、経済通商分科委員会の「北東アジアビジネス促進会議」から NEAR 事務局が共催する形で発展し、NEAR の会議体として位置付けられるようになった。第 1 回フォーラムが 2007 年 10 月に開催され、現在までに五回開催された。各回のテーマは下記の通りである。第 5 回フォーラムから「国際フォーラム」に改称され、議題領域も拡張された。

- ・ 第 1 回（2007 年 10 月）：北東アジア地方政府間の経済協力増進方案
- ・ 第 2 回（2008 年 11 月）：北東アジアの共同発展のための企業及び企業人の協力と役割
- ・ 第 3 回（2009 年 5 月）：世界経済危機の克服のための東北アジア地域における共同協力
- ・ 第 4 回（2010 年 10 月）：グリーン成長のための北東アジア地域間協力
- ・ 第 5 回（2011 年 11 月）：急変する 21 世紀北東アジアのビジョン、来る 10 年北東アジアの課題

④会費制導入特別委員会、⑤分科委員長懇談会については、アドホックに設置された組織（会議体）である。④会費制導入特別委員会は 2009 年 5 月、慶尚北道で開催された。構成メンバーは黒龍江省、富山県、釜山広域市、ウムヌゴビ県、ハバロフスク地方であった。⑤分科委員長懇談会は、NEAR 事務局のイニシアティブにより、分科委員会の活動を活発化さ

せる目的で企画された。上記の第5回国際フォーラム（2011年11月）の際に併催され、分科委員会の運営マニュアルが作成された。

図 5-3 NEAR の組織図（2012年現在、概略）



(凡例)



注1：「監事」は憲章上規定されているが、現在まで設置されていない。

注2：「実務小委員会」の機能は現在、「実務者ワークショップ」が継承している。

出所：NEAR事務局編『NEAR白書2010』（2010年）、NEARホームページ等を基に筆者作成。

(2) ルール

次に、ルールとして新たに確立したものは、準公式のルールとして、⑥NEAR 記章、⑦会員地方政府職員の NEAR 事務局派遣制度、⑧準会員制度、⑨分科委員会の参加開放ルール、⑩分科委員会の共同コーディネート制などがある。

⑥NEAR 記章については、2004年9月の第5回総会（黒龍江省）において、黒龍江省と富山県から、新たな記章制定の共同提案が提出された。2005年11月の第5回実務委員会（釜山広域市）で「記章制定委員会」が設置され、2006年4月に黒龍江省、富山県、釜山広域市、中央県、ハバロフスク地方の五ヶ国五地方政府から構成される同委員会が発足した。第1回委員会が2006年5月、第2回委員会が2006年8月にそれぞれ開催され、同年9月の第6回総会で最終案が上程された。サハリン州からクリル列島（千島列島）が表示されていないことへの疑義が提出されたものの、合意文に「サハリン州の意見を反映して」という文言が盛り込まれた上で承認された¹⁸。図5-4に示した現在使用中の記章を見ると、見方によっては、千島列島の一部、具体的には、南千島の択捉島・国後島、中部千島の得撫島（ウーループ島 Урууп）が描かれているようにも見える。加えて、台湾も NEAR の範囲に含んで描かれていることを注記しておく。

図5-4 NEAR 記章



出所：NEAR ホームページ。

⑦NEAR 事務局への職員派遣制度については、NEAR 事務局が 2005 年の第 5 回実務委員会（釜山広域市）で提案し、合意された。2006 年 5 月から寧夏回族自治区、中央県、ブリヤート共和国からそれぞれ一名の職員が派遣され、日本は 2007 年 5 月から島根県の職員が派遣された。2013 年現在までの派遣地方政府一覧は、表 5-2 に整理した通りである。

表 5-2 NEAR 事務局への派遣地方政府一覧

	中 国	日 本	モンゴル	ロシア
2006	寧夏回族自治区	—	中央県	ブリヤート共和国
2007	山東省	島根県	セレンゲ県	トゥヴァ共和国
2008	湖北省		ドルノド県	サハ共和国
2009		兵庫県	ウブルハンガイ県	マガダン州
2010	湖南省	富山県	オルホン県	アルタイ地方
2011	寧夏回族自治区		ウムヌゴビ県	ケメロヴォ州
2012	黒龍江省／ 寧夏回族自治区	兵庫県	バヤンホンゴル県	マガダン州
2013	湖北省		ゴビスンベル県	トゥヴァ共和国

出所：NEAR ホームページ等を基に筆者作成。

⑧準会員制度については、NEAR 事務局が 2010 年の第 8 回総会（京畿道）で提案した。背景には、広域地方政府ではない延辺朝鮮族自治州や中央アジアのいくつかの地方政府が NEAR への加盟を希望したことがある。準会員制度の導入により、NEAR のメンバーシップの範囲を拡大させることを企図していた。準会員制は同総会で承認されたが¹⁹、現在までに同制度の具体的な適用は確認できていない。

⑨分科委員会の参加開放ルールについては、NEAR 事務局が 2010 年の第 8 回総会（京畿道）で提案した。これまで分科委員会の活動への参加については、分科委員会規程第六条第二項が「コーディネート地方政府は当該分科委員会の構成員に変動があった場合、実務委員会に報告する」とし、事実上、参加範囲を制限していた。そこで、分科委員会の活性化を図るため、構成員ルールを廃止し、参加を希望する会員地方政府はどの分科委員会にも参加できるように開放するものであった。分科委員会規程第六条第二項改正案は、2011 年の第 8

回実務委員会（寧夏回族自治区）において承認された。

⑩分科委員会の共同コーディネート制も、参加開放ルールと同じく、NEAR 事務局が第 8 回総会で提案した。これまで分科委員会の運営経費は、コーディネート地方政府が負担することとなっていた。共同コーディネート制を導入することにより、コーディネート地方政府の負担を軽減させることを企図していた。現コーディネート地方政府が希望する場合、共同コーディネート制を導入することができるとされ、分科委員会規程第五条（運営）の改正案が 2011 年の第 8 回実務委員会で承認された²⁰。

（3）提案・議論段階

このほか提案・議論段階の制度がある。⑪諮問委員会の新設、⑫北東アジアセンターの設立などの組織が提案・構想されているほか、⑬青年インターンシップ交流プログラム（PioNEAR）、⑭みなし会員制度の見直しなども提起されてきた。

⑪諮問委員会については、釜山広域市が 2006 年 5 月の第 3 回実務者小委員会（慶尚北道）で提案し、同年 9 月の第 6 回総会（釜山広域市）で江原道が提出者となった。歴代 NEAR 議長や国際専門家など各国別 2-3 名、計 15-20 名程度で構成される総会の直属機関として提起された。だが、兵庫県と河南省から資格要件などの点で疑義が提出された。2007 年 7 月に実施されたアンケート調査では、諮問委員会の設置に関して、多くの地方政府が賛成の意思を表明した。とりわけモンゴルの 8 割近くが「設置必要」と答えた。これに対し、日本は 6 割近くが「必要なし」として悲観的であった。現在まで諮問委員会は具体化しておらず、2007 年 10 月に知識人を招聘して開催された国際（経済）フォーラムが諮問委員会の機能を代替したものと思われる。

⑫北東アジアセンターについては、NEAR 事務局が 2008 年の第 7 回総会（山東省）で提案した長期ビジョンである。同センターには、NEAR 事務局のほか、北東アジア交流協力本部、北東アジア物流・ビジネス本部、北東アジアテクノマート、北東アジア地域研究所、北東アジア金融・通商・技術アカデミー、北東アジア情報通信ネットワーク本部、NEAR 商品展示館、コンベンションホール、北東アジア大学院大学、インターナショナルゲストハウスなどの設置が構想されているが、現時点では構想段階に過ぎない。

⑬青年インターンシップ交流プログラム（PioNEAR）については、NEAR 事務局が 2012

年5月の第7回 NEAR 実務者ワークショップで提起した。会員地方政府内の失業問題の解決と経済構造の改善を図るとともに、国際化と文化交流の促進を目指すことを目的に掲げていた。2012年9月の第9回総会（寧夏回族自治区）で合意されたが、現在までに具体化はしていない。NEAR 事務局によれば、規模を縮小して実施することを企画しているという²¹。

以上のように、NEAR の制度は、初期の極めて緩やかな制度から次第に拡充・階層化、多様化を遂げてきた。ただし、特定事業認定制度および個別事業後援制度などのように、いったん構築された制度も活用されていない場合がある。

第3節 事務局固定化問題：対立・決着・包摂

3-1. 起源と「連合センター」案をめぐる同床異夢

事務局固定化問題は、NEAR 誕生前から存在した重要課題のひとつであった。1996年7月に開催された「ワーキング機関」の会議（慶尚北道）において、いくつかの地方政府から事務局を固定化すべしという意見が提出された。中でも、慶尚北道、富山県、兵庫県の三地方政府は、常設事務局の設置意向を表明した。ただし、この時点では、NEAR としての実績を積むことを優先し、事務局は持ち回り制でスタートすることとなった。事務局固定化問題は NEAR 発足前から胚胎していた。

翌1997年8月に開催された第1回実務委員会（慶尚北道）では、ハバロフスク地方が事務局固定化問題に言及する。極東ザバイカル協会やサハ共和国もそれに同調するなど、ロシア側地方政府が積極的な姿勢を示した。ただし、ロシア側の言及は意見表明に過ぎず、事務局固定化に関する具体案ではない。

これに対し、いち早く具体案を提出したのは、常設事務局誘致に積極姿勢を示す慶尚北道であった。慶尚北道は1997年11月の第1回実務小委員会（慶尚北道）において、長期的な発展のための研究機能および持ち回り事務局の欠点を補完するための参謀機関として、「連

合センター」の設置を提案した。しかし、参加地方政府間で意見の隔たりは大きかった。日本側は、事務局固定化の必要性は認めるが、慶尚北道に固定化することは時期尚早であるとした。また、ロシア側は、第1回実務小委員会での立場を変更し、財政分担問題が先決事項であるという立場を表明した。中国側からは、河南省が「連合センター」設置案に同調したが、そのほか特段の意見は表明がなかった。かくして、慶尚北道が提出した連合センター設置案は合意に至らなかった。

同案は翌1998年7月の第2回実務小委員会（富山県）でも再度、協議が行われたが、各代表地方政府の意見の隔たりは埋まらなかった。日本側は慶尚北道が独自に設立・運営することには賛同する一方で、憲章に明記することには反対した。「連合センター」という名称は日本語で唯一無二の核心機関という意味を持つため、名称を「連合支援機関」に変更することを逆提案した。ロシア側は、一転して、慶尚北道提案に「基本的に賛成」という立場を表明し、各国を代表するセンターとして育成することも考慮すると発言した。中国側からは特別な意見がなかった。結果として、慶尚北道が「連合センター」に関する基本計画を各地方政府に提示し、各地方の意見を取りまとめた上で、次期総会に上程することとなった。

翌1998年10月に開催された第2回総会（富山県）では、結果として、同床異夢の結論で決着が図られた。「連合支援機関（連合センター等）」という両論併記案であった。「連合センター」を憲章に明記することに反対していた日本側は、「連合支援機関（連合センター等）」という名称に変更させることで、慶尚北道案を、各地方政府が独自に設置する「連合支援機関」のひとつに収めることに成功した。一方で、慶尚北道側も、「連合センター」案の趣旨を憲章の中に盛り込ませることに成功した（第十六条、第十七条）。慶尚北道にとっては、常設事務局の誘致に向けた布石を打つことに成功したのであった。

ところが、1999年7月に開催された第2回実務委員会（富山県）において、富山県から、「連合支援機関（連合センター等）」に関する「登録要綱」案が提出された。同案は、「連合支援機関」の制度化を進めることにより、慶尚北道の「連合センター」を、「連合支援機関」のひとつとして固定化しようとするものであった。登録要綱第三条によれば、登録要件として下記の四点が挙げられた²²。

- 1) 東北アジア地域の発展のため調査研究活動や事業の実施を行っていること
- 2) 分科委員会と連携協力し、連合が実施する個別プロジェクト推進を支援する意思を有

すること

- 3) 政治活動や宗教の布教を主たる目的とするものではないこと
- 4) 連合会員地方政府からの推薦があること

同実務委員会で同登録要綱案は合意され、各地方政府から提出された連合支援機関案の計 20 団体が認定された²³。富山県は「連合支援機関」を制度化させることに成功し、慶尚北道の「連合センター」案を支援機関のひとつの位置付けに抑え込んだ。ただし、慶尚北道側は、連合センターを連合支援機関に登録することはしなかった。

このように、慶尚北道がいち早く提起した「連合センター」案は同床異夢の中、憲章に明記される形で合意された。しかし、富山県による連合支援機関の制度化によって抑え込まれた。このように NEAR 創設初期の段階から、事務局固定化問題をめぐって、慶尚北道と富山県との間で対立があった。

3-2. 二つの事務局案の登場と対立

その後、常設事務局の誘致に関する対立がより鮮明になっていくのは、2000 年 9 月の第 3 回総会（兵庫県）以降である。

第 3 回総会では、事務局の在り方など NEAR の運営に関する課題と対応策を検討するための方法論が議論され、「連合の合理的、効率的運営に関する実務小委員会」の設置を決定した。この第 3 回総会で常設事務局誘致に関する最初の正式なオファーを行ったのが、慶尚北道であった。慶尚北道は、持ち回り事務局が持つ問題点を克服するために常設事務局を併置することを提案し、それを設置する意向がある旨の発言をした。

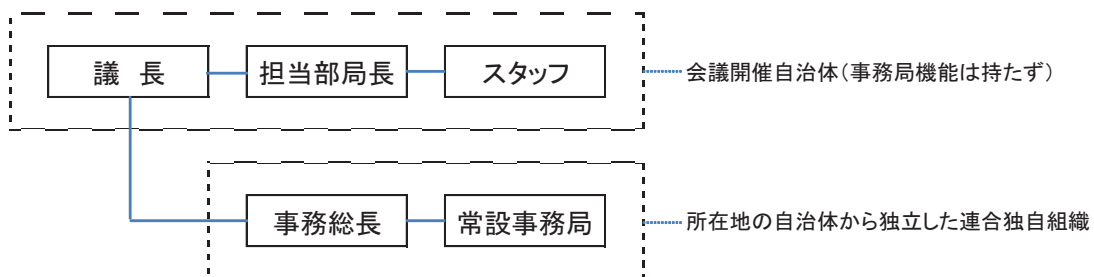
翌 2001 年 2 月の実務小委員会（兵庫県）で持ち回り事務局の問題点および常設事務局の必要性については認識が一致したが、慶尚北道の常設事務局設置案がすんなりと決着したわけではない。富山県と兵庫県から、その機能や現行事務局との役割分担、指揮命令系統、経費負担などが明確でないとの意見があった。しかし、富山県と兵庫県を除く六団体（忠清北道、黒龍江省、山東省、ハバロフスク地方、島根県）はこの時点で慶尚北道設置案を支持していた。とく島根県がナショナル次元の関係よりも、姉妹都市関係の慶尚北道案を支持して

いたことは括目される。最終的には、事務局（兵庫県）が各地方政府と意見調整を行い、常設事務局設置に関する案を作成し実務委員会に提出することで合意した。

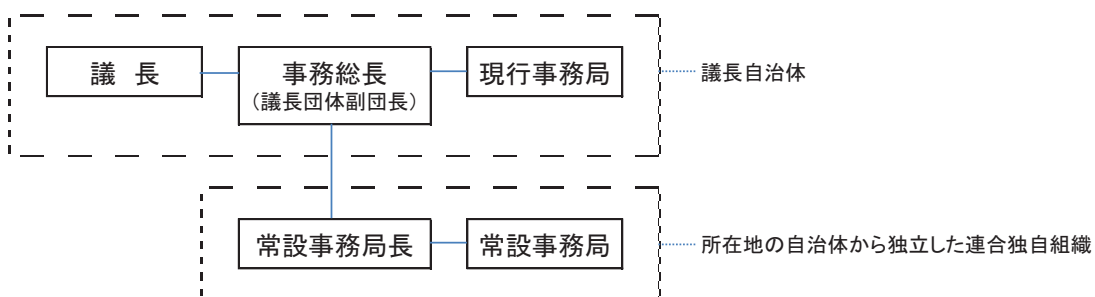
2001年8月の第3回実務委員会（兵庫県）において、事務局から二つの常設事務局設置案（A案、B案）が提出された（図5-5参照）。A案は、常設事務局のみを設置する案で、富山県の提案に沿った内容である。現行の持ち回り事務局（議長所属地方政府に配置）を廃止し、常設事務局を単独で設置する。議長地方政府は会議開催地（ホスト地方政府）としての位置付けのみとする。一方、B案は、持ち回り事務局と常設事務局を併設する案で、慶尚北道の提案に沿った内容である。

図5-5 二つの常設事務局設置案（指揮命令系統）

A案：常設事務局単独設置案



B案：持ち回り事務局・常設事務局併設案（執行機関二元化案）



※それぞれの事務局に、独立した事務総長を置く。(慶尚北道案)

出所：兵庫県『NEAR 第3回実務委員会 会議資料』（2001年8月）27-31頁を基に作成。

A案を構想した富山県の主張は次の三点に整理される。

- 1) 常設事務局はコーディネート機能を有すべきであり、持ち回り（現行）事務局との併設ではなく、常設事務局単独設置とすべきである。
- 2) 設置にあたっては、コーディネート機能を有する本部事務局の機能、役割、体制、事務局支部との関係、会費負担の問題等について十分な議論を行い、それを明確にする必要がある。
- 3) 慶尚北道が提案する常設事務局は、シンクタンクとしての機能しか有しないため、連合支援機関というべきものである。

一方、B案の慶尚北道の主張は、次の五点に整理される。

- 1) 常設事務局と現行持ち回り事務局を併設する。（執行機関の二元化）
- 2) 持ち回り事務局は、会議開催、連絡、調整など基本的な事務局機能を担当する。
- 3) 常設事務局はデータバンク及びシンクタンク的な機能を担当し、連合の長期的ビジョンやプログラム構想の提示を行う。
- 4) 持ち回り事務局は議長自治体、常設事務局は慶尚北道に設置し、それぞれの事務局に、議長直属の事務総長を置く。
- 5) 常設事務局の運営経費は、会費制の導入など経費分担の方法が確定するまで慶尚北道が負担する。

同実務委員会では、以上の二案について合意に至らず、慶尚北道と富山県、そして議長の兵庫県と副議長のハバロフスク地方の四者間で引き続き検討することとなった。

3-3. 慶尚北道案への収斂

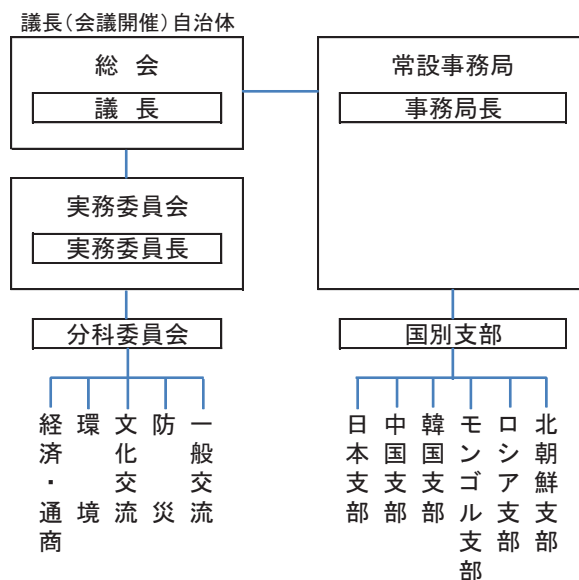
翌2002年9月の第4回総会（ハバロフスク地方）でも常設事務局の設立要件（機能、総会開催事務局との関係、経費負担、設置事務局の決定方法と手続）についての隔たりは埋まらなかった。兵庫県、富山県、慶尚北道、釜山広域市、黒龍江省、ハバロフスク地方の六者が入った常設事務局に関する「専門委員会」を設立し、継続して協議することとなった。

「専門委員会」は2004年1月、第4回実務委員会（黒龍江省）の前日に開催された。第4回総会から「専門委員会」開催までのおよそ1年半の間にメンバー間でどのような議論がなされたのかは不明である。だが、この間に、慶尚北道案が支持を集め、富山県が譲歩を示していった。第4回実務委員会では慶尚北道から再度、常設事務局設置の意向が表明され

る一方、富山県は意見表明をしなかった。富山県が常設事務局誘致に消極姿勢となった背景はいくつか考えられる。例えば、1992年に自治体国際組織の設立を提唱し、NEARにも熱心であった中沖富山県知事（当時6期目）が、健康面で不安を抱え、任期末（2004年10月）での引退が視野に入っていたことも考えられる。また、詳細は第7章で触れるが、日本海側で初の国連機関NOWPAP（北西太平洋地域海行動計画）の地域調整部（RCU）の誘致に成功したことも遠因として挙げられよう²⁴。

富山県に代わって慶尚北道案に問題提起を投げ掛けたのは、兵庫県である。兵庫県案は、これまでの富山県案をベースにしつつ、常設事務局の任期を四年制とし再任は妨げないとしたほか、各国毎に事務局支部を設置するという内容であった（図5-6参照）。慶尚北道は、再任制には同意したものの、任期については六年任期制案を提出した。同実務委員会では意見が一致せず、事務局が各地方政府の意見を取りまとめた上で、その結果を第5回総会（黒龍江省）に提出することとなった。

図 5-6 兵庫案



出所：黒龍江省『NEAR第4回実務委員会 会議資料』（2004年1月）45頁を基に作成。

事務局固定化問題は2004年9月、第5回総会（黒龍江省）でようやく収斂した。同総会では、兵庫県が四年任期制などを改めて提案したのに対し、六年任期制を主張していた慶尚北道が妥協し、四年任期制に合意した。だが、各国別の事務局支部設置案や派遣職員の身分・経費・等級などについては意見が一致せず、黒龍江省、兵庫県、富山県、慶尚北道、釜山広域市、ハバロフスク地方の六団体からなる実務小委員会が設置され、翌日の総会に意見を提出することとなった。

ここで興味深い点は、常設事務局の任期や機能をめぐる意見の不一致はさることながら、国別の事務局支部設置案をめぐる対立である。事務局支部については、すでに1999年の第2回実務委員会（富山県）で、1) 各国にひとつ、2) NEARに参加する国内地方政府すべての同意が必要であることなどが設立要件として合意されていた²⁵。憲章第十二条第一項の規定に基づき、「事務局ロシア支部」が設立された旨も報告されていた。にもかかわらず、兵庫県の支部設置案について、中国の寧夏回族自治区、山東省、河南省、モンゴル・セレンゲ県などから、反対意見が出されたのである。中国側は「支部」という呼称を使用することに反対し、「連絡所」ないしは「事務所」という呼称を提案した。河南省は、「この組織は北東アジア地域自治体連合です。もし一つの国にもう一つの支部を設置すれば、将来、国が連合地方自治体に参与することになります。それならば、私達北東アジア地域自治体連合の趣旨に矛盾が生じてきます」と発言した²⁶。また、山東省は、「わたし達連合は地方政府を単位とします。もし、六つの国が六つの連絡機構を成立させることは、難しいだけではなく、非常にやりにくくなります。各国地方政府は連絡機構を持ち、かつ地方政府から責任者一人を派遣するのは当たり前のことです。国を単位とすべきではありません。わたし達は今、三十九の省、州、道があり、三十九の連絡機構があります」と発言した²⁷。ナショナルな関係に回収されてしまうことへの中国側の強い懸念は、逆説的には、中国の地方政府の行動様式が国家・地方の入れ子的関係ではなく、地方独自の行動であったことを示唆している²⁸。

ともあれ、実務小委員会での議論では、次の合意事項が締結された。

- 1) 常設事務局の任期は四年とし、総会の決定を経て再任を可能とする。
- 2) 憲章第十二条第二項の規定により、常設事務局の支部機構の設置は、各国各会員地方政府の任意決定とする。
- 3) 常設事務局への派遣職員問題は、次期実務委員会で討議し総会に提案し確定する。
- 4) 常設事務局の設置場所については、実務小委員会は常設事務局を慶尚北道に設置する

ことに合意した。事務局の運営経費は慶尚北道が負担することにした。

- 5) 会費問題について、実務小委員会は次の点で合意した。憲章規定により、連合の経費負担は会費制度を採用する。具体案は、次期実務委員会に提出した後、総会で検討決定する。

以上の合意事項が、翌日の総会に上程され、全会一致で通過した。かくして、常設事務局の慶尚北道への設置が決定されたのであった。

3-4. 事務局開設と竹島（独島）問題

NEARの常設事務局は2005年5月、慶尚北道浦項市に開設された。だが、この常設事務局の開設は友好的な環境下で行われたわけではなかった。2001年に就任した小泉純一郎首相（当時）の相次ぐ靖国神社参拝を背景に、2005年の春は、まさに日中・日韓の関係悪化が急速に激化した時期であった。日中間では「2005年反日デモ」が激化し、4月には成都や北京、上海などでデモの一部が暴徒化した²⁹。日韓間でも、竹島（独島）問題をめぐる政治対立が激化していた。そのフロンティアにいたのが、慶尚北道と、常設事務局の慶尚北道案を支持した島根県であった。

竹島（独島）問題をめぐる対立の発端は、島根県議会が2005年3月16日に、竹島の島根県編入の閣議決定および告示（1905年）から100年を記念して、2月22日を「竹島の日」とする「竹島の日を定める条例」（平成17年3月25日島根県条例第36号）を可決したことにある³⁰。韓国はこれに反発し、激しい抗議行動が全国で沸き起こった³¹。竹島（独島）を事実上管轄する慶尚北道では同日、島根県との姉妹提携関係を撤回し断交を宣言した³²。島根県への派遣職員の即時召喚、慶尚北道に派遣されていた島根県職員の出勤停止措置がとられた³³。道議会の前庭では決起大会が催され、日章旗への放火、道議員三人の落髪などの騒ぎにも発展した³⁴。日韓の自治体交流で中止などの支障が出たのは、同年3月末までに全国で26区市町村に上ったという³⁵。慶尚北道から条例破棄を求める書簡が届いた島根県（澄田知事）は3月24日、領土問題と自治体交流を切り離し冷静な対応を求めるとの書簡を返信した。

このように竹島（独島）問題をめぐる対立が激化していた中で5月19日、常設事務局の

開所式が慶尚北道浦項市で予定されていた。NEARの中心的なアクターであった島根県と慶尚北道の関係悪化が、事務局の開設や活動にも波及することが予想された。ところが、慶尚北道から島根県に事務局開所式への招待状が届けられたのである³⁶。招待者は指名されていなかったが、封書の宛て名は澄田島根県知事となっており、4月11日頃までには届いていたという³⁷。姉妹都市を破棄し断交まで宣言していた慶尚北道は、バイラテラルな対立とマルチラテラルな国際機構への対応とを分けて判断した。招待状を受け取った島根県は4月13日、慶尚北道との交流再開の契機とするために県として出席すると記者会見で表明した³⁸。

だが、その5日後の18日夕刻、日中・日韓関係の悪化から時期的に不適切として、慶尚北道の李義根知事は事務局開所式を延期することを決定した。翌19日に同道担当者から島根県に延期の電話連絡があった³⁹。公式な開所式は延期されたが、常設事務局は5月2日に入所し、事実上の業務を開始した。

日韓関係はその後、6月20日にソウルで行われた小泉首相と盧武鉉大統領との首脳会談を経て一応、平静へと向かった⁴⁰。だが、竹島（独島）問題をめぐる日韓の緊張関係、島根県・慶尚北道間の断交状態は依然として継続したままであった。慶尚北道は7月4日、竹島の日条例の対抗措置として、10月を「独島の月」として定める条例を制定した。同月の日本への公務出張などを制限できることとした⁴¹。

こうした中、11月29～30日に開催された第5回NEAR実務委員会（釜山広域市）の場が、島根県と慶尚北道が断交後、公式の場で初めて顔を合わせる機会となった。慶尚北道は同実務委員会の場を、常設事務局の事実上の開所式と位置づけていた⁴²。島根県は生活環境部文化国際課長他二名を同会議に派遣した。慶尚北道は国際通商課係長二名が参加したほか、国際専門官を雇用するまで暫定的にNEAR事務局の事務総長に就いた金龍大は、慶尚北道行政副知事（当時）であった⁴³。この実務委員会の場で島根県と慶尚北道が公式の会談を行ったかは不明であるが、交流のチャンネルが確保されたことの意義は大きいだろう。

実際、2005年11月の第5回実務委員会（釜山広域市）で合意されたNEAR事務局への職員派遣制度に基づき、日本の派遣職員第一号は島根県からであった⁴⁴。独島の月条例第四条第二項には、「島根県および島根県議会がいわゆる『竹島の日条例』を破棄しない限り、これらの機関と交流することができない」と明記されている⁴⁵。NEAR事務局は慶尚北道が基本財産1/2以上を出資する法人・団体である。にもかかわらず、慶尚北道は、島根県か

らの派遣職員を NEAR 事務局で受け入れたのであった。

常設事務局開設をめぐる政治プロセスは、対立のフロンティアで生まれた地方間関係のバイラテラルな関係悪化が、国家間関係の影響を被りつつも、マルチラテラルな枠組みで包摂されることによって、交流が継続させることを示していた。

NEAR 事務局はその後、前節で見たように、NEAR の制度化を進める原動力となっていく。2008 年の第 7 回総会（山東省）には、慶尚北道が全会一致で再任され、2012 年の第 9 回総会（寧夏回族自治区）では、慶尚北道への長期設置案が全会一致で合意された。

第 4 節 財政制度問題：克服の試みと挫折

4-1. 会費制の棚上げ

次に、NEAR の深化・展開プロセスにおけるもうひとつの主要な争点であった財政制度問題を考察する。以下では、財政制度問題の論点、克服の試みと挫折のプロセスを記述分析してみよう。

国際組織の運営経費をどのように手当するかという財政制度問題は、組織運営の協働性と協調面にとって極めて重要な課題である。構成員に一定の負担を求める「会費制」が効率的かつ公平な制度である。NEAR でも 1996 年の第 1 回総会（慶尚北道）では、憲章第一五条第一項で「事務局の会計は特別会計とし、会員自治体の会費とその雑収入によって充当する」と、会費制の規定が準備された。

ところが、同条第二項で、「会計に関する事項は暫定的に次の各号のように運営する」という暫定規定が置かれ、第一号に「会費は負担しないこと」とされた。当面の間、会費制は棚上げされることとなった。背景には、各国の経済水準や物価水準の格差を反映し、各地方政府間の財政的な負担能力に格差があった。公平負担を具体的に算定することが困難という技術的な理由もある⁴⁶。また、より注目されるのは、中国側の地方政府の反対が大きかったことにある。中国側は会費を徴収するような国際組織に加入する場合には中央政府の許可が

必要という理由で反対に回った⁴⁷。第3節で触れた事務局支部制案への反対と同様に、ナショナルな関係に回収されてしまうことへの地方政府の懸念は、逆説的には、地方政府の行動様式が必ずしも国家・地方の入れ子的関係ではなかったことを示唆している。いずれにせよ、第1回会議議長の慶尚北道の働きかけで、会費制棚上げの追加文が挿入され、コンセンサスを得たのであった⁴⁸。

では、会費制を棚上げにした NEAR は、具体的にどのような経費負担方式を採用していたのか。憲章第十五条第二項の暫定規定によれば、「総会および実務委員会開催経費は、会議を開催する自治体が負担する」（第二号）、「事務局運営費は、事務局が設置された自治体が負担する」（第三号）とされ、会議開催経費と事務局運営費は持ち回り負担方式が採用された。また、事業経費については、「その他個別的な交流事業の推進経費は、事業を提案した自治体が負担することを原則とし、その事業に参加する自治体間の協議によって分担できる」（第四号）とされ、提案地方政府原則負担方式が採用された。

かくして、NEAR の組織構造は極めて緩やかなものとなり、交流・協力事業は提案地方政府が主導するプロジェクト方式とならざるを得なかった。つまり、NEAR という枠組みの中に、「合目的な実行組織が別途組織され、その財源調達システムによって運営される」ことが予想されたのであった⁴⁹。

こうした財政制度の問題点は、加盟地方政府の間で共有されていたものの、会費制導入に向けた取り組みは困難を極めることとなる。以下では、財政制度問題をめぐる克服の試みと挫折のプロセスを考察する。

4-2. 会議開催経費の一部分担制の導入

会費制導入の最初の提案は、1997年8月の第1回実務委員会（慶尚北道）でハバロフスク地方から提出された。同案に対して、極東ザバイカル協会やサハ共和国が同調するなど、ロシア側地方政府に積極的な反応が見られた。しかし、ロシア側の提案は意見表明に過ぎず、具体案を盛り込んでいたわけではない。

財政制度問題に対する本格的な取り組みがスタートしたのは、1998年10月の第2回総会

(富山県)以降である。アジア通貨危機を受け、NEAR 存続への危機意識が生じたことも背景にある。第2回総会において、次期第3回総会の開催を希望する地方政府が現れず、やむなく兵庫県が次期総会開催を引き受けたのであった⁵⁰。ここから兵庫県を中心に、財政制度問題の克服に向けた取り組みがスタートする。

兵庫県は翌1999年7月の第2回実務委員会(富山県)で、財政制度問題を克服する最初の具体案を提出した。憲章の改正を伴わない規定の範囲内での漸進的な改革案であった。具体的には、会議開催経費の一部を会員地方政府で分担する「会議開催経費の一部分担制」で、渡航費等交通費(開催地での移動手段の提供を除く)や宿泊費等滞在費などを参加地方政府の負担とするという内容であった⁵¹。同会議では、会議開催地方政府の経費負担を削減することについては「基本的に合意した」が⁵²、交通費・滞在費等を超えて会費制導入に向けた憲章改正も併せて提案されたこともあり、「その他の経費負担の問題等合理的、効果的な運営」については、「引き続き検討する」こととされた⁵³。

これを受け、翌2000年9月の第3回総会(兵庫県)では、会費制導入を含む運営に関する課題と対応策について、実務委員会での議論を効率的に行うために、「連合の合理的、効果的運営に関する実務小委員会」を設置することとなった。

兵庫県(事務局)は、同実務小委員会の開催に先立ち、会員地方政府(35 地方政府・当時)に対し事前のアンケート調査を実施した。調査結果によれば(19 地方政府が回答、回収率54.3%)、会議開催経費一部分担制についての賛成は6 地方政府と三割程度にとどまった。残りの13 地方政府の反対・慎重意見としては、財政負担により会議参加数が減少することへの懸念、財政的な負担能力の欠如、経費問題よりも活動活性化への取り組みを優先すべき、などの意見が寄せられた⁵⁴。

兵庫県はこれらの調査結果を踏まえ、当初案に一部修正を加えた形で案を練り、2001年2月の実務小委員会(兵庫県)に下記の修正案を提出した。

- 1) 当面は会費を徴収せず、会議開催経費は原則、開催地方政府の負担であるものの、参加地方政府に相応の経費負担を求めることができる。
- 2) 参加地方政府に負担を求めることができる範囲は、会議資料作成経費および会議運営経費(通訳等)に限るものとし、開催希望地方政府は立候補時に概算を提示すること。
- 3) 事務局経費(連絡等)および会場の借り上げ経費は開催地方政府が負担すること。

負担割合については、1) 均等負担案、2) 一人当たり GNP 比率による調整負担案——の二つ、また自然災害や経済不況などによる減免措置も提案された。同会議では、滞在費など会議開催経費の一部分担制を導入することについては合意をみたが、参加地方政府に負担を求める範囲や負担割合については議論がまとまらなかった。富山県からは、概算額を分担の算定基礎とすると入札後の実際の支出額とは差が発生するため、参加地方政府の負担が大きくなる可能性があるという問題点が指摘された。同県は、会議開催地方政府の開催メリット（広報や首長との会談機会、経験など）を考慮し、概算額の半分は開催地方政府が負担、残半額を地方政府で分担するという新たな具体案を提出した。

これを受け、同年8月の第3回実務委員会（兵庫県）では、兵庫県（事務局）案をベースに、富山県が提出した分担額の算定方法を組み込んだ案が提示され（図 5-7 参照）、併せて憲章第十五条第二項第二号の改正案も示された⁵⁵。青森県や新潟県など一部の地方政府が慎重な姿勢を示したものの、同制度は合意をみた。ハバロフスク地方からは次期総会開催経費の概算額が提示された（分担対象総額が1万7,500ドルで（うち会議資料作成経費7,800ドル、会議運営経費9,700ドル）、各参加地方政府負担額が250ドル）。

同改正案は2002年9月の第4回総会（ハバロフスク地方）において合意され、即日施行された。かくして、兵庫県のイニシアティブの下、「会議開催経費の一部分担制」が導入されたのであった。

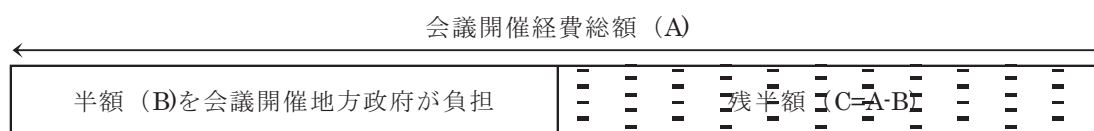
しかし、これらはいくまでも会議開催経費の分担制という斬新的改革案であり、会費制そのものは棚上げにされたままである。個別の事業については、各分科委員会のコーディネーター地方政府が運営費を全面的に負担することに変わりは無かった。

図 5-7 会議開催経費の一部分担制

1) 分担対象経費一覧

項目	経費負担地方政府		備考
	参加地方政府	開催地方政府	
会議準備費		○	会議前の事務連絡等に要する経費
会議資料作成経費	○		会議資料及び報告書の作成経費（翻訳、印刷・製本）
会議運営経費	○		通訳経費（人件費及び機材費）
会場借上経費		○	
国内交通費		○	最寄りの空港・駅と会場間の送迎
滞在費	○		宿泊費、食費など

2) 分担額の算定方法



※残半額 (C) を、開催地方政府を除く NEAR 加盟自治体数 (D) で均等に割った額 (C/D) が参加地方政府の負担。

※実際の会議参加地方政府数が (D) を下回る場合に生じる差額は開催地方政府が負担。

出所：兵庫県『NEAR 第 3 回実務委員会 会議資料』（2001 年 8 月）を基に作成。

4-3. 会費制導入の挫折

(1) 第一の試み

2005 年 5 月に常設事務局が設置され、NEAR の必要経費に事務局運営費も加わった。年間約 90 万米ドルにのぼる事務局運営費は、慶尚北道が全面的に負担することとされた。

こうした中で、会費制導入に向けた議論が再び登場した。2007 年 5 月の第 2 回実務者ワークショップ（慶尚北道）において、ハバロフスク地方が再び提案者となった。ヴラディミール・クシューク知事顧問（当時）は、「連合の活動が自己紹介の段階から、会員自治体間

の協力による実のある実績を上げる段階に来ていると思っています。…（略）…会員としてより責任のある連合活動のため、連合の会員資格の見直しや連合加盟費、連合会費制の導入などを検討してみる必要があります」と提案した⁵⁶。

これを受け、NEAR 事務局は会費制導入に関するアンケート調査を実施した（2007年6月30日～7月15日）。調査結果によれば（65 地方政府のうち 54 地方政府から回収。回収率 83%）、①会費制導入には賛成 16、反対 8、留保 30、②会費金額は 1,000 ドル 28、2,000 ドル 21、5,000 ドル 4、10,000 ドル 1、③方法は、27 が GDP を考慮した方法を選択、④実施年度は、26 が 2010 年を希望——となった⁵⁷。導入に反対と回答した 8 地方政府を除けば⁵⁸、留保と回答した 30 地方政府も一定の条件の下での前向きな反応であった。

この調査結果を踏まえ、ハバロフスク地方は 2007 年 9 月の第 6 回実務委員会（山東省）において、会費の計算方法や規模、用途などの具体案を提出⁵⁹。次期第 7 回総会に上程することとされた。

翌 2008 年 5 月の第 3 回実務者ワークショップ（慶尚北道）では、セレンゲ県が「連合基金設置案」を提出した。会員地方政府からの拠出金によって基金を形成するもので、均等額の資金拠出、NEAR 事務局による基金運営という案であった⁶⁰。ハバロフスク地方提案のひとつの形態を選択することを企図したものといえよう。

こうして 2008 年 9 月の第 7 回総会（山東省）で、バロフスク地方が会費制導入案を提出した。同地方は、「連合による会員自治体間の信頼関係は築かれたかもしれませんが、会員自治体間協力メカニズムを形成したとはとても言えません」との現状認識を示したうえで、会費の計算方法や用途などの具体案を提出した⁶¹。だが、先のアンケート調査でも反対意向を表明した地方政府（日本側）との調整がつかず、国別の代表で構成される「会費制特別委員会」が設置されることとなった。

これを受け、NEAR 事務局は 2008 年 11 月 20 日、各会員地方政府に各国代表を選出するよう要請した。ところが、2000 年代に入り高成長を続けてきたロシア経済が、2008 年夏の原油価格急落とリーマン・ショックの影響を受け急速に景気後退に陥った⁶²。会費制提案者であるハバロフスク地方から 12 月 26 日、「世界経済が安定する時まで会費制の導入に対する審議の延期を要請（2010 年、韓国京畿道総会で再論議）」する公文書が事務局に届けられたのであった⁶³。ただし、総会決定事項であり議論は継続することとし、各国地方政府から

推薦を受け 2009 年 1 月 7 日、黒龍江省、富山県、釜山広域市、ウムヌゴビ県、ハバロフスク地方の五地方政府からなる「会費制特別委員会」が設置された。5 月 18 日には、慶尚北道で同委員会が開催され、「会費制の導入に原則的に賛成する。但し、導入の時期は具体的に定めず、世界経済の景気が回復することを待って、会員自治体の意見を収斂し、再度議論する」という合意に至った⁶⁴。

同年 9 月 23 日に開催された第 7 回実務委員会（京畿道）では、同委員会の上記合意文を踏まえ、会費制の導入時期を 2010 年 10 月の第 8 回総会（京畿道）で決定することとなった。しかし、第 8 回総会では、導入時期だけでも決定するという提案は具体性に欠くという理由で、日本側の反対により否決された。かくして、会費制の導入に向けた第一の試みは、世界経済危機と日本側の地方政府の反対という背景の中で、あえなく挫折したのであった。

（2）第二の試み

その後まもなくして、会費制導入に向けた第二の試みが NEAR 事務局のイニシアティブでスタートする。同事務局は、NEAR の地位を向上させ、行事や事業の活性化を通じて会員地方政府の拡大と参加率を高めるためにも会費制導入が不可欠という認識の下、NEAR 創設 20 周年の 2016 年を目標年度に掲げ、過渡的な制度の導入を模索した。

NEAR 事務局が具体案を提出したのは、2011 年 7 月の第 8 回実務委員会（寧夏回族自治区）であった。年間会費の導入に先立ち、過渡的な制度として、2013 年から特定目的の「特別会費制」を導入し、2016 年から本格的な会費制に移行する、という案であった。特定会費制の用途は、常設事務局運営費や会議開催経費を補助するものではなく、分科委員会の運営費を補助することに限定し、分科委員会の活動の活性化と参加率を高めることを企図していた。具体的には、各分科委員会の開催時に 2 万米ドルの範囲内で活動を補助するものとされた。年間 6~8 の分科委員会が開催されていることから、第 1 回特別会費の目標額は年間 15 万米ドル程度であった。負担規模については、1) 均等賦課方式（北朝鮮を除く 68 地方政府で均等割 $2,200 \$ \times 68 =$ 計 $149,600 \$$ ）、あるいは 2) 差別的賦課方式（国別指数；日本 100、韓国 50、中国 30、ロシア 15、モンゴル 10）⁶⁵の二案が提出された。NEAR 事務局のこうした新たな提案は、原則合意に至る一方、会費の差別化と負担方式については追加的に補完して決定することとされた。

NEAR 事務局は同合意に基づき、差別的賦課方式の賦課比率を修正した上で（国別指数；日本 100、中国・韓国 70、ロシア 40、モンゴル 20）、アンケート調査（2011 年 9～10 月）を実施した。調査結果によれば（北朝鮮を除く 68 地方政府中、41 地方政府が回答。回収率 60%）、①国別指数については、NEAR 事務局案への賛成が 11、要修正が 22 であった。均等賦課方式を主張する日本側（新潟県、富山県、兵庫県、島根県）のほか、指数算定項目や賦課比率などの修正意見であった。②年間所要額規模（分科委員会当たり 2 万米ドル支援）については、適当との回答が 24、調整必要と回答したのが 5（新潟県、富山県、兵庫県、島根県、鳥取県）であった。③用途については、分科委員会の活性化に限定すべしとの回答が 24、その他の活動にも拡大すべしとの回答が 5（黒龍江省、寧夏回族自治区、大邱広域市、慶尚南道、済州特別自治道）であった。一方で、特別会費制を導入した場合、NEAR から脱退すると表明したのは、青森県、石川県、福井県、京都府、カムチャツカ地方の五地方政府であった。

NEAR 事務局は同調査結果を踏まえ、2012 年第 9 回総会（寧夏回族自治区）に、改めて特別会費制導入案を上程した。ロシアとモンゴル側から賛成意見が表明されたのに対し、日本側（兵庫県、京都府）からは、差別賦課方式と分科委員会への無差別補助方式の不均衡性が指摘された。つまり、負担規模を差別化しているのにもかかわらず、各分科委員会への補助額が均等であることの不均衡性に対する疑義である。兵庫県からはさらに、ロシアとモンゴルを減額するとしても、日中韓三ヶ国は均等であるべきとの問題提起があった。中国側（黒龍江省、河南省）からは、結論を先送りすべしとの意見表明のほか、中国からの参加地方政府は中西部が多く人口規模も大きいことから、負担額では韓国を中国より上のランクに置くべきという意見も提出された。

挙手採決を行ったところ、賛成 23、反対 6、棄権 7 となり、賛成は出席会員の三分の二に達しなかったため、憲章第九条第二項に基づき同案は否決された。賛成は韓国 11、ロシア 2、モンゴル 7、反対は日本 6、棄権は中国 6 となり、国ごとに採決態度が分裂した。参加地方政府以外の委任については、どの地方政府がどういった意見を表明していたのかは不明である。いずれにせよ、NEAR 事務局主導による、会費制導入に向けた第二の試みも挫折したのであった。

以上、本節では、財政制度問題をめぐる克服の試みと挫折のプロセスについて概観してき

た。地方政府同士で国境を越えた自己拘束的な制度を構築しようと、地方政府間「国際行政体」とも言うべき、詳細な制度設計の議論をしていたことが分かる。地方政府間による越境ガバナンス構築への一歩といえよう。ただし、会費規模が国別に差別化されたことにより、ナショナルな関係性が投影するという矛盾を孕んでいる。アンケート調査では地方政府間で多少のばらつきはあったが、採決態度でも明らかなように会費制に臨む姿勢にはナショナルな関係性が投影されている。

第5節 ネットワーク構築：国際行為体化

5-1. 国連専門機関との連携

展開期の NEAR で特徴的なことは、分科委員会など様々な会議体が新設・拡充され、会費制導入の試みが具体化したことに加え、他の国際機構とのネットワーク構築が模索され始めたことも注目される。制度化が一定段階に達した NEAR が対外的な活動にも乗り出すようになったのである。

このネットワーク構築活動で中心的な役割を果たしたのは、NEAR 事務局である。隔月誌「NEAR News」の発行やホームページ開設（2006年5月）など通じて NEAR の対外広報に努めてきたほか、非会員地方政府を訪問し積極的に PR 活動を行うなど NEAR の会員拡大にも貢献してきた⁶⁶。国際機構とのネットワーク構築は、NEAR 事務局のこうした対外活動の延長線上に位置づけられる⁶⁷。

NEAR の定例会議において国際機関とのネットワーク構築を最初に提案したのは、慶尚北道であった。同道は2006年9月の第6回総会（釜山広域市）において、創設10周年を迎えた NEAR の今後の課題のひとつとして、「すでに定着している国際機関との密接な協力を通じて、『北東アジア地域自治体連合』の国際的な知名度を高める必要があります。これは、長い目で見れば、連合が北東アジアのみならず、世界の共同繁栄を考える国際機関として活動領域を広げる土台になると思います」と提起した⁶⁸。慶尚北道はネットワーク構築活動を

NEAR の知名度向上として位置づけていた。

これに対し、翌 2007 年 5 月の第 2 回実務者ワークショップ（慶尚北道）で大邱広域市が提起した案は、ネットワーク構築活動に実践的な意義を見出そうとしたものであった。同市は具体的な連携先として、アジア・太平洋地域に属する地方間国際機構・ネットワーク、例えば、UCLG-ASPAC（都市・自治体連合アジア太平洋支部）⁶⁹、CITYNET（アジア太平洋都市間協力ネットワーク）⁷⁰、ANMC21（アジア大都市ネットワーク 21）⁷¹、GCNEA（北東アジア地域国際交流・地方政府サミット）⁷²などを例示し、「このような機構たちの性格・メリットを捉え、ベンチマーキングすべきところは積極的に取り入れると同時に、それらの国際行事に参加して NEAR の活動を PR し、さらに共同プロジェクトの実施を通じて競争ではなく、共生の道を模索すべきである」と主張した⁷³。

韓国側のこうした提案を受け、NEAR 事務局は他の国際機関との連携に乗り出す。2007 年 9 月の第 6 回実務委員会（山東省）で NEAR 事務局は、「国際機構との連携強化」を推進事業のひとつに掲げ、UCLG、CITYNET、ANMC21 などの訪問、主要施策をベンチマーキングする旨の報告を行った⁷⁴。また、NEAR 事務局再任案を提出した慶尚北道は、NEAR の活動として、UCLG-ASPAC、CITYNET、ANMC21 との関係強化を挙げたほか、連携先の国際機構として、UNDP（国連開発計画）や APEC（アジア太平洋経済協力）なども併せて例示した⁷⁵。前三者が地方政府からなる国際機構・ネットワークであるのに対し、後者は国家からなる国際機関である。同レベルの地方政府間国際機構からの学習・協働だけではなく、国家間国際機構との連携による知名度向上という意向に他ならない。加えて、2006 年 10 月に国連事務総長に潘基文（元韓国外交通商部長）が就任したことも UN との関係構築の底流にあった。また、地理的な範囲では、アジア太平洋地域に広がる地域的国際機構に焦点に置いていた。UNDP は国連専門機関であるが、UNDP が主導する GTI（大図們江イニシアティブ）を念頭に置いていた。

こうした NEAR 事務局ないしは慶尚北道の戦略とは異なる提案をしたのが、2007 年 10 月の第 1 回国際経済フォーラム（慶尚北道）で基調講演を行った金泳鎬（元韓国産業資源部長官）である。同氏は、東北アジアに限定した形での地方間連合体の統合、つまり OEAED（東アジア経済交流推進機構）、環日本海拠点都市会議、GCNEA、JKSGM（日韓海峡沿岸市・道知事会議）などの NEAR への吸収統合を提唱した⁷⁶。NEAR 事務局はすでに他の地

方政府がイニシアティブを発揮するこれらの地方政府間枠組みとの連携ではなく、あくまでも知名度向上という観点からアジア太平洋地域の国際機関との連携を模索した。

NEAR 事務局は 2008 年 9 月の第 7 回総会（山東省）において、UCLG-ASPAC、CITYNET のほか、GTI、UNDP-CHINA、LOGODEF（地方自治体開発財団）、CLAIR（自治体国際化協会）、KLAFIR（韓国地方自治団体国際化財団）などのアジア太平洋の様々な国際機構との交流協力により NEAR の地位を高めていると報告した⁷⁷。ここで LOGODEF、CLAIR、KLAFIR はそれぞれフィリピン、日本、韓国の国内機関であるため厳密には国際機構とは言い難い⁷⁸。

こうした NEAR 事務局主導のネットワーク連携が具体化したのは、2008 年 11 月に開催された第 2 回国際経済フォーラム（慶尚北道）であった。同フォーラムでは、UN 常駐調整官・UNDP 中国常駐代表のマリク（K. Malik）が祝辞を述べたほか⁷⁹、GTI 事務局長のヤチェイストバ（N. Yacheistova）が招待講演を行った⁸⁰。UN 専門機関との連携構築がネットワーク構築の第一歩であった。GTI はこれまで停滞を余儀なくされていた TRADP（図們江地域開発計画）が 2005 年 9 月、開発地域の拡大と 2015 年までの開発期間の延長などによって発展を遂げた新しいプログラムである⁸¹。NEAR 事務局が設置された慶尚北道浦項市も、同プログラムで新たに加えられた対象地域のひとつであった。ヤチェイストバは同講演の中で、NEAR を経済統合の促進を補完する教育・文化・研究といった社会分野の協力のひとつと位置づけ、GTI と NEAR との関係協力の希望を表明した⁸²。かくして国家間の地域枠組み、とくに UN 専門機関と、地方政府間の NEAR とが、緩やかに連携を開始することとなった。

また、翌 2009 年 5 月に開催された第 3 回国際経済フォーラム（慶尚北道）では、GTI のほか、ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）との関係構築も鮮明となる。GTI のヤチェイストバ事務局長は招待講演の中で、NEAR を「戦略的なパートナー」と位置づけ、2010 年の GTI 定例会議と併催する地域開発フォーラムへの参加を呼び掛けた⁸³。一方、ESCAP の持田繁事務局次長（当時）は特別講演で、NEAR を通じたサブリージョン・レベルの貿易自由化を加速させ、南南貿易・投資が持つ潜在力を活用することが重要である旨の発言をした。その上で、ESCAP 事務局が NEAR 事務局を支援できる内容として、1) ネットワーキング、2) 経済危機の影響のモニタリング、政策の分析及び代案の提示、3) 他のサブリージョンまたは機構との連携支援（ASEAN など）、4) 様々な意見及び開発の慣行、政策代案を

交換し、様々な規範及び基準、一体感の醸成ができる地域のハブの役割——などを挙げた⁸⁴。ESCAP との関係構築の背景には、国連総会決議（A/RES/63/260）によって創設された ESCAP-SRO-ENEA（ESCAP 北東アジア事務所）が 2010 年 5 月に仁川広域市で開設されるなど⁸⁵、国家間協力の取り組みがあった。

なお、2010 年 10 月に開催された第 4 回国際経済フォーラム（慶尚北道）では、UNESCAP から鄭来権環境開発局長、UNDP-GTI からヤチェイストバ事務局長がそれぞれ招待講演を行っている。

このように NEAR 事務局による初期段階のネットワーク構築活動は、第一に、アジア太平洋地域に焦点を当てていたこと、第二に、地方政府同士の国際機関というよりもむしろ、UN 専門機関との連携が具体化したことに特徴を見出せる。

5-2. インター・サブリージョナリズム

NEAR 事務局のネットワーク構築の相手先は、次第に拡大する。NEAR 事務局が 2009 年 9 月の第 7 回実務委員会（京畿道）で行った活動報告によれば、「GTI、ESCAP 等のアジア・太平洋地域の様々な国際機構の他にも世界に分布している地方共同体との交流を模索し」としているとされ、北方圏フォーラムや AER（欧州自治体協議会）などから交流協力の打診があったという。

NEAR 事務局の李海斗事務総長は同年 9 月末、フランス・アルザス州の招請により AER の会議および AER 事務局のクリップ（K. Klipp）事務総長を表敬訪問した。両氏は環境問題に対する汎地球的な一体感形成の必要性が台頭しているという認識で一致し、「NEAR-AER 共同ワールドフォーラム」を創設することに合意した。李海斗 NEAR 事務総長は翌 2010 年 5 月の第 5 回実務者ワークショップ（慶尚北道）で、GTI、ESCAP、PATA（アジア太平洋観光協会）⁸⁶などアジア・太平洋地域の国際機関だけでなく、欧州の AER などの国際機関とも協力ネットワークを構築すると述べ、「NEAR-AER 共同ワールドフォーラム」を同年 10 月に韓国で開催する計画を発表した。主題は「東と西の地球的な地域協力：ひとつしかない生息地の危機—新しい世界か地球の終わりか」とされ、気候変動と世界の災

害、グリーン成長とクリーンエネルギー、世界の環境問題などのセッションが企画された。

かくして NEAR は、アジア太平洋地域を超えた欧州とのインター・サブリージョナリズムへと動き始めた。欧州の自治体の共同繁栄および補完性（subsidiarity）追求を目的に掲げ、政治的な圧力活動を展開する AER と、依然として交流段階に止まっている NEAR とでは、団体の目的や特性などにおいて必ずしも共通点が多いとはいえない⁸⁷。にもかかわらず、NEAR と AER とがネットワーク構築に乗り出したのは、AER 事務局の所在地（ストラスブール）であるアルザス州と、NEAR 事務局の所在地である慶尚北道とが、姉妹都市提携をしていたことが背景にあった（1999年4月27日締結）⁸⁸。

こうして「NEAR-AER 共同ワールドフォーラム」は2011年11月、ソウルにおいて第5回国際フォーラムとして実施された。AER からシャバン（M. Sabban）議長ほか15名の代表団が参加した。

NEAR の連携相手先は、AER との連携を契機に、環境分野の国際的な地方間連携ネットワークとして2010年に発足した「R-20 気候変動に対応する地域行動」（以下、R-20）へと広がった。金在考 NEAR 事務総長は2012年の第7回実務者ワークショップ（慶尚北道）において、R-20 との協力を進めたことを報告し、次の認識を示した。

「気候変動という世界的な課題を解決するため、国連などの国際機関や中央政府間の様々な協力活動が存在していますが、その多くが国益を中心に行われるため、結論を打ち出すことが非常に難しい状況となっていることも事実です。また、仮に協調が成立したとしても、気候変動に対応する主体として具体的に行動することは地方自治体の役目であることから、その役割に対する関心が高まっていることを改めて認識する必要があると思います」⁸⁹

NEAR が R-20 との連携を図るようになったのは、AER のシャバン議長を通じてであった。つまり、AER のシャバン議長は、フランスのイル＝ド＝フランス地域圏（Ile de France）の副議長であると同時に、R-20 の議長も兼務していたのである⁹⁰。

金在考 NEAR 事務総長は2012年の第9回総会（寧夏回族自治区）において、AER および R-20 との協力ネットワークを新たに構築したほか、UNESCAP、UNDP-GTI、UNWTO（国連世界観光機構）、PATA などとの情報共有および人的ネットワーク構築を強化したとの

報告を行った。

このように、NEARのネットワーク構築は、事務局のイニシアティブの下、まずはアジア太平洋地域に焦点を当て、UN 専門機関 (GTI、ESCAP) との連携からスタートし、次第に、欧州とのインター・サブリージョナリズムに拡大 (AER)、環境問題に特化した国際的な地方間ネットワーク (R-20) へと発展をみた。だが、これらのネットワークの活動は情報共有の段階に止まっており、東北アジア・サブリージョンのガバナンス構築に向けた実践活動が企図されているわけではない。慶尚北道とアルザス州という姉妹都市関係をベースにした関係構築であった。NEARの国際的地位の向上という点に主眼が置かれた広報活動の一環である。とはいえ、NEARが制度インフラの構築段階から、国際行為体のアイデンティティの獲得段階へと歩み出したことは確かであろう。

小 括：自律的な地方政府間国際行政の胎動

本章では、NEARの制度化プロセスについて、とくに主要な争点であった事務局固定化問題と財政制度問題、またネットワーク構築活動などを取り上げ、主体的関与者の行動様式などの視点から、自律的な制度化の記述分析を行った。分析結果の要点は以下の通りである。

①加盟地方政府のトランスナショナルな関係性：自律的な国際行為体としての地方政府

NEARの制度化プロセスは、ローカル次元の行為体同士によるセルフ・コーディネート・メカニズムの構築であり、ナショナル次元との連動性を特定することはむしろ困難ですらある。事務局固定化問題をめぐっては、慶尚北道案、富山県案および兵庫県案の各案に対して、島根県はナショナル次元の関係や調整を超えて姉妹都市関係にあった慶尚北道案を支持した。また、事務局の国別支部設置をめぐっては、ナショナルな次元に回収されてしまうとの懸念が、とくに中国の地方政府（河南省、山東省、寧夏回族自治区）から表明された。地方政府の行動様式が、自律的な国際行為体としての特性をもつことを物語っているといえよう。

②国家間の対立を克服する政治機会：常設事務局設置と竹島（独島）問題

事務局の固定化は、国家間の対立を克服する政治機会の提供という側面もあった。慶尚北道への常設事務局設置が合意された後、2005年3月に島根県議会が可決した「竹島の日条例」をきっかけに、日韓関係は急速に悪化した。慶尚北道は島根県との姉妹提携を撤回し断交を宣言した。常設事務局の開所式は、こうした渦中に慶尚北道で予定されていた。ところが、慶尚北道はバイラテラルな対立とマルチラテラルな枠組みへの対応を区別し、事務局開所式の招待状を島根県にも送付したのであった。開所式は延期されたものの事実上の開所式となった半年後の同年11月、第5回実務委員会（釜山広域市）の場が、断交後初めて両地方政府の交流する機会となった。さらに、NEAR事務局（慶尚北道浦項市）への派遣職員の日本側第一号は島根県職員であった。地方政府同士の対立にもかかわらず、マルチラテラルな枠組みによって交流のチャンネルが確保されていたのである。

③地方政府間「国際行政体」としてのNEAR：詳細な制度設計の議論

財政制度問題については、地方政府間「国際行政体」とも言うべき、制度設計をめぐる詳細な実務的議論が行われてきた。会費制は中央政府の許可が必要になる中国側地方政府の反対などで発足時に棚上げにされたものの、2002年には「会議開催経費の一部分担制度」の導入に踏み切った。その後も、繰り返し、会費制導入に向けた努力がなされてきた。会費制が導入されれば脱退すると意思表示した地方政府（青森県、石川県、福井県、京都府、カムチャツカ地方）を除けば、会費制導入については原則的に賛成という態度が多くを占める。だが、加盟地方政府への拘束性が強い制度であることから、負担や支出の均等性・効率性などをめぐって制度設計上の合意形成が困難な状況にある。日本側が第9回総会（寧夏回族自治区）で主張したように、負担面で経済・物価水準に応じた差別賦課方式が採られ、支出面でコーディネート地方政府へ均等配分をした場合、実質的には財政の移転が埋め込まれた制度にもなってしまう。

いずれにせよ、財政制度問題は、NEARの目標でもある地域平和と発展という公共財の提供をめぐる経費負担の問題である。途半ばであるとはいえ、地方政府間「国際行政体」とも言うべき、地方政府同士での詳細な制度設計の議論は、セルフ・コーディネート・メカニズムとしての越境ガバナンスの一步であるといえよう。

④国際行為体化：ネットワーク構築活動の活発化

一定段階の制度化を遂げた NEAR は、事務局のイニシアティブの下、他の国際機関とのネットワーク構築に乗り出した。まずはアジア太平洋地域に焦点を当て、UN 専門機関 (GTI、ESCAP) との連携からスタートし、次第に、欧州とのインター・サブリージョナリズムに拡大 (AER)、さらに環境問題に特化した国際的な地方間ネットワーク (R-20) へと発展を遂げた。だが、これらのネットワーク構築活動は、学習や協働よりも、知名度向上に重点が置かれていた側面が強い。情報共有の段階に止まっており、東北アジア・サブリージョンのガバナンス構築に向けた実践活動が企図されているわけではない。R-20 との関係にも、環境負荷の低減に向けた理 (issue-oriented identity) の行為志向性を見出すことは難しい。とはいえ、一定段階の制度化を遂げた NEAR が、制度インフラの構築段階から、国際行為体のアイデンティティ獲得へと歩み出したことは注目されよう。

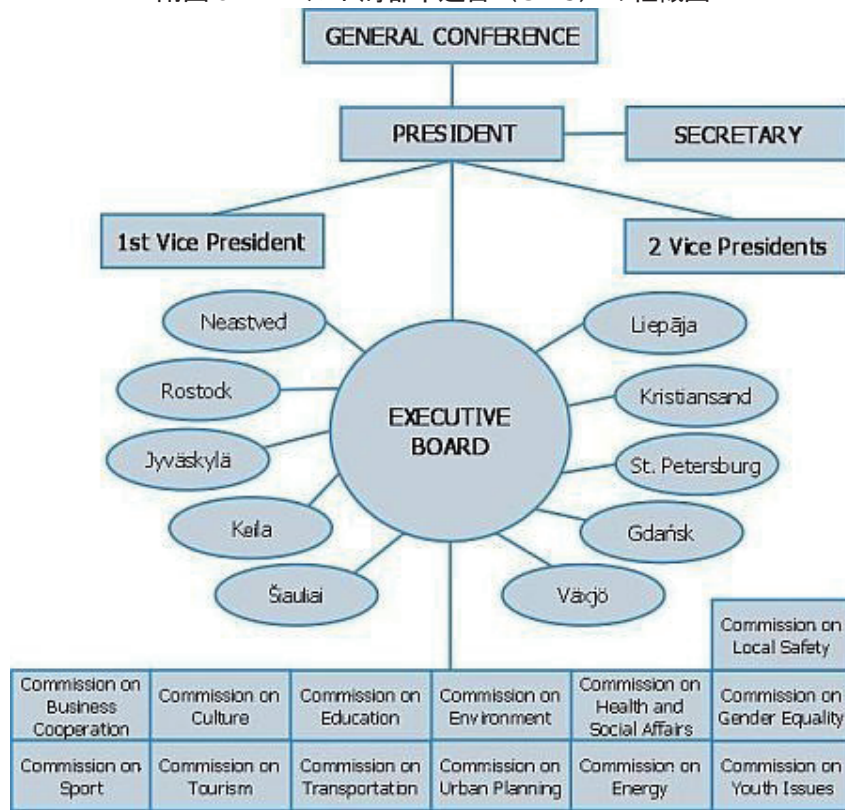
¹ 比較的まとまっているものとして以下を参照されたい。朴晩奉「北東アジア地域自治体連合の実績と展望」(『ECONOMIC RESEARCH CENTER DISCUSSION PAPER』No.E13-1、2013年) 1-39頁、이동형「환동해권 지방네트워크 실태와 발전방안 모색——다자간 협력네트워크를 중심으로」(『아태연구』제 17 권제 3 호、2010년 12월) pp. 41-59. (Lee, Dong-Hyung 「環東海圏地方ネットワークの実態と発展方法の模索——多国間協力ネットワークを中心に」『アジア太平洋研究』第 17 卷第 3 号、2010年 12月、41-59頁)、이정남「동아시아 협력 네트워크와 지방의 역할: “동북아자치단체연합” 을 중심으로」(한국외국어대학교 국제지역연구센터『국제지역연구』제 9 권 4 호、2005) pp. 279-305. (Lee, Jung Nam 「東北アジアにおける地方政府と協力ネットワークの役割: 北東アジア地域自治体連合 (NEAR) の事例研究」韓國外國語大學國際地域研究中心『國際地域研究』第 9 卷 4 号、2005年、279-305頁)、임중현「유럽 지방정부의 초국가적 연계와 비교한 동북아시아 자치단체연합 (NEAR) 의 과제」(한독사회과학회『한·독사회과학논총』제 13 권 제 2 호、2003년 12월) pp. 57-76. (Lim, Jong Hun 「欧州地方政府の超国家的連携と比較した北東アジア地域自治体連合 (NEAR) の課題」韓獨社會科學會『韓·獨社會科學論叢』第 13 卷第 2 号、2003年 12月、57-76頁)。

² B. Guy Peters, *Institutional Theory in Political Science: The 'New Institutionalism'*, (2nd ed., London: Continuum, 2005) p12 (土屋光芳訳『新制度論』芦書房、2007年、12頁)。

³ 同上書、46頁。

-
- 4 「国際関係の特定の分野における明示的もしくは黙示的な原理、規範、ルールおよび意思決定手続きのセットであり、それを中心としてアクターの期待が収斂する」もの。Krasner, Stephen D, “Structural causes and regime consequences,” in Stephen D.Krasner, ed., *International Regimes*, Ithaca: Cornell University Press, 1983, p. 2
- 5 山本吉宣『国際レジームとガバナンス』(有斐閣、2008年) 36-42頁。
- 6 2000年代以降の急増を捉えて、ディングウェルス (K. Dingwerth) は、「新しいトランスナショナルイズム」(The New Transnationalism) と呼ぶ。Klaus Dingwerth, *The New Transnationalism: Transnational Governance and Democratic Legitimacy*, Houndmills: Macmillan, 2007.
- 7 「緩やかな」制度については、宮崎麻美「環境協力における『緩やかな』制度の形成—東アジアの大気汚染問題を中心に—」(日本国際政治学会編『国際政治(環境とグローバル・ポリティクス』第166号、2011年) 128-141頁を参照。
- 8 制度論のインフォーマルな制度への拡張については、田所昌幸「国際関係の制度化」(日本国際政治学会編『国政政治(国際関係の制度化』第132号、2003年) 1-3頁を参照。
- 9 国家間の制度を扱う国際制度論ないし国際レジーム論では、通常、力・影響力(リアリズム)、利益(リベラリズム)、規範・信条体系(コンストラクティビズム)の三つの要因から説明するのが一般的である。もとより、これらは相互に排他的というより、相互関係を強く持ち、現実の分析には折衷的な手法を取ることになる。山本、前掲書、59-69頁。だが、こうした国家間制度を扱う議論群は、アナーキーの存在や国家中心などの仮定から脱却しておらず、地方政府間国際制度の分析には適さない。
- 10 大津浩「『北東アジア地域自治体連合』に見る自治体の国際組織作りの現状と可能性」(『法学セミナー』No.520、1998年4月) 25頁。
- 11 同上、22-26頁。
- 12 後に詳述するが、会費制をめぐる提案については、多数決ルールに基づく採決が行われた。また NEAR 事務局が 2007 年に実施したアンケート調査をみても(回収率 83%)、江原道が提案した諮問委員会の設置に関して、19 自治体が「多数決に従う」と回答するなど多数決ルールに対する順守意識が見られる。
なお、2006 年のモンゴル地方政府の急拡大を受け、国別の議決権比率はモンゴルが 31% と最大になるなど、単純多数決制は平等性に欠く部分もある。
- 13 大津、前掲論文、25頁。
- 14 『NEAR 白書 2010』によれば、実務小委員会は、「総会または実務委員会などで提案された重要案件を円滑に処理するために多くの会員自治体の意見を十分に聞き、実務委員会または総会に報告する必要がある時に開催」されるという。NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』(2010年) 262頁。
- 15 朴晩奉、前掲論文、7頁。
- 16 慶尚北道は大邱慶北研究所(DGI)に NEAR 事務局の運営と活用方法についての調査・研究を委託している。2005年10月に提出された報告書は、他の国際機関事務局等の分析を通じて、1) 会員地方政府の関心の向上と参加のインセンティブを図るための提言、2) 慶尚北道の事務局を活用するための提言、3) 中央政府の関心の向上と支援を図るための提言などを行っている。NEAR 事務局運営上のベースのひとつになっていると考えられる。이동형『동북아자치단체연합(NEAR) 상설사무국 운영 및 활용방안』(대구경북연구원, 2006년). (Lee, Dong-Hyung『東北アジア地域自治体連合(NEAR)常設事務局運営と活用方法』大邱慶北研究所、2006年)。
- 17 欧州で先行する都市間連合の代表格であるバルト海都市連合(UBC)の組織図を附図 5-1 に示した。UBC はバルト海沿岸十ヶ国の 100 を超す都市が参加する組織体である。詳細な比較分析は本論文の趣旨を逸脱するが、UBC には NEAR と同じ 13 の分科会が設置されているが、ビジネス協力分科会は比較的後になって発足した点が注目される。

附図 5-1 バルト海都市連合（UBC）の組織図



出所：UBC のホームページ<<http://www.ubc.net/organisation>>（2013年9月17日取得）。

18 同記章はその類縁性から、APEC（アジア太平洋経済協力）の記章を参照したものと推測するに余りある。APEC の記章については、ホームページを参照されたい。

<<http://www.apec.org/>>（2013年5月11日取得）。

19 寧夏回族自治区・NEAR 事務局『NEAR 第 8 回実務委員会 会議資料』（2011年7月）。

20 分科委員会の活性化を目的とした同改正案には、共同コーディネート制の導入のほか（第五条第二項）、任期内の一回以上の会議・関連活動の開催義務（同条第三項）、五ヶ国 10 以上の会員地方政府の参加を維持する努力規定（同条第四項）、実務委員会による分科委員会の運営現況の評価を可能とする規定（同条第五項）なども盛り込まれた。同上。

21 NEAR 事務局課長へのインタビュー調査による。2013年3月23日、NEAR 事務局（慶尚北道浦項市）において実施。

22 登録要綱については、富山県『NEAR 第 2 回実務委員会 報告書』（1999年7月）14頁。

23 NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010年）122-124頁。具体的には、次の 20 団体が登録された。環日本海経済研究所（ERINA）、新潟大学環日本海研究会、新潟県対外科学技術交流会（以上、新潟県）、環日本海環境協力センター、富山大学環日本海地域研究センター、環日本海貿易交流センター、とやま国際センター（以上、富山県）、日本国際連合協会石川支部、北陸環日本海経済交流促進協議会（以上、石川県）、21 世紀ひょうご創造協会（兵庫県）、とっとり政策総合研究所（鳥取県）、忠北開発研究院（忠清北道）慶南開発研究所（慶尚南道）、国家統一企業サハ・ボストーク、国家統一企業ヤクーツク石炭、公開株式会社ヤクーツク森林工業、民族石油・天然ガス組合サハ石油・天然ガス（以上、サハ共和国）、景気・予測国際研究所、ロシア科学アカデミー極東支部（以上、沿海地方）、ロシア科学アカデミー極東支部経済研究所（ハバロフスク地方）。なお、実務委員会では登録されたが、後日、登録が抹消された 9 団体（すべて山形県）もある。

- 24 2000年12月の第6回政府間会合において、RCUを富山と釜山に共同設置することが原則合意され、2002年3月の第7回政府間会合で正式合意、2004年11月に両都市で開所式が行われた。詳しくはNOWPAPのホームページを参照されたい。<<http://www.nowpap.org/>> (2013年6月6日取得)。
- 25 「ロシア支部」設立の背景には、第1回実務委員会で「実務小委員会」が設置された際、富山県から、ロシア側の構成メンバーとして極東ザバイカル協会の「参加資格」に疑義が呈されたことがあった。当時の事務局であった慶尚北道はそれを認定し、極東ザバイカル協会を構成メンバーとした。その一方で、極東ザバイカル協会は第2回実務小委員で、各国ごとに連絡調整を担当する機関の設置を提案したのであった。同支部案は、極東ザバイカル協会を「ロシア支部」と位置付けるものであり、実際は従前と変わるものではなかった。
- 26 黒龍江省『NEAR第5回総会 報告書』(2004年9月)78-79頁。
- 27 同上、90頁。
- 28 セレンゲ県が支部設置案に反対したのは、「各会員自治体は連合と連携があるため」としているが、具体的な理由は不明である。同上、77-78頁。なお、2007年5月の第2回実務者ワークショップで中央県のツェレンドドウ(財政経済政策調整部)が個人提案として、モンゴル支部の設置を提案した。NEAR事務局『2007 NEAR 実務者ワークショップ 会議資料』(2007年5月)24-25頁。
- 29 毛里和子は、「2005年反日デモ」を、日中関係の構造やイシューを変化させる出来事として捉え、新しい時期区分のひとつに位置付けている。毛里和子『日中関係——戦後から新時代へ』(岩波新書、2006年)。
- 30 「竹島の日」条例制定の経緯については、島根県/竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議『竹島の日 条例制定5周年記念誌——竹島かえれ島と海』(2010年2月)6-10頁を参照されたい。また、当時の県議へのインタビューを踏まえ、条例制定過程を丹念に追跡した論考として、永井義人「島根県の『竹島の日』条例制定過程——韓国慶尚北道との地方政府間交流と領土問題」(『広島国際研究』第18号、2012年)1-18頁が参考になる。
- 31 「竹島の日」制定以降の日韓対立の動向を過程追跡したものとして、山本健太郎「竹島をめぐる日韓領土問題の近年の経緯——島根県の『竹島の日』制定から李明博韓国大統領の竹島上陸まで」(国立国会図書館調査及び立法考査局編『レファレンス』No.741、2012年10月)27-49頁がまとまっている。また、「独島/竹島問題」をめぐる言説の分析を通じて、韓国人の「領土ナショナリズム」の実態に迫った労作として、玄大松『領土ナショナリズムの誕生——「独島/竹島問題」の政治学』(ミネルヴァ書房、2006年)も参照されたい。
- 32 경상북도「성명서——일본 시마네현의회 의 소위 “독도의 날” 조례 의결 관련」2005년 3월 16일。(慶尚北道「声明——日本島根県議会のいわゆる“竹島の日”条例議決関連」、2005年3月16日)。
<http://www.gb.go.kr/open_content/silver/index.jsp?LARGE_CODE=120&MEDIUM_CODE=1&SMALL_CODE=&SMALL_CODE2=&SMALL_CODE3=&URL=/Common/board/board.jsp?BD_CODE=silver_news&B_STEP=4397099&cmd=2> (2013年5月4日取得)。
- 33 出勤停止を命ぜられていた島根県からの派遣職員は、CLAIR ソウル事務所に異動した。『東京新聞』、2005年4月12日夕刊、10面。
- 34 『東亜日報』日本語版(電子版)、2005年3月16日。
<<http://japan.donga.com/srv/service.php3?bicode=040000&biid=2005031793638>> (2013年5月4日取得)。
- 35 『中国新聞』、2005年4月17日朝刊、33面。
- 36 『中国新聞』、2005年4月12日朝刊、26面。
- 37 同上。
- 38 ただし、知事の出席については未定で、出席者は検討事項とされた。『中国新聞』、2005年4月14日朝刊、30面。

- 39 『中国新聞』、2005年4月20日朝刊、26面。
- 40 外務省『外交青書2006』、2006年、30頁。
- 41 「独島の月条例」によれば、知事は、慶尚北道所属公務員と慶尚北道が基本財産に1/2以上を出資・出損した法人・団体の役職員に対し（第二条）、公務上の日本国訪問を規制できるとした（第四条第一項）。ただし、商法の適用を受ける営利法人や団体の役職員は除外されるほか（第二条但し書）、国や国際的イベントへの参加は例外とされる（第四条第一項但し書）。경상북도「경상북도 독도의 달 조례」2005년 7월 4일。（慶尚北道「慶尚北道独島の月条例」、2005年7月4日）。
- <<http://www.law.go.kr/LSW/ordinInfoPWah.do?ordinSeq=647900000555&gubun=ELIS>>（2013年5月4日取得）。
- 42 『産経新聞』、2005年10月21日大阪夕刊、14面。
- 43 釜山広域市・NEAR事務局『NEAR第5回実務委員会 会議資料』（2005年11月）。
- 44 NEAR事務局課長、日本専門員、日本派遣職員（兵庫県）へのインタビュー調査の際に聴取。2013年3月22日、NEAR事務局（韓国慶尚北道浦項市）にて実施。
- 45 경상북도「경상북도 독도의 달 조례」（慶尚北道独島の月条例）、前掲ホームページ。
- 46 山根泉「北東アジア地域自治体会議と『NEAR交流の船』（金森久雄監修/NEAR（北東アジア）知的インフラ委員会著『ボーダーレス時代の地域間交流』アルク、1999年）122-123頁。
- 47 大津、前掲論文、25頁。
- 48 富山県『NEAR第2回実務委員会 報告書』（1999年7月）11頁。
- 49 山根、前掲書、123頁。
- 50 兵庫県・NEAR『連合の合理的、効果的運営に関する実務小委員会 報告書』（2001年2月27日）。
- 51 具体的な中身は、次の通りである。
1. 会議開催経費のうち、以下の経費は、開催地方政府が負担する。
 - 1) 会議場の確保に係る費用
 - 2) 会議通訳に係る費用
 - 3) 会議資料作成に係る費用
 - 4) その他会議の運営に要する事務的経費
 - 5) その他、開催自治体が主催する行事で開催自治体から負担する旨の申し出があった経費
 2. 以下の事項の実施は開催地方政府の任意とし、実施する場合は開催地方政府の負担または会費制（参加は任意）とする。
 - 1) レセプション
 - 2) エクスカーション
 3. 以下の経費等、1または2以外の経費については、参加地方政府の負担とする。
 - 1) 渡航費等交通費（開催地での移動手段の提供を除く）
 - 2) 宿泊費用等滞在費
- 「経費負担の問題等合理的、効果的な運営について（案）」（富山県『NEAR第2回実務委員会報告書』、1999年7月）10頁。
- 52 「NEAR連合第2回実務委員会議長総括」（富山県『NEAR第2回実務委員会 報告書』、1999年7月）20頁。
- 53 同上。
- 54 兵庫県・NEAR『連合の合理的、効果的運営に関する実務小委員会 報告書』（2001年2月27日）。
- 55 現行の第十五条第二項第二号では、「総会及び実務委員会開催経費は、会議を開催する自治体が負担する」となっていたものを、改正案では、「総会及び実務委員会開催経費は、一部を会議参加地方政府が分担し、その残額を、会議を開催する地方政府が負担する」とした。兵庫県

-
- 『NEAR 第3回実務委員会 会議資料』(2001年8月) 27-30頁。
- 56 NEAR 事務局『2007 NEAR 実務者ワークショップ 会議資料』(2007年5月) 26-28頁。
- 57 NEAR 事務局『2011 NEAR 実務者ワークショップ 会議資料』(2011年5月) 65頁。
- 58 同アンケート調査に関する具体的な資料がないため、反対と回答した8地方政府を特定することはできないが、その後の経緯から見れば、日本側の地方政府であったと推論できよう。
- 59 具体的には、会費の計算方法は、1) 均等賦課方式と2) 経済発展水準に応じた差別的賦課方式の二案が示され、規模については、(用途と総支出額に依存するが)平均金額は年間数千ドル、そして用途については、1) 連合事務局の運営支援、2) 分科委員会の開催支援、3) 総会及び付帯行事の開催、4) 剰余金の投資などが例示された。山東省・NEAR 事務局『NEAR 第6回実務委員会・会議資料』(2007年9月) 50-53頁。
- 60 NEAR 事務局『2011 NEAR 実務者ワークショップ 会議資料』(2011年5月) 66-67頁。
- 61 具体的には、会費額の範囲は1,000ドルから10,000ドルの間とし、1人当たり地域総生産額(GRDP)を指標に算出する方法論が示され、また、用途としては、総会のような連合行事、分科委員会、個別プロジェクトなどが例示されたほか、初期資金の一部を投資に回すことなども提案された。NEAR 連合事務局編『NEAR 第7回総会 会議資料』(第7回総会、2008年9月) 88-90頁。
- 62 世界経済危機のロシアへの影響を、とくに石油・ガスに依存する経済構造と対外債務・短資の流入を軸とする国際的な資金の流れ焦点を当て、国内要因と国際要因の結びつきを考察したものとして、溝端佐登史「ロシア経済危機再考」(『北東アジア研究』第23号、2013年3月) 79-115頁。
- 63 京畿道・NEAR 事務局『NEAR 第7回実務委員会 会議資料』(2009年9月) 176-177頁。
- 64 「NEAR 会費制の導入提案に対する合意文」2009年5月18日。
- 65 差別化の水準については、国別国連負担金やGDP規模の比較、または1人当たり所得などを反映させた場合、13~100倍の大きな格差が生じるため、各種の指標を総合的に考慮して試算された。具体的な負担額は、日本 $6,000 \$ \times 10 = 60,000 \$$ 、韓国 $3,000 \$ \times 15 = 45,000 \$$ 、中国 $1,800 \$ \times 6 = 10,800 \$$ 、ロシア $900 \$ \times 15 = 13,500 \$$ 、モンゴル $600 \$ \times 22 = 13,200 \$$ で、計 $142,500 \$$ となる。
- 66 釜山広域市・NEAR 事務局『NEAR 第6回総会 会議資料』(2006年9月) 24-25頁。
- 67 なお、2012年から新たに年次報告書(Annual Report)も発刊されるようになった。
- 68 同上、72-73頁。
- 69 UCLGは2004年5月、IULA(国際地方自治体連合)、UTO(世界都市連合)、世界大都市圏協会(Metropolis)の統合組織として設立された。地方自治の強化・能力向上や地方分権の推進を図るとともに、地方自治体の代表として国連及び関連機関における影響力行使を目的にしていることが特徴である。UCLGのアジア太平洋支部がUNLG-ASPACで、事務局はジャカルタに置かれている。詳細はホームページを参照されたい。
<<http://www.uclg-aspac.org/>> (2013年5月10日取得)。
- 70 CITYNETは1987年に発足し、専門知識と経験の共有による地方自治体の能力向上に重点を置いた活動を展開してきた。2013年4月に事務局が横浜市からソウルに移転した。詳しくはCITYNETのホームページを参照されたい。<<http://www.citynet-ap.org/ja/>> (2013年5月10日取得)。
- 71 ANMC21は2001年に発足したアジアの首都・大都市間の連携ネットワークである。詳細についてはホームページを参照されたい。<<http://www.anmc21.org/index.php>> (2013年5月10日取得)。
- 72 GCNEAは1994年に発足した五ヶ国5地方政府(鳥取県、吉林省、江原道、沿海地方、中央県)から構成される対話フォーラムである。詳しくは鳥取県ホームページを参照されたい。<<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37634>> (2013年5月11日取得)。
- 73 NEAR 事務局『2007 NEAR 実務者ワークショップ 会議資料』(2007年5月) 20-21頁。

-
- 74 山東省・NEAR 事務局『NEAR 第 6 回実務委員会 会議資料』(2007 年 9 月) 37 頁。なお、GCNEA が例示から外れている。
- 75 同上、55-58 頁。
- 76 Kim Young Ho, “Design for Cooperation System of Northeast Asian Regional Governmtnets,” in NEAR Secretariat and Gyeongsangbuk-do, *2007 NEAR Internatonal Economic Forum*, 2007. 10, pp. 25-35 (金泳鎬「北東アジア地域間協力の制度設計」NEAR 事務局・慶尚北道『2007 北東アジア国際経済フォーラム——北東アジア地方政府間の経済協力増進方案』2007 年 10 月、17-24 頁)。
- 77 NEAR 事務局『NEAR 第 7 回総会 会議資料』(2008 年 9 月) 25 頁。
- 78 詳しくは各団体のホームページを参照されたい。LOGODEF ; <<http://www.logodef.org/>>、CLAIR ; <<http://www.clair.or.jp/>>、KLA FIR ; <<http://www.gaok.or.kr/index.jsp>> (2013 年 5 月 11 日取得)。なお、韓国では 2010 年 1 月、KLA FIR の機能が GAOK (全国市道知事協議会) に移管された。
- 79 NEAR 事務局『2008 北東アジア国際経済フォーラム——北東アジアの共同発展のための企業及び企業人の協力と役割』(2008 年 11 月) 15 頁。
- 80 加えて、国連民間連携室 (UNOP) のドーサル (A. A. Dossal) 事務総長も同フォーラムに参加している。同上、6 頁。
- 81 対象地域は、従来の中国吉林省延辺朝鮮族自治州、北朝鮮羅津市、ロシア沿海地方の一部、モンゴル東部地域から、中国東北三省 (遼寧省・吉林省・黒龍江省) と内モンゴル自治区、北朝鮮羅先経済貿易地帯、韓国東部沿海都市へと拡大。詳しくは、GTI のホームページを参照されたい。<<http://www.tumenprogramme.org/index.php?id=1>> (2013 年 5 月 8 日取得)
- 82 Nataliya Yacheistova, “Greater Tumen Initiative,” Cooperation Programme in North-East Asia,” in NEAR Secretariat and Gyeongsangbuk-do, *2008 NEAR Internatonal Economic Forum*, 2008. 11. 6, pp.182-191. (ナタリア・ヤチェイストバ「豆満江開発計画——北東アジアの協力プログラム」NEAR 事務局・慶尚北道『2008 北東アジア国際経済フォーラム——北東アジアの共同発展のための企業及び企業人の協力と役割』2008 年 11 月、175-181 頁)。
- 83 NEAR 事務局・慶尚北道『2009 北東アジア地域自治体連合国際経済フォーラム——世界経済危機の克服のための東北アジア地域における共同協力』(2009 年 5 月) 139-141 頁。
- 84 同上、25-35 頁。
- 85 ESCAP-SRO-ENA は、日本、中国、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアの六ヶ国を加盟国とする唯一の多国間協力機構であり、北東アジア環境協力機構 (NEASPEC) の事務局も兼任する。詳しくはホームページを参照されたい。<<http://northeast-sro.unescap.org/>> (2013 年 5 月 11 日取得)。
- 86 PATA は、アジア太平洋地域への観光誘致及び域内観光交流の活性化並びに観光開発の促進を目的とした組織で、本部はバンコクに設置されている。39 カ国・地域の政府・政府観光局のほか、航空会社、旅行会社、宿泊業者等約 1,500 のメンバーが加盟する。詳細はホームページを参照されたい。<<http://www.pata.org/>> (2013 年 5 月 11 日取得)。
- 87 AER は 1985 年 6 月に発足し、33 か国 270 の地方政府自治体・団体から構成される。詳細はホームページを参照されたい。<<http://www.aer.eu/>> (2013 年 5 月 11 日取得)。
- 88 慶尚北道のホームページを参照。
<http://www.gb.go.kr/jpn/page.jsp?largeCode=business&mediumCode=trade&smallCode=inter_relations&LANGCODE=Japanese> (2013 年 5 月 11 日取得)。
- 89 NEAR 事務局『2012 NEAR 実務者ワークショップ 会議資料』(2012 年 5 月) 1 頁。
- 90 R-20 のホームページを参照。<<http://regions20.org/about-r20/governance/governing-board>> (2013 年 5 月 11 日取得)。

第Ⅲ部

活動と創造

第6章

域内交流・協力

序

本章では、NEARの域内交流・協力について考察する。具体的には、参加地方政府の行為志向性の視点から、NEAR越境交流・協力の経緯と全体像を記述分析する。

NEARは発足以来これまで、総会や実務委員会などの定例会議、各分科委員会での会議や各種プロジェクト、そして国際経済フォーラムや実務者ワークショップなど、様々な場で地方政府間の交流機会を提供してきた。東北アジアの地方政府は、停滞する国家間関係を横目に、交流・協力の経験とノウハウを蓄積してきた。だが一方で、NEARは議論だけのトーキングショップ（talking shop）に過ぎず、実質的な成果を上げていないとの悲観的な見方も根強い¹。一定の意思決定メカニズムを備えた「ネットワーク組織」として拡大と深化を遂げたにもかかわらず、その活動実態は依然として「対話フォーラム」の域を脱することがなかったのであろうか。

NEARにおける域内交流・協力は、確かに国際秩序を変動させるような際立った成果を上げてきたわけではない。だが、「単なる友好交流や経済協力を留まらない幅広い協力事業を行える規定」を憲章に備え²、いくつかの独自の事業にも取り組んできた。ナショナル次元から照射して限界と課題ばかりが指摘されるNEARの交流・協力活動を、ローカル次元の視点から再検討し、地方政府間の相互関係に新たな分析視角を見出すことが求められよう。

以上の問題意識の下、本章では、NEARにおけるローカル次元の域内交流・協力の特性と動因について、地方政府の行為志向性の視点から接近する。NEAR交流・協力は、ナシヨナ

ル次元とは異なる取組みとしてどのような特徴をもつのか。また、そうした取組みが発展しないしは継続してきたのは何故か。主流のサブリージョン研究が指摘するように、経済領域での機能主義的な論理が原動力となっていたに過ぎないのであるか。

以下では、まず第1節で、地方の国際行動における活動領域と行為志向性との関係について整理・検討し、分析の枠組みを提示する。第2節では、NEAR 交流・協力の模索過程を、第1回実務委員会での発言内容を通じて分析する。第3節では、深化期の域内交流・協力を対象とし、各分科委員会での活動内容、各地方政府の所属状況や参加状況などの分析を行う。続く第4節では、展開期に発足した分科委員会の特徴を整理するとともに、各分科委員会の展開期における活動を考察する。以上を踏まえ、第5節では、NEAR 交流・協力の課題を抽出するとともに、それを克服する可能性が争点志向型（issue-oriented）の協力関係にあることを析出する。

第1節 分析視角：活動領域と行為志向性

まず、地方政府の国際行動における活動領域と行為志向性との関係について整理・検討し、本章の分析視角を提示しておく。

地方政府の国際行動は交流から協力へと深化し、活動領域もますます拡充・多様化した。シューマン（M. Shuman）が、自治体国際協力の活動領域を、環境保護、人権、反アパルトヘイト、ニカラグアとの連帯、東西関係、南南関係——という六つの視点で整理したことが典型である³。近年では、貿易促進のための経済分野も主要な活動領域に浮上した⁴。では、こうして多様化する地方政府の国際活動をどのように分類すべきか。

CLAIR（自治体国際化協会）は、日本における地方政府の国際活動を、教育交流、文化交流、スポーツ交流、医療交流、経済交流（農業等）、経済交流（工業等）、経済交流（商業等）、行政交流、その他交流——の九つの領域に分類した⁵。しかし、この分類は基準が不明瞭で、様々な要素が混在している。これに対し、より明晰な類型を示したのが、ジェイン（P. Jain）である。ジェインは、日本の自治体外交の丹念な分析を通じて、1) 国際交流、2) 国際協力、

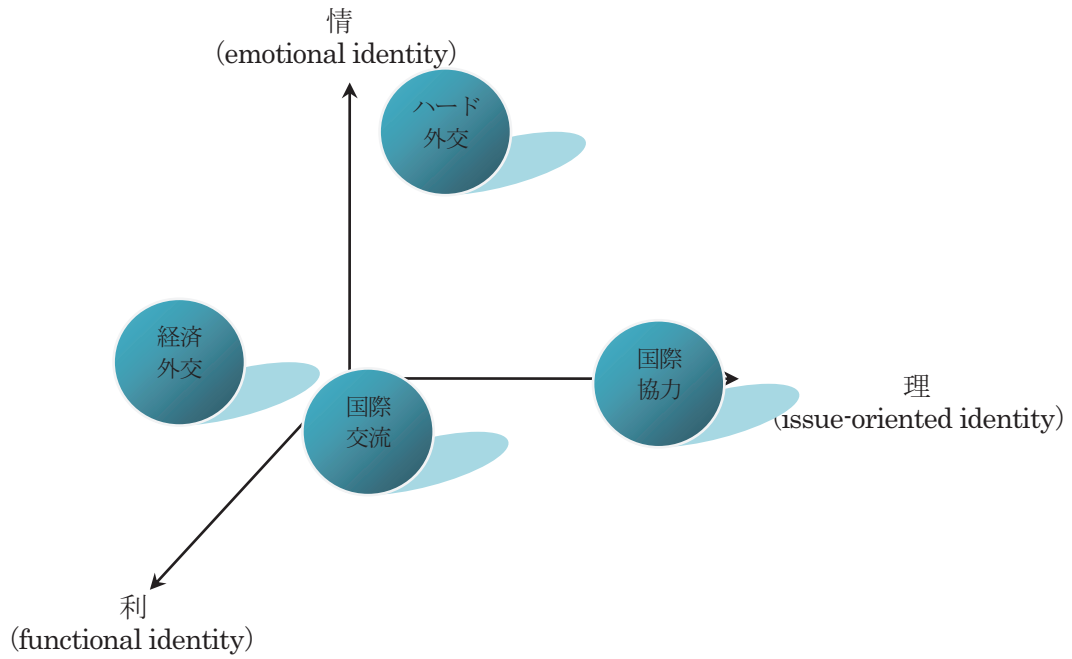
3) 経済外交、4) ハード外交——という四つに類型化して見せた⁶。ハード外交を取り上げたこと、また経済外交を独自の区分にした点に特徴がある。

ただし、現実の地方政府の国際活動は複雑化しており、必ずしもジェインの四類型に明確に区別できるわけではない。例えば、オトゥール (K. O'Toole) が分類した姉妹都市交流の三タイプ (連帯型 (associative)、相互型 (reciprocal)、商業型 (commercial)) のうち⁷、商業型の姉妹都市交流は、ジェインのいう 1) 国際交流、3) 経済外交のいずれに区分すべきか判然としない。ジェイン自身も、国際交流の動機として、経済的な次元や戦略地政学的な次元も指摘する。また国際協力の動機についても、利他主義、理想主義、啓発された自己利益 (enlighten self-interests) という混合性を読み取っている⁸。いずれにせよ、活動領域のタイプから地方政府の行為志向性を抽出する作業は容易ではない。個別具体的なプログラムや各地方政府の政策形成過程などを詳細に検討する必要がある。

ただし、本章の目的は、NEAR の域内交流・協力の経緯と全体像について、全般的な傾向と特徴を把握することにある。そこで本章ではまず、NEAR 交流・協力を、活動領域のタイプから捉え、行為志向性について一定の傾向性を読み解くこととしたい。具体的には、ジェインの四類型を、第 1 章で取り上げた多賀の範疇別アイデンティティと関連付けて、分析の枠組みに応用する。図 6-1 に示したように、「ハード外交」は存在の安定化に対応した情 (emotional identity)、「経済外交」は所有の増減に対応した利 (functional identity)、「国際協力」は「不正をただすのが自己存在証明」という理 (issue-oriented identity) にそれぞれ立脚した活動で、「国際交流」は複合性をもつ、と定義する。言うまでもなく、各活動領域は複数のアイデンティティから構成されており、複合的な側面を持つ。ただし、ここではジェインの四類型と行為志向性 (情・利・理) との一定の相関性を仮定しておく。

ジェインは、NEAR の域内交流・協力を「国際協力」に分類してみせた。だが、ジェインが NEAR の実態把握を丹念に行った形跡は確認できない。本章では、NEAR の交流・協力活動の実態により接近し、その特性と行為志向性を析出してみたい。具体的には、各地方政府の定例会議での提案・発言内容、また各地方政府の各分科委員会への所属・参加状況などの分析を通じて、地方政府の行為志向性を推論していくという方法論である。使用する資料は、『NEAR 白書 2010』や関連資料を中心とした。

図 6-1 活動領域と行為志向性



出所：以下を基に筆者作成。Jain, Purnendra. *Japan's Subnational Governments in International Affairs*, Routledge, 2005. (今村都南雄監訳『日本の自治体外交——日本外交と中央地方関係へのインパクト』敬文堂、2009年)、多賀秀敏「国際社会における社会単位の深層」(多賀秀敏編『国際社会の変容と行為体』成文堂、1999年) 395-427頁。

第2節 共同事業の模索

2-1. 交流の船事業

NEARにおける域内交流の出発点は、1997年9月に実施された「NEAR 交流の船」事業である。第3章でも既述したように、もともと笹川平和財団による「地域の国際化プログラム」のひとつであった。1994年9月の第2回NEAR会議で島根県が同プログラムをNEARの共同事業として推進することを提案し、「史上初めて自治体間協力の枠組み」として具体化することとなった⁹。

同事業は1997年9月10～22日、日中韓ロ四ヶ国13地方政府の青年たち計358人が参加して実施された。島根県松江市での研修後、鳥取県境港から出航、中国大連港、韓国浦項港、ロシアウラジオストク港にそれぞれ寄港、新潟港に帰港するというコースであった¹⁰。実施後に行われたアンケート調査によれば、参加者の93%が「たいへんよかった」又は「よかった」と評価をしたほか、99%が事業継続を望むという高い評価であったという¹¹。また、事後の相互訪問など交流が継続して実施されたところもある。同事業は、地方政府間によるマルチラテラルな「先駆的先導的共同事業」¹²として画期をなすものとなった。ジェインの類型では、「国際交流」に該当する活動に他ならない。

しかし、同事業はNEARの共同事業として継続化することはなかった。事業費が日本円で1億9,200万円と多額にのぼり¹³、継続して実施する地方政府が現れなかった。問題は財政上の事情だけではない。島根県を除く他の地方政府は、そもそも同事業をNEARの共同事業として構築しようとの意図に乏しく、あくまでも島根県主催の交流事業としてのみ捉えていた¹⁴。こうして、NEARにおける域内交流・協力への最初の取り組みは、経費問題に加え、行為体間の認識の不一致から頓挫した。

2-2. 多様な事業提案と分科委員会の発足

では、各地方政府は NEAR の交流・協力事業に対して、どのような行為志向性を持っていたのであろうか。まずは共同事業が議論された第1回実務委員会での発言内容から、各地方政府の行為志向性を推論してみたい。NEAR 誕生後初めての定例会議であった第1回実務委員会では、NEAR 共通の交流・協力事業が討議され、各地方政府から様々な案が提出された¹⁵。表 6-1 は、各地方政府の提案・発言などを一覧にしたものである。投資環境の紹介やイベントのアピールなどのほか、情報交流や環境協力システムの構築など、提案内容は多岐に渡っている。

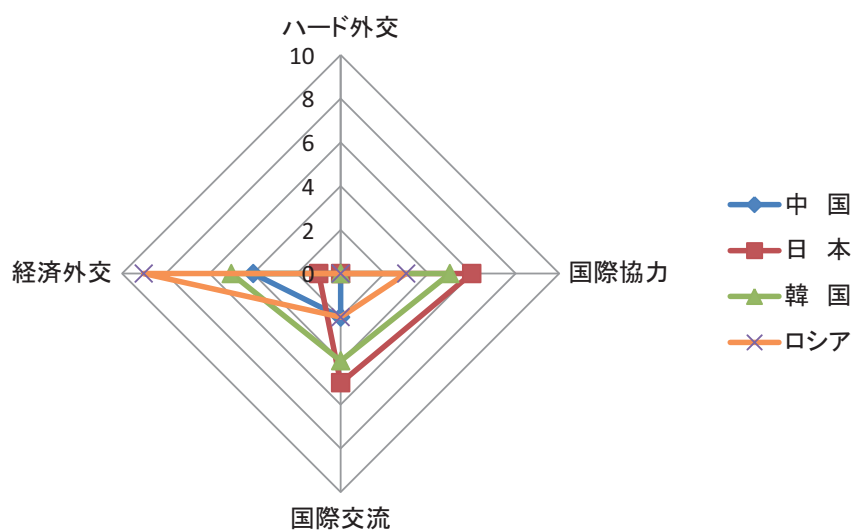
これらの提案・発言を、ジェインの四分類——国際交流、国際協力、経済外交、ハード外交——に区分し、国別に集計してグラフ化したものが、図 6-2 である。日本は国際協力と国際交流が多く、韓国は経済外交、国際協力、国際交流のいずれも多い。これに対し、中国とロシアは経済外交に傾斜している。ハード外交の提唱はない。議長の慶尚北道も会議の中で各国の傾向を、日本は環境・交流、韓国は環境・経済・交流、中国とロシアは経済——と整理した¹⁶。

提案内容と行為志向性が完全に重なるものではないとしても、各地方政府の行為志向性は多様であることが示唆される。とくに注目すべきは、「経済外交」が多い一方で、「国際協力」も提唱されていたことである。合意文の柱のひとつにも、「環境分野において、地球環境保護の必要性に共感し、関連する自治体間による情報の交換、技術交流、共同調査などの活動を持続的に推進するために協力体系を構築する」と、「国際協力」分野が盛り込まれた¹⁷。このことは、東北アジア・サブリージョンの動因を、自然経済圏や局地経済圏といった経済機能主義のみに矮小化できないことを示唆している。実際、1993年の第1回 NEAR 会議の時点ですでに「日本海的环境と自然保全のための共同調査と共同研究など協調活動」などの議題が提出されていた。1996年の第1回総会でも、環境協力システム構築の必要性（富山県、石川県、兵庫県、全羅北道、忠清南道、慶尚北道、イルクーツク州）、日本海の海洋環境保全対策（富山県、兵庫県）、環境協力に関するフォーラムの開催（忠清南道、忠清北道、慶尚北道）などの議題が提出されていた。

第1回実務委員会では、各地方政府からの提案が集約・調整されることは無く、その後、

第1回実務小委員会（慶尚北道）、第2回実務小委員会（富山県）の検討を経て、1998年10月の第2回総会（富山県）で、上記の提案事業を効率的に推進するための「分科委員会」に結実した。1) 文化交流、2) 一般交流、3) 経済通商、4) 防災、5) 環境——の五分野から構成されることとなった。

図 6-2 第1回実務委員会の提案内容の分類（国別）



出所：NEAR事務局編『NEAR白書2010』（2010年）110-112頁を基に作成

表 6-1 第 1 回実務委員会における各地方政府の提案・発言一覧

中国	黒龍江省	<ul style="list-style-type: none"> ・黒龍江省の投資環境の紹介 ・会員地方政府の投資協力への期待
	山東省	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の情報交流を通じた協力の増進 ・青島経済貿易商談会開催 ・孔子・孟子思想の共同研究の推進
	河南省	<ul style="list-style-type: none"> ・経済建設および会員自治体間の経済交流協力への期待
日本	富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・環境協力システムの構築の必要性 ・海洋環境保全対策
	京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・アカデミックフォーラムの交流活動 ・地球環境問題
	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する情報交換および人的交流 ・水環境保全について
	鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・シンクタンクのネットワーク強化 ・「山陰・夢みなと博覧会」への協力要請 ・北東アジア地域研究センター設立
	島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・北東アジア地域経済交流促進のための環境整備 ・環境ネットワーク事業 ・「NEAR交流の船」事業の会員地方政府の協力に対する感謝
	江原道	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体間通商促進団派遣協力システム構築 ・共同展示販売会開催
韓国	忠清北道	<ul style="list-style-type: none"> ・澄んだ空気ときれいな水の維持・管理のための「生命の森」造成 ・山間渓谷水保護管理 ・環境テーマ設定
	忠清南道	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体間のグループ研究および研究結果の共有化
	全羅南道	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全問題に関する交流と協力への期待
	慶尚北道	<ul style="list-style-type: none"> ・98' 慶州世界文化エキスポ開催への協力要請 ・北東アジアビジネス促進会議の共同開催 ・大気汚染問題への共同対応 ・青少年卓球大会共同開催
	慶尚南道	<ul style="list-style-type: none"> ・慶尚南道国際機械博覧会開催への協力要請 ・自治体間の情報共有体系構築
	済州特別自治道	<ul style="list-style-type: none"> ・「観光エージェント交流事業」の共同推進
ロシア	ブリヤート共和国	<ul style="list-style-type: none"> ・ブリヤート共和国の資源及び投資環境紹介 ・多様な投資プロジェクトの紹介・協力案の提案
	サハ共和国	<ul style="list-style-type: none"> ・サハ共和国の投資環境紹介 ・地域間経済協力の必要性
	カムチャツカ地方	<ul style="list-style-type: none"> ・カムチャツカ地方の観光開発 ・自然災害安全対策 ・カムチャツカ地方の投資プロジェクトへの参加と招待
	ハバロフスク地方	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会費に関する憲章規定作成および事務局固定化の必要性 ・環境分野における会員地方政府間の協力強化 ・北朝鮮の加入の推進
	アムール州	<ul style="list-style-type: none"> ・アムール州の豆加工事業およびエネルギー分野への投資提案
	サハリン州	<ul style="list-style-type: none"> ・サハリン州の経済発展のための資本投資提案 ・韓国や中国の都市との姉妹提携締結への期待 ・環境保全のための地域間・国家間の協力強化

出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）110-112 頁を基に作成

第3節 深化：量的拡大

3-1. 分科委員会の始動

NEARの域内交流・協力は分科委員会という枠組みを通じて具体化していく。活動領域は上記の五分野から、2004年9月の第5回総会（黒龍江省）で国境地区協力が加わり、六分野に拡大した。展開期には一段と拡充をみるが、本節では深化期に誕生した六つの分科委員会に焦点を絞りで考察しておこう。

まずは、各分科委員会のコーディネート地方政府は、次の通りである。

- 深-1) 文化交流・・・島根県
- 深-2) 一般交流・・・富山県
- 深-3) 経済通商・・・慶尚北道
- 深-4) 防 災・・・兵庫県
- 深-5) 環 境・・・富山県
- 深-6) 国境地区協力・・・ハバロフスク地方

いずれのコーディネート地方政府も、第2章で先導クラスターに分類された地方政府である。日本が三つと多いの対し、中国は手を挙げていない。

では、各分科委員会は深化期において、どのような活動をしてきたのか。各分科委員会のおもな事業を時系列で整理したものが、表6-2である。

深-1) 文化交流分科委員会（島根県）は、2001年に第1回会議を開催し、それ以降はホームページの開設を通じて文化交流事業に関する情報交流を行ってきた。2002年には青少年交流プログラムに着手する。青少年交流事業「日中韓をつなぐ交流の翼」は、島根県、慶尚北道、寧夏回族自治区の三地方政府で始まり、2004年に吉林省とロシア沿海地方が加わり「北東アジア交流の翼 in しまね事業」へと発展した。

深-2) 一般交流分科委員会（富山県）は、1999年に第1回会議を開催し、北東アジアの「調査研究機関リスト」を策定した。2001年には同リストを拡充したほか、「人材育成アクションプログラム」も策定した¹⁸。また、「北東アジア21世紀女性会議」や「日本海学」などの支援、「NEAR記章」の策定などにも取り組んだ。このほか、ホームページのリンク「北東

アジア六ヶ国共同の家」、人材育成事業の取組状況の調査、各自治体のホームページ作成状況の調査なども実施してきた。同分科委員会の事業は、人材育成や情報交流が中心であり、その多くが富山県提案の事業であった。

以上の深-1) 文化交流、深-2) 一般交流の両分科委員会は、ジェインの分類で区分すれば、「国際交流」に他ならない。これに対し、「経済外交」に当たるのが、深-3) 経済通商、深-6) 国境地区協力の両分科委員会である。

深-3) 経済通商分科委員会（慶尚北道）は、「北東アジアビジネス促進会議」を開催するほか、「多者間貿易商談会」を併催してきた¹⁹。また、2003年の会議で合意した「官民投資促進協議会」は、2004年に「北東アジアビジネス促進会議」の中で開催され、2005年には貿易商談会の効率化を図るために特定商品を選定する「多者間専門品目商談会」も併催された。このほか、インターネットを活用した経済交流インフラ「北東アジア経済通商情報システム」の構築にも取り組んできた。同システムは、慶尚北道が約180万ドルを負担し、常設事務局誘致後の2006年5月に開通した。

深-6) 国境地区協力分科委員会（ハバロフスク地方）は、2004年1月の第4回実務委員会でハバロフスク地方が提案し、同年9月に第5回総会（黒龍江省）で承認された。同分科委員会は、中ロ国境問題に歩調を合わせる形で誕生した²⁰。2005年6月7日に第1回会議をハバロフスク地方で開催されたが、それは李肇星外相とラブロフ外相（いずれも当時）がウラジオストクで中ロ東部国境の補充協定に署名した5日後であった。第1回会議での決議事項を見ても、経済外交として内容が多岐にわたる²¹。

ジェインの分類で言う「国際協力」に区分できるのが、深-4) 防災、深-5) 環境の両分科委員会である。深-4) 防災分科委員会（兵庫県）では、2001年に「北東アジア地域自治体連合防災体制調査報告書」を作成し、これを基に2002年に第1回会議、2004年に第2回、2005年に第3回会議がそれぞれ開催された。防災対策の情報交流のほか、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた兵庫県の防災施設の視察など、「情報交流型研修」が実施されてきた。

深-5) 環境分科委員会（富山県）については、第7章で詳述するため、ここでは様々な共同の事業に取り組んできたことのみを指摘しておく²²。

以上のように NEAR におけるサブリージョナルな越境協力は、分科委員会を通じて量的拡大が図られた。なお、ジェインの四分類でいう「ハード外交」に当たる分野は無かった。

表 6-2 分科委員会と主な交流・共同事業一覧

分科委員会と主な交流・共同事業	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
文化交流(コーディネート自治体:島根県)	■	■	■	■	■	■	■	■
■会議				①				
◆文化交流分科委員会ホームページ					✓	✓	✓	✓
◆日中韓をつなぐ「交流の翼」事業					✓	✓		
◆'北東アジア交流の翼 in しまね							✓	✓
◆北東アジア国際文化パレット事業								✓
一般交流(富山県)	■	■	■	■	■	■	■	■
■会議		①	②	③	④	⑤	⑥	
◆北東アジア調査研究機関リストの策定・拡充		✓		✓				
◆人材育成アクションプログラム策定・実施				✓	✓	✓	✓	
◆北東アジア21世紀女性会議の支援				✓				
◆日本海学の支援				✓	✓	✓	✓	✓
◆NEAR記章の策定						✓	✓	
◆北東アジア6カ国共同の家(ホームページのリンク)							✓	✓
◆人材育成事業取組状況の調査								✓
◆各自治体のホームページ作成状況の調査								✓
経済通商(慶尚北道)	■	■	■	■	■	■	■	■
■会議(北東アジアビジネス促進会議)	①	②			③	④	⑤	⑥
◆多者間貿易商談会	✓	✓			✓	✓	✓	✓
◆北東アジア経済通商情報システムの構築							✓	✓
◆官民投資促進協議会								✓
◆多者間専門品目商談会								✓
環境(富山県)	■	■	■	■	■	■	■	■
■会議		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
◆日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査			✓	✓	✓	✓	✓	✓
◆北東アジアの渡り鳥に関する共同調査			✓	✓	✓	✓	✓	✓
◆北東アジア環境評価共同事業			✓					
◆北東アジア野生生物調査事業			✓					
◆北東アジア地域国際環境シンポジウム				✓	✓	✓		
◆北東アジア青少年環境シンポジウム							✓	✓
防災(兵庫県)	■	■	■	■	■	■	■	■
■会議					①		②	③
◆情報交流型防災研修					✓		✓	✓
国境地区協力(バロフス地方)	■	■	■	■	■	■	■	■
■会議								①

注1: 表中の①～⑧は分科委員会の開催年度、✓は事業実施年度を示す。

注2: 文化交流分科委員会の交流事業は、一般交流分科委員会の人材育成アクションプログラムとして採択されている。

出所: NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』(2010年) および各種資料を基に筆者作成。

3-2. 分科委員会への所属と参加

では、各分科委員会の活動において、各地方政府はどのような行為志向性を持っていたのか。NAER加盟地方政府のコミットの分科委員会への所属状況と活動への参加状況から、各地方政府の行為志向性を推論してみよう。

まずは、各分科委員会への地方政府の所属状況を見ておく。表 6-3 に、深化期における各地方政府の分科委員会所属状況を一覧にして整理した。各分科委員会の所属地方政府合計数を見ると、経済通商分科委員会が 23 と最も多く、環境分科委員会が 22 と続く。「経済外交」だけではなく、「国際協力」への関心の高さも伺える。

国別の所属状況を見ると、中国は全般的に所属数が少なく、防災と環境という「国際協力」の両分科委員会には所属していない。日本は環境分科委員会への所属が最も多く、一般交流、経済通商、そして防災が続く。国境地区協力分科委員会には所属していない。韓国は定例会議への積極性にもかかわらず、分科委員会への所属は、経済通商分科委員会を除けば少ない。これに対し、ロシアは全般的に多くの所属が見られ、中でも環境や経済通商などが多い。このほか、北朝鮮はハバロフスク地方主導の国境地区協力分科委員会にのみ所属している。

地方政府別の所属状況に目を移せば、国ごとに均一の所属状況ではないことが分かる。六つの分科委員会すべてに所属しているのは、ロシアの沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州で、国境地区協力を除く五つに所属しているのが日本の新潟県である。一方で、韓国や中国の分科委員会への所属は少なく、概ね 1 ないしは 2 である。また、いずれの分科委員会にも所属していない地方政府として、中国の河南省と寧夏回族自治区、日本・山形県、韓国・済州特別自治道、北朝鮮・羅先直轄市などがある。総会には参加していても、分科委員会への所属は見送っている。なお、遼寧省は NEAR に非加盟にもかかわらず、分科委員会の構成メンバーになっている。

表 6-3 分科委員会の所属一覧（深化期）

		文化交流	一般交流	経済通商	国境地区協力	防 災	環 境
CHN	黒龍江省				◎		
	山東省	◎		◎			
	河南省						
	寧夏回族自治区 (遼寧省)			◎	◎		
JPN	青森県		◎	◎			◎
	山形県						
	新潟県	◎	◎	◎		◎	◎
	富山県		●	◎		◎	●
	石川県			◎		◎	◎
	福井県		◎			◎	◎
	京都府	◎					◎
	兵庫県			◎		●	◎
	鳥取県		◎	◎			◎
	島根県	●	◎				◎
ROK	釜山広域市		◎				
	京畿道			◎			
	江原道			◎			◎
	忠清北道			◎			
	忠清南道			◎			◎
	全羅北道		◎	◎			
	全羅南道			◎			
	慶尚北道			●			
	慶尚南道		◎	◎			◎
	済州道						
DPR	咸鏡北道				◎		
	羅津先鋒市						
MOR	セレンゲ県		◎		◎		◎
	中央(トゥブ)県		◎			◎	◎
RUS	ブリヤート共和国						◎
	サハ共和国			◎		◎	◎
	ザバイカリエ地方			◎	◎		◎
	沿海地方	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ハバロフスク地方	◎	◎	◎	●	◎	◎
	アムール州	◎		◎	◎		◎
	イルクーツク州	◎		◎			◎
	カムチャッカ地方					◎	
	サハリン州	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	計	9	14	23	10	11	22

注1：●はコーディネート地方政府、◎は所属地方政府を示す。

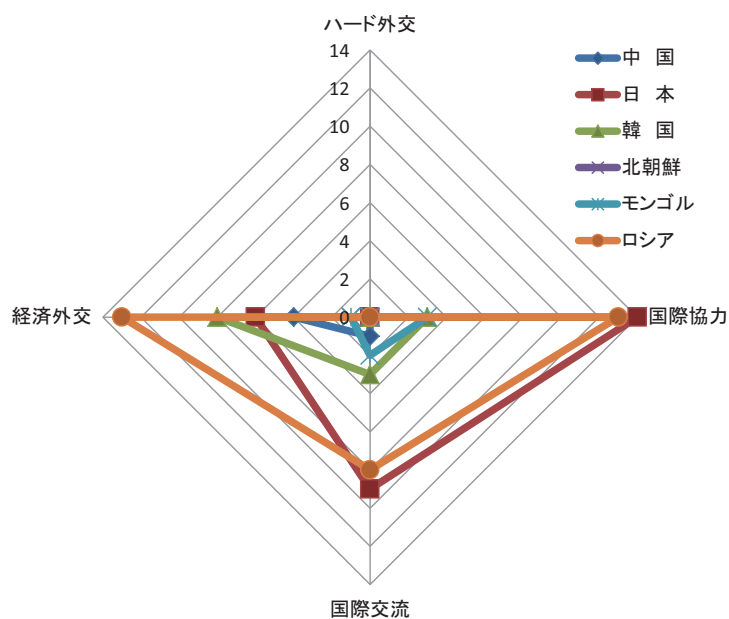
注2：中国・遼寧省はNEAR非加盟である。

出所：NEAR事務局編『NEAR白書2010』（2010年）等を基に筆者作成。

以上の所属状況を、ジェインの四分類に即して、国別に集計してグラフ化したものが、図 6-3 である。第 1 回実務委員会での提案内容から抽出した分類の傾向と比較すれば（図 6-2 参照）、「国際協力」と「国際交流」の提案が多かった日本は、分科委員会の所属でも同様の傾向を示す。これに対し、「経済外交」、「国際協力」、「国際交流」のいずれの提案もみられた韓国は、分科委員会の所属では「経済外交」に傾斜している。一方、「経済外交」の提案が多かったロシアは、分科委員会の所属では「国際協力」や「国際交流」など広く所属した。

分科委員会への所属は、財政的なオブリゲーションがまったく無いとはいえ、事業の提案状況などと比較してみれば、地方政府の行為志向性をより鮮明に示している。

図 6-3 分科委員会の所属の分類（国別）



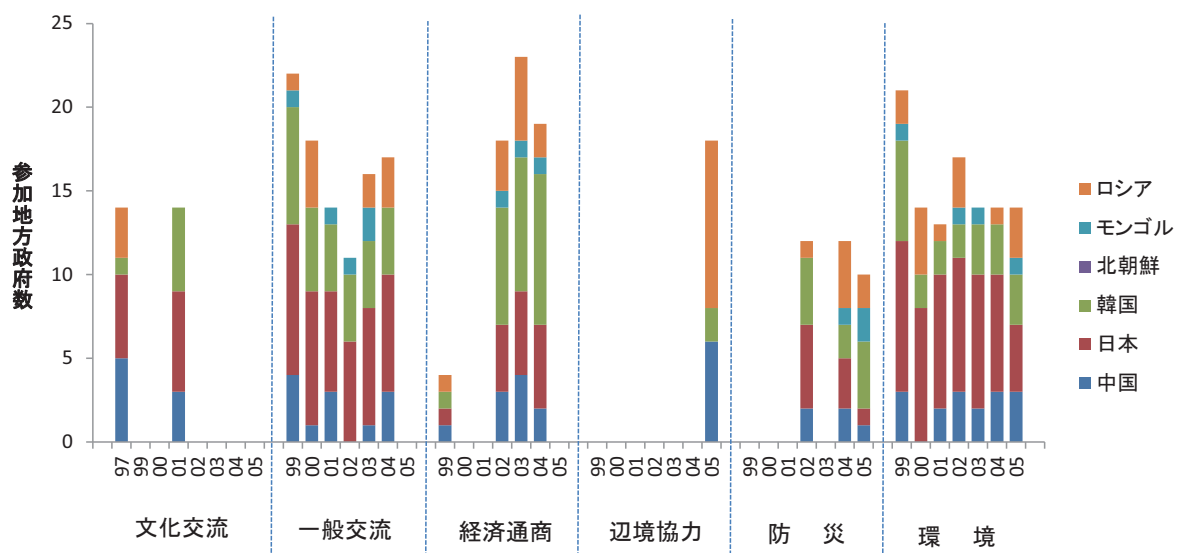
出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）等を基に筆者作成。

次に、各分科委員会への地方政府の参加状況を見ておこう。図 6-4 に、各分科委員会の会議への地方政府の参加状況の推移を整理した。分科委員会ごとに活動のタイプが異なるため、単純な比較はできないが、一般交流と環境の両分科委員会への参加数が多いことが目を引く。いずれも富山県がコーディネートをする分科委員会である。

また、図 6-5 は、ジェインの四分類に即して、国別に集計してグラフ化したものである。各分科委員会の所属状況と比較すれば（図 6-3 参照）、日本は所属状況と参加状況は同じ傾向を示す。これに対し、韓国は、所属状況では「経済外交」が多かったにもかかわらず、参加状況では「経済外交」と「国際協力」とは同様の状況になっている。また、ロシアは多くの分科委員会への所属がみられたものの、具体的な活動への参加数は少ない。

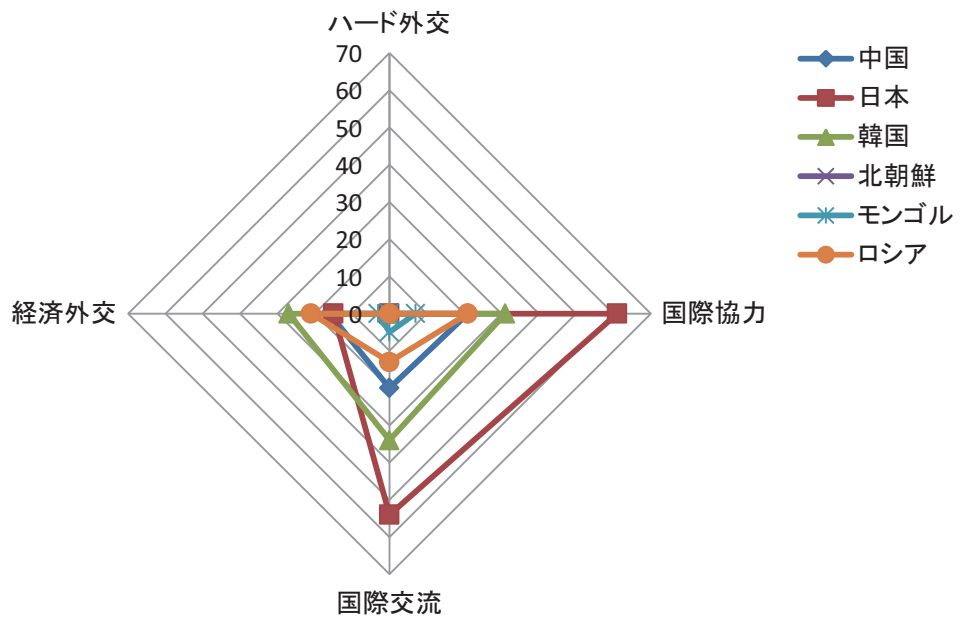
以上のように、深化期において量的拡大を遂げた NEAR 越境協力の行為志向性は、提案内容、分科委員会への所属状況、活動への参加状況などでさまざまな状況みせるが、いずれにしても「経済外交」に代表される利 (functional identity) にのみ規定されるものではなく、複合的なものであったといえよう。

図 6-4 分科委員会への参加状況の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）および各種資料を基に筆者作成。

図 6-5 分科委員会への参加状況の推移



出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）および各種資料を基に筆者作成。

第4節 展開：経済外交への傾斜と経験の蓄積

4-1. 経済外交への傾斜

NEARの域内交流・協力は、展開期に入り、一段と多様化する。分科委員会は2013年現在までに13分野に拡充した。新たに加わった八分野とコーディネート地方政府は、以下の通りである。

- 展-1) 科学技術 (2006年) 京畿道
- 展-2) 海洋・漁業 (2008年) 山東省
- 展-3) 観光 (2008年) 河南省
- 展-4) 鉱物資源開発・調整 (2010年) マガダン州
- 展-5) エネルギー・気候変動 (2010年) 大邱広域市
- 展-6) 女性・児童 (2010年) ドルノド県
- 展-7) 生命・医療産業 (2012年) 忠清北道
- 展-8) 農業 (2012年) 全羅南道

コーディネート地方政府には、中国の2地方政府(山東省、河南省)のほか、モンゴルの2地方政府(マガダン州、ドルノド県)が手を挙げ、越境協力への主体的関与者が拡大した²³。以下、新たな分科委員会の目的や活動状況などを簡潔に概観しておこう。

展-1) 科学技術分科委員会(京畿道)は、2006年5月の第3回実務小委員会(慶尚北道)で京畿道から提案され、2006年9月の第6回総会(釜山広域市)で承認された。科学技術を産業高度化と新産業創出の原動力として認識し、東北アジアにおける科学技術協力の増進と共同発展を目的に掲げる。2007年7月に第1回会議、2009年9月に第2回会議、2011年10月に第3回会議をそれぞれ開催し、科学技術開発・国際協力の情報・経験交流などが行われた。第3回会議では、「北東アジア革新クラスター発展のための協力課題」も採択された。

展-2) 海洋・漁業分科委員会(山東省)と展-3) 観光分科委員会(河南省)は、2007年の第6回実務委員会(山東省)において山東省と河南省から提案された。観光分科委員会の申請は山東省と河南省とで競合したが、翌2008年5月の第3回実務者ワークショップにおい

て、より多くの会員がコーディネートを担うことは分科委員会の発展と影響力拡大に有益とされ、山東省が申請を撤回し、河南省を支持することとなった。こうして、2009年の第7回総会（山東省）に両分科委員会はそれぞれ承認された。海洋・漁業分科委員会は、2009年11月に第1回会議、2011年9月に第2回会議を行い、海洋生態保存・漁業管理に関するフォーラムなどを開催した²⁴。一方で、展-3) 観光分科委員会は、2009年8月に第1回、2010年10月に第2回会議を開催した。

展-4) 鉱物資源開発・調整分科委員会（マガダン州）、展-5) エネルギー・気候変動分科委員会（大邱広域市）、展-6) 女性・児童分科委員会（ドルノド県）は、2009年の第7回実務委員会（京畿道）で提案され、翌2010年第8回総会（京畿道）で承認された。展-4) 鉱物資源開発・調整分科委員会は、2010年7月に第1回、2012年8月に第2回会議がそれぞれ開催された。なお、マガダン州は当初、「天然資源分科委員会」の名称を提案していた。しかし、同名称は、展-5) エネルギー・気候変動分科委員会と混同するため、「鉱物資源開発・調整」へと変更になったという²⁵。一方、展-5) エネルギー・気候変動分科委員会は、グリーン産業を都市発展戦略に掲げる大邱広域市が提案し、2012年10月に第1回会議が開催された。展-6) 女性・児童分科委員会は、女性・児童の権利保護を目的にドルノド県が提案し、2011年7月に第1回会議が開催された。

展-7) 生命・医療産業分科委員会（忠清北道）と展-8) 農業分科委員会（全羅南道）は、2011年の第8回実務委員会（寧夏回族自治区）でそれぞれ提案され、2012年の第9回総会（同）で承認された。忠清北道は1997年に五松生命科学団地の国家団地指定をみるなど、1990年代以降、生命・医療産業を都市発展戦略に位置づけていた。一方、全羅南道は親・環境農業政策で認証面積の半分を超す成果を上げるなど、農業技術産業を都市発展戦略に掲げている。展-7) 生命・医療産業分科委員会は2013年5月に第1回会議を実施した。

以上のように展開期に発足した分科委員会を概観すると、展-6) 女性・児童分科委員会を除けばその多くが、ジェインの分類でいう「経済外交」に該当することが分かる。深化期と比較すれば、展開期のNEAR交流・協力は「経済外交」への傾斜を鮮明にした。深-3) 経済通商分科委員会（慶尚北道）でも、同分科委員会で実施していた「北東アジアビジネス促進会議」が、2007年以降、NEAR全体のプログラム「国際経済フォーラム」へと発展した。

4-2. 経験の蓄積

既存の分科委員会でも、漸進的ではあるが、交流・協力の経験を蓄積しつつあった。「国際交流」領域では、深-1) 文化交流分科委員会（島根県）と深-2) 一般交流分科委員会（富山県）が、2008年に「教育・文化交流分科委員会」へと発展的に統合した。富山県は2006年5月の第3回実務小委員会（慶尚北道）で一般交流分科委員会の次期コーディネート地方政府の募集を提案し、翌2007年9月の第6回実務委員会（山東省）において、島根県が「教育・文化交流分科委員会」の創設を提案した。同案は2008年9月の第7回総会（山東省）で承認され、島根県がコーディネート地方政府となった。同分科委員会では、「北東アジア交流の翼 in しまね」や、北東アジアの伝統芸能団体の公演・住民との交流を行う「北東アジア国際文化パレット事業」などを実施してきた²⁶。文化交流分科委員会の事業が引き継がれたに過ぎず、看板の掛け替えといえなくもない。だが、竹島の日条例制定をめぐる関係悪化により2005年以降、慶尚北道が不参加となっていた「北東アジア交流の翼 in しまね」事業は、「教育・文化交流分科委員会」への発展後、慶尚北道にある大学関係者（東国大学、威徳大学）が参加するようになったことは注目される²⁷。

次に、「経済外交」領域では、深-3) 経済通商分科委員会が、2007年からNEAR全体のプログラム「国際（経済）フォーラム」を立ち上げ、「多者間貿易商談会」や「新成長グリーン産業広報展示会」を併催した。また、コーディネート地方政府所在地で開催されてきた会議を、他の地域で開催することも模索している。

深-6) 辺境協力分科委員会では、ハバロフスク地方がコーディネート地方政府を2年務めた後、2006年9月の第6回総会（釜山広域市）でアムール州、2008年9月の第7回総会（山東省）でイルクーツク州へとそれぞれコーディネート地方政府が引き継がれた。ただし、同分科委員会は開催されない時期が続き、地方レベルでのクロスボーダー協力の困難さが浮き彫りとなった。同分科委員会では2012年11月、ようやく四ヶ国14地方政府が参加して第2回会議が開催された。共同プロジェクトとして、ロ蒙や中ロ国境検問所の協議・24時間勤務体制、国境侵犯行為取締・犯罪撲滅業務の推進、「アルタンブラクーキャフタ」国際自由貿易地区の推進、中蒙におけるロシア産肉類輸入数量割当制の意見交換などが協議された。

そして、「国際協力」領域では、深-4) 防災分科委員会（兵庫県）が2007年、現地視察な

どの「情報交流型研修」を深化・発展させ、ハザードマップ（災害予測図・危険範囲図など）作成研修、起震車での地震体験や煙避難訓練などの体験型学習・訓練などを盛り込んだ「参加・課題解決型研修」を実施した。2012年の第10回会議では、心肺蘇生術教育及び実習、AED使用教育及び訓練なども行われた。

深-5) 環境分科委員会（富山県）については、第7章で詳述するが、東北アジアの地域レベル環境協力は深化を遂げてきた。

このように既存の各分科委員会は、国際社会で注目を集めることは多くは無かったかもしれないが、交流・協力の経験とノウハウを着実に積み重ねてきた。展開期に誕生した分科委員会での活動を含めれば、東北アジアの至るところで NEAR の様々なイベントやプロジェクトが行われている状況となった。とはいえ、展開期に誕生した各分科委員会の活動領域が示すように、NEAR 越境協力の特徴は「経済外交」へと傾斜していた。新たな分科委員会への所属や参加状況は十分な資料が無く、比較することは困難であるが、行為志向性としての利 (functional identity) が顕在化してきたといえよう²⁸。

第5節 課題と行為志向性

5-1. 質的停滞

NEAR 越境交流・協力はこのように量的に拡大し、活動領域も多様化してきた。だが、これらの活動は、地域秩序との関係から捉えれば、十分な機能を果たしてきたとは言い難い。NEAR 越境交流・協力の課題について、以下の三点を指摘しておく。

第一の課題は、事業参加にみる凝集性の低さである。NEAR の交流・協力事業はコーディネート地方政府主導で至るところで開催されるようにはなったが、各事業への参加地方政府数は概して少ない。多くの地方政府が参加する NEAR を代表するような「面的な事業」は未だ構築されていない。例えば、教育・文化交流分科委員会の「北東アジア交流の翼 in しまね」事業は参加地方政府が拡大しているとはいえ²⁹、基本的には島根県主催のプログラムと

いう側面が強い。「北東アジア国際文化パレット事業」も2009年および2010年にはNEAR加盟地方政府ではない吉林省の団体が島根県で活動したに過ぎない³⁰。また、経済通商分科委員会でも、2007年に「国際（経済）フォーラム」と併催した「多者間貿易商談会」では、韓国を除き、ロシア・モンゴル二ヶ国8地方政府の22社23名の参加、2009年の「新成長グリーン産業広報展示会」では韓国企業のみでの参加にとどまった³¹。「他の会員国からの訪問が低調」なことを受け、コーディネート地方政府以外での開催が模索されたが、2012年は失敗している。国境地区協力分科委員会でも、2007年8月に企画された第2回会議は、参加意向を示した地方政府が少数であったため（黒龍江省、ヘンティ県、ハバロフスク地方、イルクーツク州）、開催断念に追い込まれた。環境分科委員会でも、富山県以外の地方政府が提案した事業は、参加希望が少ないことから共同事業として実施されていない。ロシア・沿海地方が提案した「日本海沿岸の油汚染の現状評価」、「日本海における海底地形及び底生生物群集の生物多様性と分布の調査」は、参加希望が少なく取り止めになった³²。展開期に誕生した分科委員会でも、コーディネート地方政府を中心としたプログラムが実施されるのみで、事業の凝集性は低い³³。

第二の課題は、シンボリックな情報交流型の段階にあり、中長期的な協力の実践に結びついていないことである。各分科委員会の会議、文化交流分科委員会のホームページ構築や一般交流分科委員会の「北東アジア六ヶ国共同の家」、経済通商分科委員会の「経済通商情報システム構築」、さらに防災分科委員会の「情報交流型防災研修」など、情報交流型の事業が多い。依然として相互理解の促進を目的とした行政主導の文化交流や経験交流が多く、協力事業に結びつくことは少なく、住民・市民同士の交流・協力の活性化や市民社会形成を促すまでには至っていない。協力事業も、環境分科委員会における「海辺の漂着物調査」や「広域的黄砂モニタリング体制構築」など一部に止まり、広がりを見せていない。

第三の課題は、共通の対策計画や目標の設定、基準策定など独自の事前対策に至っていないことにある。欧州の北海沿岸地域 *Nor Vision* のような地域グランドデザインが構想される段階にはない³⁴。次章で詳述するが、環境分科委員会においても、「法的拘束力を持たない共通の環境対策計画」³⁵の策定に向けた動きは見られない。ただし、防災分科委員会で提起された「防災対策の世界標準化」については、独自の基準策定の志向性を内包している。

以上のように、NEAR 越境協力は期待されたほどの進展は見せておらず、質的には停滞し

ているといっても過言ではない。こうした中、分科委員会の改革案が NEAR 事務局主導で策定され、2011 年の第 8 回事務委員会（寧夏回族自治区）で承認された。分科委員会の共同コーディネーター制の導入（分科委員会規程第五条第二項）、任期内に一回以上の会議・関連活動の開催義務（同条第三項）、五ヶ国 10 以上の会員地方政府の参加を維持する努力規定（同条第四項）、実務委員会による分科委員会の運営現況の評価（同条第五項）、さらに分科委員会への参加開放ルール（第六条）などが盛り込まれた³⁶。しかし、NEAR 越境協力の質的停滞の根本的な要因は、事業運営の協働性や協調面の確保にとって重要な会費制が棚上げにされていることに他ならない³⁷。現行の提案自治体主導型の個別プロジェクト方式では、分科委員会所属自治体であっても事業参加のオブリゲーションは無く、インセンティブも低い。また、バブル崩壊後の「失われた二十年」に直面する日本側地方政府の消極姿勢も遠因である³⁸。

いずれにせよ、中央政府から独立した地方自治と市民社会が総じて未成熟という東北アジアにおいて、越境協力の課題は依然として多い。多様な行為志向性を持ちつつも、その発現には制約がかかり、サブリージョン協力は萌芽的な段階にとどまっている。

5-2. 行為志向性

NEAR 交流・協力がこのように質的に停滞するものの、ローカル次元の国境を越えた交流・協力の経験とノウハウの蓄積を過小評価すべきではない。国際地域秩序を変動させるような影響力は小さいかもしれないが、第 1 章でも既述したように、行為志向性としての理（issue-oriented identity）に立脚した争点志向型の相互関係の中に、潜在価値の創造過程を見出すことができる。

では、NEAR 交流・協力の中に、行為志向性としての理（issue-oriented identity）を析出できるのであろうか。「経済外交」へと傾斜する傾向は、利（functional identity）としての行為志向性が強いことを示唆している。だが、本章第 1 節で既述のように、ローカル次元の活動領域と行為志向性とは必ずしも一致しない。ジェインが深化期の NEAR の取組みを「国際協力」として位置付けていたように、「国際協力」に区分される協力関係が存在するのが NEAR の特徴でもある。したがって、理の行為志向性が抽出できるとするならば、「国

際協力」の活動を検証するほかない。

NEAR 交流・協力のうち「国際協力」に区分される活動は、深-4) 防災分科委員会、深-5) 環境分科委員会、展-6) 女性・児童分科委員会の三つの分科委員会の活動である。これらの活動は、言うまでもなく、重畳的な行為志向性によって規定され、複合的な要素を持つ。ジェインが利他主義や理想主義のほか、啓発された自己利益 (enlighten self-interests) という動機を読み取ったように³⁹、所有の増減に対応した利 (functional identity) も当然、伏在している。とはいえ、「経済外交」や「国際交流」と決定的に異なるのは、不条理を正すことを目的に掲げ、行為志向性に理 (issue-oriented identity) が埋め込まれていることに他ならない。防災分科委員会は、地震、水害、山火事、干ばつなどの自然災害・人為的災害などによる被害という不条理を軽減するために、地域の防災能力向上を目的に掲げる。環境分科委員会は、環境破壊や生態系悪化という不条理を正すために、環境保全のための地域協力を目的に掲げる。女性・児童分科委員会は、女性と児童の人権抑圧などの不条理を正すために、「女性団体の相互発展に寄与」し、「東北アジアの女性と児童の権利に符合した、実質的に効果のある様々な国際行事を開催」することを目的とする⁴⁰。

ただし、環境分科委員会、防災分科委員会、女性・児童分科委員会は、質的に異なる特性をもつ。いずれも不条理の是正を目的に掲げる領域ではあるものの、女性・児童問題については、因果性と地域的な関係が深くはないのに対し、環境問題は因果性が地域的な関係に強く規定される場合がある。たとえば、環境分科委員会で実施されてきた「日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査」や「黄砂の広域的モニタリング体制の構築」事業などは、問題の因果性がサブリージョナルな地域性と深く関わる典型例である。防災問題はその中間に位置する。防災分科委員会で実施されてきた「情報交流型研修」や「参加・課題解決型研修」などは、ローカル次元での技術移転の取り組みであるが、自然災害などは地域発展の阻害・自然環境の破壊などに結びつくことから、サブリージョナルな地域関係と無関係ではないだろう。

各活動から理 (issue-oriented identity) の行為志向性を析出するには、個別のプログラムや各地方政府の政策形成過程などを詳細に検討する必要がある。とくに本論文の主題は、東北アジアのサブリージョンという新しい領域・単位の形成ダイナミズムの解明にあることから、とりわけ因果性が地域的な関係に強く規定される環境分科委員会の活動を事例として取り上げる必要がある。次章では、環境分科委員会における重畳する行為志向性の中から、理

(issue-oriented identity) を析出し、その相互関係から新たな越境的ガバナンスモデルを見出すこととする。

小 括：自己利益の追求を超えた連合体としての NEAR

本章では、NEAR における域内交流・協力の経緯と全体像について、活動領域と行為志向性とを組み合わせた視角から、特性と動因について考察した。分析結果の要点は以下の通り。

①非経済領域の交流・協力の存在

東北アジアのサブリージョナルな交流・協力関係は、従来、経済領域に焦点を絞った議論と実践が主流であった。生産要素の相互補完性と地理的近接性などを根拠に、局地経済圏に代表される国境を越えた経済圏の形成に主眼が置かれてきた。利 (functional identity) に立脚した所有増大のための自己利益追求型の関係性である。

NEAR における交流・協力においても、次第に、経済領域に傾斜していく傾向は鮮明であった。分科委員会の展開プロセスを見れば、2002 年に発足した国境地区協力 (ハバロフスク地方)、2006 年の科学技術 (京畿道)、2008 年の海洋・漁業 (山東省)、観光 (河南省)、2010 年の鉱物資源開発・調整 (マガダン州)、エネルギー・気候変動 (大邱広域市)、2012 年の生命・医療産業 (忠清北道)、農業 (全羅南道) など、新規の分科委員会は多くが経済領域である。

ところが、本章の分析結果は、NEAR 交流・協力が必ずしも経済領域のみに規定されるものではないことを確認した。1996 年の第 1 回総会 (慶尚北道) での演説・提案内容では、とくに日本と韓国の地方政府は、学術文化交流や環境協力、災害対策などに関心を寄せていた。NEAR の最初の共同事業も、1997 年に島根県が主導した「NEAR 交流の船」という国際交流事業であった。分科委員会も、経済通商 (慶尚北道) のほか、文化交流 (島根県)、一般交流 (富山県)、防災 (兵庫県)、環境 (富山県) ——という非経済領域がスタートしていた。2010 年に発足した女性・児童分科委員会 (ドルノド県) は非経済領域に位置付けら

れる。また具体的な活動で成果を出しているのは、経済領域の分科委員会よりも、教育文化や防災、環境など非経済領域の分科委員会である。

東北アジアのサブリージョナルな交流・協力関係が、利 (functional identity) に立脚した経済領域のみに規定されず、非経済領域を内包した複合的な性格を持つことは、既存の東北アジア・サブリージョン研究に修正を迫る視点といえよう。

②質的停滞と経験の蓄積

NEAR 越境交流・協力は分科委員会の活動を通じて量的な拡大が図られてきた。だが、交流・協力活動へ参加する地方政府の凝集性の低さ、シンボリックな情報交流型の活動、地域グランドデザインなどの構想力の乏しさなどの点で、地域秩序との関係では十分な機能を果たしてきたとは言い難い。NEAR の交流・協力活動は質的には停滞している。

とはいえ、各分科委員会や NEAR 事務局主導の活動を含め、NEAR を通じて地方政府間の交流・協力の経験とノウハウが蓄積されてきた。東北アジアの至る所で NEAR に関連した様々なイベントやプロジェクトが行われている状況にもなった。NEAR の交流・協力活動の経験の蓄積が、アラセ (D. Arase) が指摘したように、「ハイポリティクスの問題を解決することはないかもしれない」が、「東北アジア域内の協力習慣と相互利益を構築する」可能性がある⁴¹。

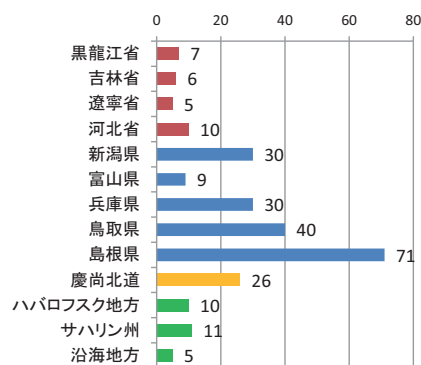
③自己利益の追求を超えた連合体としての活動領域

NEAR の交流・協力活動の中でも国際協力に区分される防災、環境、女性・児童の各分科委員会は、不条理の是正が目的に埋め込まれている。これらの分科委員会の交流・協力活動は、理 (issue-oriented identity) に立脚した関係性を構築し、自己利益の追求を超えた連合体としての要素を内包する。とりわけ東北アジアのサブリージョンという新しい領域・単位の形成に関わる環境分野の活動を事例として取り上げる必要性が浮き彫りとなった。

- 1 例えば、엄구호「한러 지방정부 협력: 문제점과 발전 전략 (韓口地方政府協力: 問題点と発展戦略) (2011年6月) 11頁。
<http://www.eurasiyahub.org/data/ftproot/20110621_22_23%EC%B0%A8%ED%95%9C%EB%9F%AC/11%20Report%20Eom_Gu_Ho.pdf> (2013年4月4日取得)
엄구호 (Eom, Gu ho) は、分科委員会に加盟地方政府の市民や企業、大学、NGO らの参加を促す制度の脆弱性、また、中央政府の支援不足などを問題点として指摘している。
- 2 大津浩『『北東アジア地域自治体連合』に見る自治体国際組織作りの現状と可能性』(『法学セミナー』No.520、1989年4月) 24頁。具体的には、憲章第3条に、(1) 総会の定期的な開催のほか、(2) 地域間経済・技術および開発に関する情報の収集および提供、(3) 交流・協力に関する事業の支援および推進、(4) その他組織の目的を達成するために必要な事業などが掲げられている。
- 3 Michael Shuman, *Towards a Global Village: International Community Development Initiatives*, London: Pluto Press, 1994, pp.38-53. (児玉克哉訳、江橋崇・富野暉一郎監修『自治体国際協力の時代』大学教育出版、2001年、166-187頁)。活動形態については、教育、地域間提携、プロジェクト支援、技術・行政援助、キャンペーン、優遇と制裁、規制、制度化、国際協定、そして助成金——の十種類に分類している。Ibid., pp.20-37. (同上書、142-165頁)。
- 4 例えば、ホブズ (H. Hobbs) は、米国の事例について、連邦政府による地方への財政援助の削減と自由貿易の推進という同時的な政策が、地方政府を国際場裡へと経済的に押し出したと指摘する。Heidi H. Hobbs, *City Hall Goes Abroad: The Foreign Policy of Local Politics*, Thousand Oaks: SAGE Publications, 1994, p.5.
- 5 CLAIR (自治体国際化協会) ホームページ。
<<http://www.clair.or.jp/j/exchange/jirei/page-1.html>> (2013年4月26日取得)。
このほか、姉妹都市提携という形式をとらない特定分野における交流については、1) 学術・教育・研究、2) 文化・芸術・スポーツ、3) 経済・観光、4) 環境・国際協力、5) 農業・工業——という五つに分類している。
- 6 Purnendra Jain, *Japan's Subnational Governments in International Affairs*, New York: Routledge, 2005. (今村都南雄監訳『日本の自治体外交——日本外交と中央地方関係へのインパクト』敬文堂、2009年)。
- 7 連帯型 (associative) とは、国際親善、文化交流、一般的な国際理解などの活動、相互型 (reciprocative) とは、教育交流などの活動、商業型 (commercial) とは、より地方経済の目的を優先した活動をいう。Kevin O'Toole, "Kokusai and Internationalisation: Australian and Japanese Sister City Type Relationships," *Australian Journal of International Affairs*, 55:3, 2001, pp.403-419.
- 8 Jain, op. cit., pp.71-73, pp.92-95. (今村監訳、前掲書、129-132頁、167-171頁)。
- 9 同事業の目的は、「①国際的視野をもつ青年を育成する。特に21世紀における北東アジア地域の交流を支える人材の育成、②参加者による身近な国際交流・協力の実践のありかたを検討し、その後の行動に繋がる機会とする、③参加者同士の絆をこの地域の交流促進の糧とし、北東アジア地域における人的ネットワークづくり」とされた。山根泉「北東アジア地域自治体会議と『NEAR 交流の船』」(金森久雄監修/NEAR (北東アジア) 知的インフラ委員会著『「国」を超えた「地域」のつながり ボーダーレス時代の地域間交流 日本・中国・韓国・ロシア「環日本海」知的インフラ構築の道を模索する』アルク、1999年) 124頁。
- 10 研修の特徴としては、①寄港地活動の重視、②リージョナルデイの設定、③船上生活における国を超えたグルーピング、④コミュニケーションの方法、⑤余裕のあるスケジューリング、⑥有意義な研修などが挙げられる。山根、前掲書、124-128頁。
- 11 富山県・NEAR『北東アジア地域自治体会議'98 報告書』(第2回総会、1998年10月) 56頁。

- 12 山根、前掲書、135 頁。
- 13 富山県・NEAR、前掲書、57 頁。
- 14 実際、1998 年 10 月の第 2 回総会において初代議長の李義根慶尚北道知事は、交流の船事業を、各会員地方政府が進めてきた事業のひとつとして位置付けた。具体的には、慶尚北道のビジネス促進会議、慶尚南道の国際機械博覧会、富山県の環日本海環境自治体サミット、イルクーツク州の東洋学国際会議などと並列に置いた。富山県・NEAR『北東アジア地域自治体会議'98 報告書』(第 2 回総会、1998 年 10 月) 11 頁。
- また、参加地方政府別の一般参加者数も、下図の通り、島根県に偏っている。

附図 6-1 「NEAR 交流の船」事業の参加地方政府別参加者数



出所：金森久雄監修／NEAR（北東アジア）知的インフラ委員会著『「国」を超えた「地域」のつながり ボーダーレス時代の地域間交流』アルク、1999 年）129 頁を基に作成。

- 15 事務局から連合発足以降の活動として、『NEAR News-letter』の発刊や文化芸術分野のモデル事業「民俗芸術合同公演」の開催などの活動報告が行われている。
- 16 NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』(2010 年) 112 頁。
- 17 同上、115 頁。
- 18 人材育成アクションプログラムと各調査事業の結果については富山県ホームページ (<http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1005/kj00005636.html> (2008 年 5 月 7 日取得)) を参照されたい。
- 19 2002 年には 2,625 万ドルの輸出商談と 155 種 1,500 点以上の商品展示、2003 年には 1 億 4,702 万ドルの輸出商談と 129 種 1,000 点以上の商品展示、2004 年には 2,160 万ドルの輸出商談と 80 種 1,000 点以上の商品展示が行われた。이동형、前掲書、43 頁。
- 20 第 5 回総会において、青森県は、国境地区協力分科委員会と経済通商分科委員会との機能調整の必要性を指摘している。国境地区協力分科委員会を経済外交と認識していたことが示唆される。黒龍江省『NEAR 第 5 回総会 報告書』(2004 年 9 月) 65-67 頁。
- 21 決議事項は、次の通りである。
- ・ 辺境協力の継続的活動及び特別経済地帯の創設に向け、構成自治体における国境関係法案の統合と研究の活性化
 - ・ 税関における輸出货量情報交換システムの形成
 - ・ 国際基準に合致しない木材の輸入制限規定の段階的導入
 - ・ 各所属国への林業証明書システム導入の要請
 - ・ 国境地域における移動手続の単純化に向けたインフラ整備
 - ・ 東北アジア向け少量納品技術の開発
 - ・ ロシア極東の観光インフラ開発を含む辺境地域への投資促進
 - ・ 国境を接する国同士において、EU のシェンゲン条約と同等の、ビザ手続単純化システムの導入の検討

- ・ロシア及び東北アジア諸国の銀行による辺境地域の対外貿易に対する融資の活性化
 - ・辺境地域の貿易会社に関して北東アジアの銀行に開設される L/C 情報の共有化
 - ・会員自治体間の外貨法及び銀行法の変更事項に関する情報交換窓口の単一化
- 出典は、「第5回実務委員会資料」2005年11月30日、63頁。
- 22 環境分科委員会の詳細は、北東アジア環境情報広場ホームページ
<http://www.npec.or.jp/northeast_asia/index.html> (2008年5月7日取得)を参照されたい。
- 23 なお、2013年5月に開催された NEAR 実務者ワークショップにおいて、サハ共和国から「スポーツ分科委員会」の創設が提案された。NEAR 事務局『NEAR News』Vol. 52 (2013年7-8月)。
- 24 中国では2002年に「海洋の開発」政策が掲げられ、翌2003年にはロシアと「海洋領域における中ロ協力の協定」を締結するなど、資源開発協力に積極姿勢が示されるようになった。金永明「中国における海洋政策と法的制度について」(『広島法学』30巻4号、2007年3月)117-128頁。こうした中国(中央政府)の政策も、山東省が海洋・漁業分科委員会新設に乗り出す背景のひとつにあったと考えられる。
- 25 京畿道・NEAR 事務局『NEAR 第7回実務委員会 会議資料』(2009年9月)。
- 26 島根県「島根県の国際化の現状」(2012年)を参照。「北東アジア交流の翼 in しまね」は、2006年には黒龍江省、サハ共和国、2007年には山東省、ブリヤート共和国、さらにはモンゴル地方政府(中央県、フブスゴル県)、2008年にはモンゴル・ドルノド県、2009年には湖北省、2010年にはトムスク州なども加わり拡充した。
- 27 また、総会や実務委員会においてコーディネート地方政府の島根県から報告がないため実際には NEAR の枠組みの中で実施されているのか定かではないが、「北東アジア交流の翼 in しまね」とは別に実施されてきた「交流の翼・中国プログラム」では、慶尚北道も継続して参加しており、島根県・寧夏回族自治区・慶尚北道の交流は続いていた。島根県、前掲書。
- 28 이동형 (Lee, Dong-Hyung) が2006年に実施したアンケート調査によれば(北朝鮮を除く五ヶ国38地方政府を対象とし、五ヶ国27地方政府から回収;回収率71%)、附図6-2に示した通り、NEAR 参加の目的は経済通商が24と最も多いのに対し、環境協力は11と少ない。韓国とモンゴルに至っては、環境協力は0である。各地方政府の志向性が経済外交に傾斜していく傾向が読み取れる。

附図 6-2 이동형 (Lee, Dong-Hyung) によるアンケート調査結果 : NEAR 参加の目的 (複数回答)

	経済通商	文化交流	友好親善	情報交流	環境協力	資源協力
中国	4	3	4	4	3	2
日本	8	3	5	5	6	0
韓国	4	1	3	4	0	1
モンゴル	1	1	0	1	0	0
ロシア	7	6	5	6	2	4
合計	24	14	17	20	11	7

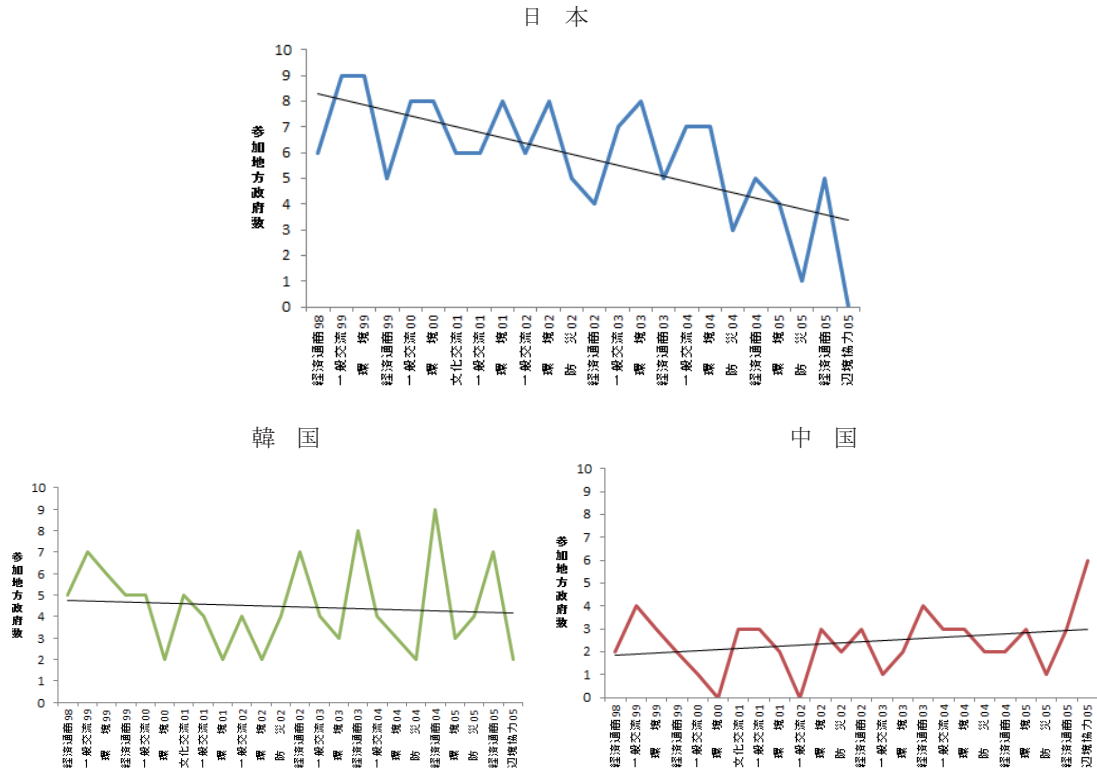
出所 : 이동형 『동북아시아지역자치단체연합 (NEAR) 협력프로젝트 활성화 방안』 (대구경 연구원, 2006년) p. 52. (Lee, Dong-Hyung 『東北アジア地域自治体連合 (NEAR) 協力プロジェクト活性化方法』大邱慶北研究所, 2006年, 52頁)。

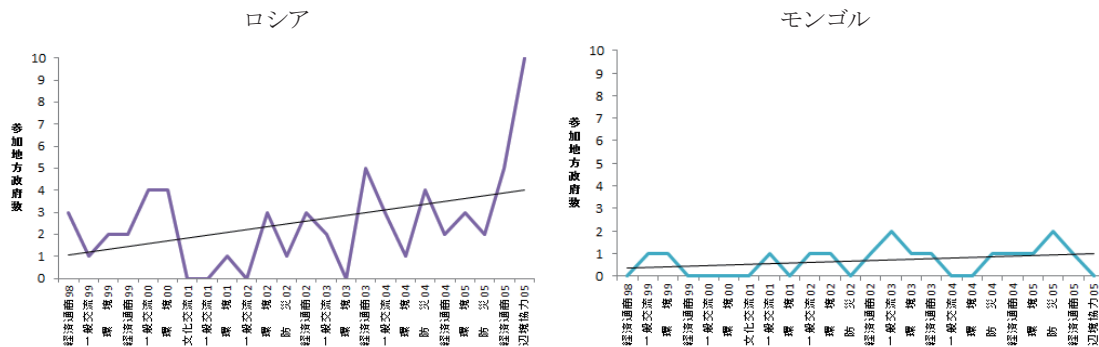
- 29 島根県、前掲書。「北東アジア交流の翼 in しまね」は、2006年には黒龍江省、サハ共和国、2007年には山東省、ブリヤート共和国、さらにはモンゴル地方政府(中央県、フブスゴル県)、2008年にはモンゴル・ドルノド県、2009年には湖北省、2010年にはトムスク州なども加わり拡充した。
- 30 2009年は吉林省歌舞団・民楽団、2010年は吉林省長春師範学院芸術団がそれぞれ交流活動を行った。島根県、前掲書。
- 31 朴晩奉「北東アジア地域自治体連合の実績と展望」(『ECONOMIC RESEARCH CENTER

DISCUSSION PAPER』No.E13-1、2013年) 15-16頁。

- 32 また、韓国・忠清南道が提案した「農村地域の生活排水処理技術に関するシンポジウム」、「環境 NGO への行政参加に関するシンポジウム」も SARS の影響を受け、中止された。環境分科委員会の各種資料を参照。
- 33 이동형 (Lee, Dong-Hyung) も、アンケート調査結果を通じて、各分科委員会がコーディネート地方政府を中心とした少数の団体によって運営されており、参加地方政府のほとんどが参加のみに意味を置く消極的な活動となっているという。이동형、前掲書、53頁。
- 34 NorVision については、以下を参照されたい。Vision Working Group with representatives from spatial planning offices from the participating countries and regions, *Nor Vision: A Spatial Perspective for the north sea region*, Essen: PLANCO Consulting GmbH, 2000。
(多賀秀敏監修、柑本英雄監訳・解題、田中麻衣・江口昌樹訳『NorVision——北海沿岸地域の越境広域経営の展望』新潟県地域総合研究所、2005年)。
- 35 野口剛嗣「東アジアの環境協力の進展」(『環日本海研究』第13号、2007年10月) 24-25頁。
- 36 寧夏回族自治区・NEAR 事務局『NEAR 第8回実務委員会 会議資料』(2011年7月)。
- 37 会費制を採用する「北方圏フォーラム」では、構成自治体の経済格差が課題として指摘されている。「北方圏フォーラム」では、運営資金を構成自治体の半分を占めるロシアが拠出できないほか、モンゴルについては、加盟しているドルノド県で大きな山火事災害があったため(1995年)、2000年までの暫定措置として「会費」の拠出を免除された。結果として、「北方圏フォーラム」は、経済的には日本と米国が支える割合が異常に大きく、両方で全体の約半分をまかなっていたという。安藤博「地方自治体による国際環境協力——草の根の人間安全保障」(東海大学平和戦略国際研究所編『Human Security』No.4、1999年) 56-57頁。
- 38 日本の消極化は、深化期における各分科委員会の会議への「参加」状況の推移を国別に整理した下図からも確認できる。なお、中国とロシアは、2005年に国境地区協力分科委員会が開催されたことも影響し、増加傾向を示している。

附図 6-3 分科委員会の会議への参加状況の推移 (国別、深化期)





注：北朝鮮は分科会への参加はなし。
 出所：NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）および各種資料より作成。

- ³⁹ Jain, op. cit., pp.71-73, pp.92-95. (今村監訳、前掲書、129-132 頁、167-171 頁)。
- ⁴⁰ ドルノド県は、設置提案演説において設立趣旨を次のように述べた。「モンゴルの女性は社会的な地位が高く、挑戦的かつ積極的な面があります。本県では 1960 年に女性協会が設立され、最近積極的な活動をしています。ロシアのチタ州、中国内モンゴルのフルンベオルモン市の女性団体と友好交流を結んで協力事業をしています。また『理想家族』、『千人のお母さん祭り』、『胎教とお母さん』などの行事を毎年開催しておりますが、今後これらを国際レベルで開催する可能性があります。そして児童団体も数年間、活発な活動をしてきました。このような経験に基づき、本県は女性児童分科委員会の新設を正式に申し込みます」。そして、「会員自治体の女性会議開催、プロジェクト実施など、実質的な協力の場を提供し、女性団体の相互発展に寄与」するほか、「他の会員自治体の女性児童団体と共同で、東北アジアの女性と児童の権利に符合した、実質的に効果のある様々な国際行事を開催」することなどを述べた。『NEAR 第 7 回実務委員会・会議資料』2009 年 9 月 22-25 日、175 頁。
- ⁴¹ David Arase, “Japan Sea Regionalism: the Role of Sub-national Authorities,” in Markus Perkmann and Ngai-Ling Sum (eds), *Globalization, Regionalization and Cross-Border Regions*, Palgrave Macmillan, 2002, pp. 187-88.

第7章

ローカル環境イニシアティブ

序

本章では、NEARにおける環境協力について考察する。具体的には、環境分科委員会における共同事業を中心として行為志向性と協力態様の特徴把握を行う。

1990年代以降、東北アジアの環境協力は緩やかに進展し、多くの研究や報告書等が提出されるようになった¹。だが、その多くは国家間環境協りに焦点を絞ったものであり、地方政府間の環境協りに着目した研究は圧倒的に少ない²。NEAR環境協力に関しては事例のひとつとして挙げられることがあっても、それを正面から扱った研究は管見の限り見当たらない³。2009年に日中韓の政府系研究機関（IGES；地球環境戦略研究機関、PRCEE；中国環境保護総局環境経済政策研究センター、KEI；韓国環境研究所）が提出した共同調査の最終報告書「北東アジア環境管理に関する日中韓共同研究」（以下、「日中韓共同研究」）でも、地方政府間の取組みとしてNEARとOEAEDを取り上げているが、協力内容を詳細に分析するまでには至っていない⁴。

前章で述べたように、NEARの交流・協力活動において、環境分科委員会の活動は他の活動と比較しても特筆すべき特性を有する。環境破壊や生態系悪化などの不条理を正そうという理（issue-oriented identity）の行為志向性に立脚することに加え、因果性がサブリージョナルな地域的關係に規定される場合をもつからである。東北アジア・サブリージョンの内発的越境ガバナンスの具体像が見られるとするならば、環境協力分野が最も近似するだろう。

以上の問題意識の下、本章では、NEAR環境協力の実態把握と特徴の抽出を行う。具体的

には、NEAR 環境協力のコーディネート地方政府である富山県の行為志向性および協力態様の特徴を考察する。これにより、NEAR 環境協力の中に、国家の行動原理を相対化させる潜在価値の創造ダイナミズム（創造性）を抽出できるのか検討してみたい。

まず第 1 節において、地方政府間国際環境協力の位置付けを概観した上で、行為志向性と相互関係の視点から本章の分析視角を整理する。第 2 節では、NEAR 環境分科委員会のコーディネート地方政府である富山県の行為志向性を考察し、第 3 節では、NEAR 環境協力の具体的なプロジェクトについて協力形態の特徴を考察する。そして第 4 節では、国家次元の環境協力との関係性の考察を通じて、NEAR 環境協力の創造性を検討してみたい。第 5 節では NEAR 環境協力の課題を抽出する。

第 1 節 地方政府間国際環境協力

まず、国際環境協力における地方政府の位置付けを確認した上で、地方政府間国際環境協力の行為志向性と相互関係に関する議論を整理し、本章の分析視角を明確にする。

1-1. 国際環境協力における地方政府

国際環境協力における地方政府の役割は 1980 年代後半以降、広く注目を集めてきた。1990 年に開催された「持続可能な未来のための自治体世界会議」では、UNEP（国連環境計画）等の支持の下、ICLEI（国際環境自治体協議会）が誕生した⁵。1992 年 6 月にブラジル・リオデジャネイロで開催された UNCED（地球サミット）では、国際環境協力における地方政府の意義が明確に打ち出された。行動計画「アジェンダ 21」には、「アジェンダ 21 で提起されている諸問題及び解決策の多くが地域的な活動に根ざしているものであることから、地方公共団体の参加及び協力が目的達成のための決定的な要素となる」（第 28 章）とされた。これを受け、世界各地で「ローカルアジェンダ 21」の取組みが進み、日本でも 1993 年 1 月、

神奈川県で最初のローカルアジェンダが策定された⁶。

2002年8月に南アフリカ・ヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発のための世界首脳会議」（ヨハネスブルグサミット）では、地球環境問題への取組みは、政府だけでなく自治体やNGOなど幅広いパートナーシップで進めなければならないことが確認された。策定された実施計画には、UNESCAPが進める都市間環境協力の仕組み「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」も明記された。

こうした国際的動向を踏まえ日本国内でも1990年代前半、国際環境協力における地方政府の意義が明確に打ち出されていく。UNCED(地球サミット)に先立つこと1か月前の1992年5月、中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会が環境庁長官(当時)に提出した「国際環境協力のあり方について(答申)」では、「環境保全対策の個別分野での実務経験の多くが地方公共団体にあり、今後ともそのような地方公共団体の職員が国際環境協力の個別分野での人的貢献の主力になっていく」とされた。また、同年6月に策定された「政府開発援助(ODA)大綱」では、援助の効果的な実施のために「必要に応じ、他の先進国の援助機関、国連諸機関、国際金融機関、我が国の地方公共団体等との適切な連携・協調を図る」とされた⁷。

UNCED後の1993年に策定された「アジェンダ21行動計画」では、政府間協力における自治体の経験・ノウハウの一層の活用、自治体が行う国際協力への国からの支援、自治体間の国際的な連携の推進等が盛り込まれた。同年制定された「環境基本法」でも、「国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする」という条項が盛り込まれた(第三十四条)。これを受け、翌1994年に策定された「環境基本計画」では、「地方公共団体が培ってきた環境の保全に関する知見を活かした協力・・・(中略)・・・を推進し、地球環境保全等に関する国際協力の実効性を向上させる。このため、姉妹都市・友好都市、国際的な自治体の協力団体等の枠組みを通じた協力をはじめとする地方公共団体の自主的な取組を支援する」とされた⁸。

このように1990年代前半以降、国際環境協力における地方政府への期待が国内外で高まっていった⁹。地方政府間のマルチラテラルな環境協力枠組みとしては、北九州イニシアティブ

ブネットワーク¹⁰、アジア環境協力都市ネットワーク、OEAED¹¹、CITYNET¹²、そして NEAR 等が誕生している¹³。このほか、「持続可能な都市のための 20%クラブ」も 2001 年以降、日中韓の環境協力に焦点を当ててきた¹⁴。

1-2. 行為志向性

海外環境協力センター (OECC) によれば、国際環境協力における地方政府の役割が増大してきた背景には、1) 環境保全対策に係るノウハウの蓄積と市民との距離の近さという自治体の能力・特性への認識、2) 途上国の関心が環境保全のための環境基準の設定等を含む法令の整備など国レベルの総合施策から、いかに法令を執行して環境負荷を低減させるかという地方レベルの個別施策にシフトしていることがあったという¹⁵。また、国際開発高等研究機構 (FASID) ¹⁶が 1998 年に提出した報告書によれば、その背景には、1) 環境対策にかかる一定のノウハウ・人材が自治体にあり行政のみの取り組みが可能なこと、2) 環境問題を解決するためにソフト面の充実が重要であるにも関わらず、中国を中心とする開発途上国にそのノウハウが不足しており、ソフト面の提供のみで一定の成果が期待できること、3) 一部自治体の成功事例が紹介され、自治体の行う分野としての認識が高まったこと、4) 国際・地域社会における環境問題に対する関心が近年急速に高まっており、環境問題の国際協力はそのイメージが良く住民の理解を得やすいこと、5) 開発途上国の環境問題が極めて深刻な状況にあり、その解決に対するニーズが高いこと、6) 一部地域では我が国の高度成長時代に環境対策技術者を大量に確保しており、年配者を中心に官民ともに協力を行うだけの人的余裕があること——の六点があるという¹⁷。

だが、地方政府間国際環境協力に関して「理論形成や学術的な枠組みの発展にはいたっていないのが現状」である¹⁸。それは地方による実践の積み重ねにもかかわらず、実質的な能力強化や環境質の改善につながっていないという懐疑的見方が根強いからである。実際、地方政府による国際環境協力が、環境負荷の低減を目的とした段階に達していないことが明らかにされている。一般的に国際環境協力の目的は、国境を越えた環境汚染を共通の「問題 (不条理)」と認識し、その是正を目指して協力・結束することにある。理 (issue-oriented identity)

に立脚した協力関係である。ところが、FASID の報告書によれば、「自治体による環境協力は『自地域が被る環境汚染の防止』を主たる目的としているとの仮説を立てた」が、「本研究の結果、そうした目的はたいへん弱いことが判明した」という¹⁹。報告書は、「確かに、日本の複数の自治体は、中国から酸性雨が自地域に降り、その問題に対処するという国際環境協力を実施しているが、これらの協力を開始した最大の要因は、中国からの酸性雨が降るためではなく、中国の特定の自治体と姉妹都市の関係にあったためである」と指摘する²⁰。地方政府間国際環境協力の目的は、共通の問題の克服というよりも、むしろマンネリ化した国際交流活動の活性化という「交流活性化志向」の段階にあるとするのが的を射た見方であろう²¹。

はたして NEAR 環境協りにみられる行為志向性に、理 (issue-oriented identity) の協力関係を確認できるのであろうか。前章でも整理したように、行為志向性は多元的かつ動的であるため、活動領域のタイプとは必ずしも一致しない。環境協力でも地域の産業活性化や海外市場開拓を目的として環境関連企業の誘致・派遣などを企図した、利 (functional identity) の協力関係もある。行為志向性は情・利・理のいずれもが重疊的に現出する²²。したがって、地方政府間国際環境協力の行為志向性を析出するには、政策過程や協力実態により接近していく必要がある。

1-3. 相互関係

行為志向性として理 (issue-oriented identity) に重点を置く相互関係は、第 1 章で整理したように、領土性に関わりなく正義や平和の達成を目指す不条理是正型となる。脱領域的な「自己利益の追求を超えた連合体」である。ここに、環日本海研究で探求された新たなモデルの基本となる思想としての「他者肯定・自者肯定」の「協生」的秩序が期待される。森川裕二の解釈を援用すれば、「まずは他者肯定によって『他者の生活拡大』を認め、それが結果的に自分の存在を認める。こうした関係をもつもの同士の支援・協力のなかで問題意識を共有する間でアイデンティティが培われていく。協力の対象領域も将来の問題解決をめぐる『平和』という概念に包摂される争点領域であり、他者と協働するための時間的關係が『協

生」の平和』に結びつく」²³。こうした「他者肯定」の実践から出発する「協生」的秩序にこそ、「伝統の再創造」ともいうべき、東北アジアで支配的な国家行動の伝統を相対化する潜在価値の創造過程が埋め込まれる。

では、地方政府間環境協力の中に、「他者を生かすことが自者を生かす」という理念ともいうべき、「他者肯定」の実践を見い出すことができるのか。環境汚染の是正を目的とする環境協力には、犯人捜しのモニタリングや統一的規制などによって「他者の生活拡大」を認めない、いわば「他者否定」の論理とも言い得る行動原理が伏在する。複雑な利害対立が絡む「地球環境政治」の構図である²⁴。国家・国境を基準に、権力と利益の行動原理に規定された国家間環境協力では、環境協力という分野においてさえ、「他者肯定」の実践を見い出すことは困難である。これに対し、理 (issue-oriented identity) の行為志向性に規定された地方政府の実践には、「他者の生活拡大」を認める「他者肯定」の論理が抽出できる²⁵。地元住民が参加する環境教育活動の協力などが典型であろう。NEAR 環境協力の実態把握を通じて、こうした「他者肯定」から出発し「自者肯定」に結びつく「協生」的秩序の実践を抽出してみたい。

第2節 理 (issue-oriented identity) の環境協力

2-1. 環境分科委員会の概観

まず、NEAR における環境分科委員会の概要を簡潔に整理しておこう。環境分科委員会は、1998年10月の第2回総会（富山県）で設置された分科委員会のひとつである²⁶。環境関連の個別プロジェクトの円滑な実施を図るため、地方政府間の意見調整、事業計画の具体化および実施方策等について協議することを目的とする。分科委員会は第1回会議が1999年7月に富山県で開催されて以来、2013年現在までに計10回を数えている（すべて富山県、表7-1参照）。個別プロジェクトの実施状況や新たなプロジェクトの提案状況等の協議・検討、参加地方政府それぞれが直面する環境問題や環境施策の経験・情報交流などを実施してきた。

コーディネート地方政府（任期2年）は富山県が一貫して担当している。

構成メンバーは発足当初の日本、韓国、ロシア三ヶ国11地方政府（日本8、韓国1、ロシア7）から、2003年に鳥取県、江原道、チタ州、モンゴル中央県・セレンゲ県が加わり、さらに2009年には慶尚南道も加わり、四ヶ国22地方政府のネットワークに拡大した（図7-1参照）。中国については、正式な構成メンバーとはなっていないものの、黒龍江省や遼寧省、山東省などがオブザーバーとして積極的に参加している。おもな個別プロジェクトは、海洋環境問題（海ごみ問題）、生物多様性（渡り鳥）、大気汚染（黄砂問題）など多様な分野に広がる²⁷。

NEAR 環境協力の基本的特徴を抽出すれば、富山県のイニシアティブ、環境協力ネットワークの拡大、そして共同プロジェクトの多様化といった点が挙げられよう。以下では、環境分科委員会のコーディネート地方政府である富山県の行為志向性について、おもに富山県の「環境白書」に依拠しつつその政策過程を追跡する²⁸。

表 7-1 環境分科委員会の開催経緯

回次	年月日	場所
第1回	1999年7月14日	富山県
第2回	2000年8月2日	富山県
第3回	2001年7月12日	富山県
第4回	2002年7月11日	富山県
第5回	2003年10月16日	富山県
第6回	2004年7月22日	富山県
第7回	2005年7月14日	富山県
第8回	2007年7月30日	富山県
第9回	2009年7月8日	富山県
第10回	2011年11月9日	富山県

出所：環境分科委員会資料を基に作成。

2-2. 富山イニシアティブ

(1) 道具と能力への認識

富山県は明治以来、伏木港と水力発電によって発展してきた重化学工業県である。戦後の高度成長期には、大気汚染や水質汚濁などの産業公害による生活環境の悪化と各種開発による自然環境の改変に直面した。とくに全国初の公害病に認定された「イタイイタイ病」が神通川下流域の婦中町（現富山市）で多発するなど深刻な被害に苦しんできた。こうした深刻な産業公害被害と自然環境汚染に対し、富山県はさまざまな取組みを講じてきた。

1) イタイイタイ病対策については、1967年に「イタイイタイ病患者及び疑似患者に関する特別措置要綱」を制定、翌1968年1月には公費による医療救済を開始した。厚生省（当時）による「イタイイタイ病に関する公式見解」（1968年5月）の四ヶ月前である。1969年12月に「公害に係わる健康被害の救済に関する特別措置法」が公布され、翌1970年2月から医療費給付が実施された。2) 大気汚染については、法令による規制に加え、独自の大気環境計画（ブルースカイ計画）に基づき、1972年に硫黄酸化物、1974年に窒素酸化物それぞれについての環境保全計画を策定し、環境目標値の維持に向けた努力が続けられてきた。3) 水質汚濁については1971年以降、神通川などいくつかの河川水域について「水域の水質汚濁に係わる環境基準の水域類型の指定」や「水域に係わる上乗せ排水基準の設定」を相次いで実施したほか、県内全域において有害物質に関する上乗せ排水基準も定められた。4) 土壌汚染については、1971～1976年に神通川流域のサンプリング調査を行い、1,500haを農用地環境土壌汚染対策地域に指定、復元工事を順次開始してきた。5) 自然保護施策も、1971年の県立自然公園条例制定、1972年の自然環境保全条例制定などを展開してきた。

富山県の環境は、こうした取組みにより全般的に改善し、環境保全に大きな成果をあげてきた。NEAR環境協力に乗り出した富山県の背景のひとつには、こうした深刻な産業公害と自然環境汚染の克服過程で蓄積された環境保全技術や環境行政の手法といった自身の「道具と能力」への認識が醸成されていたことがあった²⁹。

(2) 意志

また、富山県は、歴史的に対岸諸地域との交流が深く、早くから「環日本海拠点への意欲」

を見せてきた³⁰。1962年の「第一次全国総合開発計画」で「新産業都市」のひとつとして富山高岡が指定を受けたことを機に、富山県は地方格差の是正を目指し、「日本海沿岸地帯振興連盟」（日沿連）の設立に向けて奔走した。日本海沿岸の12府県で構成される「日沿連」は1964年10月に発足し、NEARの成立過程でも重要な役割を果たす。事務局は富山県が一貫して担ってきた。

脱冷戦プロセスが進んだ1990年代初頭、富山県は中沖豊知事（当時）の下、環日本海交流への意志を明確化していく。1990年3月、「富山県国際立県プラン」（富山県国際交流推進大綱）が策定され、「環日本海交流の推進」、「世界に開かれ貢献する富山県の創造」——の二つを国際交流推進の目指すべき方向として掲げた。同年11月には、第1回「環日本海交流シンポジウム」が「日沿連」主催の下、富山県で開催され。翌1991年3月には、「新県民総合計画」が策定され、富山県の主要施策目標のひとつに「国際立県」が掲げられた。環日本海交流はその機軸に位置付けられた。「富山県環日本海交流拠点構想」も併せて策定され、対岸諸国との友好提携や幅広い分野での交流推進など具体案が提出された³¹。

こうして富山県の環日本海交流への取り組みは具体化していく。「日沿連」の「環日本海交流シンポジウム」が1991年10月（第2回、兵庫県）、1992年2月（第3回、新潟県）にそれぞれ開催され、富山県も事務局として関与した。また富山県独自の取り組みとして、1992年8月に中国・遼寧省、韓国・江原道、ロシア・沿海地方に声を掛けて、「環日本海知事サミット（富山国際地域交流シンポジウム）」を富山県で開催した。同サミットで中沖豊知事が自治体国際組織の設立を提唱したことを受け、島根県が1993年10月に第4回「環日本海交流シンポジウム」と関連付けて、NEAR会議を島根で開催したのであった。「日沿連」事務局の富山県も、NEAR会議開催に深く関与していた。

富山県主導の「日沿連」はその後も「環日本海交流シンポジウム」を毎年開催し、日本海沿岸地域を縦貫する「日本海国土軸」を提唱するなど活発に活動した。1998年3月には「21世紀の国土のランドデザイン（五全総）」に「日本海国土軸」を盛り込ませることに成功した³²。富山県がNEARの第2回総会を開催するおよそ半年前であった。環日本海拠点への意欲を見せ、「日沿連」の事務局として「日本海国土軸」を推進してきた富山県が、NEARの第2回総会を誘致したのであった。

富山県の環日本海交流は、次第に、環境分野へと戦略をシフトしていく。1990年代前半

以降、国際環境協力における地方政府への期待が国際的に高まっていたことも背景にある。海外技術研修員の受入や専門技術員の派遣などの環境協力事業のほか、1993年10月にはUNCED（地球サミット）のフォローアップの一環として「とやま国際環境会議」を富山市で開催した。1994年9月に策定した「富山県国際協力プラン」では、親善交流事業から一歩踏み込み、国際協力事業の展開のあり方を総合的に描いた。1995年10月には、NOWPAP（北西太平洋地域海行動計画）を推進するための取組みとして、「北西太平洋の海洋環境モニタリングに関するワークショップ」を日中韓ロ四ヶ国約150名の参加を得て富山県で開催した。

1995年12月、富山県は「環境基本条例」を策定し、環日本海地域における環境保全に関する国際協力の積極的な推進を重要施策のひとつとして掲げた。これを受け、友好提携先の遼寧省、江原道、沿海地方などからの環境調査団の受入、海辺の漂着・埋没ごみ調査などを実施するようになった。1997年4月には、環日本海環境協力を推進する任意団体として「環日本海環境協力センター（NPEC）」を設立し、同年7月には、日中韓ロ四ヶ国28自治体の首長等が参加して「環日本海環境自治体サミット」を開催した。1998年3月に策定された「環境基本計画」でも、環日本海地域の環境保全と国際環境協力について、「環境分野で世界に開かれ貢献する富山」を実現することを目標に掲げている。

こうした一連の経緯の中で、富山県は1998年10月21日、第2回NEAR総会を開催し、環境分科委員会を創設した。翌1999年7月の第1回環境分科委員会で、富山県はコーディネイト地方政府に選任された。かくして、NEAR環境協力を乗り出した富山県の背景に、環境分野に戦略的重点を置いた独自の「意志」を抽出できる。

2-3. 理（issue-oriented identity）の環境協力

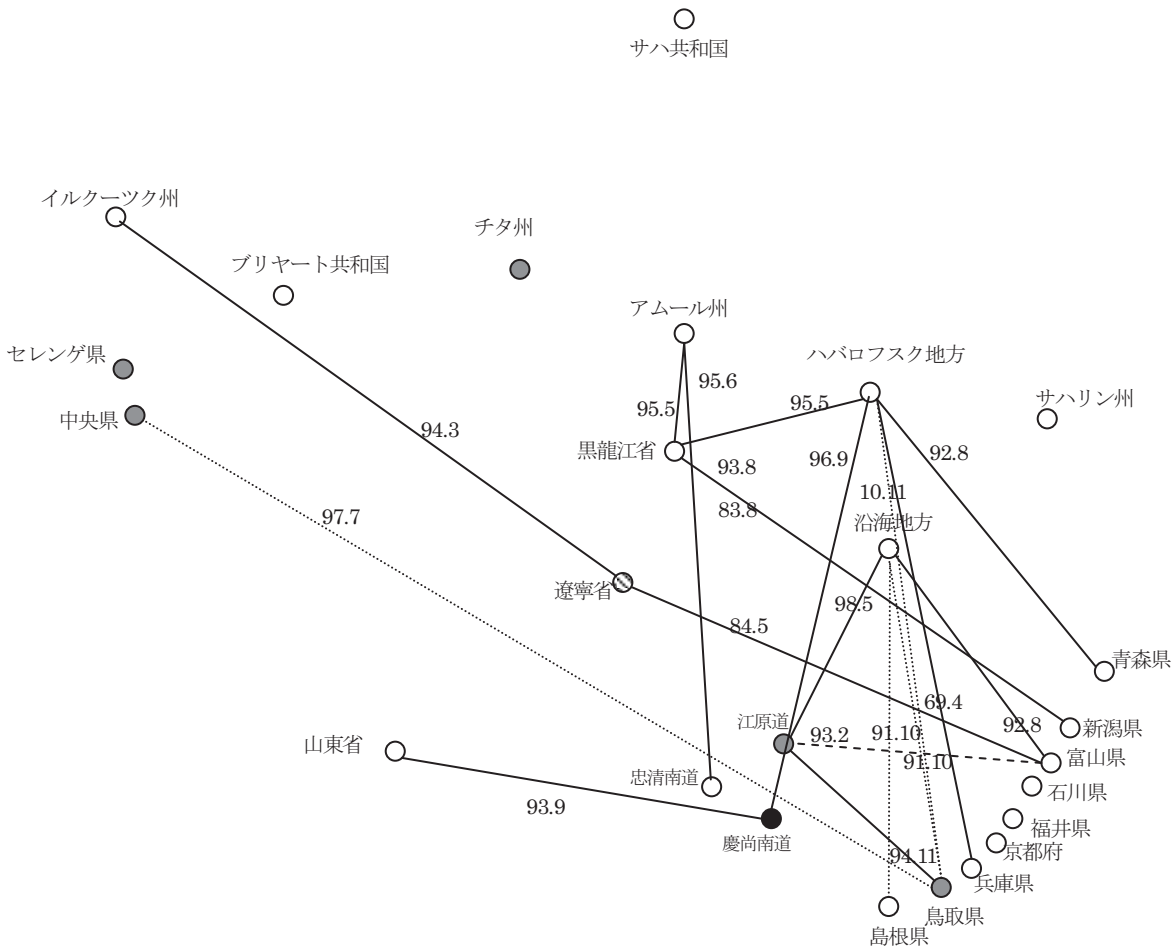
「道具と能力」、そして「意志」が備わった富山県のNEAR環境協力は、国際交流のマンネリ化克服という「交流活性化志向」の取組みとして定位することは適当ではない。NEAR環境協力は、富山県の姉妹交流の範囲を超えて、広く展開している。図7-1に、環境分科委員会の構成地方政府と姉妹・友好都市提携関係を示した。富山県の友好提携先は、中国遼寧

省（1984年5月9日、友好県省締結協定書調印）³³とロシア沿海地方（1992年8月26日、友好提携協定書調印）³⁴の二つであり、韓国江原道とは「文化芸術・スポーツ分野における交流協力議定書」を締結している（1993年2月10日）³⁵。

NEARの環境協力の枠組みは、東北アジアの争点志向の協力関係として措定することが可能である。実際、富山県はNEAR環境協力に乗り出すにあたり、姉妹交流先の範囲を超えて、東北アジア地域共通の争点を調査している。NEAR環境協力の中核となるNPECを設立する際、CRC総合研究所に委託調査を行い、対岸諸国それぞれの環境の現状と保全対策の検討を踏まえた上で、相手国の環境協力に対するニーズの抽出と富山県の協力可能な分野と形態を詳細に検討している³⁶。1999年の第1回環境分科委員会でも、環境に関する個別プロジェクトを具体化するための統一的な調査を実施するなど、NEAR環境分科委員会の参加地方政府における共通の争点を模索しながら協力関係を形成してきた。

NEAR環境協力に乗り出した富山県の行為志向性は、「交流活性化志向」から一步進んだ段階にあった。「道具と能力」、そして「意志」が備わった不条理是正という理（issue-oriented identity）の要素が強いものとして解釈できる。

図 7-1 環境分科委員会構成地方政府と姉妹（友好）都市提携関係



注1：日付は姉妹提携の年月日。実線は姉妹提携、点線は友好都市等を示す。

注2：○は当初からの構成地方政府、●は2003年、●は2009年に加入した地方政府。

注3：⊗ 遼寧省はNEARの正式には加盟していない。

出所：環境分科委員会資料、CLAIR（日本自治体国際化協会）、CIFCA（中国国際友好城市連合会）、GAOK（韓国全国市道知事協議会）のHP、各地方政府HP等を基に筆者作成。

第3節 「協生」の環境協力

3-1. 「とやま宣言」の三分類

では、NEAR 環境協力のプロジェクトは、具体的にどのような内容なのであろうか。表7-2 は、これまでに実施されてきた個別プロジェクトを時系列で整理したものである。各プロジェクトの特徴を、「北東アジア環境パートナーシップとやま宣言」（以下、「とやま宣言」）の三分類から整理しておこう。同宣言は、2007年12月に第9回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）と併催された「北東アジア環境パートナーズフォーラム in とやま」での採択文書である。

まず、同宣言では、共通認識として以下の五点を確認する。

- 1) 北東アジア地域には気候や地形などの自然的条件、文化や習慣などの社会的条件が異なる様々な地域が存在しているが、我々の暮らしは環境からの恩恵に支えられており、この北東アジア地域の豊かな環境資源は我々の共有財産であるとともに、この財産を将来の世代に引き継ぐことは我々の責務である。
- 2) しかしながら、北東アジア地域では、急速な経済成長や人口の増加が進み、人々の活動による温室効果ガスの排出などの環境負荷は、地方自治体の範囲にとどまらず、国境を越えて影響を及ぼし、共有財産である環境を脅かし始めている。
- 3) 北東アジア地域の豊かな環境資源を将来の世代に引き継ぐためには、国境を越えて、様々な立場の人々が環境保全の重要性を理解し、互いに手を携えて行動していくことが重要である。
- 4) そのためには、国レベルはもちろんのこと、地域レベルでも環境パートナーシップを強化し、経済界、学界及び地方自治体が連携協力して環境保全の取組みを進めていく必要がある。
- 5) その第一歩として、我々は環境の現状を的確に把握するための広域的なモニタリング体制の構築、地球温暖化対策を始め環境負荷を低減する技術情報の共有、環境保全に関する諸課題の解決に向けた国際環境協力を担う人材の育成に取り組むこととする。

以上の共通認識を踏まえ、具体的な地域レベルの環境協力の取り組みとして、以下の三つを掲げた（括弧内の略称は筆者）。

- 1) 広域的な環境モニタリング体制及びネットワークの構築（モニタリング）
- 2) 環境保全のための技術情報の共有（技術情報共有）
- 3) 国際環境協力を担う人材の育成（環境教育）

以下では、3) 環境教育、2) 技術情報共有、1) モニタリングの順に、NEAR 環境協力の実態を整理し、「他者の生活拡大」を認める「他者肯定」の「協生」的關係を抽出できるのか検討してみたい。

表 7-2 環境分科委員会の主な個別プロジェクト

個別プロジェクト	特徴	提案	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				
【環境分科委員会】																
1) 日本海・黄海沿岸の海辺の埋没・漂着物調査	モニタリング	富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2) 北東アジア地域との渡り鳥に関する共同調査	モニタリング	富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3) 北東アジア環境評価共同事業	技術情報共有	日本8自治体	○													
4) 北東アジア地域国際環境シンポジウム	技術情報共有	日本8自治体			○	○										
5) 環日本海地域「山の生物多様性」国際シンポジウム	技術情報共有	富山県			○											
6) NEAR環境分科委員会の環境政策に係る情報交流	技術情報共有	兵庫県			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7) 北東アジア青少年環境シンポジウム	環境教育	富山県					○	○	○	○	○					
8) 北東アジア地域環境保護国際ユースシンポジウム	技術情報共有	沿海地方						○								
9) 北東アジア地域環境体験プログラム	環境教育	富山県										○	○	○	○	○
10) 黄砂の広域的モニタリング体制の構築	モニタリング	富山県										○	○	○	○	○
11) 国際環境フォーラム「国境のない自然」	技術情報共有	沿海地方								○	○	○	○	○	○	○

注1：表中の①～⑩は分科委員会の開催年、◎は環境分科委員会の個別プロジェクト、○は共同事業の実施年を示す。

注2：日本8自治体とは、青森県、新潟県、富山県、石川県、福井県、兵庫県、京都府、島根県。

出所：環境分科委員会の各種資料を基に筆者作成。

3-2. 環境教育

(1) 北東アジア青少年環境シンポジウム

北東アジア青少年環境シンポは、富山県が2004年に提案した「子どもたちの海洋保全環境教育・啓発活動」が具体化したものである。目的は、北東アジアの青少年（中学生）が共同で環境学習や環境保全活動を実施するとともに、環境保全について意見交換等を行うことにより、北東アジアの環境保全に関する意識高揚を図ることである。2004年から2007年まで実施され、下記のテーマで行われた。

- ・2004年「水環境保全」（忠清南道）
- ・2005年「循環型社会の構築」（遼寧省）
- ・2006年「自然環境保全」（沿海地方）
- ・2007年「海洋環境保全（海洋ごみ問題）」（富山県）

2007年2月に「北東アジア青年環境保全レポート」が取りまとめられ、同年のシンポジウムは「北東アジア青少年環境保全リーダー会議」と名称変更の上、富山県で開催された³⁷。

(2) 北東アジア地域環境体験プログラム

上記の青少年環境シンポは、環境教育の重要性や他国の青少年の具体的な活動内容を認識し、青少年が積極的に環境保全活動にかかわっていくきっかけとなった。だが、各国での取組事例の発表だけで表面的な理解に止まり、各国の現状や違い等について深いレベルまで気付くことができないという課題が浮き彫りとなった。このため、2008年から、環境ボランティア活動など直接体験する機会を提供する「北東アジア地域環境体験プログラム」へと発展した（フェーズ2）。2008年から2012年まで各国持ち回りで実施され、下記のテーマで行われた。

- ・2008年「体験学習を通じた自然環境保全」（忠清南道）
- ・2010年「水源保護・汚染対策」（遼寧省）
- ・2011年「一緒に森を守りましょう」（ハバロフスク地方）
- ・2012年「海洋環境保全」（富山県）

筆者がオブザーバーとして参加した2008年のプログラムでは、2007年12月に Hebei

Spirit 号原油流出事故が発生した忠清南道泰安郡で、油の除去活動などの体験プログラムが実施された³⁸。

以上の環境教育プログラムは、地元住民（青少年）が参加し、環境教育活動の協力を行うほか、環境ボランティア活動にも取り組むなど「生活圏協力」の典型例として位置付けられる³⁹。「他者の生活拡大」を認める「他者肯定」から出発する具体的実践である。環境教育による将来の「自者肯定」にも結びつく。NEAR 環境協力における環境協力プログラムは、「他者肯定」から出発し、「自者肯定」に結びつく「協生」関係の構築に他ならない。

3-3. 技術情報共有

(1) 北東アジア環境評価共同事業・北東アジア地域国際環境シンポジウム

北東アジア環境評価共同事業は、新潟県・富山県・石川県・兵庫県が提案し、2000 年度に実施された。環境分科委員会に参加する日本の八府県（青森県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、島根県）が推進協議会を設立し、それぞれの友好提携先や環境分科委員会の中国・韓国・ロシア各地方政府の環境施策の実施状況等について調査・取りまとめを行い、国際環境協力の推進を図ることを目的としたものであった⁴⁰。

同事業を受け、共同で実施できる国際環境協力事業を推進するために企画されたのが、「北東アジア地域国際環境シンポジウム」である。環境分科委員会の個別プロジェクトとして企画された同シンポジウムは、下記テーマで三年間実施された。

- ・2001 年「湖沼の水質汚濁の防止対策」（中国・江蘇省）
- ・2002 年「有機性（生活）廃棄物の効率的な処理」（韓国・忠清南道）
- ・2003 年「河川の水質管理対策」（ロシア・ハバロフスク地方）。

いずれも開催地が抱えている環境問題がテーマに取り上げられた。日本側実施体制は推進協議会が設立され、事務局を NPEC が務めた。

同シンポジウムの成果のひとつとして、友好提携先に限定されがちな地方政府間国際協力のパートナーシップを拡大させたことが挙げられる。同シンポジウムを契機に、江蘇省と忠

清南道が、後述の「海辺の漂着物調査」に参加することとなった。また 2001 年度のシンポジウムに参加した江原環境研究所を介して、江原道江陵市の環境視察団が鏡浦湖の水質改善のために、石川県および島根県の水質保全対策の現地視察を行うなど、パートナーシップの輪が広がった。

(2) 環日本海地域「山の生物多様性」国際シンポジウム

山の生物多様性シンポは、富山県が 2002 年の個別プロジェクトとして提案した共同事業である。自然環境の保全、生物多様性の確保について、環日本海地域に視点を置き、山岳分野を中心に検討することが事業の目的である。2002 年の第 4 回環境分科委員会と併催された。

(3) 環境分科委員会の環境政策に係る情報交流

環境政策情報交流は、兵庫県が 2003 年個別プロジェクトとして提案し、富山県が引き継いで実施に至った事業である。目的は Web サイトを通じてこれまでに行われた個別プロジェクトの情報発信のほか、参加自治体が持つ環境問題、環境政策や環境技術の情報共有を図り、参加自治体間の技術協力やプロジェクトを促進することとされた。2004 年 2 月に、「北東アジア環境情報広場」という Web ページが開設され、環境分科委員会の活動、各自治体の環境施策・事業、北東アジア地域の社会環境に関する情報等について発信・運営されている⁴¹。

(4) 北東アジア地域環境保護国際ユースシンポジウム

環境保護国際ユースシンポは、沿海地方が 2005 年の個別プロジェクトとして提案した事業である。北東アジアの安定的な発展、生命の安全、自然資源の合理的な活用、北東アジア地域の環境保護など諸問題の解決における科学的研究に、若手科学者の関心を向けることを目的とした。「北東アジア地域における環境保全と合理的な自然管理」をテーマにワークショップ形式で行われたが、参加地方政府は沿海地方と江原道の二つに止まり、NEAR の事業としては継続されなかった。

(5) 国際環境フォーラム「国境のない自然」

「国境のない自然」フォーラムは、沿海地方において、2006年から開始した対話フォーラム事業である。2007年の第8回環境分科委員会において、沿海地方が個別プロジェクトとして提案し、2008年の第3回フォーラムからNEARの環境プロジェクトに位置付けられた。同フォーラムは、2012年までに下記のテーマで実施されてきた⁴²。

- ・2008年「合理的な天然資源の利用」(ウラジオストク市)
- ・2009年「海洋環境」(ウラジオストク市)
- ・2011年「“グリーン”経済への転換」(ウラジオストク市)
- ・2012年「国境を越えた地域環境管理」(ウラジオストク市)

以上の技術情報共有プログラムは、行政主体の技術情報交流であるが、各開催地が抱えている問題をテーマにするなど「生活圏協力」のひとつとして捉えられる。環境保全技術と行政ノウハウを蓄積した地方政府同士の技術情報共有は、「他者の生活拡大」を認める「他者肯定」から出発する実践である。環境教育プログラムと同様に、「他者肯定」から出発し「自者肯定」に結びつく「協生」的関係の構築と位置付けられる。

3-4. モニタリング

(1) 日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査

海辺の漂着物調査(以下、海ごみ調査)は富山県の提唱により、1996年度から日本の日本海沿岸地域で開始された。2000年の第2回環境分科委員会で富山県が共同事業のひとつとして提案したことにより、同事業はNEARプロジェクトに位置付けられた。目的は、1) 継続的に人工物による海辺の汚染実態を把握することにより、海洋環境保全対策、廃棄物対策、漁場保全対策等を推進するための基礎資料とすること、2) 沿岸地域住民の調査への参加を通して「ごみを捨てない心、海の環境を守ろうとする心を育む」という共通意識を醸成し、環境教育を推進することである。

同事業の調査範囲と参加人数は次第に拡大し、四ヶ国の70を超える海岸で実施されるよ

うになった。1996年の開始当初、日本の10 地方政府 16 海岸で始められ、1997年には韓国、ロシア、2002年には中国が加わり、日本海沿岸の国際共同調査に発展した。2003年には黄海沿岸の中国地方政府が加わった。2006年には日本の太平洋側にも拡大した（図 7-2 参照）⁴³。なお2007年は、日本財団からの支援を受け、漂着物の季節変動等を把握する四季調査も併せて実施された⁴⁴。

図 7-2 「海辺の漂着物調査」実施海岸



出所：NPEC ホームページ。

（2）北東アジア地域との渡り鳥に関する共同調査

渡り鳥共同調査は、富山県とロシア沿海地方との共同事業として 1998 年に開始された。海辺の漂着物調査と同様に、2000 年の第 2 回環境分科委員会で富山県が共同事業として提案し、NEAR の個別プロジェクトに位置付けられた。事業の目的は、極東地域をはじめ大陸から渡ってくるツグミ、カシラダカなどの小鳥類の渡りのルートなどを解明することにある。全国的な調査体制が日本では整備されている一方で、これらの渡り鳥の繁殖地並びに移動コースと考えられている極東地域では、日本と大陸とを往来する渡り鳥ルート等が解明されていない。そこで、渡り鳥の移動経路、寿命、繁殖開始年齢などを解明するため標識調査を共

同で実施することとされた。

同事業の調査の方法は、富山県と沿海地方が民間団体等と協力し、捕獲した個体に標識用の足環を装着後、再放鳥するもので、調査員や調査員を目指す中・高校生の沿海地方への派遣や受け入れなどにより技術交流も行っている。2001年には富山県においてハバロフスク地方、サハリン州、そして忠清南道の職員・鳥類調査に係わる人への標識調査の研修会も実施された。同年11月には、富山県内で足環を付け放鳥したカシラダカがロシアのナホトカ近郊で再捕獲され、日本海を一気に飛び越える「幻のルート」解明の手がかりを得るなど、一定の成果も上げた⁴⁵。

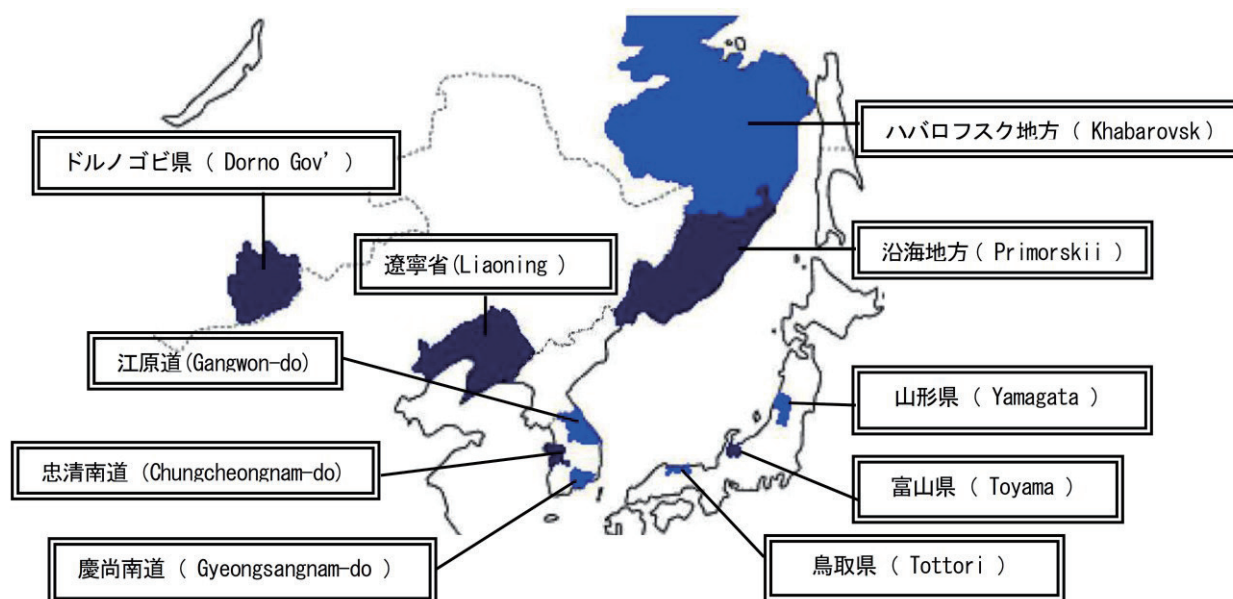
(3) 黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の構築事業

黄砂広域モニタリングは、富山県が上記の渡り鳥共同調査に代えて、2008年の個別プロジェクトとして提案したものである。事業の目的は、近年東北アジアで顕在化している黄砂などの越境大気汚染問題の解決のため、統一的な手法により環境を広域的に把握することである。

調査の方法は、予め観測地点からの距離が明確な建造物等を目視により観測し、視程を調査する「目視による視程調査」(面的把握)であり、地元の学校や企業等への参加要請を行い実施される。これらの継続的調査の実施により、東北アジアにおける広域的な濃度分布を把握し、学界と連携した黄砂の挙動解析により飛来メカニズムを解明することとしている。

2008年の試行調査を経て、2009年から2012年までの期間に実施され、2013年には調査結果の報告書が作成される予定である。参加地方政府は、山形県、富山県、鳥取県、遼寧省、江原道、忠清南道、慶尚南道、沿海地方、ハバロフスク地方、ドルノゴビ県の4か国10地方政府に広がった(図7-3参照)。

図 7-3 黄砂広域モニタリング参加地方政府



出所：富山県「平成 21 年度自治体国際協力促進事業（モデル事業） 黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の構築事業」3 頁。<http://www.clair.or.jp/j/cooperation/model/docs/06_toyama.pdf>（2013 年 6 月 22 日取得）。

以上のモニタリング事業に、「他者の生活拡大」を認める「他者肯定」の論理を見い出すことができるのか。第 1 節でも述べたように、モニタリング活動は、環境汚染発生源を追及する犯人捜しの関係性、つまり「他者の生活拡大」を認めない「他者否定」の論理とも言うべき行動原理が伏在する。しかし、地方政府間によるモニタリング活動には、汚染源追究とった犯人捜しの要素は低く、むしろ地元住民（青少年）が参加した環境教育活動の要素が強い。（1）海ごみ調査、（2）渡り鳥の共同調査、（3）黄砂広域モニタリングのいずれの活動も、地元住民（青少年）・NGO の参加による環境教育や技術交流などに比重が置かれ、「生活圈協力」としての特徴をもつ。筆者の聞き取りによれば、黄砂広域モニタリングは、環境教育を重視するために、より簡易な方法である「目視による視程調査」に重点を置いているという⁴⁶。「他者の生活拡大」を認める「他者肯定」から出発する具体的実践に他ならない。

以上、NEAR 環境協力にみる地方政府の相互関係には、「他者肯定」の実践から出発する「協生」の行動原理が抽出できることを確認した。以下では、NEAR 環境協力の代表的なプロジェクトである 1) 海ごみ調査と 2) 黄砂広域モニタリングを事例に、国家の行動原理を相対化させる潜在価値の創造ダイナミズム（創造性）を検討してみたい。

第4節 創造性

創造のダイナミズムを具体的に検討する前に、国家の行動原理に立脚した東北アジアの多国間環境協力について概観し、その課題を抽出しておく。その上で、1) 海ごみ調査と2) 黄砂広域モニタリングに関連する国家間プロジェクトと NEAR 環境協力との関係を考察してみたい。

4-1. 東北アジア多国間環境協力

(1) 重層化

東北アジアの多国間環境協力は1990年代以降緩やかに進展し、環境管理の枠組みが重層化していった⁴⁷。2009年の「日中韓共同研究」(IGES、PRCEE、KEI)は、東北アジアの環境協力体制を、1) 包括的な環境協力メカニズムと、2) 個別の環境問題を扱う環境協力メカニズムという二つのタイプに分類する⁴⁸。

1) 包括的な環境協力メカニズムについて発足順に時系列で整理すれば、1992年にスタートした政策対話フォーラムの「環日本海環境協力会議 (NEAC)」が先駆けである。NEACは、1988年に韓国の提唱で始まった日韓環境シンポジウムを母体とし、UNEPの協力の下、中国・ロシア・モンゴルが加わり新たな枠組みとして出発した⁴⁹。UNCED (地球サミット)のおよそ4か月後である。各国政府のほか、国際機関や自治体、研究機関、NGOなど多様な主体が参加するのが特徴である。これに対し、外交ルートを通じた初の公式なプログラムとして翌1993年にスタートしたのが、「北東アジア地域環境協力プログラム (NEASPEC)」である。UNESCAPの呼び掛けの下、東北アジア六ヶ国による高級事務レベル会合 (SOM)で策定されたプログラムであり、事務局はUNESCAPが務めている。大気汚染対策のためのトレーニングやデータ収集、大型哺乳類や渡り鳥の保全計画づくりなどが行われてきた⁵⁰。また、1999年には、日中韓三ヶ国環境大臣による恒常的な会合 TEMM も韓国の提案でスタートした。TEMM ウェブサイト、合同環境研修、環境教育ネットワークの展開、環境産業

円卓会議、3R セミナー、黄砂に関する共同研究、化学物質管理に関する政策対話、光化学オキシダントに関する化学研究などのプログラムが実施されている⁵¹。このほか、「日中韓共同研究」で取り上げられなかったものとして、TRADP（図們江地域開発計画）も環境協力メカニズムを始動させている。TRADP では 1995 年 12 月に環境問題に関する覚書（MOU）を締結し、淡水・海洋汚染や生物多様性に関する行動計画を策定したほか、2005 年 GTI への衣替え後も、2007 年に環境委員会設置、2011 年には同委員会の創設会合が開催された⁵²。

2) 個別の環境問題を扱うメカニズムについては、分野別に整理すれば、まず 1990 年代前半に動き始めたのが「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」である。閉鎖性海域の海洋環境保全と資源管理を目的として UNEP が 1974 年に「地域海計画」を提唱し、各国に同計画の策定を要請していた。これを受け、日本海・黄海を対象とした地域海行動計画として、日本・中国・韓国・ロシアの四ヶ国が 1994 年に採択したのが NOWPAP による多国間環境協力メカニズムである⁵³。このほか、UNDP（国連開発計画）と GEF 資金の下、2005 年に立ち上げられた黄海広域海洋生態系プロジェクト（YSLME）もある。中国と韓国、UNDP、GEF が参加する⁵⁴。さらに、東北アジアの範囲を超えるが、東・東南アジアの海域における環境保全と調和した開発を推進するため、政府・地方政府・NGO・研究機関等の連携強化を目的として、1994 年に設立された東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）もある。東北アジアからは、日本、中国、韓国、北朝鮮が参加する⁵⁵。

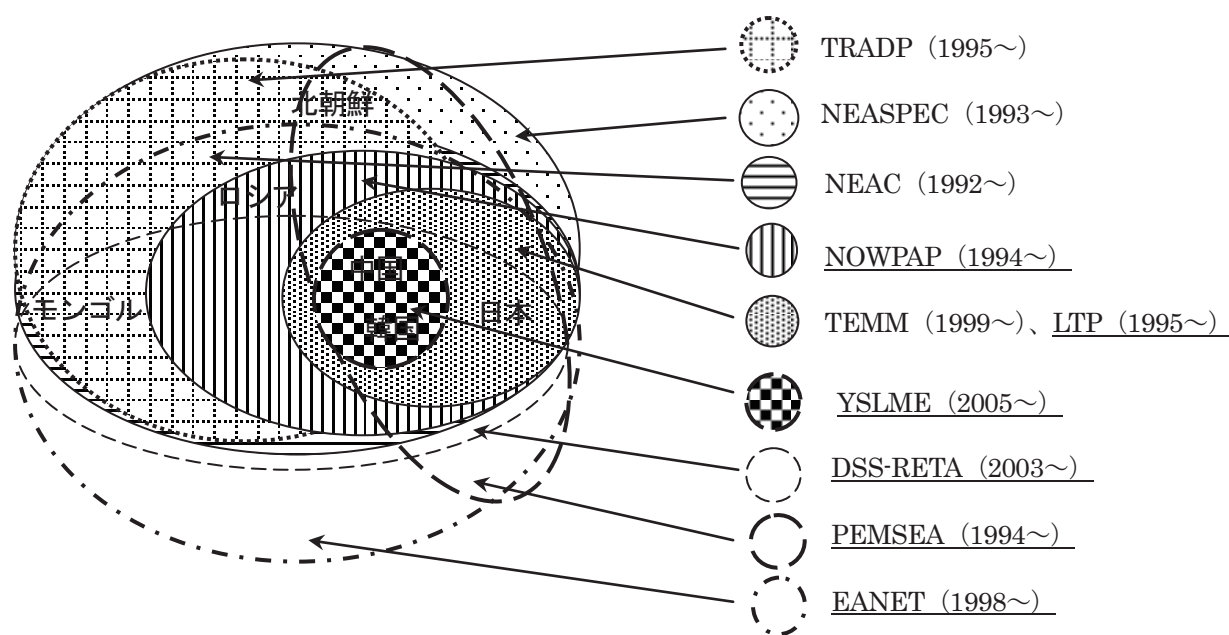
次に、越境大気汚染問題については、1995 年に「北東アジア長距離越境大気汚染共同研究」（LTP）がスタートした。LTP は「日中韓共同研究」では取り上げられなかったが、韓国の国立環境研究院が事務局を務め、黄砂や大気汚染物質の長距離輸送の実態把握とモデル化することを目的とした共同研究を行っている。1998 年には、日本のイニシアティブで組織された「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」が試行稼働を開始し、2001 年からは本格稼働へと移行した。EANET は、東北アジアの範囲を超えて、東南アジアにも広がる酸性雨の広域モニタリングネットワークである⁵⁶。最後に、黄砂対策としての

「DSS-RETA 黄砂対策地域技術協力プロジェクト（DSS-RETA）」は 2003 年から、アジア開発銀行（ADB）および GEF（地球環境ファシリティ）の資金を活用し、フェーズ I をスタートさせた。

このように東北アジアの多国間環境協力メカニズムは、緩やかながら進んでいる。重層化

する協力枠組みを参加国の視点で整理したものが、図 7-4 である。国家間の外交関係やホスト機関の国際的メンバーシップに応じて、枠組みの参加国が異なる⁵⁷。すべてのメカニズムに参加するのは、中国と韓国である。

図 7-4 東北アジアの多国間環境協力メカニズムと参加国



注 1：下線は個別の環境問題を扱うメカニズム。

注 2：EANET は東北アジアを超える枠組みであるが、日本のイニシアティブで組織されたものであり、「日中韓共同研究」でも取り上げられていることから、本論でも対象とした。東南アジアの参加国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーである。

出所：Wakana Takahashi, "Problems of Environment Cooperation in Northeast Asia: The Case of Acid Rain", in Paul Haris, ed., *International Environmental Cooperation*, (University Press of Colorado) 2002, p.234 を参考に、LTP、DSS-RETA、EANET を加えて筆者作成。

(2) 課題

だが、これらの協力枠組みは、期待されたよりも脆弱で質的には停滞し、依然として「萌芽段階」(embryonic stage)⁵⁸にある⁵⁹。環境質の改善というよりも、地域の環境問題の共通認識を深めつつ緩やかな合意形成を図るための枠組みという性格が強い⁶⁰。「日中韓共同研究」では、これら東北アジア環境協力メカニズムの課題を実効性の観点から以下の課題を抽

出した⁶¹。

- 1) 国内での実施体制および包括的な枠組みが設けられていない。それぞれのメカニズムは異なる意思決定過程や事務局体制を持ち、個別に運用されていた。
- 2) 重要環境問題として挙げられたいくつかの課題は未だ取り上げられていない。また特定の問題を扱う環境協力メカニズムにおいては、その活動はモニタリングとデータ収集に限定されており、政策決定プロセスの参考となるための科学的知見が十分ではない。さらに、異なるメカニズムの間で重複した活動が確認された。
- 3) それぞれのメカニズムへの参加国からの貢献度にばらつきがある。北朝鮮の不参加、または一部の参加国からの貢献度の低さが認識される一方、日本、中国、韓国の3か国はほぼすべての環境協力メカニズムに参加していることが確認された。
- 4) 資金確保が不安定である上、特定の国からの資金提供に依存する不均等な状況が生じている。同時に、多くのメカニズムは資金不足によりその活動規模が限定され、確実な成果達成が不可能となっていた。
- 5) 市民団体、民間企業、そして地方自治体の参加が、とくに意思決定プロセスにおいて限定されていた。

このように東北アジアの多国間環境協力は、東南アジアや南アジアと比べてみても、実態は停滞している⁶²。コモリ (Y. Komori) はその脆弱性の要因として、1) 中央政府の優越と制限された非国家アクターの役割、2) オーバーラップする環境イニシアティブを調整するメカニズムの不在、3) 環境悪化の軽減に関する明白な結果の不在——の三点を挙げる⁶³。また、NOWPAP を考察したチェン (S. Y. Chung) は、覇権国家による制度形成のリーダーシップを重視し、1) 中国は環境政策や科学的知識、2) 日本は歴史問題の存在や政治的イニシアティブ、3) 韓国は政治経済的影響力がそれぞれ欠如することからリーダーシップを発揮できないとした⁶⁴。EANET を考察したキム (I. Kim) によれば、中長期的な便益が不透明な故に、初期費用がかさむことにあるという⁶⁵。一方で、「日中韓共同研究」は、その原因として以下の八点を指摘する⁶⁶。

- 1) 環境協力に関するビジョンと方向性に関する包括的な地域の枠組みが存在しない。
- 2) 環境協力システムの歴史が比較的浅い。
- 3) 貿易やその他の分野での地域協力体制が存在しない。

- 4) 明確なリーダーシップを発揮する国が存在しない。
- 5) 環境協力メカニズムの意思決定プロセスに影響を与える政治的緊張が今も残っている。
- 6) 地域環境問題の原因と他国に与える環境影響に関して、科学的根拠と評価が不十分。
- 7) 参加国の間で異なった環境協力メカニズムへ異なる度合いの貢献が見受けられる。
- 8) 参加国のコミュニケーションにおいて、言語の壁が今なお存在する。

いずれにせよ、国家次元の環境協力の底流には、第1章でも既述したように、合理性を評価基準とした「国益」の追求が伏在していると言ってよいだろう。存在の脅威・安定化に対応した情 (emotional identity) と所有の増減に対応した利 (functional identity) の両者に、行為志向性の重点が置かれている。「仕切った空間を排他的に支配する主権によって保証され」た国家の行動様式の中に⁶⁷、領土的アイデンティティを克服した原理を見出すことは困難である。共通の問題に対する国際協調活動とはいえ、領土的アイデンティティから解放された理のアイデンティティ (issue-oriented identity) に立脚したものとは言い難い。東北アジア国際関係で支配的な国家の行動原理である自己利益追求型の伝統が根強い。

では、こうした東北アジアで支配的な国家行動の伝統を相対化するダイナミズムが、理に立脚した争点志向型の NEAR 環境協力を具体像を見出すことができるのか。NEAR 環境協力の代表的な二つのプロジェクト (海辺の漂着物調査、黄砂広域モニタリング) を取り上げ、国家次元の協力 (NOWPAP と DSS-RETA) との関係をも具体的に考察してみたい。

4-2. NOWPAP と NEAR

(1) NOWPAP における海洋ゴミに対する取り組み

個別の環境問題を扱う多国間環境協力メカニズムの先駆けである NOWPAP は、緩やかなプラットフォームであり、条約形式をとるものではない。活動資金は主に参加国からの拠出金によって賄われる。最高意思決定機関の政府間会合 (IGM) が年一回、各国持ち回りで開催され、活動方針・事業計画を決定してきた。1999年の第4回 IGM (北京) では、事業を推進する地域活動センター (RAC) の設置が決定され、2000年から2002年にかけて四つの RAC (CEARAC、DINRAC、POMRAC、MERRAC) が各国にそれぞれ設置された⁶⁸。ま

た、2000年の第6回IGM（東京）では、事務局機能を担う地域調整部（RCU）を富山県と釜山広域市に共同設置することが決定され、2004年11月に開設、2005年1月から正式稼働した。

具体的なプロジェクトとしては、1) 対象海域の海洋環境に関するデータベースの構築、2) 各国の海洋環境保全に関する法令等の内容の調査、3) 対象海域の環境モニタリングプログラムの作成、4) 海洋汚染事故（油汚染）への準備及び対応、5) 各分野の活動の拠点となる地域活動センター（RAC）の指定、6) 海洋・沿岸環境に関する普及啓発、7) 陸上起因の汚染に対する評価と管理——などが実施されてきた⁶⁹。

とくに漂流・漂着ゴミに関する取り組みについては、2004年の第9回IGM（釜山）において基本合意に達し、2005年の第10回IGM（富山）で「海洋ゴミに関する実施計画

（MALITA）」が採択された。これを受け、2006年から2007年にかけて、1) 各国フォーカルポイント及び関係機関によるネットワークの構築、2) NOWPAP 海洋ごみデータベースの構築、3) NOWPAP 海洋ごみワークショップの開催（6回）、4) 各種レポート・ガイドライン・パンフレット等の刊行⁷⁰、5) 国際海岸クリーンアップキャンペーン（ICC）の開催⁷¹などが実施されてきた。

これらMALITAの成果を踏まえ、2007年10月の第12回IGM（厦門）において、「NOWPAP 海洋ごみ地域行動計画（RAP MALI）」の基本合意に達し、同年11月のRAP MALI 作業部会にて最終ドラフトを策定。参加各国による承認を経て、2008年からNOWPAPの海洋ゴミに対する活動はRAP MALI という新たな段階へと進むこととなった。RAP MALI では、1) 海洋・沿岸環境での海洋ゴミの発生・流入防止、2) 海洋ゴミの量・分布状況の監視、3) 既存の海洋ゴミの除去——の三つが目標に掲げられ、具体的な活動が行われている⁷²。

だが、NOWPAPによる多国間環境協力が順調に進展しているわけではない。日本、中国、韓国の間で漂着ゴミの処理費用をめぐる「神経戦」が起こりつつあるという⁷³。日本で韓国に処理費用を請求しようという動きがある一方で、韓国では中国起源のごみが韓半島にきていることから中国が費用を支出すれば韓国も日本に支払えるとして日本の請求を拒絶する。韓国国土海洋部は2011年5月、中国起源のごみ移動経路を立証する研究に乗り出した⁷⁴。同年12月には海外から流入したゴミ（6.7%）のうち中国起源と推定されるものが96.4%であるという調査結果を発表した⁷⁵。このように国家次元の環境協力が、自国の視点から見た被

害者・加害者といった捉え方に陥り、犯人捜しの協力関係へと転化した。「東アジア圏域が北太平洋における海洋ごみの主要発生地域であるという広い視野に立ち、共同で問題解決に取り組む体制を構築」⁷⁶しようというよりも、自己利益追求型の伝統が国家レベルの環境協力にも根強いことを示している。

(2) NEAR の海ごみ調査との関係

一方で、NEAR における海ごみ調査は、ローカル次元の交流・協力の中で、「他者肯定」から出発する「協生」的關係を緩やかに構築してきた。前述のように同事業は富山県の提唱で 1996 年度から開始され、2000 年の第 2 回環境分科委員会で NEAR のプロジェクトに採択された。NOWPAP のほうが NEAR よりも早く組織されたとはいえ、NOWPAP が海洋ごみプログラムの MALITA に着手するのは 2006 年に入ってからである。すなわち、NEAR のプロジェクトは NOWPAP のプロジェクトよりもおよそ 10 年も前にスタートしたことになる。地方レベルの環境協力が多国間環境協先に先行した典型例といえよう。

こうした先行的な NEAR プロジェクトは次第に、韓国、ロシア、中国も加わり、調査対象範囲が拡大した。そして同プロジェクトの経験・ノウハウと調査成果が、2006 年から始まった MALITA の中で活用されていく。海ごみ調査は 2006 年には日本の太平洋側地方政府にも拡大し、NEAR の範囲を超えた広がりを見せる。また、MALITA による海洋ゴミデータベースの構築過程において、NEAR の海辺の漂着物調査による調査手法とデータが、基礎的なものとして利用されていく。筆者の聞き取りによれば、海洋ごみの調査方法とデータについて、日本・韓国に関しては環境 NGO の JEAN/クリーンアップ全国事務局（当時）によるモニタリング・データの蓄積があったのに対し、中国・ロシアに関しては、NGO 等によるデータの蓄積も無く、NEAR の海ごみ調査による成果が唯一のベースになったという⁷⁷。

これらは地方レベルの国際環境協力の重要な特徴を示唆している。第一に、地方政府は中央政府に比べると、地域における環境問題の影響を身近に感じ、迅速な対策と問題の可視化を迫られる（感性）。第二に、地方政府は国家間の対立関係等とは一定の距離を置いて、トランスナショナルで柔軟な協力関係を構築しやすい（柔軟性）。第三に、地方政府は環境 NGO とも異なり、統治行為体として一定の責任性の下、地方政府間ネットワークを活用し得る（責任性）。第四に、地方政府は環境負荷低減のための一定のノウハウを保持している

(効率性)。

NEAR の環境プロジェクトによるデータの蓄積は日本国政府による政策形成の基礎にもなっていた。NOWPAP の MALITA の取組みと並行して日本政府でも漂流・漂着ゴミに関する協議・対策が進められ、2006 年 4 月、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」が設置、2007 年 3 月には関係省庁が当面取り組むべき施策等についての「とりまとめ」が提出された。ここでも、NEAR の海ごみ調査による調査手法と調査結果が紹介されたのであった⁷⁸。なお、2009 年 7 月には、議員立法により、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成 21 年法律第 82 号) が全会一致で可決・成立し、2010 年 3 月には「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定された。

このように、NEAR のプロジェクトは、多国間環境協力である NOWPAP に先行する形で着手され、後に NOWPAP や日本政府による政策形成の基礎となった。換言すれば、海ごみ協力空白地帯において、ローカル次元の交流・協力関係が先行して、「生活圏協力」ともいふべき、住民参加型の「協生」的秩序を緩やかに創造していたのである。そして、自己利益追求型の伝統によってしばしば支配される国家次元の相克関係を部分的に補完する機能を果たした⁷⁹。

4-3. DSS-RETA と NEAR

(1) DSS-RETA の取り組み

DSS-RETA は、ADB、国連砂漠化対処条約事務局 (UNCCD)、UNESCAP、UNEP の 4 国際機関と、日本、中国、韓国、モンゴルの四ヶ国が共同して立ち上げた東北アジアの黄砂防止・抑制に関するプロジェクト (RETA6086) である⁸⁰。2002 年 12 月に ADB 及び地球環境ファシリティ (GEF) からプロジェクトの承認を受け、2003 年 7 月に開始された。フェーズ I (2003-05 年) では、黄砂対策関連情報の収集評価が実施された上で、1) 黄砂のモニタリング・早期警報ネットワークの確立に向けた段階的なプログラム、2) 黄砂発生源における対策技術および投資戦略——に関するマスタープランが作成され、2005 年に報告書

がまとめられた⁸¹。

同フェーズ I が進められる中、2004 年 12 月には第 6 回 TEMM に併せて、黄砂問題をテーマとする初めての日中韓モンゴル大臣会合が開催され、黄砂のモニタリングネットワークと早期警報システムづくりに向けた協力や専門家ネットワークの立ち上げが合意された。これを受け、DSS-RETA フェーズ II のプロジェクトに先立ち、2005 年 8 月には第 1 回黄砂モニタリング専門家ネットワーク会合が開催され、「モニタリング・データ共有のための標準的な地域共通手法の検討」が謳われた。また、2006 年 12 月の第 8 回 TEMM では、「モニタリングネットワーク促進のための人材育成やデータ共有の必要性」が認識され、日中韓局長会合を開催することに合意した⁸²。そして 2007 年 9 月の第 2 回中韓三カ国黄砂局長会合（東京）で、黄砂共同研究のための運営委員会が発足し、同年 12 月の第 9 回 TEMM での合意を経て、2008 年より、1) 黄砂モニタリング・早期警報システム、2) 発生源対策の二つの作業グループの下で共同研究が行われている。

だが、DSS-RETA による多国間環境協力が順調に進展しているわけではなく、「初歩的段階」(rudimentary stage)にとどまっている⁸³。未だに DSS-RETA フェーズ II が立ち上げられることもなく、停滞している。背景には、TEMM に基づく共同研究が始まろうとしていた矢先の 2006 年 11 月、中国が気象局第 13 号令「気象探測・資料管理規定」を公布し、気象観測データを国の安全と利益に係わる機密情報であるとしてデータの公開に制限をかけたことにある（翌 2007 年 1 月施行）⁸⁴。黄砂情報だけにとどまらず、オキシダント濃度などこれまでデータ交換をしていた他の情報にも制限をかけた。2007 年 4 月には「酸性雨及び黄砂モニタリングネットワーク整備計画」の合意に反し、環境省黄砂飛来情報（ライダー黄砂観測データ提供ページ）の試験運用直前にデータを提供しない旨を通告⁸⁵。翌 2008 年 2 月の本格運用後も同ページの精度は確保できないままにある⁸⁶。このように DSS-RETA に関する国家次元の環境協力にも、海ごみ協力と同様に、自己利益追求型の行動様式が伏在していた。犯人捜しの協力関係へと転化していくにつれて、国益が頭をもたげてきたのであった。

（2）NEAR の黄砂広域モニタリングとの関係

一方で、NEAR における黄砂広域モニタリングは、富山県の提唱により 2009 年から実施

され、ローカル次元の交流・協力関係の中で、「他者肯定・自者肯定」の「協生」的秩序を緩やかに構築してきた。国家行動の伝統によって膠着した国家次元の環境協力を克服しようとする戦略・意図が内在していた。

富山県が黄砂問題に取り組む背景には、これまで、1) 標高別黄砂対策調査、2) 黄砂実態解明調査への協力（環境省）、3) ライダー設置への協力（環境省）、4) 調査研究（「標高別黄砂成分等に関する研究」「東アジア地域からの大気降下物に関する研究」）などの取り組みによって技術・ノウハウを蓄積してきたことが挙げられる。こうした技術・ノウハウを背景として富山県は、地域レベルの貢献を図るため、NEARの枠組みにおける黄砂広域モニタリングの実施を模索していた。

直接の契機となったのは2007年12月、第9回TEMMを富山に誘致したことにある。地方都市で初めてTEMMが開催された。富山県は、「地域レベルの環境保全の取り組みをより一層強化し、幅広い主体が取り組みに参加する機運を盛り上げるため」、日中韓口の地方政府、経済界、学界の代表者が一堂に介する「北東アジア環境パートナーズフォーラム in とやま」をTEMMと併催した。富山県は、同フォーラムで採択された「とやま宣言」を、TEMMの共同コミュニケに盛り込ませることに成功した⁸⁷。これを機に、富山県は2008年、NEAR環境分科委員会で黄砂広域モニタリングを提唱し、具体化させていくのであった。

このようにNEARの黄砂広域モニタリングは、多国間環境協力の進展と軌を一にしていた。だが、国家間関係に追随するものではなかった。先述の1) 敏感性、2) 柔軟性、3) 責任性、4) 効率性という地方レベルの環境協力の特徴を基に、むしろ多国間環境協力の停滞を横目に、地方独自の戦略によって開始されたものであった。実際、調査の方法は、浮遊粒子状物質（SPM）調査という高度な手法ではなく、簡易的な「目視による視程調査」が採用され、地域の環境教育に重点が置かれた。また参加地方政府も、山形県、富山県、鳥取県、遼寧省、江原道、忠清南道、慶尚南道、ドルノゴビ県のほか、沿海地方やハバロフスク地方など、DSS-RETAやTEMMの範囲を超えてネットワークが構築された。

興味深いことに、中国が「気象探測・資料管理規定」を施行した2007年以降、国家次元の環境協力が停滞していたにもかかわらず、ローカル次元のNEARの枠組みには中国の地方政府が参加していた。2008年遼寧省・吉林省、2009年遼寧省、2010年遼寧省がそれぞれ参加したのである。

このように NEAR のプロジェクトは、多国間環境協力である DSS-RETA や TEMM の取組みに追随した取組みというよりも、国家次元の環境協力の相克を部分的に補完しようとする地方独自の取組みであった。換言すれば、東北アジア国際関係で支配的な自己利益追求型の国家行動の伝統を、新しいローカル次元の状況から相対化する試みでもあったといえよう。ローカル次元の交流・協力関係が、「生活圈協力」ともいうべき、「他者肯定」から出発する「協生」的秩序を緩やかに創造していたのである。

第5節 課題

NEAR 環境協力は、国家の行動原理を相対化させるダイナミズム（創造性）を内包し得るものの、抱える課題も多い。以下、三点指摘しておこう。

第一に、実施された共同プロジェクトのほとんどすべてが富山県提案の事業であり、他の地方政府のイニシアティブが乏しい。表 7-3 に、環境分科委員会における提案個別プロジェクト一覧と実施状況を整理した。多様な個別プロジェクトが富山県のほか、沿海地方、ハバロフスク地方、イルクーツク州、忠清南道などからも提案されているが、NEAR のプロジェクトとして実現したものはほとんどが富山県提案の事業であった。例えば、島根県が 2000 年個別プロジェクトとして提案した「北東アジア野生生物調査事業」は、三ヶ国五自治体（富山県、江原道、ハバロフスク地方、沿海地方、サハ共和国）が参加の意思表示を条件付きで示したものの、資金不足を訴えるところが複数あったことを一因として実施には至らなかった。沿海地方はこれを受けて、2001 年の第 3 回環境分科委員会において、「多くの興味深い個別プロジェクトが、財源不足により実行されていない」と指摘し、「個別プロジェクトの追加財源として、特別な国際地域間基金の創立という手段を議論する必要がある」との提案を行った。

第二に、個別プロジェクトへの参加状況にばらつきがあり、サブリージョナルな共同のプロジェクトとしては未成熟であること。海ごみ調査では 27 地方政府へと参加が拡大したものの、減少傾向が見られる。黄砂広域モニタリングの参加地方政府は 14 地方政府に止まる。渡り鳥調査に至っては、富山県・沿海地方という二地方政府間のプロジェクトに過ぎない。

また、環境分科委員会への参加状況は、参加数は NEAR の全構成地方政府のうち 2 割程度にとどまり（表 7-4 参照）、参加状況に偏差が見られる⁸⁸。

第三に、個別プロジェクトが依然として、初歩的段階に止まっている。いくつかのプロジェクトが共同モニタリングの段階に達しているが、問題の共通理解を深めることに焦点が当てられ、具体的な対策を形成するための合意形成についてはスコープの外にある⁸⁹。また、地元住民が参加するとはいえ、一部の青少年の参加に限定されており、環境 NGO との連携・協力や地域全体の環境問題の認識共有、地域住民による環境協力の活発化への影響力は必ずしも大きくない⁹⁰。

地方間環境協力の成功要因について、北九州市・大連市の国際環境協力の事例を基に考察した辛相範（Shin Sangbum）は、成功要因として次の三点を指摘する⁹¹。1) 自治体が独自で環境政策を樹立あるいは執行できる自主性を持っていること（政策自主性）、2) 中央政府・企業・団体・環境団体など他の行為者らが役割を果たす国内の環境ガバナンスの充実（国内環境ガバナンス）、3) 中央レベルの協力より小さい政策資源、とくに資金の規模の確保（財源確保）。二都市間環境協力とマルチラテラルな環境協力とでは前提条件が異なるとはいえ、NEAR 環境協力の背景にも同根の課題がある。地方自治が未成熟な東北アジアでは、辛が掲げた成功三要素のいずれもが限界に直面している⁹²。

しかしながら、NEAR 環境協力は脆弱ながらも着実に、ローカル次元での「協生」的な秩序を構築している。環境分科委員会の明示的な協力プロジェクトではないものの、NEAR 環境協力がモンゴル・セレンゲ県への造林事業にも広がりを見せたことは興味深い。セレンゲ県は 2001 年から松（トズン・ナルス）の森を国立公園に登録して共同で造林事業に取り組んでいたが、2006 年 9 月の第 6 回 NEAR 総会で同県は、「北東アジア地域自治体連合の環境分科委員会が 690ha の造林に投資してくださり、その地の一部を『北東アジア地域自治体連合』と名付けました」と報告した⁹³。モニタリングのレベルを超えて、具体的なプロジェクトに至ったことを示唆している。環境分科委員会の報告書等において同事業が取り上げられたことは無く、実態としては環境分科委員会の枠組みの外で行われた可能性が高いが、モンゴルの国立公園の一部に NEAR の名称が付されたことの意義は大きい。

表 7-3 環境分科委員会における提案個別プロジェクト一覧と実施状況

年度	提案事業	提案自治体	実施状況
2000	1 日本海沿岸の海辺の埋没・漂着物調査	富山県	○
	2 北東アジアとの渡り鳥に関する共同調査	富山県	○
	3 水環境の保全について(水環境モニタリングに係る調査結果等の情報交換)	兵庫県	○
	4 北東アジア野生生物調査事業	島根県	○
	5 南東トランスバイカルにおける自然水及び排水からの汚染固定のための自然吸着剤の研究	ブリヤート共和国	
	6 日本海汚染防止のための国際環境基金の設立	沿海地方	
	7 日本海の生態系に関する実地調査	沿海地方	
	8 「図們江流域の開発計画」による日本海の生態系に対する越境人為的汚染の影響についての調査	沿海地方	
	9 アムール川環境状況調査—国境を越える影響によるその形成の観点から—	ハバロフスク地	
	10 アムール川と日本海の大陸棚への越境汚染調査	ハバロフスク地	
	11 極東スッポン(Trionyx sinensis)の評価、アムール流域の生息数	ハバロフスク地	
	12 日本海の海洋汚染防止(北東アジア地域の地方自治体による協力による)	ハバロフスク地	
	13 北東アジアのガン類の渡り鳥調査	ハバロフスク地	
	14 アムール川流域でのオリエンタル白コウノトリの巣と越冬地の記録	ハバロフスク地	
2001	1 日本海沿岸の海辺の埋没・漂着物調査	富山県	○
	2 北東アジアとの渡り鳥に関する共同調査	富山県	○
	3 アムール川流域の水質及び国境を越えた汚染の共同モニタリング	ハバロフスク地	
	4 北東アジア地方自治体の共同作業による日本海汚染の防止	ハバロフスク地	
	5 カタシロワシの調査及び保護	イルクーツク州	
	6 ゴロミヤンカの生態系調査及び経済的利用の見通し	イルクーツク州	
	7 北東アジア地域国際環境シンポジウム	北東アジア地域環境協力推進協議会	○
2002	1 日本海沿岸の海辺の埋没・漂着物調査	富山県	○
	2 北東アジアとの渡り鳥に関する共同調査	富山県	○
	3 環日本海地域「山の生物多様性」国際シンポジウム	富山県	○
	4 北東アジア地域国際環境シンポジウム	北東アジア地域環境協力推進協議会	○
	5 バイカル湖の天然のバイオフィルターとしてのセレンガ川デルタ	ブリヤート共和国	
	6 高機能の炭素吸着剤を用いた石油製品からの水質保全システム開発	イルクーツク州	
	7 ユーラシアの2大古湖(バイカル湖、琵琶湖)の生態系における生物多様性の共同研究	イルクーツク州	
	8 南西バイカル湖における渡り鳥国際ステーションの設置	イルクーツク州	
2003	1 NEAR環境分科委員会の環境政策に係る情報交流	富山県	○
	2 農村地域の生活排水処理技術に関するシンポジウム	忠清南道	
	3 環境NGOへの行政参加に関するシンポジウム	忠清南道	
	4 北東アジア地域国際環境シンポジウム	ハバロフスク地方、日本側8自治体	○
	5 日本海・黄海沿岸海辺の漂着物調査	富山県	○
	6 北東アジアとの渡り鳥に関する共同調査	富山県	○
2004	1 北東アジア青少年環境シンポジウム	忠清南道、富山	○
	2 日本海・黄海沿岸海辺の漂着物調査	富山県	○
	3 北東アジアとの渡り鳥に関する共同調査	富山県	○
2005	1 日本海沿岸の油汚染の現状評価	沿海地方	
	2 北東アジア地域環境保護国際ユースシンポジウム	沿海地方	○
	3 北東アジア青少年環境シンポジウム	遼寧省、富山県	○
	4 日本海・黄海沿岸海辺の漂着物調査	富山県	○
	5 北東アジアとの渡り鳥に関する共同調査	富山県	○
2006	1 日本海における海底地形及び底生生物群集の生物多様性と分布の調査	沿海地方	
	2 北東アジア青少年環境シンポジウム	沿海地方、富山	○
	3 日本海・黄海沿岸海辺の漂着物調査	富山県	○
	4 北東アジアとの渡り鳥に関する共同調査	富山県	○
2007	1 日本海・黄海沿岸海辺の漂着物調査	富山県	○
	2 北東アジアとの渡り鳥に関する共同調査	富山県	○
	3 北東アジア青少年環境シンポジウム	富山県	○
2008	1 第3回国際環境フォーラム「境界のない自然」	沿海地方	○
	2 黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の構築	富山県	△
	3 北東アジア地域環境体験プログラム	富山県	○
	4 日本海・黄海沿岸海辺の漂着物調査	富山県	○

注：2008年の黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の構築は、2009年3月を目途として実施予定である。

出所：環境分科委員会資料より作成

表 7-4 環境分科委員会への参加状況

参加地方政府	1999 第1回	2000 第2回	2001 第3回	2002 第4回	2003 第5回	2004 第6回	2005 第7回	2007 第8回	2009 第9回	2011 第10回	計
日本	青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎				6
	新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎		9
	富山県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	10
	石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		9
	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎				6
	京都府	◎		◎			◎	◎			4
	兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			7
	鳥取県	○	○			◎			◎	◎	6
	島根県	◎	◎	◎	◎	◎					5
	(山口県)				○						1
(長崎県)									○	1	
中国	黒龍江省			○	○	○	○		○	○	7
	遼寧省	○			○	○	○	○	○		6
	山東省	○			○	○	○	○			6
	寧夏回族自治区			○							1
	(吉林省)	○									1
(湖南省)								○		1	
韓国	江原道					◎	◎	◎	◎	◎	6
	忠清北道			○					○		2
	忠清南道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	10
	全羅北道	○	○								2
	全羅南道	○									1
	慶尚北道	○			○	○	○	○			5
	慶尚南道								◎		1
	蔚山広域市								○		1
ロシア	サハ共和国										0
	カムチャツカ地方		○								1
	ハバロフスク地方	◎			◎			◎	◎	◎	6
	沿海地方		◎		◎		◎	△	◎	◎	6
	アムール州		◎								1
	サハリン州		◎		◎			◎			3
	ブリヤート共和国	◎									1
	ザバイカリエ地方										0
(極東ザバイカル協会)		○	○							2	
モンゴル	中央県	○			○	◎	◎				4
	セレンゲ県						◎				1
	ドルノゴビ県							○			1
	ウブルハンガイ県								○		1
合計	19	15	13	17	14	15	14	10	15	10	—

注：●はコーディネート自治体、◎は構成自治体の参加、○は非構成自治体の参加、△は文書提出のみを表す。

出所：環境分科委員会資料を基に作成。

小 括：創造性の NEAR 環境協力

本章では、NEAR 環境協力について、環境分科委員会のコーディネート地方政府である富山県の行為志向性および協力態様の特徴などを考察し、国家の行動原理を相対化させる潜在価値の創造ダイナミズム（創造性）を抽出できるのか検討した。本章の要点は以下の通り。

①富山イニシアティブと理（issue-oriented identity）の環境協力

NEAR 環境協力は、国家（中央政府）による政策誘導というよりも、富山県独自のローカル・イニシアティブとしての要素が強かった。深刻な産業公害と自然環境汚染の克服過程で蓄積された環境保全技術や環境行政の手法といった「道具と能力」の認識と、環日本海協力においてリーダーシップを発揮しようと環境分野に戦略的重点を置く独自の「意志」があった。また、NEAR 環境協力には、自治体国際環境協用に一般的な特徴である「交流活性化志向」ではなく、サブリージョナルな共通の争点を探求し是正しようとする理（issue-oriented identity）の行為志向性が確認できる。

②「協生」の環境協力

環境プロジェクトの協力形態は、「とやま宣言」に描かれた三つのタイプ、すなわちモニタリング・技術情報共有・環境教育に分類可能である。いずれの活動も、地元住民（青少年）が参加する環境教育や各地域固有の問題に関する技術交流などであり、いわゆる「生活圏協力」である。いわば「他者の生活拡大」を認める「他者肯定」から出発する実践に他ならない。一般的にモニタリング活動は、環境汚染発生源を追及する犯人捜しの関係性、つまり「他者の生活拡大」を認めない「他者否定」の行動原理が伏在する。だが、NEAR 環境プロジェクトにおけるモニタリング活動は、環境教育活動の要素が強く、むしろ「他者肯定」型の協力関係である。NEAR 環境協用にみられるローカル次元の交流・協力活動には、「他者肯定・自己肯定」の「協生」型の行動原理が確認できる。

③創造性

東北アジアの多国間環境協力は 1990 年代以降緩やかに進展し、環境管理の枠組みも重層化した。だが、国家次元の環境協力の底流には合理性を基準とした「国益」の追求が伏在し、自己利益追求型の行動原理が根強く、折に触れて対立が顕在化する。

これに対し、理 (issue-oriented identity) の NEAR 環境協力は、こうした国家の行動原理を相対化するダイナミズムとして捉えることが可能である。NEAR の海ごみ調査は、国家間協力の NOWPAP に先行する形で着手され、調査手法と基礎データが後に NOWPAP の政策形成段階で活用された。つまり、海ごみ協力空白地帯において、ローカル次元の新たな状況から「生活圏協力」が先行し、国家次元の相克関係を部分的に補完する機能を果たした。

一方、NEAR の黄砂広域モニタリングは、国家次元の DSS-RETA の取組みと軌を一にしてスタートした。しかし、国家間関係に追従する形で開始されたものではなかった。多国間環境協力の停滞を横目に、地方レベルの環境協力の特徴 (敏感性、柔軟性、責任性、効率性) を背景として、地方独自の戦略によって開始されたのであった。新しいローカル次元の状況から国家次元の相克を相対化する試みでもあったといえよう。

かくして、NEAR 環境協力は、ローカル次元のネットワークを基に、理 (issue-oriented identity) の価値観と「協生」の行動原理という、潜在価値の創造ダイナミズムであった。国家・国境を基準に、力と利益の価値観、勢力均衡の行動原理が根強い東北アジアの伝統をどこまで相対化できるのか。イニシアティブの富山偏重、プロジェクト参加状況の偏差、初歩的段階など多くの問題も抱える NEAR 環境協力の今後の課題である。

- 1 近年の研究成果として以下を挙げておく。松岡俊二「アジアの地域環境制度の形成と地域統合」(『アジア太平洋討究』No.16、2011) 1-19 頁、Yasumasa Komori, “Evaluating Regional Environmental Governance in Northeast Asia,” *Asian Affairs: An American Review*, Vol.37, No.1, pp.1-25, Chan-woo Kim, “Northeast Asian Environmental Cooperation: From a TEMM’s Perspective,” *Korea Review of International Studies*, Vol.12, No.2, 2009, pp.19-36, Inkyoung Kim, “Environmental cooperation of Northeast Asia: transboundary air pollution,” *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol.7, No.3, 2007, pp.439-462.
- 2 自治体の国際環境協力を研究対象とした先行研究で比較的材料をまとめているものとしては、FASID (研究代表者: 竹内正興)『地方自治体における国際環境協力の今後のあり方に関する研究—ヨーロッパの地方自治体における国際環境協力の事例を参考にして—』、1998年12月、勝原健『東アジアの開発と環境問題: 日本の地方都市の経験と新たな挑戦』勁草書房、2001年、CLAIR (財)自治体国際化協会 「中国の環境問題と地方自治体の国際協力」『CLAIR REPORT』第213号、2001年、高木直人「環境国際協力と都市ネットワーク」仲村政文・葛川正義・伊藤維年編著『地域ルネッサンスとネットワーク』ミネルヴァ書房、2005年、(財)九州経済調査会(研究代表者: 高木直人)『地方からの日中環境協力—九州モデルの構築に向けて—』NIRA 助成研究報告書 0665、2006年9月、などがある。
- 3 NEAR 環境協力の事例紹介を行ったものとして、吉田均「循環型社会のための自治体国際協力」(小泉格編『日本海学の世紀3 循環する海と森』角川書店)2003年、172-84 頁、富山県生活環境部環境政策課「環日本海環境協力事業の推進」(CLAIR『自治体国際化フォーラム』第169号)2003年、5-7 頁、富山県生活環境文化政策課「富山県の国際環境協力」(CLAIR『自治体国際化フォーラム』第225号)2008年、10-12 頁など。吉田は、自治体環境協力を循環型社会構築の原動力として期待するとともに、地域住民の参加を課題として指摘する。ただし、いずれも NEAR 環境協力を事例として紹介したに過ぎず、分析・考察したものとは言い難い。
- 4 Policy Research Center for Environment and Economy of the Ministry of Environmental Protection of China (PRCEE), Institute for Global Environmental Strategies (IGES), Korea Environment Institute (KEI), “Tripartite Joint Research on Environmental Management in Northeast Asia,” *Junary*, 2009, pp.71-72.
<http://enviroscope.iges.or.jp/modules/envirolib/upload/2253/attach/nea_report_final.pdf> (2013年6月7日取得)。
- 5 2013年現在までに83か国1000以上の地方政府が参加し、地球環境分野における最大の国際自治体連合へと発展している。詳しくは ICLEI のホームページを参照されたい。
<<http://www.iclei.org/>> (2013年6月14日取得)。
- 6 2003年3月1日までにローカルアジェンダ21を策定済みの自治体は、47都道府県、12政令指定都市、318市区町村(政令指定都市を除く)となっている。環境省「『ローカルアジェンダ21』策定状況等調査結果について」(2003年5月13日) <<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=4101>> (2008年12月8日取得)。
- 7 なお、同大綱は2003年に改正され、「援助政策の立案及び実施体制」として国内の NGO や自治体等の関係者が ODA に参加し、その技術や知見を活かすことができるよう連携を強化することが定められた。
- 8 自治体環境政策については、寄本勝美・原科幸彦・寺西俊一編著『地球時代の自治体環境政策』(ぎょうせい、2002年)を参照されたい。
- 9 近年では、2008年1月に日本外務省が策定した「地方連携アクションプログラム」において、地方と共同で推進する重要外交政策として「環境政策」が取り上げられている。
- 10 詳しくは北九州イニシアティブネットワークのホームページを参照されたい。
<<http://kitakyushu.iges.or.jp/>> (2013年6月16日取得)。
- 11 詳しくは OEAED のホームページを参照されたい。 <<http://www.oaed.com/>> (2013年6月16日取得)。

-
- 12 詳しくは CITENET のホームページを参照されたい。<<http://www.citynet-ap.org/>> (2013 年 6 月 16 日取得)。
- 13 中央環境審議会「今後の国際環境協力の在り方について (答申)」2005 年 7 月、26-27 頁を参照。<<http://www.env.go.jp/council/toshin/t064-h1706/t064-h1706.pdf>> (2013 年 6 月 16 日取得)。
- 14 詳しくは持続可能な都市のための 20%クラブのホームページを参照されたい。<<http://www.gef.or.jp/20club/J/20frontjfr.htm>> (2013 年 6 月 16 日取得)。
- 15 海外環境協力センター『地方公共団体等による国際環境協力ガイドブック』(2004 年) 13-14 頁。環境省が 2001-03 年に実施した「地方公共団体・NGO 等の連携による国際環境協力推進支援事業」を受け、OECC が作成。
- 16 1990 年 3 月に設立した同機構は、2012 年 10 月に一般財団法人国際開発機構へと改称・発展した。
- 17 FASID『地方自治体における国際環境協力の今後のあり方に関する研究——ヨーロッパの地方自治体における国際環境協力の事例を参考にして』(1998 年 12 月) 10 頁。
- 18 亀山康子『地球環境政策』(昭和堂、2003 年) 158 頁。
- 19 FASID、前掲書、13 頁。同報告書は、FASID が 1997 年 11 月に ICLEI の協力を得て実施したアンケート調査 (複数回答) の結果を基に、考察を加えている。調査結果によれば、自治体が認識する国際環境協力の目的は、日本・欧州ともに「自地域が被る環境汚染の防止」との回答は約 20%に過ぎない。北米では、回答を得られた 9 都市の中で「自地域が被る環境汚染の防止」を挙げた自治体は無かったという。また、協力先の選定理由でも、「環境面で影響があるから」と回答した自治体は、日本・欧州ともに皆無であったという。FASID、前掲書、13-14 頁、19-20 頁。
- 20 報告書は、「自地域が被る環境汚染の防止」が自治体環境協力の主たる目的となっていない要因として、①自治体による協力が小規模であり効果が見えにくいこと、②協力形態が環境質の改善に短期的に効果のある資金協力ではなく、中長期を視野に置いた技術協力が中心であること—の 2 点を挙げている。FASID、前掲書、14 頁。
- 21 酸性雨など広域大気汚染問題を中心に環境協力の実をあげてきた北海道、新潟県、北九州市の事例では、自治体環境協力の「多くは、いわゆる「姉妹都市」関係の一環として始められたもの」であり、「環境対策に先立って、貿易、投資など経済面の協力関係が「環日本海プロジェクト」などとして進められてきた実績がある」という。安藤博「地方自治体による国際環境協力—草の根の人間安全保障」(『Human Security』No.4) 1999/2000 年、49 頁。
- 22 CLAIR によれば、「地方自治体の場合、国際協力のほとんどは、従来から行われてきた友好交流を基本として発展してきたものであるが、最近では、地域同士の相互利益に着目した友好関係を持たない地方政府間の協力関係も生まれている。例えば、放置自転車をモンゴル共和国ウランバートル市に寄贈した東京都板橋区等がそれにあたる。同区は、外国人居住者の増加等により、地域においてもいわゆる「内なる国際化」を進める中で、社会問題となっている放置自転車に対する対策と相手国の環境問題に配慮した国際協力を巧みに組み合わせた事業を展開している。しかし、こうした事例は少なく、実際には各地方自治体が友好交流を目的としながらも、一方で相互の利益を模索しつつ協力活動に取り組んでいるのが現状であろう」と指摘している。CLAIR、前掲報告書、2001 年、p. 40。
- 23 森川裕二『東アジア地域形成の新たな政治力学——リージョナリズムの空間論的分析』(国際書院、2012 年) 114-115 頁を参照。
- 24 ガレス・ポーター、ジャネット・W・ブラウン (信夫隆司訳)『地球環境政治——地球環境問題の国際政治学』(国際書院、1993 年)、日本国際政治学会編『国際政治 (環境とグローバル・ポリティクス)』(第 166 号、2011 年)。
- 25 「生活圏協力」という術語については、「国家間接続」を目標とする北東アジアグランドデザイン構想の中に、「生活圏接続」の促進を位置づける重要性を指摘した柑本の議論が参考にな

- る。柑本は、北東アジアの「生活圏連接」の一つに NEAR を位置付けている。柑本英雄「先行する EU 北海地域からの照射—グランドデザイン・アップデート」、中村信吾・多賀秀敏・柑本英雄編著『サブリージョンから読み解く EU・東アジア共同体—欧州北海地域と北東アジアの越境広域グランドデザイン比較—』弘前大学出版会、2006年、pp.97-98。
- 26 環境分科委員会の詳細は、北東アジア環境情報広場ホームページの下記 URL を参照。
<http://www.npec.or.jp/northeast_asia/index.html> (2010年2月20日取得)。
- 27 PRCEE, IGES, KEI, op.cit., p.79.
- 28 本節の記述は、断わりのない限り、富山県の「環境白書」(平成7-19年版)に依拠している。
- 29 「道具と能力」、また次に触れる「意志」については、多賀秀敏「自治体の国際協力」松下圭一・西尾勝・新藤宗幸編『岩波講座 自治体の構想3 政策』岩波書店、2002年、215-216頁。
- 30 富山県の環日本海交流の取り組みについては、富山学研究グループ編『環日本海、その新たな潮流』(北日本新聞社、1999年)121-146頁が詳しい。
- 31 岩田勝雄は、富山県の同構想は石川県とも大きな差はなく、「県の地理的・歴史的あるいは経済的特性は発揮できないことを示している」と指摘する。岩田勝雄『新地域国際化論——自治体における国際化政策への指針』(法律文化社、1994年)、200-201頁。
- 32 同上、134-135頁。
- 33 詳細は、富山県『とやまの国際交流』(第46号、2012年)25-39頁を参照されたい。友好提携の経緯は、「1979年(昭和54年)5月、廖承志中日友好協会長(故人)を団長とする中国の各界代表者が、中日友好の船『明華号』で来県した際、一行の中に遼寧省代表が含まれており、県内各地で交流・交歓を行いました。同年7月には、本県から第9回「青年の船」が中国を訪れ、遼寧省を中心に各地で友好親善を深めました。両県省は、その後密接な交流を続け、1982年(昭和57年)10月、知事を団長とする第12回「青年の船」が再び遼寧省を訪れた際、友好県省の締結が提案され、1984年(昭和59年)5月9日に全樹仁省長(故人)以下8名の代表団を富山県に迎えて友好県省が締結されました」と記述されている。
- 34 詳細は、富山県、同上報告書、57-62頁を参照されたい。友好提携の経過は、「富山県とロシアは北洋材の輸入をはじめ、長年主要な貿易相手国であり、特にロシア極東地域とは古くから結びつきが強く、地理的にも近距離にあることから人的往来も盛んに行われてきました。また、おりからの東西の緊張緩和と対岸諸国の経済・社会における潮流の変化を受け、環日本海交流圏と呼ぶべきグローバルな経済・文化圏形成の動きが見られ、両地域間においても相互に関心と交流ニーズが高まりました。このような情勢のなかで、富山県では沿海地方を軸とする文化・芸術・スポーツなど幅広い分野にわたる交流を展開した結果、1992年(平成4年)8月26日に、クズネツォフ沿海地方知事以下10名の代表団を富山県に迎えて、富山県と沿海地方との友好提携を締結しました」と記述されている。
- 35 詳細は、富山県、同上報告書、63-68頁を参照されたい。友好提携の経過は、「1992年(平成4年)8月、権寧一江原道地域経済局長が富山県国際地域交流シンポジウムに出席しました。そして同年11月、富山県から横沢出納長等が上記シンポジウム出席の返礼のため江原道を訪問し、四地域交流協議会の設立等について協議を行いました。その後、上記シンポジウムで採択された『富山アピール』を受けて、具体的交流事業を協議するため、1993年(平成5年)2月10日、趙明洙江原道企画担当官等3名が富山県を訪問し、『文化芸術・スポーツ分野における交流協力議定書』を取り交わしました」と記述されている。
- 36 株式会社CRC総合研究所『環日本海地域における環境協力の拠点構想に関する調査報告書』1995年10月。
- 37 「北東アジア青少年環境保全レポート」については、以下URLを参照。
<http://www.npec.or.jp/northeast_asia/youth/007.pdf> (2013年5月31日取得)。
- 38 2008年8月21日、韓国忠清南道泰安群にて実施。
- 39 筆者の聞き取り(2008年8月15日、NPEC・富山県)によれば、教育委員会を擁する自治体は、独自のネットワークを持つため、環境教育分野の協力関係を構築しやすいという。

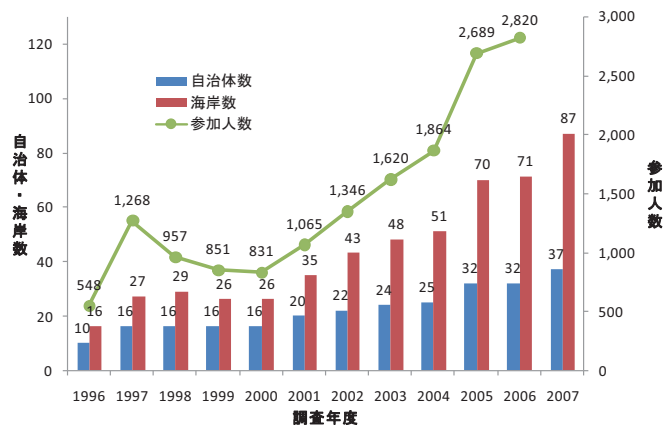
40 青森県がハバロフスク地方、新潟県が黒龍江省、富山県が遼寧省、江原道、忠清南道、沿海地方、ブリヤート共和国、サハ共和国、アムール州、サハリン州、石川県が江蘇省、イルクーツク州、福井県が浙江省、兵庫県が広東省、海南省、京都府が陝西省、島根県が吉林省、寧夏回族自治区、慶尚北道をそれぞれ対象とした。

41 <http://www.npec.or.jp/northeast_asia/> (2013年5月31日取得)。

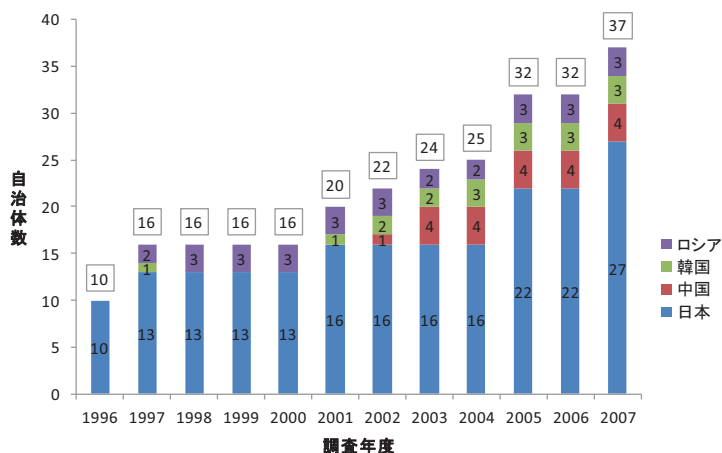
42 詳細は、国際環境フォーラム「国境のない自然」のホームページを参照されたい。
<<http://naturewithoutborders.ru/>> (2013年5月31日取得)。

43 参加地方政府数・海岸数、参加人数、国別の参加地方政府数などは附図7-1、地方政府別の参加状況については附表7-1を参照されたい。1996年の開始当初、日本の10自治体16海岸で始められ、1997年には新たに日本の3道府県のほか、韓国、ロシアの自治体が参加し、日本海沿岸の国際共同調査に発展した。2001年には九州地域3自治体、韓国1民間団体、さらに2002年には韓国1自治体、中国1自治体に加わった。2003年には黄海沿岸の中国3自治体に加わり、黄海沿岸に調査範囲が拡大。2006年には日本の太平洋側4自治体にも拡大し、計31自治体72海岸で実施されるまでに至った。

附図7-1 参加地方政府数・海岸数、参加人数



附図7-2 国別の参加地方政府数の推移



出所：環境分科委員会資料を基に作成。

附表 7-1 漂着物調査への参加状況一覧

実施自治体\実施年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
日本	北海道		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	青森県		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
	宮城県										◎	◎	◎
	秋田県	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	山形県	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	千葉県										◎	◎	◎
	東京都										◎	◎	◎
	神奈川県										◎	◎	◎
	新潟県	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	富山県	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	石川県	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	福井県	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	愛知県										◎	◎	◎
	京都府		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	兵庫県	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	和歌山県												◎
	鳥取県	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	島根県	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	岡山県												◎
	山口県	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
高知県												◎	
福岡県						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
佐賀県						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
長崎県						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
宮崎県												◎	
鹿児島県										◎	◎	◎	
沖縄県										◎	◎	◎	
中国	遼寧省						◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	山東省							◎	◎	◎	◎	◎	
	河北省							◎	◎	◎	◎	◎	
	江蘇省							◎	◎	◎	◎	◎	
韓国	江原道		○			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	忠清南道						◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	慶尚北道								◎	◎	◎	◎	
ロシア	沿海地方		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	ハバロフスク地方		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	サハリン州						◎	◎	◎	◎	◎	◎	
合計	10	16	16	16	16	20	22	24	25	32	32	37	
海岸数	16	27	29	26	26	35	43	48	51	70	71	87	
参加人数	548	1,268	957	851	831	1,065	1,346	1,620	1,864	2,689	2,820		

注：○は環境分科委員会の個別プロジェクトに採択される前、◎は採択後をそれぞれ示す。網掛けした自治体は、環境分科委員会の構成自治体を示す。

出所：環境分科委員会資料を基に作成。

44 調査の方法は、砂浜に縦横10メートルの区画を設定し、区画内の漂着人工物を全て集め、区画ごとにプラスチック類、ガラス・陶磁器など8種類に分類、それぞれの個数及び重量を測定するものである。05年度の調査結果によれば、100平方メートル当たりの漂着物平均個数は370個、内訳は、「プラスチック類」が257個（総個数の70%）と最も多く、次いで「発泡スチレン類」63個（17%）、「ガラス・陶磁器類」23個（6%）の順。エリアとしては、九州北部のエリアの個数が最も多く、全般的な特徴としては、日本の海岸を北上するに従い漂着物の重量・個数が少なくなる傾向が見られたという。

45 「北日本新聞」2001年11月21日。

46 当初は、大気観測地点における浮遊粒子状物質（SPM）調査（点的把握、エアサンプラサーによる捕捉・分析）も含まれていたが、簡易モニタリングの視程調査として継続することとなった。

47 Wakana Takahashi, “Environmental Cooperation in Northeast Asia”, *Regional/Subregional Environmental cooperation in Asia*, (IGES) 2001, pp.7-30, —,

-
- “Problems of Environment Cooperation in Northeast Asia: The Case of Acid Rain”, in Paul Haris(ed.), *International Environmental Cooperation*, (University Press of Colorado) 2002, pp.221-47、Sangmin Nam, “Ecological Interdependence and Environmental Governance in Northeast Asia: Politics vs. Cooperation”, in Paul G. Haris (ed.), *International Environmental Cooperation: Politics and Diplomacy in Pacific Asia*, (University Press of Colorado) 2002, pp.53-81 などを参照。
- 48 PRCEE, IGES, KEI, op.cit..
- 49 詳しくは NEAC のホームページを参照されたい。
<http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/neac_j.html> (2013 年 6 月 5 日取得)。
- 50 詳しくは NEASPEC のホームページを参照されたい。<<http://www.neaspec.org/index.asp>> (2013 年 6 月 5 日取得)。
- 51 詳しくは TEMM のホームページを参照されたい。<<http://www.temm.org/>> (2013 年 6 月 5 日取得)。
- 52 詳しくは GTI のホームページを参照されたい。
<<http://www.tumenprogramme.org/index.php?id=1>> (2013 年 6 月 5 日取得)。
- 53 詳しくは NOWPAP のホームページを参照されたい。<<http://www.nowpap.org/>> (2013 年 6 月 6 日取得)。また、UNEP の地域海計画については、UNEP のホームページを参照されたい。<<http://www.unep.org/regionalseas/>> (2013 年 6 月 10 日取得)。
- 54 詳しくは YSLME のホームページを参照されたい。<<http://www.yslme.org/>> (2013 年 6 月 15 日取得)。
- 55 詳しくは PEMSEA のホームページを参照されたい。<<http://www.pemsea.org/>> (2013 年 6 月 15 日取得)。
- 56 詳しくは EANET のホームページを参照されたい。<<http://www.eanet.asia/index.html>> (2013 年 6 月 6 日取得)。
- 57 Wakana Takahashi, op.cit., 2002, p.234.
- 58 Yasumasa Komori, op.cit., p.2.
- 59 Shin-wha Lee, “Building Environmental Regimes in Northeast Asia: Progress, Limitations, and Policy Options”, in Paul G. Haris (ed.), *International Environmental Cooperation: Politics and Diplomacy in Pacific Asia*, (University Press of Colorado) 2002, pp.203-220, Laura B.Campbell, “The Political Economy of Environmental Regionalism in Asia”, in T.J.Pempel (eds), *Remapping East Asia: the construction of a region*, (Cornell University) 2005, pp.216-235.
- 60 星野智 『『東アジア共同体』構想と環境ガバナンス—環境ガバナンスから環境共同体へ—』(浦田賢治編著『東アジア共同体への道』中央大学出版会、2006 年) 180-184 頁。
- 61 PRCEE, IGES, KEI, op.cit., pp.98-99.
- 62 加藤久和「アジアにおける地域環境レジームの形成——評価と展望(序説)」(『法政論集』202 号、2004 年) 323-352 頁。
- 63 Yasumasa Komori, op.cit..
- 64 Suh-Yong Chung, “Is the Mediterranean Regional Cooperation Model Applicable to Northeast Asia?” the Georgetown International Environmental Law Review, Vo.1.11, 1999, pp.363-399.
- 65 Inkyoung Kim, op.cit..
- 66 PRCEE, IGES, KEI, op.cit., pp.99-101.
- 67 多賀秀敏「国際社会における社会単位の深層」(多賀秀敏編『国際社会の変容と行為体』成文堂、1999 年) 409 頁。
- 68 具体的には、1) 特殊モニタリング・沿岸環境評価に関する地域活動センター (Special Monitoring and Coastal Environment Assessment Regional Activity Centre = CEARAC) が (財) 環日本海環境協力センター (富山)、2) データ・情報ネットワークに関する地域活

動センター (Data and Information Network Regional Activity Centre = DINRAC) が国家環境保護総局 情報センター (北京)、3) 汚染モニタリングに関する地域活動センター (Pollution Monitoring Regional Activity Centre = POMRAC) 科学アカデミー太平洋地理学研究所 (ウラジオストク)、4) 海洋環境緊急準備・対応に関する地域活動センター (Marine Environmental Emergency Preparedness and Response Regional Activity Centre = MERRAC) が海洋研究院 船舶海洋工学研究所 (大田) にそれぞれ設置された。

69 詳しくは NOWPAP のホームページを参照されたい。

<<http://www.nowpap.org/>> (2013年6月6日取得)。

70 例えば、NOWPAP 地域での海洋ごみに関する地域概要、NOWPAP 地域での海洋ごみに関する法制度計画概要、海洋ごみ (海辺、海岸線、海底) のモニタリングガイドライン、漁業・海運のための分野別ガイドライン、船舶廃棄物受入港湾施設・サービス整備のためのガイドラインなど。

71 ICC とは一般市民とともに海岸のゴミを清掃するだけでなく、集めたゴミを分類調査し、参加者のゴミ問題に対する理解を深め、得られたデータによるゴミ問題の対策立案等に貢献することを指す。米国の NGO オーシャン・コンサーバンシーが事務局を務め世界 100 カ国以上で実施されている。2006年9月には日本・酒田市、2007年6月には中国・日照市、同年9月には韓国・釜山広域市、2007年10月にはロシア・ウラジオストク市でそれぞれ開催された。日本における ICC については、藤枝繁・小島あずさ・大倉よし子「日本における国際海岸クリーンアップ (ICC) の現状とその結果」(日本沿岸域学会『沿岸域学会誌』第 20 巻第 3 号、2007 年) 33-46 頁。

72 具体的には、以下の行動計画が挙げられている。

1) 海洋・沿岸環境での海洋ゴミの発生・流入防止

- 1.1 法的行政的手段
- 1.2 賢明な海洋ゴミ管理
- 1.3 情報、教育、アウトリーチと国民意識
- 1.4 市民社会との協力
- 1.5 研究活動

2) 海洋ゴミの量・分布状況の監視

- 2.1 NOWPAP ガイドラインによる海洋ゴミのモニタリング
- 2.2 海洋ゴミデータベースの維持管理
- 2.3 国家モニタリングプログラムのデータ集積
- 2.4 海洋ゴミの量・分布における現状と傾向に関する定期的評価
- 2.5 海洋ゴミ関連研究成果の収集

3) 既存の海洋ゴミの除去

- 3.1 海岸クリーンアップキャンペーン
- 3.2 既存海洋ゴミの除去
- 3.3 海洋ゴミに関する研究活動

73 中央日報日本語版「韓日中、ゴミ処理費用めぐり神経戦」2011年4月20日。

<<http://japanese.joins.com/article/320/139320.html?sectcode=A00&servcode=A00>> (2013年6月13日取得)。

74 同上。

75 韓国総合ニュース「海洋ゴミの 6.7%は海外から流入」2011年12月27日。海ごみプラットフォーム・JAPAN のホームページ (海ごみ情報、ニュース) から取得。

<<http://www.malipjapan.jp/info/news/2011/12/67.html>> (2013年6月13日取得)。

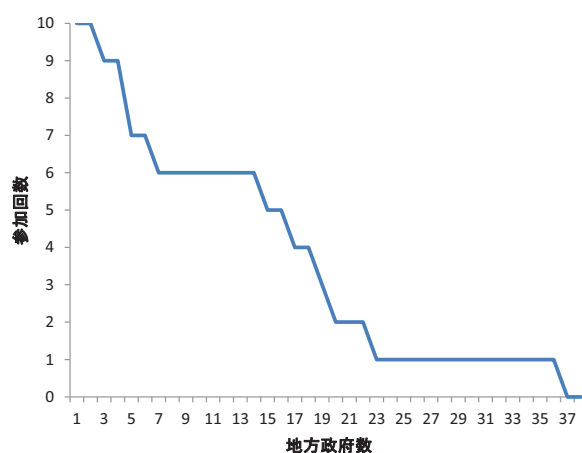
76 藤枝繁・小島あずさ「東アジア圏域における海岸漂着ごみの流出起源の推定」(『沿岸域学会誌』第 18 巻第 4 号、2006 年 3 月) 21 頁。

77 筆者のインタビュー調査 (2008 年 8 月 15 日、富山県、NPEC) 結果による。NOWPAP では、

最終的に、世界基準のモニタリング・データシートの作成を目指していくという。なお、JEAN/クリーンアップ全国事務局（当時）とは1990年9月に日本で初めてのICCに参加した有志によって発足した緩やかなネットワーク組織。2009年8月には、活動の充実発展のため法人化し、一般社団法人JEANとなった。詳しくはJEANのホームページを参照されたい。<<http://www.jean.jp/>>（2013年6月11日取得）。

- 78 「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議 とりまとめ」（2007.3）、4頁。2009年には「海岸漂着物等の処理等を推進する法案」が議員立法で採択された。
- 79 ただし、欧州で見られるように、ローカル次元と国家次元の協力関係が同等の立場で協働しているわけではなく、基礎的な機能に過ぎないことは留意すべきである。欧州では、環バルト海都市連合（UBC）の環境委員会が、ヘルシンキ委員会（HELCOM）の「包括的環境行動計画（JCPプログラム）」に国家（ドイツ）と同等の立場で参画し、「制度的強化と人的資源の開発」に取り組むなど、多国間環境協力枠組みの中で自治体環境協力の枠組が行為体の一つとして活動するという協働関係が構築されている事例があるという。柳下正治編『バルト海沿岸地域及び東アジア地域における環境政策面での地域比較研究』（平成14～15年度科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書（課題番号14402047））、131-33頁。
- 80 ADB - GEF（地球環境ファシリティ）黄砂対策プロジェクトの詳細は、環境省ホームページを参照されたい。<http://www.env.go.jp/earth/dss/torikumi/adb_gef/index.html>（2008年5月7日取得）。
- 81 具体的には、1）東北アジアにおける黄砂の地域モニタリング及び早期警報ネットワークを確立するための段階的なプログラムについては、UNEPが議長を務める技術委員会の下で実施することとし、モンゴル・中国において必要なモニタリング地点数及び内容等の調査、黄砂モニタリングのための専門家ネットワークなどデータ共有及びキャンペーンビルディングの必要性が提唱された。また、2）黄砂の根本原因である発生源での対策を強化する投資戦略については、UNESCAPが議長を務める技術委員会の下で実施することとし、9箇所（中国4、モンゴル4及び中モ国境1）を対策技術の実証サイトとし、発生源対策メニューを提示するとともに、費用を概算（投資戦略）することとされた。ADB, GEF, UNCCD, UNESCAP, “Regional Master Plan for the Prevention and Control of Dust and Sandstorms in Northeast Asia,” March 2005.
- 82 「第8回日中韓三カ国環境大臣会合 共同コミュニケ（仮訳）」2006年12月2-3日、北京。
- 83 Whasun Jho and Hyunju Lee, “The Structure and Political Dynamics of Regurating ‘Yellow Sand’ in Northeast Asia”, in *Asian Perspective*, Vol.33, No.2, 2009, pp.41-72.
- 84 詳しくは中国気象局のホームページを参照されたい。
「中国気象局第13号令《涉外气象探测和资料管理办法》」
<http://www.cma.gov.cn/2011qxw/2011bsfu/2011qbszn/201111/t20111116_153946.html>
（2013年6月13日取得）。
- 85 『読売新聞』、2008年2月16日14時34分配信。
<<http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20080216-OYT1T00371.htm>>（2011年2月5日取得）。
- 86 環境省黄砂飛来情報（ライダー黄砂観測データ提供ページ）についてはホームページを参照されたい。<<http://soramame.taiki.go.jp/dss/kosa/index.html>>（2013年6月12日取得）。
- 87 具体的には、「三大臣は、12月4日に発表された『北東アジア環境パートナーシップとやま宣言』に着目した。これに関して、北東アジア地域の地方自治体、学識者、産業界が協力を進めることが重要であるとする考え方を共有した。」という一文が盛り込まれた。”The Ninth Tripartite Environment Ministers Meeting among Korea, China and Japan : Joint Communiqué,” December 4-6, 2007, Toyama, Japan、（「第9回日中韓三カ国環境大臣会合 共同コミュニケ（仮訳）」2007年12月4-6日、富山）。
- 88 附図7-3を参照されたい。

附図 7-3 環境分科委員会への参加状況の非一様性



注：横軸の地方政府数は、参加回数が多い地方政府から少ない地方政府を順に並べた。
 出所：RUNASIA 第1回研究会（2009年10月3日、早稲田大学）に提出された中村秀規氏（財団法人地球環境戦略機関（IGES）研究員）のペーパーを参考に作成。

- 89 「東アジア酸性雨ネットワーク（EANET）」について、欧州を中心に進展した「長距離越境大気汚染条約（LRTAP）」との比較考察を行った松岡・松本・岩本は、LRTAPが問題解決（汚染削減）のためにモニタリングを行っているのに対し、EANETは各国の酸性雨問題への共通理解を深めることにのみ焦点を当てているとし、そのことが東アジア地域環境協力の発展によつての阻害要因であると指摘した。松岡俊二・松本礼史・岩本英和「東アジアの地域統合と地域環境協力：東アジア酸性雨ネットワーク（EANET）と長距離越境大気汚染条約（LRTAP）との対比を中心に」（国際開発学会第9回春季大会報告ペーパー）、2008年6月7日。
- 90 「日中韓共同研究」では、ステイクホルダーの参加について、専門家・企業・NGOという三つの民間セクターすべてが参加する枠組みはNEARだけとなっている。PRCEE, IGES, KEI, op.cit., p.82.
- 91 Sangbum, Shin. “East Asian Environmental Cooperation: Central Pessimism, Local Optimism,” *Pacific Affairs*, Vol.80, No.1 (Spring 2007), pp.9-26.
- 92 Sangbum Shin, “Domestic Environmental Governance and Regional Environmental Cooperation in Northeast Asia”. (paper presented at the Seoul Workshop of Nautilus Institute, March 16-19, Paju, South Korea) April 28, 2009.
- 93 釜山広域市・NEAR事務局『NEAR第6回総会 会議資料』（2006年9月）69-71頁。

結 論

自律と創造のメカニズム

序

東北アジアのサブリージョン形成にみられるダイナミズムは、伝統的な国際政治の秩序論を相対化する脱領域的な新しい国際社会単位の創造、すなわちサブリージョナリズムの具体像として国際関係の中に位置付けることができるのか。それとも、ナショナルな領域性に基礎付けられた国家間の権力政治のツールないしは経済的な利益追求の枠組みのひとつに過ぎないのか。本論文では、以上の問いを掲げて、東北アジア・サブリージョンを可視化した制度的実体でもある NEAR を題材に、規範モデルを基礎に置く方法論の中で考察を試みてきた。最後に、考察結果とその示唆について総括してみたい。

分析結果の整理：ファインディングス

(1) 分析視角としての内発的越境ガバナンス論：自律性と創造性（第1章）

欧州の経験則から生まれた EU ガバナンス論の示唆をベースに、環日本海研究や内発的発展論の中で探求された内発性アプローチに着目しつつ、内発的越境ガバナンス論という分析枠組みを考察した。行為体の内面的要素の本質に迫る東洋的な思想・認識論の流れを踏まえ

て、ローカル次元が主導する社会秩序構築プロセスを越境ガバナンス論の視点から捉えた。具体的には、NEAR をシステム論に一般的な構成要素（単位、関係、境界）から把握することとし、1) 構成単位の自律性、2) 創造性（ダイナミズム）の二点を内発性の要素として捉える視角を整理した。

（２）多元化する東北アジア地方政府間連携：トランスナショナルな連携（第２章）

まず NEAR の特徴と位置付けを確認するため、冷戦後の東北アジアにおける地方政府間関係の全体像を記述分析した。各地方政府の行為志向性や政策過程などには踏み込まず、地方政府間関係の基本的構図のみを切り取り、分類整理と比較分析を行った。

これにより、東北アジア地方政府間の越境連携枠組みは多様な形態として出現し、多元化していることが確認できた。いくつかの地方政府はマルチ・メンバーシップの状況にあり、それらの地方政府を通じて各枠組みはオーバーラップした構図になっていることも確認した。また、連携枠組みの態様は、ネットワーク型や圏域設定型などのパターンに類型化でき、中でも NEAR は最も広域的な圏域設定型に位置付けられた。加えて、NEAR における加盟地方政府同士の関係性には、ナショナル次元とは無関係にいくつかのクラスターが形成され、姉妹（友好）都市関係も様々な形態（トライアドやハブ・アンド・スポークなど）に発展するなど、多中心的な構図が確認できた。

こうした地方政府同士の関係・構図は、国家間関係と無関係ではない。だが、多元化する地方政府間関係は、東北アジア国家間関係とは別次元のトランスナショナルな関係と推論可能であることが分かる。国家中心の空間に地方が参加する入れ子状の配置ではないことが推察されよう。

ただし、以上の分析結果は、地方政府間関係を姉妹都市などの客観的な接続状況から観察したに過ぎない。地方政府同士の相互関係がトランスナショナルな関係なのか、ナショナル次元と連動した関係なのかについては、各行為体の動機・戦略や政策過程などの動態を具体的に検証しない限り判然としない。そこで次章以下では、NEAR を題材として、形成・拡大プロセスおよび交流・協力活動の実態を取り上げ、その動態をローカル次元の政治行為の視座から考察した。

(3) 成立プロセス：ローカル・マルチラテラリズムの胎動（第3章）

NEARの成立プロセスについては、第1回から第4回までの会議を主催した地方政府（島根県、兵庫県、ハバロフスク地方、慶尚北道）の動機・戦略や参加地方政府間の構図などに焦点を当てつつ記述分析を行った。分析結果の要点は次の三点に整理できる。

①ローカル・イニシアティブ：国際行為体としての地方政府

各地方政府の行動様式は、冷戦後の国際環境の変化と地域国際化政策が展開する中で、国家戦略に同調しつつもそれぞれ独自のイニシアティブを発揮していた。島根県（第1回、1993年）は、環日本海交流の後進性からの脱却という動機とローカル・マルチラテラリズムという戦略の下でNEAR会議を開催した。兵庫県（第2回、1994年）は、環日本海交流の先進地域アイデンティティの確立と地方政府間地域機構の構築、ハバロフスク地方（第3回、1995年）は、中ロ国境画定交渉問題に対する地方からの政治キャンペーンと極東ザバイカル地域発展戦略の推進、慶尚北道（第4回、1996年）は、「世界化」構想の実践と環東海（日本海）国際経済交流の拠点確立などがそれぞれ独自の動機・戦略として存在していた。国際行為体としてのアイデンティティを獲得した地方政府の自律的政治行為として捉えることが可能である。

実際、国家間プロジェクトのTRADPとは無関係に展開していた。吉林省や沿海地方などTRADPに関わる地方政府がNEAR成立過程には深くコミットせず、またNEARに参加していた地方政府間でもコミットの程度や質にはばらつきが見られた。NEARの成立過程が国家戦略の一環であったとすれば、地方政府の行動にある程度の均一性が見られても不思議ではない。地方政府による国境を越えた相互参照や横並び競争など、水平的な相互行為メカニズムが作動していたといえよう。

②ローカル・マルチラテラリズム：ローカルのネットワーク化と中心の分散化

参加地方政府の関係性は、日本中心型の構図からスタートし、ネットワーク化と中心の分散化が進んだ。第1回会議（島根県）と第2回会議（兵庫県）では、日本の姉妹都市が集積した構図に過ぎなかった。第3回会議（ハバロフスク地方）でハバロフスク地方をハブとした「極東ザバイカル地域間協会」のメンバー（沿海地方、サハリ州、ユダヤ自治州）が参

加し、ネットワーク化した。さらに第4回会議（慶尚北道）では韓国地方政府がハブとして加わり、ネットワーク化と中心の分散化が進展した。このようにローカル・マルチラテラリズムとしてのNEARは成立段階からすでに多中心的な構図であった。また、NEARを介して新たな姉妹都市が締結されるなど、NEARが参加地方政府同士をネットワーク化する結節点にもなっていた。

③緩やかな制度化：対話フォーラムからネットワーク組織へ

第1回から第4回までのNEAR会議は、いずれも親善友好・情報交換型の対話フォーラムであった。1996年の第4回会議＝第1回総会（慶尚北道）において、一定の意思決定メカニズムを備えた「憲章」の締結に成功し、ネットワーク組織へと自己発展を遂げた。超国家的機構不在の東北アジアにおいて、地方政府間の枠組みが先行して緩やかな制度化を遂げたことは画期的であるといえよう。

（4）地理的拡大プロセス：水平拡大と垂直拡大の交錯（第4章）

NEARの地理的拡大プロセスについては、東北アジア諸国の中央・地方関係における制度的階層性に焦点を当てつつ、政策波及研究を参照した垂直拡大・水平拡大という二つのパターンを鍵概念に、拡大プロセスの特徴を国別に記述分析した。分析結果の要点は次の通り。

①水平拡大のメカニズム

東北アジアにおける地方政府の対外行動は、従来、中央・地方一体となった対外経済依存の成長戦略のひとつと見なされることが多かった。国家戦略と地方の国際活動との相互依存性を等閑視して、地方の行動様式を国策連動的な垂直的要素として把握する傾向にあった。

ところが、本章の分析結果は、NEARの拡大プロセスに水平拡大の要素も多くみられる傾向を確認した。各国地方政府は国家戦略に敏感に反応しつつも、地方政府同士の相互関係に基づく水平的な政策選択を行ってきた実態が浮き彫りとなった。例えば、1998年のモンゴル中央部の加盟は、中央政府からの具体的な関与は確認できず、鳥取県とハバロフスク地方のイニシアティブの下で具体化していった。中国の拡大プロセスも、中央の対外政策や地域発展戦略と軌を一にしていたとはいえ、寧夏回族自治区のNEAR加盟は島根県との姉妹提

携関係がベースであった。湖北省・湖南省の NEAR 加盟も地方主導の地域発展政策のアピールという要素が強かった。

これらのことは、制度的階層性の強弱にかかわらず、各地方政府に自律的な政策選択の余地があったことを示唆している。地方政府同士の越境協力には、国家間関係とは異なる独自のトランスナショナルな関係が内在しているといえよう。

②水平拡大と垂直拡大との交錯

同時に、展開期における北朝鮮とモンゴルの拡大メカニズムに見られたように、垂直拡大の要素を強く持つパターンも併存することも確認した。2002 年の北朝鮮（咸鏡北道、羅先市）加盟の背景には、国家（中央政府）の外資導入政策と対米関係改善戦略という垂直的要素が見られた。2006 年にモンゴルが急拡大した背景にも、モンゴル東部に開発エリアが広がった GTI プロジェクトや「大モンゴル建国 800 周年」を記念した国家の対外広報プロジェクトなどの要素が強かった。このように NEAR の地理的拡大プロセスには、水平拡大と垂直拡大の要素が交錯している。

中央集権的な政治体制の東北アジアでは、一党独裁・計画経済体制の北朝鮮はもとより、中国・ロシア・モンゴルなどの体制移行国でも、中央・地方一体となった垂直的な行動様式が前面に出てくる場合が多い。こうした国策連動的な地方政府が NEAR に集合すれば、NEAR 越境交流・協力も国家間関係と構造同値となる可能性が懸念される。NEAR の特性が国益に基づく国家・地方の入れ子状の政策空間に変容するという推論である。このことは、国家間の対立要素が NEAR に移植される可能性を示唆するとともに、中央政府では不可能な協力分野への取組みや、住民参加・市民交流の契機を重視する自治体外交の特性を後景に押しやることになりかねない。

（５）制度化プロセス：自律的な地方政府間国際行政の胎動（第 5 章）

NEAR の制度化プロセスについては、事務局固定化問題と財政制度問題、またネットワーク構築活動を取り上げ、主体的関与者の行動様式などの視点から、自律的な制度進化の記述分析を行った。分析結果の要点は以下の通り。

①加盟地方政府のトランスナショナルな関係性：自律的な国際行為体としての地方政府

NEAR の制度化プロセスは、ローカル次元の行為体同士によるセルフ・コーディネート・メカニズムの構築であり、ナショナル次元との連動性を特定することは困難である。事務局固定化問題をめぐっては、慶尚北道案、富山県案および兵庫県案の各案に対して、島根県はナショナル次元の関係や調整を超えて姉妹都市関係にあった慶尚北道案を支持した。また、事務局の国別支部設置をめぐっては、ナショナルな次元に回収されてしまうとの懸念から、とくに中国の地方政府（河南省、山東省、寧夏回族自治区）が反対を表明した。これらは、地方政府の行動様式が、自律的な国際行為体としての特性をもつことを物語っている。

②国家間の対立を克服する政治機会：常設事務局設置と竹島（独島）問題

事務局の固定化は、国家間の対立を克服する政治機会の提供という側面もあった。慶尚北道への常設事務局設置が合意された後、2005年3月に島根県議会が可決した「竹島の日条例」をきっかけに、日韓関係は急速に悪化した。慶尚北道は島根県との姉妹提携を撤回し断交を宣言した。常設事務局の開所式は、こうした渦中に慶尚北道で予定されていた。ところが、慶尚北道はバイラテラルな対立とマルチラテラルな枠組みへの対応を区別し、事務局開所式の招待状を島根県にも送付したのであった。開所式は延期されたものの、事実上の開所式となった半年後の同年11月、第5回実務委員会（釜山広域市）の場が、断交後初めて両地方政府の交流する機会となった。さらに、NEAR事務局（慶尚北道浦項市）への派遣職員の日側第一号は島根県職員であった。地方政府同士の対立があるにもかかわらず、事務局の固定化という機会と場を通じて、交流のチャネルが確保されていたのである。

③地方政府間「国際行政体」としてのNEAR：詳細な制度設計の議論

財政制度問題については、制度設計をめぐる詳細な実務的議論が行われてきた。中央政府の許可が必要になる中国側地方政府の反対などで会費制は発足時に棚上げにされたものの、2002年には「会議開催経費の一部負担制度」が導入された。その後も、繰り返し、会費制導入に向けた努力が重ねられてきた。会費制が導入されれば脱退すると意思表示した地方政府（青森県、石川県、福井県、京都府、カムチャツカ地方）を除けば、会費制導入について

は原則賛成という態度が多くを占める。だが、拘束性の強い制度であることから、負担や支出の均等性・効率性などをめぐって合意形成が困難な状況にある。

いずれにせよ、財政制度問題は、NEAR の理念でもある地域発展と平和という公共財の提供をめぐる経費負担の問題である。途半ばであるとはいえ、地方政府間「国際行政体」ともいべき、地方政府同士での詳細な制度設計の議論は、セルフ・コーディネート・メカニズムとしての越境ガバナンスの一步である。

④国際行為体化：ネットワーク構築活動の活発化

NEAR は、事務局のイニシアティブの下、他の国際機関とのネットワーク構築に乗り出した。まずはアジア太平洋地域に焦点を当て、UN 専門機関（GTI、ESCAP）との連携からスタートし、次第に、欧州とのインター・サブリージョナリズムに拡大（AER）、さらに環境問題に特化した国際的な地方間ネットワーク（R-20）へと発展をみた。これらのネットワーク構築活動は、学習や協働よりも、知名度の向上に重点が置かれていた側面が強く、情報共有の段階にとどまっている。必ずしも東北アジア・サブリージョンのガバナンス構築に向けた企図は確認できない。R-20 との関係でも、環境負荷の低減に向けた理（issue-oriented identity）の行為志向性を見出すことは難しい。とはいえ、一定段階の制度化を遂げた NEAR が、制度インフラの構築段階を超えて、国際行為体としてのアイデンティティ獲得へと歩み出したことは括目に値する。

（6）域内交流・協力：自己利益の追求を超えた連合体（第6章）

NEAR における域内交流・協力について、地方政府の国際行動における活動領域と行為志向性とを組み合わせた視角から、特性と動因を考察した。分析結果の要点は以下の通り。

①非経済領域の交流・協力の存在

東北アジアのサブリージョナルな交流・協力関係は、従来、経済領域に焦点を絞った議論と実践が主流であった。生産要素の相互補完性と地理的近接性などを根拠に、局地経済圏に代表される国境を越えた経済圏の形成に主眼が置かれてきた。利（functional identity）に立脚した所有増大のための自己利益追求型の関係性である。

NEAR における交流・協力でも、次第に、経済領域に傾斜していく傾向は鮮明であった。分科委員会の展開プロセスをみれば、2002年に発足した国境地区協力(ハバロフスク地方)、2006年の科学技術(京畿道)、2008年の海洋・漁業(山東省)、観光(河南省)、2010年の鉱物資源開発・調整(マガダン州)、エネルギー・気候変動(大邱広域市)、2012年の生命・医療産業(忠清北道)、農業(全羅南道)など、新規の分科委員会は多くが経済領域である。

ところが、本章の分析結果は、NEAR 交流・協力が必ずしも経済領域のみに規定されるものではないことを確認した。1996年の第1回総会(慶尚北道)での演説・提案内容では、とくに日本と韓国の地方政府は、学術文化交流や環境協力、災害対策などに関心を寄せていた。NEARの最初の共同事業も、1997年に島根県が主導した「NEAR 交流の船」という国際交流事業であった。分科委員会も、経済通商(慶尚北道)のほか、文化交流(島根県)、一般交流(富山県)、防災(兵庫県)、環境(富山県)という非経済領域が、発足当初からスタートしていた。また2010年に発足した女性・児童分科委員会(ドルノド県)は非経済領域に位置付けられる。NEAR 交流・協力活動において具体的な成果を出しているのは、教育文化や防災、環境など、おもに非経済領域の分科委員会である。

東北アジアのサブリージョナルな交流・協力関係が、利(functional identity)に立脚した経済領域のみに規定されず、非経済領域を内包した複合的な性格を持つことは、既存の東北アジア・サブリージョン研究に修正を迫る視点といえよう。

②質的停滞と経験の蓄積

NEAR 越境交流・協力は分科委員会の活動を通じて量的な拡大が図られてきた。だが、交流・協力活動へ参加する地方政府の凝集性の低さ、シンボリックな情報交流型の活動、地域グランドデザインなどの構想力の乏しさなどの点で、地域秩序との関係では十分な機能を果たしてきたとは言い難い。NEARの交流・協力活動は質的には停滞している。

とはいえ、各分科委員会やNEAR事務局主導の活動を含め、NEARを通じて地方政府間の交流・協力の経験とノウハウが蓄積されてきた。東北アジアの至る所でNEARに関連した様々なイベントやプロジェクトが行われる状況にもなった。NEARの交流・協力活動の経験の蓄積が、アラセ(D. Arase)が指摘したように、「ハイポリティクスの問題を解決することはないかもしれない」が、「東北アジア域内の協力習慣と相互利益を構築する」可能性

はある¹。

③自己利益の追求を超えた連合体としての活動領域

NEAR の交流・協力活動の中でも国際協力に区分される防災、環境、女性・児童の各分科委員会は、不条理の是正が目的に埋め込まれている。これらの分科委員会の活動は、理 (issue-oriented identity) に立脚した関係性を構築し、自己利益の追求を超えた連合体としての要素を内包する。とりわけ東北アジア・サブリージョンという新しい領域・単位の形成に関わる環境分野の活動を事例として取り上げる必要性が浮き彫りとなった。

(7) ローカル環境イニシアティブ：創造性の NEAR 環境協力 (第7章)

NEAR 環境協力について、環境分科委員会のコーディネート地方政府である富山県の行為志向性および協力形態の特徴などを考察し、国家の行動原理を相対化させるダイナミズム (創造性) を抽出できるのか検討した。本章の要点は以下の通り。

①富山イニシアティブと理 (issue-oriented identity) の環境協力

NEAR 環境協力は、国家 (中央政府) による政策誘導というよりも、富山県独自のローカル・イニシアティブとしての要素が強い。深刻な産業公害と自然環境汚染の克服過程で蓄積された環境保全技術や環境行政の手法といった「道具と能力」の認識と、環日本海協力においてリーダーシップを発揮しようと環境分野に戦略的重点を置く独自の「意志」があった。また、NEAR 環境協力には、自治体国際環境協力に一般的な特徴でもある「交流活性化志向」ではなく、サブリージョナルな共通の争点を探求し是正しようとする理 (issue-oriented identity) の行為志向性を確認できる。

②「協生」の環境協力

環境プロジェクトの協力形態は、「とやま宣言」に描かれたように、モニタリング・技術情報共有・環境教育——の三つのタイプに分類可能である。いずれの活動も、地元住民 (青少年) が参加する環境教育や各地域固有の問題に関する技術情報交流などで、いわゆる「生活圏協力」である。「他者の生活拡大」を認める「他者肯定」から出発する実践に他ならない。モニタリング活動は一般的に、環境汚染発生源を追及する犯人捜しの関係性、つまり「他

者の生活拡大」を認めない「他者否定」の行動原理が伏在する。だが、NEAR 環境プロジェクトにおけるモニタリングは、環境教育活動の要素が強く、むしろ「他者肯定」型の協力関係を築いている。NEAR 環境協力にみられるローカル次元の交流・協力活動には、「他者肯定・自者肯定」の「協生」型の行動原理が確認できる。

③創造性

東北アジアの多国間環境協力は 1990 年代以降緩やかに進展し、環境管理の枠組みも重層化した。だが、国家次元の環境協力の底流には合理性を基準とした「国益」の追求が伏在し、対立が折に触れて顕在化する。

これに対し、理 (issue-oriented identity) の NEAR 環境協力は、こうした国家の行動原理を相対化するダイナミズムとして捉えることが可能である。NEAR の海ごみ調査は、国家間協力の NOWPAP に先行する形で着手され、調査手法と基礎データが後に NOWPAP の政策形成段階で活用された。海ごみ協力空白地帯において、ローカルが直面した新たな状況からローカル次元の「生活圏協力」が先行し、国家次元の相克関係を部分的に補完する機能を果たした。

一方、NEAR の黄砂広域モニタリングは、国家次元の DSS-RETA の取組みと軌を一にしてスタートした。だが、国家間関係に追随する形で開始されたものではない。多国間環境協力の停滞を横目に、地方レベルの環境協力の特徴（敏感性、柔軟性、責任性、効率性など）を背景として、地方独自の戦略によって開始されたのであった。ローカルが直面した新たな状況から、ローカル独自の資源と機会を活用するなかで、国家次元の相克を相対化する試みとしてスタートした活動であった。

かくして、NEAR 環境協力は、ローカル次元のネットワークを基に、理 (issue-oriented identity) の志向性と「協生」の行動原理という新たな価値を創造してきた。国家・国境を基準に、力と利益の志向性、勢力均衡の行動原理が支配的な東北アジアの伝統をどこまで相対化できるのか。イニシアティブの富山偏重やプロジェクト参加状況の偏差など多くの問題を抱える NEAR 環境協力の今後の課題である。

総括：自律と創造のメカニズム

(1) 総括

各章の分析結果の要点を、序論で掲げた NEAR の三つの考察課題（加盟地方政府の自律的な政治行為、持続性の要因、成果・貢献）の文脈に結びつけて総括すると、以下の三点に要約できる。

①国際行為体としての広域地方政府：自律性

構成単位としての広域地方政府は、国家領域に埋め込まれた国内の単位であり、税財政をはじめとして政策決定の上下関係が内在している。そのため、広域地方政府の越境的な政治行為には、国家追隨的な要素がみられる。NEAR の形成・展開プロセスでも、ナショナル次元と連動した行動・戦略が確認できる。

しかし、本論文の分析結果は、広域地方政府の越境的な政治行為の中に自律的要素がみられることを明らかにした。広域地方政府同士が国境を越えて自律的に地域機構を構築し、メンバーシップを水平拡大させ、制度を深化させてきた実態を、NEAR のプロセスの中に確認した。広域地方政府同士の国境を越えた関係には、トランスナショナルな相互行為メカニズムが存在し、国家の対外戦略と相互依存しつつも、ローカル固有の状況と動機から独自の対外戦略を構築していた。東北アジアにおける広域地方政府は、制度的には国家下位行政体であったとしても、一定程度自律した越境的政治行為を行う国際行為体である。国家追隨的要素と同時に、自律的要素の両面をもったハイブリッドな国際行為体として特徴付けられよう。

とはいえ、基礎レベルの地方政府と比べてみれば、国家追隨的な要素が強く働く。欧州の INTERREG と比べてみても、トランスナショナルな自律的要素がナショナル次元に回収される契機は強い²。東北アジアの広域地方政府は、プリミティブな国際行為体でもある。

②理 (issue-oriented identity) の協力関係：「協生の平和」

体格・体力・体質が大きく異なる東北アジアの広域地方政府を、NEAR としてまとめあげてきた持続性の要因は、地域発展・平和の理念（憲章前文）を支える国際行為体としての広

域地方政府の行動原理にある。

NEAR の形成・拡大プロセスと交流・協力活動の実態でみられた多くのケースは、所有増大を目的とした利 (functional identity) の行為志向性に立脚したものであった。分科委員会も新規拡大を見せたのは経済領域がほとんどであり、公共財の提供をめぐる制度化プロセスでも自己利益追求的な行動様式がみられた。このほか、北朝鮮の地方政府の行動様式では、存在の安定に関わる情 (emotional identity) の行為志向性も確認できた。

こうした情と利の行為志向性は、権力と合理性の追求に規定される国家の行動原理とも共鳴してくる。国際行為体としての広域地方政府にみる国家追隨的な要素の一断面である。NEAR の掲げた理念がこうした情や利の行為志向性に支えられた「力と利益の平和」であるとしたら、NEAR の持続性は常に危うさが伴う。国家間関係の相克が投影し、分裂の危機と隣り合わせになる。

しかし本論文の分析結果は、NEAR のプロセスの中に、不条理是正型の理 (issue-oriented identity) の行為志向性が伏在することを明らかにした。自己利益の追求を超えた理の行為志向性は成立過程からすでに確認でき、1998 年の分科委員会設置以降は、協力メカニズムとして具体化した。とりわけ環境分野の協力関係は、環境教育や技術情報交流など「他者の生活拡大」を認める「他者肯定」から出発する実践であった。こうした「犠牲と強制によらない他人を利する行動」³としての理 (issue-oriented identity) の協力メカニズムが、NEAR の掲げた理念を支えるのであれば、NEAR の持続性は強固となりうる。

異種行為体の東北アジア広域地方政府を、NEAR としてまとめあげてきた持続性の要因は、「協生の平和」ともいべき理 (issue-oriented identity) の協力メカニズムが、NEAR の理念を下支えしてきたからであるといえよう。

③伝統的な国際政治の秩序論理の相対化：創造性

NEAR が東北アジアの国際関係に果たしてきた貢献は、まさに「協生の平和」ともいべき行動原理・価値の創造に他ならない。

伝統的な東北アジア国際関係の秩序論理は、国家・国境を基準に、権力と利益の価値観、勢力均衡の行動原理などから構成されてきた。これに対し、NEAR における理 (issue-oriented identity) の協力メカニズムは、ローカル次元が直面する新たな状況と独自

の動機から生まれる「生活圏協力」である。つまり、ローカル次元のネットワークを基に、理 (issue-oriented identity) の志向性と「他者肯定」から出発する「協生」の行動原理を醸成してきたのである。サブリージョン次元でのこうした潜在価値の創造は、鶴見の言う「伝統の再創造」ともいうべき現象であり、緩慢ながらも伝統的な国際政治の秩序論理を相対化させてきたといつてよいだろう。

ただし、NEAR 環境協力は、多くの課題も抱えている。NEAR にみられるローカル次元の交流・協力がどれほど創造性を発揮できるのかという問題は、東北アジア・サブリージョンが背負う課題である。

以上の考察課題に対する検討結果から、本論文の冒頭に掲げた「問い」に対する解は、自ずと明らかであろう。もはや NEAR に具体化した東北アジア・サブリージョンの実態を、ナショナルな領域性に基礎付けられた国家間の権力政治や経済的な利益追求の枠組みのひとつと捉えることは適当ではない。NEAR の構成単位である広域地方政府は、国家と相互依存しながらローカル次元の資源と機会を活用しつつ国境を越えて相互に結びつく自律的な国際行為体としての性格を帯びてきている。理 (issue-oriented identity) の協力メカニズムによって、「協生の平和」ともいうべき行動原理・価値を創造しつつある。

かくして、NEAR という制度的実体に可視化した東北アジア・サブリージョンは、新しい越境的な国際社会単位の創造、つまりはサブリージョナリズムの具体像として国際関係の中に位置付けることが可能である。東北アジアでは、超国家的機構を前提とした欧州サブリージョンとは異なる軌道を描きながら、「自律と創造のメカニズム」に立脚した「内発的越境ガバナンス」が胎動していると結論付けられよう。

ただし、第1章でも述べたように、本論文が定義する内発的越境ガバナンスは、越境ガバナンスに関する「ものの見方」であり、越境ガバナンスが常にローカル次元から構築されることを主張するものではない。行為体の内面的要素の本質に迫る東洋的な思想・認識論の流れを踏まえ、ローカル次元が主導する社会秩序構築プロセスを、自律性や創造性という内発要素を引き出しつつ越境ガバナンス論の視点から捉えた⁴。住民に近い政策決定や住民参加の契機を重視するローカルへ／からの眼差しによって、ナショナリズムを克服し、より公正な地域の平和・発展につながる道をさぐるのが本論文のねらいであった。

(2) 残された課題

本論文に残された分析の課題であると同時に、東北アジア秩序形成に向けて NEAR が背負う課題ともいえるのが、市民社会との関係構築である。本論文では、ローカル同士が直接結びつくサブリージョンを、NEAR を題材として、おもにナショナルーローカルの関係から論じてきた。国家と広域地方政府という領域的行為体の相互関係に分析対象を絞り込み、住民団体や NGO などを分析対象から捨象した。これは市民社会との関係が依然として未成熟な NEAR の実態に即した分析枠組みであった。

本論文が定義する自律や創造などの内発性要素は、国際行為体としての NGO をはじめとする市民社会の越境連携にも見出すことが可能である。広域地方政府を構成単位とした内発的越境ガバナンスも、政府や市民社会、さまざまな行為体とのかかわりの中で形成されるものである。ジェイン (P. Jain) が指摘するように、地方政府は、「中央政府のように『主権に拘束される』(sovereignty-bound) ことはないが、その一方で、非政府アクターのように『主権から自由で』(sovereignty free) あるというわけでもな」⁵、「中央政府や非政府アクターのどちらも果たすことができない貴重な役割を演ずることが可能である」⁶。こうした二重の特性をもつ国際行為体としての地方政府は、ローカル次元の市民社会がもつ価値や規範を、サブリージョナルないしはグローバル次元で具体化する導波管の役割を果たし得る。実際、NEAR 環境協力では、地元住民(青少年)や NGO とのかかわりの中で「生活圏協力」が推進され、サブリージョン次元で「協生の平和」という価値を創造してきた。また、日中韓の環境 NGO が参加し NEAR が後援する形で誕生した「環日本海政策提言フォーラム」は、グローバル次元でのアドボカシー活動において成果をあげた⁷。

けれども、NEAR と市民社会との関係は依然として脆弱である。今後、新しい国際社会単位としての NEAR が、東北アジア秩序形成に貢献していくためには、NEAR を構成する地方政府内の市民社会の成熟と交流が必要条件と思われる。そのためには、NEAR 自体の交流蓄積と同時に、構成地方政府間、さらに基礎レベルの地方政府をも巻き込んだ形でのバイラテラルな住民(市民)交流の取組みを一段と充実させる必要があるだろう。NEAR と市民社会との関係、そしてマルチステイクホルダー(多元的利害関係者)を踏まえた内発的越境ガバナンスモデルの洗練・精緻化については、今後の研究課題である。

-
- ¹ David Arase, “Japan Sea Regionalism: the Role of Sub-national Authorities,” in Markus Perkmann and Ngai-Ling Sum (eds), *Globalization, Regionalization and Cross-Border Regions*, Palgrave Macmillan, 2002, pp. 187-88.
 - ² 例えば、北海サブリージョンにおける州レベル行為体（英国アバディーン州）を分析した柑本英雄が、広域地方政府を自立的に自己の目標・利益を決定し、資金調達や政策コーディネーターを動員する国際的行為体として描いたのとは対照的である。柑本英雄『国際的行為体とアイデンティティの変容——欧州沿岸辺境地域会議と共通漁業政策をめぐって』（成文堂、2000年）。
 - ³ 多賀秀敏「国際社会における社会単位の深層」（多賀秀敏編『国際社会の変容と行為体』成文堂、1999年）414-415頁。
 - ⁴ 環日本海研究の先達である関寛治も示唆していたように、本論文の方法論は、「創発（emergence）」や「自己組織化」などに特徴付けられる複雑系理論との類縁性をもつ。複雑系理論との関係を本論文では具体的に検討しなかったが、今後の課題である。関寛治「米ソ冷戦終結後における環日本海（東海）の意味」（『環日本海研究』第3号、1997年）、スチュアート・カウフマン（米沢富美子監訳『自己組織化と進化の論理』筑摩書房、2008年）を参照。なお、環日本海（東海）地域を複雑適応システムとして捉える方法論を提唱した研究として、권세은「지역연구 대상으로서 환동해 지역의 설정」（『아태연구』제 17 권제 2 호、2010년 8월）pp. 23-38（Kwon, Se Eun「地域研究対象としての環東海地域の設定」『アジア太平洋研究』第17巻第2号、2010年8月、23-38頁）を挙げておく。
 - ⁵ Purnendra Jain, *Japan's Subnational Governments in International Affairs*, Routledge, 2005, p. 19.（今村都南雄監訳『日本の自治体外交』敬文堂、2009年、33頁）。
 - ⁶ Ibid., p. 17.（訳書、31頁）。タカオ（Y. Takao）は、地方政府を、「国家機構の一部であると同時に、非国家勢力のパートナーでもあり、二重の関与によって戦略的位置にある」と位置付ける。Takao Yasuo, “Transnational Coalitions in Northeast Asia: Search for a New Pathway of Japanese Local Government,” *Ritsumeikan Annual Review of International Studies*, Vol.2, 2003, p. 78.
 - ⁷ 2002年5月に富山県で誕生した「環日本海政策提言フォーラム」は、設立会合で採択した「行動計画」を、同年8月のヨハネスブルグサミットで発表し、国連の「約束文書」に盛り込ませることに成功した。五十嵐誠一「東北アジアの環境ガバナンスと市民社会——NGO/NPOの台頭とそのトランスナショナルなネットワークに注目して」（『環日本海研究』第11号、2005年）29頁。ただし、筆者がNEAR定例会議等で事務局や富山県担当者等に複数回ヒアリングをしてみても、同活動を把握していた方はいなかった。NEAR関連資料でも「環日本海政策提言フォーラム」に関する記述は見当たらない。同フォーラムによるアドボカシー活動は基本的にはNGO側の主導であり、NAER側の認識の低さからすれば、NEAR協力の成果あるいはNEARと市民社会との協力事例として明確に位置付けることは難しいと言わざるを得ないだろう。

【付録】 定例会議の合意文書一覧

資料1 第1回会議「島根宣言」(1993年10月10日、島根県)

1993年10月8日、島根県で北東アジア地域自治体会議‘93が開催され、日本、中華人民共和国、大韓民国、ロシア連邦の関係自治体が一堂に介した。

21世紀を目前に控えた今、情報通信システムの発達と交通ネットワークが整備され、国際的な緊張緩和の流れとあいまって、国家対国家のみならず地域と地域との交流の動きが高まっている。歴史的にも地理的にも密接な関係にある北東アジア地域では、こうしたボーダレス（無国境）化と併せて、人と物資そして情報と技術に至るまで国境を越えて大規模で急速な往来が行われるなど地域間の交流が活発になって来ており、豊かな実のある平和と交流の地域に変化してきた。

こうした中で私たちは、本日この会議が、各々の自治体を持つ地域間交流のネットワーク化を促進し、北東アジア地域の発展の大きな一助となるという認識を持った。私たちは各々の地域間交流の現実と今後の展望に関して、意見を交換し解決しなければならない課題を指摘した。その結果、次のような事項の実現に努めることとした。

1. 自治体会議の継続的な開催

地域間交流を促進し全体の発展のために、来年度以降も自治体で構成される会議を継続して実施し、情報交換をすることが必要だと認識した。

2. 地域間交流事業の共同実施

現在まで一対一で行われてきた交流事業のうち、共同で実施することが可能な事業については、積極的に共同実施をするなど、地域間交流のネットワーク化を促進することが必要だと認識した。

資料2 第2回会議「兵庫宣言」(1994年9月8日、兵庫県)

昨年、島根県松江市で開催された「北東アジア地域自治体会議‘93」の「島根宣言」の精神を継承し、1994年9月7日と8日に、兵庫県出石町において「北東アジア地域自治体会議’94」が開催され、日本、中華人民共和国、大韓民国、ロシア連邦の関係自治体が一堂に会した。

現在世界は、情報通信基盤や交通基盤の整備および緊張緩和の流れに伴い、次第にボーダレス化し、相互依存性が強まっており、世界各国との密接な連携無しには各国および各地域の存在もありえなくなった。

こうした状況下で今後、北東アジア地域も相互の立場を尊重し理解することで、21世紀を目指し‘共存’してゆくことが重要である。

私たちは、文化・人的交流、経済・技術交流などの分野別協議を通じて、今後北東アジア地域の関係自治体が、互恵・平等の精神の下、連携・協力し、より一層交流事業を活発に行い、地域の連帯感を高め、一体性を強化していくことが、北東アジア地域の恒久的な平和と繁栄に寄与するなどの共通認識に至った。これらを具体化するための第一歩として、次の事項の共同実現を目指し努力することを宣言する。

1. 北東アジア地域の連帯感を高め、一体性を強化していくために、北東アジア地域の自治体で構成される会議を、来年度以降も継続して開催する。

2. 関係自治体が参加する永続的な国際組織の具体化について検討を行う。

3. 実施可能な自治体間の連携・協力による交流事業の具体化について検討を行う。

資料3 第3回会議「ハバロフスク宣言」(1995年9月7日、ハバロフスク地方)

1993年島根県松江市、1994年兵庫県出石町で開催された、北東アジア地域自治体会議の伝統を受け継ぎ、1995年大韓民国、日本、中華人民共和国、ロシア連邦の自治体の代表が出席して、第3回自治体会議が1995年9月6、7日の両日にかけてハバロフスクで開催された。

北東アジア地域に位置する国家の隣接自治体間の対話は、国際的な緊張の緩和、世界経済圏の結束強化、アジア・太平洋沿岸国家間の相互関係の拡大、国際関係の発展過程における地域的な自由裁量権の拡大、意思疎通および情報伝達手段の発達、隣接地域との連帯関係の確立に対する地域住民の理解増大などによって可能となった。

ハバロフスクでの国際会議中、参加者たちは、地域レベルでの文化・人的交流、経済関係および科学・技術協力など広範囲にわたる問題について意見を交換した。会議期間中、参加者たちは、現在の地域間の広範囲な関係でも十分にアジア・極東地域国家間との関係が発展し、アジア太平洋地域の平和と安定を強化する貴重な貢献ができるという事実に注目した。同時に、会議に参加した地域の代表たちは、さらに拡大した地域間交流は関心のある地域自治体の努力で設立される「国際組織」によって、調整と規制が必要だということについても深く議論をかわした。

ハバロフスク会議に参加した各自治体の代表は、以上の意見を交換し、近い将来に考慮の必要がある北東アジア地域自治体会議の任務について次のように合意した。

1. 互恵と相互理解、そして平等な権利に基づいて、北東アジア地域自治体間の協力体制の強化のため、今後も引き続き北東アジア地域自治体会議を持続的に開催する。
2. 関心がある自治体の参加により、永続的に任務が遂行できる国際組織の設立のため「実務団」を構成するための努力をする。
3. 域内の自治体間の協力体系を発展させ、北東アジア地域自治体間の交流活動を強化することができる互恵の政策立案のために引き続き努力する。

資料4 第4回会議＝第1回総会「慶尚北道宣言」(1996年9月14日、慶尚北道)

‘93年の日本の島根県会議、‘94年の兵庫県会議、‘95年のロシアのハバロフスク会議に引き続き大韓民国、中華人民共和国、日本、ロシア連邦の自治体は1996年9月12日大韓民国慶尚北道慶州で「‘96東北アジア地域自治体会議」を開催した。

今日、北東アジア地域は世界経済のニューフロンティアとして急浮上しており、このため平和秩序の構築、経済協力、環境問題など共通の課題を解決するために地域間の協力が切実に要求されている。

地政学的に長く密接な交流、協力関係を結んで来た北東アジア地域の自治体は、より発展的で未来指向的な21世紀を開いて行くための互恵・平等の基本精神に即して、経済、文化、芸術、スポーツなど様々で活発な交流や協力活動を通じて、共同の発展と繁栄を追求しなければならないということの認識を共にして来た。

以上のような共通認識と過去3年間の成果を基に今会議では、“21世紀に向けた北東アジア地域自治体の実践的交流・協力方案”を主題にして、この会議を永続で実質的な国際機構にて定着させることに合意し、広範囲な課題の実践方案に対しても深い議論をすることができた。

その結果、我々は次の事項に対して意見の一致を見て、これを実現するために共同で努力することを宣言する。

1. 北東アジア地域自治体の共同発展を目指す永続的な国際機関として「北東アジア地域自治

体連合」を結成しその憲章を採択する。

2. 地域間の交流協力を強化し、共同課題の具体的な推進のために努力を続けて行く。
3. 次期会議は日本の富山県で開催する。

資料5 第1回実務委員会「合意文」(1997年8月28日、慶尚北道)

北東アジア地域の共同発展をめざし、世界平和に貢献するという崇高な目的を達成するために設立された「北東アジア地域自治体連合」の会員である中国、日本、大韓民国、ロシア連邦の自治体実務代表者たちが、1997年8月28日、大韓民国慶尚北道慶州市で北東アジア地域自治体連合'97実務委員会を開催した。

世界経済の流れがグローバル化とブロック化という様相を呈している中で、我々北東アジア地域は、世界経済圏の中心として発展を続け、これに伴って、共同課題に対する解決策を模索するための地域内の協力が切実に求められている。

今回の会議では、会員自治体が地域の共同発展と繁栄を追求し、ひいては未来を志向する21世紀を切り開いていくという認識を基に、「北東アジア共同体のための連合事業の模索」というタイトルで'96北東アジア地域自治体会議で採択された7大共同課題を中心に、文化 芸術、経済、通商、環境、交流、一般分野の議題を分かち合い、深く議論した。

その結果、我々は、次のとおり合意にいたり、全ての自治体が能動的に実践的な事業の推進のために共に努力していくこととした。

1. 文化芸術分野において、各種フォーラム、博覧会、展示会および学術的研究活動に関連する全ての行事に会員自治体が積極的に参加し協力を行う。
2. 経済・通商分野において、ロシアと中国の資源開発および投資が拡大されるよう協力をを行い、全ての会員が、経済交流の促進のための情報の共有ができるように自治体毎により具体的な事業計画を事務局に送付し、相互の連携機能を強化する。
3. 環境分野において、地球環境保護の必要性に共感し、関連する自治体間による情報の交換、技術交流、共同調査などの活動を持続的に推進するために協力体系を構築する。
4. 交流一般分野において、事務局の運営問題と共同課題の推進機構設置など、連合運営に関する事項は、現在の事務局と各国の代表自治体で構成される実務作業グループで合理的な案を作成し、これを'98総会の議題として報告することにする。また、北朝鮮及びモンゴルの地方自治体の会員加入は、ロシア極東地域自治体と日本の鳥取県が中心となり、'98総会の時に加入することを目標に全体的な手続きを進めていくこととする。

資料6 第2回総会「富山宣言」(1998年10月21日、富山県)

1998年10月21日、日本富山県において、中華人民共和国、日本、モンゴル国、大韓民国及びロシア連邦の関係自治体が一堂に会し、「北東アジア地域自治体会議'98」を開催した。今回の自治体会議は、北東アジア地域自治体連合(以下「連合」という。)設立後初めての会議であり、我々参加者は、これまでの連合の活動を評価するとともにアジアの経済危機等、厳しい情勢下における北東アジア地域の発展と平和に向けて、経済通商・文化交流・環境・防災等の課題について建設的な意見交換と協議を行った。

経済、情報、環境等あらゆる分野でグローバル化が進展する今日、地域間における協調・交

流をより一層進め、港湾、空港等の生産・交流基盤の充実、生活環境や文化の豊かさなど多面的な魅力を高めていくことが地域の自律的な発展と安定にとって極めて重要となっている。我々参会者は、これまで北東アジア地域の各自治体が長年にわたり積み重ねてきた交流・協力の実績を踏まえ、多様なネットワークの形成を図り、この地域のさらなる発展と安定を目指していく必要があることについて認識をひとつにし、各種交流協力事業等を推進していくための体制を整えた。

我々参会者は、このような共通認識と「'93 島根会議」、「'94 兵庫会議」、「'95 ハバロフスク会議」、「'96 慶尚北道会議」の精神を引き継ぐとともに、慶尚北道で創設された連合の活動成果を踏まえ、次の事項について意見を一致させ、連合憲章の改正を行い、この実現のために引き続き努力していくことを確認した。

1. 連合会員の拡大と連合の充実を図るため、連合にモンゴル国等の北東アジア地域の全ての自治体が加盟できるようにし、モンゴル国中央県の参加を歓迎する。なお大韓民国やロシア連邦の自治体から、朝鮮民主主義人民共和国の自治体の連合参加について、今後とも自治体が努力していく旨の発言があった。
2. 自治体会議で提案のあったプロジェクトの具体化や効果的な推進を図るため、分野ごとに次の分科委員会を設置し、自治体間の連携協力・交流事業を促進する。
 - ・経済・通商分科委員会
 - ・文化交流分科委員会
 - ・環境分科委員会
 - ・防災分科委員会
 - ・一般交流分科委員会
3. 連合会員自治体は、北東アジア地域の発展を目的とする機関を設置したときは、「連合支援機関（連合センター等）」として登録できるようにし、連合機能の強化を図る。

我々参会者は、各自治体からの提案を踏まえ、以下のような認識を共有し、実務委員会や分科委員会において、各プロジェクト等の実現の可能性や具体的な推進方策等について検討・協議を行うことを確認した。

1. 北東アジア地域の持続的な成長に資するため、商談・物産展示、投資環境の紹介・観光 PR 等の場の提供や情報交換に努めるとともに、商取引の円滑化、技術交流、企業研修の奨励など、経済通商分野における連携協力を促進する。
2. 地球温暖化や海洋汚染等環境問題の克服は人類共通の課題であり、各自治体がそれぞれの特色を活かした環境協力事業を推進するとともに、各種共同調査の実施、情報交換、研究者交流等北東アジア地域全体の環境保全に向けて、自治体間の連携協力関係を強化する。
3. 多様な文化・生活様式を有する北東アジア地域において相互の理解を一層深めるため、文化・学術関係の国際的な特別行事や交流事業に各自治体は可能なかぎり参加、支援に努めるなど、文化・学術的な面での交流協力を促進する。
4. 地震、洪水、森林火災といった自然災害による被害を軽減するため、防災体制や事例研究等の情報交換及び調査・視察団の派遣、防災担当者等の人的交流の可能性を検討する。

そして、本年の異常な洪水等により甚大な損害を被った北東アジア地域の被災地の自治体や住民の方々に対してお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を期待する。

兵庫県から次の自治体会議 2000 年に日本兵庫県で開催する意思がある旨の発言があり、これを快諾した。また、連合の継続的な発展のために、経費負担の問題等合理的、かつ効果的な運営について実務委員会で検討することとする。

資料7 第2回実務委員会「合意文」(1999年7月15日、富山県)

1999年7月15日、日本国富山県にて、北東アジア地域自治団体連合の会員である中華人民共和国、日本、モンゴル、大韓民国、ロシア連邦の自治体の実務代表者が一同に会し、北東アジア地域自治体連合第2回実務委員会を開催した。

この委員会では来るべき21世紀を北東アジアの時代ととらえ、この地域の自治体が互恵・平等の精神に基づき、「北東アジア経済圏」や「北東アジア交流圏」というべきグローバルな一大交流圏の形成に向け、様々な分野での交流協力を積極的に展開することで認識を一にした。

また、北東アジア地域自治体連合の今後の活動等について建設的な協議を行い、次のとおり結論を得た。

1. 連合支援機関の登録について

1998年10月の「北東アジア地域自治体連合‘98」において登録制度が設けられた連合支援機関について、登録要綱を定めるとともに、29の機関について初めての登録を行った。

2. 分科委員会の活動について

経済・通商、文化交流、環境、防災、一般交流の各分科委員会から次のとおり活動報告を受け、今後それぞれの分科委員会に属する個別プロジェクトについて、その実現に向けて引き続き着実に協議を推進していくことを確認した。また、複数の追加的なプロジェクトの提案があり、関係する分科委員会で今後検討していくこととした。

① 経済・通商分科委員会の活動報告

連合会員自治体の経済状況や通商関連情報を収録した「連合総覧」を発刊したほか、会員自治体を実施する経済関係事業への協力を行った。今後、分科委員会を開催して、各自治体が開催する通商関連事業の相互協力方策などについてより深く議論を推進することとしている。

② 文化交流分科委員会の活動報告

分科委員会にて取り組む提案事項を「学術・研究を通じた交流促進」、「中国孔子研究院の建設準備への参画」、「北東アジア地域研究センター」の三点に絞らせた。今後、他の分科委員会とも連絡を取りつつ、分科委員会参加自治体と協議しながら委員会の活動方向を決めていくこととしている。

③ 環境分科委員会の活動報告

個別プロジェクトの提案について、具体的な事業内容や各自治団体の参加意向についての統一的な調査を行い、2000年初頭までにこれらを取りまとめ、プロジェクトの実現を図ることとしている。

④ 防災分科委員会の活動報告

各国の防災体系の現状を相互に認識し、理解することが重要であることから、防災に関する情報交流、人材交流をまず実施していくこととし、これらの分野に関するプロジェクトの提案を分科委員会の参加自治体に依頼した。また、阪神淡路大震災からの復興の過程を検証し、その結果を連合の全ての参加自治体に伝えることとしている。

⑤ 一般交流分科委員会の活動報告

北東アジア地域の交流を担う人材育成の重要にかんがみ、各自治体の交流事業の情報を互いに交換し、相互に積極的に参加することを検討することとした。また、この地域の調査研究機関等の連携を強化するため、連合に参加している自治体を通じて各機関に対しホームページの開設等を促すこととした。このほか、「試験研究機関による各種情報交換会」「北東アジア女性会議(仮称)」の開催などについて引き続き検討していくこととした。

3. 事務局ロシア支部の設立等について

連合憲章第十二条第一項の規定に基づき、事務局ロシア支部が極東ザバイカル協会に設けられたことが報告された。また、設立にあたっては各国それぞれで連合に参加している国内自治体すべての同意が必要であることなど、支部設立の際の要件について合意した。

4. 経費負担の問題等合理的、効果的な運営について

兵庫県から提案された、総会および実務委員会等の開催にかかる開催自治体の経費負担軽減について基本的に合意した。その他の経費負担の問題等合理的、効果的な運営について、引き続き検討することとした。

5. 北東アジア地域自治連合第3回総会について

2000年に日本兵庫県にて開催される北東アジア地域自治体連合の第3回総会の日程、場所など開催の概要が兵庫県から報告された。

6. 北東アジア地域自治体連合第4回総会について

ハバロフスク地方から、自治体連合の第4回の総会を、2002年にロシア連邦ハバロフスク地方で開催する可能性について検討したい旨の発言があったが、第4回総会の開催地は2000年の第3回総会で決定することとした。

資料8 第3回総会「兵庫・淡路宣言」(2000年9月5日、兵庫県)

2000年9月5日、国際園芸・造園博覧会である淡路花博覧会「JAPAN FLORA 2000」が開催されている兵庫県淡路夢舞台国際会議場に、中華人民共和国、日本、モンゴル国、大韓民国およびロシア連邦の地方自治体が一同に会し、「北東アジア地域自治体会議 2000」が開会した。今回の自治体会議は、1996年に大韓民国慶尚北道で設立された北東アジア地域自治体連合(以下「連合」と言う。)の第3回総会として開催された。

1990年代を通じて北東アジア地域およびアジア太平洋地域の各国では、経済を中心とするグローバル化が進行し豊かになっている反面、金融危機など、政府だけでは対応がむずかしい課題も発生した。また、各地で頻繁に発生し深刻な被害をもたらした地震や洪水など、自然災害については、NGOなども参加した国際的な援助活動が日常化した。人類共通の課題である地球環境問題についても一人ひとりが主体的となって対処しなければならない課題であるという認識が高まった。

このような点からわかるように、グローバル化がさらに一層進展している21世紀に対しNGO、個人、地方自治体などのような国家以外の活動主体が国際社会の様々な課題に対して地域間の連携による解決の重要性を一層高めるであろう。また飛躍的な発達が期待される情報技術は、地域間の連携をより一層深め、容易になるであろう。

こうした中開催された今回の会議では、参加代表者が21世紀を目指した北東アジア地域間の交流ビジョンを共有し、新しい交流促進方案の形成に寄与することが期待される。私たち参加者は、設立後の連合活動を振り返りながら連合の充実などについて協議を行い、今後の地域間交流の展開について「北東アジアの持続的な発展と経済交流」および「北東アジア地域の人的交流・人材育成」の2つのテーマを定めた。経済、環境、文化を始めとする幅広い分野にわたって、率直な意見交換を行った。

協議を通じ私たち参加者は、北東アジア地域の各自治体が地域間交流を促進することによって、相互理解を深め、また技術と経験を共有することにより、北東アジア地域全体の発展を目指すという連合の意義を再確認するとともに、今後は次の事項について共通の認識を持ち、それを実現

するため努力することとした。

1. 北東アジア地域の発展に寄与するため、自治体間の情報交流を一層充実させるとともに、各地域で開催される産業メッセやイベントなどに相互参加することにより、域内外を対象とした経済交流事業の場を拡張する。また地域の持続的な発展には、環境問題に対する対応が必須であるという認識のもと、国際会議の開催などによる環境政策と関係する情報交流の充実を図るとともに、環境問題と関係する域内自治体間の技術協力を促進する。
2. 北東アジア地域間の幅広い交流を促進させるためには、学術、文化、芸術などの人的交流と、都市問題などに対応することができる人材育成に関する連携協力が不可欠である。このため将来の北東アジア地域を担っていく青少年と学生などの若い世代を中心とした人的交流を推進し、相互理解を深める。また、健康、防災などの都市問題に対応するなど、人材育成の面からの地域間協力の推進を図る。
3. 連合の合理的かつ効果的な運営を推進するため、事務局の方向性と会費など財政的な課題を含む連合の運営に関する課題と対応策について、実務委員会で引き続き検討し、次期総会で報告する。また実務委員会に議長自治体、副議長自治体および各国2の自治体程度から構成される「連合の合理的、効果的な運営に関する実務小委員会」を設置し、効率的な検討に寄与する。
4. 今年6月に開かれた大韓民国および北朝鮮の首脳会談を契機に、朝鮮半島の緊張緩和が進むことを期待し、同時に北東アジア地域各国の中で唯一連合に参加した自治体がない北朝鮮の地方自治体が北東アジアの共同発展と、世界平和のために寄与する連合の目的に賛同し、連合への参加が実現することを心から歓迎する。
5. 次期総会は、参加自治体の総意により、2002年ロシア連邦ハバロフスク地方で開催する。

資料9 第3回実務委員会「議長総括」(2001年8月28日、兵庫県)

2001年8月28日、日本兵庫県淡路夢舞台国際会議場にて、中華人民共和国、日本国、モンゴル、大韓民国およびロシア連邦の自治体実務代表者が一同に会し、北東アジア地域自治体連合第3回実務委員会を開催した。

21世紀を迎え、世界各分野でグローバル化が進展している中、我々北東アジア地域自治体連合は、自治体間の交流協力ネットワークを形成する国際組織として設立され五周年を迎えた。こうした中、自治体の連携の重要性に対する認識がいつそう強くなり、北東アジア自治体連合がさらに活動の充実を図るために、北東アジア地域の共通課題の解決を積極的に推進していく必要があるという点で認識を共にした。

第3回実務委員会では、「北東アジア地域自治体会議2000」の協議結果をもとに、引き続き検討することとした連合の合理的・効果的な運営に関する事項について協議が行われると同時に、各分科委員会での活動と2002年ハバロフスク総会の開催概要に関する報告が行われた。ここに出席自治体間の合意事項および報告内容の議長総括としてまとめる。

1. 分科委員会活動報告

各分科委員会コーディネート自治体より、次のとおり活動報告が行われた。

①経済・通商分科委員会

1998年、1999年に開催された2回の北東アジアビジネス促進会議開催状況と、第3回北東アジアビジネス促進会議を2002年4月慶尚北道にて開催すると同時に、電子貿易推進のための情報センター構築と連合会員間の通商情報データベースの構築といったグロー

バル電子貿易ネットワークを構築することを検討したこと。

②文化交流分科委員会

2001年11月に第1回文化交流分科委員会を開催し、会員自治体から具体的な提案など意見を集め、文化交流分野の共同事業実施について検討した。

③環境分科委員会

2000年に開催された第2回環境分科委員会開催状況に続き、2001年7月12日の第3回環境分科委員会で2000年の個別プロジェクトの実施結果とともに2001年個別プロジェクトの提案と実施状況について合意がなされた。

④防災分科委員会

会員自治体の防災体制、施策などのアンケート調査を実施したことと同時に、兵庫県が実施した「災害対策国際総合検証事業」の報告書を全会員自治体に送付したことが報告された。また、今後兵庫県の神戸東部の新都心に2002年春オープン予定の阪神淡路大震災メモリアルセンター（仮称）とアジア防災センターの活動状況などについて積極的に情報を提供した。

⑤一般交流分科委員会

2000年に開催された第2回一般交流分科委員会の開催状況に続き、2001年7月12日に開催された第3回一般交流分科委員会にて、北東アジア地域の交流を支える人材育成事業として、「NEAR人材育成アクションプログラム」が合意され、同時に、今年10月27～29日に富山県で開催される北東アジア女性会議について積極的な支援と参加および調査研究機関の連携強化に対して合意がなされた。

2. 会議開催費用の一部負担制について

会議開催経費の一部負担を実現することが各国、各自治体での会議開催を容易にすると同時に、今後連合の財政基盤強化及び活動の活性化に寄与するために、総会及び実務委員会の会議開催経費の一部を会議参加自治体が負担する負担制を導入するということが合意され、次期開催で協議することになった。

3. 特定事業に対する連合の認定について

国際博覧会など事業化の促進と開催自治体の成功及び域内外の交流促進に寄与し、また共同の課題解決という連合の目的の実現に寄与するために、連合会員自治体は実施する特定の事業に対する連合の認定制度を創設することに合意し、次期総会で協議することになった。

4. 個別事業に対する連合の後援について

北東アジア地域間の交流を促進するために、連合会員自治体は個別事業に対して連合が後援する制度の創設について合意し「後援名義使用承認に関する要綱」を制定した。

5. 常設事務局の設立を含む事務局関連事項

連合の合理的・効果的な運営を推進するために、事務局体制について協議を行い、国際組織としての常設事務局を設置しなければならないという点について意見の一致をみた。協議において大韓民国慶尚北道と日本国富山県から会費制が導入されるまでは経費の負担を前提に常設事務局設置を希望するという趣旨の表明があった。

また、事務局の機能など設置形態については、慶尚北道、富山県、ハバロフスク地方、兵庫県がさらに検討・調整することにし、2002年9月ハバロフスク総会にて具体的な提案をすることに合意をした。

6. 北東アジア地域自治体連合第4回総会について

2002年にロシアのハバロフスクで開催される北東アジア地域自治体連合第4回総会の日程、場所など、開催概要をハバロフスク地方が報告した。

以上の通り、第3回実務委員会の議長総括として、中国語、日本語、韓国語、ロシア語で作成する。

資料10 第4回総会「ハバロフスク宣言」(2002年9月11日、ハバロフスク地方)

2002年9月11日ハバロフスク市(ロシア連邦)にて、北東アジア地域自治体連合第4回総会が行われた。北東アジアのロシア、中国、日本、韓国、モンゴルおよび朝鮮民主主義人民共和国など6ヵ国39地域を網羅する北東アジア地域自治体連合は、北東アジアにて多彩な文化、科学そして経済プロジェクトを実現させるため、効果的で建設的な地域間の協力推進に寄与する。

ハバロフスク会議は、北東アジアの39地域自治体の代表が参席する事による高い代表率特徴的である。北東アジア地域自治体連合総会においては、新しい憲章の採択が行われた。その席で、朝鮮民主主義人民共和国、モンゴル、ロシア連邦の新しい地域自治体の入会問題が検討された。また、これからの世界経済の国際化に関連し、北東アジア地域国家間の経済協力展望と基本発展方針が論議された。

総会にて行われた討論過程で地域団体からの参席者らは、地域間経済、政治、文化交流の経験を交換した。討論では、地域レベルからの国家間関係の改善をなすための提案が行われた。北東アジア地域自治体連合の第4回総会参加者らは、北東アジアの広範囲な諸問題を論議した結果、以下の問題に関する意見の一致に至った。

1. 北東アジア地域自治体連合の各分科委員会の事業は、機能と課題において適当であり、効果的なものであると認められる。環境保護、自然災害防止と文化的・人文的交流を推進する事業にて、地域間・国家間情報の交換のため、分科委員会の活動を継続することとした。
2. 今後、総会の定期会議が効果的に招集できるよう、次期総会開催国にて事務国の二年間所在順序と条件を承認することとした。
3. 連合会議は、北東アジア地域自治体連合常設事務局設置の必要性を認定する。常設事務局の設置条件(業務、活動機構、財政の割り当て)を研究するため、兵庫県・富山県(日本)、慶尚北道・釜山広域市(大韓民国)、黒竜江省(中国)、ハバロフスク(ロシア)が共同し事務機関を設置する。
4. 連合にて採択する決定と、連合の活動を社会に広く普及させる目的で、連合と他の国際機構との連携を保障することを事務局に委任する事とした。
5. 次期連合総会の招集と関連した一部経費負担の基本原則を承認することとした。
6. 一部経費負担制度の試験的な導入を行うため、一ヶ月期間で2003年連合実務委員会の会議召集のための経費見積書草案作成を委任することとした。
7. 討議過程にて指摘された建議を考慮し、連合の新しい憲章を承認することとした。
8. セレンゲ県(モンゴル)、ウスチオルダブリヤート自治管区(ロシア)、咸鏡北道(朝鮮民主主義人民共和国)、羅津・先鋒市(朝鮮民主主義人民共和国)が連合会員に加入することとした。
9. 連合の経済的影響力を増加させる必要性を認定する。北東アジアの経済問題と北東アジア全地域のハブ構造を発展させるため、地域間プロジェクトを次期総会の討議にかけることとした。
10. 北東アジアの先進国諸国が、開発途上国との科学技術交流の活性化を發議し、科学技術および教育の領域で地域間協力を増進させることとした。

資料 1 1 第 4 回実務委員会「合意文」(2004 年 1 月 13 日、黒龍江省)

2004 年 1 月 13 日、中華人民共和国黒龍江省ハルビン市で、北東アジア自治体連合第 4 回実務委員会の会議を開催した。中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦の 24 の連合会員自治体の代表が会議に参加した。

この会議に参加した代表は、北東アジア自治体間の交流と協力の強化を主題に、平等・友好・互恵の原則に基づき、共同の関心事である経済、貿易、環境保護および連合常設事務局設置などの議題について討論を行い、多くの問題において合意を得た。その他に、各分科委員会コーディネーター自治体の代表は、会議で各分科委員会の活動状況を報告した。また、2002 年 9 月ロシア・ハバロフスク地方で開催した連合の第 4 回総会の決議により、中国黒龍江省、日本兵庫県・富山県、大韓民国慶尚北道・釜山広域市、ロシア・ハバロフスク地方など六つの自治体の代表が 2004 年 1 月 12 日に中国黒龍江省ハルビンで、常設事務局設置に関する専門委員会会議を開催した。六つの会員自治体の代表が連合常設事務局の設置・機能・任期などについて討論を行った。

第 4 回実務委員会会議の討論事項および合意事項は次のとおりである。

1. 常設事務局設置に関する案件

連合巡回事務局は、第 4 回実務委員会会議で、常設事務局の問題に関して専門委員会の討論結果を報告した。

韓国の慶尚北道は、会議で再度常設事務局を慶尚北道に設置するという提案を提出した。日本兵庫県からは、連合常設事務局を設置すべきであるという前提で、常設事務局の機能・任期などについて、4 年任期制とし任期満了時に、連合総会で選挙を通じて次期常設事務局の会員自治体を選出し、再任も可能であるという提案がなされた。

韓国慶尚北道からは、再任制実施に同意する一方で、6 年任期制が提案され、各会員自治体の代表は以上二つの自治体の提案について討論を行った。

会議では、常設事務局の機能・任期・設置場所については、意見の一致が得られなかったが、常設事務局の機能においては、巡回事務局で慶尚北道と兵庫県の提案を基礎にして各自治体の意見をまとめた後、事務局の機能に関する提案を出し、これを各会員自治体に発送し、各自治体の意見を聞くことにした。その結果は、9 月に開催される第 5 回総会で報告し討論することとした。

2. 連合自治体の身分を明確にする案件

兵庫県の代表からは、連合会員自治体の認定方式について次のとおり説明があった。連合は連合憲章を支持し、連合総会に参加する北東アジア地域内のすべての地方自治体を会員とみなす。ただし、各国の状況によって会員自治体の呼称に差異がある場合がある。会議に参加した代表らは、これについて同意した。

3. 連合徽章制定に関する案件

日本富山県と中国黒龍江省からは、共同で連合徽章制定に関する提案がなされ、提案について説明があった。会議参加代表は、この提案に関して討論を行った後に表決を行い、提案が通過した。この提案を 9 月の第 5 回総会に上程して討論を経て総会で決定することに同意した。

4. 分科委員会活動報告

①環境分科委員会

連合環境分科委員会のコーディネーターである日本富山県からは、2003 年 10 月に富山県で開催された、第 5 回環境分科委員会の開催状況が報告された。この会議では日本、中国、モンゴル、韓国など、4 カ国 14 の自治体に参加し、富山県が再度次期環境分科委員

会コーディネーター自治体に当選して任期は 2005 年 7 月までに延長され、その他に環境分科委員会の主要活動内容が紹介された。

- ・環境政策と関連した情報交流（参加自治体：日本、ロシアの自治体）
- ・北東アジア地域国際環境セミナー（参加自治体：日本、中国、韓国、ロシアの自治体）
- ・日本海、黄海沿岸の漂着物に関する調査実施（参加自治体：日本、中国、韓国、ロシアの自治体）
- ・北東アジア地域の渡り鳥に関する共同調査実施（参加自治体：日本、韓国、ロシアの自治体）

会員参加代表は、今後の活動方針と計画について討論を行った。また富山県で制作した 2003 年環日本海環境白書の内容について説明を加えた。

②一般交流分科委員会

連合一般交流分科委員会のコーディネーター自治体である日本富山県からは、2003 年 10 月富山県において開催された、第 5 回一般交流分科委員会の状況が報告された。会議には全部で 5 カ国 16 の自治体代表が出席し、会議出席代表らは富山県が制定した北東アジア連合人材養成強化に関する「人材養成行動計画」について討論し下記のとおり意見を提案した。

- ・北東アジア女性会議開催
- ・アジア地域児童、青少年相互交流行事の開催

③防災分科委員会

防災分科委員会のコーディネーター自治体である日本の兵庫県からは、2003 年 10 月兵庫県で開催された第 5 回防災分科委員会の活動状況が報告された。会議は全部で 3 カ国 11 の自治体が参加し次のような活動を実施した。

- ・防災対策体制および情報交流に関する意向調査実施
- ・阪神大震災の教訓と経験を紹介

2002 年 7 月兵庫県で、中国、日本、韓国、ロシアなど 12 の自治体代表が参加し、防災分科委員会が開催された。会議に参加した代表らは、防災関連の情報について交流を行い、今後の行動方針と活動内容が提示された。

- ・北東アジア地域の防災情報の収集・発表
- ・兵庫県を訪問した北東アジア地域の各自治体の視察団に兵庫県を紹介し、兵庫県で実施している防災対策に関する研修を実施。

④経済・通商分科委員会

経済通商分科委員会コーディネーター自治体である韓国慶尚北道からは、2002 年、2003 年に開催された経済通商分科委員会の会議状況が報告された。2002 年 5 月、5 カ国 18 の会員自治体が参加して経済通商分科委員会会議が開催され、会議の主要な討論議題は次のとおりである。

- ・「北東アジア企業 EXPO」開催に関する提案。第 6 回総会の開催と同時に「北東アジア企業 EXPO」を開催し、会員自治体間の経済交流を強化することとした。
- ・「北東アジア経済通商ネットワーク」ホームページ構築の提案。

2003 年、5 カ国 18 会員自治体が参加した経済通商分科委員会会議が開催され、民間企業間交流の強化を趣旨とした議題が提出された。

5. 連合会員間人材交流の強化に関する議題

会議に参加した代表は、連合会員地域間の人材交流を強化するという認識を共にし、人材交流が北東アジア地域の各自治体間の交流協力を強化し、共同の発展と繁栄を促進させる場

として有意義だとの意見を共にした。

6. 連合各会員自治体間の経済・貿易・環境保護などの交流と協力強化に関する議題

経済・貿易、環境保護などの分野における交流と協力は、本会議の核心であり、連合の趣旨を実現するものでもある。会議出席代表らは、北東アジア地域自治体間の経済、貿易部門の交流と協力強化について、次のとおり意見を発表した。

- ・日本富山県の代表は、北東アジア地域の貿易および投資交流の強化を主題として、県の環日本海貿易交流センターで開催される行事を紹介した。

- ＊北東アジア地域の貿易動向、投資環境など情報提供と収集

- ＊北東アジア地域の企業が参加する展示商談会開催

- ＊北東アジア地域の自治体が開催する製品展示会に県内の企業の参加を支援

- ・中国黒龍江省の代表からは、「協力交流の拡大を通じた共同繁栄の実現」という議題で発表があった。会議参加代表らに、本省の経済発展、投資誘致においてメリットを紹介し、中国で実施する‘北東アジア地域各国の老工業基地の振興戦略’が本省に発展の機会を与えてくれると同時に、外国の投資家や企業にも無限の機会をもたらしてくれるものだと強調。あわせて北東アジア地域各国の経済界、企業界の方々が積極的に参加して共同発展を実現することを希望する。
- ・ロシア・ハバロフスク地方の代表、国境地区協力の強化に関する意見を出し、北東アジア自治体連合が国境地区協力分科委員会を新設することを提案し、この分科委員会のコーディネーターを担当することを希望。また、今会議の巡回事務局が国境地区協力分科委員会新設に関する議題を9月に開催される第5回総会に上程することを希望した。
- ・韓国・慶尚南道代表からは、‘2004 韓国国際機械 EXPO’ 招請状を提出し、連合会員自治体内の企業が積極的に参加して、会員自治体間の経済交流の強化することを要請した。
- ・中国・山東省代表は、山東半島製造業基地を紹介。また2004年5月2日から5月4日まで山東省威海市で中小企業を対象に開催する‘2004年第2回北東アジア経済フォーラム’と2004年9月15日から17日まで山東省青島市で開催する‘山東省生態建設首長級フォーラムおよび新環境産業博覧会’ 関連状況を説明し、会員自治体代表団の出席を要請した。
- ・韓国・江原道代表が韓国最南端から朝鮮民主主義共和国、中国、ロシアなどを通してヨーロッパに直接行くことができる横断鉄道を構築し周辺都市の物流と観光産業を興して、地域経済発展を加速化しようという提案を行った。
- ・韓国・全羅北道代表は、2007年に開催する‘世界物流 EXPO’ 関連状況を紹介し、連合会員自治体の共同参加と積極的な支持を希望した。
- ・韓国・慶尚北道代表は、連合第6回総会開催時、議長自治体が‘北東アジア企業 EXPO’ を同時に開催することを提案。これに対し日本の兵庫県と富山県からは、まず連合第6回巡回事務局所在地（連合第6代議長自治体）を決めた後にこの提案に対する討論を実施しようという意見を提出した。

会議出席代表らは、各会員自治体が今回の会議で提出した各行事方案について討論を行った。その結果、経済グローバル化が進行し、各国家および地域の経済貿易の連携が日々緊密になっていることで、北東アジア自治体間の経済・貿易、環境保護などの分野での交流と協力の強化が北東アジア地域の繁栄と安定に有益で、各地域の共同発展を促進することができるということに意見を共にした。

7. 連合次期巡回事務局関連案件

連合の今会期の巡回事務局である黒龍江省が会議出席自治体代表らに巡回事務局候補申請について意見を求めた。これに韓国釜山広域市連合の次期巡回事務局希望申込書を提出し

た。会議では、本会期の連合事務局から会議が終わった後、候補自治体を提案することに関して連合の各自治体の意見を調査した後、9月総会に上程して討論を通じて決めることにした。

8. 北東アジア地域自治体連合第5回総会関連案件

連合の本会期の事務局は、会議参加自治体の自治体長が2004年9月中国黒龍江省ハルビン市で開催される第5回連合総会に参加してくれることを要請した。また会議準備の過程で各会員自治体が積極的な支援と協力をしてくれることを希望した。

以上は北東アジア地域自治体連合第4回実務委員会会議の合意文であり、本合意文は中国語、日本語、韓国語（朝鮮語）、ロシア語で作成し連合の全ての会員自治体に発送する。

資料12 第5回総会「ハルビン宣言」（2004年9月8日、ハバロフスク地方）

2004年9月7日～8日、中国黒龍江省ハルビン市において北東アジア地域自治体連合（以下「連合」と言う。）第5回総会を開催した。中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本、大韓民国、モンゴル、ロシア連邦など27の会員自治体から112人の代表が本総会に参加した。

本会議は、北東アジア地域の経済協力強化を主題に「相互共存、互惠平等」の精神に基づき、連合と北東アジア地域の発展に関する問題について討論し、多くの意見を交換し、多大なる成果を収め、次のとおり意見が一致した。

1. 総会で本連合の議長および中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本、大韓ロシア連邦など各会員自治体代表が発表した。総会は北東アジア自治体連合内の地域間協力の経験の成功に基づいて、各地域の特徴をよく活用して地域内の各会員自治体間の発展不均衡と文化背景の差などの不利な要素を克服して、北東アジア自治体連合が国際的に最も活発で成功を収める地域共同体の中の一つになるように努力しなければならない。
2. 総会は、各分科委員会の事業現況の報告を受け、各分科委員会の事業に対して十分に認知した。連合は、分科委員会の事業を重視して、今後も分科委員会事業の水準と効率性が高まるよう積極的に支援するものである。
3. 総会は、日本富山県と中国黒龍江省が提出した連合徽章制定に関する提案と、次期議長自治体を選定し、次期総会の議題を確定させた。
4. 総会は、ロシア ハバロフスク地方が提出した、国境地区協力分科委員会の構成案を通過させた。国境地区協力分科委員会の範囲は、既存の関連分科委員会の職能と重複せず、また北東アジア地域会員自治団体間の協力と発展を促進させるため、既存の経済通商分科委員会と必ず協調して事業を展開しなければならない。
5. 総会では、韓国慶尚北道が連合の発展のために貢献したことに敬意が表され、慶尚北道に連合の常設事務局を設置することや任期は4年にし総会の決議を経て再任するなどの提案を通過させた。
6. 総会は、連合憲章の規定に基づき、各国（各会員自治体）が必要に応じ、連絡機構を設置することができることを重ねて言及した。
7. 総会は、連合事務局は憲章修正に関する説明と審議を経て憲章修正案を通過させた。憲章の修正案は、現行の憲章に基づき歴代総会の宣言の精神を継承し、北東アジア地域と、全世界の経済発展協力の新しい趨勢を認識し、各会員自治体の意見を十分にまとめて起草した上に作成された連合の綱領文書である。憲章修正案は、常設事務局の設置、任期などについて明確に規定した。常設事務局の設立は連合の発展に重要な意義を持っており、常設事務局は

連合を一層成熟させ、正式的な国際協力組織として一步邁進したところに、より重要な意義を持つといえる。

8. 北東アジア地域各会員自治体間の互惠平等に基づく経済貿易協力をより一層拡大・強化し、北東アジア地域の繁栄と発展を促進するため、今回の総会では各会員自治体が比較的具体的な構想と意見を提出した。総会は、原則的にこうした案件が北東アジア地域の経済貿易協力発展を促進し、各会員自治体は北東アジア地域内の各自治体が開催する各種国際博覧会と経済貿易投資商談会を積極支持、協調することとした。

9. 連合は、各会員自治体が提出する意見に基づき、各会員自治体が国境貿易、資源開発、情報交流、環境保護、人材育成などの分野において相互協力を進め、これを積極的に支援することに合意した。

10. 本総会で、韓国釜山広域市が次期総会を開催することに決定した。

本宣言文は、連合の発展と協力に関して基本指針となる文書として、2004年9月8日、中国黒龍江省ハルビン市で開催された連合の第5回総会で、中国語、朝鮮（韓国）語、日本語、モンゴル語、ロシア語の五種類の言語で作成され、それぞれ同等の効力を持つ。

資料 1 3 第 5 回実務委員会「合意文」（2005 年 11 月 30 日、釜山広域市）

2005 年 11 月 30 日、韓国釜山広域市で北東アジア地域自治体連合会員の韓国、中国、日本、モンゴル、ロシアの 22 の自治体の実務代表が一堂に会し、北東アジア地域自治体連合第 5 回実務委員会会議を開催した。

今回の実務委員会では各分科委員会が活動状況を報告し、連合徽章の制定、会員国職員の事務局派遣など、連合の各種懸案が議論された。そしていくつかの会員自治体から様々な分野の交流協力を促進するために協力要請があり、その結果は次のとおりである。

1. 分科委員会の活動報告

各分科委員会のコーディネート自治体は、本会議で該当分科委員会の活動状況について報告した。

①経済通商分科委員会

慶尚北道は会員自治体間の互惠、実質的な経済通商増進を図るために、2004 年 10 月 5 日から 8 日まで慶尚北道慶州で連合会員 5 カ国 19 の自治体 441 人が参加して開催された『2004 北東アジアビジネス促進会議』の結果を報告した。

②文化交流分科委員会

島根県は会員自治体間の文化交流を拡大するために“文化交流分科委員会ホームページ”を開設、“青年交流事業”および北東アジアの伝統芸能団体を招待し、県内各地域で公演する“国際文化パレット”事業の結果を報告した。

③環境分科委員会

富山県は、2005 年 7 月 14 日 5 カ国 14 自治体が参加した第 7 回環境分科委員会会議を開催し、各会員自治体の環境現況や 2005 年プロジェクト推進状況などを報告し、さらに 2006 年事業を提案して議論した。

④一般交流分科委員会

富山県は北東アジア地域内の情報交流と人材育成に寄与するために実施した各会員自治体の『ホームページ作成状況』と『人材育成事業の推進』について調査の結果を報告した。

⑤防災分科委員会

兵庫県は阪神大震災 10 周年をむかえ、2005 年 2 月 1 日から 4 日間 5 ヶ国 9 自治体が参加して、第 3 回防災分科委員会を開催し、多国間防災協力と防災能力向上のために防災講習および防災拠点施設の視察を行ったことを報告した。さらに来年 2 月に予定されている第 4 回防災分科委員会に参加の協力を要請した。

⑥国境地区協力分科委員会

ハバロフスク地方は、国境地区協力の活性化方案と北東アジア地域間の観光産業活性化などを模索するために、2005 年 6 月 7 日ハバロフスク市で 3 ヶ国 12 の会員自治体が参加して開催された第 1 回国境地区協力分科化委員会の会議結果について報告した。

2. 提案および討議

(1) 連合憲章制定について

連合事務局では、黒龍江省総会で採択された連合憲章制定に関する推進経過を報告し、今後連合レベルで具体的な推進方案に対する合意を導くことを要請した。会員自治体は今後連合憲章制定委員会を構成することに合意した。

(2) 会員自治体職員連合事務局派遣について

連合事務局では、事務局業務の円滑で公正な推進のために、各会員国別に職員の事務局への派遣が連合事務局から提案された。会員自治体は職員事務局派遣勤務に対し原則的に合意し、具体的な事項は事務局と協議することにした。

(3) 山東省と北東アジア地方自治体間協力の強化について

山東省は、山東省の経済現況および北東アジア地域国家との交流現況を紹介し、現在 2008 年北東アジア自治体連合総会開催を検討しているということを知らせた。

(4) 第 17 回ハルビン経済貿易商談会および 2006 年ロシアの年招請

黒龍江省は、2006 年ロシアの年を迎えて開催される“第 22 回ハルビン国際氷・雪祭り”および“第 17 回ハルビン経済貿易商談会”等に会員自治体の積極的な参加を要請した。

(5) 北東アジア経済交 EXPO 2006 in 富山の開催に協力

富山県は、北東アジア地域の経済交流促進のために開催される『北東アジア経済交流 EXPO 2006 in 富山』行事に多くの会員自治体の参加を要請した。

(6) 韓国企業人の使節団のハバロフスク訪問

ハバロフスク地方は、太平洋経済協力学ロシア国家委員会が主催して開催される韓国企業人使節団のハバロフスク訪問について紹介した。また、2006 年度に開催予定の第 6 回北東アジア地域自治体連合総会でハバロフスク地方がコーディネーターを担当している国境地区協力分科委員会の開催地を議論することを希望した。

(7) “第 4 回中国河南国際投資貿易商談会”

河南省人民政府と中国国際貿易促進委員会は、2006 年 4 月 12 日から 14 日まで河南層鄭州市で“第 4 回中国河南国際投資貿易商談会”を開催する予定。中国商務部など中央の各部署が支援し、韓国、日本、米国、EU などの経済協会が協賛する商談会は、工業、交通施設、商業、対外貿易、物流、観光、金融、保険、情報、教育および保健などの内容を包括している。河南省は各会員自治体の積極的な参加を要請した。

(8) 第 6 回総会開催関連協力

釜山広域市は、第 6 回総会を 9 月中旬に予定しており、各自治体の意見を参考に 2 月末に最終決定をし、来年総会に北朝鮮の咸鏡北道や羅先直轄市の二つの自治体に参加することができるよう各自治体の積極的な協力を要請した。

上記は北東アジア地域自治体連合第 5 回実務委員会の合意事項であり、この事項は、韓国語、中国語、日本語、ロシア語で作成して各会員自治体に発送する。

資料 1 4 第 6 回総会「釜山宣言文」、「合議文」（2006 年 9 月 14 日、釜山広域市）

▼釜山宣言文

2006 年 9 月 13 日と 14 日、大韓民国釜山広域市において開催された「第 6 回北東アジア地域自治体連合総会」に参加した、大韓民国、中華人民共和国、日本、モンゴル国、ロシア連邦など 5 カ国 51 の会員自治体は、次のとおり共通認識の基に北東アジア地域の発展に向けて努力することとする。

北東アジア地域自治体連合は、「交流と協力を通じた北東アジアの共存共栄」を究極の目標として 1996 年に設立されて以来、経済・文化など様々な分野において実践的な交流・協力事業を推進し目覚ましい成果を成し遂げてきた。

今年、10 周年を迎えた連合が「平和と繁栄のグローバル化時代と北東アジアの時代」を切り開く先導的な役割を果たすためには、会員自治体相互の協力を一層強化し、未来志向の発展策を講じるべきであることに認識を共にした。

こうした共通認識のもと、今回の釜山総会では「北東アジア地域の共同繁栄と NEAR の役割」をテーマに、連合の知名度強化に向けた広範な議論が行われた結果、次のような提案が出され、その実現に向けて努力することとした。

1. 連合は経済協力を強化し促進するために、方策及び制度を継続的に打ち出すとともに、会員自治体間の相互補完性を大いに活用し、交流・協力を一層強化していくこととする。
2. 連合は会員自治体間の国際行事の誘致努力に対して相互支援を行うとともに、各会員自治体の主な行事や交流協力プロジェクトに積極的に参加する。
3. 連合は黄砂の発生と被害の低減等、北東アジアの環境問題に積極的に対応するため、環境にやさしい施策の共同推進及び協力策を講じるよう努力する。
4. 総会を総合的な国際交流の場として位置づけられるよう、次回総会から開催期間中に多様な行事を開催することを議長自治体に求める。

以上、我々は「北東アジア地域自治体連合」が北東アジア地域の平和と繁栄の時代を切り開いていく主役となることを宣言する。

▼合議文

2006 年 9 月 13 日と 14 日、大韓民国釜山広域市において中華人民共和国、日本、大韓民国、モンゴル国、ロシア連邦など 5 カ国 24 の会員自治体に参加して「第 6 回北東アジア地域自治体連合総会」を開催した。今回の総会では、北東アジアの共同繁栄と連合の発展に向けて上程された提案について真剣な意見交換が行われ、次のとおり合意した。

1. 総会は、「徽章制定委員会」の推進経過報告を受け、同委員会でまとめた徽章（案）をロシアのサハリン州の意見を反映して承認する。
2. 総会は、NEAR 諮問委員会の新設・運営については次回実務委員会で十分な検討と議論を経て第 7 回総会にて議決する。
3. 総会は、大韓民国京畿道が提案した「科学技術分科委員会」を承認し、コーディネート自治体は京畿道が務めることにする。
4. 総会は、「国境地区協力分科委員会」コーディネート自治体をロシア連邦のアムール州に変更する。
5. 総会は、中華人民共和国、大韓民国、モンゴル国、ロシア連邦に属する 27 自治体の新規加盟を議決する。

6. 総会は、2008年に開かれる次期総会を中華人民共和国の山東省で開催することとする。

以上、合意事項について北東アジア地域自治体連合の会員自治体はこれらの実現に向けて最善を尽くすことを約束する。

資料15 第6回実務委員会「合意文」(2007年9月4日、山東省)

北東アジア地域自治体連合第6回実務委員会が2007年9月3日から中国山東省の済南市にて開催された。この会議には中国、日本、韓国、モンゴル、ロシアの5カ国31会員自治体、オプザーバー自治体・連合事務局から80名の代表が参加した。

会議は開幕式での祝辞、連合の7分科委員会と事務局の活動報告、中国・山東省、韓国・京畿道、慶尚北道、日本・富山県、島根県、ロシア・ハバロフスク地方、中国河南省、連合事務局が提案した議題と前回の総会で持ち越された議題について審議が行われた。その他、北東アジア各地域の国際協力において培われた経験を共有し、実務委員会の実効性を高めるため、山東省はこの会議で北東アジア地域自治体国際協力対話の場を設け、12の自治体が発表を行った。

同会議の詳細は次のとおりである。

1. 分科委員会と連合事務局の活動報告

①経済通商分科委員会

韓国・慶尚北道は2006年12月慶州市にて第7回経済通商分科委員会の会議を開き、ビジネス促進会議と多者間貿易商談会を開催、5カ国35自治体が参加した。ビジネス促進会議は「北東アジア地域経済通商交流活性化方案」をテーマに14自治体が発言し、22自治体から66社が多者間貿易商談会に参加した。商談会はかつてない盛況となった。2006年5月「経済通商ネットワーク」が開通し、5カ国語によるサービス提供と現在6カ国374社6,563商品の情報提供を行っている。慶尚北道が主催するビジネス促進会議は、今年は事務局が推進する「北東アジア国際経済フォーラム」に変更し、連合事務局と共催で経済分野の著名な学者や専門家を招き、10月16日から10月18日まで韓国・大邱広域市で開催される。

②環境分科委員会

日本富山県は環境分科委員会の個別プロジェクトについて調査、その結果をまとめて報告書を作成・翻訳したものを環境分科委員会の21会員自治体へ送付するとともに、これを北東アジア環境情報広場ホームページに掲載した。第8回環境分科委員会を2007年7月30日に開催した。5カ国12自治体が参加し、各自治体の環境状況と課題、2007年個別プロジェクトの実施と進捗状況、2008年個別プロジェクトの提案状況の通知、日本富山県の同分科委員会コーディネーター自治体の留任が主な議題であった。

③文化交流分科委員会

日本島根県は2006年11月3日から7日まで「北東アジア国際文化パレット」事業を実施、中国吉林省の吉劇団22名が島根県の芸術文化センターで公演し、約1,000人の観衆がこれを観た。その他、県内の障害者団体、小学校と交流活動公演を行った。今年も北東アジア地域の伝統文化・芸能を招いて、島根県内において相互交流を行う予定である。

2007年8月2日から7日まで「2007北東アジア交流の翼 in しまね」を実施し、4カ国9自治体から47人が参加した。参加地域の料理交流、文化紹介、日本伝統文化体験、環境・

福祉学習などを内容とし、ホームステイ、各種パーティー等に参加することで参加者の交流を促進した。

④防災分科委員会

日本兵庫県は2007年2月13日から16日まで第5回防災分科委員会を行い、5カ国15自治体32名が参加した。会議は「情報交流型研修」から「参加・課題解決型」へと変更し、ハザードマップ作成研修、起震車での地震体験、模擬煙避難訓練など体験型の学習及び訓練と先進事例を公表、兵庫県の防災関連施設の視察が主な内容となった。

⑤一般交流分科委員会

日本富山県は関連自治体の職員相互派遣、留学生・研修生などの派遣及び受け入れ、青少年海外派遣など人材育成事業への調査を行い、その結果を富山県国際・日本海政策課ホームページにて、英語、中国語、韓国語、ロシア語、日本語で掲載している。今後は、各自治体が行っている行事の内容に基づいて、自治体間の連絡及び共同行事開催を強化する法案を模索する計画である。また、参加自治体の様々な提案を受け入れ、新たな課題を探求する計画である。

⑥国境地区協力分科委員会

ロシアアムール州は、当初2007年8月25日から28日まで国境地区協力分科委員会を開催する予定であったが、中国、モンゴル、ロシアの3カ国4自治体の参加申し込みしかなかったため、同会議は2008年4月に延期された。より多くの会員自治体の積極的な参加を希望する。

⑦科学技術分科委員会

韓国京畿道は7月23日から26日まで、水原市にあるナノ素子特化フェブセンターにて「域内科学技術分野の協力案」をテーマに5カ国20自治体40人が参加した中で、第1回科学技術分科委員会を開催した。12自治体がそれぞれ参加地域・機関の科学技術開発の現状と科学技術の国際交流協力策について発表、科学技術協力と共同発展を促進する地方自治体協力案に関する合意文を採択した。

⑧連合事務局

事務局は次のとおり業務を推進した。1) 4月22日から28日まで韓国慶尚北道と他自治体との通商交流活動への協力、2) 5月15日から18日まで5カ国32自治体代表を実務者ワークショップに招待、3) UCLG、CITYNET、ANMC21など国際機構との連携強化、4) 韓国慶尚北道議会代表団の中国寧夏回族自治区訪問に協力、地方議会交流を推進、5) 連合広報活動を強化するため6カ国語によるニュースレターと広報誌を発行、6) 4カ国から4名の派遣職員を受け入れ、業務の効率性を高めるとともに国際機構としての事務局のイメージを向上、7) 2007年6月30日から7月15日まで連合の全会員自治体を対象にアンケート調査を実施し、その結果を通知、8) 2007年10月17日に北東アジア国際経済フォーラムの開催を予定、9) 2007年10月から2008年2月まで1億ウォンを投じて連合ホームページの補修作業を予定、10) 今回の議長自治体である中国山東省による2007年実務委員会会議と2008年総会の開催準備に積極的に協力。

2. 会議発言、議題提案・討論の状況

(1) 北東アジア地域の協力・発展の実務レベルで推進する。

連合実務委員会の委員長を務める中国山東省の才利民副省長は開幕式の挨拶で、北東アジア地域の協力と発展を実務レベルから推進しようという三つの提案を打ち出した。

- 1) 円滑なコミュニケーションにより理解の幅を広げ、北東アジア地域協力の新たな基盤を築く。

- 2) 専門化した交流を強化し、北東アジア地域の実務レベルの協力を促す。
 - 3) 環境保護協力を強化し、美しい北東アジアを共に造る。
- (2) 中国・山東省が 2008 年 NEAR 第 7 回総会を機に、北東アジア地域との協力を全面的に推進。
- 1) 山東省は 2008 年北東アジア地域自治体連合第 7 回総会の基本方案と北東アジア環境保護商談会について告知し、会議参加代表からの意見を踏まえて全会員自治体が上述の行事への積極参加を望む。
 - 2) 山東省は実務委員会で海洋・漁業分科委員会の新設を公式に申請するとともに、山東省がこの分科委員会のコーディネーター自治体に就任することを希望。会議参加代表による審議を通じて、この提案を 2008 年総会に上程、議論を経て決定することで合意。
 - 3) 山東省は 2008 年の NEAR 総会を契機に、北東アジア地域の交流協力と同地域での大規模な国際イベント、対外文化広報、観光促進、投資誘致、製品市場開拓など、核心的な交流プロジェクトとを緊密に連携させ、各方面で北東アジア地域の交流協力を促進するつもりである。
- (3) 中国山東省、河南省は観光分科委員会の新設提案
会議参加代表による審議の結果、2008 年総会に上程、議論を経て決定することで合意。
- (4) 連合会費制の導入について
ロシア・ハバロフスク地方は、連合会費制を導入して連合行事を主催する際の自治体の負担を軽減し、会員自治体の参加への責任感を高めようと提案した。会議では、来年の総会へ上程し議論することで合意。
- (5) 韓国・京畿道が 2010 年の総会誘致を申請
韓国京畿道は 2007 年第 1 回科学技術分科委員会を開催した。今回の実務委員会では 2010 年総会誘致を公式に文書で提出し、会議参加代表の議論の結果、2008 年第 7 回総会に正式に上程・議論を経て決定することになった。
- (6) 韓国慶尚北道が事務局再任を申請
2004 年慶尚北道が連合事務局を誘致して以来、財政・職員など多くの分野で事務局の円滑な運営に向けて積極的な協力・支援を行ってきた。参加代表らは慶尚北道が 4 年余りの間、連合の発展、特に事務局の円滑な運営に向けて積極的に取り組み、大きく貢献してきたことを高く評価し、慶尚北道の事務局再任申請を 2008 年第 7 回総会に正式に上程し、議論を経て決定することとした。
- (7) 日本富山県の一般交流分科委員会の次期コーディネーター自治体を募集、日本島根県の教育・文化分科委員会の新設
富山県は 1998 年 12 月 22 日に一般交流分科委員会が創設されて以来、引き続いてコーディネーター自治体を務めてきた。連合の発展を促すためにも、富山県は最大限多くの自治体が連合の運営に直接関わることを希望し、あわせて他の自治体が次期コーディネーターを務めることを希望した。参加代表らの真摯な議論の結果、日本・島根県による文化交流分科委員会と一般交流分科委員会を統合して教育・文化分科委員会を新設する提案に同意した。
- (8) 分科委員会関連規程の改正について
連合が 1998 年に制定した「分科委員会設置及び運営に関する規程」には、当時の五つの分科委員会のみ規定されていた。その後、2004 年黒龍江省総会、2006 年釜山総会にて国境地区協力分科委員会と科学技術分科委員会が新設された。各代表の議論により、連合の「分科委員会設置及び運営に関する規程」を改定することに満場一致で同意し、分科

委員会の種類と名称にこれらの2つの分科委員会を加えることとした。

以上の北東アジア地域自治体連合の第6回実務委員会会議の合意文は英語とあわせて中国語、日本語、韓国語、モンゴル語、ロシア語の5つの言語で作成し、会議が終わった後、連合事務局から全会員自治体へ発送する。

資料16 第7回総会「山東宣言」(2008年9月2日、山東省)

2008年9月1日から4日まで、中華人民共和国山東省において開催された北東アジア地域自治体連合第7回総会に参加した中華人民共和国、日本、大韓民国、モンゴル国、ロシア連邦の5ヵ国40会員自治体は、次のとおり共同認識の下、平和と繁栄の新たな北東アジア時代を拓いていくために共に努力する。

北東アジア地域自治体連合は、グローバル化時代の挑戦に応え、地域間の交流増進を通して共同繁栄を促進するため、1996年の創設以来、経済、環境、文化、防災、国境地区協力、科学・技術など多様な分野において、交流協力事業を展開し、目覚ましい成果を挙げてきた。

このような成果を基に、今回の山東省総会において「革新的な協力による共同繁栄」をテーマに、会員自治体の信頼、互惠、共存の「ひとつになる北東アジア」の建設に関する幅広い議論が繰り広げられ、連合会員間の実務的な協力を増進し、連合の求心力と影響力を高める一方、平和と繁栄の北東アジアの建設に連合がより重要な役割を發揮することの認識を共有して次のとおり宣言する。

1. 連合は会員自治体間の相互支援と協力、そして積極的な参加により、信頼、互惠、共存の価値を共有する調和した北東アジアを建設する。
2. 連合は人的、物的、情報のネットワーク構築を通じた実質的で持続的な交流協力により、北東アジアの共同発展に努力する。
3. 連合は共同の平和と繁栄のために、会員自治体だけでなく非会員自治体の参加を歓迎する開かれた北東アジアの建設に努力する。
4. 連合は黄砂の発生と被害低減、地球温暖化対策など地球の環境問題に積極的に対処するため、環境に優しい施策を実施するなど持続可能な発展の実現に共に努力する。
5. 本総会においては、北東アジア地域の共同繁栄と連合の発展のために上程された議題について真摯な議論が行われ、次のとおり合意した。
 - ・2010年に開かれる第8回総会を大韓民国京畿道において開催することとする。
 - ・2012年9月まで次期連合事務局を引き続き大韓民国慶尚北道に置くこととする。
 - ・中華人民共和国山東省が提案した『海洋・漁業分科委員会』の新設を承認し、コーディネータ自治体は山東省が担当することとする。
 - ・中華人民共和国河南省が提案した『観光分科委員会』の新設を承認し、コーディネータ自治体は河南省が担当することとする。
 - ・連合会費制については連合事務局に委託することとする。連合事務局は会員自治体から各国別に1名の代表の推薦を受け、「会費制度特別委員会」を構成し、具体的な方策を検討した後、次回実務委員会に上程して議論するものとする。
 - ・大韓民国仁川広域市、大田広域市、光州広域市、蔚山広域市とロシア連邦マガダン州の5自治体の新規加入を議決することとする。

北東アジア地域自治体連合の会員自治体は、相互協力により上記の宣言及び合意事項を誠実に履行することを決議する。

資料 17 第 7 回実務委員会「合意文」（2009 年 9 月 24 日、京畿道）

1. 分科委員会主要活動報告

①経済通商分科委員会

- 1) 2008 北東アジア国際経済フォーラム共同開催
- 2) 2009 北東アジア国際経済フォーラム後援
- 3) 新成長グリーン産業広報展示会開催

②環境分科委員会

- 1) 2008 年開発プロジェクト実施 4 分野
- 2) 2009 年開発プロジェクト実施 5 分野
※コーディネート自治体選出・富山県（2 年）

③教育・文化交流分科委員会

- 1) 『北東アジア国際文化パレット』開催
- 2) 2009 北東アジア交流の船 in しまね』開催

④防災分科委員会

阪神・淡路大震災と四川省大地震の事例比較セミナー：18 自治体 37 名の参加

⑥ 科学技術分科委員会

- 1) 2007 年第 1 回科学技術分科委員会開催：自治体間の科学技術協力方案模索
- 2) 2009 年第 2 回科学技術分科委員会開催：バイオ技術発展方案

⑥海洋・漁業分科委員会：2009 年 11 月開催予定

- 1) 中国国際漁業エキスポ及び水産養殖展覧会
- 2) 山東省漁業ブランド紹介展示

2. 2009 NEAR 事務局主要活動報告

- (1) 実務者ワークショップ開催
- (2) 分科委員会活動紹介及び参加要請
- (3) 国際機構としての地位強化活動
- (4) 国際経済フォーラム開催
- (5) 事務局運営のグローバル化増進
- (6) 山東省総会委託事項推進

3. 2010 総会及び連合発展方案提案

(1) エネルギー・気候変動分科委員会新設（大邱広域市）

- ①親環境エネルギー産業の育成を通じて気候変動を扱う分科委員会の新設が必要
- ②グリーン産業の中心都市として跳躍する大邱広域市がコーディネート自治体として選定されることを希望

①結果：エネルギー・気候変動分科委員会新設決定（コーディネート自治体：大邱広域市）

(2) 女性・児童分科委員会新設（ドルノド県）

- ①モンゴルの女性は、社会的な地位が高く挑戦的で、女性たちは様々な社会活動をくり広げており、女性・児童分科委員会の新設を要請。
- ②ドルノド県が女性・児童分科委員会のコーディネート自治体として選定されることを希望

②結果：女性・児童分科委員会新設決定（コーディネート自治体：ドルノド県）

(3) 鉱物資源開発・調整分科委員会新設（マガダン州）

- ①ロシアは豊富な地下資源を持つことから、採掘や加工に関連する天然資源分科委員会新

- 設を提案（天然資源分科委員会の名称が、エネルギー・気候変動分科委員会と重なり名称の定義が不明確なので名称の調整が必要）
- ②ロシアマガダン州がコーディネート自治体として選定されることを希望
- ③ 結果：鉱物資源開発・調整分科委員会の新設決定（コーディネート自治体：マガダン州）
- (4) 会費制特別委員会の合意事項報告（事務局）
- ①会費制導入を賛成する。ただし、導入時期は具体的に定めず、世界経済が回復したら会員自治体の意見をまとめて再び議論する。
- ②結果：参加自治体が導入を賛成したことから、2010 総会で納付時期を決定することにする。
- (5) 分科委員会の効率的な運営方案（事務局）
- ①分科委員会の開催時期が重なる場合、開催時期の調整が必要
- ②結果：事務局でコーディネート自治体と協議し時期を調整
- (6) 連合憲章条文改正（事務局）
- ①憲章第 20 条及び憲章付録第 2 条の改正
- ②結果：総会に提案
- (7) 2012 年 NEAR 総会誘致の申請（寧夏回族自治区、全羅南道）
- ①中国西部の大開発戦略によって寧夏回族自治区の発展の基盤をつくるために総会 誘致申請
- ②グローバル経済の新しいトレンドとして注目される「緑の土地、全南」、総会誘致 申請
- ③結果：韓国で 2010 年に総会を開催するために中国の寧夏回族自治区を推薦し、その次の総会は韓国全羅南道に優先権を与えることに決定

資料 18 第 8 回総会（2010 年 10 月 28 日、京畿道）

※宣言・合意文の類いの資料が無い。

資料 19 第 8 回実務委員会「合意文」（2011 年 7 月 19 日、寧夏回族自治区）

2011 年 7 月 19 日、北東アジア地域自治体連合第 8 回実務委員会が、中国人民共和国寧夏回族自治区銀川市で開催され、「協力の深化で共に創っていく共同繁栄」を主題にして、日本、韓国、中国、モンゴル、ロシアの会員及び非会員自治体など 5 カ国 24 団体 81 名が参加した。会議は、開幕式、連合の主要活動として 2010 年第 8 回京畿道総会結果報告、事務局及び 8 つの分科委員会の主要活動報告があり、NEAR 発展のための提案などについて会員自治体の発表が行われ、引き続き大韓民国の全羅南道、慶尚北道、忠清北道と NEAR 事務局が提案した議題について討論が行われた。そして本実務委員会では、提案された議題について真摯に議論をした結果、2012 年第 9 回総会のアジェンダを選定するなど、会議結果について合議がなされた。会議の詳しい内容は次のとおりである。

【連合主要活動報告】

1. 2010 年第 8 回京畿道総会結果報告

第8代 NEAR 議長自治体である大韓民国京畿道は、2010年10月27日から10月29日まで「Shared Prosperity Through Cooperation（協力を通じた共同繁栄）」を主題にして、5カ国48団体121名が参加した中、第8回 NEAR 総会を開催した。主要事項としては2012年 NEAR 第9回総会開催地を中国寧夏回族自治区に決定し、連合憲章第七条（役員）、第二十条（言語）の条文改正及びロシアケメロヴォ州の新規会員加入を承認した。会費制導入時期の案件については否決されたが、次期実務委員会で提起された場合は再び議論することにした。また、NEAR 事務局が提案した、中央アジア地域の地方政府などを準会員として受け入れる「準会員制」導入案についても承認された。さらに分科委員会の構成員の明記に関する項目を修正した改正案を次期実務委員会に上程することにし、分科委員会の役割と機能を活性化するために現コーディネート自治体が希望する場合、共同コーディネート制を実施することができるよう決定した。

2. NEAR 事務局主要活動報告

事務局では、1) 会員自治体の各種国際行事と分科委員会の活動に参加・協力しており、実務者間の和合と結束を強化するために、2011年5月18日から5月20日まで、5カ国34自治体が参加した中、「2011NEAR 実務者ワークショップ」を開催、2) 連合の国際的地位を強化するために AER、UNESCAP など様々な国際機関と協力ネットワークを構築、3) 4カ国の会員自治体から毎年職員の派遣を受け入れ、国際機関にふさわしい運営体制を整備、4) 連合設立以後の連合の成果と活動を総まとめにした「NEAR 白書」の発刊と NEAR News を隔月6カ国語で発刊・配付、5) 北東アジア地域の共同発展のための実質的な方案を模索するために「グリーン成長のための北東アジア地域間協力」を主題にして、2010年10月26日、5カ国の経済・環境関連の学者及び専門家など300人余りが参加した中、「2010NEAR 国際経済フォーラム」を開催、6) 実務委員会と総会の円滑な準備のために議長自治体と緊密な協力を行い、行事の成功を支援する活動を行った。

3. 分科委員会活動報告

①経済通商分科委員会

大韓民国慶尚北道は、2009年12月、慶尚北道亀尾市で、5カ国50人余りの経済関連実務者が参加した中で、自治体別経済危機克服のための事例発表、経済通商分科委員会活性化方案などを議論する経済通商実務者ワークショップを開催した。また、2010年9月にFAOアジア太平洋地域総会、2010年10月に慶州G20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、2012年9月から10月頃には北東アジア経済協力促進会議および貿易商談会が開催される予定である。

②環境分科委員会

日本富山県は、第9回環境分科委員会以降の活動状況をまとめた報告資料を翻訳して会員自治体に送付しており、分科委員会の個別プロジェクト(黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の構築、海辺の漂着物調査など)調査を実施して、(財)環日本海環境協力センター(NPEC)のホームページに掲載した。

なお、第10回環境分科委員会は2011年秋頃に開催する予定である。

③教育・文化交流分科委員会

日本島根県は、ロシア連邦沿海地方のロシア民謡コーラスグループ「ヤルマルカ」を招聘して「北東アジア国際文化パレット」を開催し、島根県内の学校合唱部がヤルマルカと共演をするなどの公演が行われた。また、北東アジア地域の次世代を担う青年の人材育成を図るために、2011年7月29日から8月3日まで、参加地域の文化紹介、体験学習などの多文化交流を通じた交流プログラムである「2011北東アジア交流の翼 in しまね」を開

催する予定である。

④防災分科委員会

日本兵庫県は、2011年3月、「国際緊急援助」をテーマに、41名の実務者が参加した中で第9回防災分科委員会を開催した。2012年3月の第10回防災分科委員会では、2011年3月に発生した東日本大震災におけるカウンターパート方式の支援活動を紹介し、「コミュニティ防災力の向上」をテーマに防災訓練を体験してもらう計画である。

⑤科学技術分科委員会

大韓民国京畿道は「バイオ技術の発展方案」を主題にして、2009年第2回科学技術分科委員会を開催した。4カ国9自治体24名のバイオ分野専門家が参加して、京畿道の科学技術政策の紹介、バイオ分野の国際協力事例の発表など、北東アジア地域のバイオ産業分野の情報共有と、最新技術の動向や情報の交流を行った。

⑥海洋漁業分科委員会

中国山東省は、2009年の創設会議以来の2011年海洋漁業分科委員会の活動方案を提示した。海洋資源の科学的な利用のためのフォーラムを、2011年9月15日から9月18日まで中国山東省煙台市で開催し、再生可能な海洋資源の開発と海洋魚種及び海藻類の研究などの内容で行う予定である。また、海洋漁業企業や文化の視察活動も行われる。

⑦観光分科委員会

中国河南省は、観光分科委員会の活動を通じて「河南・韓国文化観光交流の日(2010年4月18日)」「中国(鄭州)世界観光都市市長フォーラム(2010年6月)」「中国国際黄河観光フェスティバル(2011年5月)」などの行事を成功させるとともに、「鄭州-仁川観光チャーター機協議」を締結するなどの実質的な成果を収めた。また、2010年10月焦作市で「低炭素観光、北東アジアから始まる」を主題に、第2回観光分科委員会の定期会議を開催し、参加会員自治体の低炭素観光政策を紹介するなど、北東アジア地域の観光発展に寄与した。

⑧エネルギー・気候変動分科委員会

大韓民国大邱広域市は、2012年4月、分科委員会の新設以後初めて会議を開催する。会員自治体間の政策交流と優秀事例を紹介し活性化するために、エネルギー・気候変動フォーラムを定期的に開催して、併せて新再生エネルギー専門展示会(2012Green Energy Expo)を開催する計画である。会員自治体の多くの参加と声援を要請した。

*参加会員自治体は、連合の主要な活動報告を通して、分科委員会などの連合行事だけではなく、会員自治体の行事にも積極的に参加し、実質的な交流協力をさらに強化することにした。

【会員自治体発表及び討議事項】

1. 中国寧夏回族自治区、2012年総会開催時期の提案

北東アジア地域の農業科学技術領域における交流協力を深化させるため、第9回総会を「北東アジア地域園芸産業セミナー」と連携させて2012年7月に開催することを提案し、討議した結果、合意を得た。

2. 大韓民国韓国済州特別自治道、NEAR 発展のための提案

(1) 分科委員会設置のための規定

組織的かつ体系的な分科委員会の運営のために、憲章に分科委員会の運営条項を追加し、コーディネート自治体の条件、役割などを明示する。

(2) 会員自治体の会議参加負担を解消するために、ワークショップと実務委員会の期間中に分科委員会を同時開催する。

- (3) 実務委員会の開催時に、会議の特定の主題を決めて会員自治体の発表と議論をする必要があり、参加自治体間の円滑な意思疎通を図るために **Working Language** が必要である。

という三つの提案があった。

これについて討議した結果、(2) については、会議の同時開催は運営上困難であるという意見が提示され、(3) の **Working Language** については、既存の公用語体制を維持し、**NEAR** の中長期的な発展課題として検討することにした。

3. モンゴルオルホン県、国際交流協力事例の発表

モンゴルオルホン県では、ロシア、中国内モンゴル自治区、ブルガリア、ドイツ、ハンガリー、アメリカなどを始めとして、連合会員自治体間の国際交流協力を推進しており、国際交流協力の拡大発展と国際交流について、地域内の企業や機関の参加強化と効率性を高めるために努力している事例を発表した。

【実務委員会の議題発表と審議等について】

1. 大韓民国全羅南道、2014 年第 10 回総会誘致の申込み

大韓民国全羅南道は、大規模な国際行事の開催等のノウハウをもとに、地方の世界化のなか国際社会の主役である **NEAR** の 2014 年総会誘致の申込みを行った。参加会員自治体の討議の結果、全羅南道で開催することに合意し、同内容を 2012 年第 9 回総会に正式に上程することにした。さらに、2016 年総会の開催地域については、国家別の配慮が必要であるという認識を共にした。

2. 大韓民国慶尚北道、連合事務局歴任と永久設置の提案

大韓民国慶尚北道は、2004 年連合事務局を誘致した後「事務局設置及び運営支援条例」を制定し、安定的な事務局運営のために財政と人材などを積極的に支援し、今後の連合事務局の歴任と永久設置を提案した。

参加会員自治体は、慶尚北道の貢献を高く評価し、討議をした結果、連合事務局の慶尚北道の歴任および長期的に設置することについて、実務委員会で合意し、同内容を 2012 年第 9 回総会に正式に上程することにした。

3. 分科委員会新設の提案

大韓民国忠清北道と全羅南道がそれぞれ提案した「生命・医療産業分科委員会」と「農業分科委員会」の新設を討議の結果、決定した。

4. 「分科委員会の設置及び運営に関する規程」改正の提案

2010 年第 8 回総会で決定された共同コーディネーター制の運営方案を明記し、分科委員会の構成員の明記に関する内容を修正した。

実務委員会では参加会員自治体の討議の結果、総会の決定及び会員自治体の提案等をもとに「分科委員会の設置及び運営に関する規程」の条文を改正し、改正事項を次期総会に報告することにした。

5. 事務局で検討し提案した会費制の導入案については、討議した結果、導入には原則的に賛成し、導入時期は 2016 年 **NEAR** 創立 20 周年を節目に定め、過渡的に 2013 年から 3 年間、「特別用途のための特別会費制」を導入することについて原則的に合意した。会費の差別化と負担方式については、2012 年総会まで、追加的に補完して決定することにした。

以上の北東アジア地域自治体連合第 8 回実務委員会の合意文は、英語とあわせて中国語、日本語、韓国語、モンゴル語、ロシア語の 6 カ国語で作成し、連合の全ての会員自治体に発送する。

資料20 第9回総会「寧夏宣言」「行動計画」（2012年7月25日、寧夏回族自治区）

▼寧夏宣言

2012年7月24日から27日まで、中華人民共和国寧夏回族自治区銀川市において、北東アジア地域自治体連合（NEAR）第9回総会が開催された。中華人民共和国、日本国、大韓民国、モンゴル国、ロシア連邦から訪問した会員自治体及びオブザーバー、非会員自治体、並びに在中國朝鮮民主主義人民共和国大使館及び在中國大韓民国大使館が会議に出席した。

各会員自治体の代表は、「協力の深化で創っていく共同繁栄」というテーマの下、第9回総会の全議事日程を終えた。総会での各テーマにかかる発表及び発言は、我々に調和と共存共栄の理念が地域協力と発展の促進に及ぼす重要性を認識させた。我々は、グローバリゼーションと地域統合化という時代の挑戦に応えるため、地域間における交流・協力を推進し、共同繁栄を促進することが、我々の背負った歴史的な重責であると認識した。

これまで、北東アジア地域自治体連合は、各会員自治体の積極的な推進の下、経済、環境、文化、防災、科学技術、女性児童、教育など様々な分野において、広範な交流と協力を展開し、目覚ましい多くの成果を挙げてきた。現在、NEARは積極的な参画と相互間の支持を通じて、相互信頼と互惠、共存共栄、調和の北東アジアを共同で建設していくことを目指している。第9回総会の総括として、我々代表は「寧夏宣言」を発表し、我々の地域発展に対する共同ビジョンを示すことに全会一致で同意した。そこで、我々は共同で次のとおり提議する。

1. NEAR内部におけるより具体的な協力を強化する。その影響力と吸引力を強化することは、NEARをして地域の平和と繁栄を形成する過程の中で、より重要な役割を發揮させることとなる。
2. 自治体の積極的な参画を歓迎する。北東アジアの持続的な平和と発展、繁栄を推進するため、我々は会員自治体だけでなく、非会員自治体の積極的な参画を歓迎する。我々の目標は、より開かれた北東アジアの建設に努力することである。
3. 地域における優位性を活かした相互補完を堅持し、協力と共存共栄を提唱する。我々は、今後10年間、北東アジア地域自治体間において、経済協力モデル地区の建設を積極的に推進するとともに、グリーンエコノミー、省エネ、環境保護、観光、気候変動、砂漠化防止、海洋漁業及び労働就業などの分野における協力を強化し、地域の発展と持続的な繁栄を促進することで共通認識に至った。

我々は、新しい歴史的な条件の下で、相互信頼と協調、協力が発展の促進と共存共栄の確保に及ぼす重要性についても、認識することとなった。

我々はここにNEARの全会員自治体が団結協力し、我々が達した共通認識と宣言の精神を誠実に履行することを重ねて表明する。

▼行動計画

NEAR第9回総会で達した共通認識と宣言の精神を誠実に履行するため、我々は以下のとおり行動計画を提出する。

1. 韓国全羅南道の代表が提出したNEAR第10回総会の誘致にかかる提案に同意する。2014年NEAR第10回総会は、韓国全羅南道が開催する。
2. 韓国慶尚北道の代表が提出した事務局の再任と長期設置にかかる提案に同意する。新しい歴史的な条件の下、NEAR事務局を長期設置することは、多角的な国際組織間の協調と連絡に資するだけでなく、会員自治体間の協力にも資する。
3. 韓国世宗特別自治市のNEAR加入にかかる提案に同意する。我々は、会員数の拡大及び

会員間における協力の強化が、NEAR 発展の方向であると認識する。

4. NEAR 事務局の提出した青年インターン交流プログラムにかかる提案に同意する。我々は、協力と連携を強化するため、会員自治体が人的交流における協力と連携を強力に拡大すべきであり、青年幹部を会員自治体へ派遣し、学習と研修などの活動に従事させるべきであると認識する。また、本プログラムには、参加可能な自治体から開始するものとする。
5. 総会は、NEAR 事務局が提出した NEAR 会費制の導入にかかる提案を否決する。

NEAR 事務局編『NEAR 白書 2010』（2010 年）および NEAR ホームページを基に、定例会議（会議、総会、実務委員会）の合意文書を時系列で整理した。日本語表現に不自然な箇所がいくつか見受けられるが、修正は必要最小限度にとどめ、できる限り資料の表現を忠実に再現した。

初出論文

序 論 サブリージョナリズムと NEAR

◆書き下ろし

(一部下記を参照し大幅に加筆・修正)

- ・「環日本海圏・環黄海圏に関する制度」(天児慧、松岡俊二、平川幸子、堀内賢志編『アジア地域統合学——総説と資料』勁草書房、2013年) 291-292頁。
- ・「北東アジア地域自治体連合」(環日本海学会編『北東アジア事典——環日本海圏の政治・経済・社会・歴史・文化・環境』2006年) 79-80頁。
- ・「東アジア共同体と局地経済圏」(衆議院調査局『別冊 論究(経済・財政・金融部門における持続的発展の条件——新たな経済フロンティアの形成に向けて)』第3号、2005年) 14-29頁。

第 I 部 方法論の考察とマクロ分析

第 1 章 内発的越境ガバナンス論

◆書き下ろし

(一部下記を参照し大幅に加筆・修正)

- ・「東北アジアの内発的秩序形成——「東北アジア地域自治体連合」の分析を中心に」(多賀秀敏編『予防外交としての環海洋越境広域経営の研究——アジア型マルチレベルガバナンスの創生』早稲田大学 2004 年度特定課題研究助成費 2004A - 261 報告書、2005年) 51 - 88 頁。

第 2 章 東北アジア地方政府間関係の多元化

◆第 2 節については下記を若干修正して掲載

- ・「自治体交流」(毛里和子・森川裕二編『東アジア共同体の構築 4 図説 ネットワーク解析』、2006年) 174-185頁。

◆その他の節は書き下ろし

(一部下記を参照し大幅に加筆・修正)

- ・「北東アジアにおける地方自治体間越境連携 (TCLG) ——ネットワークと圏域設定」(早稲田大学社会科学部研究科『ソシオサイエンス』Vol.16、2010年) 1-15頁。

第Ⅱ部 形成と動態

第3章 成立過程

◆下記を基に大幅に加筆・修正

- ・「東北アジア自治体越境ネットワークの生成——『北東アジア地域自治体連合』(NEAR)の事例検証」(早稲田大学社会科学部研究科『社会学論集』Vol.10、2007年) 134-149頁。

第4章 地理的拡大

◆下記を基に大幅に加筆・修正

- ・「北東アジア広域自治体越境協力の展開——NEARの事例研究」(北東アジア学会編『北東アジア地域研究』第14号、2008年) 55-68頁。

第5章 制度化

◆書き下ろし

(一部下記を参照し大幅に加筆・修正)

- ・「北東アジア広域自治体越境協力の展開——NEARの事例研究」(北東アジア学会編『北東アジア地域研究』第14号、2008年) 55-68頁。

第3部 活動と創造

第6章 域内交流・協力

◆書き下ろし

第7章 ローカル環境イニシアティブ

◆下記を基に大幅に加筆・修正

- ・「北東アジア環境ガバナンスにおける自治体の役割——NEAR環境協力の事例考察」(『地

方の国際戦略と地域ネットワーク』アジア地域のネットワーク解析拠点構築 (RUNASIA) 研究会報告書、2010年) 74-89頁。

- ・「北東アジアの自治体国際環境協力と環境ガバナンス——NEAR 環境協力の事例考察」(富山大学東アジア共生課題研究会編『東アジアにおける安全保障危機・地球環境危機・世界経済金融危機の克服に向けた共生課題の学際的・融合的研究(中間報告)』2009年度富山大学学長裁量経費によるPJ報告書、2010年) 59-81頁。
- ・「北東アジアにおける『争点志向型生活圏協力』——NEAR 環境協力の現状と課題」(多賀秀敏編『EU サブリージョンと東アジア共同体——地域ガバナンス間の国際連携モデル構築』平成18-20年度科学研究費(基盤研究B)研究成果報告書、課題番号18402017、2009年) 141-162頁。

結 論 自律と創造のメカニズム

◆書き下ろし

参考文献

I. 行政刊行物等、II. 聞き取り調査、III. 新聞・ウェブサイト、IV. 著書・論文に区分して整理した。各区分は、邦語（アイウエオ順）、英語（ABC 順）、中国語、韓国語の順に記載し、中国語と韓国語については邦語訳を併記した。

I. 行政刊行物（図書、パンフレット、リーフレット等）・その他公的機関による資料

A. NEAR 事務局発行

NEAR 事務局『NEAR News』Vol.1～Vo.51（2005年7月～2013年5・6月）。

——『NEAR 白書 2010』（2010年）。

——『NEAR（2008年パンフレット）』（2008年）。

——『NEAR（2011年パンフレット）』（2011年）。

——『NEAR 第7回総会 会議資料』（第7回総会、2008年9月）。

——『NEAR 第9回総会 会議資料』（第9回総会、2012年7月）。

——『2007 NEAR 実務者ワークショップ 会議資料』（2007年5月）。

——『2010 NEAR 実務者ワークショップ 会議資料』（2010年5月）。

——『2011 NEAR 実務者ワークショップ 会議資料』（2011年5月）。

——『2012 NEAR 実務者ワークショップ 会議資料』（2012年5月）。

——「NEAR 会費制の導入提案に対する合意文」（2009年5月18日）。

NAER 事務局・慶尚北道『2007 北東アジア国際経済フォーラム——北東アジア地方政府間の経済協力増進方案』（2007年10月）。

——『2008 北東アジア国際経済フォーラム——北東アジアの共同発展のための企業及び企業人の協力と役割』（2008年11月）。

——『2009 北東アジア地域自治体連合国際経済フォーラム——世界経済危機の克服のための東北アジア地域における共同協力』（2009年5月）。

NEAR 事務局・慶尚北道・韓国知識經濟部・韓国経営者総協会『2010 NEAR 国際経済フォーラム——グリーン成長のための北東アジア地域間協力』（2010年10月）。

NEAR 事務局・韓国外交通商部・韓国行政安全部・慶尚北道『第5回 NEAR 国際フォーラム——急変する21世紀北東アジアのビジョン、来る10年北東アジアの課題』（2011年11月）。

NEAR Secretariat, *2007 NEAR International Economic Forum: The Promotion of Economic Cooperation Among North East Asia Regional Governments*, October 2007.

——, *2012 Annual Report*, 2013.

동북아시아지역자치단체연합사무국『NEAR 백서 2010』（2010年）。（NEAR 事務局『NEAR 白書 2010』2010年）。

——『2012 연차보고서』（2013年）。（NEAR 事務局『2012 年次報告書』2013年）。

B. 地方自治体発行

▼日本

神奈川県編（石田雄・小山八郎・星野昌子・長洲一二監修）『自治体の新しい国際政策』（ぎょうせい、1991年）。

島根県「伸びゆく島根 21世紀計画」（1986年）。

——「国際交流推進方針——世界に開かれた島根を目指して」（1987年9月、1989年2月改訂）。

——「21世紀の島根への提言」（1993年4月）。

——「島根県国際化推進基本構想」（1995年）。

——「第1回『北東アジア地域（NEAR）交流の船』事業の評価と今後の展望」（第2回総会 島根県副知事発言原稿）、1998年10月、（島根県提供）。

——「（第2回総会）提案事項一覧表」（島根県提供）。

——「第4回 NEAR 総会等について（9月定例記者会見）」（2002年9月18日）。

——「島根県の国際化の現状」（2012年）。

鳥取県議会「定例会議事録」。

島根県国際交流センター『島根県 慶尚北道 姉妹交流のあゆみ』（1994年）。

島根県人口定住促進プロジェクトチーム「みちみちる島根——人口定住のための戦略的プロジェクト」（1992年4月）。

島根県文化国際室「もう一つの国際化——在日韓国・朝鮮人をご存知ですか」（1992年3月）。

島根県／竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議『竹島の日 条例制定5周年記念誌——竹島かえれ島と海』（2010年2月）。

島根県・北東アジア地域（NEAR）交流の船実行委員会「第1回北東アジア地域（NEAR）交流の船 参加者のしおり」（1997年9月）。

富山県『環境白書』（1995年版～2007年版）。

——「北東アジア地域自治体会議 2000 の開催結果について」（2000年9月5日）。

——「第4回 NEAR 総会の開催結果について」（2002年9月26日）。

——『とやまの国際交流』（第46号、2012年）。

富山県・NEAR「第2回事務小委員会議長総括」（1998年7月10日）。

——『北東アジア地域自治体会議'98 会議資料』（第2回総会、1998年10月）。

——『北東アジア地域自治体会議'98 報告書』（第2回総会、1998年10月）。

——『NEAR 第2回実務委員会 報告書』（1999年7月）。

兵庫県・NEAR『北東アジア地域自治体会議 2000 報告書』（第3回総会、2000年9月）。

——「NEAR『連合の合理的、効果的運営に関する実務小委員会』 報告書」（2001年2月27日）。

——『NEAR 第3回実務委員会 会議資料』（2001年8月）。

——『NEAR 第3回実務委員会 報告書』（2001年8月）。

復興10年委員会編（兵庫県企画）『復興10年総括検証・提言提言報告』2005年3月（とくに、芹田健太郎「検証テーマ『国際交流・協力を通じた国際性豊かな社会づくり』」314-349頁を参照）。

▼中国

黒龍江省『NEAR 第4回実務委員会 会議資料』（2004年1月）。

——『NEAR 第5回総会 会議資料』（第5回総会、2004年9月）。

——『NEAR 第5回総会 報告書』（第5回総会、2004年9月）。

山東省「済南市送別宴会でのご挨拶（張偉齡山東省外事弁公室主任（当時）」（2007年9月5日）。

——「山東省第3回グリーン産業国際博覧会 北東アジア地域環境保護産業商談会」(2008年9月)。
山東省『東北亞地方政府国际合作対話 演説文集』(2007年9月4日)。(山東省『東北アジア地方政府国際協力対話 演説文集』2007年9月4日)。
山東省済南市「NEAR 2007年事務委員会議送別宴会での挨拶(張宗祥済南市副市長(当時))」(2007年9月5日)。
山東省・NEAR事務局『NEAR第6回実務委員会 会議資料』(2007年9月)。
——「NEAR第6回実務委員会 合意文」(2007年9月6日)。
寧夏回族自治区・NEAR事務局『NEAR第8回実務委員会 会議資料』(2011年7月)。

▼韓国

京畿道・NEAR事務局『NEAR第7回実務委員会 会議資料』(2009年9月)。
釜山広域市「第4回アジア太平洋都市サミット市長会議報告書」(2000年)。
<<http://www.urc.or.jp/summit/index.html>> (2013年1月3日取得)。
釜山広域市・NEAR事務局『NEAR第5回実務委員会 会議資料』(2005年11月)。
——「NEAR第5回実務委員会 議長総括」、2005年11月、(現地にて取得)。
——『NEAR実務小委員会・実務者ワークショップ 報告書』(第1回実務者ワークショップ、2006年5月)。
——『NEAR第6回総会 会議資料』(2006年9月)。
——「NEAR第6回実務委員会 議長総括」(2006年9月)。
GyeongGi-Do and NEAR Secretariat, *The Association of North East Asia Regional Governments: The 8th General Assembly*, October 2010.
Gyeongsangbuk-do, “Working Committee – The 1st Gyeongsangbuk-do Working Committee in 1997,” August 1997.
경상북도「성명서——일본 시마네현의회 의원 소위 “독도의 날” 조례 의결 관련」2005년 3월 16일。(慶尙北道「声明——日本島根県議会のいわゆる“竹島の日” 条例議決関連」、2005年3月16日)。
——「경상북도 독도의 달 조례」2005년 7월 4일。(慶尙北道「慶尙北道独島の月条例」、2005年7月4日)。

C. 中央省庁発行

▼日本

環境省「『ローカルアジェンダ 21』策定状況等調査結果について」(2003年5月13日) <<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=4101>> (2008年12月8日取得)。
外務省『外交青書』各年度。
外務省地域政策課「論点ペーパー」2004年6月 (Issue Papers prepared by the Government of Japan, 2004.6)。
経済企画庁総合計画局編『環日本海時代と地域の活性化——日本海沿岸地域の特色ある発展に向けて』(大蔵省印刷局、1992年)。
国土庁『第四次全国総合開発計画』(1987年6月)。
——『21世紀の国土のランドデザイン——地域の自立の促進と美しい国土の創造』(1998年3月)。

国土交通省国土計画局『国土形成計画（全国計画）』（2008年7月）。
——『国土形成計画（全国計画）の解説——多様な広域ブロックの自立的発展と、美しく、暮らしやすい国土の形成を目指して』（時事通信出版局、2009年）。
自治省「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針（昭和62年3月17日付け自治画第37号）」、1987年3月。
——「国際交流のまちづくりのための指針（昭和63年7月1日付け自治画第97号）」、1988年7月1日。
——「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針（平成元年2月14日付け自治画第17号）」、1989年2月14日。
——「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」（1995年1月13日）。
自治大臣官房企画室「地域国際化協会の認定について（平成2年1月8日）」（地方自治協会編『国際交流のまちづくりをめざして—地域住民を中心とした地域の国際交流のあり方に関する調査報告書』1990年3月）179-181頁。
地方自治政策研究会（自治大臣官房企画室内）編『国際交流ガイドブック—地域の国際化に向けて』（ぎょうせい、2000年）。
中央環境審議会「今後の国際環境協力の在り方について（答申）」2005年7月、26-27頁を参照。
「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議 とりまとめ」（2007.3）、4頁。
内閣府『世界経済の潮流 2004年秋』（2004.11）

▼中国

中国気象局「中国気象局第13号令《涉外气象探测和资料管理办法》》。
<http://www.cma.gov.cn/2011qx/fw/2011bsfu/2011qbszn/201111/t20111116_153946.html>
(2013年6月13日取得)。

▼韓国

金圭倫編『北東アジア地域協力の新たな連系』（統一研究院、2007年）。

▼ロシア

ロシア経済省（ERINA 訳・編）『ロシア極東ザバイカル地域長期発展プログラム（1996～2005）』（大蔵省印刷局）1997年）。

▼モンゴル

モンゴル議会（ERINA 訳）「自由経済地帯を規定する法律」2002年6月（環日本海経済研究所編『ERINA 情報』No. EJ-0401、2004年1月）8-12頁。
——『『アルタンブラク』自由貿易地帯に関する法律』2002年6月（環日本海経済研究所編『ERINA 情報』No. EJ-0401、2004年1月）13頁。
モンゴル産業・通商省（ERINA 外部委託訳）「『アルタンブラク』の自由貿易地帯とは」2003年（環日本海経済研究所編『ERINA 情報』No. EJ-0401、2004年1月）1-4頁。
——「アルタンブラク自由貿易地帯における予算、投資の可能性及び減税について」2003年（環日本海経済研究所編『ERINA 情報』No. EJ-0401、2004年1月）5-7頁。

D. 国際合意文書

- 第2回日中韓サミット「日中韓協力十周年を記念する共同声明」2009年10月10日、中国・北京。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/jck_10_ka.html> (2013年9月5日取得)。
- 第3回日中韓サミット「日中韓三国間協力ビジョン2020」2010年5月30日、韓国・済州。<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2010/vision2020.html>> (2013年9月5日取得)。
- 第5回日中韓サミット「三国間の包括的な協力パートナーシップの強化に関する共同宣言」2012年5月13日、中国・北京。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2012/joint_declaration_jp.html> (2013年9月5日取得)。
- 第8回日中韓三カ国環境大臣会合「共同コミュニケ（仮訳）」2006年12月2-3日、北京。
 “The Ninth Tripartite Environment Ministers Meeting among Korea, China and Japan : Joint Communique,” December 4-6, 2007, Toyama, Japan、(「第9回日中韓三カ国環境大臣会合 共同コミュニケ（仮訳）」2007年12月4-6日、富山)。
- ADB, GEF, UNCCD, UNESCAP, “Regional Master Plan for the Prevention and Control of Dust and Sandstorms in Northeast Asia,” March 2005.
- East Asia Vision Group (EAVG), *TOWARDS AN EAST ASIAN COMMUNITY Region of Peace, Prosperity and Progress*, November 2001
- East Asia Study Group (EASG), *Final Report of the East Asia Study Report*, November 2002
- Policy Research Center for Environment and Economy of the Ministry of Environmental Protection of China (PRCEE), Institute for Global Environmental Strategies (IGES), Korea Environment Institute (KEI), “Tripartite Joint Research on Environmental Management in Northeast Asia,” January 2009, pp.71-72.
 <http://enviroscope.iges.or.jp/modules/envirolib/upload/2253/attach/nea_report_final.pdf> (2013年6月7日取得)。
- Vision Working Group with representatives from spatial planning offices from the participating countries and regions, *Nor Vision: A Spatial Perspective for the north sea region*, Essen: PLANCO Consulting GmbH, 2000. (多賀秀敏監修、柑本英雄監訳・解題、田中麻衣・江口昌樹訳『NorVision——北海沿岸地域の越境広域経営の展望』新潟県地域総合研究所、2005年)。

E. 政府関連機関・その他公的機関発行

▼国際機関

OECD, *OECD Territorial Reviews: Trans-Border Urban Cooperation in Pan-Yellow Sea Region*, Paris: OECD, 2009.

▼自治体国際化協会 (CLAIR)

CLAIR『韓国の地方自治』(2008年3月)。

CLAIR (ソウル事務所)「大韓民国の1995年統一地方選挙」(『CLAIR REPORT』第111号、1995年)。

——「新しい地方自治体『済州特別自治道』の出帆」(『CLAIR REPORT』第337号、2009年)。

CLAIR (北京事務所)「中国の環境問題と地方自治体の国際協力」(『CLAIR REPORT』第213

号、2001年)。

青野寛子 (CLAIR ソウル事務所所長補佐) 「NEAR : 北東アジア地域自治体連合」 (『自治体国際化フォーラム』 Vol.239、2009年) 24-26頁。

岩下久展 (CLAIR ソウル事務所次長) 「北東アジア地域自治体連合事務局 (韓国慶尚北道)」 (『自治体国際化フォーラム』 第222号、2008年) 16-18頁。

榎田勝利 「地域の国際化と地域国際化協会の沿革」 (自治体国際化協会編『地域国際化協会のあり方に関する調査研究報告書』 2000年)。

唐津市地域振興課 「市民と行政の枠を越えた国際交流」 (『自治体国際化フォーラム』 第176号、2004年) 42-43頁。

富山県生活環境部環境政策課 「環日本海環境協力事業の推進」 (『自治体国際化フォーラム』 第169号、2003年) 5-7頁。

富山県生活環境文化部環境政策課 「富山県の国際環境協力」 (『自治体国際化フォーラム』 第225号、2008年) 10-12頁。

畑中啓良 (富山県企画部日本海政策課長) 「『北東アジア地域自治体連合』の設立について」 (『自治体国際化フォーラム』 第88号、1997年) 26-28頁。

藤田康介 「東アジア経済交流推進機構 (上) (下)」 (『自治体国際化フォーラム』 第214号、第215号、2007年) 52-55頁、50-54頁。

▼韓国地方自治団体国際化財団 (KLAFIR、現・韓国全国市道知事協議会 ; GAOK)

한국지방자치단체국제화재단 『지방외교——그 이론과 실제에 관한 연구』 (사회교육문화사、2006年)。(韓国地方自治団体国際化財団『地方外交——その理論と実際に関する研究』社会教育文化史、2006年)。

▼その他

ERINA 環日本海経済研究所 『北東アジア経済白書 2003』 (2004年)。

海外環境協力センター 『地方公共団体等による国際環境協力ガイドブック』 (2004年) 13-14頁。

九州経済調査会 『地方からの日中環境協力—九州モデルの構築に向けて—』 NIRA 助成研究報告書 0665、(研究代表者 : 高木直人) 2006年9月。

国際協力事業団・国際協力総合研究所編 『地方自治体の国際協力事業への参加・第2フェーズ報告書』 (2000年)。

CRC 総合研究所 『環日本海地域における環境協力の拠点構想に関する調査報告書』 1995年。

総合研究開発機構編 『北東アジアのグランドデザイン——共同発展に向けた機能的アプローチ』 (NIRA 研究報告書 0507、2005年)。

—— 『北東アジアグランドデザイン 2005——国土計画と分野別開発戦略』 (NIRA 研究報告書 0601、2006年)。

地方自治協会編 『自治体の国際化政策が地域活性化に果たす役割』 (学陽書房、1988年)。

日本総合研究開発機構 (NIRA) ・中国国家発展改革委員会・国土開発地域経済研究所 (ISPRES) ・韓国国土研究院 (KRHS) 「BESETO (ベセト) 回廊構想の実体化促進に関する提言——北東アジア地域の持続的発展に向けて」 (2007年3月)。

FASID 『地方自治体における国際環境協力の今後のあり方に関する研究——ヨーロッパの地方自治体における国際環境協力の事例を参考にして』 (1998年12月)。

Ⅱ. 聞き取り調査

A. NEAR 定例会議

2004年9月、NEAR第5回総会（中国黒龍江省）。
2005年10月、NEAR第6回実務委員会（韓国釜山広域市）。
2006年9月、NEAR第6回総会（韓国釜山広域市）※アンケート調査を実施。
2007年9月、NEAR第7回実務委員会（中国山東省）。
2008年8月、富山県（環境分科委員会コーディネート自治体）、（財）環日本海環境協力センター（NPEC）へのインタビュー調査（富山県）。
2008年9月、NEAR第1回北東アジア環境体験プログラム（韓国忠清南道）オブザーバー参加。
2012年5月、NEAR第7回実務者ワークショップ（韓国慶尚北道慶州市）傍聴参加。
2012年7月、NEAR第9回総会（中国・寧夏回族自治区銀川市）傍聴参加。
2013年3月22日、NEAR連合事務局訪問調査（韓国・慶尚北道浦項市）、NEAR事務局課長、専門員、日本派遣職員へのインタビューを実施。

B. その他の地方政府間交流・協力等

2004年8月、第6回日中韓3カ国地方政府交流シンポジウム（新潟県）。
2007年8月、第9回日中韓3カ国地方政府交流シンポジウム（奈良県）。
2007年8月、第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット（鳥取県）。
2013年3月、中ロ国境、中朝国境、中朝国境などの現地調査（ウラジオストク—スラビヤンカー—琿春—防川—図們—延吉等）。

Ⅲ. 新聞、ウェブサイト

A. 新聞、報道

『北日本新聞』
『山陰中央新報』
『産経新聞』
『中国新聞』
『東京新聞』
『東亜日報』日本語版（電子版）
『中央日報』日本語版（電子版）
『韓国総合ニュース』日本語版（電子版）

B. ウェブサイト

▼NEAR

NEAR ホームページ : <http://www.neargov.org/>

▼NEAR に関連する会議・団体等

国際環境フォーラム「国境のない自然」ホームページ : <http://naturewithoutborders.ru/>

日本海沿岸地域振興連盟ホームページ :

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1002/nichienren/index.html>

日本海学推進機構ホームページ：<http://www.nihonkaigaku.org/index.html>

北東アジア環境情報広場ホームページ：http://www.npec.or.jp/northeast_asia/index.html

▼地方政府間越境ネットワーク

北九州イニシアティブネットワーク・ホームページ：<http://kitakyushu.iges.or.jp/>

持続可能な都市のための20%クラブ・ホームページ：

<http://www.gef.or.jp/20club/J/20frontjfr.htm>

世界歴史都市連盟ホームページ：<http://www.city.kyoto.jp/somu/kokusai/lhcs/#>

日ロ沿岸市長会ホームページ：<http://www.nichienkai.jp/>

日韓海峡沿岸県市道交流知事会議ホームページ：<http://www.japan-korea-strait8.org/>

平和市長会議ホームページ：<http://www.mayorsforpeace.org/jp/index.html>

AER ホームページ：<http://www.aer.eu/>

AEBR ホームページ：<http://www.aebr.eu/en/index.php>

ANMC21 ホームページ：<http://www.anmc21.org/index.php>

CDI-JAPAN ホームページ：<http://www.jca.apc.org/cdi-j/>

CITY-NET ホームページ：<http://www.citynet-ap.org/ja/>

ICLEI ホームページ：<http://www.iclei.org/>

LOGODEF ホームページ：<http://www.logodef.org/>

OEAED ホームページ：<http://www.oeaed.com/jp/>

UBC ホームページ：<http://www.ubc.net/>

UNLG-ASPA ホームページ：<http://www.uclg-aspac.org/?>

R-20 ホームページ：<http://regions20.org/about-r20/governance/governing-board>

▼地方政府・関連団体

神奈川県ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/2eandc/net/index.html>

境港市ホームページ：<http://www.city.sakaiminato.tottori.jp/index.php?view=2630>

鳥取県ホームページ：<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37627>

富山県ホームページ：http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1005/kj00005636.html

浜田市ホームページ：<http://www.city.hamada.shimane.jp/>

北海道ホームページ：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>

山口県ホームページ：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/>

경상북도 (慶尙北道) ホームページ：<http://www.gb.go.kr/Main/index.html>

日本自治体国際化協会 (CLAIR) ホームページ：

<http://www.clair.or.jp/j/exchange/jirei/page-1.html>

中国国際友好城市連合会 (CIFCA) ホームページ：<http://www.cifca.org.cn/Web/Index.aspx>

韓国全国市道知事協議会 (GAOK) ホームページ：<http://www.gaok.or.kr/index.jsp>

全国市町村国際文化研修所 (JIAM) ホームページ：<http://www.jiam.jp/index.html>

大邱慶北研究所 (DGI) ホームページ：<http://www.dgi.re.kr/>

▼中央官庁

環境省ホームページ：http://www.env.go.jp/earth/dss/torikumi/adb_gef/index.html

環境省黄砂飛来情報（ライダー黄砂観測データ提供ページ）ホームページ：
<http://soramame.taiki.go.jp/dss/kosa/index.html>

▼国際機関

APEC ホームページ：<http://www.apec.org/>

EANET ホームページ：<http://www.eanet.asia/index.html>

GTI（大図們江イニシアティブ）ホームページ：

<http://www.tumenprogramme.org/index.php?id=1>

NEAC ホームページ：http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/neac_j.html

NEASPEC ホームページ：<http://www.neaspec.org/index.asp>

NOWPAP ホームページ：<http://www.nowpap.org/>

PATA ホームページ：<http://www.pata.org/>

PEMSEA ホームページ：<http://www.pemsea.org/>

TCS ホームページ：<http://en.tcs-asia.org/dnb/main/index.php>

TEMM ホームページ：<http://www.temm.org/>

UN-ESCAP-SRO-ENA ホームページ：<http://northeast-sro.unescap.org/>

UNEP ホームページ：<http://www.unep.org/regionalseas/>

YSLME ホームページ：<http://www.yslme.org/>

▼NGO ホームページ

海ごみプラットフォーム・JAPAN ホームページ：<http://www.malipjapan.jp/>

Freedom House ホームページ：<http://www.freedomhouse.org/>

JEAN ホームページ：<http://www.jean.jp/>

▼その他

PolityIVホームページ：<http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm>

地域振興 PLANET：<http://www.planet-ra.co.jp/index.php>

日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所「アジア動向データベース」：

http://d-arch.ide.go.jp/infolib/meta/MetDefault.exe?DEF_XSL=FullSearch&GRP_ID=G000001&DB_ID=G000001ASIADB&IS_TYPE=meta&IS_STYLE=default

IV. 著書・論文

A. 邦語文献

青柳正規、ロナルド・トビ編『日本海学の新世紀2 還流する文化と美』（角川書店、2002年）。

青山瑠妙「中国の地域外交と東アジア共同体——多元的・重層的な地域協力関係の構築」（山本武彦・天兒慧編『東アジア共同体の構築1 新たな地域形成』岩波書店、2007年）94-114頁。

赤羽恒雄・アンナ・ワシリエバ編『国境を越える人々——北東アジアにおける人口移動』国際書院、2006年）。

秋野豊『ユーラシアの世紀——民族の争乱と新たな国際システムの出現』（日本経済新聞社、2000年）。

秋山和宏・岩崎正洋編『国家をめぐるガバナンス論の現在』（勁草書房、2012年）。

- 天川晃「変革の構想——道州制論の文脈」(大森彌・佐藤誠三郎編『日本の地方政府』東京大学出版会、1986年) 111-137頁。
- 天兒慧・三船恵美編『膨張する中国の対外関係——パクス・シニカと周辺国』(勁草書房、2010年)。
- アルジャー、チャドウィック、F. (吉田新一郎編訳)『地域からの国際化——国家関係論を超えて』(日本評論社、1987年)。
- 安藤博「地方自治体による国際環境協力——草の根の人間安全保障」(東海大学平和戦略国際研究所編『Human Security』No.4、1999年) 49-77頁。
- 李燦雨『図們江地域開発10年—その評価と課題』(ERINA booklet、Vol.2、2003年)。
- 李憲模「地方自治構造の再編—韓国済州(チェジュ)道特別自治道について」(『中央学院大学法学論叢』第21巻第1号、2007年11月) 1-24頁
- 五十嵐暁郎・佐々木寛・福山清蔵編『地方自治体の安全保障』(明石書店、2010年)。
- 五十嵐誠一「東北アジアの環境ガバナンスと市民社会——NGO/NPOの台頭とそのトランスナショナルなネットワークに注目して」(環日本学会編『環日本海研究』第11号、2005年)。
- 井出嘉憲『地方自治の政治学』(東京大学出版会、1972年)。
- 伊藤憲一・田中明彦監修、青木保・浦田秀次郎・白井早由里・福島安紀子・神保謙『東アジア共同体と日本の針路』(NHK出版、2005年)。
- 伊藤修一郎『自治体政策過程の動態——政策イノベーションと波及』(慶應義塾大学出版会、2002年)。
- 伊藤善市・水谷三公・渡戸一郎編『自治体の国際化政策と地域活性化』(学陽書房、1988年)。
- 伊藤成彦『東北アジア平和共同体に向けて——今こそ、日米安保体制の転換を』(御茶の水書房、2005年)。
- 「いのくら」基地問題研究会編『私たちの非協力宣言——周辺事態法と自治体の平和力』(明石書店、2001年)。
- 飯嶋曜子「ヨーロッパにおける地方自治体間連携」(『経済地理学年報』第45巻第2号、1999年) 79-99頁。
- 池尾靖志『自治体の平和力』(岩波書店、2012年)。
- 池尾靖志・井原勝介・伊波洋一編『地域から平和をきづく——オキナワ・イワクニからみた日本』(晃洋書房、2010年)。
- 池田佳隆「グローバル・システムの三層構造論の批判的検討——二層構造の可能性」(日本国際政治学会編『国際政治(グローバル・システムの変容)』第111号、1996年) 115-128頁。
- 石井捷治・平井一臣編『地域から問う国家・社会・世界——「九州・沖縄」から何が見えるか』(ナカニシヤ出版、2000年)。
- 磯部靖『現代中国の中央・地方関係——広東省における地方分権と省指導者』(慶應義塾大学出版会、2008年)。
- 市岡政夫『自治体外交——新潟の実践・友好から協力へ』(日本経済評論社、2000年)。
- 市井三郎『歴史の進歩とはなにか』(岩波新書、岩波書店、1971年)。
- 猪口孝『ガバナンス(現代政治学叢書2)』(東京大学出版会、2012年)。
- 今村弘子『北朝鮮「虚構の経済」』(集英社新書、集英社、2005年)。
- 岩崎正洋編『ガバナンス論の現在——国家をめぐる公共性と民主主義』(勁草書房、2011年)。
- 岩下明裕「中露『戦略的パートナーシップ』と国境交渉」(伊藤孝之・林忠行編『ポスト冷戦時代のロシア外交』有信堂、1999年) 141-190頁。
- 『中・ロ国境4000キロ』(角川書店、2003年)。

- 「国際関係におけるローカリズム——国境地域による新『外交』の胎動」(高田和夫編『新時代の国際関係論』法律文化社、2007年) 208-239頁。
- 編『日本の国境——いかにこの「呪縛」を解くか』(北海道大学出版会、2009年)。
- 編『別冊環 19 日本の「国境問題」——現場から考える』(藤原書店、2012年)。
- 岩田勝雄『新地域国際化論——自治体における国際化政策への指針』(法律文化社、1994年)。
- 「地域・自治体の国際協力・国際交流政策の意義」(『立命館経済』第49巻第5号、2000年12月) 20-35頁。
- ウィッシュニク、エリザベス「移住と経済安全保障:ロシア極東の中国人労働移民」(赤羽恒雄・アンナ・ワシリエバ編『国境を越える人々』国際書院、2006年) 87-118頁。
- 宇野重昭『『アジア冷戦史の再検討』討論総括』(『アジア研究』第52巻第2号、2006年) 1-6頁。
- 『〔北東アジア学創成シリーズ 第1巻〕北東アジア学への道』(国際書院、2012年)。
- 編『北東アジア研究と開発研究』(国際書院、2002年)。
- 宇野重昭・小林博編『北東アジア地域協力の可能性』(国際書院、2009年)。
- 宇野重昭・鶴見和子編『内発的発展と外向型発展——現代中国における交錯』(東京大学出版会、1994年)。
- 宇野重昭・増田裕司編『北東アジア地域研究序説』(国際書院、2000年)。
- 編『北東アジア世界の形成と展開』(日本評論社、2002年)。
- ヴェーバー, マックス。(清水幾太郎訳)『社会学の基本概念』(岩波書店、1972年)。
- 臼井久和・高瀬幹雄編『国際外交の研究』(三嶺書房、1997年)。
- 臼井陽一郎「EU ガバナンスの研究と言説構成論の試み」(『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』10号、2007年) 61-79頁。
- 蛭名保彦『環日本海経済圏——脱冷戦時代の東北アジア協力をめざして』(明石書店、1993年)。
- ERINA 編『北東アジア輸送回廊ビジョン (ERINA booklet, vol.1)』(2002年6月)
- ERINA『BUSINESS NEWS』(Vol.5、2006年5月) 4-5頁。
- 遠藤乾「日本におけるヨーロッパ統合研究のあり方——方法論的ナショナリズムを超えて」(中村民雄編『EU 研究の新天地——前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房、2005年) 1-27頁。
- 遠藤乾『統合の終焉——EU の実像と論理』(岩波書店、2013年)。
- 小川和男・小牧輝夫編『環日本海経済圏——北東アジア・シベリア時代の幕開け』(日本経済新聞社、1991年)。
- 小川雄平『東アジア地中海の時代』(明石書店、2004年)。
- 小川雄平・木幡伸二編『環日本海経済・最前線』(日本評論社、1995年)。
- 小原隆治・趙文富編『日韓の地方自治と地域開発』(第一書林、2005年)。
- 小原雅博『東アジア共同体——強化化する中国と日本の戦略』(日本経済新聞社、2005年)。
- 大賀哲『東アジアにおける国家と市民社会——地域主義の設計・協働・競合』(柏書房、2013年)。
- 大賀哲編『北東アジアの市民社会——投企と紐帯』(国際書院、2013年)。
- 大島美穂「環バルト海協力における環境問題—EU・国家・地方自治体」(『環日本海研究』第4号、1998年) 24-25頁。
- 大島英樹「ナショナル・インタレスト (国益)」(川田侃・大島英樹編『国際政治経済辞典 (改訂版)』東京書籍、2003年) 563-564頁。
- 『『テポドン問題』と三国間協調—日韓比較』(大島英樹・文正仁編『日韓国際政治学の親地帯—安全保障と国際協力』慶應義塾大学出版会、2005年) 157-243頁。
- 大迫芳彦「東アジア (環黄海) 都市会議——『小さな世界都市・下関』を目指したまちづくりの

- 実践」(総合研究開発機構『NIRA 政策研究』Vol.18 No.5、2005年) 55-61頁。
- 大芝亮「国際組織と地方自治体ネットワーク—グローバリズムとローカリズムの協力の模索」『一橋論叢』第114巻第1号、(1995年7月)。
- 「国際関係における行為主体の再検討」(日本国際政治学会編『国際的行為主体の再検討』1998年) 1-10頁。
- 大津浩「『北東アジア地域自治体連合』に見る自治体の国際組織作りの現状と可能性」(『法学セミナー』第43巻第4号、No.520、1998年) 22-26頁。
- 「自治体の補完外交と対抗外交」(『都市問題』第96巻第8号、2005年) 4-8頁。
- 大塚和義・小泉格・丹羽昇編『日本海学の世紀5 交流の海』(角川書店、2005年)。
- 大西康雄「北東アジアにおける冷戦と脱冷戦」(大西康雄編『冷戦後の北東アジア: 新たな相互関係の模索』アジア経済研究所、1993年) 3-22頁。
- 大庭三枝「国際関係論におけるアイデンティティ」(日本国際政治学会編『国際政治: 国際政治理論の再構築』第124号、2000年) 141-146頁。
- 『アジア太平洋地域形成への道程——境界国家日豪のアイデンティティ模索と地域主義』(ミネルヴァ書房、2004年)。
- 『東アジア共同体論』の展開: その背景・現状・展望」(高原明生・田村慶子・佐藤幸人編『現代アジア研究1: 越境』慶應義塾大学出版会、2008年) 441-461頁。
- 仲田盛義「島根県の国際化施策の特色と課題——『信頼』の地域連携」(島根県立大学『北東アジア研究』第5号、2003年) 53-65頁。
- 嘉数啓『国境を越えるアジア成長の三角地帯——グロース・トライアングル (GT) 構想の全貌』(東洋経済新報社、1995年)。
- 加々美光行「中国外交の展開—『平和的大国台頭』論をめぐって」(進藤榮一・平川均編『東アジア共同体を設計する』日本経済評論社、2006年) 210-214頁。
- 香川正俊「北朝鮮の政治体制と先軍政治」(『海外事情研究』第39巻第2号、2012年3月) 1-19頁。
- 貝原俊民「真の国際理解のために」(長洲一二・坂本義和編著『自治体の国際交流—ひらかれた地方をめざして』学陽書房、1983年) 190-200頁。
- 笠本美花「トランスナショナル・リレーションズ研究の興隆、衰退、再生と展望」(早稲田大学社会科学部研究科『ソシオサイエンス』Vol.7、2001年) 283-297頁。
- 梶田孝道『統合と分裂のヨーロッパ——EC・国家・民族』(岩波新書、岩波書店、1993年)。
- 片山善博・釵持佳苗『地域間交流が外交を変える—鳥取-朝鮮半島の「ある試み」』(光文社、2003年)。
- 勝原健『東アジアの開発と環境問題: 日本の地方都市の経験と新たな挑戦』(勁草書房、2001年)。
- 加藤久和「アジアにおける地域環境レジームの形成——評価と展望(序説)」(『法政論集』202号、2004年) 323-352頁。
- 亀山康子『地球環境政策』(昭和堂、2003年)。
- 金田昌司『地域再生と国際化への政策形成—より良い生活空間づくりへの途』(中央大学出版会、2003年)。
- 川勝平太・鶴見和子『「内発的発展」とは何か——新しい学問に向けて』(藤原書店、2008年)。
- 川島真・毛里和子『グローバル中国への道程 外交150年』(岩波書店、2009年)。
- 姜尚中『東北アジア共同の家をめざして』(平凡社、2001年)。
- 姜英之「北朝鮮の経済政策と金正日体制」(『北陸大学紀要』第28号、2004年) 145-159頁。
- 環日本海学会「環日本学会設立趣意書」(『環日本海研究』創刊号、1995年) 1頁。

- 編『北東アジア事典——環日本海圏の政治・経済・社会・歴史・文化・環境』（国際書院、2006年）。
- 環日本海国際学術交流協会編『環日本海地域の協力・共存・持続的発展』（橋本確文堂、2012年）。
- 環日本海（東海）松江国際シンポジウム実行委員会編『環日本海（東海）松江国際シンポジウム報告書：日本海沿岸地域の文化交流と地域振興』（山陰放送、1987年）。
- 環日本海経済研究所「モンゴルの自由地帯について」（『ERINA 情報』No. EJ-0401）2004年1月。
- 菊池努「北東アジア安全保障複合体と地域制度——六者協議の課題と展望」（日本国際問題研究所編『日米中関係の中長期的展望』2012年3月）185-205頁。
- 小泉格編『日本海学の世紀3 循環する海と森』（角川書店、2003年）。
- 小泉格・清家彰敏編『日本海学の世紀4 危機と共生』（角川書店、2004年）。
- 木宮正史「朝鮮半島冷戦の展開——グローバル冷戦との『乖離』、国内同盟政治との連携」（『アジア研究』第52巻第2号、2006年）16-25頁。
- 金永明「中国における海洋政策と法的制度について」（『広島法学』30巻4号、2007年）117-128頁。
- Kim, Hyosup 「転換期のロシアにおける地域の出現と地域主義の変化—ブリヤート共和国を事例として—」（『Hitotsubashi University Invited Fellows Program Discussion Paper』No. 1、2007年）1-21頁。
- 金秉基「日韓広域経済圏形成による地域の産業振興と環境保全——関西圏と大慶圏の国際交流と地域活性化」（滋賀大学経済学部附属リスク研究センター『Discussion Paper』No. J-33、2012年10月）。
- 具正謨「韓国の国際経済戦略の展開」（小山洋司編『APEC 時代への戦略——環日本海経済圏の新局面』有信堂、1996年）167-192頁。
- グローバル・ガバナンス委員会（京都フォーラム監訳）『地球リーダーシップ——新しい世界秩序をめざして』（日本放送出版協会、1999年）。
- 楠本利夫『国際都市神戸の系譜—開港・外国人居留地・領事館・弁天浜御用邸—』（公人の友社、2007年）。
- 國谷知史「中国の地方分権化」（羽貝正美・大津浩編『自治体外交の挑戦』有信堂、1994年）。
- 格日樂「中国の地方制度における自治の必要性について—地方の現状と課題の視点から—」（『一橋法学』第9巻第1号、2010年）231-233頁。
- 小泉直美「ロシアと北東アジア地域主義」（山本武彦編『地域主義の国際比較——アジア太平洋・ヨーロッパ・西半球を中心にして』早稲田大学出版部、2005年）126-150頁。
- 河野勝『制度』（東京大学出版会、2002年）。
- 「ガヴァナンス概念再考」（河野勝編『制度からガヴァナンスへ——社会科学における知の交差』東京大学出版会、2006年）16-18頁。
- 柑本英雄「時空封理論の検証と今後の展開：時空封理論におけるアイデンティティの概念をエスニックアイデンティティ・ナショナルアイデンティティと比較・再考察する試み」（早稲田大学社会科学研究所『社会科学研究所紀要 別冊』第3号、1999年）149-166頁。
- 『国際的行為体とアイデンティティの変容——欧州沿岸辺境地域会議と共通漁業政策をめぐって』（成文堂、2000年）。
- 「EU 地域政策分析枠組みとしての『越境広域経営』モデル構築の試み：バルト海グランドデザイン VASAB2010 と INTERREG II C を例証とした欧州地域空間再編成の研究」（弘前大学人文学部『人文社会論叢』第14号、2005年）1-37頁。

- 「先行する EU 北海地域からの照射——ランドデザイン・アップデート」(中村信吾・多賀秀敏・柑本英雄編『サブリージョンから読み解く EU・東アジア共同体——欧州北海地域と北東アジアの越境広域ランドデザイン比較』弘前大学出版会、2006年) 97-98 頁。
- 「非国家行為体の越境協力新モデル：欧州連合 EGTC 規則試訳」(弘前大学『人文社会論叢(社会科学編)』第 18 号、2007年) 195-208 頁。
- 「リージョンへの政治地理学的再接近：スケール概念による空間の混沌整理の試み」(『北東アジア地域研究』第 14 号、2008年) 1-20 頁。
- 「EU 地域空間再編成とサブリージョン」(早稲田大学社会科学研究所博士(学術)学位申請論文、2010年)。
- 古城利明編『リージョンの時代と島の自治』(中央大学出版会)。
- 佐藤智子『自治体の姉妹都市交流』(明石書店、2011年)。
- 佐藤満・清水直樹・麻植淳・水田敦士「韓国の地方自治～『分権推進下の自治体行政』リサーチプロジェクト韓国調査報告～」(『政策科学』第 11 号第 2 号、2004年)。
- 佐藤幸男「日本の外交を民主化する：『平和・共生学』からのアプローチ」(中山賢司編『早稲田平和学研究』第 6 号、2013年) 1-18 頁。
- 佐渡友哲「北東アジアにおける新国際秩序への模索——内発的下位地域国際協力構想の視点から」(『政経研究』第 39 巻第 4 号、2003年) 369-402 頁。
- 「自治体ネットワークの役割」(進藤榮一・平川均『東アジア共同体を設計する』日本経済評論社、2006年) 295-302 頁。
- 「国際関係論におけるローカルの視点——グローバリズムの対抗軸としてのローカリズム」(『政経研究』第 45 巻第 2 号、2008年) 25-64 頁。
- 坂口光一・丸屋豊二郎編『国際交流圏の時代——九州アジア化戦略』(大明堂、1996年)。
- 坂田幹男「北東アジアのパラダイム転換——『局地経済圏』から『サブ・リージョン』へ」(環日本海国際学術交流協会編『環日本海地域の協力・共存・持続的発展』橋本確文堂、2012年) 15-42 頁。
- 坂田幹男・本多健吉・凌星光編『北東アジア経済入門』(平原社、2000年)。
- 阪田恭代「北東アジアの地域安全保障協力：アーキテクチャ論からの分析(試論)」(東京財団研究報告書『アジア太平洋の地域安全保障アーキテクチャ——地域安全保障の重層的構造』2010年) 67-94 頁。
- 札幌市教育委員会編『姉妹都市』(北海道新聞社、1998年)。
- 澤井安勇「北東アジアランドデザイン研究の概要——北東アジアの地域化・地域統合に向けて」(中村信吾・多賀秀敏・柑本英雄編著『サブリージョンから読み解く EU・東アジア共同体——欧州北海地域と北東アジアの越境広域ランドデザイン比較』弘前大学出版会、2006年) 1-17 頁。
- 清水昭典・十亀昭雄・蓮池穰・山本佐門『地域からの政治学』(窓社、1991年)。
- 下斗米伸夫『アジア冷戦史』(中央公論新社(新書)、2004年)。
- CDI-JAPAN、マイケル・シューマン(児玉克哉訳、江橋崇・富野暉一郎監修)『自治体国際協力の時代』(大学教育出版、2001年)。
- 渋谷武「協生の哲学——他者肯定・自者肯定の政治」(多賀秀敏編『国境を越える実験——環日本海の構想』有信堂、1992年) 185-214 頁。
- 『“きょうせい”変化考覚書』(2002年)。
- 『環日本海学会』創設の初心」(『環日本海研究』第 11 号、2005年) 1-2 頁。
- 『葉葉協生論』(文芸社、2008年)。

- 島根県立大学北東アジア地域研究センター・増田祐司編『北東アジアの新時代——グローバル時代の地域システムの構築』（日本経済評論社、2008年）。
- 島村智子「ロシア極東地域をめぐる最近の政策動向」（『レファレンス』、2007年）120-123頁。
- 島袋邦・比嘉良充編『地域からの国際交流——アジア太平洋時代と沖縄』（研文出版、1986年）。
- 正体朝香「連邦制と行為主体の多様化—EU統合とベルギーの連邦化改革を事例に」（日本国際政治学会編『国際政治』第119号、1998年）11-25頁
- JICA『地方自治体の国際協力事業への参加 第1フェーズ』1997年10月。
- 徐ケイ（王へんに京）『図們江地域における開発と社会変容』（一粒書房、2012年）。
- 進藤榮一『東アジア共同体をどうつくるか』（ちくま新書、筑摩書房、2007年）。
- 進藤榮一・平川均編『東アジア共同体を設計する』（日本経済評論社、2006年）。
- 進藤兵「自治体『国際化』の構造——自治体の『国際化』と地域活性化」『月刊自治研』（33巻7号、1991年）。
- 朱永浩「図們江地域開発計画」（日本都市計画学会『都市計画』Vol.60、No.2、2011年）84-85頁。
- 首藤信彦編『冷戦後世界と自治体の役割——予防外交における市民・自治体間国際ネットワークの構築』（財団法人かながわ学術研究交流財団、1996年）。
- 末内啓子「ブリティッシュ・コロンビア州とアジア・太平洋関係——アジア太平洋経済協力会議のバンクーバー会議とアジアの経済危機」（日本国際政治学会編、同上誌）26-39頁。
- 杉田敦『境界線の政治学』（岩波書店、2005年）。
- 鈴木佑司編『アジア・太平洋における地方の国際化』（法政大学出版局、2000年）。
- 生活経済政策研究所・増田祐司編『21世紀北東アジア世界の展望——グローバル時代の社会経済システムの構築』（日本経済評論社、2004年）。
- 関寛治「湾岸・日本海・世界秩序」（関寛治・大久保史郎・ルイス・W・グッドマン・玉本偉編『地球化時代の日米関係』日本評論社、1992年）3-41頁。
- 「日本海時代の到来と国際政治理論」（多賀秀敏編『国境を越える実験——環日本海の構想』有信堂、1992年）155-184頁。
- 「米ソ冷戦終結後における環日本海（東海）の意味」（『環日本海研究』第3号、1997年）15-27頁。
- 関寛治・高柳先男『同時代への視座——軍拡・デタント・第三世界』（三嶺書房、1985年）。
- 芹田健太郎『21世紀の国際化論——兵庫からの挑戦』（兵庫ジャーナル社、2001年）。
- 蘇浩「調和のとれた世界——中国外交の枠組みに見る国際秩序」（飯田将史編『転換する中国——台頭する大国の国際戦略』防衛省防衛研究所、2009年）29-54頁。
- 多賀秀敏「環日本海研究への助走——渋谷武教授の退官によせて」（『法政理論』第23号、1991年）335-338頁。
- 編『国境を越える実験——環日本海の構想』（有信堂、1992年）。
- 「環日本海研究への一視角」（『環日本海研究』創刊号、1995年）22-26頁。
- 「国際社会における社会単位の深層」（多賀秀敏編『国際社会の変容と行為体』成文堂、1999年）395-427頁。
- 「豆満江（図們江）地域開発計画」（吉田康彦・進藤榮一編『動き出した朝鮮半島—南北統一と日本の選択』日本評論社、2000年）。
- 「自治体の国際協力」（松下圭一・西尾勝・新藤宗幸編『岩波講座 自治体の構想3 政策』岩波書店、2002年）215-224頁。
- 「北東アジアと自治体外交」（『法律時報』75巻7号、2003年）48-52頁。

- 「社会現象へのアプローチのためのヒントと基本ドリル：比較と分類」（『早稲田社会科学総合研究』第5巻第1号、2004年）19-48頁。
- 「日韓民間協力の現状と可能性——東北アジア地域における非国家行為体による協調プロセスの始動」（大島英樹・文正仁編『日韓国際政治学の新天地』慶応義塾大学出版会、2005年）285-363頁。
- 「東アジアの地域主義に関する一考察」（山本武彦編『地域主義の国際比較——アジア太平洋・ヨーロッパ・西半球を中心にして』早稲田大学出版部、2005年）83-101頁。
- 「地域グランドデザインと Regionalism：ウェストファリアの古層と新層——欧亜比較の視点から」（中村信吾・多賀秀敏・柑本英雄編『サブリージョンから読み解く EU・東アジア共同体』弘前大学出版会、2006年）。
- 「東アジアの新地域形成と『地方』（山本武彦・天児慧編『東アジア共同体の構築1 新たな地域形成』岩波書店、2007年）207-239頁。
- 田口博之「東アジアの環境管理における後発性利益と国際環境協力」（浦田秀次郎・深川由紀子編『東アジア共同体の構築2 経済共同体への展望』岩波書店、2007年）209-212頁。
- 田坂敏雄編『東アジア都市論の構想——東アジアの都市間競争とシビル・ソサエティ構想』御茶の水書房、2005年）。
- 田所昌幸「国際関係の制度化」（日本国際政治学会編『国際政治（国際関係の制度化）』第132号、2003年）1-14頁。
- 田中明彦「日本外交におけるアジア太平洋」（渡邊昭夫編『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』千倉書房、2010年）360頁。
- 田村正勝・臼井陽一郎『世界システムの「ゆらぎ」の構造』（早稲田大学出版部、1998年）。
- 高木直人「環境国際協力と都市ネットワーク」（仲村政文・蔦川正義・伊藤維年編『地域ルネッサンスとネットワーク』ミネルヴァ書房、2005年）。
- 高橋和「EUにおける地域協力の制度化の進展と地域的空間の形成に関する一考察——INTERREGIIIをめぐって——」（『山形大学紀要（社会科学）』第36巻第2号、2006年）47-67頁。
- 「欧州における下位地域協力の展開——近代国家体系への挑戦」（百瀬宏編著『変貌する権力政治と抵抗——国際関係学における地域』彩流社、2012年）151-172頁。
- 「チェコドイツ和解はいかに行われたか？——追放ドイツ人をめぐって」（中山賢司編『早稲田平和学研究』第6号、2013年）19-36頁。
- 高嶋正晴 2007。「東アジア経済交流推進機構と関門地域——国際物流拠点とネットワーク形成のための連携」（『関門地域研究』Vol.16）73～97頁。
- 高原明生「中国」（森田朗編『アジアの地方制度』東京大学出版会、1998年）25-26頁。
- 滝田賢治編『東アジア共同体への道』（中央大学出版部、2006年）。
- 谷口誠『東アジア共同体——経済統合のゆくえと日本——』（岩波書店（新書）、2004年）。
- 千葉康弘『北東アジア経済協力の研究——開発銀行構想・開発ビジョン・地域連携』（春秋社、2005年）。
- 穆堯芋「中国における地域発展戦略の実態と課題——『中国閩門江地域協力開発規画要綱』の事例——」（ERINA編『ERINA REPORT』No.103、2012年1月）38-50頁。
- 張忠任「中国における地方行政改革と地方自治の進展と意義」（島根県立大学北東アジア地域研究センター編『北東アジア研究』第13号、2007年3月）1-5頁。
- 「日中内発的発展・地方自治研究序説」（島根県立大学北東アジア地域研究センター編『北東アジア研究』第16号、2008年12月）1-17頁

- 築道和明「日本の英語教育改革に関する一考察——JETプログラムを中心に」(『広島外国語教育研究』No.10、2007年) 1-16頁
- 辻清明『日本の地方自治』(岩波新書、岩波書店、1976年)。
- 辻久子「北東アジア国際物流における経済競争力」(『立命館国際地域研究』第21号、2003年3月) 99-118頁。
- 鶴嶋雪嶺『豆満江地域開発』(関西大学出版部、2000年)。
- 鶴見和子「国際関係と近代化・発展論」(武者小路公秀・蠟山道雄編『国際学——理論と展望』東京大学出版会、1976年) 58-62頁。
- 鶴見和子『南方熊楠——地球志向の比較学』(『日本民族文化体系』第4巻、講談社、1978年。講談社学術文庫、1981年)。
- 『内発的発展論の展開』(筑摩書房、1996年)。
- 『南方熊楠・萃点の思想——未来のパラダイム転換に向けて』(藤原書店、2001年)。
- 丁士晟(霍儒学、盧麗、閻明偉、蔡旭陽訳、金森久雄監修)『函門江開発構想——北東アジアの新しい経済拠点』(創知社、1996年)。
- 土佐弘之『安全保障という逆説』(青土社、2003年)。
- 東京財団「北東アジア開発銀行」の創設と日本の協力政策に関する調査研究プロジェクト編『提言「北東アジア開発銀行(NEADB)」創設のための5つの提言——日中韓首脳会合(2002.11)に向けて』(研究報告書/モノグラフ・シリーズNo.7、2002年)。
- 涂照彦「脱冷戦と環日本海地域の国際協力」(北東アジア研究会編『環日本海交流事典'95-'96』創知社、1995年)。
- 『環日本海研究(涂照彦論稿集 第1巻)』(福村出版、2009年)。
- 鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所編『鳥取県の環日本海交流』(富士書店、1996年)。
- 富野暉一郎「グローカリズム時代における自治体の国際活動と国際秩序形成」『環日本海研究』(第3号、1995年) 28-44頁。
- 富山学研究グループ編『環日本海、その新たな潮流』(北日本新聞社、1999年)。
- 豊島吉則「中華人民共和国河北省」(鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所編『鳥取県の環日本海交流』富士書店、1996年) 159-194頁。
- 内藤正中編『島根県の環日本海交流——地域からの国際化』(今井書店、1993年)。
- 「深まる山陰地方の北東アジア交流」(羽貝正美・大津浩編『自治体外交の挑戦——地域の自立から国際交流圏の形成へ』有信堂、1994年) 204-228頁。
- 永井敏彦、小林誠、山本聡「アジア局地経済圏の基本構造と発展メカニズム」(大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』、1993年6月)。
- 長尾眞文「多国間の民間協力に向けて」(金森監修・NEAR知的インフラ委員会編著、前掲書)。
- 長洲一ニ・坂本義和編『自治体の国際交流』(学陽書房、1983年)。
- 中遼啓示『地域社会と国際化——そのイメージと現実』(中国新聞社、1998年)。
- 中捷啓示編『東アジア共同体という幻想』(ナカニシヤ出版、2006年)。
- 中戸祐夫・浅羽祐樹「盧武鉉政権下のナショナル・アイデンティティをめぐる国内論争——韓国における『東北アジア』地域構想」(『宇都宮大学国際学部研究論集』第20号、2005年) 30-31頁。
- 中西寛「冷戦」(田中明彦・中西寛編『新・国政政治経済の基礎知識』有非閣、2004年) 55-56頁。
- 中野潤三「ロシアの国益と北朝鮮の核問題・体制変革」(北海道大学スラブ研究センター編、同上報告書、54-61頁) 56頁。

- 中村健吾『欧州統合と近代国家の変容——EUの多次元ネットワーク・ガバナンス』（昭和堂、2005年）。
- 中村信吾・多賀秀敏・柑本英雄編『サブリージョンから読み解く EU・東アジア共同体——欧州北海地域と北東アジアの越境広域グランドデザイン比較』（弘前大学出版会、2006年）。
- 中村民雄・須網隆夫・臼井陽一郎・佐藤義明『東アジア共同体憲章案——実現可能な未来をひらく議論のために』（昭和堂、2008年）。
- 中山賢司「東アジア共同体と局地経済圏」（衆議院調査局編『別冊 論究（経済・財政・金融部門）における持続的発展の条件——新たな経済フロンティアの形成に向けて』第3号、2005年）14-29頁。
- 「東北アジアの内発的秩序形成——「東北アジア地域自治体連合」の分析を中心に」（多賀秀敏編『予防外交としての環海洋越境広域経営の研究——アジア型マルチレベルガバナンスの創生』早稲田大学2004年度特定課題研究助成費2004A-261報告書、2005年）51-88頁。
- 「北東アジア地域自治体連合」（環日本海学会編『北東アジア事典——環日本海圏の政治・経済・社会・歴史・文化・環境』（2006年10月）79-80頁）。
- 「自治体交流」（毛里和子・森川裕二編『東アジア共同体の構築4 図説 ネットワーク解析』、2006年）174-185頁。
- 「FTA/EPAにおける東アジア農業協力の課題」（衆議院調査局編『RESEARCH BUREAU 論究』第3号、2006年）111-132頁。
- 「東北アジア自治体越境ネットワークの生成——『北東アジア地域自治体連合』（NEAR）の事例検証」（早稲田大学社会科学部『社会学論集』Vol.10、2007年）134-149頁。
- 「北東アジア広域自治体越境協力の展開——NEARの事例研究」（北東アジア学会編『北東アジア地域研究』第14号、2008年）55-68頁。
- 「北東アジアにおける『争点志向型生活圏協力』——NEAR環境協力の現状と課題」（多賀秀敏編『EUサブリージョンと東アジア共同体——地域ガバナンス間の国際連携モデル構築』平成18-20年度科学研究費（基盤研究B）研究成果報告書、課題番号18402017、2009年）141-162頁。
- 「北東アジアにおける地方自治体間越境連携（TCLG）——ネットワークと圏域設定」（早稲田大学社会科学部『ソシオサイエンス』Vol.16、2010年）1-15頁。
- 「北東アジアの自治体国際環境協力と環境ガバナンス——NEAR環境協力の事例考察」（富山大学東アジア共生課題研究会編『東アジアにおける安全保障危機・地球環境危機・世界経済金融危機の克服に向けた共生課題の学際的・融合的研究（中間報告）』2009年度富山大学学長裁量経費によるPJ報告書、2010年）59-81頁。
- 「北東アジア環境ガバナンスにおける自治体の役割——NEAR環境協力の事例考察」（『地方の国際戦略と地域ネットワーク』アジア地域のネットワーク解析拠点構築（RUNASIA）研究会報告書、2010年）74-89頁。
- 「環日本海圏・環黄海圏に関する制度」（天兒慧、松岡俊二、平川幸子、堀内賢志編『アジア地域統合学——総説と資料』勁草書房、2013年）291-292頁。
- 永井義人「島根県の『竹島の日』条例制定過程——韓国慶尚北道との地方政府間交流と領土問題」（『広島国際研究』第18号、2012年）1-18頁。
- 「日朝関係と鳥取県における北朝鮮との地方間交流」（日本平和学会2012年度秋季研究集会報告ペーパー、2012年11月23日、三重県総合文化センター）。
- 日本国際政治学会編『国際政治（環境とグローバル・ポリティクス）』（第166号、2011年）。
- 日本都市センター編『都市外交——自治体の国際交流戦略』（ぎょうせい、1995年）。

- NEAR (北東アジア) 知的インフラ委員会 (金森久雄監修) 『「国」を超えた「地域」のつながり ボーダーレス時代の地域間交流 日本・中国・韓国・ロシア「環日本海」知的インフラ構築の道を模索する』(アルク、1999年)。
- NIRA・EAsia 研究チーム編著『東アジア回廊の形成—経済共生の追求』(日本経済評論者、2001年)。
- 新川達郎編『公的ガバナンスの動態研究—政府の作動様式の変容』(ミネルヴァ書房、2011年)。
- 西川潤「内発的発展論の起源と今日的意義」(鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会、1989年) 3-4頁。
- 編『開放中国・国際化のゆくえ—黄渤海経済圏と日本』(有信堂、1995年)。
- 「はじめに—私の研究遍歴」(西川潤・八木尚志・清水和巳編『社会科学を再構築する—地域平和と内発的発展』明石書店、2007年) 9-13頁。
- 西口清勝・夏剛編『東アジア共同体の構築』(ミネルヴァ書房、2006年)。
- 西澤正樹「モンゴル国北部『辺境』地域の産業開発」(亜細亜大学アジア研究所編『新段階を迎えた東アジア』アジア研究所・アジア研究シリーズ No.75、2011年3月) 223-251頁。
- 西田勝編『非核護憲都市宣言運動のすすめ』(オリジン、1984年増補改訂版)。
- 西村明『環黄海経済圏交流への視座—九州からの発信』(九州大学出版会、1997年)。
- 西村明・林一信編『環黄海経済圏創生の課題と展望—東アジア六都市会議』(九州大学出版会、1992年)。
- 西村明・渡辺利夫『環黄海経済圏—東アジアの未来を探る』(九州大学出版会、1991年)。
- 日本海学推進会議編『日本海学の世紀』(角川書店、2001年)。
- 日本国際政治学会編『国際政治 (ボーダースタディーズの胎動)』(第162号、2010年)。
- 野口剛嗣「東アジアの環境協力の進展」(『環日本海研究』第13号、2007年) 24-26頁。
- 羽貝正美・大津浩編『自治体外交の挑戦—地域の自立から国際交流圏の形成へ』(有信堂、1994年)。
- ハグワスレン、ハムスレン「現代モンゴル外交の展開と模索—上海協力機構(SCO)との関連を中心に—」(環日本海学会編『環日本海研究』第12号、2006年) 17-31頁。
- 朴侖玄『東アジアの企業・都市ネットワーク—韓日間の国際的都市システムの視点』(古今書院、2001年)。
- 朴晩奉「北東アジア地域自治体連合の実績と展望」(『ECONOMIC RESEARCH CENTER DISCUSSION PAPER』No.E13-1、2013年) 1-39頁。
- バジャノフ、ナタリア。「ロシアと朝鮮」(北海道大学スラブ研究センター編『ロシア外交の現在 I』21世紀COEプログラム「スラブ・ユーラシア学の構築」研究報告集 No.2、2004年3月) 19-28頁。
- 初瀬龍平「自治体の国際化政策—住民との関連—」(『国際協力論集』第1巻第2号、1993年)。
- 「東アジア・アジア太平洋におけるサブ/マクロ/メガ地域主義」(日本国際政治学会編『国際政治 (グローバリズム・リージョナリズム・ナショナリズム—21世紀における役割を模索するアジア)』第114号、1997年) 72-94頁。
- 服部倫卓「ロシアの経済特区の特質」(『比較経済研究』第48巻第2号、2011年) 29-40頁。
- 濱下武志編『東アジア世界の地域ネットワーク』(山川出版社、1999年)。
- 林裕明「シベリア地域開発の現状と課題—イルクーツク州を中心に—」(『北東アジア研究』第5号、2003年) 93-108頁。
- 林茂夫『戦争不参加宣言』(日本評論社、1989年)。
- 玄大松『領土ナショナリズムの誕生—「独島/竹島問題」の政治学』(ミネルヴァ書房、2006年)。

- 年)。
- 馬場伸也「非国家的行為体と国際関係——序論」(日本国際政治学会編『国際政治(非国家行為体と国際関係)』第59号、1978年) i-x 頁。
- 『アイデンティティの国際政治学』(東京大学出版会、1980年)。
- 「国家の陥穽——地方主義と日本の平和路線」(『世界』12月号、岩波書店、1981年) 152-165 頁。
- 「地方主義と国際政治——アイデンティティの模索と葛藤」(日本政治学会編『年報政治学(現代国家の位相と理論)』第32号、岩波書店、1981年) 19-42 頁。
- 『地球文化のゆくえ』(東京大学出版会、1983年)。
- 東アジア共同体評議会編『東アジア共同体白書二〇一〇』(たちばな出版、2010年)。
- 東アジア都市会議事務局・国際東アジア研究センター・日本貿易振興機構アジア経済研究所編著 2004.『新たな局面を迎えた環黄海経済圏形成の可能性——東アジア経済交流推進機構の方向性』「東アジア経済交流推進機構」研究会・調査報告書。
- 平川均「東アジア地域協力の時代と北東アジア地域開発」(『国際経済労働研究』929号、2003年)。
- 平島建司「EU 研究とガバナンス・アプローチ」(東京大学社会科学研究所ディスカッションペーパー日本語シリーズ J-203、2012年4月)。
- 平田准也「冷戦後アメリカの対北朝鮮政策に関する一考察——核・ミサイル危機における『仲介者』に注目して」(『北東アジア地域研究』第14号、2008年) 69-82 頁。
- FASID『地方自治体における国際環境協力の今後のあり方に関する研究——ヨーロッパの地方自治体における国際環境協力の事例を参考にして』(研究代表者：竹内正興、1998年)。
- 福井県立大学北東アジア研究会編『北東アジアの未来像——21世紀の環日本海』(新評論、1998年)。
- 藤枝繁・小島あずさ・大倉よし子「日本における国際海岸クリーンアップ (ICC) の現状とその結果」(日本沿岸域学会『沿岸域学会誌』第20巻第3号、2007年) 33-46 頁。
- 藤枝繁・小島あずさ「東アジア圏域における海岸漂着ごみの流出起源の推定」(『沿岸域学会誌』第18巻第4号、2006年)。
- 藤原夏人「【韓国】地方行政体制改編に関する特別法の成立——地方自治制度再編」(国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』2010年11月)。
- 船橋洋一『アジア太平洋フュージョン——APEC と日本』(中央公論社、1995年)。
- 『ザ・ペニンシュラ・クエスチョン——朝鮮半島第二次核危機』(朝日新聞社、2006年)。
- 古厩忠夫『裏日本——近代日本を問いなおす』(岩波新書、岩波書店、1997年)。
- 保母武彦『内発的発展論と日本の農山村』(岩波書店、1996年)。
- ポーター、ガレス、ジャネット・W・ブラウン(信夫隆司訳)『地球環境政治——地球環境問題の国際政治学』(国際書院、1993年)。
- 北東アジアグランドデザイン研究会編『北東アジアのグランドデザイン——発展と共生へのシナリオ』(日本経済評論社、2003年)。
- 北東アジア研究会編『環日本海交流事典 95' -96'』(創知社、1995年)。
- 北東アジア貿易回廊研究会『新絹之路——北東アジア貿易回廊の現場から』(山海堂、2002年)。
- 星野智『「東アジア共同体」構想と環境ガバナンス——環境ガバナンスから環境共同体へ』(浦田賢治編著『東アジア共同体への道』中央大学出版会、2006年) 180-184 頁。
- 堀芳枝『内発的民主主義への一考察——フィリピンの農地改革における政府、NGO、住民組織』(国際書院、2005年)。
- 堀内賢志『ロシア極東地域の国際協力と地方政府——中央・地方関係からの分析』(国際書院、

- 2008年)。
- 「プーチン政権における中央・地方関係の新たな展開」(『ロシア東欧調査月報』898号、2006年) 25-44頁。
- 「ソ連・ロシアの東アジア外交—『アジア太平洋国家』としての内実を求めて」(松村忠紀・森川裕二・徐顕芬編著『二つの「戦後」秩序と中国』NIHU 現代中国早稲田大学拠点、2010年) 93-116頁。
- 堀江典生「隣国との関係——中国」(堀内賢志・齋藤大輔・濱野剛編『ロシア極東ハンドブック』東洋書店、2012年) 30-37頁。
- 本多健吉・凌星光・韓義泳・坂田幹男『北東アジア経済圏の形成——環日本海経済交流』(新評論、1995年)。
- 増田祐司編『21世紀の北東アジアと世界』(国際書院、2001年)。
- 松井芳郎「東アジア共同体と“大東亜共栄圏”——歴史的視点から」(西口清勝・夏剛編『東アジア共同体の構築』ミネルヴァ書房、2006年) 280-299頁。
- 松岡俊二「アジアの地域環境制度の形成と地域統合」(『アジア太平洋討究』No.16、2011年) 1-19頁。
- 松岡俊二・松本礼史・岩本英和「東アジアの地域統合と地域環境協力：東アジア酸性雨ネットワーク(EANET)と長距離越境大気汚染条約(LRTAP)との対比を中心に」(国際開発学会第9回春季大会報告ペーパー)、2008年6月7日。
- 松下圭一編著『自治体の国際政策』(学陽書房、1988年)。
- 松野周治・徐勝・夏剛編『東北アジア共同体への道——現状と課題』(文眞堂、2006年)。
- 溝端佐登史「ロシア経済危機再考」(『北東アジア研究』第23号、2013年) 79-115頁。
- 三橋郁雄・川村和美『北東アジア新発見伝——環日本海旅日誌』(博進堂、2006年)。
- 三宅康之『中国・改革開放の政治経済学』(ミネルヴァ書房、2006年)。
- 道下徳成『北朝鮮 瀬戸際外交の歴史——1966～2012年』(ミネルヴァ書房、2013年)。
- 宮崎麻美「環境協力における『緩やかな』制度の形成——東アジアの大気汚染問題を中心に」(日本国際政治学会編『国際政治(環境とグローバル・ポリティクス)』第166号、2011年) 128-141頁。
- 国際外交10年史企画編集委員会編『国際外交の挑戦』(日本評論社、1990年)。
- 村松岐夫『地方自治』(東京大学出版会、1988年)。
- 文浩「朝鮮民主主義人民共和国の経済改革——実利主義への転換と経済管理方法の改善」(『アジア経済』第45巻第7号、2004年7月) 45-62頁。
- メルヴィオ、ミカ「日本におけるコリアンと島根県の事例」(赤羽恒雄・アンナ・ワシリエバ編『国境を越える人々——北東アジアにおける人口移動』国際書院、2006年) 177-202頁。
- 毛受敏浩「グローバル化に直面する自治体の国際活動」(古川俊一・毛受敏浩編『自治体変革の現実と政策』中央法規、2002年) 212-217頁。
- 毛里和子・森川裕二編『東アジア共同体の構築4 図説 ネットワーク解析』(岩波書店、2006年)。
- 毛里和子『日中関係——戦後から新時代へ』(岩波新書、2006年)。
- 「中国のアジア地域外交—上海協力機構を中心に」(渡邊昭夫編『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』千倉書房、2010年) 265-288頁。
- 百瀬宏「環バルト海と環日本海——地域協力の比較的考察」(多賀秀敏編『国境を超える実験——環日本海の構想』(有信堂、1992年) 99-132頁。
- 編『下位地域協力と転換期国際関係』(有信堂、1996年)。
- 森川裕二「東北アジア自治体交流の定量分析」(『環日本海研究』第13号、2007年)。

- 『東アジア地域形成の新たな政治力学——リージョナリズムの空間論的分析』（国際書院、2012年）。
- 森嶋通夫『日本にできることはなにか——東アジア共同体を提案する』（岩波書店、2001年）。
- 森田朗編『アジアの地方制度』（東京大学出版会、1998年）。
- 森田俊男編『非核自治体——抗議・学習・連帯』（平和文化、1987年）。
- 柳下正治編『バルト海沿岸地域及び東アジア地域における環境政策面での地域比較研究』（平成14・15年度科研費基盤研究（B）研究成果報告書（課題番号14402047））、131～33頁。
- 藪野祐三『ローカル・イニシアティブ——国境を超える試み』（中公新書、中央公論社、1995年）。
- 『先進社会の国際環境〔I〕——ローカル・イニシアティブの創造』（法律文化社、1995年）。
- 「ローカル・イニシアティブと平和主義の架橋」（日本平和学会編『世界政府の展望』早稲田大学出版会、2003年）109-126頁。
- 山下永子『地方の国際政策——連携・ネットワーク戦略の展開』（成文堂、2008年）。
- 「国際都市ネットワーク政策の研究——自治体国際都市ネットワーク運営に関する一考察」（『都市政策研究』第5号、2008年）53-64頁。
- 山田満「自治体の国際化の現状と展望」（首藤信彦編『冷戦後世界と自治体の役割——予防外交における市民・自治体間国際ネットワークの構築』（財団法人かながわ学術研究交流財団、1996年）39-56頁。
- 山根泉「北東アジア地域自治体会議と『NEAR 交流の船』（金森久雄監修／NEAR（北東アジア）知的インフラ委員会著『ボーダーレス時代の地域間交流』アルク、1999年）116-135頁。
- 山村勝郎「環日本海松江国際シンポジウムに参加して」（金沢大学経済学部『CURES NEWSLETTER（地域経済ニューズレター）』No.1、1986年10月30日）6-8頁。
- 山本健太郎「竹島をめぐる日韓領土問題の近年の経緯——島根県の『竹島の日』制定から李明博韓国大統領の竹島上陸まで」（国立国会図書館調査及び立法考査局編『レファレンス』No.741、2012年10月）27-49頁。
- 山本吉宣『国際レジームとガバナンス』（有斐閣、2008年）。
- 「日米中関係の中長期的展望——パワー・トランジション（力の移行）の中の日米中関係」（日本国際問題研究所編『日米中関係の中長期的展望』2012年3月）1-9頁。
- 山脇啓造「地方自治体の外国人施策に関する批判的考察」（『明治大学社会科学研究所ディスカッションペーパー』2003年）。
- 由川稔「モンゴル」（森田朗編『アジアの地方制度』東京大学出版会、1998年）88-107頁。
- 尹明憲「韓国における国土・地域政策の新潮流——均衡発展とイノベーション志向」（北九州市立大学『都市政策研究所紀要』第1号、2007年3月）59-73頁。
- 芳井研一「『環日本海』の回顧と展望」（佐々木寛編『東アジア＜共生＞の条件』世織書房、2006年）305-309頁。
- 吉田均『地方自治体の国際協力——地域住民参加型のODAを目指して』（日本評論社、2001年）。
- 「『島根合意』への道」（金森久雄監修／NEAR（北東アジア）知的インフラ委員会著『「国」を超えた「地域」のつながり ボーダーレス時代の地域間交流 日本・中国・韓国・ロシア「環日本海」知的インフラ構築の道を模索する』アルク、1999年）98-113頁。
- 「循環型社会のための自治体国際協力」（小泉格編『日本海学の新世紀3 循環する海と森』角川書店、2003年）172-84頁。
- 吉田善明『地域からの平和と自治』（日本評論社、1985年）。
- 吉野文雄『東アジア共同体は本当に必要なのか——日本の進むべき道を経済の視点から明らかに

する』(北星堂書店、2006年)。

寄本勝美・原科幸彦・寺西俊一編『地球時代の自治体環境政策』(ぎょうせい、2002年)。

李鍾元「盧武鉉政権の対外政策」(『国際問題』第561号、2007年)4-16頁。

——「韓国の地域外交とアジア太平洋」(渡邊昭夫編著『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』千倉書房、2010年)217-239頁。

——「東アジア共同体と朝鮮半島」(山本吉宣・羽場久美子・押村高編著『国際政治から考える東アジア共同体』ミネルヴァ書房、2012年)131-146頁。

ラーリン、ビクトル「ロシア極東の中国人：地域における見方」(赤羽恒雄・アンナ・ワシリエバ編『国境を越える人々』国際書院、2006年)61-86頁。

和田春樹『東北アジア共同の家——新地域主義宣言』(平凡社、2003年)。

——「東北アジア地域協力構想と東アジア共同体」(『NEAR 第1回国際経済フォーラム・会議資料』、2007年10月17日)。

若月章「環日本海をめぐる構想の歴史」(多賀秀敏編『国境を越える実験』有信堂、1992年)31-60頁。

若森章孝・八木紀一郎・清水耕一・長尾伸一編『EU 経済統合の地域的次元——クロスボーダー・コーペレーションの最前線』(ミネルヴァ書房、2007年)。

渡辺利夫編『局地経済圏の時代——ぬりかわるアジア経済地図』(サイマル出版会、1992年)。

B. 英語文献

Aggarwal, Vinod K. and Min Gyo Koo, "Economic and Security Institution Building in Northeast Asia: An Analytical Overview," in Vinod K. Aggarwal, Min Gyo Koo, Seungjoo Lee, and Chung-in Moon eds., *Northeast Asia: Ripe for Intergration?* New York: Spring, 2008, pp. 1-35.

Akaha, Tsuneo, ed., *Politics and Economics in Northeast Asia: Nationalism and Regionalism in Contention*, New York: St. Martin's Press, 1999.

Aldecoa, Francisco and Michael Keating, eds., *Paradiplomacy in Action: The Foreign Relations of Sub-National Governments*, London: Frank Cass, 1999.

Alger, Chadwick F. "Foreign' Policies of U.S. publics," *International Studies Quarterly*, Vol. 21, No.2, 1977, pp.277-318. (佐渡友哲訳「市民と都市の国際関係」横浜市海外交流協会編『都市と国際化——その理論と実践』弘文堂、1982年、17-67頁)。

Arase, David, "Japan's Approach to Economics Cooperation in Northeast Asia: The Role of Subnational Authorities," *Global Economic Review*, Vol. 28, No. 2, 1999, pp. 68-78.

——, "Japan Sea Regionalism: the Role of Sub-national Authorities," in Perkmann, Markus and Ngai-Ling Sum, eds., *Globalization, Regionalization and Cross-Border Regions*, Palgrave Macmillan, 2002, pp.176-188.

Bache, Ian and Matthew Flinders, eds., *Multi-level Governance*, New York: Oxford University Press, 2004.

Batbayar, Tsedendambyn, "Mongolian Perspective on Northeast Asian Regional Development," in Akaha, Tsuneo, ed., *Politics and Economics in Northeast Asia: Nationalism and Regionalism in Contention*, New York: St. Martin's Press, 1999, pp. 207-223.

Bennet, Gordon C., *The New Abolitionists: The Story of Nuclear Free Zones*, Elgin, Ill.: Brethren Press, 1987. (西田勝訳『アメリカ非核自治体物語』筑摩書房、1993年)。

- Bursens, Peter and Jana Deforche, "Going Beyond Paradiplomacy?, Adding Historical Institutionalism to Account for Regional Foreign Policy Competences," *The Hague Journal of Diplomacy* 5, 2010, pp.151-171.
- Breslin, Shaun. *New Regionalism in the Global Political Economy: Theories and Cases*, Routledge/Warwick Studies in Globalisation, 2002.
- Breslin, Shaun and Glenn D. Hook eds., *Microregionalism and World Order*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2002.
- Calder, Kent and Min Ye, *The Making of Northeast Asia*, Stanford CA: Stanford University Press, 2010.
- Campbell, Laura B. "The Political Economy of Environmental Regionalism in Asia," in Pempel, T. J. eds., *Remapping East Asia: the construction of a region*, Cornell University, 2005, pp.216-235.
- Chen, Edward K.Y. and C. H. Kwan, eds., *Asia's borderless economy: the emergence of subregional economic zones*, St Leonards: Allen & Unwin, 1997
- Chen, Xiangming. *As Borders Bend: Transnational Spaces on the Pacific Rim*, Lanham: Rowman and Littlefield Publisher, 2005.
- Chen, Xiangming and Chang Liu, "The Pan-Yellow Sea Sub-region: Chinese Perspectives," in Won Bae Kim, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese Univ Pr, 2011, pp. 217-243.
- Chung, Suh-Yong, "Is the Mediterranean Regional Cooperation Model Applicable to Northeast Asia?" *the Georgetown International Environmental Law Review*, Vol.1.11, 1999, pp.363-399.
- Cornago, Noé. "On the Normalization of Sub-State Diplomacy," *The Hague Journal of Diplomacy* 5, 2010, pp.11-36.
- Dent, Christopher M. and David W. F. Huang, eds., *Northeast Asian Regionalism: Learning from the European experience*, London: Routledge Curzon Press, 2002.
- Diez, Thomas and Antje Wiener, "Introducing the Mosaic of Integration Theory," in Wiener, Antje and Thomas Diez, eds., *European Integration Theory*, Oxford: Oxford University Press, 2nd edn., 2009, pp.6-11. (東野篤子訳『ヨーロッパ統合の理論』勁草書房、2010年、9-16頁)。
- Dingwerth, Klaus. *The New Transnationalism: Transnational Governance and Democratic Legitimacy*, Houndmills: Macmillan, 2007.
- Duchacek, Ivo D. Daniel Latouche and Garth Stevenson, eds., *Perforated Sovereignties and International Relations: Trans-Sovereign Contacts of Subnational Governments*, New York: Greenwood Press, 1988.
- Duchacek, Ivo D. "The International Dimension of Subnational Self-government," *Publius*, Fall, 1984, pp.5-31.
- Evans, Paul, "Constructing Multilateralism in an Anti-Region: From Six Party Talks to a Regional Security Framework in Northeast Asia?," in Gi-Wook Shin and Daniel C. Sneider, eds., *Cross Currents: Regionalism and Nationalism in Northeast Asia*, Stanford, CA: Walter H. Shorenstein Asia-Pacific Research Center, Stanford University, 2007, pp. 99-116.
- Fawcett, Luise, "Exploring regional domains: a comparative history of regionalism,"

- International Affairs*, 80.3, 2004, pp. 429-446.
- Friedman, Edward and Sung Chull Kim, eds., *Regional Cooperation and its Enemies in Northeast Asia: The impact of domestic forces*, London: Routledge, 2006.
- Friedmann, John. "Inter-city Networks in a Globalizing Era," in Scott, Allen J. ed., *Global City-Regions: Trends, Theory, Policy*, Oxford: Oxford University Press, 2001, pp. 119-138. (坂本秀和訳「グローバル化時代における都市間ネットワーク」アレン・J・スコット編『グローバル・シティ・リージョンズ——グローバル都市地域への理論と政策』ダイヤモンド社、2004年、137-156頁)。
- Frost, Ellen. *Asia's New Regionalism*, Singapore: NUS Press, 2008.
- Gilbert Rozman, "Backdoor Japan: The Search for a Way out via Regionalism and Decentralization" *The Journal of Japanese Studies*, Vol.25 No.1, 1999, pp. 3-31.
- Gilpouloux, François, ed., *Regional Economic Strategies in East Asia: A Comparative Perspective*, Tokyo: Maison Franco-Japonaise, 1994.
- Held, David, Anthony McGrew, David Goldblatt and Jonathan Perraton, *Global Transformations: Politics, Economics and Culture*, Oxford: Polity, 2000. (古城利明・臼井久和・滝田賢治・星野智他訳『グローバル・トランスフォーメーションズ——政治・経済・文化』中央大学出版部、2006年)。
- Hobbs, Heidi H. *City Hall Goes Abroad: The Foreign Policy of Local Politics*, Thousand Oaks: SAGE Publications, 1994.
- Hocking, Brian. *Localizing Foreign Policy: Non-Central Governments and Multilayered Diplomacy*, New York: St-Martin's Press, 1993.
- Hooghe, Liesbet and Gary Marks, eds., *Multi-level Governance and European Integration*, Rowman & Littlefield Publishers, 2001.
- Hook, Glenn D. "Japan and Micro-regionalism: Constructing the Japan Sea Rim Zone," (日本国際政治学会編『国際政治』第114号、1997年) 49-62頁。
- Hook, Glenn D. "Japan and Micro-regionalism: Constructing the Japan Sea Rim Zone," in Yamamoto, Yoshinobu. ed., *Globalism, Regionalism and Nationalism: Asia in Search of its Role in the 21st Century*, Blackwell Publishers, 1999, pp.126-141.
- Hook, Glenn D. and Ian Kearns, eds., *Subregionalism and World Order*, London: Macmillan, 1999.
- Hook, Glenn D. "The Japanese Role in Emerging Microregionalism: The Pan-Yellow Sea Economic Zone," in Breslin, Shaun and Glenn D. Hook, eds., *Microregionalism and World Order*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2002, pp.95-114.
- Hughes, Christophe W. "Tumen River Area Development Programme (TRADP): Frustrated Microregionalism as a Microcosm of Political Rivalries," in Breslin, Shaun and Glenn D. Hook, eds, *Microregionalism and World Order*, New York: Palgrave Macmillan, 2002, pp.115-143.
- Ichikawa, Hiroo and Yasuyuki Miwa, "Business and Travel Linkages among the World Cities," in Kim, Won Bae, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese Univ Pr, 2011, pp.151-175.
- Ikenberry, G. John, "The Political Foundations of American Relations with East Asia," in G. John Ikenberry and Chung-in Moon eds., *The United States and Northeast Asia: Debates, Issues, and New Order*, Lanham, MD: Rowman and Littlefield Publishers, inc,

- 2008, pp. 19-37.
- Jain, Purnendra. *Japan's Subnational Governments in International Affairs*, Routledge, 2005. (今村都南雄監訳『日本の自治体外交——日本外交と中央地方関係へのインパクト』敬文堂、2009年)。
- Jho, Whasun and Hyunju Lee, “The Structure and Political Dynamics of Regulating ‘Yellow Sand’ in Northeast Asia,” *Asian Perspective*, Vol.33, No.2, 2009, pp.41-72.
- Katzenstein, Peter. *A world of Regions: Asia and Europe in the American Imperium*, Ithaca: Cornell University Press, 2005. (光辻克馬・山影進訳『世界政治と地域主義——世界の上のアメリカ、ヨーロッパの中のドイツ、アジアの横の日本』書籍工房早山、2012年)。
- Kato, Kazu. “An Analytical Framework for a Comparative Study of Subregional Environmental Programmes in Asia”, *Regional/Subregional Environmental cooperation in Asia*, IGES, 2001.
- Kalam, Abul, *Subregionalism in Asia: ASEAN and SAARC Experiences*, New Delhi, London: UBS Publishers’ Distributors, 2001
- Keohane, Robert O. and Joseph S. Nye, Jr., eds., *Transnational Relations and World Politics*, Cambridge: Harvard UP, 1971.
- Keohane, Robert O. and Joseph S. Nye, Jr., *Power and Interdependence: world politics in transition*, Boston: Little, Brown, 1977. (滝田 賢治監訳『パワーと相互依存』ミネルヴァ書房、2012年)。
- Keum, Sung-Keun “The Busan-Fukuoka Trans-Strait Zone,” in Kim, Won Bae, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese Univ Pr, 2011, pp.287-305.
- Kim, Chan-woo. “Northeast Asian Environmental Cooperation: From a TEMM’s Perspective,” *Korea Review of International Studies*, Vol.12, No.2, 2009, pp.19-36.
- Kim, Eun Kyung, “The Pan-Yellow Sea Sub-region: Korean Perspective,” in Won Bae Kim, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese Univ Pr, 2011, pp. 245-265.
- Kim, Inkyoung. “Environmental cooperation of Northeast Asia: transboundary air pollution,” *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol.7, No.3, 2007, pp.439-462.
- Kim, Won Bae, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese Univ Pr, 2011.
- Kim, Won Bae and Sang-Chuel Choe, “Conclusions: Towards a Sustainable Regional and Sub-regional Future,” in Kim, Won Bae, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese Univ Pr, 2011, pp.345-363.
- Kohler-Koch, Beat and Berthold Rittberger, “Review Article: The ‘Governance Tum’ in EU Studies,” *Journal of Common Market Studies*, Vol.44 (Annual Review), 2006, pp.27-49.
- Kohler-Koch, Beate, “The Evolution and Transformation of European Governance,” in Kohler-Koch, Beate and Rainer Eising, eds., *The Transformation of Governance in the European Union*, London: Routledge, 1999, pp.14-35.
- Komori, Yasumasa. “Evaluating Regional Environmental Governance in Northeast Asia,” *Asian Affairs: An American Review*, Vol.37, No.1, pp.1-25.
- Krasner, Stephen D, “Structural causes and regime consequences,” in Stephen D. Krasner,

- ed., *International Regimes*, Ithaca: Cornell University Press, 1983.
- Krechetova, Varvara. "GTI Integrated Transport Infrastructure and Cross-Border Facilitation Study for the Trans-GTR Transport Corridors," ERINA REPORT, No.111, 2013 MAY, (ERINA 訳「GTI 大図們江地域 (GTR) 横断輸送回廊に関する統合輸送インフラ及び国境通過円滑化調査」)。
- Lachapelle, Guy and Stéphane Paquin, eds., *Mastering Globalization: New Sub-States' Governance and Strategies*, London: Routledge, 2005.
- Lee, Shin-wha. "Building Environmental Regimes in Northeast Asia: Progress, Limitations, and Policy Options," in Haris, Paul G. ed., *International Environmental Cooperation: Politics and Diplomacy in Pacific Asia*, University Press of Colorado, 2002, pp.203-220.
- Mansbach, Richard W., Yale H. Ferguson and Donald E. Lampert, *The Web of World Politics: Nonstate Actors in the Global System*, New Jersey: Prentice-Hall, 1976.
- McConnel, D. L. *Importing Diversity: Inside Japan's JET Program*, Berkley: Univ. of California Press, 2000.
- Nam, Sangmin. "Ecological Interdependence and Environmental Governance in Northeast Asia: Politics vs. Cooperation," in Haris, Paul G. ed., *International Environmental Cooperation: Politics and Diplomacy in Pacific Asia*, University Press of Colorado, 2002, pp.53-81.
- Ohmae, Kenichi. "The rise of the region state," *Foreign Affairs*, Vol.72, No.2, 1993, pp.78-87.
- O'Toole, Kevin. "Kokusaika and Internationalisation: Australian and Japanese Sister City Type Relationships," *Australian Journal of International Affairs*, 55:3, 2001, pp.403-419.
- Peng, Dajin. "Subregional Economic Zones and Integration in East Asia," *Political Science Quarterly*, Vol.117, No.4, Winter 2002-03, pp.613-641.
- Pempel, T. J. ed., *Remapping East Asia: The Construction of a Region*, Ithaca: Cornell U. P., 2005.
- Perkmann, Markus and Ngai-Ling Sum, eds., *Globalization, Regionalization and Cross-Border Regions*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2002
- Peters, B. Guy. *Institutional Theory in Political Science: The 'New Institutionalism'*, 2nd ed., London: Continuum, 2005 (土屋光芳訳『新制度論』芦書房、2007年)。
- Piattoni, Simona, *The Theory of Multi-level Governance: Conceptual, Empirical, and Normative Challenges*, New York: Oxford University Press Inc, 2010.
- Pierre, Joned. ed., *Debating Governance*, Oxford: Oxford University Press, 2000.
- Postel-Vinay, Karoline. "Local actors and international Regionalism: the Case of the Sea of Japan Zone," *The Pacific Review*, Vol.9, No.4, 1996, pp.489-503.
- Reed, Steaven R. *Japanese Prefectures and policymaking*, Pittsburgh, PA: Pittsburgh University Press, 1986. (森田朗他訳『日本の政府間関係——都道府県の政策決定』木鐸社、1990年)。
- Richard Wyn Jones and Elin Royles, "Wales in the World: Intergovernmental Relations and Sub-state Diplomacy," *British Journal of Politics and International Relations*, Vol.14, 2012, pp.250-269.
- Rosenau, James N. and Ernst-Otto Czempiel, eds., *Governance without Government: Order and Change in World Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992.
- Rozman, Gilbert, "Flawed Regionalism: Reconceptualising Northeast Asia in the 1990s," *The*

- Pacific Review*, Vol. 11, No. 1, 1998, pp. 1-27.
- , *Northeast Asia's Stunted Regionalism: Bilateral Distrust in the Shadow of Globalization*, Cambridge University Press, 2004.
- , "Sub-regional Development and Community Building," in Kim, Won Bae, Yue-Man Yeung, Sang-Chuel Choe, eds., *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese Univ Pr, 2011, pp.179-216.
- Sangbum, Shin. "East Asian Environmental Cooperation: Central Pessimism, Local Optimism," *Pacific Affairs*, Vol.80, No.1 (Spring 2007)., pp.9-26.
- Sangbum, Shin. "Domestic Environmental Governance and Regional Environmental Cooperation in Northeast Asia". paper presented at the Seoul Workshop of Nautilus Institute, March 16-19, Paju, South Korea, April 28, 2009.
- Sassen, Saskia, *The Global City: New York, London, Tokyo*, Princeton: Princeton University Press, 1991, 2nd ed., 2001 (伊豫谷登士翁監訳『グローバル・シティ——ニューヨーク・ロンドン・東京から世界を読む』筑摩書房、2008年)。
- , *Globalization and its Discontents: Essays on the New Mobility of people and Money*, New York: The New Press, 1998. (田淵太一・尹春志・原田太津男訳『グローバル空間の政治経済学——都市・移民・情報化』岩波書店、2004年)。
- Sasuga, Katsuhiko. *Microregionalism and Governance in East Asia*, Routledge, 2004.
- Sasuga, Katsuhiko. "Microregionalization across Southern China, Hong Kong and Taiwan," in Breslin, Shaun and Glenn D. Hook, eds., *Microregionalism and World Order*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2002, pp.66-94.
- Scalapino, Robert A. "The United States and Asia: future prospects," *Foreign Affairs*, Vol.70, No.5, Winter 1991-92, pp.19-40.
- Scott, Andrew M. *The Functioning of The International Political System*, New York, The Macmillan Co, 1967. (原彬久訳『国際政治の機能と分析』福村出版、1973年)。
- Shin, Gi-Wook and Daniel C. Sneider, eds., *Cross Currents: Regionalism and Nationalism in Northeast Asia*, Stanford, CA: Walter H. Shorenstein Asia-Pacific Research Center, Stanford University, 2007.
- Shuman, Michael. *Towards a Global Village: International Community Development Initiatives*, London: Pluto Press, 1994. (児玉克哉訳、江橋崇・富野暉一郎監修『自治体国際協力の時代』大学教育出版、2001年)。
- Soldatos, Panayotis. "An Explanatory Framework for the Study of Federated States as Foreign-policy Actors," in Michelmann, Hans J. and Panayotis Soldatos, eds., *Federalism and International Relations: The Role of Subnational Units*, Oxford: Clarendon Press, 1990, pp.34-53.
- Soldatos, Panayotis. "Cascading Subnational Paradiplomacy in an Interdependent and Transnational World," in Brown, D. and E. Fry, *States and Provinces in the International Political Economy. Berkeley*, California: Institute of Governmental Studies (IGS), 2: 1993, pp.45-64.
- Sum, Ngai-ling. "Time-Spase Envelopes, Governance and the Subregion of 'Greater China,'" in Drover, Glenn, Graham Johnson and Julia Tao Lai Po-wah, eds., *Regionalism and Subregionalism in East Asia: The Dynamics of China*, NOVA Science Publishers, Inc, 2001, pp.83-109.

- Sum, Ngai-ling. "Rearticulation of Spatial Scales and Temporal Horizons of a Cross-Border Mode of Growth: the (Re-) Making of 'Greater China'," in Perkmann, Markus and Ngai-Ling Sum, eds., *Globalization, Regionalization and Cross-Border Regions*, Palgrave Macmillan, 2002, pp.151-175,
- Takahashi, Wakana. "Environmental Cooperation in Northeast Asia," *Regional/Subregional Environmental cooperation in Asia*, (IGES) 2001, pp.7-30.
- , "Problems of Environment Cooperation in Northeast Asia: The Case of Acid Rain," in Haris, Paul G. ed., *International Environmental Cooperation: Politics and Diplomacy in Pacific Asia*, University Press of Colorado, 2002, pp.221-47
- Zimmerman, Martina, "Institutionalizing Northeast Asia: Challenges and Opportunities," in Martina Timmermann and Jitsuo Tsuchiyama, eds., *Institutionalizing Northeast Asia: Regional Steps towards Global Governance*, Tokyo: United Nations University Press, 2008, pp. 1-18.
- Timmermann, Martina, and Jitsuo Tsuchiyama, eds., *Institutionalizing Northeast Asia: Regional Steps towards Global Governance*, Tokyo: United Nations University Press, 2008.
- Tsuchiyama, Jitsuo, "Challenges and Potentials for institutionalization in Northeast Asia," in Martina Timmermann and Jitsuo Tsuchiyama, eds., *Institutionalizing Northeast Asia: Regional Steps towards Global Governance*, Tokyo: United Nations University Press, 2008, pp. 377-386.
- Tsuji, Hisako. "The Tumen River Area Development Programme: Its History and Current Status as of 2004," *ERINA Discussion Paper*, No.0404e, 2004
- Westing, Arthur H. ed., *Comprehensive Security for the Baltic: An Environmental Approach*, London: Sage Publications, 1989.
- Wiener, Antje and Thomas Diez, eds., *Eurooean Integration Theory*, Oxford: Oxford University Press, 2009, 2nd edn. (東野篤子訳『ヨーロッパ統合の理論』勁草書房、2010年)。
- Yamamoto, Yoshinobu. "Institutionalization in Northeast Asia: Is outside-in regionalization enough?" in Martina Timmermann and Jitsuo Tsuchiyama, eds., *Institutionalizing Northeast Asia: Regional Steps towards Global Governance*, Tokyo: United Nations University Press, 2008, pp. 21-42.
- Yang, Kee-Ho and Se Hoon Park, "Institutional Frameworks," in Kim, Won Bae, Yue-Man Yeung and Sang-Chuel Choe, eds., *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese Univ Pr, 2011, pp.329-348.
- Yasuo, Takao. "Transnational Coalitions in Northeast Asia: Search for a New Pathway of Japanese Local Government," *Ritsumeikan Annual Review of International Studies*, 2003, Vol.2, pp.75-104.
- Linz, Juan J. and Alfred Stepan, *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1996. (荒井祐介・五十嵐誠一・上田太郎訳『民主化の理論——民主主義への移行と定着の課題』一藝社、2005年)。

C. 中国語文献

辛翠玲「從民族主義到認同平行外交：魁北克經驗」（『政治科學論叢』第 24 期、2005 年）111-136 頁。

D. 韓國語文献

권세은「지역연구 대상으로서 환동해 지역의 설정」（『아태연구』 제 17 권 제 2 호、2010 년 8 월）pp. 23-38 (Kwon, Se Eun 「地域研究対象としての環東海地域の設定」『アジア太平洋研究』第 17 卷第 2 号、2010 年 8 月、23-38 頁)。

김원배의『환동해경제권 형성을 선도하기 위한 동해안지역의 대외전략』（국토연구원、2005 년）. (Kim, Won Bae 他『環東海經濟圏の形成を先導する東海岸地域の対外戦略』国土研究院、2005 年)。

김원배「환동해권과 동해안 도시들」（한동대학교 환동해 경제문화연구소 『환동해리뷰』 제 5 권 1 호、2009 년）pp. 5-32. (Kim, Won Bae 「環東海圏と東海岸の都市」韓東大学校環日本海經濟文化研究所『環日本海レビュー』第 5 卷 1 号、2009 年、5-32 頁)。

양기호「동북아공동체 형성을 위한 대안으로서의 한·중·일 지방간 국제교류」（현대일본학회 『일본연구논총』 제 20 권、2004 년）pp. 33-63 (Yang, Gi Ho 「北東アジア共同体形成のための代替手段としての日中韓地方間交流」現代日本学会『日本研究論叢』第 20 卷、2004 年、33-63 頁)。

——「환동해권지역에 있어서 한·일지방정부간 국제협력: 정책요인의 탐색을 중심으로」（현대일본학회 『일본연구논총』 제 28 권、2008 년）pp. 1-31. (Yang, Gi Ho 「環東海圏地域における韓日地方政府間の国際協力: 停滞の要因の探究を中心として」現代日本学会『日本研究論叢』第 28 卷、2008 年、1-31 頁)。

이동형『동북아자치단체연합 (NEAR) 상설사무국 운영 및 활용방안』（대구경북연구원、2006 년）. (Lee, Dong-Hyung 『東北アジア地域自治体連合 (NEAR) 常設事務局運営と活用方法』大邱慶北研究所、2006 年)。

——『동북아시아지역자치단체연합 (NEAR) 협력프로젝트 활성화 방안』（대구경 연구원、2006 년）. (Lee, Dong-Hyung 『東北アジア地域自治体連合 (NEAR) 協力プロジェクト活性化方法』大邱慶北研究所、2006 年)。

——「환동해권 지방네트워크 실태와 발전방안 모색——다자간 협력네트워크를 중심으로」（『아태연구』 제 17 권 제 3 호、2010 년 12 월）pp. 41-59. (Lee, Dong-Hyung 「環東海圏 地方ネットワークの実態と発展方法の模索——多国間協力ネットワークを中心に」『アジア太平洋研究』第 17 卷第 3 号、2010 年 12 月、41-59 頁)。

이정남「동아시아 협력 네트워크와 지방의 역할: “동북아자치단체연합” 을 중심으로」（한국 외국어대학교 국제지역연구센터 『국제지역연구』 제 9 권 4 호、2005 년）pp. 279-305. (Lee, Jung Nam 「東北アジアにおける地方政府と協力ネットワークの役割: 北東アジア 地域自治体連合 (NEAR) の事例研究」韓國外国語大学国際地域研究センター『国際地域研究』第 9 卷 4 号、2005 年、279-305 頁) 。

임종현「유럽 지방정부의 초국가적 연계와 비교한 동북아시아 자치단체연합 (NEAR) 의 과제」（한독사회과학회 『한·독사회과학논총』 제 13 권 제 2 호、2003 년 12 월）pp. 57-76. (Lim, Jong Hun 「欧州地方政府の超国家的連携と比較した北東アジア地域自治体連合 (NEAR) の課題」韓独社会科学會『韓·独社会科学論叢』第 13 卷第 2 号、2003 年 12 月、57-76 頁)。

고경민 「동북아 평화번영과 한국 지방외교: 제주특별자치도 사례」 (『통일정책연구』 제 17 권 1 호、2008 년) pp. 113-141. (Ko, Kyung-min 「北東アジアの平和・繁栄と韓国の地方外交: 濟州特別自治道の事例」 『統一政策研究』 第 17 卷 1 号、2008 年、113-141 頁)。
엄구호 「한리 지방정부 협력: 문제점과 발전 전략」 (2011 년 6 월)。 (엄구호 「韓口地方政府協力: 問題点と発展戦略」、2011 年 6 月)。
<http://www.eurasiahub.org/data/ftproot/20110621_22_23%EC%B0%A8%ED%95%9C%EB%9F%AC/11%20Report%20Eom_Gu_Ho.pdf> (2013 年 4 月 4 日取得)